明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十二年五月十九日

○第二十六回国会　衆議院会議録追録（一）（その一）

〔第七号参照〕

昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十一年産米穀について昭和三十年産米穀と同様に、政府に対し事前売渡申込に基いて米穀を売り渡した場合に、同年分の所得税について、その売渡の時期の区分に応じ玄米一石当り平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

米穀供出の促進及び確保を図るための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、この措置により本年度の減収見積は約三十億円である。

右報告する。

昭和三十二年二月八日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十一年末まで新築家屋について所有権の保存登記の登録税千分の六を千分の一に軽減する等の措置を講じてきたが、今後なお本年一月一日から昭和三十三年末までに新築した家屋について、従前と同様の軽減税率を適用しようというのである。

二　議案の可決理由

住宅建築促進のため適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、この措置により減収見積額は次の通りである。

本年度　約六千六百万円

昭和三十二年度　約三億一千万円

右報告する。

昭和三十二年二月八日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十号参照〕

昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度において講ぜられてきた国債の償還資金の繰入に関する次の特例措置を、昭和三十二年度においても引き続き行うこととしようとするものである。すなわち、

第一は、国債の元金償還に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき最低金額は、財政法第六条の規定による前々年度剰余金の二分の一相当額のみにとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首における国債総額の百分の百十六の三分の一相当額の繰入は、これを停止するという特別措置である。

第二は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対して負う法定債務の償還元利金については、直接国債整理基金特別会計に繰り入れることとし、右の繰入金額は一般会計から同特別会計に繰入があったものとみなすという措置である。

二　議案の可決理由

国債償還費の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるための措置として妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年二月十九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十四年度におきまして、政府が日本国有鉄道に対しその歳入不足を補てんするために貸付けた貸付金三十億五千二百三十六万三千円の償還期限が、本年四月三十日に到来することとなっているのを、現在の日本国有鉄道の財政状況等にかんがみ、その償還期限をさらに延期し、昭和三十二年度から昭和三十六年度までの五年間に分割して償還させることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、現在の日本国有鉄道の財産状況並びに今後における弁済能力等にかんがみ、妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に、日本国有鉄道貸付金償還金として六億五千二百三十六万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年二月二十日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案（佐々木秀世君外一名提出、第二十四回国会衆法第五九号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

終戦直後、樺太、千島より北海道に引揚げた多数の漁民のためにとりあえずの援護措置として、昭和二十二年度二百万円、昭和二十三年度公共事業費五千五百三十四万五千円の全額国費をもって共同住宅六十棟（現有五十四棟）、給水施設三箇所（現有三箇所）、漁船五十三隻（現有十五隻）を新設又は購入して引揚漁民の組織している生産組合に使用させ関係市町村にこれを管理させることとしたが、その後の維持補修または管理については、各市町村において少なからぬ支出を余儀なくされている事情等を勘案して、本案は、これらの施設について、これを関係市町村に譲与しようとするものである。

二　議案の可決理由

北海道における魚田開発事業は、昭和二十六年度よりは国の施策変更により補助金制度に切り換えられて現在に至っているが、昭和二十二、二十三両年度の施設については、その経緯及び実情等からこれを関係市町村に譲与することが管理上、最も実情に即する適切な措置と考えられるので、本案はこれを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約三千三百万円である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き内閣を代表して足立大蔵政務次官より異存ない旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十二年二月二十日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求める件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

工業品検査所は、輸出品取締法に基く輸出品の検査等を行っており、現在、四国一円を管轄区域とする検査所の出張所は、丸亀市に設置されているが、昭和三十一年に四国通商産業局が高松市に移転したことに伴い、輸出検査の迅速かつ円滑な施行のために工業品検査所の出張所も高松市に移転する必要が生じたので、工業品検査所高松出張所の設置に関し、国会の承認を求めようとするものである。

二　本件の議決理由

本件の趣旨は、工業品の輸出検査の能率的な実施のために必要なものであると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年二月十九日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十五号参照〕

国土開発縦貫自動車道建設法案（第二十二回国会衆法第二六号、第二十四回国会参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、第二十二回国会において衆議院を通過以来、参議院において継続審査となっていたものであるが、第二十四回国会において修正議決され、国会法第八十三条の四の規定により衆議院に送付され、じ来今国会に継続したものであって、その内容及び参議院の修正点は次の通りである。即ち、国土を縦貫する高速幹線自動車道を

開設し、あわせて未開発地の開発を図ろうとするものであつて、その内容の主なる点は、

1　北海道より九州に至る延長約三千粁にわたり、国土を縦貫する高速幹線自動車道を完成すること。

2　この高速幹線自動車道を幹線として、これに接続する道路の整備又は建設を図ること。

3　この道路網の完成により、国土の普遍的開発、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を図ること。

等である。

第二十四回国会における参議院修正の要点は次の通りである。

1　本案の対象になつている「国土開発縦貫自動車道」の定義について、道路運送法の定義を引用しているのを改め、この法律自体で定義するものとすること。

2　国土開発縦貫自動車道の予定路線は、本案別表に掲げるところによるものとしているのを改め、別表で定める路線を基準として別に法律で定めるものとすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね適切妥当な措置と認めるが、昭和三十二年度における事業の逐行、及び将来の道路交通取締りの変革に対処する等のため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案については、南條建設大臣より、修正の点は機宜な措置であり、本案は速やかなる成立を望む旨が述べられた。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算として建設省行政部費中、五十五万六千円が国土開発縦貫自動車道建設審議会の費用として見込まれている。

右報告する。

昭和三十二年二月二十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

国土開発縦貫自動車道建設法

（目的）

第一条　この法律は、国土の普遍的開発をはかり、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに、産業発展の不可欠の基盤たる高速自動車交通網を新たに形成させるため、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「自動車道」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道をいう。

（国土開発縦貫自動車道の予定路線）

第三条　国土を縦貫する高速幹線自動車道として国において建設すべき自動車道（以下「国土開発縦貫自動車道」という。）の予定路線は、○別表に掲げる中央自動車道のうち小牧市附近から吹田市までを別表のとおりとするのほか、○別に法律で定める。

2　政府は、すみやかに、前項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律案を別表に定める路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき国土開発縦貫自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、決定しなければならない。

（国以外の者の行う建設）

第四条　政府は、別に法律で定めるところにより、国土開発縦貫自動車道の予定路線の一部について、国以外の者に高速幹線自動車道の建設を行わせることができる。

（建設線の基本計画）

第五条　内閣総理大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普遍的開発の地域的な重点指向その他国土開発縦貫自動車道の効率的な建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発縦貫自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線（以下「建設線」という。）の建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

3　前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

4　前項の規定による意見の申出があつたときは、国の行政機関の長は、これをしんしやくして、必要な措置を採らなければならない。

（建設線の基本計画と関連する事項の調整）

第六条　内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、建設線の基本計画にてらして必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関し、国の行政機関の長の処分について必要な調整をすることができる。

一　国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は一般自動車道（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。以下同じ。）の整備又は建設

二　国土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設

（継続費）

第七条　建設線の基本計画に基く国土開発縦貫自動車道の建設に必要な資金については、これを財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の二の規定により継続費とすることができる。

（資金の融通のあつせん）

第八条　政府は、建設線の基本計画にてらして必要があると認めるときは、第四条の規定により高速幹線自動車道の建設を行う者又は国土開発縦貫自動車道に接続する一般自動車道について当該事業の免許を受けた者に対し、当該路線の建設に必要な資金の融通をあつせんすることができる。

（損失補償と相まつ生活再建又は環境整備のための措置）

第九条　国土開発縦貫自動車道の建設又は第四条の規定により行われる高速幹線自動車道の建設に必要な土地等を供したため生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行うことを必要と認める生活再建又は環境整備のための措置について、その実施に努めなければならない。

（基礎調査）

第十条　政府は、別表に掲げる中央自動車道のうち小牧市附近から吹田市までの区間（第三条第一項について、この法律の施行後、その他の国土開発縦貫自動車道の予定路線については第三条第一項の規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律の施行後、すみやかに建設線の基本計画の立案のため必要な基礎調査を行わなければならない。

（審議会の設置）

第十一条　総理府に国土開発縦貫自動車道建設審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第十二条　審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

一　国土開発縦貫自動車道の予定路線に関し調査審議すること。

二　建設線の基本計画に関し調査審議すること。

三　建設線の建設に要する資金の調達及びその融通のあつせんに関し調査審議すること。

四　国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路又は一般自動車道の整備又は建設に関し調査審議すること。

五　国土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設に関し調査審議すること。

六　その他第一条の目的を達成するために必要な事項に関し調査審議すること。

（組織）

第十三条　審議会は、会長及び委員二十八人以内をもつて組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　大蔵大臣
二　農林大臣
三　通商産業大臣
四　運輸大臣
五　建設大臣
六　国家公安委員会委員長
七　自治庁長官
八　経済企画庁長官
九　衆議院議員のうちから衆議院の指名した者　八人
十　参議院議員のうちから参議院の指名した者　五人
十一　学識経験がある者のうちから内閣総理大臣が任命する者　八人以内

4　前項第十〇一号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。

5　会長及び委員は、非常勤とする。

（関係都道府県知事の意見の聴取）

第十四条　審議会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意見をきくことができる。

（資料の提出）

第十五条　国の関係行政機関の長は、審議会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

（政令への委任）

第十六条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中売春対策審議会の項の次に次の一項を加える。

国土開発縦貫自動車道建設審議会	国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。

別表

路線名	起点	終点	主たる経過地
中央自動車道	東京都	吹田市	神奈川県津久井郡相模湖町附近　富士吉田市附近　静岡県安倍郡井川村附近　飯田市附近　中津川市附近　小牧市附近　大垣市附近　大津市附近　京都市附近
東北自動車道	東京都	青森市	浦和市附近　館林市附近　宇都宮市附近　福島市附近　仙台市附近　盛岡市附近　秋田県鹿角郡十和田町附近
北海道自動車道	函館市	稚内市	札幌市附近
	釧路市	札幌市附近	
中国自動車道	吹田市	下関市	兵庫県加東郡滝野町附近　津山市附近　三次市附近　山口市附近
四国自動車道	徳島市	松山市	徳島県三好郡池田町附近　高知市附近
九州自動車道	門司市	鹿児島市	福岡市附近　鳥栖市附近　日田市附近　熊本市附近　小林市附近

〔第十七号参照〕

昭和三十一年度一般会計予算補正（第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は、昭和三十一年度における経済界の好況による歳入見込額の増加が相当多額に及ぶものと認められるに至つた結果、この歳入増加分を最も有効適切な面に使用するため、産業開発に積極的に寄与することとし、産業投資特別会計資金への繰入れ三百億円、及びその財源に関連して地方交付税交付金百億円を追加計上したものである。

本補正の結果、昭和三十一年度一般会計予算の歳入歳出はいずれも次の通りとなる。

当初予算額	一兆三百四十九億二千三百万円
補正追加額	四百億円
計	一兆七百四十九億二千三百万円

(一)　歳入追加額の内訳は次の通りである。

(1)	租税及び印紙収入	
	(イ) 所得税	二百億円
	(ロ) 法人税	二百億円
	(ハ) 計	四百億円

(二)　歳出追加額の内訳は次の通りである。

(1)	地方交付税交付金	
	(イ) 当初予算額	千六百二十七億九千八百万円
	(ロ) 追加額	百億円

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、外務省の機構について二つの改正を行おうとするものである。

その一は、外務省本省において、欧米局を廃止するとともに、新たにアメリカ局及び欧亜局を設けようとするものである。現在、外務省においては地域別の政務を担当する局として、アジア局と欧米局の二局があるが、これらの局が設けられたのは、サン・フランシスコ平和条約が締結された当時であつて、その後国際政治に占める日本の地位は著しく向上し、従つて今日では、欧米局一局をもつて、欧州、米州、アフリカ、中近東、大洋州の諸地域を担当することは外交活動に万全を期する上から遺憾の点が少くない。そこで、欧州、中近東、アフリカ及び大洋州の諸国に関する事務については、別に独立の一局をもつてこれにあてることとし、このため、現在の欧米局を、アメリカ局と欧亜局の二つに分離することとしている。

その二は、在外公館の一として、ジュネーヴに、在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部を設置し同代表部の長には特命全権公使を充てることとしている。ジュネーヴには、国連欧州事務局を始め、種々の国連専門機関や国際機関があり、このため同地におかれているわが総領事館は、領事事務の範囲をこえ、国際機関ないし国際会議に関する外交事務がその大半を占めているが、加えて世界の主要国は、すべてジュネーヴに外交機関として政府代表部を設置しているので、この際わが国も諸外国との関係上、ジュネーヴに、在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部を設け、同代表部の長に、特命全権公使を充てようというのである。

二　議案の可決理由

国際連合への加盟、あるいはソ連、東欧諸国との国交回復等、現在の機構が設けられたサン・フランシスコ平和条約締結当時とは全く面目を一新した今日のわが国外交にとつて、本案による機構改革は実情に合致した適切な措置と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月一日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、労働省に官房長をおこうとするものである。

すなわち、労働行政においては、最近、経済政策、社会政策等との関連から総合的な見地において検討を必要とする事項が増大し、このため省内各部局にわたり調整を要する事項もまた増加するに至つた。

そこで、この際他の省の例にならい、労働省にも官房長をおこうとするものである。

二　議案の可決理由

労働行政における、完全雇用、給与問題、中小企業問題、職業訓練等の多くの部門は、国の長期的な経済計画の一環として検討せざるをえない状況におかれており、官房長をおくことによつて労働行政の総合調整をはかつてゆこうとする本案の趣旨は、適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月一日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

(ハ)　計　千七百二十七億九千八百万円

(2)　産業投資特別会計資金への繰入

(イ)　当初予算額　○

(ロ)　追加額　三百億円

(ハ)　計　三百億円

(ヨ)　歳出項目の概略は次の通りである。

(1)　地方交付税交付金

昭和三十一年度における所得税二百億円及び法人税二百億円の増収による地方交付税交付金の増加額で、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付されるもので、このうち相当額は昭和三十二年度において公債費の償還に充てられる。

(2)　産業投資特別会計資金への繰入

昭和三十一年度における歳入見込の増加に伴い、そのうち三百億円を産業投資特別会計に新たに設ける歳入歳出外の資金に繰り入れ、同会計の原資の補完に充当するものである。しかしてこのうち百五十億円は昭和三十二年度財政投融資の原資に充てるものである。

二、本予算の可決理由

本補正予算は、歳入増加分を最も有効適切な面への歳出増加に充てている点、財政措置として妥当なものであると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月八日

予算委員長　山崎　巖

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十一年度特別会計予算補正（特第1号）に関する報告書

一、本予算の要旨

本補正予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計に関するものである。

本補正の結果、昭和三十一年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算は、次の通りとなる。

当初予算額	千八百六十四億四千六百万円
補正追加額	百億円
計	千九百六十四億四千六百万円

補正の内容は、次の通りである。

1　歳入

一般会計より受入　百億円

2　歳出

地方交付税交付金　百億円

以上の補正は、昭和三十一年度一般会計予算補正（第1号）において、所得税及び法人税の増収見込額として、それぞれ二百億円、合計四百億円が計上されたのに伴つて、地方交付税の増加額に相当する額を一般会計から受け入れ、地方交付税交付金の増額を行つたものである。

二、本予算の可決理由

本補正予算は、昭和三十一年度における経済界の好況による所得税及び法人税の自然増収に伴う当然の措置であるから妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月八日

予算委員長　山崎　巖

衆議院議長益谷秀次殿

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、民事訴訟法に基く強制執行と国税徴収法の滞納処分の手続に関する特例法であつて、動産、不動産、登録される船舶に対し、滞納処分と強制執行等との手続を重複して行うことができることとするとともに、両者が競合した場合の手続の調整を図り、もつて、主として私債権実行上の障害を除こうとするものである。

本案の要旨は次の四点である。

第一は、民事訴訟法により強制執行ができる有体動産、不動産または登記される船舶に対しては、先に滞納処分が行われていても、さらに強制執行または仮差押の執行をすることができることとし、この場合の手続の調整措置を定めること。

第二は、すでに強制執行が行われていても、さらに滞納処分を行うことができることとし、滞納処分が先行する場合の措置と対応して、手続の調整をすること。

第三は、滞納処分と強制執行とが競合した場合に、手続の促進を図るため、裁判所は、先に行われた滞納処分が進行しない場合において相当と認めるときは、差押債権者等の申請により、強制執行を続行する旨の裁判をすることとし、これに対応して、裁判所は、先に行われた強制執行の手続が中止または停止された場合に相当と認めるときは、収税官吏等の請求によつて、滞納処分の続行を承認する旨の裁判をすることとすること。

第四は、滞納処分と競売法による不動産または船舶の競売との競合及びこれらの手続の促進についても、以上に準じてこれを取り扱うこととすること。

二、議案の可決理由

租税等の実体優先主義を是正し、私債権本来の権利を保護しようとするものであつて、この手続の調整は妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月七日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十八号（その一）参照〕昭和三十二年度一般会計予算に関する報告書

一、本予算の要旨

本予算は、内外の経済の情勢にかんがみ、通貨価値の安定と健全財政の方針を堅持しつつ積極的に経済拡大への重点施策を行うため

一　税制の改正

二　経済基盤の拡大強化と完全雇用の達成

三　福祉国家の理想に向つての前進を三大骨格として編成されたものである。

その主なる施策は

1　所得税の大幅減税
2　一般会計および財政投融資を通ずる産業基盤の整備拡充
3　貿易の振興
4　中小企業の育成
5　農林漁業対策の強化
6　国土の総合開発
7　社会保障の充実
8　住宅および環境衛生対策の推進
9　文教および科学技術の振興
10　自衛体制の整備
11　地方財政の健全化

等となつている。

本予算の内容は次の通りである。

歳入、歳出ともに、一兆一千三百七十四億六千四百余万円である。

(ロ)　歳出

1　生活保護費　三百六十五億六百余万円

昭和三十一年度予算に比べて二億二千八百万円の増加であるが、この内訳は保護人員の減

少による減十五億四千百万円、保護基準の改訂による増十一億五千四百万円、母子加算の拡充による増加四億五千万円、保護施設事務費の増加一億六千六百万円等である。

2　児童保護費　九十三億一千百余万円

この経費は前年度予算に比べ十六億九千万円の増加である。その内訳は、児童保護費の増五億八千七百万円、その他社会福祉費の増十一億三百万円である。

3　遺族および留守家族等援護費　七十億八千四百余万円

4　社会保険費　二百一億五千百余万円

昭和三十二年度以降四箇年間に三千万人に近い未加入者を保険に加入させ、国民皆保険を達成することを目途として、国民健康保険の普及促進を図ることとし、被保険者数を昭和三十一年度に比べ五百万人増の三千五百万人と見込んでいる。

5　失業対策費　三百四十七億九千二百万円

失業者吸収人員については、雇用の増加が期待されるので、昭和三十一年度の二十四万八千人に比べて約一割減の二十二万五千人としている。他方一般失業対策事業の賃金単価二百八十二円を三百二円に引き上げてその改善をはかり、事業内容の充実に努めることとしている。この結果、前年度予算に比べて三億七千五百万円の減となつている。

6　結核対策費　百四十七億九千六百余万円

結核対策の重点を、従来の病床増設から予防におき、健康診断および予防接種を全額公費で実施することとしている。

7　義務教育費国庫負担金　八百四十七億円

児童生徒数の増加に伴う教職員の増加、給与改訂による増加、高学歴所有者に対する給与是正および恩給費等の増加を見込み、昭和三十一年度予算に比べて七十七億五千万円の増加である。

8　国立学校運営費　三百六十九億二千六百余万円

昭和三十一年度に比べて三十五億七千四百万円の増加であるが、これは給与改訂による人件費、教官研究費、学生経費、病院医療費、原子力研究経費、その他物件費の増加等によるものである。

9　文教施設費　八十八億五千五百余万円

学校施設中、病院整備等継続工事の施行と戦災復旧とに重点をおくとともに、学校統合の促進、二部教授の解消等にも重点をおいている。また新たに定時制高等学校の施設費補助を計上した。前年度に比べて七億九千万円の増加である。

10　育英事業費　四十二億五千二百余万円

育英資金貸付金は、前年度とほぼ同額であるが、返還金が増加するため学生に対する貸与金は前年度より実質的に約一億円増加することになつている。

11　科学技術振興費　百七十八億八千二百余万円

昭和三十一年度予算に比べて六十三億円の増加である。このうち、原子力関係経費は六十億円で前年度の十四億七千八百余万円に比べて大幅の増加となり、ほかに国庫債務負担行為三十億円を計上してその充実を図ることとしている。また、国際地球観測年事業についてもさらに施設整備の充実を図るため所要の経費を計上している。

12　国債費　三百六十一億六千百余万円

国債利子の中で、内国債利子のうちには、引揚者の在外財産に対する交付国債の利子十億円が含まれている。

13　文官等恩給費　百七十四億七千五百余万円

前年度に比べて一億七千七百万円の増加であるが、これは昭和三十一年度において措置された昭和二十三年六月三十日以前に退職した文官に対する恩給の不均衡是正の平年度化による増加である。

14　旧軍人遺族等恩給費　七百八十五億八千七百余万円

前年度に比べて五十九億五千八百万円の増加であるが、これは、昭和三十二年度における公務扶助料の受給人員がさらに三万人ふえることと、仮定俸給の号俸是正、ベース改訂の平年度化等による増加となつている。

15　地方交付税交付金　千八百六十七億七千二百余万円

昭和三十二年度における所得税、法人税、酒税の収入見込額の百分の二十六に相当する千八百七十三億七千八百余万円から、三十年度の超過交付額、六億五百余万円を減額して計上したものである。

昭和三十二年度は、租税収入の異常な増収見込みによつて、所得税の大幅減税にもかかわらず地方交付税の総額は従前の百分の二十五の率で前年度に比べて百六十七億六千八百万円の増加となる。今回この率を一パーセント引き上げて百分の二十六としたため、さらに七十二億六百万円増加し、合計二百三十九億七千四百万円の増加をみることとなつた。

16　防衛支出金　四百一億六千五百万円

前年度に比べて四億円の減であるが、これは防衛庁経費、施設提供等諸費および軍事顧問団経費の合計額が前年度より八億円増加するので、日米間の合意による分担金の削減に関する一般方式を適用して、増加額の二分の一を減額したものである。

17　防衛庁経費　千十億円

ほかに、国庫債務負担行為として二百億六千百万円、継続費として新たに三十六億七千万円がある。

陸上自衛隊の増強は昭和三十二年度においては行わないことになつている。

海上自衛隊は、艦艇十一隻（約五千五百二十四トン）の建造を計画するほか、米国から艦艇四隻（四千七百七十トン）航空機百四機の供与を受けることを予定している。

航空自衛隊は、航空団この増設のほか、米国から航空機の供与九十四機、日本側の調達二百三十機を予定している。

昭和三十二年度においては、ここ数年来、繰越額が多額にのぼつている点にかんがみ、予算の消化能力等を勘案して前年度に比較して八億円を増加するにとどめた。

18　賠償等特殊債務処理費　二百十五億円

対外債務の処理財源として賠償等特殊債務処理特別会計へ繰り入れるため必要な経費であつて前年度に比較して百十五億円の増額となつている。

19　公共事業関係費　千六百四十四億八千余万円

公共事業関係費の昭和三十二年度予算の特色は、産業基盤の整備、なかんずく輸送隘路の打開のため、道路、港湾、工業用水、空港等の予算が大幅に増額されること。

また、特定多目的ダム建設工事特別会計および特定土地改良工事特別会計が新設され、これらの事業を促進すること。

地方財政再建促進特別措置法に基いて、財政再建団体が昭和三十一年度に実施した事業の補助率引上差額を新たに計上したこと等があげられる。

前年度に比べて二百二十五億三千七百余万円の増加である。

20　住宅及び環境衛生対策費　百二十三億七千九百余万円

内訳

イ　住宅対策費　百六億五千百余万円

ロ　環境衛生対策費　十七億二千八百余万円

公営住宅建設戸数は一般住宅四万六千戸昭和三十一年に発生した風水害、火災等の災害復旧のための第二種住宅四百六十六戸計四万六千四百六十六戸で地域別では、内地、四万二千九百六十六戸、北海道三千五百戸となつている。

このほか、政府の住宅対策としては住宅金融公庫の融資および日本住宅公団の住宅建設がある。

昭和三十二年度予算は、都市における、し尿処理問題を解決するため、大幅に増額し、前年度に比べて八億三千八百余万円の増加となつている。

21　農業保険費　百七億二千三百余万円

22　外航船舶建造融資利子補給

昭和二十九年秋以来海上運賃が上昇してきた結果、各海運会社は好況にめぐまれ、その収支は著しく改善され、また第六次以降の計画造船についての負担金利も市中金利の引下げに伴つて軽減されてきているので今後は利子補給をしなくても諸外国の海運会社に伍し

うるものと認め、十三次造船については利子補給を行わないこととした。また十二次造船以前分の利子補給についても解退を期待して予算を計上しないこととした。

23　予備費　八十億円
前年度と同額である。

24　雑件
雑件のうち主なものをあげれば次の通りである。

(1)　新市町村建設促進費（総理府所管）　十四億五千八百余万円
(2)　移住振興費（外務省所管）　八億二千七百余万円
(3)　準要保護児童生徒対策費（文部省所管）　二億九千二百余万円
(4)　産業教育振興費（文部省所管）　七億二千五百余万円
(5)　国立西洋美術館創設費及び国立競技場建設費（文部省所管）　十四億二千六百余万円
(6)　私立学校助成費（文部省所管）　九億九百余万円
(7)　保健所費（厚生省所管）　二十一億五千五百余万円
(8)　農山漁村建設総合対策費（農林省所管）　三十三億八千二百余万円
(9)　寒冷地農業振興対策費（農林省所管）　四億八千二百余万円
(10)　貿易振興費（通商産業省所管）　十二億余万円
(11)　中小企業対策費（通商産業省所管）　十八億四千八百余万円

25　給与改訂に要する経費　百五十六億円
公務員の給与については、人事院勧告の趣旨に沿い俸給制度の合理化を行い、実質的に六・二パーセント程度の俸給改訂を行うための経費である。
このほか人事院勧告の年度末手当の創設にかえ、昨年末増額支給した期末手当、〇・一五箇月分については引き続き実施することになっている。
なお、公務員の給与改訂にともなって、義務教育費国庫負担金の増額の措置も講じている。

(ニ)　歳入

1　租税及印紙収入　九千四百六十九億一千五百万円
この額は昭和三十一年度の八千二百六十七億一千七百万円に対して、千二百一億九千八百万円の増加となっている。
昭和三十二年度における租税及び印紙収入額を現行税法で見積った場合の収入見込額は、一兆百八十九億三千三百万円となり、今回の税制改正に伴う減収見込額千百五十三億千四百万円、同じく増収見込額四百三十二億九千六百万円となり、差引き七百二十億一千八百万円が純減税額である。
なお、一般会計における予算額に交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入となる入場税、地方道路税及び特別とん税の予算額二百九十六億六千六百万円を合わせると、昭和三十二年度における国の租税及び印紙収入予算額の総額は、九千七百六十五億八千百万円となる。
租税及び印紙収入見込額は次の通りである。

所得税	千七百二十八億七千三百万円
源泉分	五百七十一億八千八百万円
申告分	二千三百億六千百万円
小計	三千九十五億七千九百万円
法人税	六十四億九千六百万円
相続税	三十七億九千百万円
再評価税	千八百十億四千七百万円
酒税	五百三十一億六千四百万円
砂糖消費税	五百三億九千四百万円
揮発油税	三百四十二億六千八百万円
物品税	五億九千百万円
取引所税	十八億百万円
有価証券取引税	三十一億七百万円
通行税	四百四億四千九百万円
関税	四億六千九百万円
とん税	

印紙収入	二百六十八億五千五百万円
収入印紙	四十八億四千三百万円
現金	三百十六億九千八百万円
小計	九千四百六十九億千五百万円

合計

2　専売納付金　千百八十二億六千六百余万円
上、中級品たばこの売り行きが若干上回る傾向にあるため販売金額において前年度に比べて約六十五億円の増加が見込まれる。昭和三十二年度の納付金は、昭和三十一年度予算額に比べて五十五億五千四百万円の増加を見込んでいる。

3　官業益金及び官業収入　百四十五億一千八百余万円

4　政府資産整理収入　八十六億八千六百余万円

5　雑収入　二百九十九億四千六百余万円

6　前年度剰余金受入　百九十一億三千百余万円

(1)　官業益金及び官業収入の内訳は次の通りである。

印刷局特別会計受入金	五億五千四百余万円
(2)　官業収入	
病院収入	百三十九億六千三百余万円

(1)　政府資産整理収入の内訳は次の通りである。

国有財産処分収入	三十八億一千九百余万円
国有財産売払収入	四十八億六千七百余万円
回収金等収入	四千六百余万円
(2)　特別会計整理収入	
引継債権整理収入	一億五千三百万円
貸付金等回収金収入	十億八千三百余万円
地方債証券償還収入	三十四億六千五百余万円
事故補償費返還金	一億一千八百余万円

(1)　雑収入の内訳は次の通りである。

国有財産利用収入	三十九億三千六百余万円
国有財産貸付収入	十九億六千九百余万円
国有財産使用収入	二億八千百余万円
共有船舶利用収入	八億九千九百余万円
配当金収入	二百七十五万円
利子収入	七億八千三百余万円
(2)　納付金	七十三億八千四百余万円
日本銀行納付金	六十一億六千六百万円
日本中央競馬会納付金	十二億一千八百余万円
(3)　諸収入	百八十六億二千五百余万円
恩給法納金及特別会計等恩給負担金	七十四億三千六百余万円
懲罰及没収金	十五億一千五百余万円
刑務作業収入	二十一億七千四百余万円
雑入	十二億二千五百余万円
その他	六十二億七千三百余万円

以上が歳入の概要である。

二　本予算の可決理由
本予算は、最近における内外の経済情勢にかんがみ、完全雇用の達成と生活水準の向上を目

途とし、将来にわたるわが国経済の全般にわたつて、均衡のとれた安定的成長を図るための措置が講ぜられているので妥当、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月九日

予算委員長　山崎　巌

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年度特別会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、昭和三十二年度財政経済の基本方針である財政経済の健全化、経済の拡大発展、インフレの防除、産業の発達及び国民生活の向上等の重点施策に準じて産業基盤の整備拡充、中小企業の育成、社会保障の充実及び地方財政の健全化等の円滑な遂行を期することとして所要の経費を計上している。

本予算の歳入歳出額の通計は、歳入においては二兆三千二百五十八億四千七百余万円で前年度より千二百十四億四千六百余万円の増加であり、また歳出においては二兆二千二億四千百余万円で前年度より千三十八億五千一百余万円の増加である。

なお、本会計の数は新設の国有財産特殊整理資金特別会計、特定土地改良工事特別会計及び特定多目的ダム建設工事特別会計を加えて三十九である。

各特別会計の歳入歳出予算は次の通りである。

特別会計名	歳入	歳出
	千百万円	千百万円
交付税及び譲与税配付金	二千百六十五億一千百万円	二千百六十四億六千五百万円
造幣局	二十三億六千百万円	二十三億六千百万円
印刷局	五十四億三千万円	四十八億七千五百万円
資金運用部	七百七億六千六百万円	七百七億六千六百万円
国債整理基金	四千五百四十億七千六百万円	四千五百四十億七千六百万円
貴金属	一億七千六百万円	一億七千六百万円
外国為替資金	八十五億九千八百万円	八十五億九千八百万円
産業投資	四百三十一億三千七百万円	四百三十一億三千七百万円
経済援助資金	五億八千三百万円	五億八千三百万円
余剰農産物資金融通	六十五億四千四百万円	六十五億四千四百万円
賠償等特殊債務処理	三百五億円	三百五億円
国有財産特殊整理資金	八億六千百万円	六百七十二億七千八百万円
厚生保険		
健康勘定	六百七十二億七千八百万円	四十六億五百万円
日雇健康勘定	四十六億五百万円	百十一億五千七百万円
年金勘定	五百三十一億四千五百万円	三十七億九千九百万円
業務勘定	三十七億九千九百万円	四十五億一千六百万円
船員保険	五十七億七百万円	八十七億二千六百万円
国立病院	八十七億二千六百万円	二億三百万円
あへん	二億三百万円	八千六百四十三億二千二百万円
食糧管理	八千六百四十三億二千二百万円	
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	二十九億三千九百万円	二十九億三千九百万円
農業勘定	百十四億一千九百万円	百十四億一千九百万円
家畜勘定	二十七億八百万円	二十七億八百万円
業務勘定	七千七百万円	七千七百万円
森林火災保険	四億六千八百万円	四億六千八百万円

漁船再保険
- 普通保険勘定　十六億四千三百万円
- 特殊保険勘定　四億二千七百万円
- 給与保険勘定　一億二千百万円
- 業務勘定　二千七百万円

自作農創設特別措置
- 開拓者資金融通　十三億八百万円
- 国有林野事業　二十五億三千百万円
- 糸価安定　四百二十九億八千八百万円
- 中小漁業融資保証保険　五十四億九千二百万円
- 特定土地改良工事　七億二千九百万円
- アルコール専売事業　四十二億四千四百万円
- 輸出保険　三十三億三千三百万円
- 中小企業信用保険　五十二億八千万円
- 保険勘定　三十二億七千五百万円
- 融資勘定　十五億三千五百万円
- 特別鉱害復旧　二億六千四百万円
- 特定物資納付金処理　三十億四千六百万円
- 木船再保険　八千二百万円
- 自動車損害賠償責任再保険
- 保険勘定　十八億三千八百万円
- 保障勘定　一億七千百万円
- 業務勘定　四千万円
- 郵政事業　千四百十四億一千三百万円
- 郵便貯金　四百五十七億三千六百万円
- 簡易生命保険及郵便年金
- 保険勘定　千二百五億三千二百万円
- 年金勘定　二十一億一千五百万円
- 労働者災害補償保険　二百六十二億五千九百万円
- 失業保険　三百九十六億百万円
- 特定多目的ダム建設工事　六十八億七千六百万円
- 計　二兆三千二百五十八億四千七百万円

次に、主な特別会計の内容は次の通りである。

(一)　交付税及び譲与税配付金特別会計

地方交付税の率を百分の二十六（昭和三十一年度は百分の二十五）に引き上げ、入場譲与税については財源調整上から前年度地方交付税算定上の収入超過団体に対しては、一定の制限を設けることとしている。また、地方道路税の税率を現行の一キロリットルにつき二千円を三千七百円に引き上げ、新たに特別とん税を設け、これを特別とん譲与税譲与金として徴収地港の所在市町村に譲与することとしている。

（歳入）　昭和三十二年度△印は減

	千百万円	千百万円
一般会計より受入		
地方交付税交付金財源受入	千八百六十七億七千三百万円	千八百六十七億七千三百万円
入場税	百七十七億七百万円	百七十七億七百万円
地方道路税	百十三億七千三百万円	百十三億七千三百万円
特別とん税	五億八千六百万円	五億八千六百万円
前年度剰余金受入	五千三百万円	五千三百万円
雑収入	千九百万円	千九百万円
計	二千百六十五億一千百万円	二千百六十五億一千百万円

（歳出）

地方交付税交付金	千八百六十七億七千三百万円
入場譲与税譲与金	百七十七億七百万円
地方道路譲与税譲与金	百十三億七千三百万円
特別とん譲与税譲与金	五億八千六百万円
諸支出金	百万円
予備費	二千六百万円
計	二千百六十四億六千五百万円

㈡　資金運用部特別会計

この特別会計の資金調達及び運用計画は次の通りである。

（資金調達）

預託金の増加	
郵便貯金	千六百六十八億五千万円
簡保年金	千百五十億円
厚生保険	六十四億円
その他	四百二十億円
既運用金の回収	三十四億五千万円
国債	四百六十四億円
地方債	〇
その他	二百三十億円
国民貯蓄債券	二百三十三億円
	△四億円
小計	二千百二十八億円
前年度より繰越	百二十五億円
計	二千二百五十三億五千万円

（資金運用）

特別会計貸付	
開拓者資金融通	三十一億五千万円
特定土地改良工事	十二億五千万円
特定多目的ダム建設工事	九億円
政府関係機関貸付	
開発銀行	千八十億円
北海道東北開発公庫	十億円
輸出入銀行	二百五十億円
農林漁業金融公庫	六十億円
国民金融公庫	百億円
中小企業金融公庫	六十三億円
住宅金融公庫	二百億円
国有鉄道	百二十五億円
その他	八十億円
電源開発会社	千七億円
商中債	三百四十六億円
住宅公団債	二十億円
勤労者厚生	三十億円
道路公団	七十五億円
愛知用水公団	四十億円
森林開発公団	三十二億円
帝都高速度交通営団	九億円
地方債	二十五億円
小計	四百四十億円
	二千百二十八億五千万円
翌年度へ繰越	百二十五億円
計	二千二百五十三億五千万円

㈢　産業投資特別会計

開発銀行納付金が四十七億円（昭和三十一年度三十五億円）に増加し、又昭和三十一年度一般会計予算補正による資金への繰入三百億円のうち、百五十億円を昭和三十二年度にこの資金より受け入れ、これを資金コスト面で出資を必要とする機関に重点的に出資する。更に、新しく中小企業金融対策の一環として商工組合中央金庫に出資することとしている。

（歳入）

運用収入	
運用金回収	百七十八億八千五百万円
運用利殖金収入	五十九億七千四百万円
特定物資納付金処理特別会計より受入	百十九億一千百万円
前年度剰余金受入	二十九億円
資金より受入	七十三億五千二百万円
計	百五十億円
	四百三十一億三千七百万円

（歳出）

産業投資支出	三百七十七億五千万円
事務費	四百万円
国債整理基金特別会計へ繰入	五十三億七百万円
予備費	七千六百万円
計	四百三十一億三千七百万円

（投資計画）

電源開発株式会社出資金	百億円
石油資源開発株式会社出資金	十五億円
北海道東北開発公庫出資金	十五億円
東北開発株式会社出資金	五億円
農林漁業金融公庫出資金	七十億円
商工組合中央金庫出資金	十五億円
株式会社不動産銀行出資金	七億五千万円
住宅金融公庫出資金	三十億円
日本住宅公団出資金	九十五億円
日本航空株式会社出資金	十億円
海外移住株式会社出資金	十億円
公営企業金融公庫出資金	五億円
計	三百七十七億五千万円

㈣　賠償等特殊債務処理特別会計

本特別会計は、一般会計からの受入金及び前年度剰余金等をもつて歳入とし、賠償等特殊の債務の支払財源に充当するものである。

（歳入）

一般会計より受入	二百十五億円
前年度剰余金受入	九十億円
計	三百五億円

（歳出）

賠償等特殊債務処理費	二百九十億円
予備費	十五億円
計	三百五億円

㈤　国有財産特殊整理資金特別会計（新設）

この会計は「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」を実施するために新設されるもので、不用の官庁の土地建物等の売払収入及び資金の運用収入を歳入に充て官庁庁舎の高層

集約化に必要な営繕費の財源の一般会計繰入を歳出とするもので、本年度は官庁庁舎の売払に重点をおき、営繕は、昭和三十三年度以降に実施予定のため歳出は計上せず、また歳入金は、資金として金額翌年度以降の歳出財源として持ち越すものとしている。

（歳入）

官庁庁舎等売払収入	八億五千百万円
雑収入	
利子収入	千万円
計	八億六千百万円

(六) 厚生保険特別会計

本会計の昭和三十年度以前の赤字補てんのための借入金六十億円のうち昭和三十二年度償還予定額十億円の返済については、昭和三十三年度以降に繰り延べ、これに伴う返済財源としての一般会計よりの繰入は行わない。又、日雇労働者健康保険については、収支の現状にかんがみ、医療給付費に対する国庫負担割合を一割から一割五分に引き上げることとしている。

(1) 健康勘定

（歳入）

保険料収入	五百八十二億五千万円
一般会計より受入	三十億円
借入金	六十億円
雑収入	二千八百万円
計	六百七十二億七千八百万円

（歳出）

保険給付費	五百八十七億六千万円
業務勘定へ繰入	五億八千八百万円
借入金償還金	六十億円
諸支出金	三千九百万円
予備費	十八億九千百万円
計	六百七十二億七千八百万円

(2) 日雇健康勘定

（歳入）

保険料収入	三十一億一千七百万円
一般会計より受入	八億二千七百万円
積立金より受入	六億三千百万円
雑収入	三千百万円
計	四十六億五百万円

（歳出）

保険給付費	四十一億八千七百万円
業務勘定へ繰入	四千八百万円
予備費	三億七千万円
計	四十六億五百万円

(3) 年金勘定

（歳入）

保険料収入	四百一億六千六百万円
一般会計より受入	十三億四千六百万円
船員保険特別会計より受入	百万円
運用収入	百十六億二千五百万円
雑収入	六百万円
計	五百三十一億四千五百万円

（歳出）

保険給付費	八十七億三千万円
業務勘定へ繰入	五億九千万円
諸支出金	九千百万円
予備費	十七億四千六百万円
計	百十一億五千七百万円

(4) 業務勘定

（歳入）

他勘定より受入	十二億二千五百万円
一般会計より受入	十九億六千三百万円
積立金より受入	二億一千六百万円
雑収入	三億九千四百万円
計	三十七億九千九百万円

（歳出）

業務取扱費	二十四億四千六百万円
庁舎新営費	七千七百万円
公務員宿舎施設費	一千万円
保健施設費	一億二千八百万円
福祉施設費	十億九千七百万円
予備費	四千万円
計	三十七億九千九百万円

(七) 船員保険特別会計

本会計は、療養給付に対する被保険者の一部負担を見込み、昭和三十一年度同様に国庫より一億円を繰り入れる、又昭和三十年度以前の赤字補てんのための一般会計からの繰入は行わないものとしている。

（歳入）

保険料収入	五十一億二千万円
一般会計より受入	三億三千七百万円
厚生保険特別会計より受入	百万円
運用収入	二億三千三百万円
雑収入	千五百万円
計	五十七億七百万円

（歳出）

保険給付費	三十九億一千百万円
厚生保険特別会計へ繰入	百万円
業務取扱費	一億二千八百万円
福祉施設費	一億七千六百万円
予備費	三億円
計	四十五億一千六百万円

(八) 食糧管理特別会計

(1) 本会計は、昭和三十二年度において、その合理化の検討、また米価その他本会計の基本問題の処理のため、政府に特別調査会を設置し、損失の処理、価格体系等についてはその結論をまつて措置を講ずることにし、とりあえず現行どおりとして予算編成を行つている。

(2) 昭和三十二年度中における損益については、管理費、事務費の合理化による節減、国庫余裕金の利用率をたかめて金利負担の軽減を行う等赤字の圧縮に努力するが、なお、百四十二億円の損失を生ずる予定である。

なお、昭和三十一年度末における損失累計は百九十五億円の見込であるが、そのうち昭和三十年度決算上の損失三十四億円は昭和三十一年度補正予算で補てんする。

(3) 食糧証券については、昭和三十二年度末在庫が昭和三十一年度末在庫より三百九十五億円減となるが、予備費三百億、損失百四十二億円が発行増加要因となるので昭和三十二年度末発行見込額は、昭和三十一年度末発行見込額より三千四百二十億円より四十七億円増の三千四百六十七億円となる。

米麦の買入予定数量、米の消費者価格及び麦の政府売渡価格は次の通りである。

(1) 米麦買入予定数量

米		昭和三十二年度 四百五万千四百屯
	内（当年産米	二千六百八十七万七千三百石
	前年産米	十三万二千石
大麦		二十四万九千石
はだか麦		四十三万五千石
小麦		五十三万二千石
外米		四十万七千二百石
外大麦		八十七万三千石
外小麦		二百二十二万二千石

(2) 米麦買入価格

内地米（石当り俵代込）	昭和三十一年度 三百七十二万屯
大麦（五十二・五キログラム・はだか）	二千三百五十万石
はだか麦（六十キログラム・はだか）	百三十万石
小麦（六十キログラム・はだか）	二十二万七千石
指定外米（トン当り）	四十四万一千石
普通外米（トン当り）	五十八万二千石
外砕米（トン当り）	百十一万四千六百石
外大麦（トン当り）	八十四万一千石
外小麦（トン当り）	二百二十三万八千石

(3) 米の消費者価格

内地精米（十キログラム）	昭和三十一年度 九千九百六十円
指定外米（十キログラム）	千五百四十六円
普通外米（十キログラム）	二千九十九円
	二千十六円
	百六十三ドル
	九十ドル
	七十ドル五セント
	七十五ドル四セント

(4) 麦の政府売渡価格

大麦（五十二・五キログラム）	昭和三十一年度 一万円
はだか麦（六十キログラム）	千五百八十五円
小麦（六十キログラム）	二千百五十一円
	二千六十六円
	百五十九ドル
	百四十五ドル
	百三ドル
	七十四ドル二セント
	七十七ドル六セント

大麦（五十二・五キログラム）	昭和三十二年度 七百六十五円
はだか麦（六十キログラム）	七百五十円
小麦（六十キログラム）	六百円

	昭和三十一年度
	千六百四十円
	二千百二十円
	二千七十五円

本会計の歳入歳出は次の通りである。

（歳入）

食糧売払代	四千八百七十七億三千八百万円
農産物等売払代	二百五十四億九千万円
学校給食用小麦特売差損受入	十三億円
食糧証券及借入金収入	三千四百六十七億円
検査印紙売払代収入	四億二千万円
雑収入	二十六億七千四百万円
計	八千六百四十三億二千二百万円

（歳出）

事務費	九十九億八千七百万円
食糧買入費	四千百七十七億四千四百万円
農産物等買入費	二百四十四億三千四百万円
食糧管理費	二百六十三億八千四百万円
農産物等管理費	十一億三千万円
サイロ及倉庫運営費	一億一千二百万円
他会計へ繰入	三千五百四十五億三千二百万円
予備費	三百億円
計	八千六百四十三億二千二百万円

(4) 開拓者資金融通特別会計

本会計において機械開墾地入植者に対する営農資金については、昭和三十一年度は余剰農産物資金融通特別会計からの借入金をもつて充当していたが、昭和三十二年度は一般の資金枠から貸し付けることとしている。

（貸付計画）

新規入植者営農資金	八億八千百万円
役畜及び乳牛導入資金	四億九千六百万円
経営改善資金	一億九千六百万円
不振開拓地区再建資金	一億六千百万円
機械開墾地区対策資金	二億四千百万円
計	十九億七千五百万円

（歳入）

償還金収入	十一億六千四百万円
借入金	十二億五千万円
一般会計より受入	九千八百万円
雑収入	百万円
前年度剰余金受入	千七百万円
計	二十五億三千百万円

（歳出）

開拓者資金融通事務費	一億一千百万円
開拓者資金貸付	十九億七千五百万円
他会計へ繰入	四億四千四百万円
予備費	百万円
計	二十五億三千百万円

(5) 国有林野事業特別会計

本会計における特色は次の通りである。

(1)(2) 北海道風倒木跡地の造林を増強すること。

官行造林事業のうち水源林造成を拡大強化すること。

(3) 林道の新設中、特に流送切替林道に重点をおき、その事業に必要な経費の増加をはかることとしている。

(4) 直営生産事業を合理化し、昭和三十二年度においては非能率的な事業所を若干縮少することとしている。

（事業計画）

木竹売払	昭和三十二年度 二千九百十四万石
素材	千七百四十六万石
製材	十五万石
木炭	五万五千トン
薪	千四百万束
造林（更新）面積	二十一万五千百七十町歩
治山面積	二万七百町歩
官行造林面積（新植分）	二万四千町歩
民有保安林買入面積	三万町歩

（歳入）
国有林野事業収入　四百二十九億三千四百万円
　業務収入　四百三億二千万円
　林野売払代　九億四千五百万円
　雑収入　十六億六千九百万円
他会計より受入　五千四百万円
　計　四百二十九億八千八百万円
（歳出）
管理費　九十六億九千七百万円
事業費　三百十一億九千二百万円
林産物処分費　二億三千八百万円
製品費　百二十二億九千六百万円
林道費　六十三億六千四百万円
造林費　五十七億四千三百万円
治山費　二十六億二千四百万円
官行造林費　十三億六百万円
民有保安林買入費その他　十億円
他会計へ繰入　十六億二千百万円
予備費　五億二千四百万円
　計　十五億七千四百万円
　四百二十九億八千八百万円

(三) 特定土地改良工事特別会計（新設）

この会計は、「土地改良法」に基いて国が行う特定の土地改良事業について、その効率的施行と資金調達の円滑化をはかり、その経済性を確保するために新設されたものである。

主な内容は次の通りである。

(1) 本会計の対象事業は、国営かんがい排水事業（昭和三十二年度新規着工地区）、国営干拓事業及びこれらの災害復旧事業であることとしている。

(2) 運営については、これらの事業のうち国庫負担額のみを一般会計より繰り入れ、都道府県及び地元負担額については、資金運用部資金より借り入れ、工事完成後に都道府県及び地元から借入金相当額を償還させることとしている。

(3) 国営干拓事業については、新たに二十パーセントの受益者負担金を課する。国営かんがい排水事業の事業費負担割合についても調整を加えることとしている。

（歳入）
一般会計より受入　三十一億五千九百万円
借入金　八億五千四百万円
予備収入　二億三千万円
　計　四十二億四千四百万円
（歳出）
土地改良事業費　三十九億八千八百万円
国営かんがい排水事業　一億九千四百万円
直轄干拓事業　三十億四千四百万円
代行干拓事業　七億五千百万円
他会計へ繰入　二千五百万円
予備費　二億三千万円
　計　四十二億四千四百万円

新旧制度による施行工事量の比較

	従前の制度の場合	特別会計の場合
国営かんがい排水事業	一億一千二百万円	一億九千四百万円
直轄干拓事業	二十四億三千五百万円	三十億四千四百万円
代行干拓事業	六億一千二百万円	七億五千百万円
計	三十一億五千九百万円	三十九億八千八百万円

(四) 輸出保険特別会計

本会計においては、新たに普通輸出保険に機械包括保険を設け、輸出代金保険の貨物輸出に伴う技術及び労務に対する保険の改善をはかり、投資保険については、利益送金にかかわる損失を保険事故に加える等の改正を行うこととしている。

（歳入）
保険料収入　八億七千四百万円
運用収入　二億一千六百万円
雑収入　八千二百万円
前年度剰余金受入　四十一億八百万円
　計　五十二億八千万円
（歳出）
保険金　五億六千五百万円
事務取扱費　三千万円
予備費　四十六億八千五百万円
　計　十二億八千万円

(五) 中小企業信用保険特別会計

新たに融資勘定を設け、一般会計より十億円を受け入れ、保証協会に低利の貸付を行い、中小企業金融の改善に資することとしている。

(1) 保険勘定

（歳入）
保険料収入　四億八千三百万円
運用収入　一億二千六百万円
雑収入　一億三千六百万円
前年度剰余金受入　二十五億二千九百万円
　計　三十二億七千五百万円
（歳出）
保険金　七億二千九百万円
事務取扱費　五千七百万円
予備費　二十四億八千九百万円
　計　三十二億七千五百万円

(2) 融資勘定

（歳入）
一般会計より受入　十億円
貸付回収金　五億円
雑収入　三千五百万円
　計　十五億三千五百万円
（歳出）
信用保証協会貸付金　十五億円
事務取扱費　百万円
予備費　三千四百万円
　計　十五億三千五百万円

(六) 郵政事業特別会計

郵便収入中の基本収入については、昭和三十一年度実績見込に対して若干の増加を見込み、郵便貯金の増加目標額は昭和三十一年度より百六十億円増の千百五十億円としていること。

（歳入）
事業収入　一千三百八十二億三千五百万円
　業務収入　四百六十九億五千六百万円

他会計より受入　五百八十一億九百万円
雑収入　二十三億一千三百万円
業務外収入　三百八億五千七百万円
資本収入　三十一億七千九百万円
公債又は借入金　二十三億円
設備負担金　八億七千九百万円
計　一千四百十四億一千四百万円

（歳出）
業務費　一千五十二億六千万円
業務外支出　三百八億五千七百万円
局舎その他建設費　四十三億九千五百万円
公債及借入金償還金　一億二百万円
予備費　八億円
計　千四百十四億一千四百万円

㈣　簡易生命保険及郵便年金特別会計

本会計における資金の調達及び運用計画は次の通りである。

（資金調達）
新規積立金　六百七十八億円
政令払戻額　六十四億円
回収金　十八億円
前年度繰越　六十億円
計　八百二十億円

（資金運用）
財政投融資　七百四十億円
農林漁業金融公庫　百十七億円
住宅金融公庫　百十億円
住宅公団　九十億円
郵政事業特別会計　二十三億円
地方債　四百億円
契約者貸付　八十億円
計　八百二十億円

㈤　特定多目的ダム建設工事特別会計（新設）

この会計についての特色は次の通りである。

(1)　従来は、公共事業の地方負担分も一般会計予算により工事が行われ、その後受益者から分割納付されていたが、これを特別会計が直接資金運用部等より借入することとすること。

(2)　本特別会計では、建設工事のほか工事中の災害復旧も実施するが、完成後の管理は行わないとしていること。

(3)　受益者の負担分は、従来と同様に地方債証券で納付されるが償還条件は、金利六分五厘、十五年償還（うち据置三年）と予定していること。

（歳入）
一般会計より受入　四十六億三千万円
借入金　九億七千八百万円
諸収入　十一億一千万円
雑収入　五百万円
予備収入　一億五千二百万円
計　六十八億七千六百万円

（歳出）
天龍川美和ダム建設事業費　八億三千六百万円
荒川二瀬ダム建設事業費　八億七千四百万円
肱川鹿野川ダム建設事業費　九億五百万円
多目的ダム建設事業費　三十七億五千八百万円
工事事務費　一億九千四百万円
管理費　一億二千六百万円
他会計へ繰入　二千八百万円
予備費　一億五千六百万円
計　六十八億七千六百万円

（事業計画）
(1)　従来一般会計の継続費として実施中の天龍川、荒川、肱川については、ほぼ既定の計画通りの規模で実施することとしている。

(2)　従来準備工事中であつた岩木川、和賀川、由良川、球磨川については、いずれも大幅に予算を増額し早期完成をはかることとしている。

(3)　淀川、名取川両地区を新規に採択着工することとしている。

(4)　雄物川（皆瀬）、鬼怒川（川俣）、揖斐川の実施設計調査を行うこととしている。

二　本予算の可決理由

本予算は、今日の経済発展の現状に即し、さらに経済の拡大を推進するに必要な積極的施策を織込み、一方経済財政政策の健全性を保持する方針をもつて編成されており、おおむね妥当なものであると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月九日

予算委員長　山崎　巌

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年度政府関係機関予算に関する報告書

一　本予算の要旨

昭和三十二年度政府関係機関予算は、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等八政府金融機関に関するものである。

本年度においては、北海道開発公庫を改組して、北海道東北開発公庫とし、又、公営企業金融公庫を新たに設置することとなつている。

昭和三十二年度予算編成基本方針に則つて、本年度の政府関係機関予算においては、

㈠　産業発展の隘路を打開するため、輸送部門については、輸送施設を増強するものとして、国鉄運賃の改訂及びエネルギー部門については、電力資源開発を中心とする産業資金供給の増加

㈡　中小企業の育成強化、住宅難解消及び農林漁業の経営の安定をはかるため、それぞれ国民、中小企業、住宅及び農林漁業金融公庫の資金の大幅な増額を、はかつている。

しかして、政府関係機関を通ずる収入総額は、一兆一千四百五十億一千九百万円、支出総額は、一兆六十九億六千二百万円となり、前年度予算額に比較すると収入増加は、二千二百二億五千七百万円、支出増加は、二千百七億五千二百万円となつている。

次に、各機関別の予算概略は、次の通りである。

1　日本専売公社

収入
たばこ事業収入　二千二百四十八億八千八百万円
塩事業収入　二百五十九億八千四百万円
しょう脳事業収入　十億四百万円
共通収入　三億三百万円
計　二千五百二十一億七千九百万円

支出
給与其他諸費　百十九億九千六百万円
たばこ事業費　九百八十三億七千八百万円
塩事業費　二百五十八億八千五百万円

しよう脳事業費　九億二千二百万円
共通費　十一億二千五百万円
固定資産取得費　十八億七千万円
予備費　十三億円
計　千四百十四億七千六百万円
差引収入超過額　千百七億三百万円
資産増加額　七十三億四千四百万円
事業益金　千百八十億四千七百万円
固定資産増加額控除　三千二百万円
専売納付金　千百八十億一千五百万円

本予算の特色は、次の通りである。

㈠　たばこ、塩、しよう脳事業収入については、それぞれ若干の収入増を見込み、又、つとめて経営の合理化をはかるよう措置することとして、経費の節約をはかつている。

㈡　専売納付金は、前年度に比べ五十五億円増の千百八十億円を見込んでいる。

㈢　たばこ消費税は、前年度に比べ十二億円増の四百十三億円を見込んでいる。

2　日本国有鉄道

一　損益勘定

収入
運輸収入　三千二百九十三億七千三百万円
雑収入　八十八億四千百万円
政府会計より受入　四千六百万円
計　三千三百八十二億六千万円

支出
事業費　二千五百二十四億五千三百万円
資本勘定へ繰入　八百二十八億七百万円
（固定資産の取替資金及び借入金等償還資金）
予備費　三十億円
計　三千三百八十二億六千万円

二　資本勘定

収入
損益勘定より受入　八百二十八億七百万円
資産充当　三億八千六百万円
鉄道債券（公募）　二百十五億円
鉄道債券（利用）　二十億円
借入金　八十億円
計　千百四十六億九千三百万円

支出
借入金等償還　七十四億四千九百万円
工事勘定へ繰入資　千六十九億四千四百万円
出　三億円
計　千百四十六億九千三百万円

三　工事勘定

収入
資本勘定より受入　千六十九億四千四百万円

支出
建設費　七十億円
電化設備費　百四十八億六千八百万円
車両費　三百四十八億二千三百万円
諸設備費　四百五十億八千百万円

総係費　五十一億七千二百万円
計　千六十九億四千四百万円

本予算の特色は、次の通りである。

㈠　現在の輸送隘路を打開するとともに、今後の経済発展に伴う輸送量の増大に対処するため「国鉄五箇年計画」を実施することとしている。この計画を実施するために、約六千億円の資金を必要とする。その財源として、輸送量増加による増収二百八十五億円のうち百四十六億円と借入金三百十五億円（資金運用部借入金八十億円、鉄道債券二百三十五億円）を見込めば、五箇年計画を実施するためには、毎年三百六十億円―四百三十億円程度の資金が不足する。この不足を運賃値上による増収によつて補足することとする。運賃の値上率は、十三パーセントとしている。そこで、工事勘定においては、通勤輸送、幹線電化、線増及び車両増備に重点をおいて、前年度に比べ四百八十六億円を増額している。

㈡　事業費については、経営の合理化を推進するものとして、つとめて節減をはかつている。

3　日本電信電話公社

一　損益勘定

収入
電信収入　九十億三千八百万円
電話収入　千三百三十三億九千七百万円
受託業務収入　十七億九千二百万円
雑収入　三十一億一千二百万円
計　千四百七十三億三千九百万円

支出
業務費　九百二十七億四千七百万円
利子及債務取扱費　七十八億七百万円
減価償却費　二百五十八億円
予備費　十五億円
資本勘定へ繰入　百九十四億八千五百万円
計　千四百七十三億三千九百万円

二　資本勘定

収入
減価償却引当金　二百五十八億円
損益勘定より受入　百九十四億八千五百万円
資産充当　十五億円
設備負担金　十一億一千二百万円
電話設備負担金　四十三億一千五百万円
電信電話債券　百四十九億七千万円
計　六百七十一億八千二百万円

支出
償務償還　三十九億一千百万円
建設勘定へ繰入　六百三十二億七千百万円
計　六百七十一億八千二百万円

三　建設勘定

収入
資本勘定より受入　六百三十二億七千百万円

支出
電信電話施設費　四百九十四億三千三百万円
局舎建設費　七十七億一千九百万円
諸施設費　五億六千百万円

総係費　五十五億五千八百万円
計　六百三十二億七千百万円

本予算の特色は、次の通りである。

(一) 昭和三十二年度は、公社の電信電話拡充整備五箇年計画の最終年次にあたり、基礎的諸施設の拡充整備を重点として建設を行うため、昭和三十一年度に比べ五十五億円増の五百四十三億円を計上している。

(二) 特別措置として、農山村電話普及特別対策に、昭和三十一年度に比べ十三億円増の十五億円、町村合併に伴う施設整備特別対策に十億円増の二十億円を計上している。

4　国民金融公庫

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

一　資金調達

資金運用部資金借入金　二百億円
回収金等　四百八十五億円
計　六百八十五億円

二　資金運用

貸付
普通貸付　六百十三億円
特別小口貸付　六億円
恩給及び遺族国債担保貸付　六十一億円
更生資金貸付　五億円
計　六百八十五億円

本予算の特色は、次の通りである。

(一) 庶民金融の円滑化をはかるため、原資の大幅な増額をはかつている。

(二) 運用計画においては、特に、最近の需要増加に応じて普通貸付及び恩給担保貸付の額を、昭和三十一年度に比べてそれぞれ百三十八億円及び二十二億円増額している。

(三) 貸付額のうちには、引揚者対策が実施されて国債の交付が行われる場合を考慮し、その場合における国債担保貸付に必要な資金を含んでいる。

5　住宅金融公庫

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

一　資金調達

産業投資特別会計出資　三十億円
資金運用部資金借入　百二十五億円
簡保資金借入　百十億円
回収金等　三十一億円
計　二百九十六億円

二　貸付契約予定戸数及び金額

住宅融資　八万八千戸　三百三十五億円
一般住宅　五万戸　二百二十九億円
産業労働者住宅　八千戸　三十二億円
増築　二万五千戸　二十六億円
高層化　五千戸　四十八億円
宅地造成　（約二十万坪）　六億円
災害融資　―　十億円
計　三百五十一億円

本予算の特色は、次の通りである。

(一) 昭和三十二年度は融資戸数の増加のほか、住宅の不燃化、高層化に重点をおくこととし、又、住宅融資保険については、昭和三十一年度と同規模の業務を実施することとしている。

(二) 貸付利率は、一般住宅及び増築は年五分五厘、産労住宅、宅地造成、また貸し及び新規事業の高層化融資は六分五厘である。

6　農林漁業金融公庫

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

一　資金調達

産業投資特別会計出資　七十億円
資金運用部資金等借入　百八十億円
回収金等　百億円
計　三百五十億円

二　資金運用

土地改良　百二十億円
林業　三十五億円
漁業　三十三億円
塩業　十七億円
共同利用施設　三十一億円
小団地事業　三億円
農山漁村建設総合対策事業　二十六億円
主務大臣指定施設　六億円
主務大臣指定災害復旧　三億円
自作農維持創設　五十億円
奄美大島復興事業　一億円
開拓　十億円
予備　十五億円
計　三百五十億円

本予算の特色は、次の通りである。

(一) 農林漁業経営の安定を図るため、公庫の資金は増額され、そのうち特に自作農維持創設資金及び農山漁村建設総合対策資金が拡充されている。

(二) 貸付利率は最高八分、償還期限は五年ないし二十五年、据置期間は一年ないし五年である。

7　中小企業金融公庫

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

一　資金調達

資金運用部資金借入　二百億円
回収金等　二百十五億円
計　四百十五億円

二　資金運用

貸付
甲方式　三百四十九億円
乙方式　六億円
直接貸付　六十億円
計　四百十五億円

本予算の特色は、次の通りである。

(一) 中小企業対策に重点をおく昭和三十二年度予算編成方針に則し、中小企業金融の円滑化をはかるため原資百五億円の増額をはかつている。

(二) 貸付については、特に代理貸付方式のうち甲方式の原資が前年度に比べ百五億円増額されている。

8　北海道東北開発公庫

東北地域の開発を促進するための融資を行うため、北海道開発公庫を改組して、北海道東北開発公庫とし、これをあわせて融資を行うこととしている。

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

一　資金調達

産業投資特別会計出資　十五億円

資金運用部資金借入　六十億円
公庫債券　九十四億円
計　百六十九億円
二　運用計画
出資金　五億円
貸付金　百六十四億円
計　百六十九億円

本予算では、原資百六十九億円のうち、北海道分として百二十四億円、東北分として四十五億円を予定している。

9

公営企業金融公庫（新設）

この公庫は、地方公営企業債の低利消化を容易ならしめ、地方公営企業の発展をはかるため、公営企業金融公庫法に基き、新たに設立されることになつたのである。業務としては、公営企業公募債の応募、引受または貸付を行い、また政府保証債券を発行することができるのである。

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

一　資金調達
産業投資特別会計出資　五億円
公営企業金融公庫債券　七十億円
計　七十五億円
二　資金運用
貸付金　七十四億円
計　七十四億円

貸付金七十四億円については、昭和三十二年度の公営企業公募債百九十億円のうち、とくに消化困難なもの等を優先的に扱うものとする。

10

日本開発銀行

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

一　資金調達
資金運用部資金借入
自己資金　二百五十億円
計　四百五十億円
産業投資特別会計への返済金　六百五十五億円
資金運用部への返済金　四十七億円
計　八億円
五十五億円

差引資金額　六百億円
二　資金運用
電力　二百五十億円
海運　百八十億円
その他　百二十億円
予備　五十億円
計　六百億円

本予算の特色は、次の通りである。

(一)　エネルギー部門隘路を打開するため、電源開発に重点がおかれ、昭和三十一年度に比べると百三十億円の資金の増額が行われている。

(二)　海運については、外航船舶建造融資利子補給制度の停止と関連して増額をはかることとしている。

11

日本輸出入銀行

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

一　資金調達
資金運用部資金借入　百二億円
自己資金　五百九十億円
計　六百九十二億円
二　資金運用
貸付　六百九十二億円
計　六百九十二億円

本年度は、産業投資特別会計からの出資は行われぬが、自己資金の増額が見込まれ、原資は、昭和三十一年度に比べて百四十四億円の増加である。

特に、プラント輸出のための金融に重点をおいている。

二　本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の均衡のとれた発展を目途とし、産業基盤をつちかうことを図つており、現下わが国のおかれた諸情勢から見てきわめて妥当、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月九日

予算委員長　山崎　巌

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十号参照〕

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法律の施行期限は昭和三十二年五月十一日となつているが、特別鉱害と認定されている家屋、農地の一部の工事が、技術的理由によつて、期限までに完了できない見とおしであるので、本法律の施行期限を昭和三十三年三月三十一日まで延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政運用上妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、別紙のごとき附帯決議を附することを全会一致をもつて議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、特別鉱害として認定された鉱害にして、本法施行期限内に復旧困難な鉱害については、引きつづきこれが復旧に遺憾なき措置をとられたい。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法律は、明治以来累積された鉱害を計画的に復旧しようとするものであり、その内容は、学校、農地、上下水道、鉄道等の鉱害については、その復旧工事に対してそれぞれ補助金を支出することとなつているが、家屋については、本法律による補助対象から除外されているため、鉱害家屋の復旧問題は、深刻な社会問題化している状況にある。

本案は、鉱害家屋の復旧を促進するため、家屋も本法律の復旧基本計画の対象に加え、その復旧費のうち、家屋等を復旧するため必要な地盤の復旧工事及びこれに基因する家屋等の補修工事に要する費用を国と都道府県の補助対象に加えようとするものである。

二　議案の可決理由

商工委員会においては、昭和三十一年十月与野党一致して、本案と同趣旨の決議をなし、政府の善処を要望した経緯からみて、本案の趣旨は、民生安定のため、まことに妥当なものと認め、全会一致をもつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、別紙のごとき附帯決議を附することを、全会一致をもつて議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に、鉱害復旧事業費（通商産業省所管）として、七千三百四十七万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本改正法の施行にあたり、次の諸点について、特段の考慮を払い、必要な措置を講ずべきである。

一、鉱害の認否、復旧等に関する紛争の円滑な処理を図るために必要な制度、その他の措置を講ずること。

二、家屋の復旧を促進するための予算の増額を図ること。

三、鉱害の計画的復旧を図るため、鉱害量の調査を速かに行うこととし、これに必要な予算措置を講ずること。

四、汚濁水の放流、硬山の崩壊防止等について遺憾なき措置を講ずること。

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十五回国会閣法第四号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

健康保険制度は、わが国の社会保障制度の中核をなすものとして労働者の生活に不可欠にして重要な意義を有しているが、近年その医療費は年を追うて増こうし、特に中小企業を対象とした政府管掌健康保険においては、昭和二十八年末以来収支の不均衡を続け、保険経済はきわめて困難な事態にたち至つたのである。かかる情勢に対処し政府は各種の行政上予算上の措置を講じて収支の均衡を図つた外、第二十二回特別国会及び第二十四回通常国会にそれぞれ本法の一部改正案を提出したが、いずれも審議未了となつた。

昭和三十一年度に入つてからの政府管掌健康保険財政は、一般経済界の著しい好況の中にあつて、相当好転を示してはいるものの、現状のまま放置する場合には、昭和三十二年度においても、なお相当額の赤字を生ずるものと見込まざるを得ない実情である。

本案は、かかる不安定な健康保険財政を根本的に建て直すと同時に、制度そのものの合理化を図るがため、第二十五回臨時国会に三度、本法の一部改正案が提出せられ、引き続き第二十六回国会に継続審査となつたものである。その期するところは健康保険制度が高い医療水準を維持しつつ発展してゆくことであつて、全国民の強い要望である国民皆保険を実現するに当り、その根幹ともいうべき本制度の基礎的な地固めに必要な改正を行わんとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　国庫は予算の範囲内において、政府管掌健康保険事業の執行に要する費用に対し、補助を行うことを法律上明文化したこと。（昭和三十一年度及び昭和三十二年度は各三十億円）

2　標準報酬等級区分について、現行の最低三千円から最高三万六千円までの二十等級を、最低四千円から最高五万二千円までの二十四等級に改めること。

3　療養の給付を受ける者に対する一部負担金の範囲を拡げること。（初診の際百円、入院の場合三月間一日三十円）

4　保険医療機関について個人指定方式の長所をとり入れた機関指定方式を採用すること。

5　継続給付の受給資格期間六月を一年に延長すること。

6　不正受給者に対して損失を補わしめんとする措置を講ずること。

7　被扶養者の範囲は、被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）及び子並びに被保険者と同一の世帯に属する三親等内の親族並びに配偶者の父母及び子で被保険者と同一の世帯に属する者であつて、主としてその被保険者により生計を維持するものとすること。

8　厚生大臣又は都道府県知事の検査に関する規定を整備すること。

9　社会保険診療報酬支払基金における診療報酬請求書の審査機構を整備すること。

二　議案の修正議決理由

健康保険事業の健全な発展とその合理化を図るため、健康保険事業の執行に要する経費について国庫補助を行うことを明らかにし、標準報酬の等級区分の改訂、一部負担の範囲拡張、保険医療組織の合理化等の措置を講ずることは、社会保障制度の確立を促進するため、適切妥当なものと認めるが、さらに本案実施の円滑化を図る意味において修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することとした。

右報告する。

等級	月額	報酬月額
第一級	四、〇〇〇円	四、五〇〇円未満
第二級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上　五、五〇〇円未満
第三級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上　六、五〇〇円未満
第四級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上　七、五〇〇円未満
第五級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第六級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第七級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上一一、〇〇〇円未満
第八級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満
第九級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第一一級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満

昭和三十二年三月十一日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト称ス）」を「其ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

一　被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二　被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三　被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

四　前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第三条第一項の表を次のように改め、同条第四項中「前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付」を「被保険者ガ」に、「其ノ標準報酬」を「其ノ者ノ標準報酬」に改める。

第一二級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第一三級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満
第一四級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第一五級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一六級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一七級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、五〇〇円未満
第一八級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上三四、五〇〇円未満
第一九級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上三七、五〇〇円未満
第二〇級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満
第二一級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満
第二二級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満
第二三級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満
第二四級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上

第七条第二項中「第一条第二項ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第九条及び第九条ノ二を次のように改める。

第九条　厚生大臣又ハ都道府県知事ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ事業所ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九条ノ二　厚生大臣又ハ都道府県知事ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同条第五項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第十一条第一項に次のただし書を加える。

但シ第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条第二項後段を削り、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ヨリ起算ノ上ニ「被保険者ノ資格、」を加える。

第四十三条ノ二中「標準報酬」の上に「被保険者ノ資格、」を加える。

第四十三条に次を一項を加える。

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一　都道府県知事ノ指定ヲ受ケタル病院若ハ診療所又ハ薬局（以下保険医療機関又ハ保険薬局ト称ス）

二　特定ノ保険者ノ管掌スル被保険者ノ為ノ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ当該保険者ノ指定シタルモノ

三　健康保険組合タル保険者ノ開設スル病院若ハ診療所又ハ薬局

第四十三条ノ二から第四十三条ノ六までを次のように改める。

第四十三条ノ二　保険医療機関ニ於テ健康保険ノ診療ニ従事スル医師若ハ歯科医師又ハ保険薬局ニ於テ健康保険ノ調剤ニ従事スル薬剤師ハ都道府県知事ノ登録ヲ受ケタル医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師（以下保険医又ハ保険薬剤師ト称ス）タルコトヲ要ス

第四十三条ノ三　保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタルモノニ就キ都道府県知事之ヲ行フ

都道府県知事保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ指定ヲ担ムニハ地方社会保険医療協議会ノ議ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ指定ハ指定ノ日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第四十三条ノ四　保険医療機関又ハ保険薬局ハ当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ヲシテ第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ定ムル所ニ依リ診療又ハ調剤ニ当ラシムルノ外命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スベシ

保険医療機関又ハ保険薬局ハ前項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ルノ外日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、船員保険法、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）又ハ市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）（以下本法以外ノ社会保険各法ト称ス）ニ依ル療養ノ給付及被扶養者ノ療養ヲ担当スルモノトス

第四十三条ノ五　保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ハ当該医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ノ申請ニ基キ都道府県知事之ヲ行フ

前項ノ申請アリタル場合ニ於テ当該医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ガ本法ノ規定ニ依リ保険医又ハ薬剤師ノ登録ヲ取消サレ二年ヲ経過セザルモノナルトキハ都道府県知事同項ノ登録ヲ拒ムコトヲ得

前二項ニ規定スルモノノ外保険医及保険薬剤師ノ登録ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条ノ六　保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ当ルベシ

保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ前項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依

ル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ルノ外本法以外ノ社会保険各法ニ依ル診療又ハ調剤ニ当ルモノトス

第四十三条ノ六の次に次の十条を加える。

第四十三条ノ七　保険医療機関及保険薬局ハ療養ノ給付ニ関シ、保険医及保険薬剤師ハ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ関シ厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ

第四十三条ノ八　第四十三条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関ニ支払フベシ

一　初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク）ヲ受クル際　百円

二　第四十三条第一項第四号ノ給付ヲ受クル際

保険医療機関毎ニ一日ニ付　三十円

前項第二号ノ一部負担金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ初メテ第四十三条第一項第四号ノ給付ガ行ハレタル日ヨリ起算シ三月ヲ経過シタル後ノ給付ニ付テハ之ヲ支払フコトヲ要セズ

被保険者ガ保険医療機関ニ対シ一日ニ支払フベキ一部負担金ノ額ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ当該保険医療機関ガ其ノ日ニ当該被保険者ニ対シ為シタル総テノ給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

歯科診療及歯科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保険医療機関並ニ二以上ノ診療科名ヲ有スル保険医療機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ歯科診療及歯科診療以外ノ診療又ハ診療科名ヲ異ニスル診療ニ付夫々別個ノ保険医療機関ト看做ス

第四十三条ノ九　保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

保険者ハ保険医療機関又ハ保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ保険者ガ健康保険組合ナルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

保険者ハ保険医療機関又ハ保険薬局ヨリ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求アリタルトキハ第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令並ニ前二項ノ規定ニ依ル定ニ照シ之ヲ審査シタル上支払フモノトス

保険者ハ前項ノ規定ニ依ル審査及支払ニ関スル事務ヲ社会保険診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得

前五項ニ定ムルモノノ外保険医療機関又ハ保険薬局ノ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求ニ関シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条ノ十　厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シ出頭ヲ求メ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第四十三条ノ十一　保険医療機関又ハ保険薬局ハ保険医療機関又ハ保険薬局タルコトヲ辞スルコトヲ得

保険医又ハ保険薬剤師ハ保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求ムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ保険医療機関若ハ保険薬局タルコトヲ辞シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求メントスル者ハ一月以上ノ予告期間ヲ設クベシ

第四十三条ノ十二　保険医療機関又ハ保険薬局ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一　当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ガ第四十三条ノ六第一項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条及第四十三条ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ）ノ規定ニ違反シタルトキ但シ当該違反ヲ防止スル為当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

二　前号ノ外当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ第四十三条ノ四第一項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム第四十三条ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ）ノ規定ニ違反シタルトキ

三　療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求又ハ第五十九条ノ二第四項ノ規定ニ依ル支払ニ関スル請求ニ付不正アリタルトキ

四　第四十三条ノ十第一項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本条及次条ニ於テ之ニ同ジ）ノ規定ニ依リ報告又ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

五　当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ開設者又ハ従業者ガ第四十三条ノ十第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ但シ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ従業者ガ之ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ行為ヲ防止スル為当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

六　本法以外ノ社会保険各法ニ依ル療養ノ給付又ハ被扶養者ノ療養ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三条ノ十三　保険医又ハ保険薬剤師ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

一　第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第四十三条ノ十第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

三　本法以外ノ社会保険各法ニ依ル診療又ハ調剤ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三条ノ十四　厚生大臣第四十三条ノ四第一項若ハ第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令、第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定又ハ第四十三条ノ七ノ規定ニ依ル指導ニ関スル大綱ヲ定メントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

都道府県知事保険医療機関若ハ保険薬局ヲ指定シ若ハ其ノ指定ヲ取消シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消サントスルトキハ当該医療機関若ハ保険薬局ノ開設者又ハ当該保険医若ハ保険薬剤師ニ対シ弁明ノ機会ヲ与フルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ予メ書面ヲ以テ弁明ヲ為スベキ日時、場所及其ノ事由ヲ通知スベシ

第四十三条ノ十六　第四十三条第三項第二号及第三号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及健康保険ノ診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付テハ第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

第四十三条第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第四十三条ノ八ノ規定ノ例ニ依リ当該病院又ハ診療所ニ一部負担金ヲ支払フベシ但シ保険者ガ健康保険組合ナル場合ニ於テハ規約ヲ以テ一部負担金ヲ減額シ又ハ之ヲ支払フコトヲ要セザル旨ノ定ヲ為スコトヲ得

健康保険組合ハ規約ヲ以テ第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ヲシテ第四十三条ノ八ニ規定スル一部負担金ノ額ノ範囲内ニ於テ一部負担金ヲ支払ハシムルコトヲ得

第四十四条中「保険医及保険者ノ指定スル者以外ノ医師、歯科医師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手当」を「第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ療、薬剤ノ支給若ハ手当」に改める。

第四十四条ノ二第三項中「第一項」を「前項」に、「第四十三条ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第四十三条ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七条第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一条第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加える。

分娩ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分娩費ニ付亦同ジ

第五十五条第二項中「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニハ第十二条第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七条第二項中「第五十五条第二項」を「第五十五条第二項及第三項」に改める。

第五十八条中「継続シテ」を削る。

第五十九条ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第四項中「保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第五項中「第四十三条ノ二第一項、第四十三条ノ六第二項及第四十三条ノ四第一項」を「第四十三条ノ二、第四十三条ノ四第一項、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第三項乃至第六項、第四十三条ノ十、第四十三条ノ十六第一項」に、「家族療養費ノ支給ニ」を「家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

被扶養者ガ第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テ保険者ガ其ノ被扶養者ノ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ中家族療養費トシテ被保険者ニ支給スベキ額ニ相当スル額ノ支払ヲ免除シタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第五十九条ノ二第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ関シテハ第四十三条ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル

第五十九条ノ四第一項中「被保険者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改める。

第五十九条ノ五中「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）」を「日雇労働者健康保険法」に改める。

第五十九条ノ六第二項中「第五十九条ノ二第三項」を「第五十九条ノ二第四項」に改める。

第六十二条第四項中「第一条第一項後段ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第六十五条第一項中「保険者ハ」の下に「保険給付ヲ受ケタル者ノ診断ヲ行フ」を加え、「保険給付ヲ受ケタル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「診断ヲ拒ミタル者」を「命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条ノ二　詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ保険者ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ事業主ガ虚偽ノ報告若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医ガ保険者ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ保険者ハ其ノ事業主又ハ保険医ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ同項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十条ノ二の次に次の一条を加える。

第七十条ノ三　国庫ハ第七十条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範囲内ニ於テ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ補助ス

第八十七条を削り、第八十八条中「被保険者ヲ使用スル事業主」を「事業主」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ関シ第八条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

二　第九条第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ

第八十八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第九条第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第八十八条ノ二を削り、第八十八条を第八十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（事業主以外ノ者故ナク規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為ズ又ハ同条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス）

第八十八条ノ二　被保険者又ハ保険給付ヲ受クベキ者故ナク第八条ノ二ノ規定ニ基ク命令ニ依ル申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

（医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ）

第九十条中「第四十二条ノ二」を「第四十二条ノ三」に改める。

第九十一条中「第八十八条又ハ第八十八条ノ三」を「第八十七条」に、「各本条」を「同条」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第二条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第五十三条第三項」の下に「若しくは第八十四条の二」を、「第十九条の五第三項」の下に「若しくは第四十三条の三」を、「第二十一条の五第三項」の下に「若しくは第五十九条の四」を、「第三十八条第三項」の下に「若しくは第六十八条」を加え、同条第三項中「若しくは都道府県知事」を「、都道府県知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」に改める。

第十四条第一項中「審査を行うため、」を「審査に関する重要事項につき理事長又は幹事長の諮問に応じて調査審議させるため、主たる事務所に中央審査協議会を、」に、「、審査委員会」を「地方審査協議会に改め、同条第二項中「審査委員会」を「中央審査協議会」に、「九人以下」を「五人以下」に、「幹事長」を「理事長」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4　中央審査協議会は、審査に関する重要事項につき、理事長に対して勧告することができる。

5　前三項の規定は、地方審査協議会の場合において、「理事長」とあるのは「幹事長」と、「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第十四条の六中「前五条」を「前六条」に、「審査委員会」を「中央審査協議会、地方審査協議会、審査委員会及び審査委員会」に改め、同条を第十四条の七とし、第十四条の五中「若しくは歯科医師」を「、歯科医師若しくは薬剤師」に改め、同条を第十四条の六とし、第十四条の二から第十四条の四までを一条ずつ繰り下げ、第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　基金は、第十三条第一項第三号及び第二項の審査にあたらせるため、従たる事務所ごとに審査委員を置くものとする。

2　審査委員は、幹事長が、地方審査協議会の意見をきいて選任する。

3　審査は、命令の定めるところにより機成する審査委員の合議体（以下審査委員会という。）において行うものとする。

第二十三条の二中「若しくは歯科医師」を「、歯科医師若しくは薬剤師」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、中健康保険法第七十条ノ三の改正規定は公布の日から施行し、その他の規定は公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内で政令で定める日一月一日から施行する。

（被扶養者に関する経過措置）

第二条　健康保険法第一条第二項の規定の改正により被扶養者でなくなる者であつて次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、もつぱらその者により生計を維持している間に限り、同条同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその傷病手当金の支給事由たる疾病又は負傷により発した疾病による傷病手当金以外の保険給付、第二号に該当する者にあつては、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病についての家族療養費以外の保険給付については、この限りでない。

一　この法律の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持している者（前条後段の規定による施行をいう。以下同じ。）

二　その疾病又は負傷につきこの法律の施行の際現に被保険者又は被保険者であつた者が家族療養費の支給を受けている者

（標準報酬に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、この法律の施行の日の属する月の前月昭和三十一年十二月の標準報酬月額が三千円である者の昭和三十二年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬月額は、四千円とし、その者の同期間の標準報酬日額は、百三十円とする。

2　この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、この法律の施行の日の属する月の前月昭和三十一年十二月の標準報酬月額が三万六千円である者の昭和三十二年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬については、その者がこの法律の施行の日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の健康保険法（以下「新法」という。）第三条の規定を適用する。

（保険料に関する経過措置）

第四条　昭和三十一年十二月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、新法第十一条及び第十一条ノ二の規定の適用を妨げない。

（一部負担金に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、新法第四十三条ノ八第一項第二号（新法第四十三条ノ十六第二項において例による場合を含む。）の規定による一部負担金を支払うことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第六条　健康保険組合は、当分の間、新法第四十三条ノ八第一項の規定により一部負担金を支払つた被保険者に対し、その支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、規約をもつて定める額の支給を行うことができる。

（保険医及び保険薬剤師に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の健康保険法（以下「旧法」という。）第四十三条ノ三第一項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第　号）による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第二十八条ノ三第一項の規定による保険医又は保険薬剤師である者は、新法第四十三条ノ五第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録を受けたものとみなす。

2　この法律の施行前に旧法第四十三条ノ三第五項又は旧船員保険法第二十八条ノ三第五項の規定により行われた保険医又は保険薬剤師の辞退の予告は、新法第四十三条ノ十一第三項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録のまつ消の予告とみなす。

3　第一項の者であつて、この法律の施行前に旧法第四十三条ノ四第一項又は旧船員保険法第二十八条ノ四第一項の規定による厚生大臣の定に違反したものについては、新法第四十三条ノ六第一項の規定による命令に違反したものとみなして、新法第四十三条の十三の規定を適用する。

4　この法律の施行前に旧法第四十三条ノ四第三項又は旧船員保険法第二十八条ノ四第三項の規定により保険医又は保険薬剤師の指定を取り消された者については、その取消の時に新法第四十三条ノ十三の規定により保険医又は保険薬剤師の登録を取り消されたものとみなして、新法第四十三条ノ五の規定を適用する。

5　第一項の者がこの法律の施行の際現に健康保険又は船員保険の診療又は調剤に従事している病院若しくは診療所又は薬局は、その者の行う診療又は調剤に関しては、この法律の施行の日から起算して六箇月の間は、昭和三十二年六月三十日（同月の間当該期間中日前に当該病院若しくは診療所又は薬局につき新法第四十三条ノ三第一項の規定による指定が行われたときは、その指定の日）までは、新法第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定を受けたものとみなす。

（保険者の指定する者に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に保険者が旧法第四十三条ノ二第一項の規定による指定をしている者は、この法律の施行の日から起算して三箇月の間昭和三十二年三月三十一日までは、新法第四十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、旧法によるその指定は、新法第四十三条第三項第二号の規定による指定とみなす。

（療養費に関する経過措置）

第九条　この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

（資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置）

第十条　この法律の施行の際現に旧法第五十五条（旧法第五十七条第二項、第五十九条ノ二第五項及び第五十九条ノ四第三項において準用する場合を含む。）の規定により保険給付を受けている者については、新法第五十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（基金の行う審査に関する経過措置）

第十一条　社会保険診療報酬支払基金の従たる事務所ごとに、この法律による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十四条の二の規定による審査委員の選任が終るまでの間は、その従たる事務所における同法第十三条第一項第三号及び第二項の審査は、従前の審査委員会が従前の例により行うものとする。

（厚生省設置法の一部改正）

第十二条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十七号中「及び船員保険」を削る。

第二十九条第一項の表中社会保険医療協議会の項中「健康保険及び船員保険の保険医」を「健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医」に改める。

（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正）

第十三条　社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師（以下「保険医及び保険薬剤師」という。）」を「健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師」に改め、同条第二項中「保険医及び保険薬剤師並びに」を削る。

第十四条第一項第一号中「保険医及び保険薬剤師の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師並びに」を削り、同条第二項中「前項第一号に掲げる事項」の下に「、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消」を加える。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第十四条　日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

5　被保険者が第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を次に掲げるもののうち自己の選定するものに提出して、そのものから受けるものとする。

一　保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）

二　日雇労働者健康保険の被保険者のための診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、保険者が指定したもの

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（保険医療機関等の責務）

第十一条　保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医若しくは保険薬剤師をいう。）が、日雇労働者健康保険の療養の給付を担当し又は日雇労働者健康保険の診療若しくは調剤にあたる場合の準則については、健康保険法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令の例による。

（一部負担金）

第十二条　第十条第五項の規定により保険医療機関から給付を受ける者は、初診（厚生省令で定める初診を除く。）を受ける際、五十円以下において厚生大臣の定める額を、一部負担金として、その保険医療機関に支払わなければならない。

第十三条第一項中「保険医若しくは保険薬剤師又はこれらを使用する者が、」を「保険医療機関又は保険薬局が」に改め、同条第二項中「第四十三条ノ六第二項」を「第四十三条ノ九第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　保険者は、保険医療機関又は保険薬局との契約により、その保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関して請求すべき額について、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をすることができる。

第十三条の次に次の二条を加える。

（健康保険法の準用）

第十三条ノ二　健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第四項から第六項まで及び第四十三条ノ十の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

（保険者が指定する医療機関及び薬局）

第十三条の三　第十条第五項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び日雇労働者健康保険の診療又は調剤に関する準則については、健康保険法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令の例による。

2　第十二条の規定は、第十条第五項第二号に掲げる病院又は診療所から療養の給付を受ける者に準用する。

第十五条第一項中「保険医及び保険者の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療又は手当を受けた」を「第十条第五項第一号若しくは第二号に掲げる病院、診療所若しくは薬局以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた」に改め、同条第二項中「保険医又は保険者の指定する者の診療を受けた」を「第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院、診療所又は薬局から診療又は薬剤の支給を受けた」に改める。

第十七条第一項中「保険医、保険薬剤師及び保険者の指定する者のうち自己の選定した者」を「第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するもの」に、「その者から第十条第一項各号に掲げる療養を受けた」を「そのものから療養を受けた」に改め、同条第三項中「当該保険医、保険薬剤師若しくは保険者の指定する者又はこれらを使用する者」を「当該病院若しくは診療所又は薬局」に改め、同条第五項中「第十条第二項から第四項まで、第十三条第二項及び第十四条」を「第十条、第十一条、第十三条第二項及び第三項、第十三条の二、第十三条の三第一項並びに第十四条」に改める。

第二十五条の二第二項中「保険医が」を「保険医療機関において診療に従事する保険医が」に改める。

第三十五条中「保険料額」を「徴収金額」に、「保険料」を「徴収金」に改める。

第三十七条中「及び第四条ノ十」を「、第四条ノ十及び第九条ノ二」に改める。

第五十四条を削り、第五十五条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十五条　第四十八条の規定に違反して、当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

第五十六条中「前五条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

（日雇労働者健康保険法の一部改正に伴う経過規定）

第十五条　附則第八条の規定は、この法律の施行の際現に日雇労働者健康保険の保険者がこの法律による改正前の日雇労働者健康保険法第十一条第一項の規定による指定をしている者について準用する。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔別紙〕

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（一）政府は、この法律に定める保険医及び保険薬剤師の登録制度及び保険医療機関並びに保険薬局の指定制度の実施に当つては、医療担当者の地位を不当に害することのないよう関係団体との連絡を密にして制度の効果的運営に細心の注意を払うとともに、特にいわゆる「個人開業」の保険医療機関及び保険薬局については、指定更新の手続を極力簡易にするよう配意すべきである。

（二）政府は、医療の国民皆保険の完全な実現を期するため、健康保険に対する国庫負担制度の根本理念を明確にし、これに伴い組合管掌の健康保険に対しても、国庫負担の途を考慮すべきである。

（三）政府は、現行健康保険の診療報酬の点数並びに単価を含む診療報酬支払方式を再検討し、医師、歯科医師及び薬剤師の待遇改善を速かに行うことを要望する。

（四）現在医師会、歯科医師会、薬剤師協会の三団体については、従前におけるが如き特別の法制がないため、国民医療の普及発達並びに公衆衛生の向上を図るべきこれら団体本来の使命達成上、真に遺憾なる状態にあるものと云わざるを得ない。

よつて政府は、速かに医師、歯科医師及び薬剤師関係の団体につき調査研究のうえ、わが国医療の健全なる発達に資すべき制度を樹立すべきことを要望する。

右決議する。

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十五回国会閣法第五号）に関する報告書

議案の要旨及び目的

船員保険制度は、船員の疾病、老齢、死亡、失業等の各部門にわたる綜合的社会保険として海上労働者の福祉向上のために重大な役割を果しているが、最近数年来医療費等の支出増加のため、その医療給付部門において収支の不均衡を生ずるに至り、これに対処するため政府は、標準報酬の適正は掘、保険料収納率の向上、不正受給の排除等各種の行政措置を講じた外、第二十二回特別国会及び第二十四回通常国会にそれぞれ本法の一部改正案を提出したが、いずれも審議未了となつたのである。

しかしながら、財政の実情は依然として深刻なものがあるので、かかる情勢に対処するため、現行制度の不備を是正し、その合理化を図り、よつて船員保険財政の健全化に関する行政諸措置を強化する外、収支の均衡を図るに必要な立法措置を講じようとするものである。本案の要旨は次の通りである。

1　国庫は予算の範囲内において、船員法の災害補償に相当する給付に要する費用を除き、船員保険の執行に用する費用の一部を補助すること。

2　健康保険法と歩調を合わせ、あらたに一部負担の制度を設けること。

3　保険料率については、失業保険の適用者は千分の五、失業保険の非適用者は千分の七を引き上げること。

4　標準報酬の等級区分を改め、その最低を現行の四千円から五千円に引き上げること。

5　報酬が歩合によつて支払われる場合の報酬月額の算定方法は前年度における実績を基準として算定することとしたこと。

6　被扶養者の範囲は、被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係にある者を含む）及び子並びに被保険者と同一の世帯に属する三親等内の親族並びに内縁関係にある者の父母及び子で被保険者と同一の世帯に属する者であつて、主としてその被保険者により生計を維持するものとすること。

7　職務外傷病に対する資格喪失後における療養の給付に対して

は、原則として一年につき三月の資格期間を設けること。

8　独身入院者の職務外の事由による傷病手当金の支給額を百分の五十とすること。

9　健康保険法の改正に準じ、保険医療制度の整備及び規定の明確化を図ること。

二　議案の修正議決理由

船員保険事業の健全な発展とその合理化を図るため、船員保険事業の執行に要する経費について国庫補助を行うことを明らかにするとともに、療養の給付において新たに一部負担金の制度を設け、報酬月額の算定方法、継続給付の支給条件、保険料率等を改めることは、おおむね妥当なものと認めるが、なお施行期日について、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十一日

社会労働委員長　藤本捨助

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

船員保険法の一部を改正する法律

（小字及び――は修正）

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト称ス）」を「被保険者ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

一　被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二　被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三　被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

四　前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬		報酬月額
等級	月額	日額
第一級	五、〇〇〇円	一七〇円	五、五〇〇円未満
第二級	六、〇〇〇円	二〇〇円	五、五〇〇円以上　六、五〇〇円未満
第三級	七、〇〇〇円	二三〇円	六、五〇〇円以上　七、五〇〇円未満
第四級	八、〇〇〇円	二七〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第五級	九、〇〇〇円	三〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第六級	一〇、〇〇〇円	三三〇円	九、五〇〇円以上　一一、〇〇〇円未満
第七級	一二、〇〇〇円	四〇〇円	一一、〇〇〇円以上　一三、〇〇〇円未満
第八級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上　一五、〇〇〇円未満
第九級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上　一七、〇〇〇円未満
第一〇級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上　一九、〇〇〇円未満
第一一級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上　二一、〇〇〇円未満
第一二級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上　二三、〇〇〇円未満
第一三級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上　二五、〇〇〇円未満
第一四級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上　二七、〇〇〇円未満
第一五級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上　二九、〇〇〇円未満
第一六級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上　三一、五〇〇円未満
第一七級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上　三四、五〇〇円未満
第一八級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上

第四条第二項を次のように改める。

被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ノ報酬ヲ定ム

第四条第三項中「被保険者」の上に「歩合ニ依リ定ムル報酬ヲ除クノ外」を加え、同項の次に次の二項を加える。

報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付歩合ニ依ル報酬ノ額ノ算出ノ基礎トナル要素ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス

報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外都道府県知事ハ厚生大臣ノ定ムル月ノ初日（以下基準日ト称ス）現在ニ依リ毎年報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザル場合ニ於テハ基準日ノ属スル月ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス但シ左ニ掲グル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一　基準日前一年以内ニ第二項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ定メラレ又ハ基準日前一年以内ノ何レカノ月ヨリ前項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ改定セラレタル被保険者ニシテ当該標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ガ次条第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基準トシテ算定セラレタルモノ

二　前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者

第四条ノ二第一項第三号中「算定シ難キモノニ付テハ」を「算定シ難キ場合（歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク）ニ於テハ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ　被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ変更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金（当該被保険者ガ漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同種ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル労務ノ対価トシテ支払ハレタルモノニ限ル）ノ一人歩（歩合金配分ノ基準単位ヲ謂フ以下之ニ同ジ）当リノ額

ロ　イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル

額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

ハ　被保険者ガ新タニ船舶ニ乗組ミタル際現ニ当該船舶ニ乗組ム他ノ被保険者アルトキハイ及ロニ拘ラズ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準トナリタル一人歩当リノ歩合金額但シ当該一人歩当リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準トナルベキトキニ限ル

第八条第二項中「第一条第二項ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第九条ノ二及び第九条ノ三を次のように改める。

第九条ノ二　行政庁ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ船舶所有者ノ事務所若ハ船舶ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提出スベシ

第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九条ノ三　行政庁ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師若ハ薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提出スベシ

第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九条ノ三　行政庁ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師若ハ薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第十条中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

第十四条中「徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徴収金ニ関シテハ」に、「国税徴収法第四条ノ九及第四条ノ十」を「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ二乃至第四条ノ五、第四条ノ九、第四条ノ十及第九条ノ二」に改める。

第十六条中「船員法」を「船員法（昭和二十二年法律第百号）」に改める。

第二十条第一項中「七年六月以上十五年未満被保険者タリシ者（三十五歳以後ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク）」を「七年六月以上被保険者タリシ者ニシテ老齢年金ノ受給資格ヲ有セザルモノ」に改める。

第二十一条第二号を次のように改める。

二　老齢年金ノ受給資格ヲ有スルニ至リタルトキ

第二十一条ノ三第一項中「同条第三項」を「同条第三項乃至第五項」に改める。

第二十五条ノ二中「保険給付ニ要シタル費用」の下に「（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ノ額ヲ控除スルモノトス）」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ期間内ニ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ其ノ存否ガ不分明トナリ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ船舶航行中行方不明トナリタルニ因リ第十一条ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡ガ推定セラレタル場合ニ於ケル其ノ死亡ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ガ為サレタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ三　詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（健康保険法第四十三条ノ二ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ政府ニ提出セヲルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者又ハ保険医ニ対シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十八条に次の三項を加える。

被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ前項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前一年間ニ於テ三月以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシコトヲ要ス但シ船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一　保険医療機関又ハ保険薬局（健康保険法第四十三条第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）

二　船員保険ノ被保険者ノ為ノ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ行政庁ノ指定シタルモノ

前項ノ規定ニ拘ラズ自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政庁ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトスル

第二十八条ノ二から第二十八条ノ六までを次のように改める。

第二十八条ノ二　保険医療機関若ハ保険薬局又ハ保険医若ハ保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二ニ規定スル保険薬剤師ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員保険ノ療養ノ給付ニ関シ診療ノ方針及費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ二ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ政府ニ提出セヲルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者又ハ保険医ニ対シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十八条に次の三項を加える。

被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ前項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ診療ヲ受クル者ハ初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク）ヲ受クル際一部負担金トシテ百円ヲ当該保険医療機関ニ支払フベシ一部負担金ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ初診ノ日ニ当該保険医療機関ガ当該被保険者ニ対シ為シタル総テノ給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

歯科診療及歯科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保険医療機関並ニ二以上ノ診療科名ヲ有スル保険医療機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ歯科診療及歯科診療以外ノ診療又ハ診療科名ヲ異ニスル診療ニ付夫々別個ノ保険医療機関ト看做ス

第二十八条ノ四　保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ行政庁ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ前条ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

難キ場合又ハ依ルコトヲ適当トセザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

行政庁ハ保険医療機関又ハ保険薬局ノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル命令ノ例ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条ノ三　第二十八条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ診療ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十八条に次の三項を加える。

被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ前項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ診療ヲ受クル際一部負担金トシテ百円ヲ当該保険医療機関ニ支払フベシ一部負担金ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ初診ノ日ニ当該保険医療機関ガ当該被保険者ニ対シ為シタル総テノ給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

歯科診療及歯科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保険医療機関並ニ二以上ノ診療科名ヲ有スル保険医療機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ歯科診療及歯科診療以外ノ診療又ハ診療科名ヲ異ニスル診療ニ付夫々別個ノ保険医療機関ト看做ス

第二十八条ノ四　保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ行政庁ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ前条ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

難キ場合又ハ依ルコトヲ適当トセザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

行政庁ハ保険医療機関又ハ保険薬局ノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第二十八条ノ五　健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九、第四十三条ノ十及第四十三条ノ十四第一項ノ規定ハ本法ニ依ル療養ノ給付ニ付之ヲ準用ス

第二十八条ノ六　第二十八条第三項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ第二十八条ノ二第二項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

第二十八条第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第二十八条ノ三ノ規定ノ例ニ依リ当該病院又ハ診療所ニ一部負担金ヲ支払フベシ

第二十八条ノ六の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ七　船舶所有者ガ開設スル病院又ハ診療所ニ就キ当該船舶所有者ニ使用セラレ又ハ使用セラレタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クル場合ニハ第二十八条ノ三及前条第二項ノ規定ニ拘ラズ一部負担金ヲ支払フコトヲ要セズ

第二十九条中「保険医及行政庁ノ指定スル者以外ノ医師、歯科医師其ノ他ノ者ノ診療」を「第二十八条第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給」に、「都道府県知事ハ療養ノ給付ニ代ヘテ」を「療養ノ給付ニ代ヘテ」に改める。

第二十九条ノ二第一項中「療養ニ要スル費用」を「療養ニ要スル費用ヨリ第二十八条ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第二十八条ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第二十八条ノ四第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十九条ノ三　船舶所有者ハ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八条ノ三若ハ第二十八条ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ヲ負担スベシ

前項ノ規定ニ依ル船舶所有者ノ責任ニ関シテハ船員法第八十九条ニ規定スル災害補償ト看做シ同法第九十六条及第十二章乃至第十四章ノ規定ヲ適用ス

第三十条第一項中「被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ」の下に「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付」を加え、同項ただし書を削る。

第三十条第二項第三号に次のただし書を加える。

但シ第二十八条第一項第四号ノ給付ヲ行フ場合ニ於テ当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ被扶養者ナキトキハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ五十ニ相当スル金額トス

第三十条に次の一項を加える。

第二十八条第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一条に次の一項を加える。

職務外ノ事由ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル傷病手当金ノ支給ハ前項各号ニ掲グル場合ノ外其ノ支給開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第三十一条ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ行政庁ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第二十八条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に、「療養ヲ受ケタルトキ」を「療養（自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要スル宿泊及食事ノ支給ヲ除ク）ヲ受ケタルトキ」に改め、同条第三項中「被扶養者ガ保険医若ハ保険薬剤師又ハ行政庁ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合」を「第一項及第二項ノ場合」に、「其ノ被扶養者」を「其ノ療養ヲ受ケタル者」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「被保険者」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者」に改め、同条第四項中「保険医、保険薬剤師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」に、「被保険者」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者」に改め、同条第四項中「第二十八条」を「第二十八条ノ六第一項乃至第三項」に、「第二十八条ノ二第二項及第三項」を「第二十八条ノ四第二項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項」に、「並ニ第三十一条第二項」を「及第三十一条第一項第二号」に、「家族療養費ノ支給ニ」を「家族療養費ノ支給ニ関シ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ関シテハ第二十八条ノ四第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル

第三十一条ノ二第一項の次に次の一項を加える。

被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際前項ノ療養ヲ受クル被扶養者ガ第二十八条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス但シ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ当該被保険者ノ資格ノ喪失ナカリセバ其ノ者ノ被扶養者タルベキ事情ガ継続スル間ニ限ル

第三十二条ノ三第二項を削る。

第三十二条ノ五を第三十二条ノ六とし、第三十二条ノ四を第三十二条ノ五とし、第三十二条ノ三の次に次の一条を加える。

第三十二条ノ四　第二十八条第二項第三号ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ前三条ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失前ノ分娩ニ関シ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三条第一項中「被保険者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改め、同条に次の一項を加える。

第二十八条第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失前ノ配偶者ノ分娩ニ関シ第二項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル育児手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三条第一項中「第二十八条ノ二ノ規定ニ依リ行政庁ノ指定スル者」を「第二十八条第三項第二号ニ掲グル診療所ニシテ船舶内ニ在ルモノ」に、「第二十八条第一号」を「第二十八条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第一条第一項後段ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第五十五条中「傷病手当金」の下に「、出産手当金」を加える。

第五十六条第一項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金、出産手当金若ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ付」を「行政庁ハ保険給付ヲ行フニ付」に、「診断ヲ行フ」を「其ノ保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「診断ヲ受ケザル者」を「命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に、「療養ノ給付ノ全部若ハ一部又ハ傷病手当金、出産手当金、障害年金若ハ障害手当金ノ全部若ハ一部」を「保険給付ノ全部又ハ一部」に改める。

第五十六条ノ二中「、第五十四条」を削る。

第五十七条第一項中「其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムル」を「其ノ者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者」を「正当ノ理由ナクシテ前項ノ命ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。

第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条ノ二　国庫ハ前条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ執行ニ要スル費用（船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用ヲ除ク）ノ一部ヲ補助ス

第五十九条第五項第一号中「千分ノ百六十一」を「千分ノ百六十六」に、同項第二号中「千分ノ百四十五」を「千分ノ百五十」に改める。

第六十条第一項第一号中「百六十一分ノ四十九」を「百六十六分ノ五十一・五」に、「百六十一分ノ百十二」を「百六十六分ノ百十四・五」に、同項第二号中「百四十五分ノ四十一」を「百五十分ノ四十三・五」に、「百四十五分ノ百四」を「百五十分ノ百六・五」に改める。

第六十八条を削り、第六十九条中「被保険者ヲ使用スル船舶所有者又ハ第九条ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者」を「船舶所有者」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　第二十一条ノ二ノ規定ニ違反シテ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二　第二十一条ノ三第二項（第二十一条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ通知ヲ為サザリシトキ

第六十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザリシトキ

四　第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第六十九条ノ二を削り、第六十九条を第六十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

第六十九条　船舶所有者以外ノ者故ナク第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ二　被保険者又ハ被保険者タリシ者第九条ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ三　船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者故ナク同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス

被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第三項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第七十条中「前二条」を「第六十八条」に改める。

附則第二項中「其ノ者ニ対スル脱退手当金ノ額ハ、第四十六条及第四十七条ノ規定ニ拘ラズ」を「第四十六条第一項ノ規定ニ該当セザル場合ニ於テモ其ノ者ハ同条同項ノ規定ニ該当スルモノト看做ス但シ脱退手当金ノ額ハ、第四十七条ノ規定ニ拘ラズ」に改め、同項の次に次の二項を加える。

前項本文ニ規定スル者ニシテ昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ別表第八ノ上欄ニ掲グル期間ニ該当シ且昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者トシテ船舶ニ乗組ミタル期間ガ同表ノ下欄ニ掲グル期間ニ該当スルモノハ同条第一項ノ規定ニ拘ラズ、脱退手当金ノ額ハ第四十七条及前項ノ規定ニ拘ラズ被保険者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス此ノ場合ニ於テ同表中「昭和二十九年五月一日以後ニ於ケル被保険者タリシ期間」トアルハ「被保険者タリシ期間」ト読替フルモノトス

第二項但書及前項ノ規定ハ第二項本文ニ規定スル者ガ第四十六条第一項ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル脱退手当金ノ額ニ付之ヲ準用ス

別表第五上欄廃疾の程度三級の項第二号中「一眼ノ視力〇・〇六」を「一眼ノ視力〇・〇六」に、同表上欄廃疾の程度六級の項第八号中「長管骨」及び同表下欄第十号中「長管上骨」を「長管状骨」に、同表の備考中「別表第五」を「別表第四」に改める。

別表第六を次のように改める。

昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保険者タリシ期間	昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間								
	五年以上六年未満	六年以上七年未満	七年以上八年未満	八年以上九年未満	九年以上十年未満	十年以上十一年未満	十一年以上十二年未満	十二年以上十三年未満	十三年以上十四年未満
一年未満									一・〇月
一年以上二年未満							三・〇月	二・〇月	二・〇
二年以上三年未満						三・〇月	三・〇	三・〇	三・〇
三年以上四年未満	三・〇月	三・〇月	三・〇月	三・〇月	三・〇月	四・〇月	四・〇	四・〇	四・〇
四年以上五年未満	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	五・〇	五・〇	五・〇
五年以上六年未満	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	六・〇	六・〇	六・〇
六年以上七年未満	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇
七年以上八年未満	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇
八年以上九年未満	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇
九年以上十年未満	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇
十年以上十一年未満	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇
十一年以上十二年未満	一一・〇	一一・〇	一一・〇	一一・〇	一一・〇	一一・〇	一一・〇	一一・〇	一一・〇
十二年以上十三年未満	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇
十三年以上	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇

別表第七中「被保険者タリシ期間」を「昭和二十九年五月一日以後ニ於ケル被保険者タリシ期間」に、「一二年以上　四・二」を「一二年以上　四・二／一三年以上　四・七／一四年以上　五・三」に改める。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八

昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保険者タリシ期間	昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間
二年以上三年未満	十二年未満
一年以上二年未満	十三年未満
一年未満	十四年未満

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、（中第五十八条ノ二の改正規定は公布の日）昭和三十二年一月一日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定、同条同項の次に二項を加える改正規定及び第四条ノ二の改正規定は、（公布の日から起算して五箇月をこえない範囲内で政令で定める日）同年四月一日から施行し、（その他の規定は公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内で政令で定める日）附則第十二条の規定は、昭和二十九年五月一日から適用する。

（被扶養者に関する経過措置）

第二条　第一条第二項の規定の改正により被扶養者でなくなる者であつてその疾病又は負傷につきこの法律（前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行（第四条第三項の改正規定（同条同項の次に二項を加えるに被保険者又は被保険者であつた者が家族療養費の支給を受けている改正規定、第四条ノ二の改正規定及び第五十八条ノ二の改正規定を除く部分の施行をいう。）の際現に被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、もつぱらその者により生計を維持している間は、なお従前の例による。ただし、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病については、この限りでない。

（標準報酬に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法

律の施行の日まで引き続き第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、昭和三十一年十二月の標準報酬月額が四千円である者については、昭和三十二年一月からその標準報酬を改定する。

（保険料の徴収に関する経過措置）

第四条　昭和三十一年十二月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第十二条及び第十二条ノ二の規定の適用を妨げない。

（第二十五条ノ二の規定による徴収金に関する経過措置）

第五条　この法律による改正後の第二十五条ノ二第二項の規定は、この法律の施行前船舶所有者が故意又は重大な過失により第二十一条ノ二の規定による届出を行わなかつた間に船舶が滅失し、沈没し、若しくはその存否が不分明となり、又は被保険者若しくは被保険者であつた者が船舶航行中行方不明となつた場合にも適用する。ただし、この法律の施行前に同条の規定による届出が行われ、又は第二十一条ノ五第一項の規定による確認の請求若しくは第十九条ノ二の規定による確認があつたときは、この限りでない。

（行政庁の指定する者に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に行政庁がこの法律による改正前の第二十八条ノ二の規定による指定をしている者は、昭和三十二年三月三十一日までは、この法律による改正後の第二十八条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、その指定は、同条同項同号による指定とみなす。

（療養費に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

（資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病につき、この法律の施行の際現にその資格喪失後の期間に係る療養の給付を受けているものについては、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病についての療養の給付に関する限り、この法律による改正後の第二十八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項の規定は、この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前に発した被扶養者の疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前の分べん又はその資格喪失前の配偶者の分べんにつき、この法律の施行の際現にその資格喪失後の期間に係る傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給を受けているものについて、それぞれ傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給に関し準用する。

3　この法律の施行の際現に航行中の船舶に乗り組んでおり、かつ、疾病にかかり又は負傷している被保険者が、この法律の施行後当該船舶が次の港に入港すると同時に被保険者の資格を喪失した場合においては、その者に対する療養の給付及び傷病手当金の支給については、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に関する限り、この法律による改正後の第二十八条第二項及び第三十条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。その者がこの法律の施行の際現に家族療養費又は育児手当金の支給を受けている者である場合におけるこれらの保険給付の支給についても、同様とする。

4　被保険者の資格を喪失した後この法律の施行前に分べんした者であつて、この法律による改正後の第三十二条ノ四の要件を満たしているものに対しては、その者がこの法律による改正前の第三十二条ノ三第二項の要件を満たしていない場合であつても、この法律の施行後の期間に係る出産手当金及び育児手当金を支給する。

（傷病手当金に関する経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に職務外の事由による傷病手当金の支給を受けている者については、当該傷病手当金の支給事由たる疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に係る傷病手当金に関する限り、この法律による改正後の第三十条第二項第三号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険料率の読替）

第十条　第五十九条第一項の規定により徴収する保険料の保険料率並びに被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者の保険料額の負担に関しては、当分の間、同条第五項第二号中「千分ノ百五十」とあるのは「千分ノ百五十二」と、第十条第一項第一号中「百六十六分ノ五十一・五」とあるのは「百六十六分ノ五十一」と、「百六十六分ノ百十四・五」とあるのは「百六十六分ノ百十五」と、同条同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」とあるのは「百五十二分ノ四十四」と、「百五十分ノ百六・五」とあるのは「百五十二分ノ百八」と読み替えるものとする。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十一条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第十二条　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「厚生年金保険法による標準報酬月額」の下に「（同法附則第六条の規定により同法によるものとみなされる標準報酬月額を含む。）」を加える。

第三十一条第三号中「船員保険の被保険者であつた期間の月数」を「船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間の月数」に改める。

附則に次の二項を加える。

13　第十条第一項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされる船員保険法による標準報酬月額については、厚生年金保険法附則第八条中「三千円」とあるのは、「四千円」と読み替え、第十条第二項の規定により船員保険法による標準報酬月額とみなされる厚生年金保険法による標準報酬月額については、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百十六号）附則第三条中「四千円」とあるのは、「三千円」と読み替えるものとする。

14　附則第九項の者に係る保険給付については、第三十一条第三号中「船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間」とあるのは、「船員保険の被保険者であつた期間（船員保険法中改正法律（昭和二十年法律第二十四号）附則第二条第二項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定により加算された期間を除く。）に三分の四を乗じて得た期間」と読み替えるものとする。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十五回国会閣法第六号）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

1　健康保険法の改正に伴い、標準報酬の最低額を現行の月三千円から四千円に引き上げ、現業事務の簡素化を図ること。

2　現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子に対する脱退手当金の支給条件を緩和すること。

二、議案の修正議決理由

健康保険法、船員保険法の改正と同調して本案に所要の改正を加えることは、きわめて時宜に適する措置と認めるが、なお施行期日について、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十一日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

厚生年金保険法の一部を改正する法律

（小字及び――は傍正）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	四、〇〇〇円	四、五〇〇円未満
第二級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上　五、五〇〇円未満
第三級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上　六、五〇〇円未満
第四級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上　七、五〇〇円未満

第五級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第六級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第七級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上一一、〇〇〇円未満
第八級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満
第九級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第一一級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上

第二十三条第一項中「前二条の規定によつて標準報酬が決定された被保険者について」を「被保険者が」に改める。

第三十七条第一項中「その年金」を「その年金（その加給年金額が計算された期間に係る部分に限る。）」に、同条第二項中「その年金を請求することができる。」を「その年金（その加給年金額が計算される期間に係る部分に限る。）を請求することができる。」に改める。

第三十八条本文中「老齢年金」を「老齢年金（第四十六条の規定によつて支給を停止されている老齢年金を除く。）」に「障害年金」を「障害年金（第四十九条第一項又は第五十四条の規定によつて支給を停止されている障害年金を除く。）」に改め、同条ただし書を削る。

第五十四条中「障害補償費の支給を受けたときは、」を「障害補償費の支給を受ける権利を取得したときは、」に改める。

第五十五条第二項を次のように改める。

2　前項の期間内に当該傷病につき健康保険の療養の給付を受けた者については、同項の規定にかかわらず、はじめて健康保険の療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、同項の障害手当金を支給する。

第五十五条に次の一項を加える。

3　第四十七条第三項の規定は、障害手当金について準用する。

第五十六条第三号中「障害補償費の支給を受けることができる者」を「障害補償費の支給を受ける権利を有する者」に改める。

第五十七条中「傷害手当金」を「障害手当金」に改める。

第六十三条第二項第二号中「妻が受給権を取得した当時」の下に「又は前号本文の規定に該当した当時」を加える。

第六十四条中「遺族補償費の支給が行われたときは、六年間」を「遺族補償費の支給が行われるべきものであるときは、死亡の日から六年間」に改める。

第六十五条ただし書中「妻が」の下に「受給権を取得した時から引き続き」を加える。

第七十七条第二号中「年金たる受給権」を「年金たる保険給付の受給権」に改める。

第八十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

第八十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、前条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

第八十六条第五項を次のように改める。

5　厚生大臣は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一　第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

二　前条各号（第一号ハを除く。）の一に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

第八十九条の見出しを「（国税徴収法の準用）」に改め、同条中「徴収金に関する書類の送達については、」を「徴収金に関しては、」に、「第四条ノ九及び第四条ノ十」を「第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第四条ノ十及び第九条ノ二」に改める。

附則第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が第五十八条の遺族年金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

附則第二十二条第一項中「旧法第二十四条から第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間」を「旧法による被保険者であつた期間に基く被保険者期間」に改め、同条第二項中「前項の者」を「第一項の者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第七十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附則第二十二条の次に次の一条を加える。

（女子に対する脱退手当金の特例）

第二十二条の二　旧法による被保険者であつた期間に基く被保険者期間が五年以上の女子であつて、昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、同年四月三十日において五十歳未満であるものが、被保険者となることなくして五十五歳に達したときは、その者に第六十九条の脱退手当金を支給する。ただし、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

別表第一廃疾の程度三級の項第八号中「又はおや指」の下に「若しくはひとさし指」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。昭和三十二年一月一日

（標準報酬に関する経過措置）

2　この法律の施行前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者（第四種被保険者のある者を除く。）のうち、この法律の施行の日の属する月の前月が昭和三十一年十二月の標準報酬月額が三千円である者の昭和三十二年一月から同年九月までの各月の標準報酬月額は、四千円とする。

（保険料の徴収に関する経過措置）

3　この法律の施行の日の属する月前の月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第八十六条第一項、第四項及び第五項の規定の適用を妨げない。

一　議案の要旨及び目的

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案（笹山茂太郎君外七名提出、第二十五回国会衆法第八号）に関する報告書

昨年七月初旬から八月下旬にかけての異常気象により、北海道を初め東北、北陸その他の地域において災害の発生を見、また、八月から九月にかけて本邦を襲つた累次の台風により九州、中国、四国等の地域の農作物がかなりの被害をこうむり、特に水稲の被害は著しく、北海道はいうまでもなく東北の一部の地域においてもまれな凶作となり、これがために農家の経済は極度に窮迫し、日々の食糧にもこと欠く有様となつているのである。よつてこれら被害農家に対して政府所有の米穀を特別価格で売り渡し、その食糧不足を解消し、もつて農家経済の安定、農業再生産の確保に寄与しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、主として昨年の北海道における未曾有の冷害に対する救済対策として提案されたものであり、被害農家の窮状を考えるとき、これら被害農家に対し政府手持の米穀の特売を行うことは、最も適切な措置と考えられるので、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本法の施行が遅延した実情にかんがみ、本法の施行の日から十月末日までの間、被害農家に対し、現行の特配分のほか、月四日分に相当する準内地米の配給ができるよう措置すべき旨の附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

本法施行に要する経費は、約一億円である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き内閣の意見を聴取したところ異存のない旨述べられた。

右報告する。

昭和三十二年三月十二日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案に対する附帯決議

本法の成立が遅延した事情にかんがみ、政府は、本法の施行の日から昭和三十二年十月末日までの間、被害農家に対し、現行の特配分のほか、月四日分に相当する準内地米の配給ができるよう措置すべきである。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済事情の推移にかんがみ、簡易生命保険被保険者に対する保険的保護を厚くするため、保険金の最高制限額を引き上げようとするものである。

1　簡易生命保険保険金の最高制限額現行十五万円を、二十万円に引き上げること。

2　施行期日は、昭和三十二年四月一日とすること。

二　議案の可決理由

本案の引上額は、現下の経済事情にかんがみ、じゅうぶんではないが、諸般の情勢上、さしむきやむをえざるものと認め、別紙のとおり附帯決議を附して、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十二日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近における経済情勢の推移と簡易生命保険事業の使命とにかんがみ、今回の簡保保険金最高制限額の引き上げはなおじゅうぶんでない。よつて政府は、なるべく近い機会に右最高制限額を更に引き上げるよう措置すべきである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、東京水産大学の位置を、神奈川県から東京都に変更し、商船大学の名称を東京商船大学に改め、その位置を静岡県から東京都に変更し、さらに共同利用の研究施設として東京大学に物性研究所を附置しようとするものである。

二　議案の可決理由

物性研究所の設置は、学術研究の進歩に資するところ多いことを認めるとともに、東京水産大学の位置、商船大学の名称及び位置の変更とともにまことに時宜に適した措置である。

よつて、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算文部省所管中に七千三百四十七万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月十三日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十一号参照〕

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金等の利子所得について、現在所得税の非課税限度額が元本十万円までのものと定められているのを、元本二十万円までのものに引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金等の貯蓄は、きわめて大衆的な貯蓄である点にかんがみ、その利子所得について一定元本額に対するものを限り所得税を課さないこととされているが、現在の限度額十万円は昭和二十七年四月に定められたもので、その後の物価、国民所得、貯蓄水準等の推移からみて、今日では低きにすぎるので、これを二十万円に引き上げることは時宜に適した妥当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十二日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府が国際学会等の国際団体に加入する場合において、実際に負担すべき当該団体の経費に対する分担金の額が、加入の際には定められていない場合が往々にしてあるが、このような場合には、あらかじめ、閣議の決定を経たならば、当該団体に加入することにより、当該団体の経費に対する分担金債務を分担することができることにしようとするのが本案の要旨である。

二　議案の可決理由

本案は、政府が国際学会等に加入する場合における措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に百六十九万九千円を計上している。

右報告する。

昭和三十二年三月十二日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、スウェーデンとの間の所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて、所要の立法措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

日・ス両国間の二重課税を防止し経済交流の円滑を図るための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十三日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本件は、神戸税関今治税関支署松山出張所ほか三出張所（宮津、佐伯、宮古）を税関支署としようとするものである。

二　本件の議決理由

最近における外国貿易の進展に伴う税関業務の増加に対応し、税関行政の円滑な遂行を図るため松山、宮津、佐伯、宮古四出張所を税関支署とすることは必要適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十二日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は昭和二十九年以来、スウェーデンとの間に、所得に対する租税に関して二重課税を回避し、かつ、脱税を防止するための条約を締結するための交渉を行つてきたが、今回両国間に意見の一致をみたので、昨年十二月十二日に東京において本条約の署名を行つた。

本条約は、日米間の二重課税防止条約と、大綱において同様の形式及び内容で、課税の対象、税率及び課税の免除、所得の源泉地等を規定しているが、その主な相違点は、本条約では、配当並びに未分割遺産についても規定している点、及び二重課税回避の方法に関して、わが国は外国税額控除方式を、スウェーデンは原則として、外国租税免除方式を採用している点等である。

本条約の目的は、両締約国が相互に二重課税及び脱税の発生を防止し、両国国民の経済的、文化的活動の緊密化を図ろうとするものである。

よつて政府は、本条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を批准することは、日本、スウェーデン両国間における所得に対する二重課税及び脱税問題を有効適切に処理し、両国間の経済関係の緊密化を図る上において、必要かつ妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十三日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、法律上の設置に止め隣接国駐在大公使をして兼轄せしめるものとして、

1　ネパール、ポーランド及びチェッコスロヴァキアに大使館を新設する。

2　イエメン、アイスランド、アイルランド、テュニジア、リビア及びモロッコに公使館を新設する。

また、現在既に設置されている在外公館の種類を変更するものとして、

1　ドミニカ、ベルー、チリ、キューバ、ヴェネズエラ及びコロンビアの公使館を大使館に昇格させる。

2　ヘルシンキ総領事館をフィンランド公使館に切り換える。

以上のごとく三つの大使館、六つの公使館を新設し、六つの公使館を大使館に昇格せしめ、一つの総領事館を公使館に切り換える措置をとり、これに伴い在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を改正する必要がある。

本案は、ポーランド及びチェッコスロヴァキア両大使館以外の在外公館並びに外務省設置法の一部改正により新設される在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部、更に第二十五回国会において名称及び位置を定められたのみで、在勤俸がまだ法律上定められていなかった在ソ連邦大使館、以上の在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸を定めている。ポーランド及びチェッコスロヴァキアの二大使館は、在外公館の所在地における物価、為替相場、生活水準等の的確な要素を調査中であり、時期的に本案の提出時期に間に合わないので、今回は在勤俸については後日、法制上の措置をとることとし、名称及び位置についてのみ定めることとする。

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行されるが、在ポーランド及び在チェッコスロヴァキアの各大使館に関する部分は、それぞれ、日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定及び日本国とチェッコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の効力が同日前に発生しない場合には、当該協定及び議定書の効力発生の日から施行し、在ドミニカ、在ベルー、在チリ、在キューバ、在ヴェネズエラ及び在コロンビアの各大使館及び各公使館並びに在イエメン及び在リビアの各公使館に関する部分は、それぞれ、昭和三十二年四月一日以後において政令で定める日から施行することになつている。

二、議案の可決理由

本案は、当該諸国との間に広く外交関係を結び友好親善関係を緊密にし、わが国の国際地位を高めるために、大使館、公使館の新設、公使館の大使館への昇格及び総領事館の公使館への切換は、きわめて妥当な措置であり、また、これらの在外公館に勤務する大公使の外務公務員の給与を定めることも必要と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

所要経費は、昭和三十二年度一般会計予算外務省所管、在外公館項目に四億五千三十一万七千円を計上している。

右報告する。

昭和三十二年三月十三日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一

本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和三十二年度収支予算、事業計画及び資金計画につき、国会の承認を求めようとするものであつて、放送法第三十七条の規定により、同協会が作成し、郵政大臣がこれを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出されたものである。

二

本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額、予算経理の基本準則及び収入支出の款項別金額を、事業計画は、計画の基本方針、建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は、収支予算及び事業計画に基くわめて妥当な措置であり、また、これらの在外公館に勤務する大公使の外務公務員の給与を定めることも必要と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

（一）　収支予算

ラジオ

受信料　月額　六十七円（三箇月につき二百円）

前期繰越収支剰余金　一億円

収入

資本収入　百二十六億千百八十一万千円

事業収入　十五億四千百二十万円

支出

資本支出　百十億七千六十一万千円

事業支出　百二十七億千百八十一万千円

予備金　二十億八千九百六十八万六千円

テレビジョン

受信料　月額　三百円

収入

資本収入　二十九億千二百十七万円

事業収入　九億五千三百万円

支出

資本支出　十九億五千九百十七万円

事業支出　二十九億千二百十七万円

予備金　九億千五百六十万円

十九億七千六百五十七万円

二千万円

（二）　事業計画

主要な項目を挙げれば次のとおりである。

1　ラジオにおいては、難聴地域の解消、老朽設備の改善並びに教養、報道、慰安放送及び地域社会に直結する放送番組の内容充実を図るとともに、諸経費の節減に留意して業務の合理的運営につとめる。

2　テレビジョンにおいては、熊本ほか十局の建設、福岡の増力並びに既存施設の改善を図るとともに、放送番組の充実につとめる。

3　技術研究においては、特に受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響及びテレビジョンの研究につとめるとともに、カラーテレビジョン及びFMの実験放送を行い、わが国技術水準の向上に資する。

4　放送文化研究においては、世論調査並びに放送番組の研究を行うとともに、特に第三放送及びテレビジョンによる教育放送の実施に備えて番組その他の調査研究を実施する。

5　国際放送においては、広くわが国の実情を紹介して、諸外国の理解を深めるとともに、文化の交流を図つて、国際親善並びに貿易の振興に寄与するため、放送内容の拡充を図る。

（三）　資金計画

1　年度内の入金額並びに出金額を左のとおり予定する。

入金　額

ラジオ　百四十九億千九百八十八万千円

テレビジョン　百二十二億千五十六万千円

出金　額

ラジオ　二十七億九百三十二万円

テレビジョン　百四十七億八千四百三十五万千円

百二十億六千三百一万千円

二十七億二千百三十四万円

2　翌年度への繰越金一億三千五百五十三万円を予定する。

三

本件の議決理由

本件は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件議決に際しては、別紙のごとき附帯決議がなされた。

右報告する。

昭和三十二年三月十三日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件に対する附帯決議

日本放送協会は左の各項の実現につとむべきである。

一、ラジオ、テレビともに放送番組の編成にあたつて教育的番組の充実に努力すること。

二、速かにテレビの全国放送網を完成するため適当の措置を講ずること。

三　中波大電力放送により、外国電波の混信を防止すること。
四　研究諸機関の内容充実を図り、使命達成につとめること。
五　厚生施設の拡充、職員給与の改善に努力すること。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近の中小企業金融の情勢にかんがみ、中小企業等協同組合の系統金融機関である商工組合中央金庫の役割はいよいよ重要となつてきているので、同金庫の機能を一層強化し、業務の充実を図る措置を講じ、もつて、中小企業の組織化の推進とその振興に寄与しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　政府は、昭和三十二年度において、十五億円を商工組合中央金庫に出資することとする。

これは、商工組合中央金庫の貸出金利はなお割高であり、この引下を図ることが当面の課題であるので、政府出資によつて貸出金利の引下を援助しようとするものである。

2　現在、商工組合中央金庫が行うことのできる内国為替業務は、所属組合またはその構成員のために行うものだけに制限されているが、実務上の支障を解消するため、この制限を撤廃することとする。

3　商工組合中央金庫が金融機関等の貸付業務を代理したときは、員外者のためにも債務の保証をすることができることとする。

これは、同金庫が中小企業金融公庫の代理業務を行う場合、必要に応じ員外者にも貸付を行うことができる道を開いたものである。

4　商工組合中央金庫がその余裕金を運用できる範囲を拡張し、新たに、中小企業等協同組合またはその構成員の事業の発達を図るため必要な施設を行う法人に対し、短期貸付をすることができることとする。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業金融の円滑化を図るために有効適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に、商工組合中央金庫への出資十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月十三日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

中小企業の組織強化が一段と要請されている今日、組合系統金融の中枢機関である商工組合中央金庫については、今後一層その機能強化を図らなければならない。

よつて政府は、左記事項について格段の配慮を行うべきである。

記

一、中小企業組織強化の方向と相対応し、政府は、商工組合中央金庫に対し、政府出資、財政資金の融通、国庫余裕金の預託（指定預金）等あらゆる方途をもつて、これが資金の充実を図ること。

二、資金運用部資金より、商工組合中央金庫に対する資金の供給は、金融債の引受の方法によるの他、直接低利資金の貸付を行い得るよう、速かに必要な法律改正を考慮すること。

三、商工組合中央金庫の発行する金融債の消化については、市中銀行の他、保険会社をして協力せしめるよう強力に指導すること。

四、今回の法改正により、商工組合中央金庫が中小企業金融公庫の代理業務として、員外者に公庫資金の貸付を行うに当つては、中小企業の組織強化の方向に逆行することなきよう、運用上特に配慮を払うこと。

五、政府は、商工組合中央金庫をして、信用組合及び信用組合連合会の育成を一層積極的ならしめ、これが方途として、信用組合に対する貸付代理業務の範囲を拡大するとともに、預金代理業務をも併せ行わせるよう措置せしめること。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

第一点は、官房長を設置することである。近年、社会保障制度が著しく拡充されるにともない、厚生行政においては、社会保障という統一的見地から、部内および部外にわたり連絡調整を必要とする事項がとみに増加して来たので、この際、官房長を設置することにより、これらの事務を一体的に処理し、あわせて官房事務をより効率的に運営しようとするものである。

第二点は、国立ろうあ者更生指導所を設置することである。身体障害者福祉法に規定するろうあ者更生施設は、まだ公私ともに設置されておらず、このため聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の福祉に欠ける状態にあるので、明年度においてこの国立ろうあ者更生指導所を設置し、これらの障害者を収容してその更生に必要な治療及び訓練を行い、その福祉の向上に努めようとするものである。

第三点は、国立精神薄弱児施設を設置することである。精神薄弱児のうち、その程度が著しい児童又は盲若しくはろうあとの二重の障害を持つ児童については一般の精神薄弱児とは別個に、特別な保護及び指導を行う必要があるので、今回国立の施設を設置して、これらの児童を収容し、早くから一貫した保護及び指導を行い、その福祉の向上をはかろうとするものである。

第四点は、水道及び下水道の権限規定等を改正することである。水道及び下水道の事務は、これまで厚生、建設両省の共管するところであつたため、この行政の責任は必ずしも明確でなく、また事務簡素化の面においても欠くるところがあつたので、今回水道及び下水道に関する事務のうち、水道については、その全部、下水道については、その末端的な終末処理場のみを厚生省で、下水道について終末処理場以外の事務は建設省で、それぞれ処理することとし、これにともなつて、厚生省の権限及び分掌規定を整理しようとするものである。

二　議案の可決理由

近年における社会保障制度の著しい拡充、並びに厚生行政の現況より見て本案の趣旨は妥当と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、国立ろうあ者更生指導所の設置費、運営費として五千七百六十八万八千円、国立精神薄弱児施設の設置費、運営費として五千七百六十四万九千円合計一億一千五百三十三万七千円が昭和三十二年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月十四日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における諸外国との国交の回復、国際連合への加盟等によつて外国人の管理行政は、今後ますますその複雑性と困難性とを加えることが予想されるので、このような新しい事態に処して、出入国管理行政を円滑かつ強力に実施するため、この際、出入国管理行政の機構上の不備を次のように改善しようとするものである。

第一点は、広島入国管理事務所を新設することである。これまで、中国地方は、下関、高松及び松江の三入国管理事務所の管轄下に分れていたばかりでなく、その中心地である広島市には、独立の入国管理事務所がなく、これがために中国地方における統一的な治安対策の実施等について関係機関との連絡にも事を欠き、業務の遂行にも種々の不便をきたしている。そこで、この際、松江入国管理事務所を廃止して、新たに広島市に広島入国管理事務所を設置し、広島県、岡山県、鳥取県、島根県及び山口県のうち岩国市をその管轄区域とするとともに、これにともない、従前の高松入国管理事務所宇野港出張所並びに下関入国管理事務所の広島港出張所、同尾道港出張所及び同岩国空港出張所を広島入国管理事務所に所属を変更し、またこれに新たに松江出張所を配属し、もつて中国地方における出入国管理行政の円滑な運営をはかろうとするものである。

第二点は、日ソ国交回復にともなう新事態に対処するため、新たに稚内港、根室港、酒田港及び敦賀港にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設け、また、これまで駐在官を派遣して出入国管理事務に当らしめていた立川空港及び板付空港には出張所を設けることにより、これらの海港並びに空港における出入国審査事務の充実を期そうとするものである。

第三点としては、神戸入国管理事務所の管轄区域中、兵庫県伊丹市を特に大阪入国管理事務所の管轄に変更している。

二　議案の可決理由

新しい事態に備え、出入国管理

行政を円滑かつ強力に実施するため、その機構上の不備を是正しようとする本案の趣旨を妥当と認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、六名増員分（昭和三十二年七月以降九箇月分）として、昭和三十二年度一般会計予算に九十五万三千五百九十八円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月十四日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

（第二十二号参照）

美容師法案（野澤清人君外三十九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の理容師美容師法は、美容業を理容業とともに一括して規定しているが、最近における美容業の著しい進歩発展にかんがみると一括処理することは業の発展を妨げるのみならず国民の保健衛生上の立場からも不備なる点が生ずる憂いなしとしない、よつて今回新たに単独法たる美容師法を制定するものであるが、本案の内容は現行法とほぼ同様のものであり、ただこの際次に掲げる諸点についても所要の改正を行つて美容業の健全なる発展を図ろうとするものである。

1　都道府県知事は、健康診断の結果、美容師の就業が公衆衛生上不適当と認めた場合、期間を定めてその業務を停止することができることとすること。

2　都道府県知事は、美容師がこの法律の規定に違反して刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができることとすること。

3　美容所を開設しようとする者は、従業者の氏名等をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととすること。

4　美容師または美容所の開設者の組織する会または連合会は、美容師の養成に関する事業を行うことができることとすること。

5　無免許営業の際の罰金五千円を一万円に引き上げること。

6　美容師養成施設の養成課程に関し従来省令で定めていたものを本法に明文化すること。

二　議案の可決理由

美容業の健全なる発展を図るとともに美容業及び理容業が一層適正に行われるため所要の諸措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月九日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十八年から昭和三十一年までの毎年度講ぜられてきた農林漁業者等に対する長期かつ低利の資金の貸付けの措置を、昭和三十二年度においても引き続き行うための原資三百五十億円を確保するに必要な政府資金七十億円を公庫に出資しようとするものである。すなわち、農林漁業金融公庫法第四条の規定中、政府の出資金四百七十六億七百万円に七十億円の出資を行い五百四十六億七百万円にしようとするものである。

二　議案の可決理由

農林漁業者等の生産力維持増進に必要な資金の需要の状況にかんがみ、公庫の原資構成上の措置としては、妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度産業投資特別会計予算に、農林漁業金融公庫出資金として七十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月十四日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

湿田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案（青木正君外五名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

湿田単作地域農業改良促進法は、常時排水不良であるため農業生産力の劣つている地域の農業改良事業を促進する目的をもつて、昭和二十七年に制定されたものであるが、本法施行以来、農業改良計画に基く改良事業施工の実績は、およそその二割程度に過ぎず、今後に残された事業が多い。しかるに本法は、昭和三十三年三月三十一日をもつて失効する限時法であるから、その効力を更に四箇年間延長して本法制定の所期の目的を達成しようとするものである。

二　議案の可決理由

本法における農業改良計画に基く当初の実施予定地域は約四十六万町歩で、昭和三十三年三月三十一日をもつて本法が失効すれば残事業は八割に及ぶ。よつて、本法の期限を延長して、気象条件に恵まれ、かつ、経済効果の大きい湿田地域の農業改良を促進することは、わが国経済自立助長の趣旨から時宜に適するものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度十九億円の見込である。ただし、四箇年間に要する経費としては、七十六億円の見込である。

右報告する。

昭和三十二年三月十五日

科学技術振興対策特別委員長　菅野和太郎

衆議院議長益谷秀次殿

日本科学技術情報センター法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の科学技術情報の活動は一般的に低調であり、学界や産業界において個々の分野で分散的に行われ、有機的関連に欠けているので、本案は、科学技術情報の中枢機関として内外の科学技術情報の総合的収集を目的とした日本科学技術情報センターを設立しようとするものである。

日本科学技術情報センターは、民間出資をも受け入れて、その性格を半官半民の特殊法人とし、役員は内閣総理大臣が任命又は認可することとし、予算、決算、事業計画、財産目録等の認可、一般的監督権等の権限を内閣総理大臣に附与し、その業務は自然科学を基礎とする技術並びに、これに直接関係する自然科学そのものに関する情報の分類、整理、保管を行い、定期的にあるいは随時速報により又は個々の依頼に応じて提供することにしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、科学技術の振興に寄与するため、科学技術情報活動を行う中枢機関を設けようとするものでおおむね適切妥当なる措置と認めるが、科学技術情報の定義について、明確にするを適当と認めるのでこれを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

科学振興費として、昭和三十二年度一般会計予算には科学技術情

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して八木農林政務次官より異存ない旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十二年三月十五日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、放射線による人体の障害及びその予防診断並びに治療に関する調査研究、放射線の医学的利用及び放射線障害防止並びに放射線の医学的利用に関する技術者の養成訓練を行うため科学技術庁の附属機関として放射線医学総合研究所を設置しようとするものである。

二　議案の可決理由

原子力の平和利用とアイソトープの利用研究は今後、多大の成果が期待されるが放射線の人体に及ぼす影響については、放射線の厳重なる管理と障害の防止は、勿論、放射線医学の総合的調査研究が必要であるので本案は、適切妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

放射線医学総合研究所に必要な経費として昭和三十二年度一般会計予算に一億四千三百五十七万一千円が計上されている外、国庫債務負担行為として四億四千七百五十六万七千円が予定されている。

右報告する。

報センター補助金三千万円、出資金四千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月十五日

科学技術振興対策特別委員長　菅野和太郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（定義）

第二条　この法律において「科学技術情報」とは、自然科学（人文科学の科学技術に係るものを除く。）を基礎とする技術に関する情報をいい、当該技術に直接関係する自然科学に関する情報を含むものとする。

〔別紙〕

日本科学技術情報センター法案に対する附帯決議

政府は、日本科学技術情報センターの監督に当つては、科学技術の振興に貢献せしめるため、営利を排し、その公共性に徹するよう、特に留意すべきである。

昭和三十一年度一般会計予算補正（第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は、遺族及び留守家族等援護費等の義務的経費の追加分、沖縄の土地所有者等に対する見舞金及び食糧管理特別会計の損失補てん等を主な内容としており、その財源としては、酒税等の租税収入、官業益金及び官業収入及び雑収入等を充当している。

歳入歳出の補正増加額は、百四十七億三千万円で、本補正の結果、当初予算及び第一次補正分を合わせた本年度の一般会計予算額は、歳入歳出とも、一兆八百九十六億五千二百万円となる。

(一)　歳入追加額の内訳は次の通りである。

(1)	租税及印紙収入	
	酒税	四十億円
	物品税	三十億円
	関税	六十億円
	計	百三十億円
(2)	官業益金及官業収入	
	学校附属病院等収入	二億七千三百万円
(3)	雑収入	
	金融機関調整勘定利益分配金	十四億五千七百万円
	合計	百四十七億三千万円

(二)　歳出追加額の内訳は次の通りである。

		追加額
	旧軍人遺族等恩給費	二十五億九千二百万円
	旧軍人遺族等恩給支給事務費	一千八百万円
	沖縄関係特別措置費	十一億円
	消防団員等公務災害補償責任共済基金補助金	一千万円
	地方交付税交付金	十億円
	旧令共済組合年金等	六千百万円
	国庫受入預託金利子	六億七千五百万円
	義務教育費国庫負担金	十七億四千六百万円
	大学附属病院患者医療費	一億五百万円
	国民健康保険助成費	十億七千万円
	戦傷病者戦没者遺族等援護費	二十八億円
	戦傷病者戦没者遺族等援護費支給事務費	一千七百万円
	食糧管理特別会計へ繰入	三十三億五千六百万円
	漁船再保険特別会計へ繰入	一億八千万円
	計	百四十七億三千万円

(二)　主な歳出項目の概略は次の通りである。

(1)　旧軍人遺族等恩給費

旧軍人及び遺族に対して支給する公務扶助料、一時恩給及び一時扶助料の件数が当初予定件数より増加したので、その増加件数に対しての支給に必要な経費である。公務扶助料については、当初予算の新規裁定人員百六十万人より一万五千人増（昭和三十二年一月末現在百六十一万人）を見込んで、この増加分の経費十九億六千二百万円を計上し、また一時恩給及び一時扶助料については六億三千百万円を計上している。

(2)　沖縄関係特別措置費

講和条約発効前における沖縄の米軍接収による土地等の損失の補償問題が早急に解決する見込が困難であるので、土地等の所有者等に対する特別措置として支給する見舞金十億円と、外地より沖縄に引き揚げて来た困窮者等に対する適切な特別措置を講ずるために必要な経費一億円を計上したものである。

(3)　地方交付税交付金

昭和三十一年度における酒税増収見込が四十億円に達するので、この増収に伴う地方交付税の増加額に相当する額十億円を地方交付税交付金の財源として交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるために必要な経費で、同特別会計を通じて地方公共団体に交付されるものである。

(4)　義務教育費国庫負担金

昭和三十年度決算による教職員給与費国庫負担金の不足額十億三百万円と、昭和三十一年十二月成立の「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正による期末手当〇・一五月分引上に伴う昭和三十一年度教職員給与費国庫負担金の不足見込額七億四千三百万円の補てんのための経費である。

(5)　国民健康保険助成費

昭和三十年度における年間平均被保険者数及び一人当り療養費の実績が予算上の見込を上廻り、療養給付費補助金及び事務費補助金に不足を生じたので、この不足額補てんのために必要な経費で、療養給付費補助金については、十億四千三百万円、事務費補助金については、二千七百万円を計上している。

(6)　戦傷病者戦没者遺族等援護費

軍属及びその遺族で恩給法による増加恩給又は扶助料の支給対象とならないものの裁定件数の増加に伴う追加所要額二十四億九千六百万円及び昭和三十年度不足額三億四百万円を計上している。

遺族等援護費の昭和三十一年度内訳は次の通りである。

	当初	追加	計
遺族年金	三十四億八千八百万円	二十四億五千四百万円	五十九億四千二百万円
障害年金	三千六百万円	四千二百万円	七千八百万円
前年度不足分	〇	三億四百万円	三億四百万円
計	三十五億二千四百万円	二十八億円	六十三億二千四百万円

(7)　食糧管理特別会計へ繰入

昭和三十年度決算の結果、内地米の平均実績買入価格が予定より高くなつたこと、内地産麦の政府売渡価格の値下げ（昭和三十一年四月）により、年度末在庫評価額の減少、その他農産物の売却収入、雑収入等に見込違いを生じ、昭和三十年度末損失が二百億五千六百万円に上り、昭和三十年度予算補正の際百六十七億円を補てんしたが、更に三十三億五千六百万円の損失が残るので、この補てんのための経費である。

二　本予算の可決理由

本補正予算は、昭和三十一年

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一番地　大蔵省印刷局　電話九段（33）三一一一番

昭和三十二年三月十九日　印刷

予算委員長　山崎　巖

衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十二年五月十九日

○第二十六回国会　衆議院会議録追録（一）（その二）

昭和三十一年度特別会計予算補正（特第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は、特別会計予算総則、交付税及び譲与税配付金特別会計予算及び漁船再保険特別会計予算を補正するものである。

本補正の結果、特別会計予算総則第十四条に定める輸出保険特別会計の契約限度額について、

1　特別会計予算総則第十四条に定める輸出保険特別会計の契約限度額について、

(イ)　普通輸出保険の保険金額の総額五百九十億円を七百九十億円に、

(ロ)　輸出手形保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額五十億円を七十億円に改めるのである。

2　交付税及び譲与税配付金特別会計

成立予算額　千九百六十四億四千六百万円
追加額　十億円
計　千九百七十四億四千六百万円

本補正の内訳は、次の通りである。

歳入
一般会計より受入　十億円

歳出
地方交付税交付金　十億円

これは、酒税の増収四十億円に伴つて地方交付税の増加額に相当する額を、一般会計から受け入れ、地方交付税交付金の増額を行い、地方公共団体に交付するため必要な経費である。

3　漁船再保険特別会計

本特別会計においては、給与保険勘定についてのみ補正を行うものである。

給与保険勘定

成立予算額	七千九百万円
追加額	九千五百万円
修正減少額	△　四千三百万円
計	一億三千二百万円

本補正の内訳は、次の通りである。

歳入

給与再保険料減少額	△　六百万円
前年度繰越資金受入減少額	△△　二百万円
借入金減少額	△　三千五百万円
一般会計より受入追加額	九千五百万円

歳出

給与再保険費追加額	四千二百万円
他会計へ繰入減少額	△　百万円
予備費追加額	千百万円

以上補正の特色は、次の通りである。

(イ)　歳出においては、まず、だ捕による抑留漁夫の増加及び抑留の長期化に伴つて、再保険金の支払が増加し、再保険金の予算不足見込額のほか、予備費を増額して追加計上した。

次に借入金の減少に伴う利子不用見込額を修正減少することとしている。

(ロ)　歳入においては、まず、給与保険引受の減少に伴い、再保険料収入額を修正減少することとしている。

次にこの勘定の昭和三十年度の決算上の損失及び昭和三十一年度の損失の一部を補てんするため、一般会計より受入約九千五百万円を追加計上し、これに伴い借入金額を修正減少することとしている。

二　本予算の可決理由

本補正予算は、当初予算成立後、生じた事由による必要なる処置であつて、妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十九日

予算委員長　山崎　巖

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十一年度政府関係機関予算補正（機第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は、国民金融公庫及び中小企業金融公庫について行つた。

補正の内容は、次の通りである。

1　国民金融公庫

この公庫に対する最近の資金需要の旺盛化に対処して、予算総則第二十九条に定める借入限度額を十五億円引き上げ百四十億円に改め、原資の拡充をはかろうとするものである。この借入限度額の増額は、資金運用部資金からの融資によつて行うものである。

2　中小企業金融公庫

中小企業者のこの公庫に対する資金需要の旺盛化に対処して、予算総則第三十二条に定める借入限度額を二十億円引き上げ百六十五億円に改め、原資の拡充をはかろうとするものである。この借入限度額の増額は、資金運用部資金からの融資によつて行うものである。

二　本予算の可決理由

本補正予算は、当初予算成立後、生じた事由による必要なる処置であつて、妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十九日

予算委員長　山崎　巖

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十三号（その一）参照〕

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今次の税制改正の一環として、税率の累進度の緩和に重点をおいて、次の通り改めるものとする。

ただし、四月一日から実施するので昭和三十二年分の減税の幅は、平年度の四分の三とする。

1　(イ)　基礎控除額

九万円（現行八万円）

(ロ)　一人目の扶養控除額

五万円（現行四万円）

(ハ)　給与所得控除額

控除率	年収四十万円まで　二十パーセント、年収四十万円から八十万円まで十パーセント（現行年収四十万円まで二十パーセント）
最高限度額	十二万円（現行八万円）

2　税率

五万円以下十パーセント～五千万円超七十パーセント（現行三万円以下十五パーセント～五百万円超六十五パーセント）

3　その他

高額所得者について一定範囲の親族の資産所得の合算課税を行い、簡易税額表の適用範囲を

拡大し、低額所得者の予定納税及び小規模事業者の給与所得の源泉徴収に係る所得税の納期について特例を設ける等の税制簡素化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、最近の所得税負担の状況にかんがみ、適切妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

所得税の一般的減税により、初年度約千九十二億円の減収であるが、租税特別措置関係等による改正分をも含め増減収を通算すると約九百五十一億円の減収が見込まれている。

右報告する。

昭和三十二年三月十九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　法人の各事業年度の所得に対する軽減税率（三十五パーセント）の適用を受ける所得金額の範囲を年百万円まで引上げることとする。（現行年五十万円）

2　重要物産の免税制度に対して新たに一定の限度を設けることとする。

3　人格のない社団又は財団で収益事業を営むものに対して、その収益事業の所得について新たに法人税を課することとする。

二　議案の修正議決理由

本案は、今次の税制改正の一環として適切なものと認めるが、なお、人格のない社団又は財団に対する課税について適正を期する必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

法人税の軽減税率の適用範囲の拡大により、初年度約十五億円の減収、租税特別措置関係等の改正分をも含め増減収を通算すると約七十一億円の増収が見込まれている。

右報告する。

昭和三十二年三月十九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

第一条に次の一項を加える。

（小字は修正）

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業○○（継続して事業場を設けてなすものに限る。以下同じ。）を営むもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下人格のない社団等という。）は、法人とみなして、この法律を適用する。

租税特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　長期預貯金等の利子所得を一定期間非課税とし、その他の利子所得について軽減税率による分離課税を行い、採鉱の奨励等に資するため特別償却制度の適用範囲を拡大し、輸出所得の特別控除制度の適用期間を二年間延長し、価格変動準備金制度について現行の繰入限度額を二割程度引き下げ、法人の交際費の損金不算入の制度についてその不算入とする金額を拡大し、増資配当免税、概算所得控除等の制度は、今回廃止するとともに、租税特別措置法の全部について規定を整備し、その平易化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、今次の税制改正の一環として、妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

初年度増収額約二百億円が見込まれている。

右報告する。

昭和三十二年三月十九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、日本国有鉄道の経営における適正な減価償却費の計上と輸送力増強のための経費に充当すべき自己資金のねん出をはかり、もつて国鉄五箇年計画を実行するため、日本国有鉄道の旅客運賃、料金及び貨物運賃を改訂しようとするものである。

その内容の主なものは、次の通りである。

1　旅客運賃をおおむね一割三分引き上げ、三等の賃率は営業キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは二円四十銭、百五十キロメートルをこえ五百キロメートルまでは一円六十五銭、五百キロメートルをこえ一千キロメートルまでは八十五銭、一千キロメートルをこえる部分は五十五銭とすること。

2　航路普通旅客運賃は、一割三分ないし十割引き上げること。

3　特別急行料金は、料金地帯の現行六百、九百、一千二百キロメートル刻みを四百、八百、一千二百キロメートル刻みとし、普通急行及び準急行料金については、一割五分ないし二割引き上げること。

4　通勤及び普通旅客定期運賃は、割引率の最高を普通三等一箇月において七割五分、通勤一箇月において八割におさえ、一部割引率の修正を行うこと。

5　貨物運賃については、おおむね一割三分引き上げることとし、遠距離逓減率の修正、青函航路及び関門トンネルの貨物営業キロ程の短縮を行うとともに、重量減トン制度の改正、荷主の指図に応ずる場合の運賃計算方法の改正等運送制度の合理化をはかること。

6　この改訂は、昭和三十二年四月一日より実施すること。

二　議案の可決理由

日本国有鉄道の経営を改善し、輸送力の増強をはかるため、この程度の運賃引上げは、やむを得ないものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月十九日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、現行法によれば、市町村が、経済的事由により就学困難な小学校児童の保護者に対して、教科用図書又はその購入費を給与する場合、国は予算の範囲内で、これに補助することができると規定しているのを、今回その範囲を拡大して中学校生徒の保護者にも適用するように改正するものである。

二　議案の可決理由

経済的事由によつて就学困難な中学校生徒の保護者に、教科用図書の給与に対する国の補助を行うことは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に、一億九千四十六万七千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

学校給食法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、現行法によれば、学校給食費の負担が困難と認められる小学校児童の保護者に対して、市町村が、学校給食費の全部又は一部を補助する場合、国の予算の範囲内で、これに補助することができると規定しているのを、今回その範囲を拡大して、中学校生徒の保護者にも適用するように改正するものである。

二　議案の可決理由

学校給食費の負担が困難と認められる中学校生徒の保護者に、学校給食費に関する国の補助を行うことは、時宜に適したものであることを認め、本案は別紙の通りの附帯決議を附し、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に、一億三十一万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

学校給食法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

学校給食の重要性にかんがみて、政府はすみやかに、義務教育諸学校に栄養士の制度を創設するなど、所要の措置を講ずる必要がある。

（第二十四号参照）

日本住宅公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、日本住宅公団法の目的たる住宅に困窮する勤労者のための集団住宅及び宅地の供給、並びに健全な新市街地の造成をさらに推進するため、公団の業務の範囲の拡大をはかろうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　新市街地の造成上必要と認められる場合には、公団が住宅用地の造成とあわせて学校、病院、商店、工場等の用地をも造成しうるようにすること。

2　公団が水面埋立事業を実施できるようにすること。
3　公団が、その本来の業務の遂行に支障のない範囲内で、東南アジア等より来日する技術研修生のための居住施設の供給を実施できるようにすること。

二　議案の可決理由

住宅事情が依然として窮迫の状態にある点にかんがみ、日本住宅公団の業務をさらに強化拡充しようとする措置は適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のような附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約十億円が見込まれている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

日本住宅公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

宅地造成については、これに農地の転用を伴う場合、食糧の確保、農家経済の安定に重大な関係をもつものといわねばならない。

よつて政府は、今後住宅の建設に当つては、農地保護の見地より、農地の転用を極力さけるよう充分なる配慮をなすべきである。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、住宅金融公庫の目的の達成をさらに推進するため、災害復興の際の融資及び中高層耐火建築物に対する融資の強化をはかろうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　災害復興住宅の新築に対する融資を強化するとともに、災害住宅の補修に対しても融資をするよう改めること。

2　中高層耐火建築物の建設に対して資金の貸付をする制度を設けること。

3　宅地造成事業に対する貸付の範囲を拡大すること。

二　議案の可決理由

災害時における住宅復興、ならびに都市の不燃化、土地利用の高度化の必要が急務とされている実情にかんがみ、本案は、適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のような附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

本案の施行に要する経費は、住宅金融公庫の予算中に、災害復興住宅融資のために約十億円、中高層耐火建築物に対する融資のために約四十八億円が見込まれている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十六日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法制定の主旨にかんがみ、住宅金融公庫の新規事業実施に際しては、特に左の点について遺憾なきを期すべきである。

一　災害復興住宅に対する貸付については、業務の迅速なる処理によりその目的達成に遺憾なからしめるとともに、特に地方公共団体が公庫よりの借入金について保証を行う場合には、貸付の決定を特に迅速ならしめるよう格別の配慮を行うこと。

二　中高層耐火建築物に対する貸付については、住宅部分以外に対しても貸付を行う点にかんがみ、店舗、事務所等の部分についてはその用途等につき適当なる規制を行うとともに、貸付の審査に当つては特に慎重を期し、公庫本来の主旨を逸脱するような不当な貸付を行うことのないよう措置すること。

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、昭和二十八年九月以来ブラジルと航空協定締結の交渉を行つてきたが、このたび両国の意見が一致し、昨年十二月十四日、リオ・デ・ジャネイロにおいて本協定が署名された。

本協定は、わが国とブラジルの領域間の民間航空業務を開設かつ運営することを目的とし、協定の附表に定める路線に従い、業務運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定したもので、その内容において、さきに国会の承認を得た日米、日英、日加、日濠等の航空協定とほぼ同一のものである。ただし、この協定は、航空業務に関する一般原則を本協定に、また、航空自由の許与、航空輸送における運賃、輸送力、路線等の実質的条項を附属書において規定するという新しい形式をとつている。

よつて政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国の航空企業が、ブラジルと双務的かつ平等の条件で相手国に乗入れできるようになることは、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、昭和三十年十一月以来、ドイツ連邦共和国との間の文化協定の締結について交渉を行つてきたが、今回協定案文について意見の一致をみたので、本年二月十四日東京において署名を行つた。

本協定の目的は、ドイツ連邦共和国との間の文化交流を、一層活発にし、文化関係を通じて日独両国民の相互理解を深め、ひいては、両国間の政治的及び経済的友好関係の増進に資するとするというのである。

本協定は、その内容において、さきに国会の承認を得た日仏、日伊文化協定等とおおむね同様であるが、特に注目すべきは、協定においてドイツ国民、国（ラント）の規定及びベルリン地区での効力の点について規定していることである。

よつて政府は、本協定の批准について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は、わが国とドイツ連邦共和国との間の文化交流を増進するため、妥当かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、インドと文化協定締結の交渉を行つてきたが、このたび両国の意見が一致し、昭和三十一年十月二十九日東京において署名を行つた。

本協定は、日本国とインドとの間に伝統的に存在している文化関係を一層緊密なものとすることを目的としている。従つて本協定を実施することにより、両国間の文化交流を通じ両国民間の相互理解をさらに深め、ひいては両国間の政治的及び経済的友好関係の増進に資することを期待するものである。

よつて政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は、日印間の文化交流を増進するため必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年三月二十日
外務委員長　野田　武夫
衆議院議長益谷秀次殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、国会議員選挙等の執行について国の負担すべき経費の基準を、地方公務員の給与の実態、鉄道旅客運賃の改訂、電信電話料金の改訂、物価の変動等にかんがみ、実情に即したものとするため、本法の一部に所要の改正を加えようとするものである。その要旨は次のとおりである。

1　本法施行の状況にかんがみ、超過勤務手当、人夫賃、嘱託手当、旅費、通信費及び用紙費の単価を改訂するとともに、都道府県の事務費について有権者数による段階をさらに細分し、選挙事務執行の実情に即するように基準を改めること。

2　投票管理者及び開票管理者並びに投票立会人、開票立会人、選挙立会人及び選挙分会立会人の費用弁償額を実情に即するように引き上げること。

3　最近の都道府県の行政組織合理化のための地方事務所の廃止にともない、支庁及び地方事務所以外の都道府県の出先機関のうち、選挙事務を行うもので、自治庁長官が経費を交付する必要があると認定したものに対し経費を交付するものとし、その基本額を定めるとともに、これらの機関のない都道府県については、基準額の百分の二十の額を加算するものとすること。

4　旅費及び通信費の加算についての基準となる距離を「十二粁」から「十キロメートル」に改めること。

5　市区町村数、支庁、地方事務所の数及び投票所、開票所の数等の増減にともない経費の積算基準を実情に即するように改めること。

二　議案の可決理由
本案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担すべき経費の基準を、実情に即するようにするもので妥当な措置と認めるが、なお、実情に即しないものについては速やかに是正を図るため、別紙の通り附帯決議を付して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年三月二十二日
公職選挙法改正に関する調査特別委員長　石坂　繁
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

選挙は民主政治の基盤であつて、選挙が公明適正に行われることは絶対的の要件である。

従つて選挙の執行の経費については、その必要額を十分に確保する必要があるにもかかわらず執行経費の基準額は著しく実情に即しないうらみがある。よつて左記の点について検討の上、実情に即するよう速かに改正の措置を講ずべきである。

記

一　立会演説会、氏名掲示等選挙公営経費については、公営の趣旨にかんがみ、完全な実施を可能ならしめるよう経費の増額を図ること。

二　投票、開票管理者及び同立会人並びに選挙立会人の費用弁償の額並びに人夫賃、嘱託手当の額は実情に比し低額に過ぎるので増額を図ること。

三　補欠選挙等の執行経費を基準額の三分の二とするは不合理であるからこれが是正を図ること。

右決議する。

信用保証協会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
信用保証協会は、債務保証を通じて中小企業の信用力を補完する機関であつて、中小企業金融の円滑化のために重大な役割を果してきているが、同協会の経営の基礎は、おおむね地方公共団体の財政援助に依存している現状である。
しかるに、中小企業特に零細企業に対する金融の疎通を図るため、信用保証協会の機能を一層強化しなければならない今日においては、同協会に対する援助を、今後なお地方公共団体のみにゆだねることは、最近の地方財政の実状から見て困難と思われるので、政府は、昭和三十二年度に、中小企業信用保険特別会計を通じて十億円を同協会に対し融資するという財政援助を行うこととなつたのである。
本案の趣旨は、この財政措置に伴つて、現行信用保証協会法に、政府融資に関する規定を加えようとするもので、その内容の主なものは次のとおりである。

1　政府は、信用保証協会に対し、保証能力の拡充のために必要な資金を貸し付けることができることとする。

2　貸付金の利率は、年三分五厘以内において、政令で定めることとする。

3　政府は、貸付を行うに当り、貸付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附するものとする。

4　政府の貸付及び条件の附加は、通商産業大臣が大蔵大臣に協議して行うものとする。

二　議案の可決理由
本案は、中小企業に対する金融の円滑化に資するために、有効な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費
昭和三十二年度特別会計予算中、中小企業信用保険融資勘定に、歳入として、一般会計より受入十億円及び貸付回収金五億円等、歳出として、信用保証協会貸付金十五億円等が計上されている。

右報告する。
昭和三十二年三月二十二日
商工委員長　福田　篤泰
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

信用保証協会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府の信用保証協会に対する貸付金の実行金利については、この貸付金の趣旨に鑑み、極力これを低利（概ね長期は年二分五厘、短期は年二分程度）ならしめるよう措置すること。

二　信用保証協会による中小企業の信用保証業務と、中小企業信用保険特別会計による保険業務の運営の合理的一元化並びにこれが業務組織の強化を図る必要ありと認められるので、政府は検討の上、なるべく速かにその成案を得て、これを国会に提出すること。

公営企業金融公庫法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利かつ安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通する公営企業金融公庫を創設するため、新たなる立法を行わんとするもので、その骨子は次の通りである。
即ち公庫の資本金は五億円とし、政府が産業投資特別会計から、その全額を出資することとし、役職員については、既存の他の公庫と同様な規定を設け、公庫の業務については、公営企業の地方債につき資金の貸付を行うとともに、必要限度においていわゆる起債の前貸資金の貸付を行うことができることとし、公庫の発行する公営企業債券については、政府がその元利の支払を保証するものとし、昭和三十二年度の発行額は七十億円を予定している。また会計については、公庫は業務上の余裕金を国債の保有及び資金運用部への預託のほか、銀行への預金についても運用できるものとし、短期借入金は公営企業債券の前借として必要な場合に限り、金融機関から借入できるものとしており、監督については、公庫は内閣総理大臣及び大蔵大臣を主務大臣として、その監督をうけることになつている。

二　議案の可決理由
本案は、地方公共団体が住民福祉の増進及び地方産業振興のために経営する水道、交通等多岐にわたる公営企業を推進する上に、きわめて重要な公共的性格をもつた金融機関を設立し、国の保護の下に低利かつ安定した資金を、これを必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、融通しようとするものであるから、現下の地方財政の情況及び水道事業を始め各般の公営企業の整備拡充を要する現状にかんがみ適切な立法であり、地方公共団体の強い要望にもそうゆえんである。
従つてその趣旨はもとより、更に本金庫を拡充強化し、その機能を高め、単に公営企業の推進のみならず、地方財政全般の改善に寄与し得るよう、政府は措置すべき旨の附帯決議を附し、本案は、全会一致可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年三月二十二日
地方行政委員長　門司　亮
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

公営企業金融公庫法案に対する附帯決議

本法の施行に当り、政府は左の諸

点に留意して、その運営の適正をはかるべきである。

一、地方債の一般会計分は、全額政府資金をもつて充てること。

一、公庫の出資金及び政府保証による公庫債の限度額は、今後更に増額をはかるとともに公庫資金の貸付については、できる限り低利にすること。

一、地方団体の公債費の負担軽減をはかるため、公庫において既発行公募地方債の低利借替を行うよう措置すること。

一、将来公庫において、地方団体に対する一時借入金の融通を行うよう措置すること。

右決議する。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十五回国会閣法第七号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、（一）健康保険法の改正に伴い、医療機関等の規定に所要の改正を行うとともに、療養の給付について組合員にその費用の一部を負担させることとし、ただこの場合、組合は当分の間、これにより生じた余裕財源で一部負担金の払戻等を行い得るものとすること。（二）国家公務員共済組合法の改正に伴い、再退職の場合における退職年金の期間の合算、金額の改定の外、廃疾年金支給の条件等につき規定の整備を行い、また、本法と船員保険法との適用関係を調整すること。（三）その他組合運営の実情にかんがみ、組合の規約変更の手続を簡素化し、組合の福祉事業については、町村職員恩給組合と共同する等その事業を総合的に行うこと、市町村合併における組合と健康保険組合との関係を調整することなどを、内容とするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、第二十四回国会において、健康保険法及び国家公務員共済組合法の改正に照応した改正を行うべく政府より提出され、既に本院において修正議決せられたものであるが、参議院において、健康保険法改正案とともに審議未了となり、第二十五回国会において、再び提出され継続審査となつていたもので、その趣旨は妥当と認められたが、健康保険法の一部を改正する法律案の修正との関連上、亀山孝一君提出にかかる施行期日を改正する修正案が提出され、採決の結果、修正案及びこれを除く政府原案はいずれも賛成多数をもつて可決、よつて本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は委員会修正）

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」に、「第六十四条」を「第六十四条の二」に、「（第九十七条・第九十八条）」を「（第九十七条）」に改める。

第三条第二項中「規約の変更」の下に「（政令で定める事項に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「認可を受けたとき」を「認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを自治庁長官に届け出なければならない。

第五条第一項第二号中「予算の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第九条第二項中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第十三条第二項中「第三十九条の退職年金」を「の規定による退職年金又は廃疾年金」に改め、同条に次の二項を加える。

3　組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又はこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員の資格を取つた期間は、合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算した期間が二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算については、この限りでない。

4　組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員の資格を取得した場合における後の期間の計算については、第一項の規定にかかわらず、その再び組合員の資格を取得した月は、その期間に算入しない。

第十四条第一項中「組合から退職年金」の下に「若しくは廃疾年金」を加え、「退職年金を受ける権利を有しない者」を「退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有しない者」に改め、同条第三項中「組合員で船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の被保険者であるもの（以下「船員である組合員」という。）」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険（以下「船員保険」という。）の被保険者（以下「船員」という。）で組合員であるもの」に、「なお船員保険法」を「なお同法」に改める。

第二十四条第二項中「その権利を失つた場合」を「死亡した場合」に改める。

第二十六条中「支給すべき給付金」の下に「（家族埋葬料に係るものを除く。）又はその者の遺族に支給すべき給付金（埋葬料に係るものを除く。）」を加える。

第二十七条に次の一項を加える。

2　前項の時効は、この法律の規定によつて給付の支給を停止する期間は、進行しない。

第二十九条中「給付を受ける権利を有する者」の下に「（給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。）」を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に次の一条を加える。

（不正受給者等からの費用の徴収）

第二十九条の二　詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用（その給付が療養の給付であるときは、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払つたこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、第三十一条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険医をいう。以下同じ。）が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十一条第一号中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第二号中「組合員の療養について組合が契約している医療機関」を「特定の組合の組合員のための療養を行う医療機関又は薬局で組合が契約しているもの」に改め、「（大正十一年法律第七十号）」を削り、「第四十三条ノ六」を「第四十三条ノ九」に改め、「当該医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額」を「規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額の全部又は一部」に改め、同条第三号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「厚生大臣の定める基準（当該基準の範囲内において組合と当該保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めた基準）によつて」を「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条第四号中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において」に、「又は手当」を「、薬剤の支給若しくは手当」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条に次の一項を加える。

2　組合員が前項第一号から第三号までの規定により療養を受ける場合の手続については、総理府令で定める。

第三十二条第一項中「被扶養者が、」を「被扶養者は、前条の規定に準じ、」に改め、「受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを」を削り、「同条の規定」を「前条第一項の規定」に、「同条第二号但書」を「同項第二号但書」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改める。

第三十四条を次のように改める。

（保険医療機関等の療養担当等）

第三十四条　保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療

若しくは調剤に当らなければならない。

第三十五条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関し左に掲げる事由に該当するに至つたとき」を「同一人に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、これらの給付（国家公務員共済組合法又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）によるこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「国家公務員共済組合」の下に「、専売共済組合、国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を加え、「又は船員保険法による船員保険（以下「船員保険」という。）の被保険者」を「の被保険者又は船員」に改める。

第三十七条の見出しを「（分べん費及び配偶者分べん費）」に改め、同条第一項及び第二項中「分べん」を「分べん費」に改め、同条第三項中「被扶養者である配偶者」の下に「（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「分べん費」を「配偶者分べん費」に改める。

第三十八条の見出しを「（保育手当金）」に改め、同条第一項中「配偶者」の下に「（第三項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「分べん」を「分べん」に、「ほ育」を「保育」に、「ほ育手当金」を「保育手当金」に改め、同条第二項及び第三項中「ほ育手当金」を「保育手当金」に、「分べん」を「分べん」に、「ほ育」を「保育」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の規定による保育手当金は、分べんしたときに前金払をすることができる。

第三十九条第二項中「被扶養者」の下に「（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加える。

第四十一条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」を「該当したとき」に改め、「又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるとき」を削り、「第四十三条第一項」を「次条第二項及び第四十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態となつたときは、その状態にある間は、その者には、第一項ただし書の規定を適用しない。

4　退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給するときは、第二項の規定により算定した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十二条に見出しとして「（再就職した場合の退職年金の停止等）」を附し、同条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき（引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。）」を「該当したとき（引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第四項の規定の適用を受けるときを除く。）」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者で公務によらないで疾病にかかり、若しくは負傷したものが退職した場合において、その退職の時（第三十五条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養の給付又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時。以下第四十七条までにおいて同じ。）に、当該疾病若しくは負傷の結果として、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者の廃疾の程度が退職の時から五年以内に増進し、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することとなつた場合において、その期間内に請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

第四十四条に次の一項を加える。

4　退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後に廃疾年金を支給すべき事由が発生した者に廃疾年金を支給するときは、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十五条を次のように改める。

（廃疾の併合による廃疾年金）

第四十五条　廃疾年金を受ける権利を有する者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾年金を支給すべき事由が発生したとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾一時金を支給すべき事由が発生した場合において、当該事由が発生した時における前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第二に掲げる廃疾の程度に該当するときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給する。

2　廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

第四十六条に見出しとして「（廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等）」を附し、同条中「前条」を「第二項」に改め、同条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次のように加える。

廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合においてその期間内に請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第二に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。

2　廃疾年金を受ける権利を有する者が廃疾年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

3　組合員であつた期間二十年以上で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定によりその支給を受けなくなつたときは、第二十五条第三号の規定により支給しないこととされていた退職年金を支給する。ただし、第四十一条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（再就職した場合の廃疾年金の停止等）

第四十六条の二　廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から廃疾年金の支給を停止する。

2　前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合において、その退職の時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて、廃疾年金の額を改定する。

3　前項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の廃疾年金の額（改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額）に、組合員であつた期間十年をこえ二十年に至るまではその十年をこえる期間のうち後の組合員であつた期間一年につき再び退職した当時の給料日額の三日分に相当する額を、二十年をこえる期間についてはその期間のうち後の組合員であつた期間一年につき当該給料日額の四日分に相当する額を加算した額より少ないときは、その額をもつて改定廃疾年金の額とする。

第四十七条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者で公務によらないで疾病にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時に、当該疾病又は負傷の結果として、別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

第五十六条中「組合員が」の下に「前条に規定する非常災害により」を加える。

第三章第八節中第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二　他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

第六十五条に次の一項を加える。

2　組合は、前項各号に掲げる事業を行うに当つては、町村職員恩給組合と共同して行う等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるように努めなければならない。

第六十六条第二項中「前項の掛金は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。

第六十八条第二項中「予算」を「事業計画書」に改める。

第七十二条第三項第二号中「予算の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第七十七条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「「前項」」を「「第二項」」に、「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第七十八条第一項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第八十四条の見出し中「予算」を「事業計画書」に改め、同条第一項中「収入及び支出の予算」及び「予算」を「事業計画書」に、「重要な」を「総理府令で定める重要な」に、「加えようとするとき」を「加えたとき」に改め、同条第二項中「予算」を「事業計画書」に、「決算完結後一月」を「事業年度終了後二月」に改める。

第八十五条中「運用」を「管理」に改める。

第八十六条第三項中「第三十条第二項及び」を削り、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は」を加え、「医療機関から」を「保険医療機関若しくは保険薬局から」に、「又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、」を「当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問をさせ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは」に、「診療簿」を「診療録」に改め、同条第四項中「立入検査」を「質問をし、又は検査」に改め、同条第五項中「立入検査」を「質問又は検査」に改める。

第八十八条中「施設」の下に「（土地を含む。）」を加える。

第九十条及び第九十一条を次のように改める。

（船員である組合員についての特例）

第九十条　船員である組合員の船員であつた期間（船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ。）の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2　船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する退職給付、廃疾給付又は遺族給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなす。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間（船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を加えた期間）が二十年未満である者（船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。）については、船員である組合員であつた期間（組合員でない船員であつた期間があるときはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ加えた期間）を組合員であつた期間とする。

3　船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が、第九十一条の二の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付の基礎となるべき組合員の期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

第九十一条　船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当するものに対するこの法律の適用については、第十三条第三項、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十六条第三項及び第四項、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条並びに附則第十六項中「二十年」とあるのは「十五年」とし、第四十一条第二項中「四月分」とあるのは「三月分」とし、「二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の六日分、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分」とし、第四十二条第三項中「四日分」とあるのは「四日分（組合員であつた期間二十年に達するまでは、六日分）」とする。

第九十一条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二　船員である組合員又は船員である組合員であつた者の船員であつた期間に係る給付は、第三章、第九十条第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する者の選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付（失業に関する給付を除く。）とすることができる。

第九十二条中「船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者」を「組合員でない船員であつた期間は、船員」に、「前条」を「前三条」に改める。

第九十七条を次のように改める。

（罰則）

第九十七条　医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第八十六条第三項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第九十八条を削る。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、附則第十五項を附則第十四項とする。

附則第十六項中「同項に規定する組合員」の下に「（次項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員を除く。）」を加え、「これを退職とみなす。」を「その前日に退職したものとみなす。」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を附則第十六項とする。

この場合においては、市町村は、当該組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

附則第十八項を次のように改める。

17　附則第十五項の規定は、前項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に関する規定の適用を受けない組合員となつた場合に準用する。

18　退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が再び附則第十四項第二号又は第三号に規定する組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月以後その者が組合員である間は、その支給を停止する。

附則第三十項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改める。

附則第三十一項中「（以下本項において「控除期間」という。）」を「（第十三条第二項の規定により、この法律による組合の組合員であつた期間とみなされる国家公務員共済組合の組合員であつた期間のうち国家公務員共済組合法第九十五条に規定する控除期間を含むものとし、以下この項において「控除期間」という。）」に改める。

附則第五十五項を附則第五十七項とし、附則第四十項から附則第五十四項までを二項ずつ繰り下げ、附則第三十九項の次に次の二項を加える。

40　適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域のこの法律による組合と健康保険組合との関係の調整については、附則第二十三項後段、第二十五項及び第二十六項の規定に準じて政令で定める。

（附則第二十一項に規定する団体の行う給付等についての取扱）

41　第九条第一項及び第二項の規定は附則第二十一項に規定する団体の行う同項に規定する長期給付に相当する給付について、第十条の規定は附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、第九条第一項中「組合の給付として支給を受ける金品

のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付のうち退職給付に相当する給付以外の給付」と、同条第二項中「この法律に基く給付、第六十五条第一項第二号の貸付並びに同条同項第三号及び第四号に規定する事業」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付」を読み替えるものとする。

別表第二の一級の項の廃疾の状態の欄中「高度の精神障害」の下に「又は身体障害」を加える。

別表第四の廃疾の状態の欄中「言語の機能に著しい」を「言語の機能に」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十一条から第三十四条まで、第八十六条及び第九十七条の改正規定、第九十八条を削る改正規定並びに附則第四条から第七条まで及び第十七条の規定（以下「健康保険法の改正に伴う改正規定等」という。）は、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第　号）○附則第一条二の後段の規定による同法の施行の日から施行する。

（組合員の期間の計算方法に関する経過措置）

第二条　改正後の市町村職員共済組合法（以下「新法」という。）第十三条第三項の規定は、この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に再び組合員の資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が発生したものの基礎となるべき組合員である期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条　新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法（以下「旧法」という。）の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止されていた期間についても、適用する。

（組合の契約する医療機関等に関する経過措置）

第四条　健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一条第二号に規定する医療機関は、昭和三十一年法律第　号（健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の日から起算して二月間を経過する日）○附則第一条二の後段の規定による同法の施行の日から起算して二月間を経過する日）までの間は、新法第三十一条第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

（一部負担金に関する経過措置）

第五条　健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、新法第三十一条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号の規定の例により算定した一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第六条　組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一項第三号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるものを行うことができる。

（療養費に関する経過措置）

第七条　健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

（退職年金受給者に関する経過措置）

第八条　新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十一条の規定により退職年金を受ける権利を有する者で同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものが現に新法別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある場合についても、適用する。この場合において、新法第四十一条第三項中「その状態にある間」とあるのは、「昭和三十二年四月一日以後その状態にある間」とする。

第九条　新法第四十二条第三項の規定は、旧法第四十二条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

（廃疾年金受給者等に関する経過措置）

第十条　新法第四十四条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に旧法第四十七条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者で当該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

第十一条　新法第四十五条の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者又はこの法律の施行前旧法第四十七条の規定により廃疾一時金の支給を受けた者についても、適用する。

第十二条　新法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

第十三条　新法第四十六条の二の規定は、旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつている場合又はこの法律の施行後再び組合員となつた場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際現に組合員となつているときは、新法第四十六条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十二年四月」とする。

（遺族年金の失権に関する経過措置）

第十四条　新法第五十条第一項第二号の規定は、この法律の施行の際遺族年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

（船員である組合員の期間の計算に関する経過措置）

第十五条　昭和二十九年五月一日前における船員保険の被保険者であつた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員である期間の計算については、新法第九十条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」として同項の規定を適用する。

（従前の給付に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定があるものを除き、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第十八条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号及第四号ノ事業並ニ」を「同条同項第三号及第四号ノ事業」に改め、「第三号ノ事業」の下に「並ニ同法附則第二十一項ニ規定スル団体ノ同項ニ規定スル長期給付ニ相当スル給付」を加える。

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税について、その総額から、普通交付税、当初予算に基き算定した特別交付税及び期末手当〇・一五箇月分の増額に伴い交付すべき特別交付税の合算額を控除した額を限度として、当該限度内の額を昭和三十一年度内に交付しないで、昭和三十二年度の地方交付税の総額に加算して交付することができるようにして交付するものであつて、その法的措置をするところは、法律上は昭和三十三年度分の地方交付税の総額に加算して配分されるべき昭和三十一年度分の未交付分につき、別途、予算補正により、これを昭和三十一年度内に交付すべき地方交付税として増額された額の中から、同年度内に緊急措置を要する財源所要額を除き、これを同年度内に交付しないで、最近の地方財政における公債費の重圧の状況にかんがみ、その対策の一環として、昭和三十二年度の地方債の元利償還費の一部に充てることができるようにするにある。

二　議案の可決理由

地方財政における公債費対策の樹立は緊急の要務であり、しかし国の責任に関連のある地方債の重圧の緩和ないし解消は、もとより国が一般会計より予算措置を講じもつて地方財政の重圧原因を排除することが望ましく、本案のごとき方法は地方交付税制度の性格からも異論のあるところであり、特に繰上使用分の補てんについては多くの疑問があつたのであるが、国の財政の都合上やむなき本年度限りの特例として、これを認め、かつ、政府当局の補てんを実現するよう努力する旨の言明を了とし、本案は、賛成多数をもつて可

決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

公衆衛生修学資金貸与法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

公衆衛生行政の戦後における進歩発展は顕著なものがあるが、その第一線機関たる保健所に勤務する基幹職員たる医師、歯科医師については、その充足がきわめて困難な実情にかんがみ、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとする者に対して修学資金を貸与し、医師又は歯科医師たる保健所の職員の質的並びに量的の充実を図ろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　医学又は歯学を専攻する者で、将来保健所に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができることとすること。

2　修学資金は、その貸与を受けた者が、医学を専攻した者は、実地修練を終了した後、歯学を専攻した者は、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、保健所又は公衆衛生行政を所管するその他の機関に在職した場合において、医師又は歯科医師となつた後の在職期間が貸与期間の二分の三に相当する期間（この期間が三年未満のときは三年とする。）に達したときは、返還の債務の免除を受けることができることとすること。

3　修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所又は衛生行政を所管する他の機関に三年以上在職した場合は、修学資金返還の債務の全部又は一部を免除することができることとすること。

4　修学資金は、返還の債務を免除される場合を除き、貸与の修了後、貸与期間の二分の一に相当する期間内に返還しなければならないこととすること。

二　議案の可決理由

公衆衛生行政面における第一線機関たる保健所の重要性にかんがみ医師、歯科医師の充足対策の一環として、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものに修学資金を貸与する等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

貸費生貸与金として、昭和三十二年度一般会計予算に九百四十五万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十二日

社会労働　委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

結核予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在結核死亡率は戦前の約四分の一に減少しているが、結核患者数はなお二百九十二万人の多数にのぼり、一層強力な予防措置を講じることは喫緊の要務である。

本法案の要旨は、かかる実情にかんがみ、現行法において健康診断又は予防接種を受けた者等から、実施者が実費を徴収できることとなつているのを廃止することとしたものであつて、健康診断等の予防措置の徹底を図つたものである。

二　議案の可決理由

結核予防対策の一層の推進を図るため、健康診断等の予防措置に関し、実費徴収を廃止することは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のごとき附帯決議を附することとした。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に計上された健康診断及び予防接種費は総額六億八千百三十九万五千円であるが、本案施行による国の義務支出分は二億二百八十一万円である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十二日

社会労働　委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

結核予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、社会保障制度審議会の医療保障制度に関する勧告を尊重し、急速、抜本的に結核撲滅対策を樹立すべきであり、その過渡的措置として至急に結核予防法第三十四条及び第五十七条を改正し、結核医療費に対する公費負担の義務化とその負担率及び医療費並びに健康診断、予防接種に対する国庫補助率の引上げを図るべきである。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在母子福祉資金の貸付について国は、都道府県が貸付金の財源として計上する金額と同額の金額を都道府県に貸し付け、都道府県はこの合算額を財源として生業資金その他各種の貸付金を母子家庭等に貸し付けているが、地方財政窮乏等の事情もあり母子福祉資金の財源が十分でないため母子家庭等の要望に応じ切れぬ場合が少くない。よつて、今回国の貸付率を現行の二分の一から更に三分の二に引き上げ、国は都道府県が貸付金の財源として計上する金額の倍額に相当する金額を貸し付けることにより貸付金の財源を確保して母子家庭等の福祉を増進しようとするものである。

二　議案の可決理由

母子家庭の福祉を増進し、生活意欲の助長を図るため、国が母子福祉資金の貸付の財源として都道府県に貸し付ける額の比率を引き上げることはきわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することとした。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に計上している。

右報告する。

昭和三十二年三月二十二日

社会労働　委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

母子相談員に要する費用はその二分の一を国が負担する規定の存するにもかかわらず現在その適用が停止されているため、母子相談員の手当の支給については事実上円滑を欠く場合が少くないので、政府は売春防止法における婦人相談員の場合におけると同様の予算措置を講ずることとして、母子相談員の活動の一層の充実を図るよう速かに善処されんことを要望する。

右決議する。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

原子爆弾による被爆者は十余年を経過した今日なお多数の要医療者を数えるとともに、これら被害者の健康状態は今なお、医師の綿密な観察指導を必要とする現状である。よつてこれら被爆者の現状にかんがみ、今後全国的に必要な健康管理と医療とを行い、もつてその福祉を図ろうとするものである。

本案の要旨は、次の通りである。

1　原子爆弾が投下された当時、広島市及び長崎市に居住していた者、その他原子爆弾の放射能の影響を受けていると考えられる者に対し、その申請に基き都道府県知事は被爆者健康手帳を交付し、毎年健康診断及び必要な健康上の指導等の管理を行い、疾病の早期発見その他被爆者の健康保持を図ろうとすること。

2　健康診断の結果等により、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷しまたは疾病にかかり現に医療を要する状態にある被爆者に対し、その申請により必要な医療の給付を行うこととすること。

3　医療の給付は原則として厚生大臣が審議会の意見を聞き指定する医療機関で行うこととし、被爆者に適正な医療が行われるよう措置し、また、これが確保を図るため必要な監督規定を設けること。

4　被爆者の医療等に関する重要事項について調査審議するため学識経験者等より成る原子爆弾被爆者医療審議会を設けること。

5　本法案の施行に要する費用は全額国庫負担とし、また健康診断等都道府県知事が行う事務については広島市及び長崎市の分については広島市長及び長崎市長が行うこととすること。

二　議案の修正議決理由

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお、置かれている健康上の特別な状態にかんがみ、国が健康診断及び医療を行い、これら被爆者の健康の保持及び向上を図る等所要の措置を講ずることはきわめて適切な措置と認めるが、さらに本案実施の円滑なる運営を図る意味において修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することとした。

三　本案施行に要する経費
原爆障害対策費として、昭和三十二年度一般会計予算に一億七千三百五十二万七千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十二年三月二十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則

1　（施行期日）
この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　第二条各号の一に該当する者は、この法律の施行後三月間は、第二条の規定にかかわらず、被爆者健康手帳を受けないでも被爆者とみなす。

3　（厚生省設置法の一部改正）
厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。
第五条第二十号の次に次の一号を加える。
二十の二　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第　号）の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。
第九条第三号の次に次の一号を加える。
三の二　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を施行すること。
第二十九条第一項の表中精神衛生審議会の項の次に次の一項を加える。

原子爆弾被爆者医療審議会	厚生大臣の諮問に関する重要事項を調査審議すること。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

4　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「又は未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二十二条第三項」を、「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二十二条第三項又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第　号）第十二条第三項」に改め、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九条第四項」の下に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項」を加える。

5　（地方税法の一部改正）
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二条の十四第一項ただし書中「若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）を」、「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）若しくは原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第　号）に、「若しくは育成医療の給付」を「、育成医療の給付若しくは医療の給付」に改める。
第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは児童福祉法若しくは原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」に、「若しくは育成医療の給付」に改める。

〔別紙〕

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、原爆被災者の更生のため必要あるときは、低所得階層対策費の世帯更生資金貸付を行わしむることとし、その予算的措置についても遺憾なきを期せられたい。

一　政府は、第二条の被爆者に関する政令の制定に当つては、現実の要治療者を逸しないように配意するとともに被爆時の胎児以外の被爆者の子についても罹病の有無を急速に調査の上、適切なる処置を講ぜられたい。

二　政府は、原子爆弾その他に因る放射能障害についての研究及びこれに対する治療法の進歩を図るため、積極的施策を講ぜられたい。

失業保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、日雇労働者の賃金水準の上昇に伴い、日雇労働者に対する失業保険の給付内容を改善するとともに、失業保険事業の円滑な運営を図るため、失業保険金額の自動的変更及び日雇労働者の失業保険に関する制度を合理化することを目的とするものである。
その要旨は次の通りである。

1　日雇失業保険の保険金の日額について、二百円の日額を新設してこれを第一級とし、従来の百四十円の日額を第二級とし、従来の九十円の日額を廃止すること。これに伴い保険料額について、十円の日額を新設してこれを第一級とし、従来の六円の日額を第二級とし、従来の五円の日額を廃止すること。

2　日雇失業保険制度の適用区域について、労働大臣がその一部の区域を指定して適用区域から除外することができることとすること。

3　失業保険金額の自動的変更規定のうち、その増額又は減額の措置は失業保険金額表の改正が行われた場合において、改正の基礎となつた月前の十二月間における平均給与額の上昇又は低下の比率が二十パーセントを超える場合にのみ行うことに改め、その増額又は減額の方法についても規定の整備を行うこと。

4　日雇労働被保険者から一般被保険者への切替の合理化を図り、土木建築、港湾関係の事業等に雇用される日雇労働者は、公共職業安定所長の認可を受けたときは、引き続いて日雇労働被保険者として取り扱われるものとすること等である。

二　議案の可決理由
日雇労働者に対する失業保険の給付内容を改善し、日雇労働者の生活の安定を図るとともに、失業保険事業の一層円滑な運営を図るため、妥当な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することとした。
右報告する。
昭和三十二年三月二十六日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

失業保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、社会保障制度の拡大という見地から、従業員五人未満の事業所についても、失業保険を適用し得るよう速かに実態調査を進められたい。

二　失業保険法第三十八条の十一第一項に規定する二百八十円の額については、政府は改正法律の施行後における日雇失業保険制度の運営の実態を勘案して、これを引下げるよう努められたい。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、現下の情勢に対処し、国力にふさわしい防衛力を整備充実するため、防衛庁の職員を増加すること等である。その主なものは次の通りである。
㈠　防衛庁の職員を八千四百九十八人増加してその定員を二十二万三千五百一人に改めること。
主な増員の内訳
1　海上自衛官新造され又は米国政府から引き渡される予定の艦艇の就役、航空部隊の整備充実及び幹部候補生学校の新設等に必要な人員千四百三十人
2　航空自衛官航空集団司令部の新設並びに第三航空団、第四航空団の増設、航空保安管制気象群の新設並びに補給処及び学校の充実整備等に必要な人員五千四百九十一人
3　非自衛官海上自衛隊の地方総監部、航空基地等に必要な人員五百七十一人、航空自衛隊の訓練航空警戒群、補給処等に必要な人員八百五十六人、技術研究所の機能拡充に必要な人員八十人、調達実施本部の整備に必要な人員三十人、防衛大学校の管理に必要な人員二十八人
㈡　防衛庁の附属機関である技術研究所は、その事務に支障のない限り部外からの委託を受け、その事務に関連のある技術的調査研究、設計、試作及び試験を行うことができることとすること。

二　議案の可決理由
本案は、国土防衛のため、国力にふさわしい自衛力の増強を図るものであり、その措置は現下の諸情勢にかんがみ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案及び別途議決した自衛隊法の一部を改正する法律案の両案の施行に要する経費として、増勢分の歳出百十六億円のほか、国庫債務負担行為二百億円及び継続費の昭和三十三年度以降の年割額の増加二十九億円が昭和三十二年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。
昭和三十二年三月二十五日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、自衛隊の任務遂行に万全を期するため、部隊を新設するとともに自衛隊の運営上の経験にかんがみ、所要の規定を整備しようとするものである。その要点は次の通りである。

1　海上自衛隊の部隊に練習隊群を加え、その長は練習隊群司令とし、長官の指揮監督を受け、練習隊群の隊務を統括するものとすること。

2　航空集団司令部及び航空団その他の直轄部隊から成る航空集

団を設置し、その長を航空集団司令とし、長官の指揮監督を受け、航空集団の隊務を統括するものとすること。

3　長官が必要あると認める場合、補給処長又は病院長を指揮監督させる者に航空集団司令を加えること。

4　航空集団の編成は、航空集団司令部、航空団二、訓練航空警戒群三及びその他の直轄部隊をもつて編成することとし、航空集団司令部を東京都に、新設の第三、第四航空団は、その司令部をともに宮城県桃生郡に置くこととし、第二航空団は、その司令部を浜松市から北海道千歳郡に移すこと。

5　内閣総理大臣は、防衛出動又は治安出動の場合、所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができることとすること。

6　長官は、海上における警備行動、災害派遣、訓練その他の事由により必要がある場合、所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができることとすること。

7　特別に編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のいずれか二以上に属する部隊から成る場合における当該部隊に対する長官の指揮監督については、幕僚長の行う職務に関しては、長官が定めるところによることとすること。

8　長官は、当分の間、自衛隊の任務遂行に支障がない限度で、政令で定める技術者で他にその養成又は教育訓練を行う施設がないと認めるものの養成又は教育訓練の委託を受け、これを行うことができることとし、その受託に関しては必要な事項を政令で定めることとすること。

二　議案の可決理由

本案は、国土防衛のため、国力にふさわしい自衛力の増強を図るものであり、その措置は現下の諸情勢にかんがみ、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案及び別途議決した防衛庁設置法の一部を改正する法律案の施行に要する経費として、増勢分の歳出百十六億円のほか、国庫債務負担行為二百億円及び継続費の昭和三十三年度以降の年割額の増加二十九億円が昭和三十二年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十五日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

補助金等の臨時特例等に関する法律は、昭和三十二年三月三十一日限り効力を失うこととなつているのであるが、政府においては、昭和三十二年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討の結果、同法による特別措置について、国立公園法に基く補助金に関するものを除き、昭和三十二年度においても、なお引き続き同様の措置を講ずることを妥当と考え、これがため、右の特例法中国立公園法に基く補助金に関する規定を削除するとともに、その有効期限を、さらに昭和三十三年三月三十一日まで一年間延長することとしている。

二　議案の可決理由

わが国の財政状況等にかんがみ、適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十六日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今回政府は、中小企業者に対する金融の円滑化を図るため、信用保証協会に対して、その業務を充実するために必要な資金を融通することとし、別途今国会に「信用保証協会法の一部を改正する法律案」を提出しているが、これに伴い、「中小企業信用保険特別会計法」についても所要の改正を行おうとするものである。

本法案の要旨は次の通りである。

1　この会計を「保険勘定」と「融資勘定」に区分し、従来の中小企業信用保険事業に関する経理は保険勘定において、信用保証協会に対する融資事業に関する経理は融資勘定において行うこととしている。

2　信用保証協会に対する貸付金の原資は一般会計からこの会計の融資勘定に繰り入れることとする。

3　融資勘定の歳入は、貸付金の回収金及び利子、一般会計からの繰入金並びに附属雑収入とし、歳出は貸付金、事務取扱費及びその他の諸費とすることとしている。

二　議案の可決理由

中小企業金融の円滑化を図るための措置として適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十六日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁船乗組員給与保険法による給与保険の再保険事業に係る保険事故が異常に発生したことに伴い、漁船再保険特別会計に生じた損失をうめるため、昭和三十一年度において九千四百八十万九千円を限度として、一般会計から必要な資金をこの会計の給与保険勘定に繰り入れることができることとしようとするのが本案の要旨である。

二　議案の可決理由

保険事故の異常な発生に伴う措置として妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十六日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案（第二十五号参照）（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、旧捕獲審検所の検定に対して、連合国より要請があつた場合国際法に従つてこれを再審査することを目的とするものであるが、事件の性質上、法律の存続期間は、本年四月二十七日までと規定されている。

しかしながら、日本国との平和条約の批准の状況及び再審査の要請に関する連合国の状況にかんがみ、なお、今後も再審査の要請があるものと予想されるので、これが受入態勢を存続させるため、法律の有効期間を更に一箇年延長せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、日本国との平和条約第十七条の規定による義務を履行するため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算中、捕獲審検再審査委員会に必要な経費として四百五十四万一千円を計上している。

右報告する。

昭和三十二年三月二十六日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法によれば重要港湾における港湾施設の工事費に対する国と港湾管理者との負担割合は恒久制度としては国と港湾管理者がそれぞれ五割を、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例においては、国が六割を、港湾管理者が四割を負担することに規定されているが、最近船型の大型化に伴い石油、石炭、鉱石等の大量貨物を原材料とする産業界において、企業の合理化を図るため、事業費の一部負担を条件として関係港湾の施設の急速な整備方が熱望されている。

よつて、かかる状勢に即応して、受益者の負担金額が事業費の五割に相当する場合における事業費に対する国と港湾管理者との負担割合について、次のとおり特例を設けようとするのが本案の目的である。

1　恒久制度の場合は、国と港湾管理者とがそれぞれ二割五分を負担すること。

2　地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律が効力を有する間は、国が三割を、港湾管理者が二割を負担すること。

二　議案の可決理由

本案は、港湾施設の整備を図り、もつて産業の発展に寄与するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算において港湾事業費中に五億八千七百八十万円が計上されている。

右報告する。
昭和三十二年三月二十七日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行の自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、昭和二十九年に一年間の限時法として制定され、自転車競技、小型自動車競走及びモーターボート競走の施行者からの納入金の受入及びその支出に関し規定しているものであつて、昭和三十年にその有効期間が二箇年間延長され、昭和三十二年三月三十一日限り効力を失うことになつている。
有効期間の延長に関する改正法の成立に際し、参議院商工委員会において、競輪等の現行制度に検討を加え、その改廃に関し適切な措置を講ずべき旨の附帯決議が附され、政府は、これに基いて競輪運営審議会に諮つた上、競輪等の弊害を最少限度に止めて、これを健全化する方針のもとに、自転車競技法等に所要の改正を加えようとしている。
本案は、自転車競技法等が改正されて施行されるまでの間、自転車競技法等の臨時特例に関する法律を存続させるため、同法を昭和三十二年九月三十日まで六箇月間延長しようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、競輪等の現行制度の検討に伴い必要な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年三月二十七日
商工委員長　福田　篤泰
衆議院議長益谷秀次殿

資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
郵便貯金特別会計から資金運用部に預託されている資金については、資金運用部資金法の規定による利子を附する外、約定期間五年以上のものに対しては、昭和二十七年度以降当分の間の措置として、年一分以下の範囲で毎年度逓減する特別利率による利子を附してきたが、来年度以降約定期間が五年以上七年未満のものに対する特別利率は年五厘以下とし、約定期間七年以上のものに対しては、特別の利子を附さないこととするものである。

二　議案の可決理由
昭和三十年八月資金運用部資金法の改正により新たに約定期間七年以上のものが設けられ、これに対し年六分の利子を附することとなつたので、これに伴い特別利子の定め方を改め、約定期間七年以上のものに対しては、昭和三十年度以降年二厘以下の範囲で毎年度逓減する特別利率により利子を附することとなつた。従つて、来年度以降は約定期間七年以上のものについては、実質上特別の利子は消滅することとなるので、本案は、時宜に適した措置であることを認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年三月二十七日
大蔵委員長　山本　幸一
衆議院議長益谷秀次殿

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、関税の減免制度について、次の通り改正を行うこととしようとするものである。
1　アセトン、ブタノール製造用の「なつめやし」の実、国際連合から寄贈された教育、宣伝用等の物品をそれぞれ製造用原料品の減免税及び無条件免税等の品目に追加する。
2　外貨原料の不足等やむを得ない事由によつて課税済の原料品を保税工場における貨物の製造に使用し、その製品を輸出したときは、関税の払いもどしができることとする。
3　国産の保護のため、セラック（樹脂塗料）、黄麻製品、D・D・T（薬品）、硫酸ニコチン（農薬）等九品目の税率を引き上げるとともに、国産の困難なトランジスター製造用のゲルマニウムの原料についてはその税率を引き下げる等である。

二　議案の可決理由
本案は、関税の課税の適正化に資するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年三月二十七日
大蔵委員長　山本　幸一
衆議院議長益谷秀次殿

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、関税の暫定的減免制度について次の通り改正を行うこととしようとするものである。
1　本年三月三十一日で関税の免除又は軽減の期限が切れる重要機械類、学童給食用乾燥脱脂ミルク、原子力研究用物品、別表甲号物品（小麦、A重油、四エチル鉛等）及び別表乙号物品（原油、B、C重油、揮発油等）について、その期限をなお一年間延長すること。
2　関税の免除を受けた重要機械類の用途外使用の制限期間を従来の五年から二年に改めるとともに、放射性元素及びその化合物を別表甲号の免税品目に、合成なめし剤を別表乙号の軽減税率適用品目にそれぞれ追加すること。
3　昭和三十五年三月三十一日までに輸入される鉄鋼については、その需給ひつ迫のため輸入価格が本邦主要生産業者の生産した同等品の卸売価格に比し割高な場合には、政令で品目、期間を指定して関税を軽減又は免除できることとする等である。

二　議案の可決理由
本案は、関税の課税の適正化に資するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年三月二十七日
大蔵委員長　山本　幸一
衆議院議長益谷秀次殿

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
政府は、明年度における地方税には相当の自然増収が見込まれるにもかかわらず、ようやく再建への第一歩をふみ出した地方財政の現状においては、これを財源として積極的に減税を行う段階には達していないものと見て、むしろ国税の減税に伴う減収を可及的に回避し、ただ税務行政の適正化、負担の均衡化等につき若干の改正を加えるため本案を提出したものである。
本案の骨子は、次の諸点である。
（一）
1　所得税の減税に伴い自動的に生ずる道府県民税及び市町村民税の減収を可及的に回避するため、それぞれの所得税割の標準税率を調整すること。
2　市町村民税所得割の課税方式相互間における負担の不均衡を緩和し、過重な住民負担を是正するため、第二及び第三課税方式について、第一課税方式による場合との均衡を考慮して、課税標準額に段階ごとの標準率を法定し、またただし書方式においては扶養控除を行うべきものとすること。
（二）
1　法人事業税の標準税率を、年所得五十万円以下の金額に対しては百分の八、百万円以下の金額に対しては百分の十に引き下げること。
2　個人の第一種事業に対する標準税率を、年所得五十万円（基礎控除前の所得六十二万円）以下の金額に対しては百分の六に引き下げること。
3　地方鉄・軌道業の外形標準課税を所得課税に改めること。
4　公衆浴場業を第一種事業から第三種事業に改めること。
（三）
娯楽施設利用税において、スケート場を課税除外とし、ゴルフ場の利用に対して外形標準課税の途をひらくこと。
（四）
遊興飲食税について
1　旅館の八百円以下の宿泊料金を免税とし、飲食店、喫茶店及び旅館における免税点を一人一回三百円とし、チケット制食堂等の飲食については、免税点を一品百五十円以下とすること。
2　飲食店、喫茶店等における飲食等についても一人一回三百円を超えるものについては、公給領収証の交付義務を課すること。
3　税率を、芸者の花代及び料理店、カフェー等を一律に百分の十五とし、旅館、普通飲食店等を一律に百分の十とすること。
（五）
固定資産税の課税標準の特例を、外航船舶に対しては価格の六分の一、それ以外の船舶に対しては同じく三分の二に引き下げること。
（六）
1　大規模償却資産に対する市町村の課税限度額及び財源保障の割合を、昭和三十年度における経過的緩和措置の線に引き上

げてこれを恒久化すること。

2　新たに建設された工場又は発電所の用に供する大規模償却資産に対する財源保障の率を初年度以降五年度分に限りとくに引き上げること。

(七)　電気ガス税の非課税範囲を追加し、漁業協同組合等の製氷工場及び冷蔵庫を非課税とすること。

(八)　木材引取税の税率を引き下げること。

(九)　入湯税を目的税とすること。

(一〇)　軽油引取税の税率を一キロリットル当り九千円に引き上げること。

(一一)　その他、法人税法等の改正に伴う改正及び規定の整備を行うこと。

二　議案の修正議決理由

本案については、地方税法等改正に関する小委員会を設けて、し細な検討を行い、また参考人の意見を聴取し、あるいは軽油引取税に関連して大蔵委員会と連合審査を行うなど、審議に慎重を期したのであるが、(1)住民税の第二課税方式以下につき第一課税方式と均衡のとれた準率を法定することに伴う減収の補てん措置が不徹底、不明確である。(2)遊興飲食税の一部の税率が徴税簡素化のため、引き上げられていることは芸者の花代の税率引き下げと対照して不適当であるなどの意見が圧倒的であつたが、これらはいずれも実施の状況を見た上、来年度において第二十四回国会における本委員会の附帯決議にも沿い是正すべきものとする意見が多数を占め、その他の点はおおむね妥当な改正であると認め、ただ軽油引取税については、揮発油税の税率修正に伴い税率を改正原案の一キロリットル当り九千円から八千四百円に引き下げる趣旨の修正案が提案せられた。

右修正案並びに修正部分を除く原案は、賛成多数をもつて可決せられ、よつて本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十七日

地方行政委員長　門司亮

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

第七百条の七中「六千円」を「八千四百円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、娯楽施設利用税、遊興飲食税、電気ガス税、木材引取税及び入湯税に関する改正規定（第七十八条の次に一条を加える改正規定を除く。）は、同年七月一日から施行する。

（新法の適用区分）

第二条　この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、法人の道府県税及び法人の市町村民税に関する部分は昭和三十二年四月一日の属する事業年度分並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割（清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割をいう。）の規定は、この法律の施行の日以後において遡及すべき額について適用する。

（道府県民税に関する規定の適用）

第五条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の道府県民税について適用する。

第六条　新法第三十二条第二項及び新法第四十条第三項の規定は、昭和三十三年度分の個人の道府県民税から適用する。

2　昭和三十三年度分の個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第二項中「百分の八」とあるのは、「百分の七・五」と読み替えるものとする。

第七条　昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度において、総損金が総益金をこえることとなつたため、この法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三条第五項の規定によつて総損金が総益金をこえることとなつた当該事業年度直後の事業年度以後の事業年度分の法人税割額を算定していた法人で、この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下次条において同じ。）の施行前にその上に質権又は抵当権が設定されているものについて新法第十一条の四の規定の適用がある場合においては、新法第十五条第八項の規定にかかわらず、当該質権又は抵当権を有する者がその旨を公正証書をもつて証明したときは、当該財産の価額を限度として、当該質権又は抵当権が担保する債権に対しては、地方税は、先取しない。

（還付に関する規定の適用）

第四条　新法第七十三条の二十七第二項（同法第七十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第七百条の二十二第七項の規定は、この法律の施行の日以後において還付すべき額について適用する。

第八条　法人の昭和三十二年四月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る旧法第七十二条の二十又は第七十二条の二十七の規定による事業税の申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人の申告納付すべき事業税については、なお従前の例による。

（昭和三十二年法律第　号）による改正前の地方税法第五十三条第五項の規定によつて減額された法人税割額に対応する法人税額の合計額を控除した額」とする。

（事業税に関する規定の適用）

第九条　法人が昭和三十二年四月一日以後に新法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合（新法第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）においては、同条第一項に規定する前事業年度の事業税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定事業税額は、それぞれ当該事業年度又は被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第七十二条の二十二の規定の適用があつたものとして計算した金額による。

第十条　地方鉄道事業又は軌道事業を行う法人でその事業年度が六月をこえるもの（昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度分の事業税について、旧法第七十二条の十八第二項の規定の適用を受けていたものを除く。）が昭和三十二年四月一日以後最初に新法第七十二条の二十六第一項の規定によつて事業税を申告納付する場合においては、同法同条同項ただし書の規定によつて所得を計算し、当該所得に対しなければならない。

第十一条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うもの並びに漁業生産組合及び森林組合で新法第七十二条の二十二第四項の特別法人でないものについては、新法の規定は、これらの法人でない社団若しくは財団又は法人の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

第十二条　輸出水産業組合の昭和三十二年四月一日の属する事業年度分の事業税について附則第八条の規定の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の事業税については、新法第七十二条の二十五の規定を適用せず、新法第七十二条の二十八の規定を適用する。

第十三条　新法第七十二条の五の二の規定は、この法律の施行後に解散した新法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人及び新法第十六

条の六第二項に規定する外国法人の清算中に終了する事業年度分の事業税について適用し、この法律の施行前に解散したこれらの法人の清算中に終了する事業年度分の事業税については、なお従前の例による。

第十四条　新法第七十二条の四十五第二項の規定は、この法律の施行後に新法第七十二条の三十三の規定による修正申告書の提出により納付すべき事業税額に係る延滞金額について適用し、この法律の施行前に旧法第七十二条の三十三の規定による修正申告書の提出により納付すべき事業税額に係る延滞金額については、なお従前の例による。

第十五条　昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前において地方鉄道事業又は軌道事業を行っていた法人の事業税については、従前から法人税の課税標準である所得の計算の例によって所得の計算が行われていたものとして新法の規定を適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

第十六条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の市町村民税について適用する。

第十七条　新法第二百十二条第二号、第四号及び第七号並びに第三百十三条第一項及び第二項（第七百三十四条第三項中第三百十三条第一項及び第二項に係る部分を含む。）の規定は、昭和三十三年度分の個人の市町村民税から適用する。

2　昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第二百九十二条第七号中「五万円」とあるのは「四万七千五百円」と、新法第三百十三条第一項中「百分の二十」とあるのは「百分の十八・五」と、「百分の二十四」とあるのは「百分の二十二」と読み替えるものとする。

第十八条　昭和三十二年度分及び昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第三百十三条第三項の表は、それぞれ次の表のとおり読み替えるものとする。

昭和三十二年度	
三万円以下の金額	百分の二・二
三万円をこえる金額	百分の三・七
八万円をこえる金額	百分の四・五
十五万円をこえる金額	百分の五・二
三十万円をこえる金額	百分の六
五十万円をこえる金額	百分の六・七
八十万円をこえる金額	百分の七・五
百二十万円をこえる金額	百分の八・二
二百万円をこえる金額	百分の九
三百万円をこえる金額	

昭和三十三年度	
三万円以下の金額	百分の二
三万円をこえる金額	百分の二・二
五万円をこえる金額	百分の三
八万円をこえる金額	百分の三・一
十五万円をこえる金額	百分の三・五
二十万円をこえる金額	百分の四
三十万円をこえる金額	百分の四・一
五十万円をこえる金額	百分の四・四
八十万円をこえる金額	百分の五・四
百万円をこえる金額	百分の五・五
百二十万円をこえる金額	百分の六・三
百五十万円をこえる金額	百分の六・五
二百万円をこえる金額	百分の七・二
二百五十万円をこえる金額	百分の七・四
三百万円をこえる金額	百分の八・一
四百万円をこえる金額	百分の八・三
五百万円をこえる金額	百分の九・一

昭和三十二年度	
三万円以下の金額	百分の二・六
三万円をこえる金額	百分の三・七
七万円をこえる金額	百分の五
十二万円をこえる金額	百分の六・四
二十万円をこえる金額	百分の八・一
三十五万円をこえる金額	百分の十
五十万円をこえる金額	百分の十二・三
八十万円をこえる金額	百分の十五
百二十万円をこえる金額	百分の十八・三
百六十万円をこえる金額	百分の二十二・五

昭和三十三年度	
三万円以下の金額	百分の二・三
三万円をこえる金額	百分の二・五
四万円をこえる金額	百分の三・五
七万円をこえる金額	百分の三・八
十三万円をこえる金額	百分の四・三
十七万円をこえる金額	百分の五・二
二十五万円をこえる金額	百分の五・八
四十万円をこえる金額	百分の七・五
六十万円をこえる金額	百分の七・九
七十五万円をこえる金額	百分の九・五
九十万円をこえる金額	百分の十
百十万円をこえる金額	百分の十一・八
百四十万円をこえる金額	百分の十二・三
百七十万円をこえる金額	百分の十四・五
二百万円をこえる金額	百分の十五・一
二百五十万円をこえる金額	百分の十七・八
三百万円をこえる金額	百分の十八・五
三百五十万円をこえる金額	百分の二十一・七

第十九条　昭和三十二年度分及び昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第三百十三条第五項の表は、それぞれ次の表のとおり読み替えるものとする。

昭和三十二年度	
三万円以下の金額	百分の二・二
三万円をこえる金額	百分の三・七
八万円をこえる金額	百分の四・五
十五万円をこえる金額	百分の五・二
二十万円をこえる金額	百分の六
三十万円をこえる金額	百分の六・七
五十万円をこえる金額	百分の七・五
八十万円をこえる金額	百分の八・二
百万円をこえる金額	百分の九
百二十万円をこえる金額	
百五十万円をこえる金額	
二百万円をこえる金額	
二百五十万円をこえる金額	
三百万円をこえる金額	
四百万円をこえる金額	
五百万円をこえる金額	

昭和三十三年度	
三万円以下の金額	百分の二
三万円をこえる金額	百分の二・二
五万円をこえる金額	百分の三
八万円をこえる金額	百分の三・一
十五万円をこえる金額	百分の三・五
二十万円をこえる金額	百分の四・一
三十万円をこえる金額	百分の四・四
五十万円をこえる金額	百分の五・四
八十万円をこえる金額	百分の五・五
百万円をこえる金額	百分の六・三
百二十万円をこえる金額	百分の六・五
百五十万円をこえる金額	百分の七・二
二百万円をこえる金額	百分の七・四
二百五十万円をこえる金額	百分の八・一
三百万円をこえる金額	百分の八・三
四百万円をこえる金額	百分の九・一
五百万円をこえる金額	百分の九・二

第二十条　昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度において、総損金が総益金をこえることとなつたため、旧法第三百二十一条の八第五項の規定によつて総損金が総益金をこえることとなつた当該事業年度直後の事業年度以後の事業年度分の法人税割額を算定していた法人で、この法律の施行の際、なお同法同条同項の規定の適用を受けることができる額があるものの昭和三十二年四月一日の属する事業年度以後の事業年度分の法人税割額の算定について新法第三百二十一条の八第五項の規定を適用する場合においては、同法同条同項中「還付を受けた法人税額」とあるのは、「還付を受けた法人税額から地方税法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第　号）による改正前の地方税法第三百二十一条の八第五項の規定によつて減額された法人税割額に対応する法人税額の合計額を控除した額」とする。

（固定資産税に関する規定の適用）

第二十一条　新法第三百四十九条の五の規定は、この法律の施行前において建設された工場又は発電所の用に供する償却資産で、当該工場又は発電所が建設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和三十二年度までの年度の数が五をこえないものの昭和三十二年度分以後の固定資産税についても適用する。この場合において、当該償却資産について新法第三百四十九条の五の規定が適用されたとすれば、同条同項の第一適用年度が、昭和二十八年度であるものにあつては昭和三十一年度であるものにあつては昭和三十二年度をもつて第二適用年度とし、昭和三十一年度であるものにあつては昭和三十二年度をもつて第三適用年度とし、昭和三十二年度であるものにあつては同年度をもつて第一適用年度とする。

2　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百十二号）附則第二十五項及び第二十六項の規定は、新法第三百四十九条の五の規定の適用を受ける水力発電所の用に供する償却資産（当該償却資産で前項の規定の適用を受けるも

のを含む。）については、適用しない。

第二十二条　昭和三十二年度分の固定資産税に限り、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百十二号）附則第二十二項の規定にかかわらず、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の税収入見込額（地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同じ。）を控除した額に、当該大規模の償却資産について新法第三百四十九条の四第一項若しくは第二項又は第三百四十九条の五の規定を適用した場合において当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額を加算した額（以下本項において「基準財政収入見込額」という。）が、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額の百分の百三十（新法第三百四十九条の五第二項の第一次新設大規模償却資産がある市町村については、百分の百八十とし、同項の第一次新設大規模償却資産がなく同項の第二次新設大規模償却資産がある市町村については百分の百六十とし、同項の第三次新設大規模償却資産のみがある市町村については百分の百四十とする。）をこえることとなつても、昭和二十九年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額（以下本項において「昭和二十九年度の基準財政収入額」という。）の百分の七十に満たないこととなる市町村については、基準財政収入見込額が昭和二十九年度の基準財政収入額の百分の七十に達することとなるように、新法第三百四十九条の四第一項の表の下欄に掲げる金額を増額して同条又は新法第三百四十九条の五の規定を適用するものとする。

2　前項の場合において、昭和二十九年四月二日から昭和三十二年度の固定資産税の賦課期日までの間に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村の昭和二十九年度の基準財政収入額の算定方法は、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百十二号）附則第二十三項に基く総理府令の定めるところによる。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第二十三条　この法律の施行の際特約業者若しくは元売業者以外の者が特約業者若しくは元売業者から、又は特約業者が他の特約業者からすでに引取を行つた軽油について、この法律の施行後当該特約業者又は元売業者が引渡を行うための貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）からの移出（当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯蔵場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行つた軽油の特約業者又は元売業者以外の者が管理する貯蔵場等からの当該販売業者への移出を除く。）を行つた場合においては、当該移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千四百三千円とする。

第二十四条　この法律の施行の際、軽油引取税の特別徴収義務者以外の者が管理する貯蔵場等にある特別徴収義務者以外の販売業者の所有する軽油の数量が同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該販売業者がこの法律の施行の日に特約業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新法の規定（第七百条の五第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千四百三千円とする。

第二十五条　前条の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律の施行の日から起算して十五日以内に同条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該貯蔵場等に係る軽油を直接管理する販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

2　道府県知事は、前項の場合における軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をこえる部分について、三月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該販売業者から担保を徴することができる。

3　新法第十六条の三第三項から第六項まで及び第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた納税者が担保を提供する場合及びその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の三第三項中「前二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第　号）附則第二十五条第二項」と、同法同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第二十五条第二項」と、同法第十六条の四第二項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第二十五条第二項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合」と、同法同条第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第二十五条第二項」と読み替えるものとする。

4　道府県知事は、第二項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金及び延滞加算金中当該徴収猶予をした期間内に対応する部分の金額を免除するものとする。

5　第二項の規定による抵当権の取得又は第三項において準用する新法第十六条の三第四項の規定による差押の解除に関する登記については、登録税を課さない。

（都民税に関する規定の適用）

第二十六条　昭和三十三年度分の個人の都民税に限り、新法第七百三十四条第三項中「百分の二十八」又は「百分の三十二」とあるのは、「百分の二十六」又は「百分の二十九・五」と読み替えるものとする。

（旧法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱）

第二十七条　旧法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。ただし、旧法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた入湯税で昭和三十二年度以後の年度の歳入に所属するものは、新法の規定による目的税として収納したものとみなす。

（罰則に関する規定の適用）

第二十八条　新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十九条　前二十八条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録税法の一部改正）

第三十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号ノ二中「地方税法第十六条ノ三第一項及第二項」を「地方税法第十六条の三第一項（同法第百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二項、第十六条の七第一項並第七百条の二十一第一項」に、「同条第四項」を「同法第十六条の三第四項（同法第百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「町村合併促進法」を「旧町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）」に改め、「（同法第三十六条又は第三十七条において町村合併とみなされる場合を含む。）」の下に「又は新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二条第三項に規定する町村合併」を、「新法第三百四十九条の四第一項及び第二項」の下に「並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第　号）による改正後の地方税法第三百四十九条の五」を加える。

（第二十六号参照）

特定多目的ダム法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近時、多目的ダムに関し、事業の促進、その一元的建設及び管理が強く要望されるに至つたため、昭和三十二年度予算において特定多目的ダム建設工事特別会計を設

けて、多目的ダム建設事業の促進を図るとともに、本案において、建設大臣が直轄で建設する多目的ダムの建設及び管理に関し、河川法の特例を定め、新たにダム使用権を創設して多目的ダムの効用を急速かつ十分に発揮させようとするものである。

二　議案の可決理由

本案に対して、日本社会党足鹿覺君外九名より(1)原案第四条第三項中「関係行政機関の長に協議する」とあるのを「関係行政機関の長の同意を得る」に改めること。(2)第十条を改め「第九条第一項の負担金は、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者からは、これを徴収しないものとする」こと等の修正案が提出された。本修正案に関し、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を聴取したところ、南條建設大臣より、修正案の趣旨は、運営の面で善処することとし、原案のとおり成立を望む旨が述べられ、採決の結果、足鹿覺君外九名提出の修正案は少数をもつて否決され、原案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度特別会計予算に六十八億七千六百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十八日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、産業投資特別会計において行う財政投融資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため、補正予算をもつて昭和三十一年度の自然増収の一部をこの会計の資金として繰り入れることとしようとするもので、改正の主なる点は次の三点である。

先ず第一点は、この会計に資金を設けることとし、昭和三十一年度において一般会計から三百億円をこれに繰り入れることとしている。

第二点は、右の資金の受払は、資金設置の目的から歳入歳出外として経理することとし、投資を行う際これを投資部門の歳入歳出に計上することとしている。

第三点は、この資金は投資に使用しないときは、資金運用部に預託して運用し、その利子は資金に組み入れることとしている。

二　議案の可決理由

国の財政の現況にかんがみ、かつは本特別会計の弾力的な運用を図るための措置として適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十八日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

課税物件相互間の負担の均衡を図るため、約束手形及び為替手形の現行の一率定額税十円を階級別定額税に改めようとするものである。ただし、一覧払の手形、外貨表示の手形及び金融機関相互間の手形について最低税率とし、その他、手形の課税最低限度を三千円から一万円に引上げる等である。

二　議案の修正議決理由

本案は、課税物件相互間の負担の均衡を図るため、妥当な措置と認めるが、今回の税率の引上げが特に中小企業者に及ぼす影響を考慮して修正を行う必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果本年度約三億円の減収が見込まれている。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

足立大蔵政務次官は、本修正に対して「諸般の情勢にかんがみ、この程度の修正はやむを得ない」旨の意見を述べた。

〔別紙〕

（小字は修正）

第四条第一項第八号及び第九号を次のように改める。

八	約束手形	記載金高十万円以下ノモノ　二十円 同三十万円以下ノモノ　三十円 同五十万円以下ノモノ　五十円 同百万円以下ノモノ　百円 同五百万円以下ノモノ　二百円 同千万円以下ノモノ　五百円 同千万円ヲ超ユルモノ　千円
九	為替手形	但シ一覧払ノモノ（手形法第三十四条第二項（同法第七十七条第一項第二号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ定ヲ為シタルモノヲ除ク）、命令ヲ以テ定ムル金融機関ヲ振出人及受取人トスルモノ並ニ外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノニ付テハ記載金高ニ拘ラズ　二十円

右報告する。

昭和三十二年三月二十八日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

理科教育振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、理科教育振興のため、国が予算の範囲内で、私立学校に対してもその理科教育設備等に補助ができるように、現行法を改正するとともに、関係法律の整備をするものである。

二　議案の可決理由

理科教育の重要性にかんがみ、私立学校の理科教育設備等に対しても国の補助を行うことは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に三億八千三百九拾六万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

私立大学が、わが国の学術研究上に占める地位の重要性にかんがみ、政府は、昭和二十八年度以降その基礎的な研究設備の整備に助成を行つてきたのを、本案において、左の事項を規定し、もつて研究設備に対する国庫補助に関する制度を確立しようとするものである。

1　四年制の大学を設置する学校法人に対し、予算の範囲内で学術研究に必要な設備の購入費の二分の一以内を補助することができる旨を規定する。

2　補助に関する配分の方針を定め、または交付の決定を適正に行うため、私立大学研究設備審議会を設け、文部大臣が、その意見をきくべき旨を規定する。

二　議案の可決理由

本案は、近代科学の急速な進歩に対応する学術研究の重要性と私立大学の現状にかんがみ、まことに時宜に適した措置であることを認め、別紙の通り附帯決議を附し、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算文部省所管中に八千八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十九日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案に対する附帯決議

大学における学術の研究は、きわめて重要であり、その各部門のあらゆる研究は、それぞれ広く経済、産業、医療とともに、社会秩序、文化一般の発達に関して、その基礎根幹をなしつつある現実にかんがみて、政府は大学におけるすべての部門の研究の奨励助成について、万全の措置を講ずる必要がある。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十二年度における各行政機関の事業予定計画に即応し、行政機関全般の定員の適正化をはかろうとするもので、その主な内容は、現業的職員等四千三十八人の増加を行うとともに、行政事務の合理化に伴い千九十二人の縮減を行い差引二千九百四十六人を増加して第二条第一項の表の合計を六十四万三千九百七十四人とすることである。

右増減の主なる内訳は次のとおりである。

(1)　増　員

科学技術庁附属研究所の設置拡充に伴うもの百十五人、刑務所等の開設強化に伴うもの三百十二人、税関における輸出入業務の増加に伴うもの百十人、国立大学の学年進行及び附置研究所の整備等に伴うもの三百六十一人、特許審査審判事務の増加に伴うもの百人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百九十六人、電気通信施設の拡張に伴うもの千二百三十二人等。

(2)　減　員

印刷局所掌事務の合理化に伴うもの九十五人、アルコール工

場の民間移譲に伴うもの百十二人、船用米配給事務の簡素化に伴うもの八十一人、郵政省受託電信電話施設の一部を日本電信電話公社へ移管することに伴うもの五百人等。

なお、事務の縮少、定員の移し替え等に若干の時日を必要とするものについては、必要な員数の定員を経過的に附則で新定員に附加することとすること。

二　議案の可決理由

本案は、行政運営上、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議が付された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般及び特別両会計予算に大約七億八千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十九日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、行政運営の実情に即し、各行政機関における職員の定員配置を適正公平にするとともに、職員の労働が過重にならざるよう増員その他適当の措置を講ずるほか、常勤労務者であつて、長期間勤務に服しており、かつ行政機関の恒常的構成員と認められる者は、これを定員法上の職員に繰り入れる措置を講ずべきである。

とん税法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　1　外国貿易船に対するとん税の税率を現行の純トン数一トンまでごとに五円を八円に引き上げることとする。

2　従来の船長のほか船舶代理店等もとん税の納税義務者になることができることとする等である。

二　議案の可決理由

今次の税制改正の一環として妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

特別とん税法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　1　開港所在の市町村等に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港について、新たにその総トン数一トンまでごとに十円の特別とん税を課することとする。

2　特別とん税は、とん税徴収の際に税関があわせて徴収する等である。

二　議案の可決理由

今次の税制改正の一環として妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

特定多目的ダム建設工事特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　この会計において処理するのは、建設大臣が直轄で施行する多目的ダムの建設工事（北海道以外の地域で行うものに限る。）及び当該工事成立前における災害復旧工事に関する経理であつて、完成した後の多目的ダムの維持、修繕、災害復旧等の管理に関する経理は、この会計では処理しないこととしている。

2　この会計においては、一般会計からの繰入金、都府県の負担金及び利子、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子、ダム使用権設定予定者の負担金、建設大臣が徴収する受益者負担金借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、多目的ダム建設工事に要する費用、事務取扱費、借入金の償還金及び利子、ダム使用権設定予定者負担金の還付金並びに附属諸費をもつてその歳出としている。

3　この会計においては、その歳入、歳出及び資産、負債の整理並びに予算の配賦等をすべて工事別等の区分に従つて行うこととしている。

4　この会計においては、建設工事に関する費用のうち都府県負担分については、国会の議決を経た限度において、この会計で借入金をすることができることとするとともに、その借入金のうち、当該年度内に借入をしなかつた金額があるときは、その金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において借入金をすることができることとしている。

5　その他この会計の設置及び運営等に関して必要な事項を規定することとしている。

二　議案の可決理由

特定多目的ダム法案の成立に伴う措置として適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

六十八億七千六百万円を昭和三十二年度特別会計予算に計上している。

右報告する。

昭和三十二年三月二十九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　制度に加入する開拓者は、しだいに増加しており、その資金需要量も増大しており、かつ、開拓者の営農振興方策として家畜導入の要望も強く、これらに応えるため、三千万円の追加出資を行つて保証基金を拡大し、資金の円滑な融通を図ることは、実情に即する適切な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

二　議案の可決理由

本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に、開拓者助成費のうち、中央開拓融資保証協会に出資金として、三千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十九日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十七号参照〕

公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

公衆電気通信法の施行に伴い、公衆電気通信設備のうち、構内交換設備等の設置については、日本電信電話公社の直営のほか、加入者等の自営が認められてきたが、その建設保守は順調に行われ、両者共存の制度により、サービスは向上し、加入者等の利便も増大している実情にかんがみ、本案は、この加入者等による自営設置の範囲を拡張しようとするものであつて、その内容は次の通りである。

1　単独電話又は共同電話の電話回線に接続する附属機器その他の附属設備のうち郵政省令で定めるものについて、加入者による設置を認めること。

2　現行法では、公衆電気通信設備の加入者又は専用者による設置は、同一の加入電話回線又は専用設備たる回線の一端に接続するものの全部についてする場合に限られているが、郵政省令で定める特殊の設備については、一部の自営を認めること。

3　本案で自営を認められた附属機器等の設置については、従来のものと同様工事担任者認定制度を適用し、かつ、一定の技術基準に適合することを要すること。

4　加入者が附属電話機を設置し又は増設する場合は負担金の支払を要しないこととし、これに伴い電話設備費負担臨時措置法の一部を改正すること。

5　本案は公布の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、電話利用者の利便の増大に資するものと認め、別紙のとおり附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十九日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

公衆電気通信事業の円滑な運行を期するには、その設備が端末に至るまで一体として、厳密な技術の一貫性と規格の統一性とを保持することが緊要である。かかる要請に鑑み、改正後の公衆電気通信法第百五条の

実施に当つては、政府ならびに公社当局は、技術基準の設定、設備の検査、工事担任者の認定及び設備の保存者を異にする場合における保守責任の分界等につき細心の注意を払い、苟も公衆電気通信設備の利用者による設置によつて事業運用に支障を与えることのないよう万全の措置を講ずべきものと認める。

技術士法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、技術士の資格を定め、有能な技術士の活潑な活動を通じて技術士に対する技術的信用を高めるとともに、技術士に対し業務上の義務を課して、その社会的信用を維持し、企業が、進んでしかも安んじて技術士に指導を受けるような基本条件を整え、もつて技術士制度を可及的速やかに普及確立しようとするものである。

二　議案の可決理由
科学技術の向上と国民経済の発展とに資するため、技術士の資格を定め、その業務の適正化を図り、もつて技術士制度の確立を促進することは適切妥当な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月二十九日

科学技術振興対策特別委員長　菅野和太郎

衆議院議長益谷秀次殿

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、建設省所管事業の合理的かつ能率的な遂行を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その改正点は次のとおりである。

1　建設省の所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等の養成及び訓練に関する事務を所掌させるため、従来、建設省の附属機関である地理調査所及び土木研究所において実施していた研修業務をも統合して、新たに、建設研修所を建設省の附属機関として設置すること。

2　河川及び海岸行政の重要性にかんがみ、これを一層推進するため、従来、建設省限りで同省の附属機関として設置運営してきた河川審議会を名実ともに法律上の附属機関とすること。

3　下水道に関する事務のうち、終末処理場に関するものを除き建設省の所掌とし、水道に関する事務は建設省の所掌事務から除こうとすること。

4　産業開発青年隊に関する規定を整備すること。

5　建設省が建設工事等を受託することができる機関として原子燃料公社、日本原子力研究所、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会を加えること。

6　土木研究所において、建設工事用機械について特別な試験を受託することができるようにすること。

7　地方建設局において、建設省の行う営繕工事に使用する建築資材については特別な試験を受託することができることとすること。

8　その他所掌事務について所要の改正を加えること。

二　議案の可決理由
本案は、建設行政の運営に万全を期するため、従来の実績にかんがみ、所要の改正を行うものであつて妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として昭和三十二年度一般会計予算に約二億四千八百九十一万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月二十九日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

揮発油税法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
最近における揮発油の製造及び取引の状況並びに道路整備財源確保の必要にかえりみて、揮発油に対する揮発油税の税率を現行一キロリットルにつき一万一千円を一万五千八百円に引き上げるとともに、実情に即するよう諸規定の整備を図るため、揮発油税法の全部を改正するものである。

二　議案の修正議決理由
本案は、道路整備財源確保の見地から妥当と認めるが、諸般の事情を考慮して修正を行う必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本修正の結果必要とする経費
本修正の結果七千六百万円の減収となる。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
池田大蔵大臣は、本修正に対して「諸般の情勢にかんがみ、この程度の修正はやむを得ない」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十二年三月三十日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（税率）

第九条　揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき一万四百円とする。

附　則

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

3　第二十三条第一項の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続いて揮発油の製造者であるものについては、適用しない。

4　改正前の揮発油税法（以下「旧法」という。）第七条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除については、第六項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

5　旧法第八条第一項の承認を受けて製造場から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除並びに当該揮発油の消費及び譲渡についての承認並びに当該承認に係る揮発油税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

6　次に掲げる場合における揮発油税の徴収については、改正後の揮発油税法（以下「新法」という。）第九条の規定を適用する。

一　旧法第七条第一項又は第八条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場又は保税地域から引き取られた揮発油について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、又は輸出されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）

二　この法律の施行後に前項においてその例によるものとされる旧法第九条第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合

三　この法律の施行前に租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六条第一項、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第一条に規定する協定第六条又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項若しくは第七条第一項の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合

7　旧法第七条第二項の規定により製造場とみなされた引取先及び製造者とみなされた営業者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

8　この法律の施行前に製造場に戻し入れた揮発油で既に揮発油税を課されているものが、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第十七条第一項中「当該戻入れの月」とあるのは「この法律の施行の日の属する月」と読み替えて、同項の規定を適用する。

9　この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油（新法第十六条に規定する燈油に該当する揮発油を除く。以下この項及び第十一項において同じ。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日にこれを揮発油の製造場から移出したもの

とみなして、一キロリットルにつき四千八百円の揮発油税を課する。

10　前項の場合において、その揮発油税額が四万八千円以下のときは、昭和三十二年四月三十日限り、四万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額四万八千円をこえるとき　昭和三十二年四月及び五月

税額九万六千円をこえるとき　同年四月から六月まで

税額二十八万八千円をこえるとき　同年四月から七月まで

税額四十八万円をこえるとき　同年四月から八月まで

11　第九項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「物品税法第九条」の下に「、揮発油税法第十七条第一項」を加える。

第八条及び第九条中「物品税」の下に「、揮発油税」を加える。

14　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第四十四号）」に改める。

第十条第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「引き取る」を「移出し、又は保税地域から引き取る」に改め、同条第二項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「読み替える」を「、所轄税務署長又は所轄税関長」と読み替える」に改める。

第十一条第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に改める。

15　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第四十四号）」に改める。

第十二条第三項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第十二条」に改める。

16　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第四十四号）」に改める。

第四条第二項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第十二条」に改める。

第五条第一項中「又は引取」及び「又は引取人」を削り、同条第二項中「物品税法」の下に「又は揮発油税法」を加え、同項中「同法第十条第一項」を「物品税法第十条第一項又は揮発油税法第十二条第一項」に改め、同項中「物品税」の下に「又は揮発油税」を加える。

17　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和三十二年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第四十四号）」に改める。

第十条第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「引き取る」を「移出し、又は保税地域から引き取る」に改め、同条第二項中「所轄税務署長又は所轄税関長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「読み替える」を「、所轄税務署長又は所轄税関長」と読み替える」に改める。

第十一条第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に改める。

18　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第四十四号）」に改める。

第二条第二号中「同法第十五条（揮発油とみなす場合）」を「同法第六条（揮発油等とみなす場合）」に改める。

第六条第一項中「揮発油税法第十三条、」を削る。

19　租税特別措置法（昭和三十二年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第四十四号）」に改める。

第二条第三項第三号中「規定する揮発油」の下に「（同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）」を加える。

第八十九条及び第九十条を次のように改める。

（石油化学原料として消費される揮発油の免税）

第八十九条　エチレンその他の政令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五条の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、大蔵省令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）の承認を受けて揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税を免除する。

2　前項に規定する製品（揮発油を原料とするものに限る。以下この項において同じ。）の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、同項に規定する製品の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、揮発油税法を適用する。

3　税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれその他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに大蔵省令で定めるところにより同項に規定する製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

（航空機の燃料用揮発油等の免税）

第九十条　昭和三十二年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に、次に掲げる用途に供する揮発油のうち、その用途に応じ、政令で定める規格を有するもので、大蔵省令で定めるところによりその製造場（保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、当該移出又は引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一　航空機の燃料用

二　ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの

2　揮発油税法第十四条第六項の規定は、前項の承認を受けて移出し、又は引き取った揮発油で、大蔵省令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期限内に同項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を移出し、又は引き取った者から地方道路税をあわせて徴収する。

3　第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供しようとした者が、当該揮発油を当該用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなし、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八条第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量とし、同法第十条第一項に規定する申告書は、同項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から五日以内に提出するものとし、当該揮発油税及び地方道路税は、同法第十二条第一項の規定にかかわらず、当該申告書が提出された後、直ちに徴収する。

4　揮発油税法第十四条第四項の規定は、第一項の承認について、同法第二十四条及び第二十六条の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供する者について、それぞれ準用する。

地方道路税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における揮発油の製造及び取引の状況並びに都道府県等における道路整備財源確保の必要にかんがみ、揮発油に対する地方道路税の税率を現行一キロリットルにつき二千円を三千七百円に引き上げるとともに、実情に即するよう諸規定の整備を図るため、改正をするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、道路整備財源確保の見地から妥当と認めるが、諸般の事情を考慮して修正を行う必要があ

ると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、七千六百万円の増収となる。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

池田大蔵大臣は、本修正に対して「諸般の情勢にかんがみ、この程度の修正はやむを得ない」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十二年三月三十日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び二重括弧は修正）

第四条中「二千円」を「三千七百円」に改める。

第七条第二項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第九条を次のように改める。

（戻入れの場合の地方道路税の控除等）

第九条　揮発油税法第十七条第一項から第三項まで又は第四項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した地方道路税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2　前項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて地方道路税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の百九十五分の三十七に相当する地方道路税額に相当する金額及び百九十五分の百五十八に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3　第一項の規定による控除を受けようとする者は、当該控除に係る揮発油につき徴収された、又は徴収されるべき地方道路税額につき事実を証する書類を、揮発油税法第十七条第五項の規定により提出すべき書類にあわせて提出しなければならない。

4　第一項の規定による還付を受けようとする者は、揮発油税法第十七条第六項の規定による還付の申請にあわせてその申請をしなければならない。

第十条第一項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に改め、同条第二項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第十一条第一項中「国税徴収法」の下に「（明治三十年法律第二十一号）」を加え、同項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第十二条第四項及び第十三条第一項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3　改正前の地方道路税法（以下「旧法」という。）第五条第二項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る地方道路税の徴収並びに当該揮発油の消費及び譲渡に係る地方道路税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

4　揮発油税法（昭和三十二年法律　号）附則第六項の規定の適用を受ける揮発油について、前項においてその例によるものとされる旧法第五条第三項の規定又は揮発油税法附則第六項第三号に規定する法律の規定により地方道路税の追徴が行われる場合における地方道路税の徴収については、改正後の地方道路税法（以下「新法」という。）第四条の規定を適用する。

5　揮発油税法附則第九項の規定の適用を受ける揮発油には、当該揮発油に係る揮発油税額の四十八分の十七に相当する税額の地方道路税を課し、当該地方道路税の税額を、同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第十項に規定する区分により徴収される揮発油税額にあわせて徴収する。

6　前項の規定による地方道路税については、新法第七条第二項及び第十条から第十三条まで中「百九十五分の三十七」とあるのは、「六十五分の十七」と、「百九十五分の百五十八」とあるのは、「六十五分の四十八」と、それぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「揮発油税法第十七条第一項」の下に「、地方道路税法第九条第一項（揮発油税法第十七条第一項の規定に係る部分に限る。）」を加える。

第八条及び第九条中「揮発油税」の下に「、地方道路税」を加える。

9　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条並びに地方道路税法第五条」を「並びに揮発油税法第十二条」に改める。

10　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、揮発油税法第十二条及び地方道路税法第五条」を「及び揮発油税法第十二条」に改める。

第五条第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を、「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。

11　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「地方道路税法第九条第二項及び」を削る。

12　租税特別措置法（昭和三十二年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「第五条」の下に「及び地方道路税法第五条第一項又は第二項」を、「消費に係る揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加え、同条第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加える。

第九十条第四項中「第二十六条」の下に「並びに地方道路税法第十四条の二」を加える。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、天災によつて損失を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営を安定することを目的とするものであつて、その要旨は、次の通りである。

1　被害農林漁業者の定義を明確に改めること。

2　三分五厘の低利資金の融通を受けることのできる者の定義を、特別被害農、林、漁業者と規定すること。

3　特別被害農業者、特別被害林業者及び特別被害漁業者となる場合の被害程度を明確に規定すること。

4　利子補給は、都道府県及び市町村に対してのみ行うこととし信連等の連合会を削除すること。

5　三分五厘資金の利子負担割合を国は百分の六十五、都道府県は百分の三十五と改めること。

二　議案の修正議決理由

本案は、天災により被害を受けた農林漁業者等に対する融資措置等の内容を改善するものであつて時宜に適するものであるが、地方公共団体の財政状態が逼迫している事情にかんがみ、本案の利子負担軽減措置によつて都道府県が受けることとなる利益をさらに、昭和三十一年度発生災害にもそ及適用する必要があると認められるので、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、昭和三十二年度以降四年間において、約千九百五十万円である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

八木農林政務次官は、本修正に対して「修正案に同意する。」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十二年三月三十日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日（昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、同日前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第一項の規定による指定のあつた天災に関しては、なお従前の例による。

2　昭和三十一年四月一日からこの法律施行の日の前日までの間において天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第一項の規定による指定のあつた天災については、前項ただし書の規定にかかわらず、第四条第二項の規定中三分五厘以内に定められている資金に係る経費についての政府の補助額に関する部分の適用については、改正規定による。

開拓営農振興臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　戦後、食糧の増産、戦災者、引揚者等の収容、国土の開発利用等緊急の要請に応えて発足した開拓事業は、開墾面積約五十八万町歩、入植戸数約十五万五千戸、増反戸数約八十二万戸、入植した開拓者の昭和三十年度の生産量米換算四百余万石、その金額約二百九十億円に達する実績をあげている。

しかるに、開拓者の営農状態は、過重な償還金、経営資金の不足、立地条件の不利等により、大部分のものが経営不振に陥り、営農の基礎が確立できない不安定な状況にある。よつて、このさい政府は、都道府県と協力して、これら開拓者に対し、自主的に計画をたてて協同して営農改善を図らしめるため、既往の災害によつて借り入れた資金を償還可能な条件の資金に借り替える措置を行い、その融資について利子補給及び損失補償を行い、また、開拓地についての農地法施行法に基く成功検査の時期を、三年を限度として延期して、八年とし、更にこれら農地について耕土培養事業についても必要な調査及び事業を行う等の措置を講ずるほか、計画達成に必要な資金の融通及び開墾建設工事の促進等必要な援助に努め、もつて、開拓者の営農の基礎を確立し、開拓地における農業の建全な発展を期するというのが本案の要旨である。

二　議案の可決理由

戦後、いわゆる緊急開墾として、入植した開拓者が、十年余を経た現在において、立地条件の劣悪、連年の災害、経営資金の不足、償還金の重圧等によつて、その七十パーセントが経営不振に陥つている。かかる現状にかんがみ、このさい、これら開拓者の自主的な振興計画による営農改善を図るための積極的な助成ないし援助の措置は、適切妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案については、別紙のごとき附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算並びに同年度開拓者資金融通特別会計予算のうちに、合計十二億一千八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年三月三十日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

開拓営農振興臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、地区別営農振興計画の達成に必要な措置を積極的に講ずるはもちろん、とりあえずこのさい、経営不振地区の開拓農家に対し、三十二年度以降五箇年間を限り、次の措置を講ずべきである。

（一）自作農創設維持資金の資金源の拡張に努め、毎年五億円を限度として特別枠を設定し貸付けること。

（二）農林漁業金融公庫が貸付けた資金の償還額については、実情に応じて償還延期を行うこと。

〔第二十八号参照〕

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十五回国会閣法第八号）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、先の第二十五回国会に提出され、今国会に継続審査されたもので、その内容は、同じく別途前国会より引き続き審議中の「健康保険法等の一部を改正する法律案」により、政府が行う健康保険事業の執行に要する費用の一部を国庫において補助することとなつたのに伴い、厚生保険特別会計の健康勘定の歳入に「一般会計からの受入金」という事項を加えるとともに、この勘定の歳入不足を補てんするため、昭和三十年度以降七箇年度間、毎年度十億円を限度として、一般会計から補てんすることとなつているのを、昭和三十一年度以降分については、昭和三十二年度以降に繰り延べることに改めようとするものである。

また、業務の取扱に関する経費に充てるため、健康勘定、日雇健康勘定及び年金勘定の各積立金のうち業務勘定から組み入れた金額を限度として、予算で定める金額を業務勘定に繰り入れることができることとしている。

二　議案の修正議決理由

この会計における資金状況等にかんがみ、本案は適切なるものと認めるが、本案の成立を前提として、さらにこれに対する改正を行うため、別途今国会に提案されている「厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案」の内容を原案に織り込むこととするため、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月三十一日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に「、一般会計ヨリノ受入金」を加える。

第十八条ノ六中「昭和三十年度以降七箇年度間」を「昭和三十年度及昭和三十二年度以降六箇年度間」に改め、同条を第十八条ノ七とし、第十八条ノ二から第十八条ノ五までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条ノ二　健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定ノ各積立金中第九条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分ハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限リ健康保険事業、日雇労働者健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十五回国会閣法第九号）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、先の第二十五回国会に提出され、今国会に継続審査されたもので、その内容は、同じく別途前国会より引き続き審議中の「船員保険法の一部を改正する法律案」により、船員保険事業のうち、療養給付等に係る部門の一部について国庫で補助する措置が行われることとなつたのに伴い、一般会計からの受入金の精算規定等について所要の改正を行うとともに、療養給付等に要する費用の財源の一部に充てるため、昭和三十年度以降六箇年度間、毎年度二千五百万円を限度として、一般会計から船員保険特別会計に繰り入れることができることとなつているのを、昭和三十一年度以降の分については、昭和三十二年度以降に繰り延べることに改めようとするものである。

二　議案の修正議決理由

この会計における資金状況等にかんがみ、本案は適切なるものと認めるが、本案の成立を前提として、さらにこれに対する改正を行うため、別途今国会に提案されている「船員保険特別会計法の一部を改正する法律案」の内容を原案に織り込むこととするため、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年三月三十一日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

船員保険特別会計法の一部を改正する法律

船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「一般会計から受け入れた金額」の下に「（船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額を除く。）」を加え、「船員保険法」を「同法」に改める。

第二十六条中「昭和三十年度以降六箇年度間」を「昭和三十年度及び昭和三十二年度以降五箇年度間」に改め、同条第二項中「一般会計から受け入れた金額」とあるのは、「一般会計から受け入れた金額（第二十六条の規定による受入金を除く。）」を「船員保険法第五十八条の二の規定による補助金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額及び第二十六条の規定により繰り入れられた金額」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔第二十九号参照〕

輸出検査法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国輸出品の声価の向上及び品質の改善を図るための輸出検査は、現在、輸出品取締法に基いて行われているが、その検査方式は、政府が検査品目を指定し、業者に自家検査を行わせることを建前としており、例外品目についてのみ政府機関等の強制検査を行うこととなつている。

しかしながら、輸出振興が一層要請される今日、このような制度では、粗悪品の輸出等を完全に防止することは困難であるので、現行制度を根本的に刷新することが必要となつた。

以上の理由により、輸出検査については、政府機関又は指定検査機関の強制検査を原則とする制度を確立して、輸出品の信用を保持しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　政令によつて指定する品目は、政府機関又は指定検査機関の検査に合格しなければ輸出できないこととする。

2　指定検査機関は、公益法人であつて、公正な検査を行うに充分な設備等を有する者を主務大臣が指定することとする。

3　必要により、輸出検査の前に材料の品質の検査又は製造中の検査を行うこととする。

4　指定品目のうち、品質の基準を定めることをもつて足りるものについては、基準に適合しているときは検査を要しないこととする。

二　議案の可決理由

本案は、輸出貿易の健全な発達に寄与するために、有効適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に、国営検査所検査費五千四百三十二万八千円及び登録検査機関設備改善費一千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年四月二日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

離島振興法の一部を改正する法律案（綱島正興君外八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

離島振興法は、本土より隔絶せる離島の後進性を除去する目的をもつて、昭和二十八年七月に施行され、離島振興対策事業推進のため、国が高率の事業費負担を行つてきたが、離島の災害復旧事業に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にもとづき、現在、本土と同率となつている。

しかしながら、その地理的位置より災害を受けやすい離島は、最近の地方財政逼迫化に伴い、その災害復旧事業が遅延をきたし、これが又、離島振興対策事業計画実施上の障害となつている実状にある。

このため、離島振興対策事業実施地域の災害復旧事業については、前記国庫負担法の規定により算定した国庫負担率が、五分の四に満たない場合においては、五分の四としようとするものである。

二　議案の可決理由

離島振興法実施の経験にかんがみ、離島振興対策事業実施地域の災害復旧事業について、本法の趣旨による高率助成措置を行うことは、遅延しがちな離島の災害復旧事業の推進のため、又、地方財政の負担軽減を計るためにも、適切妥当な措置と認め、本案は別紙の通り附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月三日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

離島振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和三十二年三月八日の閣議了解のとおり、離島予算を経済企画庁の所管に一括計上すること。

二　離島振興関係事務を掌理するため、経済企画庁の機構を拡充すること。

輸出保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行輸出保険法は、輸出振興に資することを目的として昭和二十五年に制定され、現在は七種類の保険制度を実施している。このうち、海外投資保険は、中南米、東南アジア等に対するわが国産業界の技術提供及び海外投資が盛んに行われつつある現状にかんがみ、昭和三十一年に新たに設けられたものであるが、最近の海外投資の実情並びに投資者の要望を検討した結果、海外投資保険の対象を拡大すること、損失てん補率を引き上げること等について早急に対策を講ずることが必要と認められるに至つている。

これらの要請に即応して、海外投資に関する保険業務を一層拡大改善しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　現行の海外投資保険の名称を「海外投資元本保険」に改めるとともに、保険範囲及び保険金の算定方法について、改善、合理化を図る改正を行い、なお、損失てん補率を現行の百分の六十から百分の七十五に引き上げる。

2　「海外投資利益保険」を新設し、外国における為替取引の制限又は禁止その他の事由によつて、投資者が株式等の配当金を本邦に送金することが不能となつた場合の損失をてん補することとする。

なお、この保険のてん補率は、「海外投資元本保険」と同様、百分の七十五とする。

二　議案の可決理由

本案は、海外投資を促進して輸出貿易その他の対外取引の発達を図るために、有効適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月五日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

特別とん譲与税法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、特別とん税の制定に伴い、特別とん税の収入額に相当する額を開港所在市町村に譲与するために、特別とん譲与税の制度を創設しようとするもので、本譲与税を開港所在市町村に譲与する基準は、その開港に入港する外国貿易船の納付する特別とん税の収入額に相当する額とし、さらに一つの開港に係る所在市町村が二以上ある場合は、それぞれの区域を個別の税関が管轄しているときは、各税関の特別とん税の収入額に相当する額を、またそれぞれの区域が一つの税関の管轄区域に属するときは、港湾施設の利用状況等を参しやくして当該税関に係る特別とん税の収入相当額をあん分譲与する。その譲与時期は毎年度九月及び三月の二回とし、国は本税の譲与に当つては、その使途について条件をつけ、または制限してはならないことなどを内容とするものである。

二　議案の可決理由

わが国の外航船舶は外国船に比し固定資産税その他の負担が過重であり、この不均衡を調整するため、今回地方税法の一部を改正して外航船舶に対する固定資産税を軽減したのであるが、その結果生ずる開港所在市町村の収入減少を補てんしようとするのが本案の目的であるからその趣旨はもとより妥当と認められる。よつて採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月四日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（村松久義君外七名提出、第二十五回国会衆法第七号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、第二十五回国会に提出された議案であるが、同会期中には審査を終了するに至らず、閉会中審査に付して今国会に継続したものであつて、その内容の骨子は次の通りである。即ち町村合併及び農業のすう勢に伴い、農業委員会、農業会議について、その組織及び業務上において連絡協力を緊密にし、かつ、総合農業協同組合と、農業共済組合との協力融和を保たせることを目的としている。

即ち、農業委員会、農業会議は、各市町村に必置とし、農地部会を必置することとし必要に応じてその他の事務を所掌する部会を設けることができることとし、また農業委員会に農地事務を処理する職員として農地主事をおくこととし、またその身分安定の途を開いている。

更に他の団体と競合を生じない範囲で所掌事務を拡大することにしている。

二　議案の可決理由

農業生産力の発展及び農民の地位の強化に寄与するため農業委員会の構成及び組織を合理化することは妥当なるものと認め、本案は

可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

農業委員会等に必要な経費として、昭和三十二年度一般会計予算に十一億九百九十三万一千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年四月五日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

一　議案の要旨及び目的

本案は、第二十五回国会に提出せられた議案であるが、同会期中には審査を終了するに至らず、閉会中審査に付して今国会に継続したものであつて、その内容の骨子は次の通りである。即ち、農林漁業組合再建整備法は、昭和二十六年四月に制定せられ、終戦後の経済変動等により経営が不振におちいつた農林漁業組合に対して増資奨励金及び固定化資金利子補給金を国庫より交付する等その再建整備に寄与し、本法の適用を受けた組合は、その大半が大体目標を達成したが、再建整備の途中において生じた災害等によりなお、若干の再建整備未達成組合もあり、このような現状から、このさい再建整備期間を更に二ヵ年延長し、さらに、目的達成後の奨励金の償還については、現行法では再建整備の目的を達成してから一年を経過した後、交付された奨励金に利息を加算して償還することになつているが、再建整備組合の現状では漸く経営安定のめどがついた程度で、経営全体にわたり自立経済が確立されたとみなすことは困難であるので、政令で定める場合で、農林大臣が、大蔵大臣と協議して、その組合の健全な経営の持続のため必要があると認めるときは、その納付を免除できるよう第十四条にただし書を追加しようとするものである。

なお、この法律は、昭和三十一年三月三十一日にそ及適用することとしている。

二　議案の可決理由

農林漁業組合の再建整備の現況にかんがみ、整備期間を延長するとともに、再建整備組合の健全なる経営を持続せしめるため、奨励金の償還を免除せしめる等のことは、農協対策の実情に即した適切なる措置と考えられるので、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、第十四条、ただし書の規定に基く政令の内容について別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約四十億円である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き内閣を代表して足立大蔵政務次官及び八木農林政務次官より異存のない旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十二年四月五日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農林漁業組合の今後における再建整備を促進するため、この法律制定後、同法第十四条ただし書の規定に基いて定める政令は左記の内容を含むものとし、農林漁業組合がこれに該当する場合は、政府においてすみやかに奨励金の納付を免除するよう同条を運用すべきである。

記

第十四条ただし書の規定に基き政令で定める場合は、当該農林漁業組合が全国の区域未満の区域を地区とするものである場合及び全国の区域を地区とする農林漁業組合にあつては第四条第一項各号に掲げる再建整備の条件をみたすに至つてから一年を経過した日の属する事業年度の終了の日における第二条第二項に規定する準備金の額が同日における出資金の額の四分の一に達しない場合とするものとすること。

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、北海道開発公庫を改組し、資本金の増加、業務の範囲の拡大等を行うことによつて、東北地方における産業の振興開発を促進するとともに、北海道における産業の開発を一層強力に推進することを目的とするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　北海道開発公庫の名称を北海道東北開発公庫に改めること。

2　公庫の目的及び業務の範囲に東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県）を加えること。

3　主たる事務所を札幌市から東京都に移転すること。

4　資本金を十億円から二十五億円に増額すること。

5　公庫の理事長を総裁にし、三人以内の理事を四人以内にすること。

6　公庫の投融資対象事業のうち、石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業を、石炭、可燃性天然ガス又はその他の未開発鉱物資源の利用度の高い工業に改めること。

7　債券発行の遅延の場合、資金繰りの円滑化を図るため、債券発行による調達資金の前借として短期借入金をすることができるようにすること。

8　北海道開発債券を北海道東北開発債券に改めること。

9　東北地方に係る業務の監督官庁として経済企画庁を加えること。

二　議案の可決理由

北海道総合開発の発展と相まつて東北地方の産業の開発を図るため、北海道開発公庫を拡充強化して東北地方に対する投融資業務をも担当せしめる本案の趣旨は妥当と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することと決した。

右報告する。

昭和三十二年四月五日

国土総合開発特別委員長　五十嵐吉蔵

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案に対する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適当の措置を講ずべきである。

一、政府は、速かに北海道総合開発第二次五箇年計画及び東北開発促進計画を策定し、開発公庫の対象となるべき投融資計画を明確にすること。

二、開発公庫の投融資対象は資本金の規模によることなく、開発に必要な事業に対しては投融資すること。

三、開発公庫が投資に重点をおき、且つ、低利な資金供給を可能にするため、次期国会において出資金を増額すること。

四、開発公庫役員の選任に当つては、公庫業務の適正を期するため慎重な配慮をすること。

五、開発公庫の業務運営の公正妥当を期するため、総裁の諮問機関として学識経験者その他をもつて構成する運営協議機関を設置すること。

〔第三十号参照〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、雇用問題の解決をはかるため、従来総理府に設置されていた失業対策審議会を改組強化し、雇用及び失業に関する事項を調査審議する機関として雇用審議会を設置しようとするものである。

その内容の主なるものは次の通りである。

1　審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に答申するほか、必要に応じ意見を述べ又は報告することができることとしている。

2　審議会は、内閣総理大臣が任命する学識経験者三十人以内の委員をもつて組織することとしている。

第一は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、三瀬谷簡易裁判所ほか一簡易裁判所の庁名を改称しようとするものである。

第二は、市町村その他の行政区画の変更に伴い、浦和簡易裁判所ほか三十一簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものである。

第三は、従来の市町村の一部合併または分離に伴い、下級裁判所の管轄区域の基準となつている行政区画に変更等のあつたものについて、この法律の別表第四表及び第五表について、所要の整理を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、最近市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称又は管轄区域を変更しようとするものであつて妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月五日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十一号参照〕

雇用審議会設置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、雇用問題の解決をはかるため、従来総理府に設置されていた失業対策審議会を改組強化し、雇用及び失業に関する事項を調査審議する機関として雇用審議会を設置しようとするものである。

その内容の主なるものは次の通りである。

1　審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に答申するほか、必要に応じ意見を述べ又は報告することができることとしている。

2　審議会は、内閣総理大臣が任命する学識経験者三十人以内の委員をもつて組織することとしている。

3　審議会は、委員のほか、専門委員三十人以内、幹事二十人以内を置くものとしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、その審議中、施行期日である昭和三十二年四月一日を経過したので、施行期日を「公布の日」に改め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に三百九万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年四月九日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日（昭和三十二年四月一日）から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のとおり改正する。

第十五条第一項の表中「失業対策審議会」――失業及び雇用問題に関する総合的施策について――を「雇用審議会」――雇用審議会設置法（昭和三十二年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。――に改める。

土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

土地改良法が土地改良事業実施の基本法として昭和二十四年に制定されて以来、この法律に基いて、食糧の増産、農業経営の合理化、農家経済の安定のため、農地の改良、開発、保全及び集団化等の事業が実施されてきたのであるが、今回、既往の経験にかんがみ、土地改良事業の実施手続の簡素化を行い、土地改良事業実施団体の組織を確立し、あるいは、土地改良事業に対する一般の批判に応えて国営土地改良事業の特定工事に関し特別会計を設置し、この会計によりこれを実施することにする等、土地改良事業の円滑なる運営と促進を図るために提案せられたものである。

本案の主なる内容は、次の通りである。

（一）　土地改良事業の実施手続を簡素化すること。従来、土地改良区が事業を開始する手続として、都道府県知事が事業の適否の認定と本審査の二段階の審査手続をとつてきたのであるが、この適否の認定については省略し、また、国営及び都道府県営事業の開始手続についても従来の予備審査にかえて適否の決定の手続をとることとする。

（二）　土地改良区の運営については、理事の任期の延長、総代の定数の減少、賦課金等の徴収手続の明確化、理事が欠けた場合の救済の措置等により、土地改良区の適正な運営を期すること。

（三）　特定土地改良工事特別会計の設置に照応して、本法の関係条文を補正すること。

1　国は、かんがい排水事業の新設及びこれに関連する災害復旧事業又は埋立若しくは干拓事業を行う場合、その工事の特に速やかな完了を促進するため必要があるときは、別に法律で定めるところにより、工事費の一部を借入金をもつてあてることができることとして、国営事業に対する地元負担金に相当する額をこの特別会計で借り入れ、事業量の確保を図ること。

2　農林大臣は、国営干拓事業により生じた土地及び国営土地改良事業により取得した土地等を本法により管理及び処分することができることとする。

3　土地改良財産を一定の場合に交換又は譲与することができること及び土地改良財産台帳に関する規定を設けることとする。

4　農林大臣は、国営干拓事業によつて造成されるべき土地について、土地配分計画を定め、配分申込書を提出した者のうちから自作農として農業に精進する見込のある者を選定して、その者に配分通知書を交付し、この配分通知書の交付を受けた者をして、事業完了の期日に配分通知書の交付を受けた土地の所有権を原始的に取得せしめるとともに、配分通知書の交付を受けた者に対し、埋立予定地を無償で一時使用させることができるようにすること。

5　国が行う埋立又は干拓事業によつて造成された土地については、農地法による管理及び処分の対象から除外して本法によつて管理処分することとし、現行農地制度に及ぼす影響を遮断すること。

（四）　土地改良事業団体連合会を設置し、技術等について、指導体制の確立を図ること。

1　土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保すること等を目的として、土地改良事業を行う者の協同組織による法人を、都道府県又は全国の地区に設けること。

2　連合会の行う事業は、会員の土地改良事業に対し、技術的援助、教育及び情報の提供、調査研究並びに事業の指導その他の必要な事業等を行うこと。

3　地方連合会の会員の資格は、地区内において土地改良事業を行う者で定款で定めることとし、全国連合会の会員は、二以上の都府県の区域にわたる土地改良事業又は一定面積をこえる土地について土地改良事業を行う者及び地方連合会とする。

4　連合会の役員として理事五人以上監事二人以上を置くこと。

5　連合会に対する報告の徴収、検査の実施、必要措置命令、土地改良区又は連合会に対する解散命令等の監督規定を設けること。

（五）　その他この法律の実施に伴い、必要な経過規定を設けること。

等である。

二　議案の可決理由

土地改良事業は、食糧の増産、農業経営の合理化を図るために重要な農業政策として、今日まで推進され、わが国経済自立の達成に多大の貢献をしてきたのであるが、その実施の状況をみるに、手続の面でかなり繁雑であり、また食糧事情の変化に伴い、土地改良事業そのものの在り方について再検討を要するところも生じているので、この際、土地改良事業の早期完成と効率化を図ろうとする本案は、時宜に適する妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、干拓地の造成事業に対する受益者負担、干拓地の取得の方式等に関する修正案が社会党より提出された。この修正案は特定土地改良工事特別会計の歳入減となるので内閣の意見を求めたところ、政府より賛成しかねる旨の発言があり採決の結果本修正案は否決された。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十二年度予算特定土地改良工事特別会計に四十二億四千三百五十六万七千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年四月九日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

国有財産特殊整理資金特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国の庁舎及びその敷地等の適正かつ効率的な使用を図るため、別途今国会に提出された「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案」の成立に伴い、同法の規定により処分すべき特定庁舎等の処分による収入金等をもつて国有財産特殊整理資金を置き、これに関する経理を一般会計と区分して行うため、新たに国有財産特殊整理資金特別会計を設置しようとするものである。

この法案の要旨は次の通りである。

1　国有財産特殊整理資金は、特定庁舎等特殊整備計画に基いて特定庁舎等を処分することによる収入金及びこれが預託金利子をもつてこれに充てることとし、この資金を同計画に基いて取得すべき特定庁舎等の取得に要する経費に使用することとしている。

なお、資金を使用しようとするにあたつては、予算の定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れ、同会計の歳出として経理することとしている。

2　この会計は、資金の受入をもつてその歳入とし、資金の払出をもつてその歳出とし、毎会計年度末における資金の残額は、決算上の剰余として翌年度の歳入に繰り入れることとするとともに、毎会計年度の歳出予算の

支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができることとしている。

3　その他この会計の設置及び運営等に関して必要な規定を設けることとしている。

二　議案の修正議決理由

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案の成立に伴う措置として適切なるものと認めるが、本案は、施行期日を改める必要があるので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度特別会計予算に八億五千百二十三万円を計上している。

右報告する。

昭和三十二年四月九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。昭和三十二年四月一日

2　昭和三十二年度分の予算については、第八条第二項第二号に掲げる書類の添附は、要しないものとする。

3　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五十七号を第五十八号とし、第三十一号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　国有財産特殊整理資金の管理に関すること。

第十一条中第八号以下を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　国有財産特殊整理資金の管理に関すること。

第十五条第二項中「第五十二号及び第五十三号」を「第五十三号及び第五十四号」に改める。

第十六条第二項中「第五十四号から第五十六号」を「第五十五号から第五十七号」に改める。

第二十九条中「第四十号」を「第四十一号」に改める。

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における都市の高層立体化に即応して、官庁の庁舎についても立体化、集約化を図り、不必要に広大な土地を占有しているものについては、主として住宅敷地用にこれを売り払い、位置を移転する等スペース・コントロールを行い、もつてその適正かつ効率的な使用を図ろうとするのが本案の要旨である。

二　議案の修正議決理由

本案は、時代のすう勢に適応した適切妥当な措置であることを認めるが、なお、附則において施行期日が四月一日となつているのでこれを公布の日からと修正する必要があるので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和三十二年四月一日第三条の規定は、昭和三十一年度分の庁舎等使用現況及び見込報告書から適用する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中旧軍港市国有財産処理審議会の項の次に次のように加える。

庁舎等調整審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第　号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第　号）の施行に関する事務（同法第五条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）を行うこと。

第四条第七項中「関するもの」の下に「並びに同条第二十七号に規定する事務」を加える。

〔第三十二号参照〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、食糧管理特別会計の負担に属する食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額が現在三千五百億円と定められているのを四千四百億円に引き上げようとするものである。

すなわち、昭和三十二年十二月末現在の借入金等の見込額は、昭和三十一年度から持ち越す借入金等の見込額が約三千四百二十億円、昭和三十二年十二月末における借入金等の増加の見込額が約三百七十億円、計約三千七百九十億円と推定されるのであるが、これに収入及び支出について変動のある場合を予想して若干の余裕を見込むとともに、十二月中のピーク時の増加額を見込んで、この会計の借入金等の限度額を四千四百億円にすることとしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、食糧管理特別会計の運営を円滑にするための措置として適切なるものと認めるが、施行期日を改める必要があるので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月九日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

この法律は、公布の日から施行する。昭和三十二年四月一日

特定土地改良工事特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途、今国会に提出された「土地改良法の一部を改正する法律案」の成立に伴い、同法による国営かんがい排水施設の建設の工事及び埋立又は干拓の工事等に関する経理を、一般会計と区分して明確にするため、新たに、特定土地改良工事特別会計を設置しようとするものである。

本法案の要旨は次の通りである。

1　この会計においては、一般会計からの繰入金、土地改良工事に係る負担金及びその利息、地方公共団体がその負担金を地方債証券で納付した場合における地方債証券の償還金及び利子、受託工事に係る納付金、借入金、埋立又は干拓の工事によつて生じた用地の売払代金及び貸付料並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、土地改良工事に要する費用、受託工事に要する費用、借入金の償還金及び利子、埋立又は干拓の工事によつて生じた用地で売り払うものの管理及び処分に要する費用、一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とすることとしている。

2　この会計においては、その歳入、歳出及び資産、負債の整理並びに予算の配賦等を工事別の区分に従つて行うこととしている。

3　この会計においては、国庫負担分以外の工事費等については、国会の議決を経た限度額の範囲内でこの会計の負担において借入金をすることができることとしている。

なお、その限度額のうち、借入をしなかつた金額があるときは、翌年度において、その限度内で借入金をすることができることとしている。

また、支払上現金に不足があるときは、国庫余裕金の繰替使用をすることができることとしている。

4　他会計への繰入金に関する事項である。すなわち、土地改良工事で一般会計の負担において行つていたものが、特定の土地改良工事として、この会計において継続して行われることとなつた場合においては、継続して行うこととなる前の工事に係る負担金の額並びに用地の売払代金及び貸付料の一部を、また受託工事の場合においては、その工事に係る納付金の一部を、それぞれ、一般会計に繰り入れることとしている。

この外、この会計の予算及び決算の作成及び提出、予備費の使用、剰余金の処理、余裕金の預託等この会計の経理に関し必要な事項について規定している。

二　議案の可決理由

土地改良法の一部を改正する法律案の成立に伴う措置として適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月十日
大蔵委員長　山本　幸一
衆議院議長益谷秀次殿

国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
勤続期間二十五年以上で事務の都合により勧しようを受けて退職する者等に対しては、整理退職の場合と同率の退職手当を支給できることとするとともに、日本専売公社及び日本電信電話公社の役員に対する退職手当については、日本国有鉄道の例にならい、国家公務員等退職手当暫定措置法の適用から除外し、あわせてその給与及び退職手当について所要の規定の整備を行うこととしている。

二　議案の可決理由
二十五年以上の長期勤続者に対する特別退職手当の支給は、職員の新陳代謝と公務能率の増進を図るとともに、民間における退職手当との権衡を考慮したものであり、また、公社役員を本法の適用から除外したのは、役員には任期の定めがあること、民間から優秀な人材を得る必要がある等の点において、職員と全く同一視できない反面、恩給及び共済組合の長期給付についてはその適用を除外されている等の理由により時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月十二日
大蔵委員長　山本　幸一
衆議院議長益谷秀次殿

日本国とチェッコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
チェッコスロヴァキアは、サン・フランシスコにおける対日平和会議に参加したが、そこで成立した平和条約には署名しなかつたため、わが国との間の国交は回復されないまま今日に至つた。政府は、昨年十二月、日ソ共同宣言の発効により日ソ間に平和関係が回復されるに及び、チェッコスロヴァキアとの平和処理を行うことに決し、在英国大使を通じて交渉を行わしめた結果、本年二月十三日ロンドンにおいて本件議定書の署名をみるに至つた。

本議定書は、(一)戦争状態の終了、(二)外交関係の回復、(三)国際連合憲章の諸原則の遵守並びに内政不干渉、(四)戦争請求権の相互放棄及び(五)通商関係の条約又は協定を締結するため、すみやかに交渉を開始すること等を規定しているが、これにより、日ソ共同宣言の場合と異なり、最終的平和処理を行つたものである。

よつて政府は、本議定書の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本件は、わが国とチェッコスロヴァキアとの間の国交を正常化するため妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月十日
外務委員長　野田　武夫
衆議院議長益谷秀次殿

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
ポーランドは、サン・フランシスコにおける対日平和会議に参加したが、そこで成立した平和条約には署名しなかつたため、わが国との間の国交は回復されないまま今日に至つた。政府は、昨年十二月、日ソ共同宣言の発効により日ソ間に平和関係が回復されるに及び、ポーランドとの平和処理を行うことに決し、国連日本政府代表部を通じて交渉を行わしめた結果、本年二月八日ニュー・ヨークにおいて本件協定の署名をみるに至つた。

本協定は、(一)戦争状態の終了、(二)外交関係の回復、(三)国際連合憲章の諸原則の遵守並びに内政不干渉、(四)戦争請求権の相互放棄及び(五)通商関係の条約又は協定を締結するため、すみやかに交渉を開始すること等を規定しているが、これにより日ソ共同宣言の場合と異なり、最終的平和処理を行つたものである。

よつて政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本件は、わが国とポーランドとの間の国交を正常化するため妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月十日
外務委員長　野田　武夫
衆議院議長益谷秀次殿

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、主として地方財政の健全な運営を確保するため、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部に所要の改正を加えることを目的とするものであつて、その内容は、地方財政法については、(一)地方公共団体の予算の編成、ことに契約の締結等の場合において、当該年度のみならず翌年度以降における財政状況をも考慮して、財政運営の健全性を確保すべき旨の規定を設けること。(二)地方公共団体が従来普通会計で行つてきた事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもののうち、政令で定めるものについては、事業の経理の明確化を図るため、特別会計を設けるものとすること。(三)国土調査法の改正により、特定計画に基く地籍調査費につき、一部国庫負担が行われることとなるのに伴い、経費の負担区分に関する規定の整備を図ること等の三点であり、また地方財政再建促進特別措置法については、財政再建団体が財政再建計画の承認を受けた日以後に起した退職手当債を、財政再建債とみなして、利子補給の対象とすることである。

二　議案の可決理由
本案の趣旨は現下の地方財政の実情に照して、必要かつ妥当な措置と認められ、全会一致可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月十一日
地方行政委員長　門司
衆議院議長益谷秀次殿

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
高速自動車国道の建設、管理は建設大臣が行うこととなつているのであるが、その建設にはきわめて巨額の費用を要するので、早急にこれが整備を図るため、特別の措置として、有料制を採用できることとし、その建設管理を日本道路公団に行わせようとするものである。即ち、
1　建設大臣は、高速自動車国道の整備計画に基き、日本道路公団に高速自動車国道の新設又は改築を行わせて料金を徴収させることができるものとする。
2　日本道路公団が高速自動車国道の新設又は改築を行おうとするときは建設大臣に、料金の徴収を行おうとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けるものとする。
3　日本道路公団が高速自動車国道の建設管理に必要な管理の権限を建設大臣に代つて行うことができるものとする。

二　議案の可決理由
高速自動車国道の整備の促進を図るため、時宜に適する措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月十二日
建設委員長　薩摩　雄次
衆議院議長益谷秀次殿

高速自動車国道法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、自動車輸送力の急速な発達にかんがみ、自動車専用の高速道路をすみやかに整備し、高速かつ長距離の交通を確保するため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成する道路として、国土開発縦貫自動車道建設法による国土開発縦貫自動車道を含む高速自動車国道を新たに設け、これを道路法上の道路とし、その路線の指定、整備計画、管理、構造、保全等に関する事項を定めることにより、高速自動車国道の整備を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由
近時における自動車輸送力の急速なる発達と、わが国の道路の現況とにかんがみ、高速自動車国道の整備を推進することは、時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十二年度一般会計予算建設省所管道路事業調査費九千二百二十四万円中約四千万円が高速自動車国道調査費として、昭和三十二年度日本道路公団資金百三十億円中約三十一億円が高速自動車国道新設費として見込まれている。

右報告する。

昭和三十二年四月十二日
建設委員長　薩摩　雄次
衆議院議長益谷秀次殿

国土調査法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、国土の総合開発に関する施策に資するため地籍調査を特に促進する必要がある地域について特別の措置を講ずるとともに、あわせて地籍調査の成果を登記上明確にせんとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　国土調査の目的として「地籍の明確化を図る」旨をあわせて規定すること。

2　特にすみやかに地籍調査を実施する必要のある地域については、国が地方公共団体と協議の上、計画を設定し、その計画に基く地籍調査の実施を推進すること。

3　地籍調査に要する経費については、次のごとく国と地方公共団体との間の負担関係を明確化すること。

イ　都道府県は、市町村又は土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の六分の五を負担すること。

ロ　国は、都道府県が行う地籍調査に要する経費の三分の二、又は、イにより都道府県が負担する経費の十分の八を負担すること。

4　国有地の調査又は測量で地籍調査に類するものについては、内閣総理大臣は必要な勧告を行うことができるようにすること。

ハ　地籍調査の成果の認証により、土地台帳の訂正のみならず不動産登記簿の訂正をも行いうるようにすること。

二　議案の可決理由

本案は、地籍調査事業の促進を図り、もつて、国土の総合開発に寄与するため有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月十二日
国土総合開発特別委員長　五十嵐吉蔵
衆議院議長益谷秀次殿

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　1　精神薄弱児通園施設を新たに設け、通園可能な児童を日日保護者のもとから通わせてこれを保護指導する制度を設けること。

2　国立の精神薄弱児施設に入所した児童について、その者が社会生活に順応することができるようになるまで在所させることができるように、在所期限を延長すること。

二　議案の可決理由

本案は、精神薄弱児対策の整備を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に八千四十三万円を計上している。

右報告する。
昭和三十二年四月十二日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十三号参照〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十一年七月十六日付の人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職国家公務員の給与制度の合理的改正を図り、あわせて約六・二パーセントていどの俸給額の引き上げを行うことは妥当な措置と認めるが、(一)職員の勤労意欲に及ぼす影響等を考慮して、行政職俸給表、技能職俸給表をそれぞれ一表ずつにまとめ、これを行政職俸給表(一)、(二)とすること。(三)初任給を新制高等学校卒業三百円、新制中学校卒業二百円引き上げるため俸給月額の一部を増額すること。(三)勤務地手当を廃止し、これに替えて、当分の間、現行の地域区分に応じ、各等級別、号俸別に定額の暫定手当を支給すること。現行の無級地に在勤する職員に対しては、昭和三十二年十月一日以降一級地の暫定手当額の五分の二、昭和三十三年度五分の三、昭和三十四年四月一日以降は五分の五を支給すること。昭和三十四年四月一日以降において、暫定手当の一定額を本俸に繰り入れる措置をすることを等修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

一般会計所属職員の分　約六十億円
特別会計所属職員の分　約九億円

合計約六十九億円が昭和三十二年度予算に計上されている。

なお、修正部分に関しては、本年度予算の範囲内において実施可能である。

右報告する。
昭和三十二年四月十六日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「職務の級」を「職務の等級」に、「同一級内」を「同一等級内」に改める。

（小字及び――は修正）

第六条第一項前段を削る。（同条同項中「勤務地手当」を削る。）

第六条を次のように改める。

第六条　俸給表の種類は、左に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一　行政職俸給表（別表第一）
イ　行政職俸給表(一)
ロ　行政職俸給表(二)
二　税務職俸給表（別表第二）
三　公安職俸給表（別表第三）
イ　公安職俸給表(一)
ロ　公安職俸給表(二)
四　海事職俸給表（別表第四）
イ　海事職俸給表(一)
ロ　海事職俸給表(二)
五　教育職俸給表（別表第五）
イ　教育職俸給表(一)
ロ　教育職俸給表(二)
ハ　教育職俸給表(三)
六　研究職俸給表（別表第六）
七　医療職俸給表（別表第七）
イ　医療職俸給表(一)
ロ　医療職俸給表(二)
ハ　医療職俸給表(三)
八　技能労務職俸給表（別表第八）
イ　技能労務職俸給表(一)
ロ　技能労務職俸給表(二)

前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、第二十二条及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

2　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基きこれを俸給表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六条の二中「十五級に格付される官職及び教育職員級別俸給表の十二級に格付される官職」を「行政職俸給表(一)、教育職俸給表(一)、研究職俸給表及び医療職俸給表(一)の一等級の官職」に、「職員の俸給は、」を「職員の俸給月額は、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、職員がその属する職務の等級の最高の号俸を受けるに至つた時から長期間を経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

第八条第八項を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「職務の級」を「職務の等級」に、「その俸給月額」を「その俸給月額を受け

るに至つた時から三十六月（行政職俸給表(二)（技能労務職俸給表の適用を受ける職員にあつては、二十四月）を下らない期間を良好な成績で勤務したもの」に、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて」を「人事院規則の定めるところにより」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第一項、第二項及び第四項を削り、同条第三項中「法令の趣旨に従い」の下に「及び第六条第三項の規定に基く分類の基準に適合するように」を加え、「職務の級」を「職務の等級」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の五項を加える。

2　職員の職務の等級は、前項の職員の職務の等級ごとの定数の範囲内で、且つ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

3　新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4　職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合又は一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。

5　前二項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その者の属する職務の等級における最高の号俸をこえて俸給月額を決定することができる。

6　職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、その号俸について俸給表に掲げる昇給期間を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。但し、第三項又は第四項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その昇給期間を短縮することができる。

第九条第一項中「俸給月額」を「俸給の月額」に改める。

第十条を次のように改める。

（俸給の調整額）

第十条　人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の等級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2　前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

第十条の二中「第六条に規定する俸給表に掲げられている俸給額」を「俸給月額」に改める。

第十二条第三項中「別表第七」を「別表第九」に改める。

第十二条　削除

第十九条中「俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に改める。

第十九条の四第二項中、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第十九条の五第二項中「俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に、「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第十九条の六中「勤務地手当」を削る。

第二十三条第二項から第五項まで中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

別表第七を別表第九とし、別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間	7(6)等級 俸給月額	7(6)等級 昇給期間	8(7)等級 俸給月額	8(7)等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	57,600		42,200	12	30,300	12	20,300	12	15,300 13,300	12	11,400	12	9,200	12	6,100 5,800	12
2	60,000		44,400	12	32,000	12	21,400	12	16,300 14,300	12	12,300	12	9,800	12	6,300 6,000	12
3	62,400		46,600	12	33,700	12	22,600	12	17,300 15,300	12	13,300	12	10,600	12	6,600 6,300	12
4	64,800		48,800	12	35,400	12	23,800	12	18,300 16,300	12	14,300	12	11,400	12	7,000 6,800	12
5	67,200		51,000	12	37,100	12	25,000	12	19,300 17,300	12	15,300	12	12,300	12	7,400	12
6	69,600		53,200	12	38,800	12	26,200	12	20,300 18,300	12	16,300	12	13,300	12	8,000	12
7	72,000		55,400	15	40,500	12	27,500	12	21,400 19,300	12	17,300	12	14,300	12	8,600	12
8			57,600	18	42,200	15	28,900	12	22,600 20,300	15 12	18,300	12	15,300	12	9,200	12
9			60,000	21	44,400	18	30,300	12	23,800 21,400	15 12	19,300	15	16,300	12	9,800	12
10			62,400	24	46,600	21	32,000	15	25,000 22,600	15	20,300	15	17,300	15	10,600	15
11			64,800		48,800	24	33,700	15	26,200 23,800	18 15	21,400	18	18,300	18	11,400	18
12					51,000		35,400	18	27,500 25,000	21 15	22,600	18	19,300	18	12,300	18
13							37,100	21	28,900 26,200	24 18	23,800	21	20,300	21	13,300	21
14							38,800	24	30,300 27,500	21	25,000	24	21,400	24	14,300	24
15							40,500		28,900	24	26,200		22,600		15,300	
16									30,300							

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間	7等級 俸給月額	7等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	16,300 37,100	9 12	11,500 30,300	9 12	9,200 20,300	9 12	6,200 15,300	9 12	5,300 11,400	6 12	9,200	12	5,800	12
2	16,900 38,800	9 12	12,100 32,000	9 12	9,700 21,400	9 12	6,500 16,300	9 12	5,400 12,300	6 12	9,800	12	6,000	12
3	17,500 40,500	9 12	12,700 33,700	9 12	10,300 22,600	9 12	6,800 17,300	9 12	5,500 13,300	6 12	10,600	12	6,300	12
4	18,100 42,200	9 15	13,300 35,400	9 12	10,900 23,800	9 12	7,100 18,300	9 12	5,600 14,300	6 12	11,400	12	6,800	12
5	18,700 44,400	9 18	13,900 37,100	9 15	11,500 25,000	9 12	7,400 19,300	9 12	5,700 15,300	6 12	12,300	12	7,400	12
6	19,300 46,600	9 21	14,500 38,800	9 18	12,100 26,200	9 12	7,800 20,300	9 12	5,800 16,300	6 12	13,300	12	8,000	12
7	19,900 48,800	9 24	15,100 40,500	9 18	12,700 27,500	9 12	8,200 21,400	9 12	5,900 17,300	6 12	14,300	12	8,600	12
8	20,500 51,000	9	15,700 42,200	9 24	13,300 28,900	9 12	8,700 22,600	9 15	6,000 18,300	6 12	15,300	12	9,200	12
9	21,100	9	16,300 44,400	9 24	13,900 30,300	12	9,200 23,800	9 15	6,200 19,300	9 15	16,300	12	9,800	12
10	21,700	9	16,900 46,600	9	14,500 32,000	12 15	9,700 25,000	12 15	6,500 20,300	9 15	17,300	15	10,600	15
11	22,300	12	17,500	9	15,100 33,700	12 15	10,300 26,200	12 18	6,800 21,400	9 18	18,300	18	11,400	18
12	22,900	12	18,100	9	15,700 35,400	12 18	10,900 27,500	12 21	7,100 22,600	9 18	19,300	18	12,300	18
13	23,500	12	18,700	12	16,300 37,100	12 21	11,500 28,900	12 24	7,400 23,800	12 21	20,300	21	13,300	21
14	24,100	12	19,300	12	16,900 38,800	12 24	12,100 30,300	12	7,800 25,000	12 24	21,400	24	14,300	24
15	24,700	12	19,900	12	17,500 40,500	15	12,700	15	8,200 26,200	12	22,600		15,300	
16	25,300	12	20,500	12	18,100	15	13,300	15	8,700	12				
17	25,900	15	21,100	12	18,700	15	13,900	15	9,200	12				
18	26,500	15	21,700	12	19,300	15	14,500	15	9,700	15				
19	27,100	15	22,300	15	19,900	15	15,100	18	10,300	15				
20	27,700	15	22,900	15	20,500	15	15,700	18	10,900	15				
21	28,300	15	23,500	15	21,100	15	16,300	18	11,500	18				
22	28,900	15	24,100	15	21,700	18	16,900	18	12,100	18				
23	29,500	15	24,700	15	22,300	18	17,500	18	12,700	18				
24	30,100	18	25,300	18	22,900	18	18,100	18	13,300	18				
25	30,700	18	25,900	18	23,500	18	18,700	18	13,900	18				
26	31,300		26,500		24,100		19,300	18	14,500	18				
27							19,900	18	15,100	18				
28							20,500		15,700	18				
25									16,300	18				
30									16,900	18				
31									17,500	18				
32									18,100	18				
33									18,700					

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事府、省、庁及び委員会の地方支分部局等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間	7等級 俸給月額	7等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	37,100	12	30,300	12	22,600	12	17,300	12	13,300	12	10,600	12	6,700 6,400	12
2	38,800	12	32,000	12	23,800	12	18,300	12	14,300	12	11,400	12	7,200 7,000	12
3	40,500	12	33,700	12	25,000	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	7,700 7,600	12
4	42,200	15	35,400	12	26,200	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,200	12
5	44,400	18	37,100	15	27,500	12	21,400	12	17,300	12	14,300	12	8,800	12
6	46,600	21	38,800	18	28,900	12	22,600	12	18,300	12	15,300	12	9,400	12
7	48,800	24	40,500	18	30,300	12	23,800	12	19,300	12	16,300	12	10,000	12
8	51,000		42,200	24	32,000	15	25,000	15	20,300	12	17,300	12	10,600	12
9			44,400	24	33,700	15	26,200	15	21,400	15	18,300	12	11,400	12
10			46,600		35,400	18	27,500	15	22,600	15	19,300	15	12,300	15
11					37,100	21	28,900	18	23,800	18	20,300	18	13,300	18
12					38,800	24	30,300	21	25,000	18	21,400	18	14,300	21
13					40,500		32,000	24	26,200	21	22,600	21	15,300	24
14							33,700		27,500	24	23,800	24	16,300	
15									28,900		25,000			

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間	7等級 俸給月額	7等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	37,100	12	30,300	12	22,600	12	15,300	12	10,600	12	8,600	12	7,300 7,100	12
2	38,800	12	32,000	12	23,800	12	16,300	12	11,400	12	9,200	12	7,700 7,600	12
3	40,500	12	33,700	12	25,000	12	17,300	12	12,300	12	9,800	12	8,100	12
4	42,200	15	35,400	12	26,200	12	18,300	12	13,300	12	10,600	12	8,600	12
5	44,400	18	37,100	15	27,500	12	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	12
6	46,600	21	38,800	18	28,900	12	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,800	12
7	48,800	24	40,500	18	30,300	12	21,400	12	16,300	12	13,300	12	10,600	12
8	51,000		42,200	24	32,000	15	22,600	12	17,300	12	14,300	12	11,400	12
9			44,400	24	33,700	15	23,800	12	18,300	12	15,300	12	12,300	12
10			46,600		35,400	18	25,000	15	19,300	15	16,300	12	13,300	12
11					37,100	21	26,200	15	20,300	15	17,300	12	14,300	12
12					38,800	24	27,500	15	21,400	18	18,300	15	15,300	12
13					40,500		28,900	18	22,600	18	19,300	15	16,300	12
14							30,300	21	23,800	21	20,300	18	17,300	12
15							32,000	24	25,000	21	21,400	18	18,300	15
16							33,700		26,200	24	22,600	21	19,300	15
17									27,500	24	23,800	21	20,300	18
18									28,900		25,000	24	21,400	21
19											26,200	24	22,600	21
20											27,500		23,800	24
21													25,000	24
22													26,200	

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で、人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級		8等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	37,100	12	30,300	12	22,600	12	17,300	12	13,300	12	10,600	12	7,000 6,800	12	5,900 5,600	12
2	38,800	12	32,000	12	23,800	12	18,300	12	14,300	12	11,400	12	7,400	12	6,100 5,800	12
3	40,500	12	33,700	12	25,000	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,000	12	6,300 6,000	12
4	42,200	15	35,400	12	26,200	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,600	12	6,600 6,300	12
5	44,400	18	37,100	15	27,500	12	21,400	12	17,300	12	14,300	12	9,200	12	7,000 6,800	12
6	46,600	21	38,800	18	28,900	12	22,600	12	18,300	12	15,300	12	9,800	12	7,400	12
7	48,800	24	40,500	18	30,300	12	23,800	12	19,300	12	16,300	12	10,600	12	8,000	12
8	51,000		42,200	24	32,000	15	25,000	15	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,600	12
9			44,400	24	33,700	15	26,200	15	21,400	15	18,300	15	12,300	12	9,200	12
10			46,600		35,400	18	27,500	15	22,600	15	19,300	15	13,300	15	9,800	12
11					37,100	21	28,900	18	23,800	18	20,300	18	14,300	15	10,600	12
12					38,800	24	30,300	21	25,000	18	21,400	18	15,300	15	11,400	12
13					40,500		32,000	24	26,200	21	22,600	21	16,300	15	12,300	15
14							33,700		27,500	21	23,800	21	17,300	18	13,300	18
15									28,900	24	25,000	24	18,300	18	14,300	18
16									30,300		26,200	24	19,300	18	15,300	21
17											27,500		20,300	21	16,300	21
18													21,400	24	17,300	24
19													22,600	24	18,300	24
20													23,800		19,300	

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	32,600	12	22,800	12	16,800	12	11,800	12	7,400	12
2	34,200	12	24,200	12	18,000	12	12,800	12	8,000	12
3	35,800	12	25,600	12	19,200	12	13,800	12	8,600	12
4	37,400	12	27,000	12	20,400	12	14,800	12	9,200	12
5	39,000	12	28,400	12	21,600	12	15,800	12	10,000	12
6	40,600	12	29,800	12	22,800	12	16,800	12	10,800	12
7	42,200	12	31,200	12	24,200	12	18,000	12	11,800	12
8	43,800	12	32,600	12	25,600	12	19,200	15	12,800	12
9	45,400	15	34,200	12	27,000	15	20,400	15	13,800	15
10	47,000	18	35,800	15	28,400	15	21,600	15	14,800	15
11	48,600	21	37,400	15	29,800	15	22,800	18	15,800	15
12	50,200	24	39,000	18	31,200	18	24,200	18	16,800	18
13	51,800	24	40,600	21	32,600	21	25,600	18	18,000	18
14	53,400		42,200	24	34,200	24	27,000	21	19,200	18
15			43,800		35,800		28,400	24	20,400	18
16							29,800		21,600	18
17									22,800	21
18									24,200	24
19									25,600	

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	16,800	12	11,800	12	8,200	12	5,900 5,600	12
2	17,800	12	12,800	12	8,800	12	6,100 5,800	12
3	18,800	12	13,800	12	9,400	12	6,400 6,100	12
4	19,800	12	14,800	12	10,200	12	6,800 6,500	12
5	20,800	12	15,800	12	11,000	12	7,200 7,000	12
6	21,800	15	16,800	12	11,800	12	7,600	12
7	22,800	15	17,800	12	12,800	12	8,200	12
8	23,800	15	18,800	12	13,800	12	8,800	12
9	24,800	15	19,800	15	14,800	15	9,400	12
10	25,800	18	20,800	15	15,800	15	10,200	12
11	26,800	18	21,800	15	16,800	15	11,000	12
12	27,800	18	22,800	18	17,800	18	11,800	15
13	28,800	18	23,800	18	18,800	18	12,800	15
14	29,800	18	24,800	18	19,800	18	13,800	15
15	30,800	21	25,800	21	20,800	18	14,800	18
16	31,800	21	26,800	21	21,800	21	15,800	18
17	32,800	24	27,800	24	22,800	21	16,800	21
18	33,800	24	28,800	24	23,800	24	17,800	21
19	34,800		29,800		24,800	24	18,800	24
20					25,800		19,800	24
21							20,800	

備考　この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	57,600	30,000	12	19,400	12	15,800	12	9,800	12	7,400	12
2	60,000	31,600	12	20,800	12	17,000	12	10,800	12	8,000	12
3	62,400	33,200	12	22,200	12	18,200	12	11,800	12	8,600	12
4	64,800	34,800	12	23,600	12	19,400	12	12,800	12	9,200	12
5	67,200	36,400	12	25,200	12	20,800	12	13,800	12	9,800	12
6	69,600	38,000	12	26,800	12	22,200	12	14,800	12	10,800	12
7	72,000	39,600	12	28,400	12	23,600	15	15,800	15	11,800	12
8		41,200	12	30,000	12	25,200	15	17,000	15	12,800	12
9		42,800	12	31,600	12	26,800	15	18,200	15	13,800	12
10		44,400	12	33,200	15	28,400	15	19,400	15	14,800	12
11		46,000	12	34,800	15	30,000	15	20,800	15	15,800	15
12		47,600	15	36,400	15	31,600	15	22,200	15	17,000	15
13		49,600	15	38,000	15	33,200	15	23,600	18	18,200	15
14		51,600	15	39,600	15	34,800	15	25,200	18	19,400	18
15		53,600	15	41,200	15	36,400	15	26,800	18	20,800	18
16		55,600	15	42,800	18	38,000	15	28,400	18	22,200	18
17		57,600	18	44,400	21	39,600	15	30,000	21	23,600	21
18		60,000	21	46,000	21	41,200	18	31,600	21	25,200	21
19		62,400	24	47,600	24	42,800	21	33,200	24	26,800	24
20		64,800		49,600		44,400	24	34,800	24	28,400	24
21						46,000	24	36,400		30,000	
22						47,600					

備考　(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授のみに適用する。

(三)　大学院を置く大学の教授については、2等級の13号俸、14号俸、15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

(四)　大学院を置く大学の助教授については、3等級の11号俸、12号俸、13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ　教育職俸給表(二)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	25,800	12	9,800	12	6,600 6,300	12
2	27,000	12	10,800	12	7,000 6,800	12
3	28,200	12	11,800	12	7,400	12
4	29,400	12	12,800	12	8,000	12
5	30,600	12	13,800	12	8,600	12
6	31,800	12	14,800	12	9,200	12
7	33,300	12	15,800	12	9,800	12
8	34,800	12	16,800	12	10,800	12
9	36,300	12	17,800	12	11,800	12
10	37,800	12	18,800	12	12,800	12
11	39,300	12	19,800	12	13,800	12
12	40,800	12	20,800	12	14,800	12
13	42,300	12	21,800	12	15,800	12
14	43,800	15	22,800	12	16,800	12
15	45,300	15	23,800	12	17,800	12
16	46,800	18	24,800	12	18,800	12
17	48,300	21	25,800	12	19,800	15
18	49,800	21	27,000	12	20,800	15
19	51,300	24	28,200	12	21,800	15
20	52,800		29,400	12	22,800	18
21			30,600	12	23,800	18
22			31,800	15	24,800	18
23			33,300	15	25,800	24
24			34,800	15	27,000	24
25			36,300	15	28,200	
26			37,800	15		
27			39,300	15		
28			40,800	18		
29			42,300	21		
30			43,800	21		
31			45,300	24		
32			46,800			

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

号俸 ＼ 職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	20,300	12	8,000	12	6,600 6,300	12
2	21,300	12	8,600	12	7,000 6,800	12
3	22,300	12	9,200	12	7,400	12
4	23,300	12	9,800	12	8,000	12
5	24,300	12	10,600	12	8,600	12
6	25,300	12	11,400	12	9,200	12
7	26,400	12	12,300	12	9,800	12
8	27,600	12	13,300	12	10,600	12
9	28,800	12	14,300	12	11,400	12
10	30,000	12	15,300	12	12,300	12
11	31,200	12	16,300	12	13,300	12
12	32,400	12	17,300	12	14,300	12
13	33,600	12	18,300	12	15,300	12
14	34,800	12	19,300	12	16,300	15
15	36,000	12	20,300	12	17,300	15
16	37,200	15	21,300	12	18,300	18
17	38,700	15	22,300	12	19,300	18
18	40,200	15	23,300	12	20,300	21
19	41,700	18	24,300	12	21,300	21
20	43,200	21	25,300	12	22,300	24
					23,300	
21	44,700	21	26,400	15		
22	46,200	24	27,600	15		
23	47,700		28,800	15		
24			30,000	15		
25			31,200	15		
26			32,400	15		
27			33,600	15		
28			34,800	15		
29			36,000	18		
30			37,200	21		
31			38,700	21		
32			40,200	24		
33			41,700			

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

号俸＼職務の等級	1等級	2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	57,600	37,100	12	26,200	12	18,300	12	10,600	12	9,200	12	6,100 5,800	12
2	60,000	38,800	12	27,500	12	19,300	12	11,400	12	9,800	12	6,300 6,000	12
3	62,400	40,500	12	28,900	12	20,300	12	12,300	12	10,600	12	6,600 6,300	12
4	64,800	42,200	12	30,300	12	21,400	12	13,300	12	11,400	12	7,000 6,800	12
5	67,200	44,400	12	32,000	12	22,600	12	14,300	12	12,300	12	7,400	12
6	69,600	46,600	12	33,700	12	23,800	12	15,300	12	13,300	12	8,000	12
7	72,000	48,800	12	35,400	12	25,000	12	16,300	12	14,300	12	8,600	12
8		51,000	15	37,100	12	26,200	12	17,300	12	15,300	12	9,200	12
9		53,200	18	38,800	12	27,500	12	18,300	12	16,300	12	9,800	12
10		55,400	21	40,500	12	28,900	12	19,300	12	17,300	12	10,600	15
11		57,600	24	42,200	15	30,300	12	20,300	12	18,300	12	11,400	18
12		60,000		44,400	18	32,000	15	21,400	12	19,300	15	12,300	18
13				46,600	21	33,700	15	22,600	12	20,300	15	13,300	21
14				48,800	24	35,400	15	23,800	12	21,400	18	14,300	24
15				51,000		37,100	18	25,000	12	22,600	18	15,300	
16						38,800	18	26,200	12	23,800	18		
17						40,500	18	27,500	15	25,000	21		
18						42,200	24	28,900	15	26,200	21		
19						44,400	24	30,300	18	27,500	24		
20						46,600		32,000	18	28,900	24		
21								33,700	21	30,300			
22								35,400	24				
23								37,100	24				
24								38,800					

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級	2等級		3等級		4等級		5等級	
	俸給月額	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月
1	57,600	38,000	12	26,800	12	18,200	12	10,800	12
2	60,000	39,600	12	28,400	12	19,400	12	11,800	12
3	62,400	41,200	12	30,000	12	20,800	12	12,800	12
4	64,800	42,800	12	31,600	12	22,200	12	13,800	12
5	67,200	44,400	12	33,200	12	23,600	12	14,800	12
6	69,600	46,000	12	34,800	12	25,200	12	15,800	12
7	72,000	47,600	12	36,400	12	26,800	12	17,000	12
8		49,600	12	38,000	12	28,400	12	18,200	12
9		51,600	15	39,600	15	30,000	12	19,400	12
10		53,600	18	41,200	15	31,600	15	20,800	12
11		55,600	21	42,800	18	33,200	15	22,200	12
12		57,600	24	44,400	18	34,800	15	23,600	15
13		60,000		46,000	18	36,400	15	25,200	15
14				47,600	21	38,000	18	26,800	15
15				49,600	24	39,600	18	28,400	15
16				51,600		41,200	18	30,000	15
17						42,800	21	31,600	15
18						44,400	24	33,200	15
19						46,000		34,800	18
20								36,400	21
21								38,000	24
22								39,600	

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

号俸 ＼ 職務の等級	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	33,700	12	23,800	12	13,300	12	9,200	12	7,400	12	6,300 6,000	12
2	35,400	12	25,000	12	14,300	12	9,800	12	8,000	12	6,600 6,300	12
3	37,100	12	26,200	12	15,300	12	10,600	12	8,600	12	7,000 6,800	12
4	38,800	15	27,500	12	16,300	12	11,400	12	9,200	12	7,400	12
5	40,500	15	28,900	12	17,300	12	12,300	12	9,800	12	8,000	12
6	42,200	18	30,300	12	18,300	12	13,300	12	10,600	12	8,600	12
7	44,400	21	32,000	15	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	15
8	46,600	24	33,700	15	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,800	18
9	48,800	24	35,400	18	21,400	12	16,300	12	13,300	12	10,600	21
10	51,000		37,100	21	22,600	12	17,300	12	14,300	12	11,400	24
11			38,800	24	23,800	15	18,300	12	15,300	12	12,300	
12			40,500	24	25,000	15	19,300	15	16,300	15		
13			42,200		26,200	15	20,300	15	17,300	15		
14					27,500	18	21,400	18	18,300	18		
15					28,900	18	22,600	18	19,300	21		
16					30,300	21	23,800	21	20,300	21		
17					32,000	24	25,000	21	21,400	24		
18					33,700		26,200	24	22,600	24		
19							27,500	24	23,800			
20							28,900					

備考　この表は、病院、療養所、診養所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

号俸 ＼ 職務の等級	1等級		2等級		3等級		4等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	18,500	12	13,500	12	8,900	12	6,900 6,700	12
2	19,500	12	14,500	12	9,500	12	7,300 7,200	12
3	20,500	12	15,500	12	10,200	12	7,800 7,700	12
4	21,500	12	16,500	12	11,000	12	8,300	12
5	22,500	12	17,500	12	11,800	12	8,900	12
6	23,500	12	18,500	12	12,600	12	9,500	12
7	24,500	12	19,500	12	13,500	12	10,200	12
8	25,500	15	20,500	12	14,500	12	11,000	15
9	26,700	15	21,500	15	15,500	15	11,800	15
10	27,900	18	22,500	15	16,500	15	12,600	15
11	29,100	18	23,500	18	17,500	18	13,500	18
12	30,300	21	24,500	18	18,500	21	14,500	21
13	31,500	21	25,500	21	19,500	24	15,500	24
14	32,700	24	26,700	21	20,500	24	16,500	24
15	33,900	24	27,900	24	21,500		17,500	
16	35,100		29,100	24				
17			30,300					

備考　この表は、病院、療養所、診養所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八　技能労務職俸給表

イ　技能労務職俸給表（一）

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	16,300	9	11,500	9	5,900	9	5,100	6
2	16,900	9	12,100	9	6,200	9	5,200	6
3	17,500	9	12,700	9	6,500	9	5,300	6
4	18,100	9	13,300	9	6,800	9	5,400	6
5	18,700	9	13,900	9	7,200	9	5,500	6
6	19,300	9	14,500	9	7,700	9	5,600	6
7	19,900	9	15,100	9	8,200	9	5,700	6
8	20,500	9	15,700	9	8,700	9	5,800	6
9	21,100	9	16,300	9	9,200	9	5,900	9
10	21,700	9	16,900	9	9,700	9	6,200	9
11	22,300	12	17,500	9	10,300	9	6,500	9
12	22,900	12	18,100	9	10,900	9	6,800	9
13	23,500	12	18,700	12	11,500	9	7,200	9
14	24,100	12	19,300	12	12,100	9	7,700	9
15	24,700	12	19,900	12	12,700	9	8,200	9
16	25,300	12	20,500	12	13,300	9	8,700	9
17	25,900	15	21,100	12	13,900	12	9,200	12
18	26,500	15	21,700	12	14,500	12	9,700	12
19	27,100	15	22,300	15	15,100	12	10,300	12
20	27,700	15	22,900	15	15,700	12	10,900	12
21	28,300	15	23,500	15	16,300	12	11,500	15
22	28,900	15	24,100	15	16,900	12	12,100	15
23	29,500	15	24,700	15	17,500	15	12,700	15
24	30,100	18	25,300	18	18,100	15	13,300	15
25	30,700	18	25,900	18	18,700	15	13,900	15
26	31,300		26,500		19,300	15	14,500	15
27					19,900	15	15,100	18
28					20,500	15	15,700	18
29					21,100	15	16,300	
30					21,700	18		
31					22,300	18		
32					22,900			

備考　この表は、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　技能労務職俸給表(二)

号俸 ＼ 職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	9,600	6	7,500	6	5,900	6	5,100	6
2	10,000	6	7,800	6	6,100	6	5,200	6
3	10,400	6	8,100	6	6,300	6	5,300	6
4	10,800	6	8,400	6	6,500	6	5,400	6
5	11,200	6	8,700	6	6,700	6	5,500	6
6	11,600	6	9,000	6	6,900	6	5,600	6
7	12,000	6	9,300	6	7,100	6	5,700	6
8	12,400	6	9,600	6	7,300	6	5,800	6
9	12,800	6	10,000	6	7,500	6	5,900	6
10	13,200	6	10,400	6	7,800	6	6,100	6
11	13,600	9	10,800	9	8,100	6	6,300	9
12	14,000	9	11,200	9	8,400	9	6,500	9
13	14,400	9	11,600	9	8,700	9	6,700	12
14	14,800	9	12,000	9	9,000	9	6,900	12
15	15,200	12	12,400	9	9,300	9	7,100	15
16	15,700	12	12,800	12	9,600	12	7,300	15
17	16,200	12	13,200	12	10,000	12	7,500	18
18	16,700	12	13,600	12	10,400	12	7,800	18
19	17,200	12	14,000	12	10,800	12	8,100	18
20	17,700	12	14,400	12	11,200	12	8,400	
21	18,200	12	14,800	12	11,600	12		
22	18,700	15	15,200	15	12,000	12		
23	19,200	15	15,700	15	12,400	12		
24	19,700	15	16,200	15	12,800	15		
25	20,200	15	16,700	15	13,200	15		
26	20,700	15	17,200	15	13,600	15		
27	21,200	15	17,700	15	14,000	15		
28	21,700	15	18,200	15	14,400	15		
29	22,200	18	18,700	18	14,800	15		
30	22,700	18	19,200	18	15,200	15		
31	23,200	18	19,700	18	15,700	15		
32	23,700		20,200		16,200	15		
33					16,700	15		
34					17,200	18		
35					17,700	18		
36					18,200	18		
37					18,700			

備考　この表は、庁舎の監視その他の庁務に従事する職員及び単純な労務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

（施行期日）

1　この法律は、○公布の日から施行し、○昭和三十二年四月一日から施行する。（附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか、適用）

2　この法律の施行の日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給月額（以下「切替俸給月額」という。）は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により昭和三十二年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額（改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十条の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについては、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。）に対応する附則別表第一から附則別表第十七までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第八までに掲げる俸給表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3　旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額に対応する新俸給月額に達しない額であるときは、その新俸給月額）をその者の切替俸給月額とする。

4　前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十二年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。

5　改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（その期間がその俸給月額について改正前の法第八条第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間）に三月（切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月）を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。

6　前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7　前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八条第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8　旧俸給月額が五万七百円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

9　昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八条第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日（附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、改正後の法第八条第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10　附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、人事院規則の定めるところによる。

11　切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十二年六月二十九日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十日までに決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額の欄に掲げる額の直近上位の額（人事院の定める職員については、人事院の定める額）を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については人事院の定める額を、それぞれ俸給月額とみなして改正後の法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の法による給与の内払として支給する。

12　附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基く命令に従つて定められたものでなければならない。

13　改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（高等部が設置されていない盲学校等に勤務する職員についての暫定措置）

15　盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で定める職員については、当分の間、教育職俸給表㈡を適用する。

（暫定手当）

16　改正前の法の規定による勤務地手当の支給地域（以下「支給地域」という。）とされていた地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。支給地域とされていなかつた地域に在勤する職員にも、昭和三十二年十月一日以降、また同様暫定手当当を支給する。

17　前項前段の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級のそれぞれの号俸（以下「号俸」という。）の俸給月額（当該号俸による俸給月額の支給を受けない者については、当該号俸による俸給月額の支給を受けるに至るまでの間は、その者が現に受ける俸給月額）に千六十二分の千を乗じて得た額と昭和三十一年度予算における国家公務員（特定行政法人の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項にいう職員を除く。）一人当りの扶養手当の平均月額との合計額に、支給地域の区分が、四級地である場合にあつては百分の二十、三級地である場合にあつては百分の十五、二級地である場合にあつては百分の十、一級地である場合にあつては百分の五を乗じて得た額を基準として、号俸（号俸によらない俸給月額の場合には、俸給月額）ごとに支給地域の区分に応じて、人事院規則で定める。

18　改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員のうち人事院規則の規定により支給される暫定手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

19　改正後の法第十条の規定による俸給の調整額（以下本項において「調整額」という。）を受ける職員につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定手当の額は、その者が受ける調整額の月額に千六十二分の千を乗じて得た額に附則第十七項の規定による支給地域の区分に応ずる割合を乗じて得た額を、同項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20　附則第十六項後段の規定により支給される暫定手当の額は、支給地域の区分が一級地である地域に在勤する職員に対し支給される附則第十七項又は前項の規定による暫定手当の額に、昭和三十二年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間においては五分の二、同年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間においては五分の三、同年四月一日以降においては五分の五を乗じて得た額とする。

21　昭和三十二年三月三十一日（同年四月一日以降この法律の施行の日の前日までに、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員、支給地域の区分を異にして異動した職員及び支給地域とされていなかつた地域から支給地域に異動した職員（以下本項において「新職員等」という。）については、この法律の施行の日の前日）における改正前の法の規定による暫定手当の月額が同年四月一日（新職員等については、この法律の施行の日の前日）における改正前の法の規定による勤務地手当の月額（支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を附則のこれらの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

22　改正前の法第十二条第四項の規定により特例を設けられた官署（以下本項において「特定官署」という。）に勤務する職員に支給される暫定手当に係る支給地域の区分については、同条同項の規定により特例を設けられた支給地域の一分によるものとする。ただし、特定官署の所在地の異動その他人事院規則で定める事由に該当する場合にあつては、従前の例によりその特例を設けることができる。

23　暫定手当は、昭和三十四年四月一日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の俸給に繰り入れる措置をするようにするものとする。

（基礎の改給）

24　この法律の施行の日の前日における改正前

の法の規定による職員の俸給（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）、附則第六項の規定による手当を含む。）、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（以下本項において「旧給与月額」という。）が同日における改正後の法の規定による俸給表の適用を異にして異動する場合（俸給表の適用を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。改正後の法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

25　この法律の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十二年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（暫定手当を基礎とする給与）

26　職員に暫定手当が支給される間、改正後の法第五条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の法第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の四第二項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の五第二項及び第十三条第二項から第五項まで中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

27　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6　削除

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

28　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「「何級の職務」」を「「何等級の職務」」に、「第六条第二項第一号に規定する一般俸給表による当該級の職務及び一般俸給表」を「第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による当該等級の職務及び行政職俸給表（二）」に改める。

第十二条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十六条第一項中「七級」を「五六等級」に、「六級」を「六等級」に、「十一級」を「十四級」を「二等級」に改める。

第十七条第一項中「七級」を「五六等級」に、「六級」を「六等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

第三十二条中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十三条中「十五級以下十三級以上」を「一等級以下三等級以上」に、「十二級以下七級以上」を「四等級以下六等級以上」に、「六級以下」を「七等級以下」に、「十二級以下の」を「四等級以下の」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十四条第一項中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に改める。

別表第一の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、○「七級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者	七円	三八〇円	一、九五〇円	一、五六〇円
二等級の職務にある者	七円	四〇〇円	二、〇八〇円	一、六六〇円
三等級の職務にある者	七円	三八〇円	一、九五〇円	一、五六〇円
四〇〇円				
三八〇円」				

を

「二等級の職務にある者	七円	四〇〇円	二、〇八〇円	一、六六〇円
三等級の職務にある者	七円	三八〇円	一、九五〇円	一、五六〇円

に改め、同表の備考中「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、○「七級」を「六等級」に、○「八級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者	一三、一二〇円	一四、八八〇円	一八、四〇〇円	二〇、四八〇円	二九、一二〇円
二等級の職務にある者	一三、九四〇円				
三等級の職務にある者	一三、一二〇円				
三七、九二〇円	四六、四〇〇円	五八、八八〇円」			

を

「二等級の職務にある者	一三、九四〇円			
三等級の職務にある者	一三、一二〇円			
一五、八一〇円	一九、五五〇円	二二、七六〇円	三〇、九四〇円	四〇、二九〇円	四九、三〇〇円
一四、八八〇円	一八、四〇〇円	二〇、四八〇円	二九、一二〇円	三七、九二〇円	四六、四〇〇円
一四、八八〇円	一八、四〇〇円	二〇、四八〇円	二九、一二〇円	三七、九二〇円	四六、四〇〇円
六二、五六〇円					
五八、八八〇円」					

に改める。

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、○「七級」を「六等級」に、○「八級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者	一、七六〇円	一、四〇〇円	五、二七〇円	四、二一〇円	二、三四〇円」
二等級の職務にある者	一、九六〇円	一、五七〇円	五、八八〇円	四、七〇〇円	二、六一〇円
三等級の職務にある者	一、七六〇円	一、四〇〇円	五、二七〇円	四、二一〇円	二、三四〇円

を

「二等級の職務にある者	一、九六〇円	一、五七〇円	五、八八〇円	四、七〇〇円	二、六一〇円
三等級の職務にある者	一、七六〇円	一、四〇〇円	五、二七〇円	四、二一〇円	二、三四〇円
三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円
一〇〇、一〇〇円」					

に改める。

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、○「七級」を「六等級」に、○「八級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者	二三、二〇〇円	三〇、四五〇円	四二、〇五〇円	五五、一〇〇円	六九、六〇〇円	八五、五五〇円	九四、二五〇円	一〇二、九五〇円
二等級の職務にある者	二〇、八〇〇円	二七、三〇〇円	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円
三等級の職務にある者	二〇、八〇〇円	二七、三〇〇円	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円
一〇〇、一〇〇円」								

を

「二等級の職務にある者	二三、二〇〇円	三〇、四五〇円	四二、〇五〇円	五五、一〇〇円	六九、六〇〇円	八五、五五〇円	九四、二五〇円	一〇二、九五〇円
三等級の職務にある者	二〇、八〇〇円	二七、三〇〇円	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円
一一一、六五〇円								
一〇〇、一〇〇円」								

に改める。

別表第三の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇一、一〇〇円	一一七、一一〇円	一三三、一四〇円
二等級の職務にある者	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円	一〇二、九五〇円
三等級の職務にある者	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円	一〇二、九五〇円
一一一、六五〇円							
一〇〇、一〇〇円」							

を

「十三級及び十四級の職務にある者	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇一、一〇〇円	一一七、一一〇円	一三三、一四〇円
二等級の職務にある者	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円	一〇二、九五〇円
三等級の職務にある者	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円	一〇二、九五〇円
一一一、六五〇円							
一〇〇、一〇〇円」							

に改める。

一〇〇、一〇〇円	一八〇、〇〇〇円	五六、〇六〇円	六八、〇七〇円	八〇、〇八〇円

一四四、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二〇八、〇〇〇円	

を

二等級の職務にある者	七八、一六〇円	
三等級の職務にある者	七〇、〇七〇円	

九四、九一〇円	一一一、六五〇円	一九〇、〇〇〇円	六二、五三〇円	七五、九三〇円
八五、〇九〇円	一〇〇、一〇〇円	一八〇、〇〇〇円	五六、〇六〇円	六八、〇七〇円

八九、三二〇円	八〇、〇八〇円			

一五二、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	二三二、〇〇〇円		
一四四、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二〇八、〇〇〇円		

に、

九級及び十級の職務にある者	
八級の職務にある者	五三、九〇〇円
七級以下の職務にある者	

六五、四五〇円	七七、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	
		九〇、〇〇〇円	
		八〇、〇〇〇円	
	四三、一二〇円		
	五二、三六〇円		

五等級の職務にある者			
六等級以下の職務にある者			
六一、六〇〇円	九六、〇〇〇円		
	七二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	
六四、〇〇〇円			一六〇、〇〇〇円

を

五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円		

一二〇、〇〇〇円	四三、一二〇円	五二、三六〇円	六一、六〇〇円	六四、〇〇〇円
九六、〇〇〇円				
八〇、〇〇〇円				

に改める。

二〇〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

1729 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（国家公務員の職階制に関する法律の一部改正）

1830 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「級」を「職務の等級」に改める。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

1931 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三号中「、第十条第三項」を削る。

（恩給法の一部改正）

2032 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三第一号を次のように改める。

一　削除

別表第四号表中

一七・〇割ニ五一二、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、四四五、二〇〇円ヲ超エ四五六、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ四五九、六〇〇円ヲ、四六〇、八〇〇円ヲ超エ四七一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ四七五、二〇〇円ヲ、四七六、二〇〇円ヲ超エ四八七、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ四八九、六〇〇円ヲ、四九四、四〇〇円ヲ超エ五〇七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ五一一、二〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	一八・〇割ニ五一二、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	一九・〇割	一九・〇割ニ三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	二〇・〇割
一九・〇割ニ三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ二八四、四〇〇円ヲ超エ二九一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二九二、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	二〇・〇割ニ一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	二三・五割	二四・〇割	二四・五割
二〇・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三九、二〇〇円ヲ超エ一四〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四一、六〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	二四・五割ニ一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	二六・五割		

を

二〇・五割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三四、四〇〇円ヲ超エ一三六、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三八、〇〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二〇・五割ニ一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、一一四、〇〇〇一一七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一五、二〇〇円ヲ、一一五、二〇〇円ヲ超エ一一七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一〇、〇〇〇円ヲ、一一〇、〇〇〇円ヲ超エ一一二、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一二、六〇〇円ヲ、一一二、六〇〇円ヲ超エ一一四、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一九、六〇〇円ヲ、一一九、六〇〇円ヲ超エ一三二、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三四、四〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二三・五割

二四・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇四、四〇〇円ヲ超エ一〇五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一〇六、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二四・五割

二四・五割ニ一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九〇、〇〇〇円ヲ超エ九一、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ九二、四〇〇円ヲ、九三、六〇〇円ヲ超エ九五、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ超エ九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二六・五割但シ退職当時ノ俸給年額ガ八六、四〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八八、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

に

改める。

別表第五号表中

「

一二・八割ニ五一二、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合

一四・三割

一四・三割ニ三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合

一五・〇割

一五・四割

一五・四割ニ一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合

一七・六割

一八・〇割

一八・四割

一八・四割ニ一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合

一九・九割

」

を

一二・八割ニ五一二、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、四四五、二〇〇円ヲ超エ四五六、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ四五九、六〇〇円ヲ、四六〇、八〇〇円ヲ超エ四七一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ四七五、二〇〇円ヲ、四七五、二〇〇円ヲ超エ四八七、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ四八九、六〇〇円ヲ、四九四、四〇〇円ヲ超エ五〇七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ五一一、二〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一四・三割

一四・三割但シ退職当時ノ俸給年額ガ二九二、八〇〇円ヲ超エ三〇〇、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三〇二、四〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一四・三割ニ三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ二八四、四〇〇円ヲ超エ二九一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二九二、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・〇割

一五・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三九、二〇〇円ヲ超エ一四一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四四、〇〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・四割

一五・四割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三四、四〇〇円ヲ超エ一三六、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三八、〇〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・四割ニ一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、一一四、〇〇〇一一七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一五、二〇〇円ヲ、一一五、二〇〇円ヲ超エ一一七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一〇、〇〇〇円ヲ、一一〇、〇〇〇円ヲ超エ一一二、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一二、六〇〇円ヲ、一一二、六〇〇円ヲ超エ一一四、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一九、六〇〇円ヲ、一一九、六〇〇円ヲ超エ一三二、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三四、四〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一七・六割

一七・六割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇八、〇〇〇円ヲ超エ一一〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一一、六〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・〇割

一八・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇四、四〇〇円ヲ超エ一〇五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一〇六、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・四割

一八・四割ニ一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九〇、〇〇〇円ヲ超エ九一、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ九二、四〇〇円ヲ、九三、六〇〇円ヲ超エ九五、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ超エ九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一九・九割但シ退職当時ノ俸給年額ガ八六、四〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八八、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

」

に

改める。

（恩給法の一部改正に伴う経過規定）

21 昭和三十二年三月三十一日以前にこの法律の施行前に給与事由の生じた扶助料については、改正後の恩給法別表第四号表及び第五号表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

33 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基く勤務地手当（以下「勤務地手当」という。）を支給する地域」を「政令で定める地域」に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

第四条第三項、第五条第二項及び第四項、第六条第三項、第九条第二項、第十条第二項並びに第十三条第二項中「勤務地手当を支給する地域」を「政令で定める地域」に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

第十三条第三項中「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

34 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「勤務地手当」を削る。

（国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正）

35 国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

（行政機関職員定員法の一部改正）

36 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

（国家公務員災害補償法等における読替）

37 職員に暫定手当が支給される間、改正後の国家公務員災害補償法第四条第二項中「扶養手当、」とあるのは「扶養手当、暫定手当、」と、改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法第四条第三項及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）附則第十四項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（地方自治法の一部改正）

39 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「勤務地手当」を削る。

附則第六条の次に次の三条を加える。

第六条の二　地方公共団体は、第二百四条第二項に規定する手当を支給することができる外、当分の間、条例で、同条第一項の職員に対し、勤務地手当にかえて暫定手当を支給することができる。

第二百四条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する暫定手当について適用する。

第六条の三　次に掲げる法律の規定中「勤務地手当」を削る。

一　公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法（昭和二十三年法律第百三十四号）第一条

二　市町村立学校職員給与負担法第一条

三　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第四条第一項

第六条の四　当分の間、改正後の公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法第一条、市町村立学校職員給与負担法第一条及び公立養護学校整備特別措置法第四条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と読み替えるものとする。

（国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の廃止）

40 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、廃止する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

41 次に掲げる法律をそれぞれ次の各号のように改正する。

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則第九項を次のように改める。

9　削除

二　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十三号）附則第五項を削る。

三　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十二号）附則第三項を次のように改める。

3　削除

四　保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十五号）附則第十二項を次のように改める。

12　削除

五　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第十一項を次のように改める。

11　削除

六　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七条第一項第五号を削る。

附則別表第一　行政職俸給表(一)、行政職俸給表(二)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公官職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の適用を受ける職員（附則別表第三二及び附則別表第三四の適用を受けるものを除く。）の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
	5,900		8,100	8,600		17,000	18,300	3	35,300	37,100	
5,400	5,600		8,400	9,200	6	17,700	19,300	6	36,700	38,800	3
	6,100		8,700	9,200		18,400	20,300	9	38,100	40,500	6
5,500	5,800	6	9,000	9,800	6	19,100	20,300	3	39,000	42,200	6
	6,100		9,300	9,800		19,800	21,400	9	41,100	44,400	9
5,600	5,800										
	6,300		9,600	10,600	6	20,500	22,400		42,700	44,400	
5,700	6,000	6	10,000	10,600		21,200	22,600	6	44,300	46,600	3
	6,300		10,400	11,400	6	22,000	23,800	9	45,900	48,800	6
5,800	6,000		10,800	11,400		22,800	23,800		47,500	51,000	9
	6,600		11,200	12,300	6	23,600	25,000	3	49,100	51,000	
5,900	6,300	6									
	6,600		11,600	12,300		24,400	26,200	6	50,700	53,200	3
6,050	6,300		12,100	13,300	6	25,300	27,500	9	52,300	55,400	
	7,000		12,600	13,300		26,200	27,500		53,900	55,400	
6,200	6,800	6	13,100	14,300	6	27,300	28,900	3	55,500	57,600	
	7,000		13,600	14,300		28,400	30,300	6	57,300	60,000	
6,400	6,800										
6,600	7,400	6	14,100	15,300	6	29,500	32,000	9	59,100	62,400	
6,900	7,400		14,600	15,300		30,600	32,000		60,900	62,400	
7,200	8,000	6	15,100	16,300	6	31,700	33,700	3			
7,500	8,000		15,600	17,300	9	32,800	35,400	6			
7,800	8,600	6	16,300	17,300		33,900	37,100	9			

附則別表第二　行政職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
4,900	5,300	6	6,600	7,400	6	11,200	12,100	6	19,100	19,900	
5,000	5,300		6,900	7,400		11,600	12,700	6	19,800	20,500	
5,100	5,400		7,200	7,800	3	12,100	12,700		20,500	21,700	6
5,200	5,500		7,500	8,200	6	12,600	13,300		21,200	22,300	
5,300	5,600		7,800	8,200		13,100	13,900	3	22,000	22,900	
5,400	5,700		8,100	8,700	3	13,600	14,500	3	22,800	24,100	6
5,500	5,800		8,400	9,200	6	14,100	15,100	6	23,600	24,700	
5,600	5,900		8,700	9,200		14,600	15,700	6	24,400	25,900	3
5,700	6,000		9,000	9,700	3	15,100	15,700		25,300	26,500	
5,800	6,200		9,300	9,700		15,600	16,300		26,200	27,700	3
5,900	6,500	3	9,600	10,300	3	16,300	17,500	3	27,300	28,900	3
6,500	6,800	6	10,000	10,900	6	17,000	18,100		28,400	30,100	3
6,200	6,800		10,400	10,900		17,700	18,700		29,500	30,700	
6,400	7,100	3	10,800	11,500	3	18,400	19,300				

附則別表第三（四）　公安職俸給表(一)の適用を受ける職員で旧俸給月額が7,500円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月
6,400	7,300 7,100	
6,600	7,700 7,600	6
6,900	7,700 7,600	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附則別表第二（三）　税務職俸給表の適用を受ける職員で旧俸給月額が9,300円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月
6,200	6,700 6,400	
6,400	7,200 7,000	6
6,600	7,200 7,000	
6,900	7,700 7,600	6
7,200	7,700 7,600	
7,500	8,200	6
7,800	8,200	
8,100	8,800	6
8,400	8,800	
8,700	9,400	6
9,000	9,400	
9,300	10,000	6
9,600		

附則別表第四（五）　海事職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,900	7,400		11,600	12,800	6	19,800	21,600	9	32,800	34,200	
7,200	8,000	6	12,100	12,800		20,500	21,600	3	33,900	35,800	
7,500	8,000		12,600	13,800	6	21,200	22,800	9	35,300	37,400	3
7,800	8,600	6	13,100	13,800		22,000	22,800		36,700	39,000	6
8,100	8,600		13,600	14,800	6	22,800	24,200	6	38,100	40,600	6
8,400	9,200	6	14,100	14,800		23,600	25,600	9	39,600	42,200	6
8,700	9,200		14,600	15,800	6	24,400	25,600		41,100	43,800	6
9,000	10,000	6	15,100	15,800		25,300	27,000	3	42,700	45,400	6
9,300	10,000	3	15,600	16,800	3	26,200	28,400	6	44,300	47,000	6
9,600	10,800	9	16,300	18,000	9	27,300	29,800	9	45,900	48,600	6
10,000	10,800	3	17,000	18,000		28,400	29,800		47,500	50,200	6
10,400	11,800	9	17,700	19,200	6	29,500	31,200	3	49,100	51,800	6
10,800	11,800	6	18,400	20,400	9	30,600	32,600	6	50,700	53,400	6
11,200	11,800		19,100	20,400	3	31,700	34,200	9	52,300		

附則別表第五（六）　海事職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
			6.900	7,600	6	13,100	13,800		24,400	25,800	3
5,400	5,900 5,600		7,200	7,600		13,600	14,800	6	25,300	26,800	3
			7,500	8,200	6	14,100	14,800		26,200	27,800	3
5,500	6,100 5,800	6	7,800	8,200		14,600	15,800	6	27,300	28,800	3
			8,100	8,800	6	15,100	15,800		28,400	29,800	
5,600	6,100 5,800		8,400	8,800		15,600	16,800	3	29,500	30,800	
			8,700	9,400	6	16,300	17,800	6	30,600	31,800	
5,700	6,400 6,100	6	9,000	9,400		17,000	18,800	9	31,700	33,800	6
			9,300	10,200	6	17,700	18,800		32,800	34,800	3
5,800	6,400 6,100	3	9,600	10,200		18,400	19,800	3			
			10,000	11,000	6	19,100	20,800	9			
5,900	6,400 6,100		10,400	11,000		19,800	20,800	3			
			10,800	11,800	6	20,500	21,800	6			
6,050	6,800 6,500	6	11,200	11,800		21,200	22,800	9			
			11,600	12,800	6	22,000	23,800	9			
6,200	6,800 6,500		12,100	12,800		22,800	23,800				
			12,600	13,800	6	23,600	24,800				
6,400	7,200 7,000	6									
6,600	6,200 7,000										

附則別表第七（六）　教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,900	7,400		12,100	12,800		21,200	22,200		36,700	39,600	9
7,200	8,000	6	12,600	13,800	6	22,000	23,600	6	38,100	39,600	
7,500	8,000		13,100	13,800		22,800	23,600		39,600	41,200	
7,800	8,600	6	13,600	14,800	6	23,600	25,200	6	41,100	42,800	
8,100	8,600		14,100	14,800		24,400	26,800	9	42,700	44,400	
									44,300	46,000	
8,400	9,200	6	14,600	15,800	6	25,300	26,800	3	45,900	47,600	
8,700	9,200		15,100	15,800		26,200	28,400	6	47,500	49,600	3
9,000	9,800	6	15,600	17,000	6	27,300	30,000	9	49,100	51,600	6
9,300	9,800		16,300	17,000		28,400	30,000	3	50,700	53,600	6
9,600	10,800	9	17,000	18,200	3	29,500	31,600	6			
									52,300	55,600	
10,000	10,800	3	17,700	19,400	9	30,600	33,200	9	53,900	55,600	
10,400	11,800	9	18,400	19,400	3	31,700	33,200		55,500	57,600	
10,800	11,800	6	19,100	20,800	9	32,800	34,800	3	57,300	60,000	
11,200	11,800		19,800	20,800	3	33,900	36,400	6	59,100	62,400	
11,600	12,800	6	20,500	22,200	9	35,300	38,000	9	60,900	62,400	

附則別表第七（七）　教育職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
	6,600		10,400	11,800	9	18,400	19,800	3	31,700	33,300	
6,050	6,800										
	7,000		10,800	11,800	6	19,100	20,800	9	32,800	34,800	3
6,200	6,800	6									
	7,000		11,200	11,800		19,800	20,800	3	33,900	36,300	6
6,400	6,800										
			11,600	12,800	6	20,500	21,800	6	35,300	37,800	6
6,600	7,400	6									
			12,100	12,800		21,200	22,800	9	36,700	39,300	9
6,900	7,400										
7,200	8,000	6	12,600	13,800	6	22,000	23,800	9	38,100	40,800	9
7,500	8,000		13,100	13,800		22,800	23,800		39,600	42,300	6
7,800	8,600	6	13,600	14,800	6	23,600	24,800		41,100	43,800	6
8,100	8,600		14,100	14,800		24,400	25,800	3	42,700	45,300	6
8,400	9,200	6	14,600	15,800	6	25,300	27,000	3	44,300	46,800	3
8,700	9,200		15,100	15,800		26,200	28,200	6	45,900	48,300	3
9,000	9,800	6	15,600	16,800	3	27,300	29,400	6	47,500	49,800	3
9,300	9,800		16,300	17,800	6	28,400	30,600	9	49,100	51,300	3
9,600	10,800	9	17,000	18,800	9	29,500	31,800	9	50,700	52,800	3
10,000	10,800	3	17,700	18,800		30,600	31,800				

附則別表第八（九）　教育職俸給表（三）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,050	6,600 6,300		10,000	10,600		17,000	18,300	3	28,400	30,000	3
6,200	7,080 6,800	6	10,400	11,400	6	17,700	19,300	6	29,500	31,200	3
6,400	7,080 6,800		10,800	11,400		18,400	20,300	9	30,600	32,400	3
6,600	7,400	6	11,200	12,300	6	19,100	20,300	3	31,700	33,600	3
6,900	7,400		11,600	12,300		19,800	21,300	9	32,800	34,800	3
7,200	8,000	6	12,100	13,300	6	20,500	21,300		33,900	36,000	3
7,500	8,000		12,600	13,300		21,200	22,300		35,300	37,200	3
7,800	8,600	6	13,100	14,300	6	22,000	23,300	3	36,700	38,700	3
8,100	8,600		13,600	14,300		22,800	24,300	6	38,100	40,200	3
8,400	9,200	6	14,100	15,300	6	23,600	25,300	9	39,600	41,700	3
8,700	9,200		14,600	15,300		24,400	26,400	9	41,100	43,200	3
9,000	9,800	6	15,100	16,300	6	25,300	26,400		42,700	44,700	3
9,300	9,800		15,600	17,300	9	26,200	27,600		44,300	46,200	
9,600	10,600	6	16,300	17,300		27,300	28,800	3	45,900	47,700	

附則別表第九（十）　医療職俸給表（三）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月
6,600	7,300 7,200	3	11,600	12,600	3	20,500	21,500	
6,900	7,600 7,700	6	12,100	13,500	9	21,200	22,500	3
7,200	7,800 7,700		12,600	13,500	3	22,000	23,500	6
7,500	8,300	6	13,100	14,500	9	22,800	24,500	9
7,800	8,300		13,600	14,500	3	23,600	24,500	
8,100	8,900	6	14,100	15,500	9	24,400	25,500	
8,400	8,900		14,600	15,500	3	25,300	26,700	3
8,700	9,500	6	15,100	16,500	9	26,200	27,900	3
9,000	9,500		15,600	16,500		27,300	29,100	6
9,300	10,200	6	16,300	17,500	3	28,400	30,300	6
9,600	10,200		17,000	18,500	6	29,500	31,500	6
10,000	11,000	6	17,700	19,500	9	30,600	32,700	6
10,400	11,000		18,400	19,500		31,700	33,900	6
10,800	11,800	6	19,100	20,500	6	32,800	35,100	6
11,200	11,800		19,800	21,500	9	33,900		

附則別表第十　技能労務職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
4,900	5,100	6	6,900	7,200		12,100	12,700		21,200	22,300	
5,000	5,100		7,200	7,700	3	12,600	13,300		22,000	22,900	
5,100	5,200		7,500	8,200	6	13,100	13,900	3	22,800	24,100	6
5,200	5,300		7,800	8,200		13,600	14,500	3	23,600	24,700	
5,300	5,400		8,100	8,700	3	14,100	15,100	6	24,400	25,900	3
5,400	5,500		8,400	9,200	6	14,600	15,700	6	25,300	26,500	
5,500	5,600		8,700	9,200		15,100	15,700		26,200	27,700	3
5,600	5,700		9,000	9,700	3	15,600	16,300		27,300	28,900	3
5,700	5,800		8,300	9,700		16,300	17,500	3	28,400	30,100	3
5,800	5,900		9,600	10,300	3	17,000	18,100		29,500	30,700	
5,900	6,200	3	10,000	10,900	6	17,700	18,700				
6,050	6,500	6	10,400	10,900		18,400	19,300				
6,200	6,500		10,800	11,500	3	19,100	19,900				
6,400	6,800	3	11,200	12,100	6	19,800	20,500				
6,600	7,200	6	11,600	12,700	6	20,500	21,700	5			

附則別表第十一　技能労務職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期　間	旧俸給月額	新俸給月額	期　間	旧俸給月額	新俸給月額	期　間
円	円	月	円	円	月	円	円	月
4,900	5,100	6	7,200	7,500		13,100	14,000	3
5,000	5,100		7,500	7,800		13,600	14,400	
5,100	5,200		7,800	8,100		14,100	15,200	6
5,200	5,300		8,100	8,400		14,600	15,700	6
5,300	5,400		8,400	8,700		15,100	16,200	6
5,400	5,500		8,700	9,000		15,600	16,700	3
5,500	5,600		9,000	9,300		16,300	17,200	
5,600	5,700		9,300	9,600		17,000	18,200	3
5,700	5,800		9,600	10,000		17,700	18,700	
5,800	5,900		10,000	10,400		18,400	19,200	
5,900	6,100		10,400	10,800		19,100	20,200	3
6,050	6,300		10,800	11,200		19,800	20,700	
6,200	6,500		11,200	11,600		20,500	21,700	6
6,400	6,700		11,600	12,400	3	21,200	22,200	
6,600	6,900		12,100	12,800		22,000	23,200	3
6,900	7,300		12,600	13,600	6	22,800	23,700	

〔別紙〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本案の実施に当つては、政府は、左記事項について必要なる措置を講ずること。

一、一般係員で現在六級以上の者は、原則として、行政職俸給表(一)の七等級へ格付すること。

一、翻訳職、専門職等組織上の役職名のない職員で現在十一級の者は、その職務内容に応じて行政職俸給表(一)の四等級へ格付すること。

一、研究職員で部長、課長、室長等の役職名のない職員についても、その研究業績、職務内容に応じて研究職俸給表の四等級以上の等級へ格付すること。

一、行政職俸給表(二)に該当する職員で、鑑定、模写、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度の特殊技能を有する者及び特に規模の大きい官庁における配車係長その他技能関係の高度の管理的業務に従事する者は、行政職俸給表(一)を適用させること。

一、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在六級以上の者は、原則として、行政職俸給表(一)の三等級へ格付すること。

一、その他右に準じて取扱うことを適当と認められるものについては、格付上十分考慮すること。

一、改正旅費法中、現行より不利となる部分については十分考慮すること。

一、暫定手当の整理を行う場合には現行一級地相当額はこれを本俸に繰入れること。

一、勤務地手当廃止に伴つて生じた余剰経費は、本年度中において、これを給与改善原資に充当すること。

一、市町村合併に伴う同一市町村内の暫定手当支給の不均衡は、なるべく、すみやかにこれを是正すること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別職の職員の給与は、従来、一般職の職員の給与との権衡を考慮し、その職務と責任に応じて定められていたのであるが、一般職の職員の給与制度の改正が行われることになつたので、特別職の職員についても、同等の一般職の職員との権衡を図り、給与の改訂等を行うこととし、「特別職の職員の給与に関する法律」に所要の改正を加えようとするもので、改正点の要旨は次の通りである。

第一点は、特別職の職員のうち、俸給月額が七万二千円以上の者及び憲法調査会の委員等については、一般職の職員の給与制度改正の趣旨等にかんがみ、この際、給与の改訂を行わないこととし、東宮大夫、式部官長及び秘書官の給与についてのみ俸給月額を若干増額することとすること。

第二点は、常勤を要する国家公務員から引き続いて特別職の職員となつた者のうち国家公務員としての在職期間が長期にわたる者に対しては、特別手当を支給することができるようにすること。

所要在職期間、特別手当の支給額等については、他との権衡を考慮して政令で定めることとしている。

第三点は、在外公館のうち、一部公使館の大使館への昇格に伴い、大使の俸給表に公使の最低の俸給月額と同額の俸給月額を設けるため俸給表を改正することとすること。

二　議案の修正議決理由

特別職の職員の給与は、従来より一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められていた実情等にかんがみ、本案の趣旨は適切妥当と認めるが、一般職職員にならつて勤務地手当を廃止するため修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に約一億七千万円が計上されている。

なお、修正部分に関しては本年度予算の範囲内で実施可能である。

右報告する。

昭和三十二年四月十六日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

〔別表〕

（小字及び┃┃は修正）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、勤務地手当及び期末手当（秘書官にあつては、俸給、勤務地手当、期末手当及び勤勉手当）」を「及び期末手当（秘書官にあつては、俸給、期末手当及び勤勉手当）」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五条から第七条まで中「及び勤務地手当」を削る。

第七条の二中「俸給及び勤務地手当の月額の合計額に一般職の職員の例により」を「俸給月額に一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により」に改める。

第七条の三中「俸給及び勤務地手当の月額の合計額」を「俸給月額」に改める。

第十四条の前の見出しを「（調整措置）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条　常勤を要する国家公務員から引き続いて内閣総理大臣等（第一条第十六号及び第十七号に掲げる職員を除く。）となつた者のうち、その者の常勤を要する国家公務員としての在職期間が二十年をこえる者で政令で定めるものに対しては、そのこえる年数に応じ、かつ、一般職の職員及び他の特別職の職員の給与との権衡を考慮して、政令で定める金額の特別手当を支給することができる。

2　前項の規定の適用を受ける職員の勤務地手当又は期末手当の額については、第四条又は第七条の二の規定により一般職の職員の例によるほか、同項の特別手当の額をその計算の基礎とするものとする。

別表第一中「五七、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、別表第二中大使の項を次のように改める。

大使	五号俸	八九、〇〇〇円	
	四号俸	八三、〇〇〇円	
	三号俸	七六、〇〇〇円	
	二号俸	七三、〇〇〇円	
	一号俸	六六、〇〇〇円	

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸給月額	
秘書官	八号俸	五一、〇〇〇円
	七号俸	四六、五〇〇円
	六号俸	四三、〇〇〇円
	五号俸	三九、五〇〇円
	四号俸	三五、〇〇〇円
	三号俸	二八、五〇〇円
	二号俸	二四、五〇〇円
	一号俸	二〇、五〇〇円

附則

1　この法律は、○公布の日から施行し、○昭和三十二年四月一日から適用施行する。

2　内閣総理大臣等には、当分の間、暫定手当を支給する。

3　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の暫定手当の月額は、その俸給月額に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第　号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十二条に規定する支給地域の区分に応じ、その支給割合を乗じて得た額とする。

4　秘書官の暫定手当の月額は、一般職の職員の例に準じて大蔵大臣が定める額とする。

5　この法律の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに内閣総理大臣等に支払われた昭和三十二年四月一日から同年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による給与の内払とみなす。

6　内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の法第二条中「及び期末手当」とあるのは「、暫定手当及び期末手当」と、「俸給」とあるのは「俸給、暫定手当」と、改正後の法第五条から第七条まで中「俸給」とあるのは「俸給及び暫定手当」と、改正後の法第十五条第二項中「期末手当」とあるのは「期末手当又は暫定手当」と、「例によるほか、同項」とあるのは「例により、又は特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第　号）附則第三項の例によるほか、前項」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

7　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「暫定手当」を「手当」に改める。

8　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「俸給及び勤務地手当のそれぞれ」を「俸給の」に改める。

9　内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の外務公務員法第十二条第四項中「俸給の百分の八十」とあるのは「俸給及び暫定手当のそれぞれ百分の八十」と読み替えて、同項の規定を適用する。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今回の一般職の職員の給与制度改正の趣旨に準じて防衛庁職員の給与制度を改正しようとするもので、主なる要旨は次のとおりである。

1　次長及び議長の俸給月額はすえおくこととし、参事官等並びに自衛官に適用される俸給表は、従前と同様の方法によりこれに対応する一般職の俸給表にならつて改訂していること。

2　事務官等については、今回、新たに制定される一般職の職員に適用される俸給表によることとしていること。

3　自衛官以外の職員については、一般職の職員の例にならつて職務の等級制度を新設することとしていること。

その他、附則において、俸給制度の改正に伴う、新旧俸給額の切替及び切替に伴う措置に関して必要な規定を設けるとともに、

に、関係諸規定の整備を行つている。

施行は昭和三十一年四月一日としている。

二　議案の修正議決理由

防衛庁の職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨は適切妥当と認めるが、俸給月額の一部増額、勤務地手当の廃止等に関し、一般職職員にならつて修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に二十二億四千二百万円が計上されている。

なお、修正部分に関しては本年度予算の範囲内で実施可能である。

右報告する。

昭和三十二年四月十六日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

（小字及び――は修正）

第四条第一項中「又は別表第五」を削り、同条第二項中「防衛大学校その他政令で定める防衛庁の機関に勤務する教官その他の政令で定める教育職員（以下「教育職員」という。）以外のもの又は教育職員の区分に応じ、別表第二イ若しくはロ又は別表第六」を「政令で定める適用範囲の区分に従い、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第八まで」に改め、同条第三項中「別表第三又は別表第七」を「別表第二」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給日額は、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に応じて、政令で定める額とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（職務の等級）

第四条の二　参事官等及び事務官等の職務は、別表第一及び一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第八までに定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

2　参事官等及び事務官等の職務の等級ごとの定数は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前項の規定に基く分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定める。

3　参事官等及び事務官等の職務の等級は、前項の規定による職務の等級ごとの定数の範囲内で、かつ、政令で定める基準に従い決定する。

第五条を次のように改める。

（初任給等）

第五条　新たに職員（参事官等、事務官等及び自衛官をいう。以下本条において同じ。）として任用された者の俸給額（参事官等及び事務官等にあつては俸給月額、自衛官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合の一に該当したときの俸給額の決定基準については、政令で定める。

一　参事官等が事務官等若しくは自衛官となり、事務官等が参事官等若しくは自衛官となり、又は自衛官が参事官等若しくは事務官等となつた場合

二　陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）若しくは航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合

三　参事官等又は事務官等が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

四　自衛官が昇任し、又は降任した場合

五　事務官等が一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準に異にする他の官職に移つた場合

前項の場合において、防衛庁長官（以下「長官」という。）は、他の職員との権衡上必要と認めるときは、政令で定めるところにより、その者の属する職務の等級又は階級における最高の号俸をこえて俸給額を決定することができる。

3　一般職の職員の給与に関する法律第六条の二の規定は、事務官等の官職及びその官職を占める者の俸給月額の決定について準用する。この場合において、同法同条中「前条」とあるのは「前二項」と、「人事院が定める。」とあるのは「総理府令で定める。」と読み替えるものとする。

4　一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項から第九項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法同条第六項ただし書中「第三項又は第四項」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項」と、同法同条第七項中「職員の勤務成績が特に良好である場合」とあるのは「政令で定める場合」と、同法同条第八項中「俸給月額」とあるのは「俸給額」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級又は階級」と、「技能労務職俸給表」の適用を受ける職員については、二十四月」とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」と読み替えるものとする。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条から第九条まで　削除

第十条第三項中「その日」を「その日（職員が第五条第一項第一号又は第二号に掲げる場合の一に該当して前の職員の職を離職した場合にあつては、その日の前日）」に改める。

第十一条の二を次のように改める。

（俸給の調整額）

第十一条の二　一般職の職員の給与に関する法律第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替えるものとする。

第十一条の三第一項中「第四条に規定する」を削る。

第十三条第一項中「防衛庁長官（以下「長官」という。）を「長官」に改める。

第十四条第二項中「（昭和二十五年法律第九十五号）」を削り、同条第三項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に改める。

（超過勤務手当等）

第十四条　事務官等には、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当を支給する。

2　一般職の職員の給与に関する法律第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第十九条の二第一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第十九条の三中「第十条の二第一項」とあるのは「防衛庁職員給与法第十一条の三第一項」と読み替えるものとする。

第十六条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第十八条第一項中「陸曹等」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官（以下「陸曹等」という。）」に改める。

第十八条の二第二項中「、航空手当及び勤務地手当」に改め、「、乗組手当、落下さん隊員手当」を削る。

第十九条中「勤務地手当、」を削る。

第二十三条第二項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第二十四条第二項中「第十四条第三項、第十五条から」を「第十四条から」に改める。

第二十五条第二項中「三千二百円」を「三千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、」の下に「同法第四条第一項中「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間」とあるのは「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第二項に規定する期間（以下本項において「給与期間」という。）の直前の給与期間の末日から起算して過去三の給与期間）」と、」を加える。同条第二項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改め、「勤務地手当、」を削る。

第二十八条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十一項までを削る。

第二十八条の二中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　停年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第二項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第二項の規定にかかわらず、その者が停年に達した日に退職したも

のとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2　自衛官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、同法第三条第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四条第一項中「二十年以上勤続し停年に達したこと」とあるのは「停年に達し、かつ、政令で定める事由に該当したこと」と、同法第九条中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十二条第一項中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般の退職手当、防衛庁職員給与法第二十八条の規定による退職手当及び」とする。

3　前条の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（同条第七項各号の一に該当した者を含む。）に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間（同条第七項各号の一に該当した者にあつては、仮りにこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、同法第十条の規定の適用については、この限りでない。

4　学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、学生としての在職期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、その者が学生としての正規の課程を終了し、引き続いて自衛官に任用された場合に限り、学生としての在職期間の二分の一に相当する期間は、自衛官としての在職期間に通算する。

別表第一を次のように改める。

別表第一　次長，議長及び参事官等俸給表

次長 議長	官職等級 号俸	参事官等 1等級		参事官等 2等級		参事官等 3等級	
俸給月額		俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
円 73,000	1	円 48,200	月 12	円 34,500	月 12	円 18,500	月 12
	2	50,500	12	36,400	12	19,600	12
	3	53,000	12	38,300	12	20,800	12
	4	55,500	12	40,200	12	22,000	12
	5	58,000	12	42,200	12	23,200	12
	6	60,500	12	44,200	12	24,400	12
	7	63,000	15	46,200	12	25,700	12
	8	65,500	18	48,200	15	27,100	12
	9	68,300	24	50,500	18	28,500	12
	10	72,000		53,000	21	29,900	12
	11			55 500	24	31,300	12
	12			58,000		32,900	12
	13					34,500	12
	14					36,400	15
	15					38,300	15
	16					40,200	18
	17					42,200	21
	18					44,200	24
	19					46,200	

別表第二を次のように改める。

別表第二　自衛官俸給表

階級 / 号俸	陸将 海将 空将 甲			陸将 海将 空将 乙		陸将補 海将補 空将補		1等陸佐 1等海佐 1等空佐		2等陸佐 2等海佐 2等空佐		3等陸佐 3等海佐 3等空佐		1等陸尉 1等海尉 1等空尉		2等陸尉 2等海尉 2等空尉		3等陸尉 3等海尉 3等空尉		1等陸曹 1等海曹 1等空曹		2等陸曹 2等海曹 2等空曹		3等陸曹 3等海曹 3等空曹		陸士長 海士長 空士長		1等陸士 1等海士 1等空士		2等陸士 2等海士 2等空士	3等空士 3等海士 3等陸士
	俸給日額	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	昇給期間	俸給日額	俸給日額
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円 205 200	円 190 180
1	2,420	1,860	12	1,580	12	1,280	12	1,080	12	920	12	770	12	640	12	535	12	420	12	360	12	315	12	265	12	225	12		
2	2,540	1,950	12	1,650	12	1,350	12	1,140	12	970	12	820	12	670	12	565	12	460	12	390	12	360	12	290	12	545	12		
3	3,660	2,040	12	1,720	12	1,420	12	1,210	12	1,020	12	870	12	700	12	595	12	500	12	420	12	390	15	315	15	565				
4	2,790	2,130	12	1,790	12	1,490	12	1,280	12	1,080	12	920	12	730	12	640	12	540	12	460	12	420	18	360						
5	2,920	2,220	12	1,860	12	1,580	12	1,350	12	1,140	12	970	12	770	12	670	12	580	12	500	15	460								
6		2,320	12	1,950	12	1,650	12	1,420	12	1,210	12	1,020	15	820	15	700	15	625	15	540	15									
7		2,420	18	2,040	15	1,720	15	1,490	15	1,280	15	1,080	18	870	15	730	15	670	15	580	18									
8		2,540	21	2,130	18	1,790	18	1,580	18	1,350	18	1,140	18	920	18	770	18	715	18	625	18									
9		2,660	24	2,220	21	1,860	21	1,650	21	1,420	21	1,210	18	970	18	820	18	760	18	670	21									
10		2,790		2,320	24	1,950	24	1,720	24	1,490	24	1,280	21	1,020	21	870	21	805	21	715	24									
11				2,420		2,040		1,790	24	1,580	24	1,350	24	1,080	21	920	21	850	21	760										
12								1,860		1,650		1,420		1,140	24	970	24	900	24											
13														1,210		1,020	24	950	24											
14																1,080		1,000												

備考　陸将，海将又は空将で，甲の欄に掲げる俸給日額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は，総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸を受けるに至つた時から長期間経過したときは、その最高号俸をこえる俸給日額を定めることができる。

別表第三から別表第七までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、○公布の日から施行し、○昭和三十二年四月一日から適用施行する。

（○俸給の○その○切替及び○切替に伴う措置）

2　昭和三十二年四月一日この法律の施行の日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給額（参事官等及び事務官等にあつては俸給月額をいい、自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。以下同じ。）にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）は、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により同年昭和三十二年三月三十一日においてその者が受けていた俸給額（旧法第十一条の二の規定により俸給の調整額を受けていた事務官等で総理府令で定めるものについては、総理府令で定める額。以下「旧俸給額」という。）に対応する切替表（参事官等にあつては附則別表第一、事務官等にあつては政令で定める適用範囲の区分に従い一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第　号）附則別表第一から附則別表第十一まで、自衛官にあつては附則別表第二をいう。以下同じ。）に掲げる新俸給額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第　号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第七から別表第八までをいう。以下同じ。）に定めるその者の属する職務の等級（自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3　旧俸給額が切替表に期間の定のある旧俸給額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給額（前項の規定により切り替えられた俸給額をいう。以下同じ。）を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額に対応する新俸給額に達しないときは、その新俸給額）をその者の切替俸給額とする。

4　前項の規定により切替俸給額を決定された職員については、その者の切替俸給額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十二年七月一日までにその者の旧俸給額について切替表に定める期間に達することとなる者については同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給額を決定するものとする。

5　新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給額を受けていた期間（その期間がその俸給額について旧法別表第四において職員の区分に従い定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間とし、総理府令で定める者にあつては、これに三月（切替日の前日における俸給額を受けていた期間が三月未満である者で総理府令で定めるものについては、六月）を加えた期間）を切替俸給額を受ける期間に通算する。

6　前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給額を決定された者については、前項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7　前二項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間が切替俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することがある。

8　旧俸給額が参事官等にあつては五万七千七百円、事務官等にあつては五万七百円、自衛官にあつては二千百八十円をこえる者の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

9　昭和二十七年八月一日から切替日の前日までの間において旧法第六条第三項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、政令で定めるところにより、その者の切替日（附則第四項の規定により俸給額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10　附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、政令で定めるところによる。

11　切替日の前日から引き続き在職する事務官等の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十二年六月二十九日までにおいて新たに事務官等となつた者のその事務官等となつた日における職務の等級は、同年同月三十日までに決定することができる。この場合において、その者の職務の等級が決定されるまでの間においては、総理府令で定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する事務官等については旧法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する同法別表第六に掲げる額の直近上位の額（総理府令で定める者については、総理府令で定める額）を、切替日以降において新たに事務官等となつた者については総理府令で定める額を、それぞれ俸給月額とみなして新法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、同法による給与の内払として支給する。

12　附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、旧法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給額は、同法及びこれに基く命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

13　新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14　附則第二項、附則第五項及び附則第十一項○及び附則第十七項○の規定に基き内閣総理大臣が総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

15　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に関し必要な事項は、政令で定める。

（暫定手当）

16　次長、課長、参事官等及び事務官等には、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の例に準じて政令で定めるところにより、当分の間、暫定手当を支給する。

（差額の支給）

17　この法律の施行の日の前日における旧法の規定による職員の俸給（保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十六号）附則第五項の規定による手当を含む。）、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の日額の合計額（以下本項においてこれらを「旧給与額」という。）が同日における新法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の日額の合計額（以下本項においてこれらを「新給与額」という。）をこえるときは、新給与額が同日における旧給与額（俸給表の適用を異にし、異動する場合その他総理府令で定める事由に該当する場合にあつては、総理府令で定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。新法第十九条の規定は、その差額の支給方法について準用する。

（給与の内払）

18　この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十二

年四月三十日までの期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（暫定手当を基礎とする給与）

19　次長、職長、参事官等及び事務官等に暫定手当が支給される間、新法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、新法第十八条の二第二項中「及び扶養手当の月額の合計額（自衛官）」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当の月額の合計額（自衛官」と、「俸給の月額（自衛官」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額（自衛官」と、新法第二十三条第二項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と、新法第二十七条第二項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当」とあるのは「暫定手当、特殊勤務手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（保安庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正）

20　保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

5　削除

1621　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三を次のように改める。

第五十九条ノ三　前条第一項ニ規定スル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヘノ昇給ニ付テハ転官職ニ依リ昇給ヲ来ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル俸給中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一号俸上位ノ号俸トシテ之ニ直近スル上位ノ号俸ヲ以テ二号俸上位ノ号俸トス

1722　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附則別表第1　参事官等新旧俸給月額切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月
15,000	16,300	6	25,100	27,100	9	41,800	44,200	3
15,500	16,300		26,000	27,100		43,400	46,200	6
16,100	17,400	6	26,900	28,500	3	45,100	48,200	6
16,700	17,400		27,800	29,900	6	46,900	50,500	9
17,300	18,500	6	28,800	31,300	9	48,700	50,500	
17,900	19,600	9	29,800	31,300		50,500	53,000	3
18,600	19,600		31,000	32,900	3	52,300	55,500	6
19,400	20,800	3	32,200	34,500	6	54,100	58,000	9
20,200	22,000	6	33,500	36,400	9	55,900	58,000	
21,000	23,200	9	24,800	36,400		57,700	60,500	3
21,800	23,200	3	36,100	38,300	3	59,500	63,000	
22,600	24,400	9	37,400	40,200	6	61,500	63,000	
23,400	24,400		38,700	42,200	9	63,200	65,500	
24,200	25,700	6	40,200	42,200				

附則別表第2　自衛官新旧俸給日額切替表

イ　幹部自衛官

旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給月額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月
535	595	6	960	1,020	3	1,860	1,950	3
555	595		1,000	1,080	6	1,940	2,040	6
575	640	6	1,040	1,140	9	2,020	2,130	9
595	640		1,080	1,140		2,100	2,130	
615	670	6	1,130	1,210	3	2,180	2,220	3
640	700	9	1,180	1,280	6	2,260	2,320	
665	700		1,230	1,350	9	2,340	2,420	
690	730	3	1,280	1,350		2,420	2,540	
715	770	6	1,330	1,420	3			
740	820	9	1,390	1,490	6			
770	820	3	1,450	1,580	9			
800	870	9	1,510	1,580				
830	870		1,580	1,650	6			
860	920	6	1,650	1,720	6			
890	970	9	1,720	1,790	6			
920	970		1,790	1,860	9			

ロ　陸曹等

旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月
180	190		285	315	6	515	540	
185	190		295	315		540	580	6
190	200		305	360	9	565	625	9
195	200		315	360	6	590	625	
200	210		330	360		615	670	3
205	210		345	390	6	640	715	9
210	225		360	390		665	715	6
215	225		375	420	6	690	760	9
225	245		390	420		715	760	3
235	265	6	405	460	9	740	805	9
245	265		420	460	6	770	805	
255	290	9	440	460		800	850	6
265	290	6	465	500	6			
275	290		490	500				

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、当分の間の措置として、判事補としての職権の制限を受けない、いわゆる職権特例判事補に高等裁判所の判事の職務を行わせることができるようにしようとするものであつて、これにより高等裁判所判事を増員し、第一審の充実強化を円滑にしようとするものである。

二　議案の可決理由

第一審の強化の一方法として本案の趣旨は、当分の間の措置としては妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月十六日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は次の二点である。

第一は、家庭裁判所調査官は、裁判所書記官その他の裁判所職員とはその性格を著しく異にしているため、その養成研修のためには、専門の機関を設置することが、必要と考えられるので、新たに最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所を設置しようとするものである。

第二は、戦後民事、刑事訴訟法の改正によつて、事実審の手続は著しくて重かつ複雑なものとなり、従つて、従来の裁判所書記官の作成する調書のみでは、不充分ならうみがあるので、最高裁判所においては、つとに機械速記を専門とする裁判所職員の養成を開始し、すでに若干の者が重要事件の審理について速記に従事しているのである。しかるに現行裁判所法には、これらの職員の身分に関する規定がないので、新たに裁判所職員として、裁判所速記官及び裁判所速記官補の制度を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

当委員会においては、本案の趣旨は、おおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算中裁判所管において、研修所経費として、千六百万円を計上している。

右報告する。

昭和三十二年四月十六日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

引揚者給付金等支給法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

終戦により、きわめて多数の同胞がその生活の本拠とする外地からほとんど無一物となつて引き揚げ、その再起更生については内地の戦災者等に比較して更に大きな障害があつたのである。

これら引揚者に対しては、その実情にかんがみ、従来各種の応急的な援護更生施策が行われてきたが、昨年十二月在外財産問題審議会より内閣総理大臣に対し、在外財産問題処理のための引揚者に関する措置方針についての諮問に対する答申が提出されたので、政府は右の答申の趣旨にのつとり、引揚者に対する施策を実施すべき基本方針を定め、その実施方法等に関する諸般の調整を終り、今回「引揚者給付金等支給法案」として提案したものである。

本案の要旨は、次の通りである。

1　引揚者給付金は、終戦時外地に六箇月以上生活の本拠を有していたこと等所定の要件を具備していた者に対し、終戦時の年齢区分により、(イ)五十歳以上の者に二万八千円、(ロ)三十歳以上五十歳未満の者に二万円、(ハ)十八歳以上三十歳未満の者に一万五千円、(ニ)十八歳未満の者に七千円を、それぞれ支給すること。

なお、外地に長く残留することを余儀なくされ、講和条約発効後引き揚げた者は、外地に生活の本拠がなかつた場合においても、引揚者給付金の支給対象とし、更にそのうち戦争受刑者については、年齢にかかわらずすべて二万八千円を支給すること。

2　遺族給付金は、ソ連の参戦又は終戦に伴つて引き揚げねばならなくなつた者、及び外地に残留を余儀なくされていた者が外地において死亡した場合及び引揚後二十五歳以上で死亡した場合は、(イ)外地で死亡した者の遺族については、死亡した者の終戦時の年齢の区分により、十八歳以上の者は二万八千円、十八歳未満の者は一万五千円、(ロ)引揚後死亡した者の遺族については、引揚者給付金の額と同額を、それぞれ支給すること。

3　所得税額が八万八千二百円をこえる者及びその配偶者には、引揚者給付金及び遺族給付金を支給しないこと。

4　引揚者給付金及び遺族給付金の支給方法は、償還期限十年以内の記名国債を交付し、利率は年六分、発行期日は昭和三十二年六月一日とすること。

二　議案の修正議決理由

引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に対して給付金を支給する等の措置を講ずることは、適切妥当なものと認めるが、本法適用の対象の範囲につき均衡を図る意味において修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

国債発行総額は五百億円以内とし、昭和三十二年度一般会計予算にその利子として十億円計上している。

なお、修正の結果は、右の予算に増額をきたさない見込みである。

右報告する。

昭和三十二年四月十六日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（定義）

第二条　この法律において「引揚者」とは、次に掲げる者をいう。

一　昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上本邦以外の地域（以下「外地」という。）に生活の本拠を有していた者（昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基く開拓民については、昭和二十年八月十五日まで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。）で、終戦に伴つて発生した事態に基く外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむをえない理由により同日以後本邦に引き揚げたもの

二　昭和二十年八月九日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により同年同月同日以後同年同月十四日以前に本邦に引き揚げたもの

三　昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中、終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの

四　終戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月十五日以後引き続き外地に残留することを余儀なくされた者で、昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引き揚げたもの

ち、日本国との平和条約第十一条に定める裁判により拘禁された者で、同日前に本邦に引き揚げ、かつ、引き続き当該裁判により同日以後にわたつて拘禁されたもの

2　この法律の適用に関しては、「本邦」には、歯舞群島、色丹島及び厚生省令で定めるその他の島は、含まれないものとする。

〔第三十四号参照〕

国有財産法第十三条第二条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

諸外国の大公使等の謁見、接伴等に利用している皇居内仮宮殿の改装工事、仮宮殿前広場の舗装工事及び皇居平川橋の改修工事並びに昭和二十九年八月、不慮の火災により焼失した京都御所内の小御所の復元工事を行い、これを皇室用財産として取得しようとするものである。

二　本件の可決理由

宮殿として不完全な仮宮殿を改装し、腐朽損傷はなはだしい平川橋を改修し、また由緒ある小御所を復元する等いずれも適切な措置であることを認め、本件は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

社会教育法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、社会教育関係団体のうちで、運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする団体に対して、当分の間、国は、その事業遂行に必要な経費について補助ができるように、現行法を改正するものである。

二　議案の可決理由

運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目

的とする社会教育関係団体に対する国の助成の制限を、当分の間、緩和することは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年四月十七日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

森林法に基き、昭和二十七年度から実施された森林計画により、戦時中、戦後の乱伐によつて生じた造林未済地百十五万町歩と荒廃地三十万町歩とに対する造林事業が推進され、又、植伐の均衡はおおむね保たれることとなつて、山林の復興はほぼ所期の目的を達成し、昨年度をもつてその第一階梯を終えたのであるが、今後においては、森林資源の現況と林産物の需給のすう勢にかんがみ、林業政策の転換が必要とされ、本案が提出されたものである。その内容の骨子は、次の通りである。

1　普通林における広葉樹について、従来適正伐期齢級未満の立木については許可制であつたが、これを事前の届出制度に改めることとする。

2　制度林等における針葉樹の伐採についての許可は、従来二月及び六月の年二回であつたが、これを三月、六月、九月及び十二月の年四回に改めることとする。

3　公有林特に市町村有林、財産区有林の振興を図るため、これらが自主的に経営計画をたて、都道府県知事の認定を受け、それに従つて施業する場合には、立木伐採について許容限度の別わくを設け、その範囲内における立木の伐採については、許可を要しないこととし、なお、都道府県知事は、経営計画の作成に関して所要の援助を行うこととする。

4　制限林の立木について伐採の許可を受けた者が、森林区施業計画に定められた伐採に関する施業の要件に違反して伐採した場合に、都道府県知事は、その許可を取り消すことができる規定を新たに設けることとする。

5　民有林における林業経営の合理化のため、林業技術普及員と林業経営指導員との二本立の制度を、林業技術改良普及制度に一元化し、林業専門技術員及び林業改良指導員に改めるとともに、その事務の内容を明確にし、あわせて任用の資格を定めることとする。

二　議案の可決理由

森林法施行の実績、森林資源の現況及び林産物の需給の動向から、国民経済の健全な発達に寄与するために有効適切なる措置と認め、本案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案の施行に当つて行政の万全を期するため、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に千八百二十八万七千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年四月十九日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基いて林政の転換を図るにあたり、森林資源の現況と林産物需要のかんがみ、次の各項に留意し、その実施に遺憾なきを期すべきである。

記

一、広葉樹の重要性にかんがみ、森林計画の編成にあたつては、有用樹種の保続培養について具体的計画をたてるとともに、今回の改正によつて適正伐期齢級未満のものの濫伐におちいらぬように適切強力なる指導を行うこと。

二、奥地未開発林の積極的開発を行うとともに、林種転換による人工造林の促進を図るため所要の助長策を講ずるものとし、特にその造林補助については格別の考慮を払うこと。

三、木材の需要の増加にともない、針葉樹のみならず広葉樹についても生長量の多い品種の育成を図るため、育種場、原種苗畑の設置等林木品種改良事業を強力に実施すること。

四、薪炭林面積の減少に伴い、農山村民の経済に悪影響を来すことならないよう。残存する薪炭林の改良を図るため助長の方途を講ずること。

五、市町村有林等の荒廃の現状にかんがみ、その管理、経営について抜本的方策を樹立し、公有林行政の刷新を図ること。

六、酪農地域の拡大および寒冷地農業振興対策に応え、国有林野等において畜産共用林野の整備拡充を促進すること。

七、林政遂行の基盤である森林組合の育成強化に努めると同時に、組合員の総意を治山、造林、林道等森林資源の涵養のために行う事業に反映させることができるよう措置すること。

東北開発促進法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県）における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものであつて、その要旨は次の通りである。

1　総理府に東北開発審議会を設置し、その組織、所掌事務その他必要な事項について規定すること。

2　内閣総理大臣は審議会の審議を経て、東北開発促進計画を作成するものとすること。

3　開発促進計画に基く事業は、本案に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとすること。

4　経済企画庁長官は、事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関についての必要な調整を行うものとすること。

5　政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならないものとすること。

6　地方財政再建促進特別措置法に特例を設け、重要な事業については、国の負担割合を、通常の負担割合の二割引上げの高率補助を行う等の措置を規定するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、東北地方における資源の総合的開発を促進し、もつて国民経済の発展に寄与するため妥当な措置と認め、原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十二年四月十九日

国土総合開発特別委員長　五十嵐吉蔵

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

東北開発促進法案に対する附帯決議

政府は左の諸点について遺憾なきよう措置すべきである。

一、東北開発促進計画に基く事業の実施に当つては、これに必要な地方債は、原則として資金運用部資金、その他の政府資金をもつてこれに充てること。

一、本法が東北開発に関する特別法である趣旨にかんがみ、法第十二条にかかる重要事業の決定に当つては、地方財政再建促進特別措置法に基いて政令で定める指定事業は少くとも重要事業と定めること。

一、東北における農業の開発、又は畜産の振興上の必要により、国有林野について売払、貸付又は使用に関し関係県知事の意見の申し出があつたときは、国は国土の保全上支障のない限り、総合的な土地利用の見地から、知事の意見を尊重して、国有林野の売払、貸付又は使用について十分配慮すること。

右決議する。

〔第三十五号参照〕

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第1号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨

本補正予算は、新たに設置を予定される臨時受託調達特別会計の予算に関するものである。

本補正の結果、昭和三十二年度特別会計予算の歳入は二兆三千二百七十一億一千八百余万円、歳出は二兆二千十五億一千二百余万円となり、また特別会計の数は四十となる。

本補正の内容は、次の通りである。

歳入	受託調達契約収入金	十二億六千余万円
	雑収入	千万円
	計	十二億七千余万円
歳出	調達契約支払金	十二億六千余万円
	諸支出金	千万円
	計	十二億七千余万円

この臨時受託調達特別会計は、日本政府の日米相互防衛援助協定による援助要請に基き、米国政府が米海軍の軍事援助計画として、二千三百屯級警備艦二隻を日本政府に委託調達せしめたうえで日本政府に供与されるもので、その艦船二隻の建造所要経費六十七億二千四百八十万円のうち昭和三十二年度においては、十二億七千余万円の歳入歳出を計上している。

なお、国庫債務負担行為において受託調達契約履行のため六十七億二千四百八十万円を限り、昭和三十二年度以降三箇年度内において、国庫の負担となる契約を、昭和三十二年度において結ぶことができることとしている。

二　本予算の可決理由

本補正予算は、受託調達契約を履行するために必要な経費を計上したものであるから妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十三日

予算委員長　山崎　巌

衆議院議長益谷秀次殿

臨時恩給等調査会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、恩給等に関する重要事項について、総合的に調査審議し、その結果をおそくとも、昭和三十二年十一月十五日までに、内閣総理大臣に報告することを所掌事務とする臨時恩給等調査会を、総理府の附属機関として設けようとするもので、その主なる点は次の通りである。

1　調査会は、内閣総理大臣の任命する国会議員、関係各行政機関の職員及び学識経験者二十五名以内の委員をもつて組織し、会長は委員の互選によつて定めること。

2　会長は、会務を総理すること。

3　調査会には、所掌事務について、委員を補佐する幹事五名以内をおき、幹事は、関係各行政機関の職員のうちから内閣総理大臣がこれを任命すること。

4　調査会の庶務は、総理府恩給局において、処理すること。

二　議案の可決理由

本案は、恩給等に関する重要事項について、公正妥当なる対策をたてるため適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二百万円であるが、既定経費によつて実行される見込である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十三日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

臨時恩給等調査会設置法案に対する附帯決議

この法律により設置される臨時恩給等調査会においては、戦没者遺家族並びに傷痍軍人等の処遇の改善を目途として、現行恩給法上存する各種の不均衡不合理に関し速やかに、調査審議を遂げ、政府はその答申により昭和三十三年一月一日から実施し、おそくとも昭和三十四年度内に完全実施するよう措置すべきである。

又、政府はこれに伴う戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正をなすとともに、昭和三十一年法律第一七七号「旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律」について本院において附した附帯決議に則り速やかに旧国家総動員法等による徴用者、動員学徒等の戦没者遺族に対しても、遺族年金を支給するよう措置すべきである。

右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は次の三点である。

第一に、裁判官の報酬について、一般の政府職員との権衡を考慮し、適正な給与月額を定めること。

第二に、裁判官の中には、長期間にわたつて、昇給できないものが相当数あるので、最高額の給与を受けるに至つた時から、長期間を経過した裁判官に対して、一般の政府職員の例に準じ、その額をこえる月額の報酬を支給できることとする。

また、長年勤続のいわゆる認証官以上の裁判官については、特別職の職員の給与に関する法律第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例により、新たに特別手当を支給できることとする。

第三は、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給できることとする。

二　議案の修正議決理由

当委員会においては、一般職の職員の給与の例に準じ、裁判官の給与を改訂しようとするもので、本案の措置はおおむね妥当なものと認めるが、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

その修正内容は、本案の適用を本年四月一日にそ及し、これに関する経過規定を設けることとしたのである。

なお、本案には、自由民主党及び日本社会党共同提案により、別紙附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算中裁判所所管に三千九百八十四万八千円を計上している。

右報告する。

昭和三十二年四月二十三日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は委員会修正）

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二　最高裁判所は、前条の規定にかかわらず、判事がその最高額の報酬を受けるに至つた時から長期間を経過した場合に支給すべき報酬として、一般の官吏の例に準じて、その最高額を超える報酬月額を定めることができる。

第三条中「報酬の号」の下に「又は報酬月額」を加える。

第九条中「第十六号」を「第十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　寒冷地に在勤する高等裁判所長官には、一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給する。

第十五条中「四万七千五百円又は四百二千七百円」を「五万一千円又は四万四千四百円」に、「六万九百円」を「六万二千四百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分		報酬月額
最高裁判所長官		一一〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		八八、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		八二、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		七八、〇〇〇円
判事	一号	七二、〇〇〇円
	二号	六七、二〇〇円
	三号	六二、四〇〇円
	四号	五七、六〇〇円
	五号	五三、二〇〇円
判事補	一号	四一、〇〇〇円
	二号	三七、〇〇〇円
	三号	三三、五〇〇円
	四号	三〇、四〇〇円
	五号	二八、四〇〇円
	六号	二六、二〇〇円
	七号	二三、六〇〇円
	八号	一九、三〇〇円
	九号	一八、三〇〇円

附則

1　この法律は、○公布の日から施行し、○昭和三十二年四月一日から施行する。適用

2　昭和三十二年三月三十一日において改正前の別表に掲げる二号から十一号までの報酬を受ける判事補及び六号から十五号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の同年四月一日における報酬の号は、判事補については、それぞれ一号、二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号、九号及び十号とし、簡易裁判所判事については、それぞれ五号、六号、七号、八号、九号、十号、十一号、十二号、十三号及び十四号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる二号から十一号までの報酬を受ける判事補及び六号から十五号までの報酬を受ける簡易裁判所判事のその受ける号に至つた日における号についても、同様である。

3　裁判官が昭和三十二年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による報酬その他の給与の内払とみなす。

	判事補	簡易裁判所判事
一号	一六、三〇〇円	
二号	五七、六〇〇円	
三号	五三、二〇〇円	
四号	五一、〇〇〇円	
五号	四四、四〇〇円	
六号	四一、〇〇〇円	一六、三〇〇円
七号	三七、〇〇〇円	一八、三〇〇円
八号	三三、五〇〇円	一九、三〇〇円
九号	三〇、四〇〇円	二一六、二〇〇円
十号	二八、四〇〇円	二三、六〇〇円
十一号	二六、二〇〇円	二八、四〇〇円
十二号	二三、六〇〇円	三〇、四〇〇円
十三号	一九、三〇〇円	三三、五〇〇円
十四号	一八、三〇〇円	三七、〇〇〇円
十五号		四一、〇〇〇円
十六号		四四、四〇〇円
十七号		五一、〇〇〇円
十八号		五三、二〇〇円
十九号		五七、六〇〇円
二十号		六二、四〇〇円
二十一号		六七、二〇〇円

〔別紙〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

高等裁判所長官、検事長並びに裁判所長、検事正その他経験年数等においてこれらの者に準ずる裁判官及び検察官の給与は、一般行政官の上位者に対する給与改善が行われた関係上、これと比較するときは、著しく均衡を失するに至つたものと思料せられる。

政府は、司法の使命の重要性にかんがみ、速やかにこれを是正する措置を講ずべきである。

右決議する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は次の三点である。

第一は、検察官の俸給について、一般の政府職員との権衡を考慮し、適正な給与月額を定めること。

第二は、検察官の中には、長期間にわたつて、昇給できない者が相当数あるので、最高額の給与を受けるに至つた時から長期間を経過した検察官に対して、一般の政府職員の例に準じ、その額をこえる月額の俸給を支給できることとする。また、長年勤続のいわゆる認証官以上の検察官については、特別職の職員の給与に関する法律第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例により、新たに特別手当を支給できることとする。

第三は、寒冷地に在勤する高等検察庁検事長に対し、新たに、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給できることとする。

二　議案の修正議決理由

当委員会においては、一般職の職員の給与の例に準じ、検察官の給与を改訂しようとする本案の措置はおおむね妥当なものと認めるが、左記のごとき理由により修正を加える必要を認めるので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

その修正の内容は、今回の給与改訂に伴い、下位にある検察官が、年功加俸を受けることによつて、上位にある東京高等検察庁検事長以外の検事長及び最高検察庁次長検事の俸給月額をこえる給与を受ける不合理な結果を生じ、はなはだしく均衡を失することとなるので、これを是正したこと、また、一般政府職員の例にならい勤務地手当の支給を廃止し、当分の間、暫定手当を支給し得ることとし、かつ、今回の改訂給与は、本年四月一日にそ及して支給すべきであるとしたことである。

なお、本案には、自由民主党及び日本社会党共同提案により別紙の通り附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算中法務省所管に、三千九百四十九万七千円を計上している。

右報告する。

昭和三十二年四月二十三日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は委員会修正）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六号」を「第十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二　検事がその最高額の俸給を受けるに至つた時から長期間を経過した場合においては、一般官吏の例により、その最高額を超える月額の俸給を支給することができる。

第三条第一項を次のように改める。

法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

第四条中「及び勤務地手当」を削る。

第九条中「四万二千七百円」を「五万一千円又は四万四千四百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	俸給月額
検事総長	八八、〇〇〇円
次長検事	七五、〇〇〇 七三、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	七八、〇〇〇円
その他の検事長	七五、〇〇〇 七三、〇〇〇円
検事 一号	六七、二〇〇円
検事 二号	六二、四〇〇円
検事 三号	五七、六〇〇円
検事 四号	五三、二〇〇円
検事 五号	五一、〇〇〇円
検事 六号	四四、四〇〇円
検事 七号	四一、〇〇〇円
検事 八号	三七、〇〇〇円
検事 九号	三三、五〇〇円
検事 十号	三〇、四〇〇円

														十一号
														二八、四〇〇円
														十二号
														二六、二〇〇円
														十三号
														二三、六〇〇円
														十四号
														一九、三〇〇円
														十五号
														一八、三〇〇円
														十六号
														一六、三〇〇円
副検事														一号
四一、〇〇〇円														
二号														
三七、〇〇〇円														
三号														
三三、五〇〇円														
四号														
三〇、四〇〇円														
五号														
二八、四〇〇円														
六号														
二六、二〇〇円														
七号														
二三、六〇〇円														
八号														
一九、三〇〇円														
九号														
一八、三〇〇円														
十号														
一六、三〇〇円														
十一号														
一五、三〇〇円														
十二号														
一四、三〇〇円														

附　則

1　この法律は、○公布の日から施行し、○昭和三十二年四月一日から施行する。（適用）

2　昭和三十二年三月三十一日において改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受ける検事及び二号から十四号までの俸給を受ける副検事の同年四月一日における俸給の号は、次の表に定めるとおりとする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受けるに至つた検事及び二号から十四号までの俸給を受けるに至つた副検事のその受けるに至つた日における号についても、同様である。

区分	改正前の別表による昭和三十二年三月三十一日における俸給の号	改正後の別表による昭和三十二年四月一日における俸給の号
検事	八号	七号
	九号	八号
	十号	九号
	十一号	十号
	十二号	十一号
	十三号	十二号
	十四号	十三号
	十五号	十四号
	十六号	十五号
	十七号	十六号
	十八号	十七号
副検事	二号	一号
	三号	二号
	四号	三号
	五号	四号
	六号	五号
	七号	六号
	八号	七号
	九号	七号
	十号	八号
	十一号	九号
	十二号	十号
	十三号	十一号
	十四号	十二号

3　検察官には、当分の間、一般官吏の例に準じて法務大臣が大蔵大臣と協議して定めるところにより、暫定手当を支給する。

4　前項の規定により検察官に暫定手当が支給される間、改正後の第四条中「扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と読み替えて、同条の規定を適用する。

5　検察官が昭和三十二年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔別紙〕

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

高等裁判所長官、検事長並びに裁判所長、検事正その他経験年数等においてこれらの者に準ずる裁判官及び検察官の給与は、一般行政官の上位者に対する給与改善が行われた関係上、これと比較するときは、著しく均衡を失するに至つたものと思料せられる。

政府は、司法の使命の重要性にかんがみ、速やかにこれを是正する措置を講ずべきである。

右決議する。

自転車競技法を廃止する法律案（永井勝次郎君外十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

競輪は、戦後の地方財政窮迫等に対処するための臨時的措置であるべきにもかかわらず、現在なおこのような射こう的事業が行われ、永久化されようとしているのは遺憾であり、社会に対してじん大な悪影響を与えつつある競輪は、できる限りすみやかに廃止されるべきであるとの理由により、現行自転車競技法を廃止し、その廃止が円滑に行われるよう、約二年間の期間を置いて、昭和三十四年四月一日から廃止法を施行しようとするものである。

二　議案の否決理由

現下の情勢から見て、本案の措置は必要がないと認め、本案は、これを否決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
約五百万円の見込である。
四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して、水田通商産業大臣より「本案には賛成しがたい」旨の意見が述べられた。
右報告する。
昭和三十二年四月二十三日
商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

小型自動車競走法を廃止する法律案（永井勝次郎君外十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
小型自動車競走は、社会に対してじん大な悪影響を与えつつあり、このような射こう的事業が現在なお行われ、しかも永久化されようとしているのは遺憾であるとの理由により、現行小型自動車競走法を廃止し、その廃止が円滑に行われるよう、約二年の期間を置いて、昭和三十四年四月一日から廃止法を施行しようとするものである。
二　議案の否決理由
現下の情勢から見て、本案の措置は必要がないと認め、本案は、これを否決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
約五百万円の見込である。
四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して、水田通商産業大臣より「本案には賛成しがたい」旨の意見が述べられた。
右報告する。
昭和三十二年四月二十三日
商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

自転車競技法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行「自転車競技法」は、自転車産業の振興と地方公共団体の財政に寄与する目的をもつて、昭和二十三年に制定され、その後昭和二十九年に、自転車産業及び機械産業振興費の支出について規定した「自転車競技法等の臨時特例に関する法律が」制定されて以来、この二法律によつて、競輪の運営及び関連産業振興費の支出が行われてきている。
この間、競輪の社会に与える影響について、各方面から意見が寄せられ、これに対処して、競輪の弊害を最小限度にとどめてこれを健全化する方針の下に、現行制度に改善を加えようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。
1　競輪施行者に対する指定取消、競輪場及び場外車券売場の設置許可並びに許可取消等に関する規定を強化整備し、競輪場等の数の整理制限を図ること。
2　競輪の射こう性の緩和、事故及び不正の防止等を図つて、競輪の内容を健全化するため、車券購入の禁止範囲の拡大明確化、払戻金の最高限度額の設定、連勝複式勝者投票法の採用等に関して規定を整備すること。
3　「日本自転車振興会」を設立し、この機関が、競輪の公正円滑な運営のため必要な事業並びに競輪及び小型自動車競走の施行者から一定の金額を受け入れ、これを自転車、小型自動車及びその他の機械産業の振興のために支出する事業を行うこととする。
二　議案の可決理由
本案は、競輪の公正かつ円滑な実施を図り、その健全化に資するために妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
右報告する。

昭和三十二年四月二十三日
商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

自転車競技法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
一、競輪施行者は、車券売上高の百分の一に相当する金額を社会福祉と公共施設のために支出するよう措置すること。
二、競輪選手の円滑な新陳代謝及び選手の素質の向上を図るとともに、あわせて選手の待遇改善につき検討すること。
三、競輪場の設備の改善を図るよう措置すること。
四、競輪場附属の公衆衛生施設の整備改善を図るよう措置すること。
五、払戻金の最高限度額の制限及び連勝複式勝者投票法を実施する場合には、競馬、小型自動車競走、モーターボート競走と同時に行うものとし、かつ、その取扱については特に慎重を期すること。
六、日本自転車振興会の人事及び運営は、民主的に行うこと。
七、この種の射こう性を伴う競技の監督行政機関については、これを一元化するよう速やかに検討すること。

小型自動車競走の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行「小型自動車競走法」は、小型自動車産業の振興と地方財政の改善を目的として昭和二十五年に制定され、その後昭和二十九年に、「自転車競技法等の臨時特例に関する法律」が制定されて以来、この二法律によつて、小型自動車競走の運営及び関連産業振興費が支出が行われてきている。
この間、競輪及び小型自動車競走等の社会に与える影響について、各方面から意見があり、これに対処するため、競輪制度の改善と併行して、小型自動車競走の弊害を最小限度にとどめてこれを健全化する方針の下に、現行制度に改正を加えようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。
1　小型自動車競走施行者の届出、競走場の設置の許可及び許可取消等に関する規定を強化整備すること。
2　小型自動車競走の射こう性の緩和、事故及び不正の防止等を図つて、その健全化に資するため、審判員の登録制、車券購入の禁止範囲の拡大明確化、払戻金の最高限度額の設定、新規投票法の採用等に関して規定を整備すること。
3　小型自動車競走施行者は、小型自動車その他の機械産業の振興のための経費を、「自転車競技法」に基き設立される「日本自転車振興会」に交付することとすること。
二　議案の可決理由
本案は、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図り、その健全化に資するために妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十二年四月二十三日
商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

臨時受託調達特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き日本国政府に無償で譲渡される予定となつている艦船（駆逐艦二隻）の受託調達契約の実施に関する政府の経理の適正を図るため、特別会計を設置しようとするもので、主なる内容は次の通りである。
1　この会計においては、アメリカ合衆国政府からの収入金で政府から調達契約の相手方である国内業者に支払われるもの、精算金等国内業者からの収入金でアメリカ合衆国政府へ支払われるもの等をもつてその歳入とし、これらの収入金をもつてする国内業者に対する支払金及びアメリカ合衆国政府に対する支払金をもつてその歳出とすることとしている。
2　以上のほか、この会計の設置及び運営等に関し必要な事項を規定するとともに、附則において、この受託調達契約の締結、実施及びこの特別会計の経理に関する事務を防衛庁において行うこととするため、防衛庁設置法の一部改正を行うこととしている。
二　議案の可決理由
本案は、アメリカ合衆国政府との間の受託調達契約の実施に伴う措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
駆逐艦二隻の建造費は六十七億二千四百八十万円で、昭和三十二年度には十二億六千余万円をこの特別会計に受け入れることとしている。また総額六十七億二千四百八十万円を限り、昭和三十二年度以降三年間の国庫債務負担行為ができるようにされている。
右報告する。
昭和三十二年四月二十三日
大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

関税法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、最近における関税犯則事件の状況等にかんがみ、外国貿易船等でない外国往来船等についても入港届の提出を要することとし、外国往来船への交通及び貨物の保税地域への出し入れについて所要の規制を加えるとともに、輸出入についての虚偽申告等に対する罰則を強化することとする外、不開港出入の許可手数料について減免規定を設けることとする等所要の改正を行うこととしている。

二　議案の可決理由

最近における密輸の実態等にかえりみ、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十三日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、郵政官署において支払う恩給又は遺族年金等の過誤払による返還金に係る債権の管理及びこれが収納金の処理について次のような特例を設けようとするものである。

すなわち、第一は、過誤払による返還金債権発生の日から三箇月間は「国の債権の管理等に関する法律」によることなく、政令で定めるところにより郵政官署が簡易かつ迅速に処理できることとしている。

第二は、郵政官署において返還義務者に支払うべき支払金があるときは、これを返還金債権の金額に充てることができることとし、また、返還義務者が国又は都道府県から給与を受けるものであるときには、国又は都道府県の給与支払機関は、債権管理官等の請求に基いて、返還義務者に支払うべき給与の額から返還金債権の金額を控除して、その金額を国庫に払い込まなければならないこととしている。

二　議案の可決理由

本案は、恩給又は遺族年金等の過誤払による返還金債権の管理等に関する措置として、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十三日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十六号参照〕

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は、郵政事業特別会計の職員の給与に関する仲裁裁定の実施に伴う郵政事業特別会計の補正と、同特別会計の補正に関連する資金運用部、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の三特別会計の補正に関するものである。

本補正の内訳は、次の通りである。

歳入追加額			三十二億一千六百万円
歳出追加額			六十九億三千九百万円
修正減少額			△三十七億二千三百万円
差引額			三十二億一千六百万円

この結果、本補正額及び第一次補正額をあわせた本年度特別会計の予算総額は、歳入において、二兆三千三百三億三千三百余万円となり、歳出において、二兆二千四十七億二千七百余万円となる。

各特別会計の補正内容は、次の通りである。

(1)　資金運用部特別会計

	成立予算	追加	修正減少	補正後
（歳入）				
運用利殖金収入	七〇、七四二 百万円	六八三 百万円		七一、四二五 百万円
他会計より受入	二二		△	二二
雑収入	二	〇		二
計	七〇、七六六	六八三	△	七一、四四九
（歳出）				
事務費	三三二			三三二
預託金利子	六六、四〇三	二六二	△	六六、六六五
他会計へ繰入	四、〇一一	四二一	△	四、四三二
予備費	二〇	〇		二〇
計	七〇、七六六	六八三	△	七一、四四九

運用利殖金収入の増加は、資金運用部資金の増加に伴う運用利子収入の増加であり、歳出のうち、預託金利子の増加は、預託金の増加に伴う支払利子の増加分であり、他会計へ繰入の増加は、仲裁裁定の実施により生ずる郵便貯金特別会計の歳入不足を補てんするため、同会計に繰り入れるものである。

(2)　郵政事業特別会計

	成立予算	追加	修正減少	補正後
（歳入）				（△は減少）
事業収入	一三八、二三五 百万円	二、一一一 百万円		一四〇、三四六 百万円
業務収入	四六、九五六	〇		四六、九五六
他会計より受入	五八、一〇九	二、一一一		六〇、二二〇
雑収入	二、三一三	〇		二、三一三
業務外収入	三〇、八五七	〇		三〇、八五七
資本収入	三、一七九	〇		三、一七九
公債又は借入金	二、三〇〇	〇		二、三〇〇
設備負担金	八七九	〇		八七九
計	一四一、四一四	二、一一一		一四三、五二五
（歳出）				
業務費	一〇五、二六〇	五、〇二六	△	一〇七、六六七
業務外支出	三〇、八五七	〇		三〇、八五七
局舎其他建設費	四、三九五	六	△	四、三九九
公債及借入金償還金	一〇二	〇		一〇二
予備費	八〇〇	〇	△	五〇〇
計	一四一、四一四	五、〇三二	△	一四三、五二五

なお、本会計の他会計よりの受入収入の内訳は、次の通りである。

	成立予算	追加	補正後
郵便貯金特別会計よりの受入	一六、七二六 百万円	四二一 百万円	一七、一四七 百万円
簡易生命保険及郵便年金特別会計よりの受入	二一、九六〇	八〇三	二二、七六三
日本電信電話公社よりの受入	一七、五六二	八八七	一八、四四九

(3)　郵便貯金特別会計

（歳入）			
事業収入	四一、七三四 百万円	〇 百万円	四一、七三四 百万円
他会計より受入	四、〇〇二	四二一	四、四二三
計	四五、七三六	四二一	四六、一五七
（歳出）			
支払利子	二八、六六〇	〇	二八、六六〇
郵政事業特別会計へ繰入	一七、〇七六	四二一	一七、四九七
計	四五、七三六	四二一	四六、一五七

仲裁裁定の実施に伴う郵政事業特別会計の給与費の増加財源のうち、本会計の負担額四億二千百万円を、同特別会計に繰り入れ、その歳入不足分を資金運用部特別会計より受け入れるものである。

(4)　簡易生命保険及郵便年金特別会計

		成立予算	追加修正減少	補正後
（歳入）				
（歳出）				
計	百万円 一二〇、五三二	百万円 〇	百万円 〇	百万円 一二〇、五三二
保険費	一八、五六二	〇	△ 七〇三	一七、八五九
郵政事業特別会計へ繰入	二三、一八九	八〇三	〇	二三、〇九二
予備費	三〇〇	〇	△ 一〇〇	二〇〇
計	四一、一五一	八〇三	△ 八〇三	四一、一五一

仲裁裁定の実施に伴い、郵政職員の給与費の本会計負担額八億三百万円を郵政事業特別会計に繰り入れ、その歳入不足分を、予備費一億円、及び保険契約の失効、解約及び変更件数の減少見込に伴う還付金七億三百万円の修正減少によりまかなうものである。

二　本予算の可決理由

本補正予算は、公共企業体等労働関係法の精神を尊重し、公共企業体等における健全な労働慣行確立を念願する趣旨にもとづいて、公共企業体等の職員給与の改善に伴う所要の経費を計上するものであつて、きわめて妥当、適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十七日

予算委員長　山崎　巖

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年度政府関係機関予算補正（機第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は、公共企業体等の職員給与問題についての仲裁裁定を実施することに伴うものであつて、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に関するものである。

1　日本専売公社

本補正により、日本専売公社の収入支出は、次の通りとなる。今回は、支出についてのみ補正を行うものである。

	収入	支出
成立予算額	二千五百二十一億七千八百余万円	千四百十四億七千五百余万円
追加額	〇円	七億八千百余万円
補正額 修正減少額	〇円	△ 七億八千百余万円
差引額	〇円	〇円

以上補正の内訳は、次の通りである。

支出 追加 給与其他諸費	七億八千百余万円
修正減少 給与其他諸費	△ 四億八千余万円
給与其他諸費	△ 八千余万円
たばこ事業費	△ 二億二千余万円
予備費	△ 七億八千余万円
計	〇円

2　日本国有鉄道

補正により、日本国有鉄道の各勘定別の収入支出は、次の通りとなる。

一　損益勘定

	収入	支出
成立予算額	三千三百八十二億六千余万円	三千三百八十二億六千余万円
追加額	〇円	八十八億二千百余万円
補正額 修正減少額	〇円	△ 八十八億二千百余万円
差引額	〇円	〇円
改予定額	三千三百八十二億六千余万円	三千三百八十二億六千余万円

以上本勘定補正の内訳は、次の通りである。

なお、本勘定においては、支出についてのみ補正を行うものである。

支出 追加 給与其他諸費	七十六億四千余万円
動力費	一億七千七百余万円
修繕費	十億三百余万円
計	八十八億二千余万円
修正減少 給与其他諸費	△ 四十六億三千八百余万円
資本勘定へ繰入	△ 三十一億八千二百余万円
予備費	△ 十億円
計	△ 八十八億二千余万円

動力費及び修繕費の追加額は、発電所、炭鉱及び修理工場等の職員に対して仲裁裁定を実施するため必要な経費である。

二　資本勘定

	収入	支出
成立予算額	千百四十六億九千三百余万円	千百四十六億九千三百余万円
追加額	三十四億一千六百余万円	二億三千三百余万円
補正額 修正減少額	△ 三十一億八千二百余万円	〇円
差引額	二億三千三百余万円	二億三千三百余万円
改予定額	千百四十九億二千六百余万円	千百四十九億二千六百余万円

以上本勘定補正の内訳は、次の通りである。

収入 追加 資産充当	三十四億一千六百余万円
修正減少 損益勘定より受入	△ 三十一億八千二百余万円

資産充当の追加額は、昭和三十一年度損益勘定の収支差が、増収のため、当初予定を上まわる見込となつたので、これを資産充当として資本勘定に受け入れるものである。

三　工事勘定

	収入	支出
成立予算額	千六十九億四千三百余万円	千六十九億四千三百余万円
追加額	二億三千三百余万円	二億三千三百余万円
改予定額	千七十一億七千七百余万円	千七十一億七千七百余万円

以上本勘定補正の内訳は、次の通りである。

収入 追加 資本勘定より受入	二億三千三百余万円
支出 追加 建設費	二億一千六百余万円
総係費	二億三千三百余万円
計	千七百余万円

工事勘定における追加額は、工事に従事する職員に対して仲裁裁定を実施するため必要な経費である。

3　日本電信電話公社

補正により、日本電信電話公社の各勘定別の収入支出は、次の通りとなる。

一　損益勘定

収入		支出	
成立予算額	千四百七十三億三千八百余万円	千四百七十三億三千八百余万円	
補正額 追加額	〇円	四十億七千二百余万円	
補正額 修正減少額	〇円	△　四十億七千二百余万円	〇円
差引額	〇円		
改予定額	千四百七十三億三千八百余万円	千四百七十三億三千八百余万円	〇円

以上本勘定補正の内訳は、次の通りである。なお、本勘定においては、支出についてのみ補正を行うものである。

支出	
追加額	
給与其他諸費	三十一億二千六百余万円
営業費	八億八千七百余万円
保守費	五千八百余万円
計	四十億七千二百余万円
修正減少額	
給与其他諸費	△　十六億八千二百余万円
保守費	△　三千百余万円
予備費	△　五億円
資本勘定へ繰入	△　十八億五千八百余万円
計	△　四十億七千二百余万円

営業費の追加額は、郵政省に対する委託業務の経費増加に対応するため必要な経費である。

二　資本勘定

収入		支出	
成立予算額	六百七十一億八千百余万円	六百七十一億八千百余万円	
補正額 追加額	二十億一千三百余万円	一億五千四百余万円	
補正額 修正減少額	△　十八億五千八百余万円	〇円	
差引額	一億五千四百余万円		
改予定額	六百七十三億三千六百余万円	六百七十三億三千六百余万円	

以上本勘定補正の内訳は、次の通りである。

収入		支出	
追加額			
資産充当	二十億千三百余万円	資本勘定より受入	一億五千四百余万円
		修正減少額	
		損益勘定より受入	△　十八億五千八百余万円

駐車場法案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とするものであり、その要旨は次の通りである。

1　建設大臣は、商業地域内において自動車交通が混雑する地区について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として駐車場整備地区を指定することができるものとすること。

2　都道府県知事は、駐車場整備地区について路上駐車場設置計画を定めて建設大臣の承認を受けるものとし、道路管理者である地方公共団体は、この計画に基いて路上駐車場を設置し、その利用者から駐車料金を徴収することができるものとすること。

3　建設大臣は、駐車場整備地区内の路外駐車場の配置及び規模を都市計画として決定し、地方公共団体はこれに従つて路外駐車場の整備に努めなければならないものとすること。また、一定規模以上の有料の路外駐車場を設置する者は、都道府県知事に、その設置及び管理に関する事項について届出を行うものとし、その駐車場の施設の維持、保全又は業務の運営に関し、都道府県知事の監督を受けるものとすること。

4　地方公共団体は、駐車場整備地区内及びその周辺において一定規模以上の大建築が建築されるに際し、その建築物に駐車のための施設の附置を義務付ける条例を制定することができるものとすること。

二　議案の可決理由

最近の都市における自動車の交通量の激増に対処するため、駐車場整備地区を指定して路外駐車場の整備を図るとともに、路外駐車場によつては満たされない駐車需要に応ずる路上駐車場を設置し、もつて道路交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進を図る必要を認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十五日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

三　建設勘定

収入		支出	
成立予算額	六百三十二億七千余万円	六百三十二億七千余万円	
補正額 追加額	一億五千四百余万円	三億七千六百余万円	
補正額 修正減少額	〇円	△　二億二千百余万円	
差引額	一億五千四百余万円		
改予定額	六百三十四億二千五百余万円	六百三十四億二千五百余万円	

以上本勘定補正の内訳は、次の通りである。

収入		支出	
追加額			
資本勘定より受入			一億五千四百余万円
支出			
追加額			
電信電話施設費			六千四百余万円
総係費			三億一千二百余万円
計			三億七千六百余万円
修正減少額			
電信電話施設費			△　三千四百余万円
総係費			△　一億八千七百余万円
計			△　二億二千百余万円

二　本予算の可決理由

本補正予算は、公共企業体等労働関係法の精神を尊重し、公共企業体等における健全な労働慣行確立を念願する趣旨にもとづいて、公共企業体等の職員給与の改善に伴う所要の経費を計上するものであつて、きわめて妥当適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十七日

衆議院議長益谷秀次殿

予算委員長　山崎　巌

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)二一三五・内閣官報課

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十二年五月十九日

○第二十六回国会　衆議院会議録追録（一）（その三）

建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近の市街地における建築事情、ならびに法施行の経験にかんがみ、建ぺい率制限、道路内の建築制限、空地地区制限等の規定の一部を改正しようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　特定行政庁が安全、防火、若しくは衛生上支障がないと認めて許可した場合に限り、公共用歩廊あるいは跨道通路を道路内に建築することを認めて、通行の安全および道路交通の混雑緩和をはかること。

2　商業地域内でかつ準防火地域であるところで、耐火建築物を建築する場合、建ぺい率を従来の「十分の七」から「十分の八」に緩和すること、および木造建築物を耐火建築物に建替える際の、工事中の仮設店舗等を、基準法上の仮設建築物とみなし、本法の一部の適用を除くことの二点により都市不燃化の促進をはかること。

3　都市計画として決定された一団地の住宅経営として、一定の基準に基いて行われる集団住宅建設については、特定行政庁が環境の保持上支障がないと認めた場合には、空地地区内の制限規定の適用を除外し、集団住宅建設の促進をはかること。

二　議案の可決理由

都市不燃化の促進、街路交通の混雑緩和、あるいは、住宅難の解消等の都市における当面の緊急な問題に対処し、そのあい路となっている諸点を解決するため、本案の内容は適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十四日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案（藤本捨助君外三十九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

環境衛生関係の営業は、そのほとんどすべてが中小企業の範ちゅうに属すべき性格のものでその経済的基盤がぜい弱である上、数も著しく多いため、ややもすれば過度の競争に陥り極端な低料金営業による業界の混乱、旅館等における深夜営業、公衆浴場における特殊浴場、映画興行における著しい長時間興行等衛生上、社会上憂慮すべき問題をじやく起している。

よつて、これらの事態を改善するため、業界の自主的組織を通じ、民主的、自粛的方法によつて過度の競争を防止し、この種の営業を安定に導いてサービスと環境衛生の向上を図ろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　この法律の対象業種は、食品衛生関係営業の一部（飲食店、喫茶店、食肉販売業、氷雪販売業）、理容業、美容業、興行場営業（映画、演劇、演芸）、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業とすること。

2　各業種ごとに各都道府県単位に、総営業者の三分の二以上をもつて社団的特殊法人たる組合を組織できることとし、組合への加入、脱退は営業者の自由意思によるものとすること。これらの単位組合は、三分の二以上をもつて全国連合会を組織できることとすること。

3　組合は、営業施設の配置基準の設定とその励行の指導、衛生施設の改善向上、資金のあつ旋、各種共済事業等を行い得る外、特に過度の競争を防止するため、適正化規程を定め料金又は販売価格の制限と営業方法の制限とを行い得ること。連合会は適正化規程の基準を示す適正化基準を設定することとすること。

4　組合が適正化規程を定める場合は、厚生大臣の認可を必要とし、その認可、変更命令を行うにあたつて厚生大臣は公正取引委員会と協議しなければならないこととすること。

5　営業の健全なる経営が阻害される等一定の事態が発生した場合に限り、厚生大臣は料金、販売価格又は営業方法の制限を定め、いわゆるアウトサイダーに対してもこれに従うよう命令し得ることとすること。

6　組合は、適正化規程に違反した組合員に対し、過怠金を課し、又は除名することができることとし、他方、組合員はその五分の一以上の連署をもつて役員の解任を請求できることとすること。

7　組合又は連合会の運営が法令の規定に違反すると認められる場合等においては、厚生大臣が役員の解任の勧告、解散命令を出し得る等必要な監督規定を設けることとすること。

8　本法施行に関する重要事項を調査審議するため、厚生省に利用者代表、学識経験者、業者代表等よりなる中央環境衛生適正化審議会を設けることとすること。

9　厚生大臣の権限の一部は都道府県知事に委任することができること。この場合においては都道府県に都道府県環境衛生適正化審議会を設けること。

10　適正化規程に従うべき命令に違反した者、その他の違反者に対して罰金又は過料の罰則を設けることとすること。

なお、本案は、第二十四回国会以降継続審議となつた同名法律案（藤本捨助君外二十二名提出）を本国会において撤回した上、改めて自由民主党及び日本社会党共同提出としたものである。

二　議案の可決理由

公衆衛生の見地から国民の日常生活にきわめて深い関係のある環境衛生関係の営業について、衛生措置の基準を遵守させ、衛生施設の改善向上を図るため、これら営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害される等の場合に、料金等の規制その他経営の安全をもたらすための措置を講ずることができるようにすることはきわめて適切な措置と認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

平年度約千七百万円を必要とする見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

図会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して、中垣厚生政務次官より「本案の趣旨を尊重して善処する。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十二年四月二十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

労働福祉事業団法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行わせるため、労働福祉事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等に関し、所要の規定を設けたものである。

その要旨は次の通りである。

1　労働福祉事業団は法人とし、その当初の資本金は、事業団の設立に際して、政府が出資する額と地方公共団体が自治庁長官の承認を受けて出資する額の合計額とすること。

2　事業団の役員として理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置き、役員の任期は四年とすること。

3　事業団は療養施設、職業再教育施設等の保険施設及び職業訓練施設、宿泊施設等の福祉施設の設置及び運営を主たる業務とすること。

4　その他財務、会計、監督等について、所要の規定を設けること等である。

二　議案の可決理由

労働福祉事業団を設立し、労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営の業務をこれに行わせることは、妥当な措置と認め、本案は原案の

通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十二年四月二十七日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

モーターボート競走法を廃止する法律案（井岡大治君外十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行法は、立法当初の経緯からみて、限時的性格を持つた臨時措置であつてこれを永久化すべきではなく、機械工業の振興並びに地方財政が不健全な事業に依存すべき段階はすでに過ぎた現状にかんがみ、昭和三十四年四月一日限り現行法を廃止しようとするものであつて、その間に廃止に必要な措置を講じようとするものである。

二　議案の否決理由
現行法の廃止により、関連工業の振興並びに地方財政に与える影響を考慮し、本案は否決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては約五百万円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
宮澤運輸大臣より、本案については賛成し難い旨の内閣の意見が述べられた。
右報告する。
昭和三十二年四月二十五日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

モーターボート競走法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、モーターボート競走の社会に与える悪影響を更に縮減するため、競走の内容の健全化、競走の運営並びに経理の合理化を図る見地から競走に対する政府の監督権を強化し、あわせて「自転車競技法等の臨時特例に関する法律」が本年九月末日をもつて失効するに伴い、これに対応して所要の改正を加えようとするものであつて、その内容の主なる点は、次のとおりである。

1　自治庁長官が市町村を指定する場合に、その指定に関して、期限又は条件を附することができること。

2　競走場の設置を運輸大臣の許可事項とすること。

3　勝舟投票券の購入禁止の適用範囲を拡大するとともに払戻金の最高限度を定め得ること。

4　国庫納付金制度に替えて売上金の一部を関連工業の振興に充てることとしている自転車競技法等の臨時特例に関する法律が失効するに伴い、同法の趣旨を限時的な措置として本案に組み入れること。

5　モーターボート競走の施行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会及び競走場の設置者に対して、運輸大臣が業務の停止その他の必要な命令をなし得ること。

6　運輸大臣は、必要と認める場合、施行者及び競走場設置者等の事務所等に立入検査をなし得ること。

7　モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の役員の任免、事業計画及び収支予算に関する事項を運輸大臣の認可事項とすること。

二　議案の修正議決理由
本案は、おおむね妥当と認めるが、交付金の一部を海難防止に関する事業にも使用し得るよう別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十二年四月二十五日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

第一条中「モーターボートの性能の向上等品質の改善、モーターボートに関する海外宣伝その他モーターボートの○製造に関する事業（○並びに海難防止に関する事業）」を「モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の改良及び○製造に関する事業（○並びに海難防止に関する事業）」に改める。

第二十条の次に次の一章を加える。

第四章　モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会

（モーターボート競走会）

第二十一条　モーターボート競走会（以下本章中「競走会」という。）は、競走の実施を目的とし、都道府県内に各一個を限り設立するものとする。

2　競走会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される法人とする。

3　競走会の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　競走会は、毎事業年度開始前に、運輸省令の定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5　競走会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

（全国モーターボート競走会連合会の設立、目的及び法人格）

第二十二条　すべての競走会は、国内において一個の全国モーターボート競走会連合会（以下本章中「連合会」という。）を設立し、又はこれに加入し、その会員となるものとする。

2　連合会は、競走の公正且つ円滑な実施を図るとともに、モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業（○並びに海難防止に関する事業）の振興に資することを目的とする。

3　連合会は、民法第三十四条の規定により設立される法人とする。

（連合会の監事）

第二十二条の二　連合会には、監事を置かなければならない。

（連合会の役員の解任）

第二十二条の三　運輸大臣は、連合会の役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は連合会の役員に職務上の義務違反その他連合会の役員たるに適しない非行があると認めるときは、連合会に対し、これを解任すべき旨を命ずることができる。

（連合会の業務）

第二十二条の四　連合会は、第二十二条第二項に掲げる目的を適成するため、左の業務を行う。

一　競走の審判員及び選手並びに競走に使用するボート及びモーターの登録を行うこと。

二　選手の出場のあつせん、審判員及び選手の養成及び訓練その他競走の公正且つ円滑な実施を図るため必要な業務

三　モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付を行うこと。

四　モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業○並びに海難防止に関する事業○又はこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

五　第十九条の規定による交付金の受入を行うこと。

六　前三号に掲げるもの外、モーターボート、船舶用機関（若しくは）又は船舶用品の製造に関する事業○又は海難防止に関する事業○の振興を図るため必要な業務

（交付金の運用）

第二十二条の五　連合会は、第十九条の規定による交付金を、前条第三号から第六号までに掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

2　連合会は、前条第三号から第六号までに掲げる業務に関する経理と区分して行わなければならない。

3　連合会は、事業計画及び収支予算に基いて、運輸省令の定めるところにより、四半期ごとに、第十九条の規定による交付金の運用計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　運輸大臣は、第十九条の規定による交付金の運用に関し、必要があると認めるときは、連合会に対し、運用計画を変更すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

（連合会の解散）

第二十二条の六　連合会の解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　連合会が解散した場合は、連合会に属する第二十二条の四第三号から第六号までに掲げる業務に係る財産は、国に帰属する。

（準用）

第二十二条の七　第二十一条第三項から第五項までの規定は、連合会について準用する。

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一五六号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、行政制度改革の一環として、議院内閣制の下における行政の責任体制を明確にし、行政事務の管理を強化し、その能率を向上させるために必要な改正を行うとともに、行政の実情に即応する国家行政組織を定めるための基準法としての機能を十分発揮することができるよう所要の改正を加えようとするもので、その要点は次の通りである。

1　各省には政務次官一人を、特に必要がある場合には二人を、国務大臣をもつてその長に充てる各庁には一人を置くことができるものとすること。

2　政務次官の総数制限に関する規定を削除すること。

3　政務次官は、あらかじめその機関の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行するものとすること。

4　二人の政務次官が置かれた省における各政務次官の職務の範囲及び大臣不在の場合の職務代行の順序については、その省の長たる大臣が定めるものとすること。

5　国務大臣をその長に充てる各庁には、長官を助けて庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する次長一人を置くものとし、その他の各庁には、特に必要がある場合には、別に法律の定めるところにより、長官を助けて庁務を整理する次長を置くことができるものとすること。

6　各省には、特に必要がある場合には、別に法律の定めるところにより、事務次官を助けて省務の一部を総括整理する事務次官補一人を置くことができるものとすること。

7　国務大臣をもつてその長に充てる庁には、特に必要がある場合には、委員会及び庁を置くことができるものとし、この場合の委員会及び庁の性格は外局に準じた取扱とすること。

8　府又は省の官房及び局には、特に必要がある場合には、部を置くことができるものとし、別表第二（府又は省の官房又は局に当分の間置かれる一覧表）を削除するものとすること。

9　国務大臣をもつてその長に充てる庁には、特に必要がある場合には、部にかえて局を置くことができるものとすること。

10　庁・官房・局及び部には、政令によつて、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとすること。

11　審議会又は協議会で臨時のものは、政令によつて置くことができるものとすること。

12　各行政機関の官房・局・部又は委員会の事務局に、特に必要がある場合に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、別に法律で定めるものを除く外、政令で定めるものとすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、トップマネージメントの機構を強化して行政運営の改善を図る等のため、おおむね妥当な措置と認めるが、議案提出後における情勢の変化にかんがみ、(1)国務大臣をもつてその長に充てる委員会にも、委員会及び庁を置くことができることとすること。(2)政務次官を二人置くことができる省を大蔵省、農林省及び通商産業省に限定すること。(3)国務大臣を長とする庁に、次長にかえて事務次官を置くこととすること。(4)事務次官補に関する規定を削除すること等修正を加えることを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十六日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3　委員会及び庁は、府又は省に、その外局として置かれるものとする。但し、特に必要がある場合においては、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている○委員会又は○庁に置くことができる。

第三条第四項中「別表第一」を「別表」に改める。

第七条を次のように改める。

（内部部局）

第七条　府及び省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2　前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3　庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4　前項の規定にかかわらず、第三条第三項但書の庁には、特に必要がある場合においては、部にかえて局を置くことができる。

5　官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、法律でこれを定める。

6　庁、官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、法律の範囲内で、政令でこれを定める。

7　委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項、第五項及び前項の規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

第八条に見出しとして「（附属機関）」その他の機関）」を附し、同条第一項中「委員会以外のものを云う。」の下に「以下同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

但し、審議会又は協議会で臨時のものは、政令の定めるところにより、置くことができる。

第九条に見出しとして「（地方支分部局）」を附する。

第十二条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、別に法律の定めるところにより、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、第一項の命令を発することを求めることができる。

第十三条第一項中「各外局の長は、別に法律で定める」を「各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定める」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十四条中「及び各外局の長」を「、各委員会及び各庁の長官」に改め、同条第二項中「、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及びこれに基く規則の規定に従い」を削る。

第十七条の見出しを「（政務次官）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

○及び第三条第三項但書の各庁には、政務次官一人を、特に必要がある場合においては二人を置くことができる。

第十七条　各省○には、前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる省に限り、二政務次官一人を置くことができる。

2　政務次官は、その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理し、並びにあらかじめその機関の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　政務次官が二人置かれた省においては、各政務次官の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その省の長たる大臣の定めるところによる。

第十七条の二に見出しとして「（事務次官及び庁の次長等）」を次のように改める。

第十七条の二　○各省及び○○には、次長一人を置く。

2　事務次官　機関　前項の次長は、その庁の長たる大臣を助け、○省務又は○庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

3　第三条第三項但書の庁以外の庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができる。

4　総理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができる。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（事務次官補等）

第十七条の三　各省には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、事務次官を助けて省務の一部を総括整理する事務次官補一人を置くことができる。

2　総理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができる。

第十八条に見出しとして「（職の定員）」を附する。

第二十条を次のように改める。

（内部部局の職）

第二十条　委員会の事務局に長又は次長を置く場合においては、法律によらなければならない。官房に長を置く場合又は局若しくは部に次長を置く場合も、同様とする。

2　局、部及び課に、それぞれ局長、部長及び課長を置く。

3　官房、局、部又は委員会の事務局に、特に必要がある場合において、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるも

3　○第三条第三項但書の各庁に○○は事務次官及び庁の次長等）

第十七条の二　○各省及び

（事務次官及び庁の次長等）

○○次長一人を置く。

を次のように改める。

○○次長一人を置く。

を附し、同条に次の三項を加える。

のを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、別に法律で定めるものを除く外、政令の定めるところによらなければならない。

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を削る。

別表第一を別表とする。

別表第二を削る。

次のように改める。

別表第二

大蔵省
農林省
通商産業省

附則

1　この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

2　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三部」を「三局」に、「管理部」を「行政管理局」に、「統計基準部」を「統計基準局」に、「監察部」を「行政監察局」に改める。

第三条の二中「管区監察局」を「管区行政監察局」に、「監察部」を「行政監察局」に、「地方監察局」を「地方行政監察局」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

3　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六条　削除

第七条に見出しとして「（北海道開発庁に置かれる特別な職）」を附する。

4　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「四部」を「四局」に、「行政部　選挙部　財政部　税務部」を「行政局　選挙局　財政局　税務局」に改める。

第六条中「次長一人及び」を削る。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第十条見出しを含む。）中「行政部」を「行政局」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「選挙部」を「選挙局」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「財政部」を「財政局」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「税務部」を「税務局」に改める。

5　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

第十八条第一項中「内部部局に、課長」を「長官官房及び各局に、書記官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　書記官は、命を受け、事務をつかさどる。

第十八条第三項中「課務」を「事務」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4　書記官は、長官官房又は各局の課長又は国家行政組織法第二十条第三項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

6　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、以下二項ずつ繰り上げる。

7　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

8　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「○、防衛庁次長」を「国務大臣ヲ以テ其ノ長ニ充ツルコト定メラレタル庁ノ次長、事務次官補」に改める。

9　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び別表第一の区分の欄中「○、防衛庁の次長」を「防衛事務次官」に、「○課長」を「書記官」に改める。

第六条第二項第三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

10　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項及び附則第十九項中「次長」を「事務次官」に改める。

11　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次長」を「事務次官」に改める。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第十六項中「選挙部」を「選挙局」に改める。

13　鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

14　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第五号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

15　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「地方自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第十三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

16　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

17　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第四号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

18　湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

19　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第七号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

20　畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五条）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第七号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

21　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第四号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

22　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に改める。

23　附則第二項から前項までに掲げる法律を除くほか、他の法令中「行政管理庁次長」とあるのは「行政管理事務次官」と、「北海道開発庁次長」とあるのは「北海道開発事務次官」と、「自治庁次長」とあるのは「自治事務次官」と、「経済企画庁次長」とあるのは「経済企画事務次官」と、「防衛庁次長」とあるのは「防衛事務次官」と、「科学技術庁次長」とあるのは「科学技術事務次官」と読み替える。

内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六一号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、行政制度改革の一環として、内閣官房及び総理府の機構を改正し、内閣官房長官及び内閣官房副長官は、もっぱら、内閣制度の運営についてその政務と事務を見ることとし、一方、総理府には、その長たる内閣総理大臣の補佐者としてもっぱら同府の政務と事務を見る総務長官を、新たに置こうとするのがその骨子であって、改正の主なる点は次の通りである。

(一)　内閣法に関する改正の主なる点

1　内閣官房長官は、国務大臣をもってこれに充てるとすること。

2　内閣官房副長官の任免は、内閣がこれを行うこととし、その員数は、設置を予定されている予算閣僚会議の事務を助けさせるため一人増員してこれを三人とすること。

3　内閣に係る事務は内閣官房においてこれを行い、総理府の大臣官房においては総理府に係る事務のみを行うこととして、総理府大臣官房の所掌事務のうちから、内閣官房の所掌事務を分離し、この分離に伴い、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員計三十一人を内閣官房に置くこととし、また、内閣総理大臣秘書官もこれを内閣官房に置くとすること。

(二)　総理府設置法に関する改正の主なる点

1　総務長官は、総理府の長たる内閣総理大臣を助けて、府務を整理し、所管事項について政策及び企画に参画し、政務を処理し、所管の各部局、機関を監督するが、国務大臣をその長とする外局の所管事項については、総務長官の職務の中からこれを除くとすること。

なお、総務長官は国務大臣をもってこれに充てるとすること。

2　総務長官の職務を助ける総務次長一人を置くこと。

3　総理府の附属機関中、ふ虞情報局及び引揚同胞対策審議会を厚生省に移管すること。

以上のほか、国家公務員法をはじめ関係法律について、所要の条項整理等を行うこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、行政事務管理の強化並びに能率化を図るため、おおむね妥当な措置と認めるが、政府の行政機構改革に関する計画並びに行政運営の現状にかんがみ、(1)内閣官房長官及び総理府総務長官はいずれも国務大臣をもって充てることができるとすること。(2)内閣官房副長官の任免及び員数は従来通りとすること。(3)国防会議の事務局は、これを総理府から内閣に置かれている国防会議に移すこと。(4)総務次長を総務副長官と改

めること。(5)施行期日を昭和三十二年八月一日とする等修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十六日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

内閣法等の一部を改正する法律（内閣法の一部改正）

第一条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務並びに閣議に係る重要事項に関する総合調整○その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整○及び内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。

第十三条第二項を次のように改める。

2　内閣官房長官は、国務大臣をもつてこれに充てる。

第十四条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第二項中「内閣官房副長官は、」の下に「内閣総理大臣の定めるところにより、」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　内閣官房副長官の任免は、内閣がこれを行う。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置く。

2　内閣参事官は、命を受けて閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

3　内閣審議官は、命を受けて閣議に係る重要事項に関する総合調整○その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整○に関する事務を掌る。

4　内閣調査官は、命を受けて内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。

5　内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。

第十五条第一項中「内閣官房に」を次のように改める。

内閣総理大臣に附属する秘書官三人並びに

を加え、「各国務大臣及び内閣官房長官に附属する職員として、秘書官各一人を「各国務大臣に附属する秘書官各一人に改め、同条第二項中「前項の秘書官で、」の下に内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、」を加え、「国務大臣に附属する秘書官は、国務大臣の」を「内閣総理大臣及び各省大臣以外の外国務大臣に附属する秘書官は、その国務大臣の」に改め、「内閣官房長官に附属する秘書官は、内閣官房長官の」を削る。

内閣官房に内閣総理大臣に附属する秘書官三人並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣及び内閣官房長官（国務大臣をもつて充てられる場合の内閣官房長官を除く。）に附属する秘書官各一人を置く。

第十六条を次のように改める。

第十六条　内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、三十一人とし、そのうち内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。

2　内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。

第十七条　内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

第十八条　内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（国防会議の構成等に関する法律の一部改正）

第二条　国防会議の構成等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（事務局）

第八条　国防会議に、国防会議の事務のほか、国防会議に関する事務を処理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3　事務局長は、内閣総理大臣が任命する。

4　事務局長は、職長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。ただし、事務局の事務のうち国防会議の事務以外の事務の掌理については、内閣官房長官の命を受けるものとする。

5　事務官は、命を受け、事務を整理する。

6　事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、十二人とする。

（総理府設置法の一部改正）

第三条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十三条」に改める。

第六条○第一項第十三号中「各行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること」を「各行政機関の事務の連絡に関すること」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条中「ふ廃情報局」を削る。

「統計職員養成所」を「統計事務局」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十三条の二を削る。

第十五条第一項の表中引揚同胞対策審議会の項を削る。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

（総理府総務長官）

第十九条　総理府に総理府総務長官を置く。

2　総務長官は、国務大臣をもつて充てる。

3　総務長官は、内閣総理大臣を助け、府務を整理し、並びに総理府（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている外局を除く。）所管の事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理し、各部局及び機関の事務を監督する。

（総理府総務次長）

第二十条　総理府に総理府総務次長一人を置く。

2　総務次長は、総務長官の職務を助ける。

○第二十二条を第二十三条とし、第二十一条中「前二条」に定める職員の外」を「総務長官○を除く官及び総務長官秘書官」に改める。

（総理府総務長官秘書官）

第二十一条　総理府に総理府総務長官秘書官一人を置く。但し、総務長官が国務大臣をもつて充てられる場合は、この限りでない。

2　総務長官秘書官は、総務長官の命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け、各部局の事務を助ける。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

（国家公務員法の一部改正）

2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第四号を次のように改め、第八号中「、内閣官房長官」を削る。

四　削除

四の二　総理府総務長官

第二条第三項中第六号の次に次の一号を加え、第八号中「内閣官房長官」の下に「、総理府総務長官」を加える。

六の二　総理府総務副長官

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

3　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第四号の二を第四号とする。

四の二　総理府総務長官

第一条中第五号の次に次の一号を加える。

五の二　総理府総務副長官

別表第一中「内閣官房長官」を「内閣官房副長官」に、「内閣官房副長官」を「内閣官房副長官」に改める。

（国会法の一部改正）

4　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第四十二条第二項中「、内閣官房長官○」を削る。

（恩給法の一部改正）

6　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「内閣官房長官、」を削り、「法制局次長」の下に「、総理府総務副長官」を加える。

（弁護士法の一部改正）

5　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「、内閣官房長官○」を削る。

（国家行政組織法の一部改正）

7　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項を次のように改め、同条第二項中「各大臣」を「各省大臣」に改める。

各省に秘書官一人を置く。

（厚生省設置法の一部改正）

8　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二〇第一項第八号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　ふ唐に関する情報、調査等に関すること。

第二十九条第一項の表中

援護審査会	戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

を

援護審査会	戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。
引揚同胞対策審議会	引揚同胞対策審議会設置法（昭和二十三年法律第二百十二号）に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。

に改める。

第三十九条の五第一項及び第三十九条の八中「第六号から第八号まで」を「第六号、第七号及び第九号」に改める。

（引揚同胞対策審議会設置法の一部改正）

9　引揚同胞対策審議会設置法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総理府」を「厚生省」に改める。

第一条第二項、第二条、第三条第四項及び第五項並びに第四条第二項中「内閣総理大臣」を「厚生大臣」に改める。

第三条第四項中「内閣官房副長官」を「総理府総務副長官」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2　事務長は、厚生省引揚援護局長をもつてこれに充てる。

（青少年問題協議会設置法の一部改正）

10　青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「内閣官房長官」を「総理府総務長官」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

11　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第一号中「内閣官房長官、」の下に「総理府総務長官、」を加える。

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部改正）

12　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「内閣官房副長官」を「総理府総務副長官」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項中「内閣官房次長」を「総理府総務副長官」に改める。

第十条中第十二号を次のように改める。

十二　総理府総務長官

（行政機関職員定員法の一部改正）

13　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の○総理府の項中「一、八五一人」を「一、六四〇、一、八五二人」に、「一、七一二人」を「一、九一〇、三三〇人」に改め、同表○厚生省の項中「四三、七〇六人」を「四三、七〇八人」に改め、同表○合計の項中「六四一、九七五人」を「六四三、九一五、一、七一八人」に改める。

（引揚同胞対策審議会の委員等の身分の継続）

14　この法律の施行の際現に引揚同胞対策審議会の委員又は臨時委員である者○は、この法律による改正後の引揚同胞対策審議会設置法第三条第四項又は第五項の規定により任命されたものとする。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、非常勤の水防団員等に対する公務災害の補償責任についても、本法の基金によつて共済することとするため、本法を改正し、もつて水防団員等の公務災害補償の完べきを期することを目的とするものである。

改正の内容は、非常勤の水防団長及び水防団員又は水防に協力援助した者に係る損害補償について、市町村その他水防管理団体の支払責任をも、本基金において共済することとし、その他基金運営に関する基本事項につき、内閣総理大臣は、水防管理団体を管轄する建設大臣に対して、あらかじめ協議すること、及び理事十人以内を十一人以内と改めることなどである。

二　議案の可決の理由

本案は、さきに第二十四回国会において本法が成立した際、本委員会の行つた附帯決議の趣旨にもそい、また警察及び消防に関する小委員会において審議検討を行つた結果においても必要かつ妥当な措置と認められたので、全会一致可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十六日

地方行政　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の内容は、国有の固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、国は、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金を交付すること及びこの助成交付金の算定や交付に関する事務は政令で定めるところにより、自治庁長官が行うことを定めるものである。

その目的とするところは、第二十四回国会において成立した固定資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律においては、その交付金の対象となる国有の固定資産は貸付資産を本体とし、アメリカ合衆国の軍隊に使用させているもの等は除外され、自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供するものは、もとより当然に適用外となつているが、これらの資産の所在する市町村は、これらの資産に対しては固定資産税を課し得ず、逆に、これあるがために多くの行政経費を必要とし、財政上不利な状態におかれているので、これを緩和するため、これらの国有固定資産の所在する市町村に対し、新たに法律により、国有提供施設等所在市町村助成交付金を交付する制度を創設しようとするものである。

なお、本助成交付金の総額は、昭和三十二年度においては五億円が一般会計予算に計上され、昭和三十三年度以降の平年度においては、その倍額の十億円とすることが政府の方針である。

二　議案の可決の理由

固定資産税が、市町村における税収入の五十パーセント近くを占め、市町村の重要な自主財源である現行地方税制の下においては、多くの固定資産を擁しながら、これに固定資産税を課し得ないことは、当該市町村にとつては、財政上はなはだしく不利である。しかも本案の対象とするような軍関係施設が所在するため、多額の行政経費を支出せねばならないとすれば、この不利は更に倍加する。国の公用の行政財産であつても、その資産の種類、使用の態様によつては、国は、当該市町村の財政について特別の考慮を払うべきである。

本案は、以上の理由により、また、第二十四回国会において、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律を成立させた際、当委員会が行つた附帯決議の要請にも沿うものであるから、その趣旨はもとより妥当である。ただ本案は、この種の国有財産については、本来の固定資産税にかわるべき交付金の考えをとらず、国の行政財産であることを重視し、予算の範囲内で、当該市町村の財政の状況等を考慮して交付する、いわゆる助成交付金の制度としたことには問題はあるが、ともあれ当該市町村の財政上の不利を緩和するものであり、関係市町村の要望にも応えるものであるから、全会一致可決すべきものと議決した次第である。

なお、右のごとき問題点の趣旨にかんがみ、自由民主党及び日本社会党両党共同提案にかかる、別紙のごとき附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十二年四月二十六日

地方行政　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案に対する附帯決議

本法施行に当り、政府は特に左の諸点に留意し、その運営の適正を期すべきである。

一、本法の助成交付金は、本来、当該資産に対する固定資産税に代る

べき性格のものであることにかんがみ、本法の施行に必要なる政令の制定及びその運用に際しては、関係市町村の財政の安定に寄与することを主眼とし、交付手続等の煩瑣にならないよう充分考慮すること。

一、交付金の総額として、政府の予定する金額は過少であるから、少くとも当該資産に対する固定資産税相当額に達するよう、予算の増額に努めること。

一、本法による助成交付金制度は、可及的すみやかに国有資産等所在市町村交付金及び納付金の制度によって措置するように改めること。

右報告する。

固有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、すでに本国会において成立している地方税法の一部を改正する法律において、大規模償却資産に対する固定資産税について所在市町村の課税限度額が引き上げられたので、これに対応した改正を行おうとするもので、その内容は、人口段階ごとに定められた当該資産の価格の限度額及び財源保障率の引上げ、並びに新設の工場または発電所の用に供する大規模償却資産に係る財源保障率の特例を設ける地方税法の改正に対応した改正を行うほか、さらに日本国有鉄道が直接その本来の事業の用に供するため車両製造業より借り受けている車両で政令で定めるものについては、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなして市町村納付金の対象とすることなどである。

二　議案の可決理由

国有資産等所在市町村交付金及び納付金の制度は、国若しくは地方公共団体又は公社が、その所有する固定資産税相当額を、固定資産税に代えて所在市町村に交付し又は納付する制度であるから前記地方税法の改正に対応して当然本法においても改正を行う必要があり、また日本国有鉄道の使用する民有車両についてはその使用及び借り受けの実態にかんがみ、所有者に固定資産税を課する代りにこれを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなして、市町村納付金の客体とすることが適当であるからその趣旨もとより妥当と認められる。よつて採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本議定書は、昨年十一月十九日にワシントンで作成され、わが国も同月二十九日に署名を了しているものであつて、千九百四十六年の国際捕鯨取締条約の適用範囲を、ヘリコプターその他の航空機にまで拡大し、及び国際捕鯨委員会が監督の方法について、附表の規定を随時修正することができるようにするため、同条約に所要の改正を行おうとするものである。

よつて政府は、本議定書の批准について、昨年十一月十九日に署名を了した

組合は、当分の間、組合員が新法第三十三条第一項第四号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、運営規則で定めるところにより、一部負担金の払戻しその他の措置を行うことができる。

（療養費に関する経過措置）

昭和三十二年七月一日健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

（給付の支給期間に関する経過措置）

この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に支給を開始した療養の支給期間については、新法第三十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る病気又は負傷及びこれらにより発生した病気についての療養費又は家族療養費の支給期間についても、同様とする。

（従前の行為に関する罰則の適用）

昭和三十二年五月一日健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（長期給付に関する経過措置）

新法附則第五条第一項第一号及び第三項、第九条並びに第十一条第一項（これらの規定を附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項並びに別表第六の規定は、更新組合員又は転入組合員がこの法律の施行前に退職し、又は死亡した場合についても、適用する。

新法附則第二十二条第二項、第三項及び第九項の規定は、この法律の施行前に未帰還更新組合員について支給すべき年金についても、適用する。

（日本国有鉄道法の一部改正）

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条から第五十九条までを次のように改める。

（国家公務員等退職手当暫定措置法の適用関係）

第五十六条　日本国有鉄道の職員が引き続いてその役員となつた場合は、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の適用については、これを退職とみなす。

第五十七条から第五十九条まで削除

改正後の日本国有鉄道法第五十六条の規定は、昭和三十一年七月一日以後日本国有鉄道の職員が引き続いてその役員となつた場合について、適用する。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

先に国鉄等の職員として在職した者であつて、所属庁の承認又は勧奨をうけ、外地鉄道会社等に勤務し、かつ終戦後再び職員となり、以後引続いて職員である者の、当該外地鉄道会社等に勤務していた期間は、組合員としての期間に通算されないこととになつているが、本委員会はこの不合理は、速やかに解決すべきものであつて、これが法改正を必要と考えるが、今回「臨時恩給等調査会」が設置され、諸般の問題を討議することになつたのであるから、本件については、政府並びに調査会がとりあげ速やかに善処すべきである。

昭和三十年度一般会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十年度一般会計予備費の予算額は、八十億円であるが、このうち、四十四億一千三百余万円は、昭和三十年四月十五日から同年十二月二十七日までに使用され、すでに第二十四回国会において承諾済みであり、その後昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までの間に、河川等および都市災害復旧事業に必要な経費、租税還付加算金に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費等に、三十五億七千七百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は予見し難い予算の不足に充てたものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十六日

決算委員長　青野　武一

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十年度特別会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十年度各特別会計予備費の予算総額は、六百五十三億二千六百余万円であるが、このうち、昭和三十年九月十三日から同年十二月二十三日までの間に三百四億八千八百余万円を使用し、すでに第二十四回国会において承諾済みであり、その後昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までの間に、郵政事業特別会計における業務運営の緊急措置に必要な経費、厚生保険特別会計における日雇健康保険給付に必要な経費、失業保険特別会計における業務量の増加等に伴い必要な経費等に六億一千余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は予見し難い予算の不足に充てたものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十六日

決算委員長　青野　武一

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十年度特別会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十年度各特別会計予備費の予算総額は、六百五十三億二千六百余万円であるが、このうち、昭和三十年九月十三日から同年十二月二十三日までの間に三百四億八千八百余万円を使用し、すでに第二十四回国会において承諾済みであり、その後昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までの間に、郵政事業特別会計における業務運営の緊急措置に必要な経費、厚生保険特別会計における日雇健康保険給付に必要な経費、失業保険特別会計における業務量の増加等に伴い必要な経費等に六億一千余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は予見し難い予算の不足に充てたものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十六日

決算委員長　青野　武一

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて、提出されたものであつて、昭和三十年度特別会計予算総則第十一条の規定に基き、昭和三十一年三月三十日、郵政事業特別会計において、業務量の増加に必要な経費に十億四千五百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は予見し難い予算の不足に充てたものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年四月二十六日

決算委員長　青野　武一

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十一年度各特別会計予備費の予算額は、七百十六億九千余万円であるが、このうち、昭和三十一年五月三十一日から同年十二月二十八日までの間において、中小企業信用保険特別会計における保険金支払に必要な経費、漁船再保険特別会計における給与再保険金支払に必要な経費、国有林野事業特別会計における営林署庁舎火災復旧等に必要な経費等に二億六千四百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由
委員会において審査の結果、本件は予見し難い予算の不足に充てたものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月二十六日
決算委員長　青野　武一
衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十年度一般会計国庫債務負担行為総調書に関する報告書

一　本件の趣旨
本件は、財政法第十五条の規定に基き、提出されたもので、昭和三十年度国庫債務負担行為極観測用船宗谷の改装に必要な経費として、四億六千七百余万円の限度で債務負担行為をすることについては、すでに第二十四回国会において、報告を受けたが、その後、岐阜少年院寮舎火災復旧に必要な経費として、九百二十五万円の限度で債務負担行為をすることとしたものである。

二　本件の議決理由
本件は、委員会において審査の結果、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月二十六日
決算委員長　青野　武一
衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書に関する報告書

一　本件の趣旨
本件は、財政法第十五条の規定に基き、提出されたもので、昭和三十一年度国庫債務負担行為の限度額は、三十億円であり、このうち、国立競技場建設に必要な経費として、九億五千万円の限度で債務負担行為をすることとしたものである。

二　本件の議決理由
本件は、委員会において審査の結果、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月二十六日
決算委員長　青野　武一
衆議院議長益谷秀次殿

学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　本案の要旨及び目的
本案は、精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある子女の保護者が、その子女を養護学校に就学させているときは、養護学校教育の義務制が実施されるまでの間、その保護者は、就学義務を履行しているものとみなす旨の規定をするものである。

二　本案の可決理由
養護学校教育の普及をはかるため、当分の間、養護学校における就学を就学義務の履行とみなすことは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月二十七日
文教委員長　長谷川　保
衆議院議長益谷秀次殿

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　本案の要旨及び目的
本案は、市町村立の養護学校の教職員を、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する教職員となし、もつてその任免等身分の取扱、恩給等の基礎となる在職期間の通算等を市町村立の小、中学校、盲、聾学校の教職員と同様のものに改めるとともに、関係法律の整備を行おうとするものである。

二　本案の修正議決理由
市町村立の養護学校の教職員について、その身分取扱、恩給等の基礎となる在職期間の通算等に関し、市町村立の小、中、盲、聾学校の教職員と同様の措置を講ずることは、時宜に適したものであると認めるが、なお、市町村立義務教育諸学校の事務職員の時間外勤務手当を、給料その他の給与と同様に、都道府県負担と規定しようとする修正を適切と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月二十七日
文教委員長　長谷川　保
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
（小字及び――は修正）

第一条中「及びろう学校」を「、聾学校及び養護学校」に改める。「特殊勤務手当」の下に「、時間外勤務手当（事務職員に係るものとする。）」を加える。

附　則

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）
2　この法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により市町村立の養護学校の教職員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置に関しては、同法附則第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定の例による。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）
3　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

（市町村立学校教職員給与の都道府県負担）
第四条　都道府県は、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の定めるところにより、市町村立の養護学校の教職員の給料その他の給与を負担する。

第五条第一号中「中学部の」を「中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）
4　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。
第二十五条の五第二項中「公立養護学校整備特別措置法第四条第一項に規定する」を削る。

（時間外勤務手当に係る改正規定の適用）
5　この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条中時間外勤務手当に係る規定は、この法律の施行の日以後の時間外勤務手当につき適用があるものとする。

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案（永山忠則君外五名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、大学を除く国立又は公立の学校の事務職員が、結核性疾患のため、長期の休養を要する場合に該当して休職されたときは、その休職の期間及び休職期間中の給与は、教育公務員特例法の規定を準用することにより、教員と同様の措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由
大学を除く国立又は公立の学校の事務職員が、結核性疾患のため、休職されたとき、その休職期間及び休職期間中の給与について、教育公務員特例法の規定を準用することは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月二十七日
文教委員長　長谷川　保
衆議院議長益谷秀次殿

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、東北地方開発の重要性にかんがみ、東北興業株式会社に東北開発に必要な事業を行わしめるため、会社の名称を変更し、会社が行うべき事業の範囲を拡大する等所要の規定を整備することによつて、東北地方の開発を促進し、国民経済の発展に寄与することを目的とするものであつて、その主なる要旨は次の通りである。

1　東北興業株式会社の名称を東北開発株式会社に改め、会社の目的を明確にするとともに、東北地方の定義を明らかにすること。

2　会社の役員として、理事七人以内（うち総裁一人、副総裁一人）、監事二人以内を置き、内閣総理大臣が任命するものとすること。

3　会社の行う事業として、産業立地条件を整備するため必要な施設に関する事業を加えること。

4　政府の所有する会社の株式は、利益の配当について、後配株とすること。

5　会社の監督は、内閣総理大臣がこれを行い、東北開発株式会社監理官を経済企画庁に置くものとすること。

6　その他罰則の整備、登録税の減免、同一商号の使用禁止等の規定を設けること。

二　議案の修正議決理由
本案は、東北地方の資源及び産業について、さらに積極的にその開発を促進する上において、妥当と認めるが、なお関係法律の整理上不備があるので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十二年四月二十七日
国土総合開発特別委員長　五十嵐吉蔵
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
（小字は修正）

附　則

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。

（商号についての特例）

2　改正後の東北開発株式会社法第五条ノ二の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に東北開発株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六日間は、適用しない。

（登録税の免除）

3　この法律による商号の変更に伴い必要な登記については、登録税を免除する。

（罰則の経過規定）

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

5　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（建設省設置法の一部改正）

6　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四　削除

第四条第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

7　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号への次に次のように加える。

ト　東北開発株式会社法（昭和二十一年法律第十五号）

第九条第四号の次に次の一号を加える。

五　東北開発株式会社を監督すること。

第十二条に次の二項を加える。

7　開発部に東北開発株式会社監理官一人を置く。

8　東北開発株式会社監理官は、命を受け、東北開発株式会社法第二十四条に定める事務を行う。

（行政機関職員定員法の一部改正）

8　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「三六六人」を「一九、七一二人」に、「一九、七一一人」を「三六七人」に、同表の建設省の項中「九、九〇七人」を「九、九〇六人」に改める。

（登録税法の一部改正）

9　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十一号中「東北興業債券」を削る。

（経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正）

10　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中「東北興業株式会社」を「削除」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

11　租税特別措置法（昭和三十二年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び株式会社科学研究所」を「、株式会社科学研究所及び東北開発株式会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2　東北開発株式会社が発行する社債で、商法第三百三条の規定による払込があつた日（売出の方法により発行した場合においては、売出満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの払込の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第十一号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

12　（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百六条中「東北興業株式会社」を「東北開発株式会社」に改める。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、原子力基本法の精神にのつとり放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用を規制することにより、これらの放射線障害を防止しようとするものであつて、その要旨は、放射性同位元素等の使用販売について許可制をとり、その使用者及び販売業者に対し放射線障害の防止上必要な義務を課し、又放射性同位元素の所持並びに譲渡等に制限を加えるとともに、放射線取扱主任者制度を設け、その他、国の行政的監督、放射線審議会を設けることとなつている。

二　議案の可決理由

本案は、公共の安全を確保するために、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用を規制し、これらによる放射線障害を防止しようとするもので、適切妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお別紙の通り附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十二年四月二十七日

科学技術振興対策特別委員長　菅野和太郎

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案に対する附帯決議

放射線による障害の防止は、国民の最も深い関心事であるにかんがみ、政府は関係各省庁の間に充分なる協議を遂げ、次期国会に放射線全般の障害防止に関する左記要領の法律案を提出すべきである。

記

一　法案の対象は、X線発生装置、放射性同位元素、放射能灰等より生ずる全放射線とすること。

二、法案は放射線障害防止の基準法的性格のものとすること。

なお、関係各省庁は前記の法案に関連する所要の法規を整備すべきである。

右決議する。

（第三十七号参照）

千八百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、海上運送における運送人対荷主の利害の衝突を国際的に解決しようとして、千九百二十四年ブラッセルで作成されたものである。わが国も千九百二十五年にこれに署名したが、その批准のためには、わが国海商法の改正等の問題についての検討を必要とし、そのうち第二次大戦となり、ついに批准しないまま今日に至つた。

本条約は、海上運送に伴う運送人の責任を明確にすることにより、一方において荷主を保護するとともに、他方において海上運送企業の円滑な発展を促進しようとするものである。従つてわが国が本条約の批准を行えば、わが国海運業が現行商法の下において過大な責任を負担させられる危険が解消し、わが国海運業の安定した発展が期待されるのである。

なお、わが国は署名に際して、船長その他運送人の使用人の航海上の過失に基いて生じた損害についての運送人の責任を免除する本条約第四条2(a)の規定の受諾及び内国沿岸貿易に本条約の規定を適用することを留保したが、批准に際しては、内国沿岸貿易に関する留保は存置するが、第四条2(a)の規定に関する留保は撤回し、また、第九条第一項の貨幣単位に関する条項は現状に即さないので、新たにその適用を留保することにした。

よつて政府は、本条約の批准について日本国憲法第七十三条第三号ただし三の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国海運業の安定した発展を図るため、本条約を批准することは妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月二日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、昨年三年以来エジプトとの間の文化協定の締結について交渉を行つてきたが、今回協定案文について意見の一致をみたので、本年三月二十日カイロにおいて署名を行つた。

本協定の目的は、エジプトとの文化関係を通じて両国国民の間の相互理解を深め、両国の親善関係の増進に資することにある。

よつて政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は、わが国とエジプトとの間の文化交流を増進するため、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月二日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、昨年末以来、イランとの間の文化協定の締結について交渉を行つてきたが、今回協定案

文について意見の一致をみたので、本年四月十六日東京において署名を行つた。

本協定の目的は、イランとの文化関係を通じて両国民の間の相互理解を深め、両国の親善関係の増進に資することにある。

よつて政府は、本協定の批准について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は、わが国とイランとの間の文化交流を増進するため、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月二日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十八号参照〕

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、在外公館等借入金整理準備審査会法の規定により、太平洋戦争の終結に際して、在外公館又は邦人自治団体若しくはこれに準ずる団体が引揚費、救済費その他これに準ずる経費に充てるため国が後日返済する条件のもとに在留邦人から借り入れた資金の提供者については、昭和三十年十二月三十一日までに政令の定めるところにより証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の国の債務としての確認を請求できるよう措置がとられたが、同法制定当時の特殊事情から、沖縄等日本の行政権の及ぶ範囲以外の地域に引揚げた者については、実際上救済の方法がなかつたため、借入金の確認を請求する権利を行使する機会が与えられなかつたので、今般これら沖縄在住の該当者に対して、本法施行の日から百五十日以内に、当該借入金の確認を請求することができるよう措置しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、借入金の確認を請求する権利を行使する機会が与えられなかつた沖縄在住の該当者を救済するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月六日

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長　廣瀬　正雄

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業団体法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業の組織に関する制度としては、現在、中小企業等協同組合法による協同組合と、中小企業安定法による調整組合の二制度があり、前者は、共同経済事業による経営の合理化を目的とし、後者は、調整事業による経営の安定を目的としている。

この二制度は、中小企業の経済的地位の維持向上のためにきわめて大きな役割を果しているが、今日なお、わが国中小企業の多くは、その資本力の弱小、業者相互間における過度の競争等により、依然として経営の不振と不安定に苦しんでおり、これに対処するためには、総合的な中小企業振興施策を一層推進せしめるとともに、中小企業の組織強化について抜本的な対策を講ずる必要がある。

以上の理由に基き、従来調整事業が一部の業種のみに限つて行われていたのを一挙に拡大して、広く各業種の中小企業がその経営の安定のために自主的調整事業を行うことができる途を開き、また、経済的地位の向上のための団体交渉権を確保することによつて、中小企業の組織の充実と団結の強化を図り、その健全な発展に寄与しようとするのが本案の目的である。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　自主的調整事業と共同経済事業をあわせ行うことのできる「商工組合」の制度を設ける。

なお、現行中小企業安定法の調整組合制度は廃止する。

2　商工組合は、その地区内の一業種について、過度の競争により事業の不安定をきたしており、又は不安定となるおそれがある場合に設立することができる。

3　商工組合の代表者が、調整事業に関して組合協約を締結するため、組合員と取引関係のある大企業等及び同一業種の員外者等と組合交渉を行おうとするときは、その相手方は誠意をもつて応じなければならないこととする。

主務大臣は、必要に応じ、組合交渉を行う商工組合又はその相手方に対し勧告することができる。

4　商工組合の調整事業に関する組合協約は、主務大臣の認可を受けなければその効果を生じない。

5　商工組合の員外者が、その地区内の同業中小企業の安定を阻害している場合、組合の自主的調整事業によつては事態の克服ができず、あるいはそれが適当でないと認められるときは、省令をもつて、地区内の同種事業者のすべてに対し、事業活動の規制に関する命令を出すことができる。

規制命令の内容は、商工組合の調整規程を参しやくして定めることとする。

6　商工組合の員外者が、その地区内の同業中小企業の安定を阻害している場合、組合の自主的調整事業によつては事態の克服ができず、あるいはそれが適当でないと認められるときは、省令をもつて、地区内の同種事業者のすべてに対し、事業活動の規制に関する命令を出すことができる。

規制命令の内容は、商工組合の調整規程を参しやくして定めることとする。

7　現在の事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合及び中央会については、現行中小企業等協同組合法によることとする。

二　議案の修正議決理由

本案は、中小企業者の公正な経済活動の機会を確保してその経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資するための措置として、おおむね妥当なものと認め、なお、若干改善を加えるべき点があると認めるので、本案は、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十二年五月七日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

中小企業団体法の組織に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　中小企業等協同組合（第四条）
第三章　商工組合及び商工組合連合会
第一節　総則（第五条―第十六条）
第二節　事業（第十七条―第三十三条）
第三節　組合員（第三十四条―第四十条）
第四節　設立、管理、解散及び清算（第四十一条―第四十七条）
第五節　登記（第四十八条―第五十四条）
第六節　加入命令及び事業活動の規制に関する命令（第五十五条―第六十六条）
第七節　監督（第六十七条―第七十一条）
第八節　中小企業安定審議会並びに中央中小企業調停審議会及び都道府県中小企業調停審議会（第七十二条―第八十八条）
第九節　雑則（第八十九条―第九十五条）
第四章　組織変更（第九十六条―第百条）
第五章　中小企業団体中央会（第百一条）
第六章　罰則（第百二条―第百十七条）
附則

（中小企業団体等の種類）

第三条　この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

一　事業協同組合

二　事業協同小組合

三　火災共済協同組合

四　信用協同組合

五　協同組合連合会

六　企業組合

七　商工組合

八　商工組合連合会

2　この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。

一　都道府県中小企業団体中央会

二　全国中小企業団体中央会

第四条　事業協同組合、○事業協同小組合、火災共済協同組合、○信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合については、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十

一号。以下「協同組合法」という。）の定めるところによる。

第十一条　商工組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を営む中小企業者及び第九条に掲げる事態を克服するため必要がある場合において定款で定めたときは次に掲げる者とする。

一　その地区内において資格事業を営む者であつて、中小企業者以外のもの

二　事業協同組合、（事業協同小組合）協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合又は森林組合連合会であつて、その地区内において資格事業を行うもの。ただし、その資格事業がこれらの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。

（商工組合の事業）

第十七条　商工組合は、次の事業の全部又は一部を行うものとする。

一　組合員が生産（加工を含む。以下この号において同じ。）をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取の数量若しくは方法に関する制限

二　前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

三　組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

四　前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

五　組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類又は提供の数量若しくは方法に関する制限

六　前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合における役務の提供価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

七　技術的理由により第一号、第三号又は第五号に掲げる制限を実施することが著しく困難である場合における資格事業に係る物若しくは役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物若しくはその物の原材料の購買価格の制限

八　前各号に掲げる制限に附帯する事業

2　商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二　組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

三　組合員の福利厚生に関する施設

四　組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五　前各号の事業に附帯する事業

3　商工組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に前項の事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の同項の事業の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

4　商工組合は、その事業に関し組合員のためにする組合協約を締結することができる。

5　商工組合の事業については、協同組合法第九条の二（第二項、第四項）から第六項まで及び第九条の三から第九条の七まで（事業協同組合の事業）の規定を準用する。

（組合交渉の応諾）

第二十九条　次の各号の一に該当する者は、商工組合の代表者（その商工組合が会員となつている商工組合連合会の代表者を含む。）が、商工組合が会員となつている商工組合連合会政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に関し第十七条第四項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、（正当な理由がない限り）その交渉に応ずるように誠意をもつて措置しなければならない。

一　商工組合の組合員と資格事業に関し取引関係のある事業者であつて、中小企業者以外のもの

二　商工組合の組合員と資格事業に関し取引関係のある事業者をもつて組織する第十一条第二号に掲げる団体又は輸出組合若しくは輸入組合

三　商工組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者以外のもの

四　地区内において資格事業を行う事業者（（農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれらに類するもので政令で定めるもの並びに組合員たる資格を有しないもの（政令で定める者に限る。）を除く。）であつて、商工組合の（調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整規程による申出をしようとする事業に関し、）その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

（設立の認可）

第四十二条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2　主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号（商工組合連合会にあつては、第一号を除く。）に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　資格事業について第九条に掲げる事態が生じていること。

二　商工組合にあつては第十二条の、商工組合連合会にあつては第十六条の要件を備えていること。

三　設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

四　地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当であること。

五　第十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。

3　（主務大臣は、前項第一号に適合しているかどうかについて中小企業安定審議会に諮問して定める判定の基準に従わなければならない。）

4　第一項の認可については、第二十条の規定を準用する。

（準用）

第四十七条　組合の設立については、協同組合法第二十七条（創立総会）、第二十八条（理事への事務引継）及び第三十条から第三十二条まで（成立の時期等）の規定を、出資組合の設立については、同法第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込）の規定を準用する。この場合において、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

2　組合の管理については、協同組合法第三十五条から第五十五条まで（役員、総会、総代会等）の規定を、出資組合の管理については、同法第五十六条、第五十七条（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第五十九条第一項及び第二項、第六十条（剰余金の配当）並びに第六十一条（組合の持分取得の禁止）の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第三十九条第一項中「規約」とあるのは「規約、調整規程又は総合調整規程」と、同法第四十条の二及び第四十五条第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「総組合員の十分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当る議決権を有する会員）」と、同法第四十一条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当る議決権を有する会員）」と、同法第四十一条第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数（商工組合連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員）」と、同条第二項ただし書中「規約」とあるのは「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」と、同法第五十一条第三項中「第二十七条の二第（四）項及び第四項（から六まで）」とあるのは「中小企業団体法第四十二条第二項」と、同法第五十三条中「総組合員の半数以上」とあるのは「総組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の半数以上に当る議決権を有す

（関する法律の組織に）

る会員）」と読み替えるものとする。

3　組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二条（第一項及び第二項）、第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで（第一項並びに）、第六十八条（解散及び清算）の規定を、出資組合の合併については、同法第六十三条第二項（合併の手続）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第一項第五号中「第百六条第二項」とあるのは「中小企業団体法（の組織に関する法律）第六十九条第一項から第三項まで（から）」と、同条第二項及び同法第六十三条第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第四項中「第二十七条の二第四項及び第四項（から第六項まで）」とあるのは「中小企業団体法（の組織に関する法律）第四十二条第二項」と、同法第六十九条中「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上（商工組合連合会ニ在リテハ議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル会員）」と読み替えるものとする。

（準用）

第五十四条　組合の登記については、協同組合法第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条から第九十二条まで、第九十四条、第九十五条第一項及び第二項並びに第九十六条から第百三条まで（登記）の規定を、出資組合の登記については、同法第八十六条第二項及び第九十五条第三項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「前条第二項」とあり、同法第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十九条並びに第九十五条第一項及び第二項中「第八十三条第二項」とあり、同法第八十五条第一項中「同条第二項」とあるのは「中小企業団体法第四十八条第三項」と、同法第九十四条第一項中「第八十三条第五項」とあるのは「中小企業団体法（の組織に関する法律）第四十八条第三項」と、同法第九十七条第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第九十八条第二項中「第九十三条第三項及び前条第二項」とあるのは「前条第二項及び合併によつて消滅する組合が中小企業団体法（の組織に関する法律）第三十四条第二項に規定する出資組合であるときは同法第五十一条第三項」と読み替えるものとする。

（加入命令）

第五十五条　主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものの事業活動が第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、このような状態が継続することは、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合において、その商工組合がその地区内において資格事業を営むすべての中小企業者の事業活動を自主的に調整することによつて同条に掲げる事態を克服することができ、かつ、その方法によることがその事態を克服するのに最も適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地区内において資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものに対し、その商工組合に加入すべきことを命ずることができる。

一　その地区内において資格事業を営む中小企業者の四分の三以上が組合員となつていること。

二　その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体（その資格事業がその団体について同号の政令で定める業種に属する場合に限る。以下同じ。）の総数の四分の三以上が中小企業者であること。

三　その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていること。

2　前項の規定による命令があつたときは、その実施の日におけるその商工組合の地区内においてその実施の日における資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のもの（第四項の規定により認証を受けた者を除く。）は、その実施の日から二十日以内にしなければならない。

3　前項の規定により出資組合たる商工組合の組合員となる者は、第三十四条第二項ただし書の承諾を得たものとみなす。非出資組合たる商工組合が出資組合に移行した場合において、その商工組合が非出資組合であつた間に前項の規定によりその組合員となつた者についても、同様とする。

4　第一項の規定による命令があつたときは、その命令の対象となつた中小企業者のうちその商工組合に加入することに支障があると認める者は、その命令があつた日から起算して二週間以内に行政庁にその旨の認証を求めることができる。この場合において当該行政庁は、その認証を第一項の規定による命令の実施の日から二十日以内にしなければならない。前項の規定により認証を受けた者は、その商工組合の行う調整事業に係る制限に従わなければならない。

6　商工組合は、前項の規定の適用を受ける者に対し、その商工組合の調整規程で定める例に従い、その調整事業に係る制限を実施するため必要な限度において、検査を行い、手数料、経費及び過怠金を課することができる。

7　第一項の規定による命令に係る商工組合は、その命令があつた日から九十日以内に、その商工組合の実施している調整規程を変更するかどうかについて、総会の議決を経なければならない。

8　前項の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

第五十七条　主務大臣は、次に掲げる要件を備える商工組合連合会の地区内において資格事業を営む者であつてその会員たる商工組合の組合員以外のもの（その会員たる商工組合の地区内の中小企業者を除く。）若しくはその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体であつてその会員たる商工組合の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合連合会の会員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一　会員たる商工組合のすべてが前条第一号の要件を備えていること。

二　その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一条第二号に掲げる団体の総数の三分の二以上が会員たる商工組合の組合員となつていること。

（設備新設の制限命令）

第五十八条　主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第五十六条又は第五十七条の規定により生産の設備の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

（命令の決定（及び形式））

第五十九条　第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令は、その組合が総会の議決を経て申し出た場合でなければ、することができない。

2　主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3　第一項の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

（命令の形式）

第六十条　第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条（又は前条）の規定による命令は、省令をもつてする

ものとする。

（聴聞）

第六十条　主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行い、広く一般の意見をきかなければならない。

（命令の変更又は取消）

第六十二条　主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（不服の申立）

第七十条　第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のために為した行為又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理として為した行為に不服のある者は、その行為のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができる。ただし、行為の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

第七十三条　中小企業安定審議会（以下「安定審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業に関する重要事項を調査審議する。

2　主務大臣は、次の各号の一に該当する場合には、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、安定審議会に諮問しなければならない。

一　第十八条の規定により第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程の変更の認可をしようとするとき。

二　第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条又は第五十八条の規定による命令をしようとするとき。

（報告の徴収）

第九十二条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合員たる資格を有する者又は第二十九条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの○に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第九十三条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者○の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3　前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣○等）

第九十四条　この法律における主務大臣は、組合の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十条の規定による勧告に関しては、その交渉の相手方の行う事業を所管する大臣（その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行う事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）及び組合の資格事業を所管する大臣とする。

2　第五十五条第四項に規定する行政庁は、都道府県知事とする。

3　主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消又は勧告をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（事業協同組合への組織変更）

第九十六条　次の各号に適合する商工組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、事業協同組合になることができる。

一　第十七条第二項の事業を行つていること。

二　協同組合法第七条第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者のみが組合員となつていること。

三　組合員の全部に出資をさせていること。

四　その商工組合について第五十五条第一項若しくは第五十六条の規定による命令がされ、又はその商工組合が会員となつている商工組合連合会について第五十七条の規定による命令がされていないこと。

2　前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3　第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4　総代会においては、第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織変更について議決することができない。

5　理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

6　前項の認可については、協同組合法第二十七条の二第四項（設立認可の基準）及び第百十一条（所管行政庁）の規定を準用する。

7　第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において第九十九条第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

8　商工組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（商工組合への組織変更）

第九十七条　次の各号に適合する事業協同組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、出資組合たる商工組合になることができる。

一　資格事業について第九条に掲げる事態が生じていること。

二　その地区が資格事業の種類の全部又は一部が同一である商工組合の地区と重複するものでないこと。（商店街組合になる事業協同組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とが重複する場合及び商店街組合以外の商工組合になる事業協同組合の地区と商店街組合の地区とが重複する場合を除く。）

三　第十二条の要件を備えていること。

2　前項の規定による組織変更については、前条第二項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第六項中「協同組合法第二十七条の二第四項」とあるのは「第四十二条第二項」と、同条第七項中「第九十九条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第八項中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

第百八条　第五十六条又は第五十七条○又は第五十八条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

〔別紙〕

中小企業団体法案に対する附帯決議

一、政府は、既設の調整組合の新法への移行にあたつては、その業務が円滑に採移するよう配意するとともに、調整事業の遂行に要する経費の徴収については現状に即しその適正を期すること。

二、政府は、組合交渉にあたつては、その経済取引の本旨に反せざるよう指導誘掖すること。

三、政府は、本法を輸出向生産事業に適用する場合においては、輸出取引の特殊性を考慮するとともに

に、次の諸点に格段の留意をすること。

1　輸出産業における中小企業の規模については、当該業種の実情に即するよう配意すること。

2　輸出取引の特殊性にかんがみ、本法各条章の適用、なかんずく輸出価格の制限事業を行うにあたつては、迅速に処理すること。

四、政府は、本法に規定する各種協同組合の発展と中小企業の振興のため、金融、税その他の助成を積極的に推進し、あわせて、中小企業安定審議会及び中小企業調停審議会並びに地方自治体の行政経費について、所要の措置を講ずること。

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業団体法の施行に伴い設立される商工組合に、融資関係及び税制関係の法律を適用するよう、関係法律の改正を行おうとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

1　商工組合中央金庫法、中小企業金融公庫法及び中小企業信用保険法を改正して、商工組合及び同連合会を融資対象あるいは保険対象に加えること。

2　法人税法上の特別法人扱い並びに地方税法上の固定資産税と不動産取得税の免除等について、商工組合及び同連合会を、現行中小企業等協同組合法による事業協同組合と同様に取り扱うこととすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、中小企業団体法の施行に伴い必要な措置であり、なお、中小企業団体法案の修正に即応する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月七日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

中小企業団体法の組織に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（登録税法の改正）

第一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合中央会」を「商工組合、商工組合連合会、中小企業団体中央会」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「、中小企業団体法の組織に関する法律」を加える。

（商工組合中央金庫法の改正）

第二条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

「所属組合」を「所属団体」に改める。

第一条第一項中「（塩業組合ヲ含ム）」を「其ノ他主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体」に改める。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合又ハ商工組合連合会」を、「事業協同組合」の下に「又ハ商工組合」を加え、同条第四項中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合又ハ商工組合連合会」を加える。

第七条第一項を次のように改める。

左ニ掲グル者ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ

一　政府

二　中小企業等協同組合、商工組合又ハ商工組合連合会、環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会

三　塩業組合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

四　酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

五　酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七条第一項中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会若は酒販組合中央会、此等ノ構成員」を「中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会」を加える。

第二十八条第一項第六号中「其ノ構成員」を「中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会」に改める。

第二十九条第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に「、商工組合連合会又は酒販組合中央会」を加え、同項第四号中「又ハ其ノ構成員」を「、商工組合、商工組合連合会又は酒販組合中央会」に改める。

第六条　前条の規定による改正後の法人税法第九条第六項の規定は、中小企業団体法（昭和三十二年法律第　号）の施行の日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正）

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項ただし書中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加え、「事業協同組合又は協同組合連合会」を「事業協同組合、○事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に、「当該事業協同組合又は協同組合連合会」を「当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　中小企業団体法の組織に関する法律第三条第一項第二号の次に次の一号を加え、同項第十号を削る。

二の二　中小企業団体法（昭和三十二年法律第　号）の施行に関すること。

第五条第一項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、同条第二項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、「中小企業安定法」を「中小企業団体法」に改める。

（地方税法の改正）

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「、調整組合及び調整組合連合会」を削る。

第七十二条の十八第二項中「及び輸出入組合」を「、輸出入組合、商工組合及び商工組合連合会」に改める。

第七十二条の二十二第四項第五号中「（企業組合を除く。）」の下に「、商工組合、商工組合連合会」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）及び連合会」を「、中小企業等協同組合法及び中小企業団体法（昭和三十二年法律第　号）による組合及び連合会（企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体法第十七条第一項（同法

第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する事業のみを行うものを除く。）」に改める。

第二百九十六条第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第三百四十八条第二項第十一号の二中「及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）及び連合会」を「、中小企業等協同組合法及び中小企業団体法による組合及び連合会（企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体法第十七条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する事業のみを行うものを除く。）」に改め、同条第四項中「及び中小企業等協同組合法」を「、中小企業等協同組合法及び中小企業団体法」に、「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「事務所及び倉庫」の下に「（商工組合又は商工組合連合会に係るものにあつては、中小企業団体法第十七条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する事業に使用する部分を除く。）」を加える。

（中小企業振興資金助成法の改正）

第十六条　中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業等協同組合の施設及び」を「中小企業等協同組合、商工組合及び商工組合連合会の施設並びに」に、「中小企業等協同組合の活動」を「中小企業等協同組合、商工組合及び商工組合連合会の活動」に改める。

第三条第一項、第一号の次に次の一号を加える。

一の二　商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体法（昭和三十二年法律第　号）第十七条第二項第一号（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に掲げるものの設置に必要な資金

第四条中「一の中小企業等協同組合」を「一の中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会」に、「中小企業等協同組合の施設」を「中小企業等協同組合若しくは商工組合連合会」の施設」に改める。

（租税特別措置法の改正）

第十八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）」の下に「、商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六十条第一項中「事業協同組合」の下に「（中小企業団体法（昭和　号）第九十七条第一項の規定により組織を変更して商工組合となつたものを含む。）」を加える。

附　則

この法律は、中小企業団体法の施行の日から施行する。

〔第三十九号参照〕

国際海上物品運送法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、千九百二十四年八月二十五日ブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約が、今国会において批准されることとなるので、この条約の趣旨にのつとり、国際的海上運送における船主の責任を軽減するとともに、船荷証券に関する関係人の利害を調整せんとするものである。

まず、海上運送人の責任を軽減するについては、

第一に、船舶の航海に堪える能力を保持する責任が、従来無過失責任があつたものを、過失責任に改めること。

第二に、船長その他運送人の使用する者の航行又は船舶の取扱に関する行為等により生ずる運送品の損害については、賠償の責を負わないものとすること。

第三に、海上その他可航水域に特有の危険、天災その他の事故による運送品の損害については、原則として、一梱包又は一単位につき、十万円を限度としてのみ賠償責任を負うこととすること。等である。

また、船荷証券に関する関係人の利害の調整については、船荷証券に運送品の種類及び数量を記載するに際し、荷送人に書面による通告を正確にしなければならない責任を負わせ、他方、運送人は、その通告が正確でないと信ずべき正当の理由がある場合又はその通告が正確であることを確認する適当な方法がない場合の外は、その通告に従つて記載しなければならないものとし、その通告が正確であることを確めることにつき注意を怠つて、船荷証券に事実と異なる記載をした場合には、善意の船荷証券所持人に対抗することができないものとすること、等である。

二　議案の可決理由

国際海上運送業務に関係ある海運業者、貿易業者、保険業者等は、既に、日本商法によることなく、条約又は条約を採用する外国法に準拠して契約を締結している現状よりみて、国際信用上今回の条約成立に伴う本法の制定は、当然の措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月七日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

日本道路公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本道路公団をして、高速自動車国道及び高架の有料道路の建設管理をより有機的に運営させるために、日本道路公団法につき次のような一部改正をしようとするものである。

1　高速自動車国道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うことができるものとすること。

2　建設大臣の認可を受けて高架の有料道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設を、当該道路の新設又は改築に伴い取得した土地に建設し、管理することができることとし、また、委託に基いても、これらの施設を建設することができるものとすること。

3　これらの業務の運営の適正を期するため、業務を行う場合の基準を政令で定めるものとすること。

4　不動産登記法及び政令で定めるその他の法令の適用について日本道路公団を国の行政機関と同様に取り扱うものとすること。

等である。

二　議案の可決理由

本案は、日本道路公団の行う業務を円滑にするために、必要なる措置であると認め、原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月八日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

国有財産法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国有財産の管理及び処分の適正を期するため、大蔵本省又は各財務局にそれぞれ国有財産中央審議会又は国有財産地方審議会を設けるとともに、国有財産の境界の確定に関する規定を設ける等規定の整備を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

昭和三十二年四月二十七日の閣議決定に基いて、国有財産中央審議会及び国有財産地方審議会が設けられたが、審議会等はなるべく法制上の機関とするよう行政管理庁の意向もあり、これを法律に基く機関とするとともに、大蔵大臣の総括権を明確にすることは適切な措置であることを認め、本案は別紙の通り附帯決議を附して原案

の通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十二年五月八日
大蔵委員長　山本　幸一
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
国有財産法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
国有財産の管理処分の適正化を図るため、政府は、本法の実施に当つては、次の諸点を十分考慮すべきである。
一　国有財産の管理処分の現状は、今なお適切とはいえないから、その適正を期するため、国有財産審議会の答申を尊重して管理処分の公開化を図るとともに、予算、人員の増加等の措置を講じて遺憾のないようにすること。
二　国有財産を長期にわたつて民間に貸し付けることは適当でないから、現在これに該当するものは、極力整理するよう特別の措置を講ずること。
三　国有財産の管理処分に当つては、中小企業の育成発展に資するよう特段の配慮をする必要がある。したがつて、在日米軍が使用している国有財産の機械器具についても、行政協定に基くものでないと認められるものは返還を求め、中小企業向の交換払下にあてること。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、住民の居住の用に供している普通財産たる建物のうち保安上危険なもの等を整理するため、その居住者を収容する第二種公営住宅をその敷地に建設しようとする地方公共団体に対し、その建物を譲与し、又はその建設に必要な国有の土地を減額譲渡することができることとするものである。
二　議案の可決理由
現在、生活困窮者の収容施設等の用に供している国有の建物のなかには、老朽はなはだしく保安上危険と目される建物が約四千三百戸に及んでおり、これら危険な建物を早急に取りこわし整理し、その敷地に公営住宅を建設せしめるとともに、余裕を生じた跡地を住宅地として提供せしめるために、本案は時宜に適した有効妥当な措置であることを認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十二年五月八日
大蔵委員長　山本　幸一
衆議院議長益谷秀次殿

〔第四十号参照〕
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
不正常授業を解消するため、公立小学校舎の建築費に対して、国が補助を行うことができる坪数算定の基準日を、現行法では、当該建築年度の五月一日としているのに対して、本案は、一定の集団的住宅の建設により、新たに校舎の不足を生じた場合には、五月二日以降においても文部大臣の定める日を、その校舎の坪数算定の基準日としてとりうるように、特別の規定を設けるものである。
二　議案の可決理由
国、地方公共団体等が行う集団的な住宅の建設に伴い生ずる不正常授業の解消を促進するため、国が補助を行うことができる建築の坪数算定の基準日について特例を設けることは、時宜に適したものであることを認め、本案は、別紙の通りの附帯決議を附し、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
公立小、中学校施設整備費補助金として、昭和三十二年度一般会計予算に三十四億八千余万円が計上されているもののうち、約一億二千万円を要する見込である。
右報告する。
昭和三十二年五月十一日
文教委員長　長谷川　保
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
一、義務教育が国と地方公共団体との共同責任にかかる重要事項たる点と、地方財政の実情とにかんがみ、公立義務教育諸学校の施設、設備についても、政府は、すみやかに、義務教育費国庫負担法の精神に則り、これに必要な経費の二分の一を国が負担するために必要な措置を講ずべきである。
二、公立義務教育諸学校における教育効果の向上と教育財政の有効化を期して、多くの市町村が学校統合を企画しつつある現在、政府は義務教育の重要性と地方財政の実情とにかんがみ、すみやかに有効適切な措置を講ずべきである。

有線放送電話に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
近時、農山村等において通話装置を附置した有線放送設備による簡易な電話に関する需要が急激に増加しているが、現行の有線電気通信法の規定をもつてしてはその規律が困難であるので有線放送設備を利用して行う電話に関する業務の運営の適正を図り、もつて有線電気通信に関する秩序の確立に資するためこの法律を制定しようとするものであつて、法案の要点は次の通りである。
1　有線放送電話業務を行おうとする者は、郵政大臣の許可を要することとし、その許可の基準を次のように定めること。
イ　業務区域は、同一市町村内に限ることとし、その住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつ、その相互間の電話連絡が不便な地域であること。
ロ　その業務及び当該有線放送の業務を営利を目的として行わないものであつて、かつ、これを適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。
ハ　その業務の用に供する設備に通話専用の線路を含まないこと。
ニ　その業務を行うことが公益上必要であり、かつ、適切であること。
2　許可の有効期間を五年とし、満了の際は申請により五年以内の期間を限つて延長又は再延長ができること。
3　業務の運営等について、業務区域外における役務提供の禁止、業務区域拡張の許可、契約約款の届出等の規定を設けること。
4　有線放送電話業者は、通話専用の線路を設置してはならないこと。
5　有線放送電話業者の相続又は合併による地位の承継、許可の取消、罰則等について規定し、許可の取消等郵政大臣の処分については、聴聞及び異議の申立の制度を設けること。
6　有線電気通信法の一部を改正して、同法に次のような規定を加えること。
イ　二以上の業務区域について、許可を受けた有線放送電話業務用設備の相互接続を禁止すること。
ロ　有線放送電話業務用設備と、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社の設置する有線電気通信設備との接続を禁止すること。
ハ　有線放送電話業者は、業としてその設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してもよいこととすること。
7　本案は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行すること。
二　議案の可決理由
本案は、農山村等地域社会における電話需要の実際に適合し、かつ有線電気通信に関する秩序の確立に資するものと認め、別紙のとおり附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十二年五月十一日
通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
有線放送電話に関する法律案に対する附帯決議
日本電信電話公社は、全国あまねく、且つ、公平に、公衆電気通信役務を提供する使命を負うものであるから、有線放送電話に関する法律の制定施行如何にかかわらず、政府並

びに公社当局は、向後一層、農山漁村等従来比較的通信の利便に恵まれていない地帯における公衆電信電話施設の拡充、サービスの改善に努むべきである。

日本放送協会昭和三十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

一　本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和三十年度における決算に関するものであつて、放送法第四十条の規定に基き、これに関する説明書とともに、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果特に記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されている。

1　資産並びに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和三十一年三月三十一日現在における資産総額は八十二億五千百四十五万余円、負債総額は四十二億六千八百三十六万余円であつて、差引き、資本として三十九億八千三百九万余円が計上されている。これを前年度末に比較すると、資産は六億九千三百七万余円、負債は三億五百三十二万余円、資本は三億八千七百七十六万余円をそれぞれ増加している。

2　損益

損益計算書によれば、昭和三十年度中の事業収入は、ラジオ関係百二億三千五百九十一万余円、テレビジョン関係三億八千八百二万余円で、事業支出は、ラジオ関係九十三億五千九百二十三万余円、テレビジョン関係九億四百六万余円となつている。差引きラジオ関係では八億七千六百六十七万余円の剰余、テレビジョン関係では五億一千六百四万余円の欠損となつている。これを予算に比較すると、収入につき約二パーセントの増、支出につき約四・三パーセントの減を示している。

二　議決の内容

本件については異議がないと議決した。

右報告する。

昭和三十二年五月十四日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

1　連合国軍によつて接収され、独立後も引き続き、アメリカ合衆国軍の刑務所として使用されていた旧豊多摩刑務所が解除されたのに伴い、これに所要の整備を加え、新たに中野刑務所を設置し、東京矯正管区内の過剰拘禁状態を緩和しようとすること。

2　現在浦和市に所在する豊多摩刑務所の名称を浦和刑務所に改めようとすること。

二　議案の可決理由

本案は、刑務行政の円滑なる運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に、八千六百十万一千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年五月十一日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

小型船海運組合法案（木村俊夫君外二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、小型船海運業の現状にかんがみ当該業者の経済的地位の改善を図るため小型船海運組合を結成することができるようにし、もつて当該事業の安定を確保しようとするものであつて、その内容の主な点は、次のとおりである。

1　小型船海運組合の組合員たる資格者は、木船運航業者、木船貸渡業者、木船回漕業者並びに五総トン以上五百総トン未満の鋼船による運航業者及び貸渡業者とすること。

2　小型船海運組合の事業は、運賃、回漕料、貸渡料等の運送条件貨物の引受、配船船腹、保有船腹、燃料等の購入等について調整規程を定めて調整事業を行うとともに共同事業及び福利厚生事業を行うものとすること。

3　小型船海運組合は、小型船海運組合連合会を組織することができること。

4　小型船海運業者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなつたときは、運輸大臣は、当該事業の安定のために海運組合又は連合会の申出に基き、一定の調整規程の内容を参しやくして運輸省令をもつて、小型船海運業者のすべてに対して、その事業活動の規制に関する命令を発しうること。

二　議案の修正議決理由

本案は、小型船海運業の安定を図るため、おおむね妥当と認めるが、組合の事業に労使間の労働関係事項を処理すること及び団体協約の応諾義務の明確化を図るとともに、中小企業団体法案及び環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案との均衡上関係条文を整理する必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十二年五月十三日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

（事業）

第八条　海運組合は、次に掲げる事業を行うことができる。

一　小型船による貨物の運送に係る運賃若しくは回漕料又は小型船の貸渡に係る料金であつて組合員が受け取り、又は支払うものの調整

二　組合員の小型船海運業に係る運送条件であつて前号に規定するもの以外のものの調整

三　組合員が小型船により運送する貨物の引受数量又は引受方法の調整

四　組合員が配船する小型船の船腹の調整

五　組合員が保有する小型船の船腹の調整

六　組合員が小型船を運航するに必要な燃料等の物資の購入数量、購入方法又は購入価格の調整

七　組合員の小型船海運業に関する共同事業

八　組合員の小型船海運業の経営の合理化に関する指導及びあつせん

九　組合員に対する小型船海運業に係る事業資金のあつせん（あつせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）

十　組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

十一　組合員の委任を受けてする組合員と組合員が使用する従業員との間の労働関係に関する事項の処理

十二　組合員又は組合員が使用する従業員のためにする海難防止に関する事業

十三　前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究その他の事業

2　海運組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

（団体協約の交渉及び締結）

第九条　海運組合は、組合員の経済的地位の改善のための団体協約を締結することができる。

2　海運組合の代表者は、総会の承認を得てからでなければ、前項の団体協約の締結に関する交渉をする権限を有しない。

3　○前条第一項第一号から第六号までに規定する事業に関し○前項の交渉の申出を受けた者は、正当な理由がない限り、その交渉に誠意をもつてこれに応じなければならない。

4　第一項の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項の団体協約であることを明記した書面をもつてしなければ、その効力を生じない。

5　第一項の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6　組合員の締結する契約であつ

て、その内容が第一項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十八条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、認可を受けた団体協約又は調整規程に係る海運組合又はその組合員の行為には、適用しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　不公正な取引方法を用いるとき又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二　第六十五条第四項の規定による公示があつた後四十日を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第十四条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）。

2　第六十五条第三項の規定による請求が団体協約又は調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その団体協約又は調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

3　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、海運組合が第八条第一項第七号から第十二号まで（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に基いてする行為には適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める。

2　この法律の施行の際現に海運組合という文字又は海運組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行の日から二月間は、第六条第二項の規定にかかわらず、これを用いることができる。

3　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の五の次に次の二号を加える。

十五の六　小型船海運組合及び小型船海運組合連合会の設立の認可等必要な処分をすること。

十五の七　小型船海運業を営む者の運賃等を調整し、及び小型船の船腹の増加を制限すること。

第六条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　小型船海運組合法（昭和三十二年法律第　号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第二十三条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　小型船海運業の安定に関すること。

第四十条第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　小型船海運業の安定に関すること。

4　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「事業協同小組合、商工組合」の下に「、小型船海運組合」を加え、同条第四項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

第七条第一項第五号の次に次の一号を加える。

六　小型船海運組合又は小型船海運組合連合会（直接又は間接の構成員の半数以上が常時三百人以下の従業員を使用するものであるものに限る。以下同じ。）

第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号、第二十九条第一項第三号及び同条同項第四号中「酒販組合中央会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

5　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

六　小型船海運組合及び小型船海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

6　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号の次に次の一号を加える。

六　小型船海運組合及び小型船海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

7　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酒販組合中央会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の下に「、小型船海運組合法」を加える。

8　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「塩業組合、」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会、」を加える。

9　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

10　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「商工組合連合会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

（別紙）

小型船海運組合法案に対する附帯決議

政府は、小型船海運業の現状にかんがみ、本法施行に際して、左記諸事項につき、速かに特段の措置を講ずべきである。

一　小型船海運業の振興対策を樹立すること。

二、本法の実施に伴い、木船運送法の内容についても再検討を加えること。

三、小型船海運組合又は小型船海運組合連合会の運営が荷主との資本的、又は人的関係によつて、不当な支配を受けざるよう特に考慮を払うこと。

四、組合員たる資格を有する者に対し組合への加入勧奨につき適切な行政指導を行うこと。

五、調整運賃の決定にあたつては関係官庁と十分連絡を採ること。

船舶職員法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、昭和二十六年に制定されたものであるが、最近における海運業及び遠洋漁業の急激な発展に伴い、船舶職員に関する制度が実情に適しなくなつたのでこれを実情に適応するように改めようとするのが本案の目的とするところであつて、その内容の主な点は、次のとおりである。

1　適用船舶の範囲を一部改めるとともに、一等船舶通信士を通信長に改めること。

2　免許の更新制を廃止すること。

3　業務停止期間を二年とするとともに、心身の故障を免許取消事由とすること。

4　船舶職員として船舶に乗り組ますべき者の資格を改めること。

5　海技試験官を設けること。

6　運輸大臣が欠員の補充命令を発しうること。

7　航行区域外の航行の場合には、一般の資格員数のほか、運輸大臣の指定する海技従事者を乗り組ませることとすること。

8　本法及び命令に違反する事実がある場合であつて、船舶航行の安全を図る必要があるときは運輸大臣が航行の差止めを行うことができること。

9　船舶への立入検査、免状の提示等に関する規定を設けること。

10　乙種船舶通信士及び丙種船舶通信士の免許年令を暫定的に二年間十八才に引き下げること。

二　議案の可決理由

本案は、船舶航行の安全を確保するため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することと決した。

右報告する。

昭和三十二年五月十四日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

船舶職員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は第二十九条の二の規定の運用にあたつては、特に慎重を期し、報告の聴取、船舶への立入り、海技免状の検査等については、これを必要最少限度に止め、船舶運航に支障を来しめざるよう深じんなる考慮を払うとともに、船舶職員の船内居住を不当に侵害せざるよう、特段の注意を払うべきである。

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業災害補償制度は、ここ数年来その改正が論議されてきたのであるが、本制度の運営の現況から、これが改正をすみやかに行う必要があり、制度内容の合理化、農家負担の軽減、事業実施主体の特例及び監督の強化等について改正を行い制度の合理化を図ろうとするものである。即ち、農作物共済につき引受の方法及び共済掛金率の設定方法を改善し、さらに共済関係の当然成立の緩和を図り、特別の事由がある場合には事業実施主体の特例を認め、市町村が共済事業を行いうることとするとともに、共済事業及び保険事業の実施に関し適正なる監督を行うことができるようにしようとするものである。

二　議案の修正議決理由

農業災害補償制度の運営の現況からこれを改正することは妥当と認める。しかし本法に対し、農業共済の必須事業を組合から市町村に移譲する場合には、これを組合の総会の特別議決によらなければならないこととなつているが、これを総代会の特別議決事項とし、また組合員が行政庁に対し農業共済団体の検査を請求する場合には、組合員の十分の一以上の同意を得なければならないこととなつているが、これを二十分の一の同意で請求することができることとし、さらに、必要措置命令及び監督命令に違反した農業共済団体の役員を一万円以下の過料に処するように修正することを妥当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお本案に対し、政府は、本制度の運営にあたり、基準反収の改訂、損害評価方法の改善等について遺憾なきを期すべき旨の八項目にわたる附帯決議を附すべきことと決した。

右報告する。

昭和三十二年五月十三日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第四十五条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号の次の一号を加える。

四　第八十五条の二第一項の議決

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　監督

第百四十二条の二　行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款等を守つているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下本条、次条及び第百四十二条の五第一項において同じ。）に関し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第百四十二条の三　行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第百四十二条の四　組合員が、総組合員の〇二十分の一以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反する疑があることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第百四十二条の五　行政庁は、第百四十二条の二の規定により報告を徴し、又は同条乃至前条の規定により検査を行つた場合において、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款等に違反すると認めるときは、当該組合等又は農業共済組合連合会に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

行政庁は、前項の規定による外、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正且つ効率的に行わせるため特に必要があるときは、組合等又は農業共済組合連合会に対し、当該事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

第百四十二条の六　農業共済団体が前条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該命令に係る役員を解任することができる。

農業共済団体が前条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体の解散を命ずることができる。

第百四十二条の七　行政庁は、組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選の決定の日から一箇月以内に当該決議又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第百四十七条中第十三号を削り、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第九十九条の二第一項又は第百三十条の規定に違反したとき。

第百四十七条第十三号を次のように改める。

十三　第百四十二条の五の規定による命令に従わなかつたとき。

〔別紙〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農業災害補償制度のたてなおしは長きにわたる懸案であり、法の改正に対する農民の期待は大である。

よつて、政府は、改正後における本制度をして再び既往の失態を繰返さしめず、運用の全きを得て、農業生産力の確保と農家経営の安定に寄与せしめることとなるよう、左記各項の実行につき遺憾なきを期すべきである。

記

一、農作物共済の基準収量の低すぎること又は実収量との差が大きすぎることが、この制度の円滑な運営を阻害する最大の原因となつていると認められるのでこのさい災害なかりせば反収を加味してこれを改正する等、実態に合致した基準収量の確立に努めること。

二、農作物その他の損害の評価については、国の統計調査機構が農業共済団体の行う損害評価に対し積極的且緊密に協力することとし、調査方法の統一、農業共済団体の調査の精度の向上をはかること。

右により、農業共済団体の調査した収獲量及び被害量を基準として、適当な共済金支払が実施できるか否かについては、本年度より直ちに実験を行い将来この方式を確立し得るよう努めること。

三、無事戻制度について検討を加え、その整備拡充をはかり、あわせて共済の完全引受、掛金の完全徴収について奨励措置を講ずること。

四、現行制度では九割以上の被害及び植付又は掃立の不能の場合に概算払いを行いうることとなつているが、共済金の早期支払をさらに促進するため、七割程度以上の被害の場合にも、概算払いができるよう措置すること。

五、農業災害補償制度の運用に当るべき機構の複雑化を避けるため、農業共済組合連合会の事業不足金融資に関する制度を再検討すること。

六、大豆及びなたね等について国の再保険措置の途を拓くよう準備を進めること。

七、今後は共済掛金のみならず、事

務費賦課金についても強制徴収を認めることとなるが、賦課金の増嵩を防止するため、承認制を強化し農家負担の軽減に努めること。

八、農業共済団体の適正且つ効率的な事業運営を期するため行政庁の監督の強化刷新を図るはもちろん、最近における農業団体の非違事業の発生にかんがみ、これらに対する農林省の監督組織について、総合的な検討改善を加え、要すれば農林省設置法の改正を行い、監督行政の厳正なる運営を期する上に必要な措置を講ずること。

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業災害補償法臨時特例法は、昭和二十七年六月に制定され、政府はこれに基き、同年六月から五箇年の試験実施期間を限り、水稲と麦とについて全国から五パーセント程度の組合を選定し、農家単位に減収石数を算定して共済金を支払う制度を試験的に実施してきたのであるが、この農家単位の方式については種々の利点もあるが、農業災害補償制度運営の現況から見て、今直ちにこの方式に移行することは無理であると考えられるので、その期間満了とともに同法の附則第二項及び第三項の規定により同法を廃止するとともに必要な経過措置を規定しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

農業災害補償制度運営の現況から見て、農業災害補償法臨時特例法を廃止することは妥当と認めるが、本法の施行日が昭和三十二年五月一日となつており、本法の成立がおくれたため、これを公布の日から施行することとし、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十三日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日昭和三十二年五月一日から施行する。

2　水稲について昭和三十一年産までのもの及び麦について昭和三十二年産までのものを共済目的とする農作物共済については、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

農業災害補償法第百七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業災害補償法第百七条第四項の共済掛金標準率については、五箇年ごとに改訂することになつており、水稲及び麦については、本年度が丁度、改訂期になつておるが、しかし本案とともに提案せられた農業災害補償法の一部を改正する法律案によつて引受の方式、料率の算定等について改訂が予定されておるので、この際は、水稲及び麦について料率の改訂を一年延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

農業災害補償制度の改正が昭和三十三年から実施されることとなることに伴い、昭和三十二年において行うべき水稲及び麦についての共済掛金標準率の改訂を一年延期することは妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十三日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業において適正な減価償却を行うことを可能にし、その経理の健全化を図るため、第三次再評価において十分に再評価を行わなかつた中小企業に対し、減価償却資産についてさらに再評価を行う機会を与えようとするのが本案の目的である。

二　議案の修正議決理由

本案は、中小企業の経営改善に資するため、妥当な措置と認めるが、なお、中小企業の特殊性等を考慮して別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、約四千万円の減収の見込となる。

四、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

足立大蔵政務次官は、本修正に対して「この程度の修正はやむをえない」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十二年五月十四日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（再評価を行うことができる法人及びその再評価の時期）

第三条　法人（次に掲げる法人を除く。）は、当該法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有する再評価可能資産（再評価法第七条（帳簿価額のない資産の再評価）の規定により再評価を行うことができないものを除く。以下次項において同じ。）について、再評価法第十三条第一項（法人の資産の再評価の時期）に定めるもののほか、昭和三十二年中に開始する事業年度開始の日（当該開始の日が二以上あるときは、そのいずれが一の日。以下次項において同じ。）現在において、同法第六条第一項（法人の資産の再評価）の規定による再評価を行うことができる。

一　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号。以下「資本充実法」という。）の施行の日（昭和二十九年六月一日）において資本の額が五千万円以上であつた株式会社

二　資本充実法の施行の日において資本の額が三千万円以上五千万円未満の株式会社で、同日を含む事業年度（資本充実法第二条第二項（定義）に規定する事業年度をいう。以下第四号において同じ。）開始の日において当該会社が有する同法第二条第五項に規定する要再評価資産の当該開始の日における再評価限度額（資本充実法第二条第四項に規定する再評価限度額をいう。）の合計額が一億円以上であつたもの

三　資本充実法第十四条第一項（要再評価会社が合併した場合の再評価の強制）の規定により同法第六条第一項（再評価の強制）の規定による再評価を行わなければならないこととされた法人

四　前三号に掲げる法人以外の法人で、昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日において、最低限度以上の再評価（資本充実法第十九条第二項（再評価税等の減免を受ける要件となる再評価）に規定する最低限度以上の再評価をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行つたもの及び資本充実法第十九条第三項の規定により最低限度以上の再評価を行つたものとみなされたもの

2　前項各号に掲げる法人以外の法人（前項の規定に基いて再評価法第六条第一項（法人の資産の再評価）の規定による再評価を行つた法人を除く。）が合併により消滅した場合において、その合併の日が昭和二十八年一月一日（合併法人（合併により設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ。）が前項第一号又は第二号に掲げる株式会社であるときは、昭和二十九年六月一日とし、同項第三号に掲げる法人であるときは、資本充実法第十四条第一項の規定により再評価を行わなければならない最後の日とし、同項第四号に掲げる法人であるときは、最低限度以上の再評価を行い、又は同法第十九条第三項の規定により行つたものとみなされた日とする。）後、合併法人の昭和三十二年十二月三十一日を含む事業年度終了の日（その日が昭和三十三年六月三十日後であるときは、同日）までの日であるときは、合併法人は、当該合併により消滅した法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価可能資産で当該合併により取得し、引き続き同法の施

行地において有するものについて、同法第十四条第一項（合併の場合における再評価）に定めるもののほか、合併の時期の区分に応じ次に掲げる日現在において、同項の規定による再評価を行うことができる。

一　合併の日が昭和三十一年十二月三十一日以前であるときは、昭和三十二年中に開始する事業年度開始の日

二　合併の日が昭和三十二年一月一日以後であるときは、当該合併の日又は同日後同年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一の日

（再評価税の税率）

第六条　第三条又は第四条の規定に基いて行う再評価についての再評価法第四十四条（税率）の規定の適用については、同条に規定する百分の六の税率は、百分の一・五の税率とする。

2　再評価法の規定により行う再評価で次に掲げるものに係る再評価税の税率は、同法第四十四条の規定にかかわらず、再評価差額の百分の一・五とする。

一　第三条の規定の適用を受ける法人が、基準日の特例資産でその基準日が昭和三十二年一月一日後に到来するものについて、再評価法第八条第一項（個人の減価償却資産の再評価）又は第十六条第二項（死亡の場合の再評価の承継）の規定により行う再評価

三　第四条の規定の適用を受ける個人又は相続人が、当該個人又は被相続人が基準日から引き続き再評価法の施行地に有する資産でその事業の用に供していないものを昭和三十二年一月一日後にその事業の用に供したため減価償却資産に該当することとなつたものについて、同法第十条第一項（非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価）又は第十六条第三項の規定により行う再評価

（法人の再評価の申告期限）

第七条　第三条の規定に基いて再評価を行つた法人の当該再評価に係る再評価法第四十五条第一項（法人の再評価の申告）の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内（当該再評価に係る再評価日を含む事業年度終了の日が昭和三十三年三月三十一日後であるときは、同年五月三十一日まで）とする。

（法人の再評価税の納付）

第九条　第三条の規定に基く再評価又は第六条第二項第一号に掲げる再評価を行つた法人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十一条第一項（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日を含む事業年度から当該再評価日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内とし、各納期において納付すべき同項の規定による再評価税額は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日から起算して二年を経過した日の前日を含む事業年度については、二十四から既に当該再評価税の納付すべき額の計算の基礎となつた月数を控除した月数とする。）を乗じて二十四で除して計算した金額とする。

2　前項に規定する再評価を行つた法人が合併により消滅した場合において、合併法人が合併により取得した当該再評価の行われた減価償却資産についての同項の規定による再評価税額で合併の日から起算して二月を経過した日までにまだ納期が到来していないものがあるときは、合併法人が再評価法第三十八条第一項（納税義務の継承）の規定により当該資産について納付すべき再評価税額については、被合併法人の当該資産についての再評価日を合併法人の当該資産についての再評価日とみなし、合併の日から合併の日を含む事業年度終了の日までの月数を当該事業年度の月数とみなして、同項の規定を適用する。

3　前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（個人の再評価税の納付）

第十条　第四条の規定に基く再評価又は第六条第二項第二号若しくは第三号に掲げる再評価を行つた個人又は相続人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十三条第一項（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日から起算して二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内とし、各納期において納付すべき同項の規定による再評価税額は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日から起算して二年を経過した日の前日を含む事業年度については、三月十五日後であるときは、当該再評価日を含む

産に対する固定資産税について附則第三項の規定による軽減を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、昭和三十三年から昭和三十五年までの各年の一月一日から一月三十一日までに地方税法第三百八十三条（償却資産の申告）（同法第七百四十五条（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する場合を含む。）又は第三百九十四条（道府県知事又は自治庁長官によつて評価される固定資産の申告）の規定による申告をする際に、これらの規定に規定する事項のほか、第三条又は第四条の規定に基く再評価を行つた旨及び当該再評価を行つた日その他当該軽減に関し必要な事項を市町村長、都道府知事又は自治庁長官に申告しなければならない。

37　所得税法の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第二号中「再評価額（再評価を二回以上行つたときは、二回目の再評価額）」を「再評価額（再評価を二回以上行つたときは、最終の回の再評価額）」に改める。

48　資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一項中「この法律の施行」を「再評価税に関する調査その他この法律の施行」に改める。

59　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「五百万円」を「千万円」に、「合計額を附記」を「合計額（最低限度以上の再評価を行わなかつた会社で中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十二年法律第　号）第三条の規定に基いて再評価を行つたものにあつては、これらの合計額に代え、同条の規定に基く再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における減価償却資産の再評価後簿価総額及び再評価限度額の合計額）を附記」に改める。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

造幣局特別会計の運営の合理化に資するため、次の諸点に改正を加えようとするものである。

1　従来特別会計に帰属していた引換貨幣又は回収貨幣は、これを補助貨幣回収準備資金に属せしめることとし、特別会計において貨幣製造のためこれを地金として使用する必要があるときは、このための所要量を特別会計に払い出すこととする。

2　資産の評価益、固定資産の増減等企業努力以外の要因によつて、生ずる資産価額の増減は、これをこの会計の損益勘定で処理することなく、直接この会計の固有資本の増減として処理することとする。

3　固定資産の拡張及び改良が行われた場合直ちにこれを資本の増加とすることなく、固定資産に係る支出額が当該年度の減価償却費に比して超過する場合にのみ、その超過する分を増資にあてるとともに、不足した場合には、その不足する分は資産勘定に減価償却費受入未済金として特掲することとする。

4　当該年度における純益は、補助貨幣回収準備資金に一部を編入する場合を除いては、翌年度に繰り越すこととし、逆に欠損が生じたときは、前年度の繰越利益があればこれをもつてうめることができるようにする。

5　本法は、公布の日から施行し、昭和三十三年度予算から適用することとするが、昭和三十二年度決算結了の時における一般会計に対する未納付益金、前受金及び補助貨幣回収準備資金に対する未編入益金は、この会計に属している引換貨幣又は回収貨幣等の地金を同資金に引き渡すことによつて決済することとする外、同年度末における決算上の損失は減資により処理することとする。

二　議案の可決理由

造幣局特別会計の運営の合理化を図るための措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十四日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における酒類の生産及び取引の状況並びに酒類業組合制度の運営の状況にかえりみ、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に所要の改正を加えようとするものであり、主なる内容は次の通りである。

まず第一に、酒類業組合等の行う規制事業の前提条件及び規制の範囲等を最近における組合制度の立法例に準ずる程度に整備することとしている。

第二に、酒類業組合中央会には評議員会をおくことができることとするとともに、二百名以上の組合員を擁する酒類業組合には、総会に代るべき総代会を設けることができることとしている。

第三に、この法律施行後四年間の経験にかえりみ、検査員制度、中央会等の特別議決制度、交付金制度等について所要の規定の整備を行うこととしている。

二　議案の可決理由

最近における酒類業界の実情等にかんがみ、大体において適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十四日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

合成ゴム製造事業特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

ゴムの供給は今後、世界的に不足すると見込まれており、わが国においても同様な事情にあるので、わが国のゴムの供給を確保するためには、合成ゴムを国産化することが必要である。合成ゴムを国産化する場合、大規模な生産設備によつて、生産原価の低下を図ることが必要であるが、巨額な資金を投下することは、金額の点並びに、新規産業の企業上の危険性からみて、民間のみにゆだねられない事情にある。従つて、本事業については、国家資金をもつて特別の育成措置を講じようとするものである。

二　議案の要旨

1　合成ゴム製造事業を営もうとする株式会社は、その事業計画の承認申請を行い、大蔵大臣及び通商産業大臣は、製造方法、生産規模、生産費その他の事項について政令で定める基準に適合すると認めるときは、その事業計画を承認すること。

2　日本開発銀行は、日本開発銀行法第十八条第一項の規定にかかわらず、同会社が設立の際及び成立の後に発行する株式の総数の二分の一以内に引き受けることができること。

3　政府は、同会社の設備資金の確保に努めるものとすること。

4　政府は、同会社について次の監督を行うこと。

イ　通商産業大臣は、同会社の代表取締役の選定、解職並びに監査役の選任、解任決議を認可すること。

ロ　通商産業大臣は、同会社の事業計画及び資金計画について、大蔵大臣と協議の上、認可し、監督上必要な命令をすることができること。

ハ　通商産業大臣は、同会社の定款の変更、利益金の処分、合併、解散等の決議について、大蔵大臣と協議の上認可すること。

ニ　同会社は、通商産業大臣に財務諸表を提出し、業務経理の状況を報告しなければならないこと。

三　議案の可決理由

ゴムは、生活必需物資であり、これが需給の安定を図るために、合成ゴムの製造事業を育成することは、国民経済の安定と発展のためにきわめて必要な措置である。よつて本案の趣旨は妥当なものと認め、別紙のごとき附帯決議を附して、全会一致をもつて、可決すべきものと議決した次第である。

四　本案施行に要する経費

日本開発銀行は、同会社資本金二十五億円のうち、十億円を出資する予定である。

右報告する。

昭和三十二年五月十四日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

合成ゴム製造事業特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたつては、次の諸点に特に留意すべきである。

(一) 日本開発銀行の出資による方式を政府出資に切り換えるに際し、合成ゴム会社の性格を明確化し、政府出資を受け入れるにふさわしいものたらしめること。

(二) 本法による会社の設立並びに運営の経過については、適時国会に報告すること。

(三) 本法による会社の製品についての中小企業者の利用を容易ならしめるよう、中間加工施設の整備をはかること。

(四) 本法による会社の株式の引受並びに主たる人事については、利害関係の深い特定のものに集中しないよう指導すること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、原子力基本法の精神にのつとり核原料物質、核燃料物質の製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行わんとするものである。

その要旨は、規制の方法として、原子燃料公社が製錬加工の事業及び再処理の事業を集中的に行い、日本原子力研究所が原子炉の設置を当然行いうる外、その他の者については製錬の事業については指定、加工の事業、原子炉の設置及び核燃料物質の使用については許可制をとつている。平和的利用の確保について、特にその必要性ある原子炉の設置及び核原料物質の使用を平和の目的以外に利用される恐れのないものでなければ許可を与えないこととし、災害の防止について、充分なる設備のある場合のみに指定又は許可を行い、設備の操作運転等について保安規定を認可制とし、事業者等に各種の措置を義務づけている。

なお、核燃料物質の流通の範囲を指定、許可を受けた者に限定するとともに各事業者について記録を保持させ、報告徴収、立入検査を行うことができることとなつている。

二　議案の可決理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせて、これらによる災害を防止して公共の安全を図るため、必要な規制を行わんとするもので、適切妥当な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十二年五月十四日

科学技術振興対策特別委員長　菅野和太郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案に対する附帯決議

原子力開発の重大性にかんがみ、政府は本法の施行にあたり、左記励行方努力すべきである。

記

一　原子力発電の実施にあたつては、特に原子力委員会の設定する開発計画に準拠し、原子力をして公共の福祉と国民生活の向上に寄与せしめること。

二　原子炉の運転に伴う使用済燃料又はその処理の結果生ずる核燃料物質等については、軍事的利用に供せられる場合、これを外国に譲渡し又は輸出しないこと。

なお、原子炉の運転に伴う使用済燃料の処理に関しては、なるべく速かにその設備を完成すること。

三　原子力に関する内外の知見を摂取し得る機会を積極的に造成し、あわせて技術者の大巾養成を図ること。

右決議する。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求める件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は、科学技術庁設置法の一部を改正する法律により科学技術庁の附属機関として設置することになつた放射線医学総合研究所を茨城県那珂郡東海村に設置しようとするものである。

二　議案の議決理由

本件は、放射線医学総合研究所を茨城県那珂郡東海村の国有地に設置するもので、研究所の業務、土地の立地条件その他から適切妥当な措置と認め、承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十四日

科学技術振興対策特別委員長　菅野和太郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔第四十一号参照〕

建築士法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、建築物の質の向上をはかるため、次の諸点につき改正しようとするものである。

1　建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない範囲を、木造建築物につき従来の延面積百五十平方メートル以上から百平方メートル以上に拡大すること。

2　建築士会及び建築士会連合会に関する規定を設け、建築士の素質の改善と技術の進歩向上をはかること。

二　議案の可決理由

建築物の質的向上ならびに建築物の設計、工事監理に携わる建築士の素質の向上をはかるため、本案の内容は適切なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十四日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

水道法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の水道条例は明治二十三年に制定され、その規定もはなはだしく簡単であり、規模の拡大、技術の高度化された近年においては種々実情にそわない点がある。よつて今回新たに本案を制定し、その不備を是正するとともに、水道の普及と健全なる発達を図ろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　水道を大別して一般国民を対象とする水道事業と特定個人を対象とする専用水道に分け、それぞれについて、水質基準、施設基準、技術者による布設及び管理、水質検査、従業員の健康診断等の規定を設けることとすること。

2　市町村等の水道事業の経営者に対し、給水の義務、供給規定設定の義務、消火せん設置の義務等を課することとすること。

3　各戸への給水装置の基準を設け、あるいは需要者の求めによる水質、給水装置の検査等を規定することとすること。

4　市町村等の水道事業経営者に対して、浄水を供給する事業を規制し、また、水道事業の合理化のための勧告、市町村による買収の規定を設けることとすること。

5　水道事業の認可、その取消、専用水道の布設工事の確認、水道施設の改善命令、給水停止命令その他の監督規定を設けることとすること。

6　給水人口五千人未満の簡易水道に対する国庫補助、その他水道事業に対する助成の規定を設けることとすること。

二　議案の可決理由

水道の普及と健全なる発達を図るため、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道事業を保護育成する諸措置を講ずることは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

生糸製造設備臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近、製糸の設備と原料繭の供給の関係がアンバランスとなつたために、製糸業の経営が不安定となり、生糸の輸出にも障害となつており、しかも急速に繭の飛躍的

増産は望めないので、このさい、過剰設備を処理して製糸業を合理化するための措置を講ずる目的をもつて提案せられたものである。

本案の主なる内容は次の通りである。

1　生糸製造業者が自主的に共同してその設備を処理できるようにするために、免許又は許可を受けている生糸製造業者は、政令で定めることとしている器械製糸、器械座繰製糸、玉糸製糸の各業態別に設備処理組合を組織する。しかして器械製糸及び玉糸製糸の両者は、全国を地区とする組合を組織し、器械座繰製糸はいつたん地域別に組合を組織し、さらに全国地区とする連合会を組織することとしている。

組合は非営利法人であつて、組合員の加入脱退の自由及び平等の原則に立脚せねばならぬことになつている。

2　組合は組合員の申出により、過剰設備を買い上げ、スクラップとして処分する。申出の数が目標数に達しないときは、組合員に割当てることができることとしている。買収価格は残存価額によることとし、昭和三十二年度予算には、製糸設備処理費補助金五千万円を計上しており、これと少なくとも同額を組合が負担する予定であるが、この自己負担金は借入金で一時まかない、後に残存設備に応じて負担金を賦課することとしている。

3　組合は、過剰設備の処理の内容及びその実施に関する設備処理規程を定めて農林大臣の認可を求めるが、その内容は、必要な最少限度をこえないこと、不当に差別的でないこと、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害しないものであることを要し、農林大臣は、蚕糸業振興審議会の意見を聞いて、認可すべきかどうかをきめる。しかして、その内容が不適当であれば、その変更又は廃止を命ずることができる。なお、規程の設定、変更又は廃止は、総会の決議によることとしている。

設備処理事業の成否は一に設備処理事規程が遵守されるかどうかにあるので、規程に違反した組合員に対しては過怠金を賦課する権能を組合に与えている。

4　器械座繰製糸のみは連合会を組織することになつているが、その事業は、過剰設備の処理率について基準を設定し、単位組合の処理状態が不均衡である場合は、その処理率を調整し、また、会員の行う過剰設備処理事業に直接必要な資金の調整を行うこと等である。

5　本案は、元来過剰設備の処理を組合が自主的に行うことを建前としているが、大部分の業者がそれぞれの組合に加入し、過剰設備の処理を行つている場合に、非組合員の事業活動が本法の目的達成上著しい障害となつている場合でしかも一定の条件を備えるとき、その組合又は連合会の申出により、農林大臣は蚕糸業振興審議会の意見を聞いて、その事業区分に属する生糸製造業者のすべて（組合員及び非組合員）に対し、組合の設備処理規程に従うべきことを命ずることができることとしている。

右の一定条件とは真に規制命令を発する必要性があり、組合に処理能力があり、かつ、規程が妥当性をもつているということである。

この命令の違反者に対しては、三十万円以下の罰金刑に処することとしている。

なお、命令に基く組合の処分に不服のある者は、農林大臣に不服申立の途をひらいている。

6　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、組合の設備処理規程又は連合会の調整規程、及びこれらに基いてする行為には適用しない。しかし、農林大臣は設備処理規程の認可、変更の認可及びアウトサイダー規制命令をしようとするときには、公正取引委員会の同意を得なければならないこととしている。

7　この法律の施行期日は、公布の日から起算して半年以内に政令で定め、有効期間は施行の日から二年とし、昭和三十二年及び昭和三十三年度中に設備処理の目的を達しようとしている。ただし、組合及び連合会は、残存設備に対する負担金の徴収等の事務のため、引き続き二カ年間存続させることとしている。

二　議案の修正議決理由

蚕糸業は重要輸出産業として内外の情勢にかんがみ、各般の合理化を行つて国際競争力を強化する必要がある。かかる合理化の一環として過剰設備を整理して生産性を向上せんとする本案は、時宜に適する妥当な措置であると認められるが、蚕糸業振興審議会における審議の状態を顧慮する必要がある等の理由で本案はこれを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案の施行に当り、行政の全きを期するため、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十二年度一般会計予算に五千五十五万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

（設備処理組合）

第三条　生糸製造業者は、政令で定める生糸製造業の区分（以下「事業区分」という。）ごとに、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の当該事業区分に係る生糸製造設備（繰糸機及びこれに附帯する政令で定める設備をいう。以下同じ。）が全体として原料繭の供給事情からみて過剰であると認められる場合における当該過剰分に見合う生糸製造設備○（以下単に「過剰設備」という。）の処理を行うため、設備処理組合（以下「組合」という。）を組織することができる。

○の相当な部分

（設備処理規程の設定）

第十二条　組合は、前条第一号の事業を行おうとするときは、過剰設備の処理の内容及びその実施に関する規程（以下「設備処理規程」という。）を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　農林大臣は、前項の認可（変更の認可を含む。）の申請があつた場合において、当該設備処理規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可してはならない。

一　過剰設備を処理するため必要な最少限度をこえていること。

二　不当に差別的であること。

三　一般消費者及び○関連事業者の利益を不当に害すること。

○蚕糸業者その他の

3　農林大臣は、第一項の認可（変更の認可を含む。）の申請があつた場合において、認可又は不認可の処分をしようとするときは、蚕糸業振興審議会の意見を聞かなければならない。

附　則

1　この法律の施行期日は、昭和三十二年十一月一日から施行する。公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。

2　この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

3　この法律が効力を失う際現に存する組合及び連合会（次項において「旧組合」という。）については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

4　旧組合でこの法律が効力を失う時から起算して二年を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

5　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合中央会」の下に「、設備処理組合、設備処理組合連合会」を、「中小企業等協同組合法」の下に「、生糸製造設備臨時措置法」を加える。

6　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二の次に次の一号を加える。

六ノ十三　設備処理組合又ハ設備処理組合連合会ノ生糸製造設備処理臨時措置法第十一条第一号又ハ第二十条第二号ノ事業トシテ行フ過剰設備ノ買収若ハ処分又ハ資金ノ受入若ハ交付ニ関シ発スル証書、帳簿

7　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「調整組合及び同連合会」の下に「、設備処理組合及び同連合会」を加える。

8　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「調整組合及び同連合会」の下に「、設備処理組合及び同連合会」を加える。

9　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「調整組合連合会」の下に「、設備処理組合及び設備処理組合連合会」を加える。

（別紙）

生糸製造設備臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当り、左記各項の実現につき万遺憾なきを期すべきである。

記

一、生糸製造設備の処理に当り必要限度をこえてこれを行い、そのために養蚕農家に不利を招くような事態の生じないよう万全の注意を払うこと。

二、生糸製造設備の整備に当つては、中小製糸業者が適正規模の操業を維持できるよう企業単位に相当数の基礎控除を行う等中小製糸業者の立場を考慮して実施計画を樹てること。

三、設備買上の補償については現に稼動しているものと休止しているものとによつて評価額に相当の差等をつける等実態に即して適正な補償を行うこと。

四、過剰設備の処理によつて生ずる生産費の引下げに応じ、繭代金の引上げ、労務者の給与改善等に充当することとなるよう留意し、その対策に遺憾なきを期すること。

五、免許釜の整理と併行してヤミ釜の整理をも推進するものとし、なお爾後におけるヤミ釜の発生防止に万全の措置を講ずること。

蚕糸業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

蚕糸業は近時化繊の発達による需要の変遷あるいは、中共生糸の進出等内外における情勢の推移にかんがみ、この際新たなる視野より全般に亘つて再検討を加え、抜本的な振興対策を樹てる必要がある。よつて広く各界有識者の衆智を集めるため、蚕糸業振興審議会を農林省に設置するように本案が提出されたのであつて、その内容の骨子は次の通りである。

審議会は、蚕糸業に関し学識経験を有する者の中から任命された三十人以内の委を員もつて組織され、農林大臣の諮問に応じ、生糸製造設備臨時措置法に関する事項の外、蚕糸業振興上の重要項目である生糸及び絹織物の輸出、繭の能率的増産、技術指導体系の整備強化、産繭処理の調整、製糸業の合理化等の諸対策を調査審議する。

なお、審議会は蚕糸業の振興に関する重要事項について、関係行政庁に建議することができる。

政府はこの答申を尊重して、順次法制的、予算的措置を講ずるわけである。

二　議案の可決理由

不振にあえぐ蚕糸業の現状を打開して堅実なる将来の発展を図り、もつて農家経営の安定と外貨の獲得を増進するため、本案は適切なる措置と認め、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案の施行に関連して行政の万全を期するため、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度一般会計予算に九十万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

蚕糸業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、蚕糸業の拡大発展を期するため、繭の合理的増産、技術指導の強化等積極的な養蚕振興方策を強力に推進し、特に産繭処理対策については、至急に具体的な方策を樹て実現を図るべきであるが、本案に関連して当面左記のごとく実施すべきである。

記

一　蚕糸業振興審議会の構成に当つては、養蚕農家、中小製糸業者の意見が十分反映できるように措置すること。

二　繭糸価格安定審議会の組織につき、これに公正な第三者的見解を反映せしめることができるよう再検討すること。

三　産繭処理の指導に当つては、独禁法に抵しいよくし、かつ、養蚕農家の利益を阻害するおそれのあるような措置は厳に防止すること。

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員共済組合法の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、組合財政の健全化と組合事務の簡素化を図るため、他の社会保険制度の例をしんしゃくして規定の整備を行わんとするもので、その改正点の主なるものは、次の通りである。

1　従来不明確であつた組合員の資格を明確にすること。

2　標準給与の最低及び最高の額をそれぞれ引き上げ、その標準給与の決定については、定時決定方式を採用すること。

3　組合員の資格喪失後の継続給付の受給条件として、従来は何等規定がなかつたのを、今回組合員としての期間が、一年以上であることを要する旨の規定を新設することとし。

4　組合員が資格喪失後、再就職した場合、前後の組合員であつた期間を通算する。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、規定の大部分が、本年四月一日から施行することになつており、しかも四月一日は、すでに経過しているため、この施行日を本年六月一日に改め、これに伴つて、規定の事務的整備をする修正を適切と認め、本案は別紙の通りの附帯決議を附し、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

文教委員長　長谷川保

衆議院議長益谷秀次殿

附則

（施行期日）

1　この法律中目次の改正規定、第六条の次に一条を加える改正規定、第十二条第二項、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条及び第二十二条の改正規定、第二十五条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十三条の改正規定、第四十八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項から附則第五項までの規定は、昭和三十二年六月一日から施行し、その他の規定は、各規定につき、同日以後から起算して二箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（組合員たる期間の計算に関する経過措置）

2　この法律による改正後の第十七条第二項の規定は、同項の改正規定この法律の施行の日前に再び組合員たる資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算については、同日以後も、適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　昭和三十二年六月一日前にこの法律の施行の際現に組合員たる資格を取得して同日まで引き続き組合員である者のうち、次の各号に定める資格を有する者の同年同月において、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和三十二年四月から同年九月までの各月

の標準給与については、その者が同日に組合員たる資格を取得したものとみなしてこの法律による改正後の第二十二条第五項の規定を適用するものとする。

一　昭和三十二年三月の標準給与の月額が四千円又は五千円である者については、六千円

二　昭和三十二年三月の標準給与の月額が三万六千円である者については、その者が昭和三十二年四月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の第二十二条の規定により算定した額

（資格喪失後の期間に係る継続給付に関する経過措置）

4　昭和三十二年六月一日において昭和三十二年六月一日における改正後の第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項若しくは第三項、第五十五条第五項又は第五十六条第一項後段若しくは第三項の規定により給付を受けている者の当該給付については、この法律による改正後の第二十五条の二の規定は、適用しない。

（掛金徴収に関する経過措置）

5　昭和三十二年五月以前の月に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第三十条の規定の適用を妨げない。

〔別紙〕

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

学校教育における私学の重要性とその財政的実情とにかんがみ、私学教職員の待遇改善に資するため、政府は、すみやかに、私立学校教職員共済組合の短期給付及び福祉事業に要する費用に対し、国庫補助の途を講ずべきである。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、別途今国会に提出された「特別とん譲与税法案」及び「地方交付税法の一部を改正する法律案」の両案の議決に伴い、「交付税及び譲与税配付金特別会計法」についても所要の改正を行おうとするものである。

すなわち、第一に、特別とん譲与税制度の創設に伴い、特別とん税収入及び特別とん譲与税譲与金に関する経理を、交付税及び譲与税配付金特別会計において行うため、同会計法に所要の改正を加えることとしている。

第二に、地方交付税の総額の引上げに伴い、「交付税及び譲与税配付金特別会計法」においても、毎会計年度地方交付税相当分として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額として、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額と定められているのを、百分の二十六に改めることとするものである。

二　議案の可決理由

「特別とん譲与税法案」及び「地方交付税法の一部を改正する法律案」の議決に伴う措置として、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

臨時通貨法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済取引の実情等にかんがみ、新たに百円の臨時補助貨幣を発行するとともに、その法貨としての通用限度を二千円に定めようとするものである。

二　議案の可決理由

紙幣は、破損ははなはだしく使用年数がきわめて短いため日本銀行券の製造費が著しく増大するのに対して硬貨は、半永久的に使用でき、またその素材たる銀の手持量が豊富である点等にもかんがみ、本案は適切妥当な措置であることを認め、別紙のごとき附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

臨時通貨法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

百円硬貨の発行に当つては政府は次の諸点に充分配慮をすべきである。

一　みつまたの政府買上量については今後三十一年度水準を下廻らないようにすること。

一　各種紙幣の廃棄率をたかめること。

一　百円硬貨の銀の含有量を可及的多くするとともにその大きさについては十円貨程度とすること。

一　印刷局造幣局の職員に対して、人員整理させずその他労働条件の低下などなさないよう配慮すること。

預金等に係る不当契約の取締に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における金融機関の預金等の受入の状況にかえりみ、金融機関に預金等をし、又はその媒介をする者が、特別の金銭上の利益をうる等の目的で、その預金等に関し、金融機関を相手方として、特定の第三者に資金を融通すべき旨を約すること等を禁止しようとするものである。

二　議案の可決理由

いわゆる導入預金の典型的なものを取り締まろうとするものであるが、導入預金は預金契約の本旨に反し、ひいては金融秩序を乱すものであり、このため金融機関の経営が破綻にひんした事例も見受けられるので、本案は時宜に適した適切妥当な措置であることを認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の経済情勢にかんがみ、日本輸出入銀行の機能を一層効果的に発揮させるため、その業務範囲を海外投資金融を中心として拡張するとともに、融資の期限についての制限を緩和し、借入金及び債務保証の限度を拡張する等の措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

技術の提供のために必要な資金を融資の対象に加え、海外投資金融及び海外事業金融に関する業務の範囲を拡張し、外国政府等に対する開発資金を融資の対象に加える等、わが国の海外投資を更に推進するために必要な適切措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は、千九百五十三年の国際連合第八回総会におけるアイゼンハワー米国大統領の原子力国際プール提案を契機として、原子兵器禁止問題と別個に原子力平和利用の国際機関を設置するために努力が続けられてきたが、千九百五十六年九月二十日ニュー・ヨークの国連本部で憲章案を採択するための国際会議が八十一箇国参加のもとに開かれ、同年十月二十三日この憲章案が採択されて署名のために解放されたのである。

従つて、同月二十六日から本年一月二十三日までの署名期間中にわが国をはじめ米、英、ソを含む七十八箇国がこれに署名を了したのである。

この機関の主な事業は、加盟国が提供する物質、施設、役務等を機関が直接に又は仲介者としてもつぱら原子力平和利用を目的とする援助要請国に対し供給することになつており、また、機関がその役目を最も有効に果すに必要な保障措置の規定、原子力に関する情

報交換及び他の機関との関係等これに関連する諸条件は、物質提供国（米、ソ、英、加、仏）を含む地域別代表による理事会及び全加盟国で構成される総会において決定されることになつている。

この機関を通ずる援助と、すでに締結された日米原子力協定等、二国間協定に基く援助との関係については、機関の活動が本格化すれば、両者並行してこれを行い、援助実施に伴う保障措置の適用に関しては、二国間協定に基く援助に対しても、将来当事国間の合意により機関の保障措置が適用されるようにすることができることとなつている。

わが国は、昨年秋の憲章採択会議において準備委員国の一として選出され、機関発足の上は、理事国として選ばれることがほぼ確定している。

なお、機関の第一回総会は一応本年八月おそくも九月初めには開催することに予定されており、このため本年六月ごろには準備委員会による一部理事国の指定が行われることになつている。

よつて政府は、本件の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国としては、この機関に参加することにより原子力平和利用を促進させるための国際協力に積極的に参加することができるのみならず機関の援助を通じ、わが国自身の原子力関係分野の発展にも資することができるので、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

一　本件の要旨及び目的

わが国は、千九百五十四年に国際砂糖協定に加入して以来、砂糖輸入国の立場から国際市場における砂糖需給計画の策定に積極的に参加してきた。同協定は有効期間五年であるが、発効後三年目の千九百五十六年に改正を行うこととなつているので、国際連合主催による協定改正のための砂糖会議が昨年五月ニュー・ヨークで、さらに同年十月ジュネーヴで開催され、十一月二日協定の一部を改正する議定書が採択された。

この議定書による改正の主要点は、輸出国の輸出割当量が増加され、従つて買付先の選択がより自由になつたこと、国際糖価が需給関係に密接に反映させることができるようにしたこと。砂糖の価格を安定させるに砂糖の市価を一定の枠内に留め、輸出割当の増減を行ういわゆる輸出割当調整方式に四つの価格点を設けてその輸出増減方法について詳細に規定したこと、また、国際砂糖理事会における投票数の変更等の諸点であつて、いずれもわが国にとつて利益を受けるものである。

なお、本議定書の受諾期限は、議定書第四条(1)の規定により一応本年一月一日となつているが、同日まで受諾を行うことのできない国は、本年七月一日までに同議定書を受諾するよう努力する旨の通告をあらかじめ英国政府に行つておき、その後、七月一日までに正式の受諾を行えばよいことになつているので、この規定により、政府は、昨年十二月二十四日に右の通告を行つている。

よつて政府は、本件の受諾について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国は既に国際砂糖協定において、輸入国の立場から国際市場の砂糖需給計画の策定に参加しており、かつ、同協定改正のための議定書により受けるわが国の利益は一層増大されるので、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

特殊核物質の賃貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

一　本件の要旨及び目的

本協定は、茨城県那珂郡東海村の原子力研究所において、第一次の溶液型研究用原子炉に次いで設置される、重水型研究用原子炉に使用される濃縮ウランの賃貸借に関して、一昨年末締結された「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に基いて作成され、本年五月八日署名されたものである。

本協定においては、わが国が、四キログラムをこえない量の同位元素U－二三五を含有し、十九・五パーセントないし二十パーセントに濃縮されたウラン約二十キログラム及び補てんのため必要なウランの追加量を米国の原子力委員会から賃借すること及びその経費として米国の原子力委員会に支払わるべき使用料、消耗料、濃縮度低下補償料等並びに業者に支払わるべき加工料、輸送料、こん包料等について規定し、また、濃縮ウランの引渡及び返還の手続、引渡後においてわが国が引き受けるべき責任等について定めている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国の原子力研究所における第二号炉たる重水型研究用原子炉の操作に必要な濃縮ウランを、米国から賃借するために本協定を締結することは、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和三十二年度一般会計予算の総理府所管、科学技術庁核燃料物質等の購入等に必要な経費六千三十二万九千円から支出することになつている。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

特殊核物質の賃貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定第一条は、合衆国原子力委員会が溶液型研究用原子炉の燃料として日本国政府に賃貸する濃縮ウランの規格について、同位元素U－二三五において十九・五パーセントないし二十パーセントの濃縮度であるべきことを定めているが、前記の原子炉のためのフィッション・チェンバー（原子炉の始動に際し必要な装置）に装てんされる極微量のウランについては、その濃縮度が前記の規格を若干下回るものであつても原子炉の操作に支障がないことが判明した。よつて、文公文において、協定第一条に定める濃縮度は、フィッション・チェンバーについては必ずしも適用されるものではないこと、及び協定の両当事者は、フィッション・チェンバー用ウランについては二十パーセントをこえない範囲で随時合意することができるよう、協定第一条の特例を設けようとするものである。

よつて政府は、本公文の交換について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

フィッション・チェンバーに装てんされるウランの濃縮度の規格については、必ずしも協定第一条を適用する必要のないことが判明したのであるから、本公文によつてその特例を設けることは妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（綾織彌三君外三十七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、建国を記念し、国を愛する心を養うため、二月十一日を建国記念の日として国民の祝日に加えようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、「国民の祝日に関する法律」制定当時及びその以後における国民与論の動向にかんがみ、これを妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現況にかんがみ、国税所得税の減税に伴う地方交付税の減収を可及的に回避するため地方交付税の率を引き上げてその総額を増加し、これに伴つて単位費用の改訂、測定単位の数値の補正方法の一部改正など地方交付税の算定方法の適正化によつて、この増加財源の合理的かつ適正な配分を行おうとするもので、その内容は、次の通りである。

第一に、地方交付税の率を、所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十五から百分の二十六に引き上げ、これにより昭和三十二年度に交付すべき本来の交付税の総額を、昭和三十年度分の精算額約六億円を差し引いた千八百六十八億円とすること。

第二に、基準財政需要額の算定に関して、まず、地方財源の増強、歳入構成の是正ともにらみ合せわ、投資的経費算定の適正化を中心として給与改訂、施設の耐用年数の合理化等を織り込んで単位費用の全般にわたり改訂を加え、さらに測定単位の新設、補正方法の合理化など、算定方法の明確化及び合理化を図ること。

第三に、基準財政収入額の算定方法に関して、特別とん譲与税の創設及び入湯税の目的税への変更など、今次国会における税制の改正に伴い、これに即応した改正を行うこと。

第四に、さきに成立した「昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律」の規定により、昭和三十一年度分の地方交付税の増額分の一部、八十六億円が昭和三十二年度に繰り越されて、本年度の交付税の総額に加算されることとなるのであるが、これによつて同法の立法趣旨に基き、昭和三十二年度における地方債償還額を措置するため、昭和三十二年度分の基準財政需要額の算定について、経費の種類に「特別地方債償還費」を加える特例措置を講ずることである。

これによつて昭和三十二年度においては、「給与費の増加財源補てんのための特例措置として発行された地方債で自治庁長官の指定するものにかかる元利償還金」の全額及び「公共事業費、失業対策事業費及び義務教育施設建設費の財源に充てるため発行された地方債にかかる利子」の半額が、交付税方式によつて財源措置されることとなる。

その他、地方交付税の交付時期及び錯誤に関する取扱いなどにつき規定の整備を図つている。

二　議案の可決理由

本案は、国税の減税に伴う地方交付税の自動的減収に対処してその繰入率をどの程度に調整することが、地方財政の現状から見て、また制度の建前から考えて、必要かつ妥当であるかという問題並びに、本法による公債費対策が昭和三十二年度限りの特例であつて、昭和三十三年以降の措置が明らかにされていないこと、しかもその財源は、本来自然増収分として昭和三十三年度の地方交付税に加算されるべきものを繰り上げ使用しているのであつて、当然財源補てん措置を講ずべきであるにかかわらず、政府はこれを明確にしていないことなどの問題が論議の焦点とされた。

このような論点に沿つて日本社会党からは、地方交付税の繰入率を改正案の百分の二十六から百分の二十八に改めて、これを昭和三十二年度から適用する趣旨の修正案が提出されたが、本年度は、すでに予算も成立し、地方税の自然増収も相当の額に上るものと期待されるので、この際来年度以降についての措置を強く政府に要望することによつて原案を成立せしめるべきであるという意見が多数を制し、採決の結果、修正案は否決せられ、本案は賛成多数をもつて別紙のごとき附帯決議を附して、原案通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案と関連して、地方の公債費負担の軽減に資せしめる趣旨をもつて全会一致別紙のごとく、交付公債に関して委員会決議を行つた。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方財政の現況にかんがみ、左の措置を講ずべきである。

一、昭和三十三年度以降における公債費の処理及び勤務地手当制度の改正に伴い増加する財政需要額に対し、地方交付税率を一・五パーセント引き上げることにより措置すること。

右決議する。

（別紙）

交付公債に関する件

国の直轄工事に対する地方団体の分担金は、その特殊性に基き、交付公債により納付することができるものとされているが、地方財政の現状及び直轄事業の本質等にかんがみ、政府、交付公債を無利子とする措置を講ずべきである。

右決議する。

（第四十二号参照）

南方同胞援護会法案（床次徳二君外四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、沖縄、小笠原諸島等、南方地域における諸問題の解決の促進を図るため、現在、調査、研究及び啓もう、宣伝を行いかつ、それら地域の同胞に対し各種の援護を行つている財団法人たる南方同胞援護会を憲法第八十九条の「公の支配」に属せしめ、慈善、教育若しくは博愛の事業と認められるものに対しても政府の補助金を支出しうるよう特殊法人として法律によつて規定しようとするものである。

その内容の主なるものは次の通りである。

1　本会の目的、業務は現在の財団法人としてのそれを、おおむね採り入れ、会長、監事、評議員は内閣総理大臣が任命すること。

2　援護会に評議員会を置き、三十人以上、四十人以内の評議員をもつて組織し、定款の変更、収支予算、事業計画、収支決算等の事項は、評議員会の議決を経なければならぬこと。

3　内閣総理大臣は必要があると認めるとき、同会の業務又は会計の状況を検査し、又業務上、法令、行政庁の処分又は定款に違反したとき必要な是正措置を命ずる等の監督権を発動することができること。

4　国は同会に対し、補助金を支出し、その他の財政的援助ができるとともに、それに伴う必要な監督の権限を有すること。

二　議案の可決理由

本案は、今次大戦によりじん大なる損害をこうむつた南方地域に居住する日本国民に対する援護を強化する必要にかんがみ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

トランプ類税法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近におけるトランプ類の製造及び取引の現状にかえりみ、トランプ類に対する課税の適正を期するため所要の規定を整備するとともに、象げ製及び牛骨製まあじやん以外のまあじやんの税率を調整しようというのである。

二　議案の可決理由

最近におけるトランプ類の製造及び取引の現状にかえりみ、課税の適正を期するため妥当な措置と認め、本案は別紙の通り附帯決議を附して、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

トランプ類税法案に対する附帯決議

現在の租税体系は、本国会における税制改正によって直接税については多くの改革がなされたが、間接税については多くの問題が残された。

間接税なかんずく酒税物品税については時代の変遷とともに課税物件の選択、課税物件間の税率の権衡納税者の負担力について速やかな検討と軽減が必要であると考えられる。

さきに税制審議会においては、物品税について玉ラムネをはじめ中小企業関係の諸品目について税率引下げの答申案が提示されたが、諸般の事情から今国会には上程に至らなかつた。しかし、これらのものは最小限のものであつて、その他不均衡を生じているものを含めてこの際速やかに税率の改正を加える必要がある。

一部には物品税について増税の意見もあるようであるが、本委員会は当面これはなさるべきでないと考える。

よつて本委員会は、政府が三十三年度において、如上の点を考慮し、間接税殊に酒税物品税について根本的な検討を加え、全面的な改正を行うよう要望する。

準備預金制度に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、通貨調節の手段として準備預金制度を確立し、わが国の金融制度の整備を図ろうとするもので、その骨子は、金融機関に預金の一定割合の現金を日本銀行に預入させ、この割合を変更することによつて通貨量の調節を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

わが国における通貨調節手段としては、現在、公定歩合政策及び公開市場操作があるが、これだけでは充分でなく、世界の主要国はほとんど準備預金の制度を採用しているので、わが国においても本制度を確立する必要があり、従つて本案は適切妥当な措置であることを認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（野澤清人君外八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、医師又は歯科医師となるためには国家試験に合格しなければならないが、終戦前朝鮮、満洲、台湾、樺太等の地でその地の制度により免許をえて開業しておつた者に対しては、医師法又は歯科医師法の附則等により詮衡又は特例試験により内地の免許をうる措置が講ぜられ、また別に国家試験の予備試験を受験する資格が与えられていたが、これ等の詮衡及び特例試験の制度は、昭和二十八年三月以降の引揚者を除いてはすでに期限がきれており、予備試験の受験制度も昨年末をもつてその期限がきれている。

また従来終戦前、満洲方面向けの医師の養成を目的として内地に設けられた医学校を卒業した者についても国家試験予備試験の受験資格が与えられておつたのであるが、これまた昨年末をもつてその期限がきれている。しかるにこれ等の制度により今日まで、なおその資格を取得することができなかつた者はなお相当数存在しているので、今回医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格を更に昭和三十四年十二月三十一日まで与えることとしてこれ等の者に対し医師又は歯科医師となる道を開こうとするものである。

二　議案の可決理由

終戦前主として満洲方面における医師の不足に応ずるため設立された医学の教習を目的とする学校の卒業生並びに終戦前外地において医業免許を受けた者及び朝鮮の医師試験に合格した者等に対し、更に昭和三十四年十二月三十一日までを限り、医師及び歯科医師国家試験予備試験を受験する資格を与えることはその実情にかんがみ、時宜に適する措置と認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（瀬戸山三男君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、宅地建物取引業法につき、その施行の経験にかんがみ、宅地建物取引業者の質の向上をはかり、業務の運営の適正化をはかる必要が認められるので、その一部を改正しようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　宅地建物取引業者は、その事務所に一人以上の専任取引主任者を置かねばならぬこと。

2　前項の専任取引主任者には、都道府県知事が行う宅地建物取引員試験に合格した者（「宅地建物取引員」と称する）をあてねばならぬこと。

3　宅地建物取引業者は、主たる事務所については十万円、その他の事務所については各事務所ごとに五万円の割合で、総計三十万円までの営業保証金を供託しなければならないこと。

4　宅地建物取引員の質の向上をはかるため、宅地建物取引員会を都道府県の区域ごとに、また全国を単位としてその連合会を設けることができること。

5　無登録業者に対する取締の強化等につき規定を設けた外、既存の宅地建物取引業者に対する経過措置について規定すること。

二　議案の可決理由

住宅事情、特に宅地事情が依然として窮迫している状況にかんがみ、宅地建物取引業者の素質を向上せしめ、業務の適正な運営をはかろうとする本案の内容は適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案（赤城宗徳君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国立又は公立の高等学校において、農業又は水産にかかる産業教育に従事する教諭、助教諭、常勤講師に対して、産業教育手当を支給することとし、その支給額等については、国立学校の教員に対しては、その者の俸給月額の百分の十の範囲内で、文部大臣が人事院の意見を聞いて定め、公立学校の教員については、国立学校教員の産業教育手当を基準として定めることを規定するものである。

二　議案の可決理由

国立又は公立の高等学校において、農業又は水産に係る産業教育に従事する教員に対し支給する産業教育手当に関し必要な事項を規定することは、時宜に適したものであることを認め、本案は別紙の通りの附帯決議を附し、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二十万円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

灘尾文部大臣から、内閣は本案の趣旨には賛成であるが、種々検討すべき問題があるため、今にわかに賛成しがたい旨の答弁があつた。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案に対する附帯決議

産業教育の重要性にかんがみ、政府は農業高等学校及び水産高等学校とこれら以外の産業教育をなす高等学校との間における均衡を保持せしめるため、特に工業高等学校及び商船高等学校に対しては、昭和三十三年度において、同種の教員に対する産業教育手当を支給し得るよう所要の措置を講ずべきである。

なお、産業教育をなす高等学校における実習助手の職務内容は、教員に準じ、きわめて重要にして、かつ、特種の性格を有する点にかんがみ、政府は、昭和三十三年度において、前項記載のそれぞれの学校における実習助手をも、産業教育手当支給の対象となし得るよう所要の措置を講ずべきである。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案（永山忠則君外八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、教育職員免許状の新旧切替えに適切を欠いていたと認められる旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士官学校、旧陸軍経理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機関学校及び旧海軍経理学校の卒業者について、現に一年以上小、中、高等学校に在職する者に限り、小、中、高等学校教員の臨時免許状又は二級普通免許状の授与資格を旧制高等学校卒業者と同等に取り扱おうとするものである。

二　議案の可決理由

旧陸軍士官学校外軍関係五校卒業の教職員について、免許状の授与資格に関する不均衡を是正することは、まことに時宜に適した措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、盲、聾学校及び養護学校における教育の特殊性にかんがみ、これらの学校の幼児及び義務教育関係以外の生徒に対しても学校給食を実施することとし、これに必要な施設、設備に要する経費及び学校給食の運営費のうち政令で定めるものは、当該学校の設置者負担とし、これら以外の経費は保護者の負担とし、更に、国は、食糧管理特別会計の負担において、学校給食用小麦等の代金を特別低廉に定めるとともに、関税定率法の適用により低廉な脱脂粉乳を供給することなどを規定するものである。

二　議案の可決理由

盲学校、聾学校及び養護学校における教育の特殊性にかんがみ、これらの学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼児及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与するため、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、かつ、関係法律に所要の改正を加え、もつて学校給食の普及充実を図ることは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二百万円の見込である。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公立学校の学校医の公務上の災害に対して、療養、休業等の補償をすることとし、その補償の範囲、金額及び支給方法等は政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定め、更に市町村立の義務教育諸学校の学校医に係る補償に要する経費は都道府県の負担とし、国はその二分の一を負担することなどについて規定するものである。

二　議案の可決理由

公立学校の学校医の公務上の災害に対する補償を行うとともに、当該補償に要する経費についての費用負担に関し必要な事項を定めることは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案の施行には経費を要するが、その所要額は、学校医の公務災害の発生件数及びその種類によつて決定される。

過去の事例よりみると学校医の公務災害はまれなことであるが、一人の学校医が公務上死亡するものとすれば、その所要額は、約五十万円である。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

〔第四十三号参照〕

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国とノールウェーとの間の通商航海関係は、戦前明治四十四年に締結された両国間通商航海条約等によつて律せられ、戦後はサン・フランシスコ平和条約第十二条の規定によつて規律されてきたが、その期間は四年間となつているので、昭和二十八年十二月以来、わが国はノールウェーと新しい通商航海条約の締結について交渉を重ねてきた結果、本年二月二十八日東京において署名調印が行われた。

本条約は、わが国とノールウェー両国間の通商、航海並びに入国等の諸事項を規定し、あわせて両国間の通商及び友好関係の増進に資することにある。

よつて、政府は、本条約の批准について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約は、わが国とノールウェーとの両国間の一層緊密な通商関係、経済交流並びに友好関係を促進するために必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書の受諾について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国も加入している「関税及び貿易に関する一般協定」、すなわち、ガットは、千九百四十八年に発足したが、その後の国際経済情勢の進展にかんがみ、これを全面的に再検討する必要が認められ、千九百五十四年末、ジュネーヴで開かれた第九回ガット締約国団会議においてガットの規約改正が討議され、その結果、翌千九百五十五年三月十日に本件の諸議定書、すなわち、ガット第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書、ガット前文、第二部及び第三部を改正する議定書及びガットの機構上の改正に関する議定書の三議定書が作成された。

これらの諸議定書によるガット改正の主な点は次の通りである。

1　関税譲許のすえ置期間を千九百五十七年末まで延長し、その後は三年ごとに自動的に延長すること、及び関税譲許の修正又は撤回を希望する締約国は、各すえ置期間の満了前に再交渉を行うことができること。

2　ガットは、国際収支上の理由に基いて行われている一切の輸入数量制限を審査し、その後もこの制限を継続している締約国と毎年協議すること。

3　締約国は、農産物等の一次産品を除く産品についての輸出補助金の交付を、原則として、千九百五十七年末までに終止させること。

4　国家貿易の対象産品をガットに通告し、利害関係国の要求があるときは、その運営状況に関する情報を提供すること。

5　後進国に関する特例の援用国

の解釈、及び適用産業の範囲等を明確にすること。

6　ガットの改正について、関税譲許に関する訂正若しくは修正で、全く技術的なものの修正手続を簡易化すること。

7　貿易協力機関の発効に伴う改正。

8　戦後の過渡的規定及びハヴァナ憲章との関連規定を削除すること。

等である。

なお、ガット改正議定書が三つに分けられた理由は、(一)全締約国の受諾により発効するもの、(二)三分の二の締約国の受諾により発効するもの、及び、(三)機構上の改正に関するものに分けられたからである。

よって政府は、本件諸議定書の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

輸出貿易に依存するところの大きいわが国にとって、これら諸議定書によるガットの改正を受諾することは妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

貿易協力機関に関する協定の受諾について承諾について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国も加入している「関税及び貿易に関する一般協定」、すなわちガットの運用については明確な規定を欠いていたので、第九回ガット締約国団会議において、ガットの規約改正が討議された際、あわせてこの問題も取り上げられ、その結果、千九百五十五年三月十日に本件の協定が作成されたのである。

本協定により設立される貿易協力機関は、ガットの運用を主たる目的とする国際機関であり、この機関が成立すれば、これまで事実上、ガットを運用してきたガット締約国団会議、会期間委員会及び事務局は、それぞれ、この機関の総会、執行委員会及び事務局に引き継がれ、ガットの運用が明確化されることになる。

よって政府は、本協定の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

ガットの運用に当り、かつ、国際通商の分野における恒久機関として発足することを予定されている貿易協力機関に参加することは妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費としては、貿易協力機関の経常費用支弁のための分担金があるが、これは、ガットにおいて支払っていたものを、この機関に肩代りするものであつて、本年度分としては、昭和三十二年度一般会計予算に、外務省所管関税貿易一般協定分担金として四百万九千円を計上している。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、千九百五十四年アメリカ合衆国との間に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、両国間の経済活動及び人的交流の円滑化を図つてきたが、その後それぞれ相手国の輸出入銀行が自国内の源泉から取得する貸付金又は投資の利子に対する課税を相互主義に基いて免除するための交渉を行い、本年三月二十三日本件に関する補足議定書が作成され、その署名調印が行われた。

この補足議定書は、現状においてはワシントン輸出入銀行が主としてわが国の諸企業に借款として供与しているその取得利子について免除するものであるが、将来わが国の輸出入銀行が取得する利子についても免除の途を開いたものである。

よつて政府は、本補足議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

両国の輸出入銀行が取得する利子を相互に免除することにより、投資の促進を増大し、日米間の経済交流の一層の緊密化を図ることは必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

旅館業法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近年健全なレクリエーションの普及、観光事業の振興等に伴い、旅館業はとみにその重要性を加えてきているが、現行法は旅館業について単に施設面について、しかも主として公衆衛生上の見地からのみ規制を行つておるにとどまり、旅館業本来の性格からみる場合必ずしも十分とはいいえないものがある。よつて営業施設の水準の向上を期するとともに、風紀面をも考慮し、真に健全なる旅館業の育成と指導を図るため必要な規制等を行うことができるようにするものである。

本案の要旨は、次の通りである。

1　旅館業によつて善良の風俗が害されることがないよう公衆衛生的見地以外に風俗的見地をも加味し、必要な規制をあわせて行いうるよう法目的を改めることとすること。

2　施設の構造設備の基準は従来都道府県において適宜設けることになつているが、全国的に水準の向上を図るためこれを政令で規定することとすること。

3　新たに旅館業について、施設の使用方法、広告方法等その利用方法の基準を政令で定めることとして営業の健全化を期すること。

4　営業許可の基準に人的要件を加え営業者の質的向上を図ること。

5　営業者が刑法等風紀関係の法令に違反したときは営業許可の取消、停止等の行政処分を行いうることとすること。

6　学校の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内で旅館が設けられることにより、その教育環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは許可を与えないこととする等教育環境の清浄化を確保する措置をとること。

二　議案の可決理由

旅館業について、その施設の構造設備の基準を政令で定めることとするとともに、旅館業によつて善良の風俗が害されることがないよう所要の諸措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

接収貴金属等の処理に関する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一四八号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、連合国占領軍に接収され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金属及びダイヤモンド並びに接収貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍から政府に引き渡された金の地金等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をしようとするものである。

二　議案の修正議決理由

接収貴金属等の処理に関する法律案については、第十九回国会に提出されて以来、充分に審議をつくし、種々論議を重ねたところであり、迅速に返還その他の処理を

する必要があるので、本案は時宜に適した適切妥当な措置であるが、別途提出された国有財産特殊整理資金特別会計法案の成立等に伴い、附則中の規定について字句の整理を行う必要があるので、別紙の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

接収貴金属等の処理に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、連合国占領軍に接収された貴金属等で、その後連合国占領軍から政府に引き渡されたもの等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をすることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「貴金属等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミン及びこれらの合金の地金及び製品

二　ダイヤモンドその他の貴石及び半貴石並びにこれらを用いた製品

三　前各号に掲げるものの容器及び附属品

四　その他政令で定める物品

2　この法律で「接収」とは、本邦（政令で定める地域を除く。）内で、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。

3　この法律で「保管貴金属等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。

一　接収された貴金属等（接収の後に溶解されたものを含む。以下「接収貴金属等」という。）

二　接収貴金属等のうち連合国占領軍が処分したものの代償である金の地金及び預金（これに係る利息を含む。以下同じ。）

三　連合国占領軍から接収貴金属等の引渡を受けた者が当該接収貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金

四　旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律（昭和二十三年法律第百十九号。以下「代替貴金属に関する法律」という。）第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金（連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等で同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを除く。）

（他の法令との関係）

第三条　保管貴金属等の返還その他の処理については、他の法令にかかわらず、この法律の定めるところによる。

（返還等の処理機関）

第四条　大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金属等について返還その他の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

（返還の請求）

第五条　その占有に係る貴金属等の接収された者（以下「被接収者」という。）又はその相続人（被接収者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。）で、この法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該接収貴金属等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

2　被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けたもののうち、当該接収貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡した者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

3　被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けたもののうち、代替貴金属に関する法律第四条の規定により当該接収貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金属に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることができる。

4　接収貴金属等の所有者（当該接収貴金属等に係る被接収者又はその相続人である者を除く。）は、被接収者又はその相続人が第一項の規定により当該接収貴金属等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算して七月以内に限り、当該接収貴金属等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることができる。

5　接収貴金属等の所有者が国であり、かつ、当該接収貴金属等の被接収者が国でない場合には、当該接収貴金属等の被接収者は、第一項の規定にかかわらず、当該接収貴金属等の返還の請求をすることができない。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接収貴金属等の被接収者とみなして、第一項の規定を適用する。

6　被接収者又は接収貴金属等の所有者が国である場合には、接収時において当該接収貴金属等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第三項までの規定による返還の請求をするものとする。

（接収貴金属等の認定及び請求の棄却）

第六条　大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求があつた場合には、返還請求者がその請求をすることができる者（以下「権利者」という。）であるかどうかを審査し、権利者であると認めたときは、当該接収貴金属等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。

2　前項の認定（返還請求者が権利者であると認めることを含む。）は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしなければならない。

3　大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接収貴金属等についての返還の請求を棄却しなければならない。

一　返還請求者が権利者であると認められないとき。

二　当該接収貴金属等の種類、形状又は個数（政令で定めるものについては、総重量）を認定することができないとき。

三　当該接収貴金属等が保管貴金属等のうちにないことが明らかなとき（当該接収貴金属等が接収の後に溶解された可能性又は保管貴金属等で第二条第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接収貴金属等に代るべきものが存する可能性があるときを除く。）。

4　大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合には、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

5　前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接収貴金属等」とあるのは、「金銀又は地金」と読み替えるものとする。

6　第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（認定又は請求の棄却に対する不服の申立）

第七条　前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2　前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3　大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

（特定する場合の返還）

第八条　大蔵大臣は、第六条第一項の認定（その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。）に係る接収貴金属等が保管貴金属等のうちで特定する場合には、遅滞なく、これを当該接収貴金属等に係る権利者に返還しなければならない。

（特定しない場合の返還）

第九条　大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が保管貴金属等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金属等を返還しなければならない。

一　保管貴金属等のうち第二条第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く。）で第六条第一項の認定に係る接収貴金属等の種類、形状、品位及び重量（第六条第三項第二号の政令で定めるものについては、種類、形状及び品位）の等しいものがある場合には、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等と種類、形状及び重量の等しい保管貴金属等を返還するものとする。

二　第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で品位又は重量について同項の認定をすることができないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）において、保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。）のうち当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等が、これと種類、形状及び重量又は品位の等しい保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと等しい品位又は重量を有するものとみなして、当該接収貴金属等を評価した価額を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

三　第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等と種類及び形状の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもののうち当該接収貴金属等の品位並びに当該保管貴金属等のうち最少の重量のものと等しい重量を有するものとみなして、当該接収貴金属等の評価額（前二号に掲げるものについては、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者がある場合又は前三号の規定により返還を受ける保管貴金属等の評価額がその者についての当該接収貴金属等の評価額（前二号の規定により返還を受ける者に係る接収貴金属等については、当該規定による評価額）に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金属等の評価額又はその満たない額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者に係る接収貴金属等で、品位又は重量について第六条第一項の認定をすることができないものの評価については、当該接収貴金属等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと等しい品位又は重量を有するものとみなす。

接収貴金属等	保管貴金属等
金の地金及び製品	一　接収の後に溶解して作られた金の地金 二　第二条第三項第二号に掲げる預金で金の地金又は製品の代償であるもの 三　第二条第三項第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
銀の地金及び製品	一　接収の後に溶解して作られた銀の地金 二　第二条第三項第二号に掲げる預金で銀の地金又は製品の代償であるもの 三　第二条第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
白金の地金及び製品	一　接収の後に溶解して作られた白金の地金 二　第二条第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの 三　第二条第三項第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ルテニウムの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
ロジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
パラジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
オスミウムの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの

イリジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
イリドスミンの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
第二条第一項第一号に掲げる貴金属の合金の地金及び製品	一　接収の後に溶解して作られた当該貴金属の合金の地金 二　第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された当該貴金属の合金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ダイヤモンド	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの

2　前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。この場合において、金属の地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。

3　大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要がある場合には、保管貴金属等を分割することができる。ただし、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合又は分割することが著しく困難である場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（第五条第二項又は第三項の請求に対する返還）

第十条　大蔵大臣は、第五条第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六条第五項において準用する同条第一項の認定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならない。

2　前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。

（返還できない保管貴金属等の帰属）

第十一条　前三条の規定により返還することができない保管貴金属等（返還のために保管貴金属等を売却した場合の売却代金のうち前二条の規定により返還することができないものを含む。）は、国に帰属する。

（返還の通知）

第十二条　大蔵大臣は、第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。

（返還に対する不服の申立）

第十三条　第八条から第十条までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2　前条の通知があつた日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3　第一項の不服の申立は、第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認定（その認定を変更する第七条第三項の決定を含む。）に対する不服をもつて、その理由とすることができない。

4　大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

（受け取られない保管貴金属等の帰属）

第十四条　権利者が、第十二条の通知を受けた日（前条第一項の不服の申立があつた場合には、同条第四項の通知がその申立をした者に到達した日）から五年以内に、その法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。

2　前項の場合において、返還される保管貴金属等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。

（接収貴金属等の上に存した権利）

第十五条　第五条第一項又は第四項の規定による接収貴金属等についての返還の請求に対して第九条の規定により返還された保管貴金属等については、接収時において当該接収貴金属等の上に存した権利は、その返還の時から当該保管貴金属等の上に存するものとみなす。

2　前項の場合において、保管貴金属等が二以上の所有に係る接収貴金属等についての第五条第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金属等は、当該接収貴金属等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金属等に対応する部分に応ずるものとする。ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分に対応する接収貴金属等の各所有者に属するものの接収当時の価額に応ずるものとする。

（納付金）

第十六条　第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額又は当該売却代金の額の百分の十に相当する金額を国に納付しなければならない。

2　前項の規定は、国が保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける場合には、適用しない。この場合において、法令の規定又は接収前の契約に基き、国から当該返還に係る保管貴金属等の返還を受け、若しくはその返還に代え当該売却代金の額に相当する金額の償還を受け、又は当該保管貴金属等を買い戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。

3　前二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金属等（保管貴金属等のうち第二条第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む。以下次条及び第十九条において同じ。）についての返還の請求に対して返還される保管貴金属等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接収前の契約に基きこれらの者から当該保管貴金属等を買い戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金属等については、この限りでない。

4　第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金属等（金属の地金及び製品に限る。）の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の素材価額を評価した額とする。

5　第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付することができる。

（納付義務に関する認定等）

第十七条　第五条第一項から第四項までの規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなけれ

ばならない。この場合において、当該接収貴金属等に関して同項ただし書の規定に該当する事情があるときは、その旨をあわせて記載しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項本文の記載がある書面による返還の請求があつた接収貴金属等について第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるかどうか、及び当該保管貴金属等について同項ただし書の規定の適用があるかどうかを認定しなければならない。

3　第六条第二項及び第四項並びに第七条の規定は、前項の認定について準用する。この場合における第六条第四項の通知は、第十二条の返還の通知をする前に行わなければならない。

（納付金の求償）

第十八条　第八条から第十条までの規定により被接収者に返還された保管貴金属等については、第十六条の規定による納付金は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百九十六条第一項に規定する必要費とする。

2　第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金属等を接収前の契約に基いて買い戻す者がある場合においては、当該保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定によつて国に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

（税法の適用）

第十九条　その所有に係る接収貴金属等についての返還の請求に対して第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定により返還された保管貴金属等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金属等の買戻をする者が前条第二項の規定により負担する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金属等の取得価額に算入し、又は所得税法第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2　接収貴金属等についての返還の請求に対して、第九条又は第十条の規定により、第二条第三項第二項に規定する預金又は第九条第三項ただし書の規定（第十条において準用する場合を含む。）による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接収貴金属等（当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。）の譲渡があつたものとみなす。

（交易営団等の接収貴金属等に関する特例）

第二十条　大蔵大臣は、接収貴金属等について第六条第一項の認定をする場合（同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く。）には、当該接収貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者（その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運営会。以下同じ。）の所有に属していたものであるかどうかをもあわせて認定しなければならない。

一　交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイアモンドの回収方針に基き、政府の委託により、取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したものを含む。）

二　前号の貴金属等のうち、政府の指示に基き、金属配給統制株式会社が、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したものを含む。）

三　社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金（当該地金を溶解したもの及び当該地金による製品を含む。）

四　軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したもの及び当該貴金属等による製品を含む。）

2　第五条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

3　大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定したときは、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

4　第六条第二項及び第七条の規定は、第一項の認定（第六条第二項の規定については、接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであつて同条第三項第二号の規定に該当するものに係るものを除く。）について準用する。

5　第一項各号に掲げる貴金属等で、接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対し、第八条又は第九条の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

（交付金）

第二十一条　国は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等（同条第三項第二号の規定に該当するものを除く。）のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

2　第九条第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3　交易営団及び社団法人中央物資活用協会に対しては、国は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一　第十一条の規定により国に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド（以下「回収ダイヤモンド」という。）につき交易営団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められていた価格（以下「基準取得価格」という。）により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接収時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド（第六条第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。）の総重量の比率によりあん分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二　回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4　第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日の属する月の前月の末日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

5　第一項又は第三項の規定による交付金の交付に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（接収貴金属等処理審議会）

第二十二条　大蔵省に、接収貴金属等処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二十三条　大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基いて処理しなければならない。

一　第六条の規定による認定及び請求の棄却
二　第七条第三項（第十七条第三項及び第二十条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十三条第四項の規定による決定
三　第八条から第十条までの規定による返還
四　第十六条の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金属等の評価
五　第十七条第二項の規定による認定
六　第二十条第一項の規定による認定
七　第二十一条第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

第二十四条　審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
一　法制局次長
二　法務事務次官
三　大蔵事務次官
四　通商産業事務次官
五　日本銀行副総裁
六　学識経験者　六人以内

2　前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

3　審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

4　専門調査員は、貴金属等に関して専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5　委員及び専門調査員は、非常勤とする。

第二十五条　審議会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。

2　審議会は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議会の議決とすることができる。

3　第一項の規定は、部会の議決について準用する。

4　審議会は、審議（部会の審議を含む。）にあたり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができる。

5　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、政令で定める。

（事務の委託）

第二十六条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金属等の返還に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

（罰則）

第二十七条　第五条の規定による返還の請求に関して、虚偽の申立をし、又は第十七条第一項若しくは第二十条第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　次に掲げる法律は、廃止する。
一　連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律
二　接収貴金属等の数量等の報告に関する法律（昭和二十七年法律第二百九十八号）

3　代替貴金属に関する法律第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等で同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金属特別会計に帰属する。

4　この法律の規定により国に帰属した貴金属等及び同法の規定により国に返還された国有の貴金属等で一般会計に所属するものは、大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。

5　大蔵大臣は、一般会計に所属する前項の貴金属等を、無償で、貴金属特別会計の所属に移すことができる。

6　貴金属特別会計においては、当分の間、前項の規定により同会計の所属に移された貴金属等で貴金属特別会計法（昭和二十四年法律第三十四号）第一条第二項に規定する貴金属以外のものに係る経理を行うことができる。

7　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　管財局に臨時貴金属処理部を置く。

第十条第十一号を次のように改める。

十一　金の買取又は売渡の基本方針に関すること。

第十一条に次の二号を加える。

十四　貴金属特別会計を管理すること。

十五　接収貴金属等の処理に関すること。

第十一条に次の一項を加える。

2　臨時貴金属処理部においては、前項第十四号及び第十五号の事務をつかさどる。

第十七条第一項の表中連合国財産補償審査会の項の次に次のように加える。

接収貴金属等処理審議会	接収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十二年法律第二十三号）第二十三条各号に掲げる事項に関し、調査審議すること。

（第四十四号（その一）参照）

食品衛生法の一部を改正する法律案（第二十四回国会閣法第一二三号、参議院継続審査）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近時食品工業の発展に伴い、脱脂粉乳による学校給食集団中毒、森永調製粉乳（ドライ・ミルク）による食中毒等の事件の発生にかんがみ、本案は、これら事故発生防止等のため所要の改正を行い、もつて食品衛生の向上を図ろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　食品の製造の過程において添加使用される物質を添加物として取り扱うよう添加物の概念を明確にするとともに、「食品添加物公定書」を作成し添加物の適正な使用を周知させることとすること。

2　乳製品、化学的合成品たる添加物等特にその製造又は加工について高度の技術を必要とし、その過程における取扱い上の誤りが食品衛生上、広範囲に被害を及ぼす危険性の大きなものとして政令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに専任の食品衛生管理者を設置しなければならないこととすること。

3　食品、添加物、器具又は容器包装について必要な基準を定めることができることとするとともに、標示について基準を定められた食品、添加物、器具又は容器包装はその基準に合う標示がなければ販売し、販売の用に供するため陳列し又は営業上使用してはならないこととすること。

4　化学的合成品の定義を規定すること。

5　罰則の規定を整備すること。

二　議案の可決理由

食品衛生の向上を図るため、添加物の概念を明確にすること、食品衛生管理者を設置すること及び食品、添加物、器具又は容器包装について必要な基準を定め標示をすること等所要の改正を行うことは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

自然公園法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近時における国民生活の安定、都市の異常な膨張、都会生活の複雑化等に伴い、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公園に対する国民の利用度はますます高まり、その結果これらの自然公園について、その適正な保護と利用とを図ることはきわめて急を要するものがあるが、これ等三種の自然公園はいずれも同一の性格と目的とを有する公園であり、同一の制度の下で一体的に運営することが最も望ましい実情にかんがみ、今回国立公園のみを対象とする現行の国立公園法を廃止し、これ等三種の公園に関する総合的な制度を確立して、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、あわせて観光事業の健全たる発達を図ろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　国立公園の荒廃を防止するため、他の産業との調整を図りつつ現在の国立公園に関する制度を整備することとすること。

2　新たに国定公園に関する規定を設け、国立公園に準ずるものとして、必要な保護を行うとともに、その利用の増進を図ることとすること。

3　従来都道府県条例に委ねられていた都道府県立自然公園について規定を設け、必要な権能を都道府県に附与することとすること。

二　議案の可決理由

国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公園について、それぞれの段階に応ずる適正な保護と利用の増進を図るため所要の諸措置を講ずることはきわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

機械工業振興臨時措置法は、わが国の機械工業の後進性を改善し、輸出競争力を培養せしめるため、まず機械工業のうち基礎部門、部品部門を中性として設備の近代化、能率の増進、生産技術の向上等の合理化施策を促進しようとの目的で、昭和三十一年六月十五日制定され、施行されてきたのである。

本法律は、通商産業大臣が運用することとなつているが、運輸省の所掌に属する造船関連工業の一部及び鉄道車両部品工業等の業種についても、本法律を適用することによつて振興を図ることが適当であるので、運輸大臣も本法律を運用できるようにするため、本法律中「通商産業大臣」とある規定を「主務大臣」に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

造船関連工業並びに鉄道車両部品工業等の振興を図ることは、わが国経済発展のため適切な措置であるので、本案の趣旨はきわめて妥当なものと認め、全会一致をもつて、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

電子工業振興臨時措置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、電子工業における製造技術の向上、新規製品の工業化及び生産の合理化を促進することにより総合的に電子工業の振興を図るとともに、これにより一般産業の設備の近代化を促進し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。その主なる内容は次の通りである。

1　通商産業大臣は、電子工業審議会の意見を聞いて、電子工業振興基本計画及び毎年の実施計画を樹立決定すること。

2　政府は、実施計画に定める合理化のための設備資金の確保に努めること。

3　基本計画に定める合理化の目標達成のため特に必要と認める時は、通商産業大臣の指示により、カルテルの結成ができることとすること。

その他企業の備える検査設備の基準を決定すること、及び報告の徴収等の関連規定を設けること。

なお、本法は七箇年の期限付臨時法である。

二　議案の可決理由

電子工業は原子力産業と並ぶ新産業であり、欧米諸国にくらべ著しい立遅れを生じている。この立遅れをとりもどすため、本法の制定は妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

電子工業審議会運営のため、昭和三十二年度に十七万七千円を要する。

なお、昭和三十二年度一般会計予算に、電子機器試作補助費一億三千万円、電子機器試験設備設置費一億円及び電子技術特別研究費一億七百万円を計上している。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

電子工業振興臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、電子工業の重要性にかんがみ、次の点に特に留意すべきである。

一、資金の確保については、単に合理化資金のみに限らず、製造技術の向上、新規製品の工業化及び検査設備等、電子工業振興に必要なあらゆる資金の確保に努めること。

二、国内電子工業振興育成のため、今後外国との技術提携にあたつては、慎重な考慮を払うこと。

三、電子機器の部品及び材料の製造業者には、中小企業が多数を占めている現状にかんがみ、その技術向上に格段の措置を講ずること。

輸出入取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行輸出入取引法は、輸出入取引の秩序を確立することを目的として昭和二十七年に制定され、現在までに、これに基いて三十四の輸出組合及び一の輸出入組合が設立されており、関係業界の自主的協調体制が着々強化されつつある状況である。

しかしながら、輸出、輸入ともに過当競争がなお依然として行われ、わが国貿易の健全な発展に障害を与える事例が数多く見られるのであつて、このような障害を排除することが、当面の最も重要な課題である。

以上の実情に対処するため、現行法の輸入協定及び員外者規制命令に関する規定を整備し、また、指定機関制度を設けることによつて、過当競争の排除と自主的協調体制の強化を図ろうとするのが本案の目的であつて、主な内容は次のとおりである。

1　輸入に関する協定締結事由の制限を緩和し、輸入業者が国際的な取引条件等に比して不利な輸入取引条件を課せられる場合に、これを改善するため必要な協定を締結できることとし、なお、外国における資源の開発に資するための協定も新たに認めることとすること。

2　輸出、輸入又は輸出入調整に関する員外者規制命令が行われる場合に、その命令に係る事務の一部を輸出組合、輸入組合又は輸出入組合に処理させることができることとすること。

3　輸出における過当競争に対処するために輸出業者と生産業者又は販売業者との中間に一元的な買取又は販売機関が設立されている場合、特に必要があると認めるときは、政令によつてこの機関を指定し、輸出業者はこの指定機関から購入したものでなければ輸出できないこととすること。

二　議案の可決理由

本案は、輸出入における過当競争の排除と輸出入取引秩序の確立を図り、わが国貿易の健全な発展に寄与するために適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

輸出入取引法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

日中貿易は、ようやくその緒についた段階であり、しばらくその自由な発展を図る必要があるので、本改正法に基く貿易調整の事業（指定機関わを含む）は当分の間、これを行ないものとすること。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（郵送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段（局）三一一一番大官報課

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十二年五月十九日

○第二十六回国会　衆議院会議録追録（二）（その一）

請願に関する報告書

〔第四十四号（その二）参照〕

地方行政委員会

新市町村建設促進法による合併策定除外に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡甑島里村長梶原仲吉外一名）（池田清志君紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡甑島里村は、町村合併促進法による上甑村との合併諮問に対して、一応条件付きで賛意を表したものの、いろいろ研究検討の結果、住民の一本化、負担の軽減ならびに福利の増進などに期待を持ち得ないことが判明したので、臨時村議会で賛意意見を変更する議決と、あわせて合併不能村として除外されたいむねの議決がなされた。ついては、同甑島里村を新市町村建設促進法による合併策定より除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併は地方関係当局が住民の意向を尊重しつつ諸般の条件を十分検討して自主的に処理すべきものであつて、みだりに中央官庁が関与すべきものではなく、いわんや国会が具体的事案について影響を及ぼすような態度をとることは注意を要することであるから、本請願についてはその実質的内容についてこれを関係官庁の適当な指導にまつことが妥当と考える。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

鶴田村の町村合併に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡鶴田村長仁科盛次外一名）（池田清志君紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡鶴田村は、昭和二十九年十月六日付をもつて知事より合併の勧告を受けたが、同村は総面積七千七百十平方キロ、人口八千四百二十八人を有し行政規模としては隣接の他町村と比べなんら見劣りがなく、もし合併した場合は、行政の末端浸透および住民の福祉増進は著しく阻害せられるので、同村の合併を取りやめられ、次記二案のうちいずれかを実現せられたいというのである。

（一）飛地として同村内にある宮之城町柊野、くさび状に入り込む同町湯田および同町池之野部落（旧佐志村）を同村に編入する境界変更。

（二）宮之城町池之野部落（旧佐志村）のみを同村に編入する境界変更。

二、請願の議決理由

町村合併は関係当局の自主的判断と処理にまつべきものであり、中央官庁は法に認められる範囲内において、適宜の助言指導を与うべきものであるから、その際における地方住民の希望を知る一つの参考資料として、本請願は政府関係当局の考慮を払うべきものと考える。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

奄美群島復興事業に関する請願（請願者　鹿児島市山下町三十七番地鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（池田清志君紹介）（第一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年五月奄美群島の母国復帰後の措置として、奄美群島復興特別措置法が制定公布され、二十余万の島民は前途に明るい希望をもつたが、内閣が決定した復旧費総額は五箇年間を通じ、わずかに百五十二億円に過ぎず、そのうち昭和二十九、三十、三十一年度を通じて全事業費の三十三・五パーセントしか支給されないため、復興事業は遅々として進展しない実情である。ついては、復興五箇年計画第四年目の昭和三十二年度には、ぜひとも復興事業費四十九億七千六百九十四万九千円を全額承認されたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美群島の復興は、これがために制定された特別措置法の精神にかんがみ、これを促進する必要がある。復興事業に必要な復旧費の事業経費の支出が、予定された中の少部分にすぎず、島民の不満を招いていることは遺憾である。昭和三十二年度においては、年度計画上の予定額全額の事業費の支出を希望することはもとより当然である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　福島市杉妻町福島県町村会長宗像徳弥）（八田貞義君紹介）（第七五号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第四四五号）、同（請願者　福島市杉妻町福島県町村議会議長会長渡辺酉尾）（粟山博君紹介）（第四四六号）、同（請願者　福島県岩瀬郡長沼町長岩瀬地方町村会長森岡喜一郎）（助川良平君紹介）（第五三六号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方税法による市町村民税の課税は、地方税法第三百十三条により、前年の課税総所得金額を基準として賦課することが原則となつているが、所得税法による青色申告者は、専従者一人につき八万円を限度として控除され、したがつて青色申告者の事業経営者は一般住民の市町村民税額に比し低額となり、住民税課税上公平を欠くこととなるので、ついては一般住民と均衡を失せざるよう、地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

所得税法における青色申告制度にはそれ自体としてその目的と理由とがあるが、その地方税法上の適用については、また地方税法上の目的と理由とから考究する必要がある。市町村民税の負担の上で住民間に負担の著しい不均衡はつとめてこれを避けねばならないから、この点については更に政府においても研究の必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

スキーリフト利用税徴収廃止に関する請願（請願者　東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地岸記念体育館内全日本スキー連盟会長小川勝次）（岡良一君紹介）（第七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近におけるわが国のスキーは、一般国民大衆の健全なる冬季レクリエーションスポーツとして目ざましい発展をとげ、スキーヤーの数も年々増加の一途をたどりつつあるが、国内のスキー場施設中、搬送設備（スキーリフト）は、地方税法により娯楽施設の一つとして高率な課税の対象となつていることは、利用者の経済的な負担を増加しており、ひいては健全なスポーツの発展を阻害するものである。ついては、地方税中娯楽施設利用税の対象から、スキー搬送設備（スキーリフト）は除外するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本件請願の願意については、政府当局は法改正によらず、既に税法施行上の行政指導の措置によつて、その目的を達成しつつあるが、更にこれを励行する旨の言明があつた。法律改正によつてこれを明確にすべきか否かについて

は、更に考慮すべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地方財政確立に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政は多くの制度上の欠陥から財政再建団体はもとより、他の多くの団体においても極度の経費の圧縮により、かろうじて収支の均衡を保つているにすぎない実情であるから、すみやかに次の事項について必要な措置を講ぜられたいというのである。（一）薪炭手当および期末手当増額分の財源については、必ず地方交付税等により国において財源を確保すること、（二）給与改訂等に伴い発行を許可された地方債および災害補助事業、失業対策補助事業ならびに国の直轄事業分担金に充てるために許可された地方債については、国が元利の全額を補給すること。

二、請願の議決理由

地方行政の円滑な施行に必要な財源の確保に関する国の措置を適切かつ十分に行うこと及び特別な地方債に対する国の対策を完全に樹立することは、現下の地方財政問題として朝野に論究されつつあるところであるが、今国会においても政府の措置により、その努力を進めつつあり、国会は関係法案を審議した。なお、本問題は更に検討を要することはいうまでもない。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地域給制度適正化に関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年九月一日、法の改正により給与の種類が限定されたために、従来各市において不均衡是正のため講ぜられていた特別措置も不可能になり、これがためとくに学校教職員の場合において、移動その他人事交流にはなはだしい支障を来たし、ひいては貴重な児童生徒の教育専念に不安を招くとともに、教育上の不均衡化を恐れるものである。ついては、実情をよく認識せられ、すみやかに法の改正等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地域給制度の不備欠陥については、かねてから論議の存するところである。特に本請願のいうごとく、職員の人事交流等に対する関係について障害となつていることは遺憾である。今回の国家公務員の給与改訂に伴う措置において、一部の改正によつて若干改正されたとはいえ、なお、今後研究改善を要する問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地方財政確立に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政確立のため、昭和三十二年度において、次の事項を実現されたいというのである。（一）公債費問題の抜本的解決をはかるとともに、地方債制度およびその運営を合理化すること、（二）たばこ消費税の税率を第三次地方制度調査会の答申通り百分の三十程度以上の引き上げおよび国庫補助負担率の引き上げ等により地方の自主的財源を強化すること、（三）国税の減税に伴い地方税および地方交付税に減少をきたさないよう、国において補てん措置を講ずること、（四）新市町の建設を早期に完遂するための財政措置を確立すること、（五）公営事業の画期的拡充を期し、地方債の消化その他金融の円滑化をはかるための機関を設置すること。

二、請願の議決理由

本請願の願意たる諸事項のうち、公営事業のための金融円滑化をはかる機関の設置のごとく、既に今国会において法案の成立により、達成されたものもあるが、おおよそ地方財源を強化し、地方債より受ける重圧を排除することは、現下地方財政の再建と健全化を促進する上において肝要なことはもとより当然なことであり、また新市町村の建設を早期に完遂することは、町村合併の成果を完成することで、これまた財政措置により、これを実現することは政府の責任である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地方債及び公債費対策確立に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（亀山孝一君紹介）（第三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、地方団体の自主財源確保対策に並行して、地方債ならびに公債費について、次の項目によつて抜本的対策を講ぜられたいというのである。（一）既発行の地方債にかかる公債費中、国の政策により一般財源にかえて発行されたものによる公債費は、元利償還金とも全額国庫にて負担すること、（二）最近の金融市場緩和から、全般的に金利の引き下げの傾向にあるので、地方債についても利率の引き下げを実施するとともに、既往債についても利率の引き下げまたは利子補給をなすこと、（三）充当事業の目的も勘案して、償還年限を延伸するとともに、公共事業債については利子を国家負担とする等緊急特別の措置をはかること、等。

二、請願の議決理由

地方債対策は、現下の地方財政健全化の問題処理上、重要な部門であり、今国会においても、交付税について特別措置を行い、昭和三十二年度の公債費の処理についての考慮を払つて、一部問題の解決をはかつたが、なお、根本的かつ総合的に本請願の訴えるごとき諸事項につき検討を加え、地方債対策を樹立する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方政行　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

公債費対策に関する請願（請願者　宮崎県議会議長藤井満義）（片島港君紹介）（第七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方債は旧地方財政平衡交付金当時一般財源に代えて発行されたため、この配分は貧弱団体に対する財源の付与となり、したがつて貧弱団体はど多くの公債費を背負い、その重圧に苦しむ結果となつている。ついては、これが対策として、次の事項等を実施されたいというのである。（一）地方債の償還残については、元利を補給し、償還期限を延長すること、（二）明らかに国の一般財源をもつて措置すべきものにかえて行われた地方債は、すべて国の責任において解決すること、（三）今後発行する地方債は、政府資金によるものの利率を大幅に引き下げるとともに、施設の耐用年数に応じ、償還期限を延長すること。

二、請願の議決理由

地方財政の健全化の方策として、地方債対策が大きな問題であることはいうまでもないところであつて、今国会においても一部これが対策として昭和三十二年度公債費処理の方途が講ぜられたが、さらに根本的な、将来にわたる抜本的方策を検討し、本請願の訴えるごとき諸点につき考慮を払う必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

小型及び軽自動車課税の市町村移譲に関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方税制度の根本的改革は、国

窮せる地方公共団体にとつて緊急を要することは申すまでもないが、これが実現までには相当困難と日時を要するから、さしあたり、二輪、三輪の小型ならびに軽自動車の課税を、市町村に移譲するよう法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

小型ならびに軽自動車の自動車税を市町村税に移すことの可否については地方税法上いろいろな立場から検討を要する研究問題であつて、将来の地方税法上の改正問題として考慮する余地はあると考えられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

消防施設整備費国庫補助増額に関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消防施設強化促進法に基き、消防施設整備費については、国庫補助金の交付制度が確立されているが、その交付額がまことにきん少であり、都市消防施設の完ぺきを期するにはとうてい至難な現況であるから、補助金のわくを増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

消防力を強化することの必要は、最近の全国火災状況にかんがみ、きわめてさし迫つた問題である。消防施設の整備はその大切な要素であるが、地方財政の現状はこの点についても国の援助に大きな期待をよせざるを得ない状態である。国の補助についても逐年若干増額されつつあるが、実際の必要度と隔たることはなはだ遠く、さらに増額実現につとめるべきことは当然である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

児童福祉司の身分保障に関する請願（請願者　盛岡市新庄田中二十五番地伊藤博美外一名）（山本猛夫君紹介）（第一〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先国会より継続審議となつている地方公務員法改正案が成立すれば、児童福祉司の定年制が制定されるわけであるが、児童福祉司を一律に定年というわくで打ち止めることは、その特殊な職種と、専門的な立場とを無視した措置で遺憾にたえない。ついては、これを定年制より除外するか、またはできない場合は、六十五歳をもつて定年とするよう措置をされたいというのである。

二、請願の議決理由

「地方公務員法等の一部を改正する法律案」として、地方公務員に対する定年制の根拠を定めようとした法律案は、今国会において審議未了となつたので、本請願の願意は当面問題とならなくなつた。しかしながら、将来また、政府において新たな法案として立案されることも予想されるので、この点についてもその際改めて検討すべきものと考えられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

大口市営火葬場新築費起債承認に関する請願（請願者　鹿児島県大口市長森山盛之助外一名）（池田清志君紹介）（第一〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大口市営火葬場は、北薩療養所および近接町村より相当の使用者があり、北薩地区唯一の施設として住民の利便に資していたが、昨年十二月二十九日火災により使用不可能となり、これがため住民は遠く宮之城町、鹿児島市、水俣市に依頼しなければならず、経済的負担も大きく、また相当の不便を感じている。ついては、これが復旧再建は一日もゆるがせにできない状態であるから、火葬場新築費二百万円の起債を承認されたいというのである。

二、請願の議決理由

具体的案件としての地方債の起債認可申請に対する措置は、もとより国会の直接関与するところではない。ただ地方公共団体が必要な事業を行うために財源に悩み、これを起債に求めざるを得ず、特に水火災による回復、復旧等のためにはその必要性が緊急なものであることは明らかで、国会としても地方財政一般の運営上、政府に要望しているところである。本件も関係事項として政府関係当局の考慮すべき問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

大口市伝染病舎新築費起債承認に関する請願（請願者　鹿児島県大口市長森田盛之助外一名）（池田清志君紹介）（第一〇九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大口市は、旧四箇町村を合併して昭和二十九年に発足した市であるが、同市の大口、山野、羽月の各地区にある伝染病隔離病舎は老朽著しく、使用不能の状態にあるため、伝染病の発生に当つてはやむなく部落公会堂等を借用して収容している状態であるので、同市では新たに建坪六十坪、総工費二百七十万円の病舎の建築を計画しているが、窮迫せる地方財政をもつてしてはいかんともなし難いので、二百万円の起債を許可せられたいというのである。

二、請願の議決理由

合併町村としては新団体としての実をあげるため、住民の福祉増進上、必要な事業を施行すべく、その財源として起債に期待せざるを得ないことも了解されるところである。具体的案件としての地方債の認可は、政府当局の管掌するところで、国会のあずかるところではないが、これを所管庁に送付して検討の機会を与うべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

新市町村公報機関としての有線放送電話の建設等に関する法律制定の請願（請願者　東京都文京区小石川一丁目一番地林友会館中央農山漁村放送委員会常任委員長前田郁外十八名）（鈴木直人君紹介）（第一五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村合併により新市町村が生まれたが、部落間の連絡、市町村事務と部落の連絡が困難化し、これがため自治庁では有線放送電話を取り入れて、これが欠陥を除去しているが、有線放送電話の普及はますます歓迎されている現状であるから、この際有線放送電話の建設に関する法律を制定し、これが補助金の支出を根本的に確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

新市町村の建設促進の途上において、有線放送電話施設が多大の機能を発揮し、貢献する所多きことはいうまでもなく、この普及を促進するため、その根拠法律の制定および国の補助金支出を可能ならしめるよう具体的な措置を講ずることは考究に価することである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

美里村役場庁舎建築事業費起債増額に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡美里村長小林庄三郎）（荒船清十郎君紹介）（第一七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡美里村役場の新庁舎建築に当つては、昭和三十年に四百万円の起債が許可せられたが、その後村民の総意により鉄筋コンクリート建とすることに変更したので、昭和三十二年度においては起債額四百万円を増額追加せられたいというのである。

二、請願の議決理由

村役場の新庁舎建築のため、財源として地方債を充てることができることは一定の条件を備える限り適法である。起債額の追加承認申請はもとより政府における当局の所掌するところで国会の直接関

与する所ではない。所管庁において可能な限り、これを承認すべきものと考えられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

御調町西部三地区の三原市合併促進に関する請願（請願者　広島県御調郡御調町西部三地区三原市合併促進連合委員会委員長　山本吟市）（佐竹新市君紹介）（第一八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県御調郡御調町西部三地区（今津野、丸門田、丸河南）は、三原市八幡に隣接し、昔から三原城主の領域として恩恵を受け、歴史的に見ても三原市と関係浅からざるものがあるばかりでなく、経済的にも農産物の販売、生活品の購入等ますます密接不可分の関係にある。ついては、御調町西部三地区を三原市に合併されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併は関係市町村において自主的に進められるべきものでみだりに第三者や中央官庁の関与すべきものではない。関係者間において十分話し合いを行い、府県や中央官庁は法の認める最少限度において助言、指導、勧告等適切な措置をとるべきものであり、国会はもとより直接これに介入したり、可否の判断を下すべきものではない。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地方公共団体臨時職員の身分確立に関する請願（請願者　鳥取市西町二百九十番地鳥取市役所職員組合執行委員長　入江彦之丞）（徳安實藏君紹介）（第一九四二号）、同（請願者　福岡県小倉市役所労連事務局内全日本自治団体労働組合福岡県連支部連合臨時対部評議会議長　田中頼勇）（池田禎治君紹介）（第二〇六九号）、同（請願者　大阪市北区南扇町十六番地大阪市臨時職員協議会執行委員長　西本市三郎）（井岡大治君紹介）（第二〇七〇号）、同（請願者　熊本市行幸町十九番地熊本県職員組合執行委員長　草野英賢）（川村継義君外二名紹介）（第二〇七一号）、同（請願者　長野市大字南長野字幅下長野県職員労働組合執行委員長　竹本哲一）（西村彰一君紹介）（第二一一三号）、同外二件（請願者　富山市表町富山県庁内富山県職員労働組合臨職協議会東礪波支部長　安念寿郎外二名）（内藤友明君紹介）（第二一二四号）、同（請願者　秋田市土手長町一番地自治労秋田県庁職員組合中央執行委員長　岡本梅三郎）（石山權作君紹介）（第二一四三号）、同（請願者　鳥取県庁内鳥取県職員組合執行委員長　米田成美）（赤澤正道君紹介）（第二五四六号）及び同（請願者　鳥取市東町鳥取県職員組合執行委員長　米田成美）（古井喜實君紹介）（第二六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在鳥取市役所には、百三名の臨時職員が雇用されているが、その職務内容が常勤職員となんら異らないのに、待遇の面においては著しく低位におかれ、しかも不安定な生活を余儀なくされていることは遺憾である。ついては、次記事項につき措置を講ぜられたいというのである。（一）政府は現在の臨時職員が地方公務員法第十七条任用職員であり、かつ地方自治法第百七十二条第一項の「吏員及びその他の職員」であることを明確にし、行政指導を行うこと、（二）昭和三十一年度地方財政計画の中には臨時職員給与費七十四億二千六百万円を計上したが、この中には公共事業従業員が含まれていないので、昭和三十二年度においてはこれを対象として加えること、（三）臨時職員給与の単価は、吏員、雇用人と同様な算定による単価とすること、等。

二、請願の議決理由

地方公共団体の行政機関においてその所掌事務を処理するため、条例に定めた一定の地位身分を有し、かつ定数の定めのある一般の地方公務員の外、いわゆる臨時職員が雇用され、しかも相当長期にわたり執務するものあり、その地位待遇も区々であり、明らかでない。その種類、性格、雇用期間、待遇、身分等実際に即して検討するとともに地方公務員法の精神に照らし、正しい取扱方針を樹立すべく、本問題は政府の所管庁において十分研究すべきものと考える。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

行政書士法の一部改正に関する請願（請願者　東京都墨田区業平橋二丁目十四番地吉村勇外十五名）（門司亮君紹介）（第二一四八号）及び同（請願者　東京都墨田区業平橋二丁目十四番地日本行政書士会連合会副会長　岩本伝外十五名）（林博君紹介）（第二六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政書士法の精神を推進するため、同法の運営の面における規定に欠くる点があるから、同法の一部を次のごとく改正されたいというのである。第十五条第一項中「行政書士会を設立することができる」を「一箇の行政書士会を設立しなければならない」に、第十六条中第三号の次に「四　入会及び脱会に関する規定」を加え、第四号を第五号とし、以下各号を順次繰り下げ、第七号を「七　その他行政書士会の目的を達成するために必要な規定」に、また第十六条の次に会則の認可、入会および会則の遵守義務に関する規定を加える等、それぞれ改正する。

二、請願の議決理由

行政書士の資質を高め、その地位を安定させるとともに、不正な類似行為をなすものの横行する余地をなからしめるため、行政書士法に定める行政書士会を必須機関とし、行政書士の加入を義務制とすることは、もとより理由のあることではあるが、行政書士は一面においては自由職業として有資格者の届出をもつて自由になし得る職業であることを建前としていることから考えると義務加入には問題があるのである。政府当局において考究すべき問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

上里村役場庁舎建築設計変更による追加起債に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡上里村長谷川茂外一名）（荒船清十郎君紹介）（第二三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡上里村役場庁舎の建築設計の変更によつて、当初計画せる木造建築より五百十万円の予算超過が見込まれるが、同村の窮乏せる財政をもつては、これが経費のやりくりはきわめて困難な実情にある。ついては、これが超

過分の追加起債を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

村役場建築の財源として起債を充当することは、地方財政法の認めるところではあるが、地方債政策の新たなる見地から、検討されることはあろう。本件は計画変更による予算超過のための財源として起債の承認を求めているのであるが、具体的案件の処理は、もとより所管官庁の権限であるから、関係当局の判断にまつべきものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

大工、左官及び板金業者の事業税軽減に関する請願（請願者　大阪市北区老松町二丁目二十一番地大阪府大工左官板金業組合連合会戸田常蔵外四名）（大矢省三君紹介）（第二三〇四号）、同（請願者　盛岡市日影門外小路百五十三番地全国板金工業会理事長米内一郎外四名）（北山愛郎君紹介）（第二三〇五号）、同（請願者　金沢市中堀川町六番地戸水虎一外五名）（徳田與吉郎君紹介）（第二三六九号）及び同（請願者　名古屋市熱田区西町鍋弦九十三番地愛知県大工左官板金業組合連合会山口音吉外四名）（汁羽兵助君紹介）（第二八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大工、左官、板金業者の事業税率の引き下げについては、第二十四回国会において地方税法の改正の際附帯決議がなされたが、聞くところによれば、この事業税率は各業種とも一律に所得五十万円以下六パーセントの取扱いとなるそうであるが、大工、左官、板金業者は他の業種と異なり、一年間に何人かのものが生命を落し、また不具者になるという労務を主体とする業種であるから、一般のものよりも何割か低い税率の取扱いを受けるのが妥当と考えられる。ついては、大工、左官および板金業者の事業税は、所得五十万円以下について一般よりも低い税率四パーセントの取扱いをされたいというのである。

二、請願の議決理由

今国会における地方税法の改正において、事業税については大幅な改正によつて一般的に税率が低下され、業種間のはなはだしい隔たりが除去された。これは中小企業者特に自家労働を主とするような業態の業者の負担を軽減する趣旨である。よつて本請願の願意は一応考えられているわけであるが、さらに特別な軽減税率を適用すべきか否かは問題であろう。さらに考究を要する。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

公債費合理化等に関する特別措置法制定に関する請願（請願者　滋賀県議会議長船野長人）（草野一郎平君紹介）（第二三六三号）、同（請願者　熊本県議会議長瀬口龍之介）（坂田道太君紹介）（第二五〇八号）及び同（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（小枝一雄君紹介）（第二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の公債費解決案は明年度限りのものであるばかりでなく、本年度の所得税、法人税、酒税のいわゆる国税三税の自然増収分からのはね返りを先食いし、既得の地方固有財源の繰り上げ転用のみによつて措置せんとしているのもので、後年度における地方財政に不当な重圧を加える危険性が多いばかりでなく、国の責任において重大化した公債費問題の解決策とは認められない。ついては、すでに発行した地方債のうちで、明らかに地方債をもつて措置すべきでなかつたもの、および全部または一部を国庫補助負担金または一般財源をもつて措置すべきであつたと認められるものに対しては、地方財政赤字の原因が公債償還費の極端な増高にあるかんがみ、その合理化に必要な特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和三十二年度の地方債対策として行われた、公債費処理のための政府の措置は、理論上明確を欠き、また一時的の特別措置であつて不徹底のきらいのあることは、もとより本請願の指摘するとおりである。今国会における地方交付税法の一部改正において、本委員会は附帯決議をもつて、来年度以降交付税の繰入率を百分の二十七・五とするよう政府に要請し、政府はこれを実現することを言明しているので問題は一部解決の見込はあるも、さらに抜本的な地方債における公債費対策の樹立は政府において検討すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

新市町村建設促進の財源措置に関する請願（請願者　滋賀県議会議長船野長人）（草野一郎平君紹介）（第二三六四号）及び同（請願者　熊本県議会議長瀬口龍之介）（坂田道太君紹介）（第二五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の新市町村建設の予算措置は、わずかに七百箇町村を対象としているに過ぎず、そのため、以後二千有余におよぶ新市町村の建設が著しく遅延していることは、まことに遺憾である。ついては、全国市町村が一体となつて、その建設に尽力し得るよう、明年度において、少くとも総額六十九億円程度の新市町村建設促進の財源措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

新市町村建設促進の財源措置は、本年度所期の予算額を確保できなかつたことはなはだ遺憾である。各省所管の事業分を合せ考えれば若干あるものの、本来の促進援助のための財源の必要なことはいうまでもなく来年度において、政府において相当額の予算を確保すべきものと考える。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地方交付税率引上げに関する請願（請願者　滋賀県議会議長船野長人）（草野一郎平君紹介）（第二三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国税三税の減税によつて生ずる地方交付税の減少額は、その率を変更することにより当然補てんさるべきであるから、政府は地方公共団体の行政水準の確保を期するとともに、地方自治制度の基盤育成のためにもその税率を百分の二十八・〇五に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

純理論から論ずれば、地方交付税の本旨に照らし、本件請願のいうところはまことに当然であつて、国と地方との税財源の配分率をきめた交付税制度から見れば、国税の一方的減税が地方財源に及ぼす影響は、もとより機械的にかつ完全に増減について調整されねばならない。政府の今回の地方交付税についての措置は、各般の事情を勘案し総合的判断の下になされているので、この点徹底を欠く嫌いがある。さらにこの点に考慮を払い研究の余地があると考えられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

妻沼町の道閑堀排水路等補修工事費起債承認に関する請願（請願者　埼玉県大里郡妻沼町長大熊五郎外二名）（荒船清十郎君紹介）（第二三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡妻沼町地内道閑堀排水路は、昭和三十一年九月二十六日の台風十五号による大降雨の際、決壊し、これがため農林省の査定をうけ現在復旧工事施行中であるが、町財政の現状からみて、この工事費については国庫補助金および起債によるの外なく、ついてはすみやかに国庫補助金の交付および起債を承認されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害復旧工事の急を要することはいうまでもなく、本件は政府の所管庁において適宜処理すべきものと認める。よつて本請願はこれ

を議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地方財政再建促進等に関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第二四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の窮状にかんがみ、これが救済策として次の事項につき適切な対策を講ぜられたいというのである。（一）地方交付税の税率を二パーセント引き上げること、（二）市町村住民税の減収補てんのため、たばこ消費税を増率すること、（三）公債費を緩和するための永久的措置を講ずること、（四）新市町村の建設育成のため五十億円程度を助成すること。

二、請願の議決理由

地方財政改善に関する諸方策の実施および新市町村建設のために要する国の助成費予算の設定等に関する本請願の趣旨はもとより妥当であつて、政府も可及的にその線に沿い実現の方途を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地方交付税率改正に関する請願（請願者　熊本県議会議長瀬口龍之介）（坂田道太君紹介）（第二五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国税の減税に伴う地方交付税の税率の改正案はわずか一パーセントに過ぎないが、このことは地方交付税制度の建前を無視することになるばかりでなく、地方財源に約百四十億円の欠陥を生ぜしめ、最低の地方行政水準を維持することすら不可能となるから、政府は現行地方交付税率の二十五パーセントを二十八・〇五パーセントに改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

今回政府の行つた所得税減税の影響をうけないように、地方交付税の税率をあんばいするとすれば、純理論的には二十八・〇五パーセントとすべきことは本請願の趣旨のごとくである。ただ実際的には必ずしも純理論通りにはならないのであつて、諸条件とにらみ合せ決定される。今国会においては、本年度は二十六パーセントとするとともに、三十一年度分の地方交付税の特例措置により実質的には二十七・一九パーセントとなつたが、将来はなお検討の必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

旧絹村南部地区の結城市に分村合併反対に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡桑絹村長伊沢照男外三十三名）（小平久雄君紹介）（第二六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県下都賀郡桑絹村は、昨年九月に旧桑村および絹村を合併して発足したものであるが、旧絹村地区南部七部落は、近時茨城県結城市に分村合併しようとして激烈な運動を展開しているが、地形的に見ても桑絹村と結城市の県境は、川幅五十メートルに及び田川をもつて自然の境界をなしており、また桑絹村は新村の一体性を確保する見地から、住民の要望によつて総工費六百余万円からなる村立梁小学校の増改築工事に着手しそれも今や落成せんとしているので、分村による混乱は避けられないばかりか、合併の趣旨にもとるもので遺憾であるから、現状維持の裁定を下されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併の問題は、地方関係当局が十分協調的に研究の上、自主的に処理すべきことであつて、みだりに中央関与の手段に訴うべきではない。具体的事務については国会はもとよりこれに干渉すべきものではなく、政府当局も法律の範囲内において適宜、助言指導を与え、また止むを得ない場合に法的処分をなすべきものであるから、政府の参考として本件は送付する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

神坂村の岐阜県編入反対に関する請願（請願者　長野県議会議長矢島武治）（植原悦二郎君紹介）（第二九〇七号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治外一名）（松平忠久君紹介）（第二九三一号）、同（請願者　長野県議会議員依田勇雄外一名）（吉川久衛君紹介）（第二九五八号）、同（請願者　長野県議会議員園原信夫）（下平正一君紹介）（第二九八七号）、同（請願者　長野県議会事務局長北沢安生外一名）（原茂君紹介）（第二九八八号）及び同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（西村彰一君紹介）（第三〇二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年三月十八日に長野県西筑摩郡神坂村が、岐阜県中津川市との合併を議決したが、同村においては今日に至るまで、住民の多数が今なおこの合併に反対し、長野県よりの離脱拒否の強硬な決意を有していると思われるが、加えて同村は一貫水路、財政問題を初めとし、林道中津川飯田線、県道妻籠中津川線等の要望があり、県も県議会も全面的にこれにこたえんとしている折柄、突如として合併を議決したことは了解に苦しむところであり、県議会としては、神坂村が岐阜県に編入することを条件とする中津川市との合併は、神坂村民福祉の見地より反対であるから、実情を調査して適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

県境にまたがる町村合併については、地方自治法第七条第三項によつて行われ、その合併促進については、新市町村建設促進法第二十九条第八項によつて推進せられ、この規定は昭和三十三年三月三十一日まで有効となつている。本件請願は長野県側において、神坂村の岐阜県中津川市への合併を拒みたい意向であるが、具体的案件については、国会は直接関与せず地方の自主的処理と法律による中央の指導ないし措置にまつべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

石徹白村の合併に関する請願（請願者　福井県大野郡石徹白村長石徹白秀太郎外五名）（平野三郎君紹介）（第二九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県大野郡石徹白村は、昭和三十一年九月十六日岐阜県白鳥町と合併すべく、両町村とも全会一致の決議をもつて総理大臣宛申請し、昭和三十二年一月十七日をもつて四箇月を経過し、両町村民は合併裁定を待ちわびているが、福井県当局は、同村が岐阜県白鳥町との合併を決議するや、その合併を阻止すべく、あるいは威圧し、あるいは事実を曲げて逆宣伝を流せんとしているが、これは同村行政に一大支障をきたすものであるから、すみやかにこれが対策と実情を調査し、合併裁定によつて村の安定をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併の具体的案件については、関係当局のそれぞれ自主的な処理および法の認める方法程度において指導官庁の適宜の措置にまつ外はない。国会はみだりに具体的案件について関与すべきものではなく、本請願にかかる事案のごときは関係地方団体および自治庁において善処すべきものであるから、本件は参考のため政府当局に送付すべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

森田町の福井市編入反対に関する請願（請願者　福井県吉田郡森田町長森川亀士）（奥村又十郎君紹介）（第三〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県吉田郡森田町は、町村合

併促進法の趣旨に沿つて昭和二十九年に隣接する河合村との合併を県から指示されて、以来三年着々と合併の準備を重ね、町の規模も拡大してきたが、昨年十二月に至つて県新市町村合併促進審議会では、同町関係者および住民の意思を無視して福井市に編入の答申を発表したので、異議を申し立てたが入れられず、本年三月には遂に知事勧告によつて森田町は福井市に編入することになつたが、同町としては町の規模も適正であり、財政も健全である上に、九頭竜川を隔てているので同町自体の交通、文化、産業は福井市制のもとにおいては却つて発展できないので、福井市に編入することは反対であるから、森田町を町村規模適正町として認められたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併において、県の合併計画と地元町村との意思とのそごすることは往々にしてその例を見るのであるが、一概にそのいずれを是とするかは断定しがたいところである。法の基本的態度としては、地方住民の意思を主とし、民主的自主的に決定されることが望ましい。ともあれ本件のごとき、具体的案件については、国会は直接関与せず、またその可否を暗示しないで、関係官庁の適切な指導と措置にまつべきものと考える。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

岩舟村静和地区の一部大平村合併に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡岩舟村大字三和八百八十番地船田正次郎外二十名）（山口好一君紹介）（第三一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県下都賀郡岩舟村静和地区は、大平村と立地条件において一体不可分の関係にあるため、静和地区の一部住民は大平村への合併を熱望しているが、県は調整委員の名をもつて了解に苦しむ言辞をろうし、また岩舟村議会においては県と気脈を通じ、議会ルールを悪用し、なんらの調査も行わず、盲目的にその数をもつて、地区住民の生活と意思を無視した決議をなした。ついては、地区住民の切なる要望のとおり、静和地区の一部を大平村に合併されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併における関係町村内の一部地区の処遇については、当該一部地区とその地区を包括する町村の議会の意思と一致しない場合、かなり問題がある。法律はかかる場合についても規定を設けて、合併の促進をはかつているが、本請願の場合においては、関係機関が法の精神を尊重して正しく運用して民主的公平な結末に到達することが望ましく、国会はかかる具体的案件について関与し、または意思を表示すべきではなく、政府の所管庁において適切な指導を行うべきであるから、参考として送付するのが適当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

公債費支出軽減に関する請願（請願者　三重県鈴鹿市議会議長川出精一）（徳田與吉郎君紹介）（第三一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育施設、戦災復興事業、失業対策事業等公共事業に対する公債の元利償還金については、償還年次の延期をするとともに、国において単独（地方交付金を含めず）元利補給の途を講じ、公債費支出の軽減をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、今国会における昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の特例に関する法律成立に伴い、又地方交付税法の一部を改正する法律案の議決によつて、その一部の達成を見たのであるが、さらにいわゆる公債費処理に対する抜本的対策を樹立することは、今後の地方財政の健全化にとつて必要な要件である。本委員会が地方交付税法の一部を改正する法律案を議決するに当つて行つた附帯決議の趣旨をも尊重し、政府はこれが実現に努力すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

所有権移転に伴う固定資産税の納税義務に関する請願（請願者　兵庫県伊丹市議会議長国沢耕作外十九名）（山口丈太郎君紹介）（第三一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行法令によれば賦課期日後に固定資産を売却した場合に、売渡人はその年度の固定資産税については、売渡後にかかる分についても納税義務があるにもかかわらず、常識的に義務なきものと解して納税をこばみ、一方買受人からは、これを徴収する法的根拠がないため、事実上徴収不能となる場合が多いので、これが徴収の完全を期するため、新旧所有者が連帯して納税義務を負うよう法律を改められたいというのである。

二、請願の議決理由

固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者であり、賦課期日は当該年度の初日の属する年の一月一日となつているから、本請願の訴えるような事例も起り得るが、徴税技術上、明確を期する意味で、一月一日における当該固定資産の所有者に対して、当該固定資産にかかる同年四月一日に初まる初年度の固定資産税が課せられるわけである。納税義務者の簡単明瞭な理解はいかにすべきかは研究問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

給与改訂に伴う財源措置に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（小枝一雄君紹介）（第三一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員の給与改訂は早急実施を見るの状況にあり、これに伴う地方公務員の給与改訂も当然予想せられるところであるが、従来給与の改訂、手当の増額支給等に当つては、実態より遊離した部分的措置がとられた場合が少くなく、地方公共団体の負担があまりにも過重であつた実情にかんがみ、今回の給与改訂に対する国の財源措置については、地方の実態に即した適正な付与を行われたいというのである。

二、請願の議決理由

公務員の給与改訂に伴う、地方財政上の行政財源需要額の増は、本年度地方財政計画に計上せられている。しかし地域給に関する変更について財源についてはなお、明確を欠くものがあり、政府においてなお、考慮し、適正な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政　委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

新市町村育成方策確立に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（小枝一雄君紹介）（第三一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村合併はほとんど完了したが、新市町村は単に地域の拡大がはかられたのみで、育成措置の不徹底に基因して、これが建設事業は遅々として進まず、その発展を期し得ない実情である。ついては、合併市町村の基礎を確立するに必要かつ適切な措置をすみやかに講ぜられ、とくに新市町村建設促進法に見合う財源を付与されるとともに、今後行われるところの小、中学校の統合等においても十分なる財政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

新市町村育成に関する国の助成措置の不十分なことはなはだ遺憾とするところである。特に義務教育たる小、中学校の統合等は新市町村の一体制確立の上からきわめて大切なことであつてこれが助成予算の少額で、地方の実情と要請に沿わないことは遺憾であつて、本請願の趣旨は近き将来において達成されるよう、政府は努力を払うべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に

おいて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

固定資産税賦課期日後の所有権移転に伴う納税義務に関する請願（請願者　三重県鈴鹿市議会議長川出精一）（徳田與吉郎君紹介）（第三二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方税法第三百五十九条において、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日であり、その納期は、四月、七月、十二月、二月中とあり、したがつて所有権が移転の都度両者の意見が対立し、徴税に支障があるので、一年以降に所有権移転がなされた場合、移転登記とともに、新所有者に納期未到来分の納税義務を課するよう、同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

固定資産税の賦課期日については、納税義務者を的確に理解する必要上現行法のごとく定められているが、固定資産の所有者の年度間における、移動については、これをいかにするかは、研究問題である。また所有者の変動の前後および変動のひん繁に行われる場合をどうするかは徴税技術上困難な問題で、政府当局において検討すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

地方交付税率引上げ及び単位費用適正化に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（小枝一雄君紹介）（第三二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方交付税の配分の基礎となる基準財政需要額の算定に用いられる単位費用は、近年地方行政の実情にそぐわず、きわめて低く決定せられているため、地方公共団体はひとしく財政の破たんを来し、積極的事業はいうに及ばず、行政水準の低下を来す現状である。ついては、基準財政需要額の算定に用いる単位費用の額を、地方諸施策を遂行し得る適正な額とし、これに伴い地方交付税率を少くとも二十八パーセント以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交付税の総額を増加し、基準財政需要額の算定に用いられる単位費用を地方行政の実情に可及的に即応せしめ、かつ試算の基礎を合理的ならしめることは、地方財政の改善に役立つことはいうまでもなく、今国会においても、政府の提案によりこの点について相当に改善を見たのであるが、なお、地方の要請に沿うためには、さらに研究の上、改正を要するものがあると考える。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十六日

地方行政委員長　門司　亮

衆議院議長益谷秀次殿

外務委員会

軍縮及び原水爆実験禁止に関する請願（請願者　東京都文京区金助町二十番地全日本学生自治会総連合香山健一）（松本七郎君紹介）（第八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

各国が軍縮協定を締結し、米・英・ソが原水爆実験禁止協定を締結するために、政府は各国へよびかけられたいというのである。

二、請願の議決理由

原水爆実験禁止が、わが国民の悲願であることにかんがみ、本請願の趣旨はまことに妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

原水爆禁止及び被災者援護に関する請願（請願者　富山市千歳町二十二番地山本宗開）（三鍋義三君紹介）（第一六二七号）、及び同（請願者　鹿児島市議会議長牛飼市助）（池田清志君紹介）（第二〇〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は原水爆実験禁止の協定を締結するよう、すべての原水爆保有国に要請するとともに、国連においても同様の決議がなされるよう運動されたい。なお、原水爆その他の設備および原子兵器の日本持ち込みに反対され、さらに原水爆被害者の実態を調査して、これを救援されたいというのである。

二、請願の議決理由

原水爆の禁止ならびに被災者援護の見地からみて本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

原水爆実験禁止に関する請願（請願者　鹿児島県隼人町議会議長山下忠吉）（池田清志君紹介）（第二八五一号）及び同（請願者　鹿児島県姶良郡隼人町議会議長山下忠吉）（池田清志君紹介）（第三一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

諸国の原水爆実験が相次いで太平洋上で行われることは、人類最大の悲劇であり、わが国遠洋漁業に壊滅的打撃をもたらすことも必至である。ついては、人道上および水産業発展の見地から、原水爆実験の禁止を世界の世論に訴え、強硬なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

人道上及び水産業発展の見地から、原水爆実験の禁止について世界の与論に訴え、禁止のために強硬な措置を講ずることを要望している本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

原水爆の国際管理実現に関する請願（請願者　宮城県議会議長鮎貝盛益）（愛知発一君紹介）（第二八八〇号）及び同（請願者　宮城県議会議長鮎貝盛益）（菊地養之輔君紹介）（第二九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原水爆は過去の実験に徴するも、ますますその破壊力が増大し、その放射能禍は恐るべきものがあつて、ことに水産業界の不安は想像にあまりあるものがあるが、今回英国においては南太平洋海域（クリスマス島）において原水爆の実験を行う由を発表している一方、米、ソにおいても数次にわたり、これが実験を行つている。ついては、人類の平和に逆行する原水爆の一方的な研究実験を排し、これが国際管理を実現するよう、その保有せる関係各国の良識に訴えるの措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

人類平和の見地から、原水爆の国際管理実現のため関係各国の良識に訴えることを要望している本請願の趣旨は、妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

原水爆の実験及び使用禁止に関する請願（請願者　鹿児島県出水市議会議長武宮友輔）（中馬辰猪君紹介）（第二八八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原水爆の惨禍は、日本国民が身をもつて体験したところであり、幾多の同胞が一瞬にして生命を失い、あるいは傷ついて今なお病床にしん吟しつつある現状であるが、今日における核兵器の威力は往年の比ではなく、このまま推移するならば、人類はもちろん全生命の破滅という戦りつすべき結果を招来する。ついては、戦争手段としての原水爆の実験および使用の禁止を広く世界に訴え、その実現に最大の努力をされたいというのである。

二、請願の議決理由

原水爆の実験及び使用禁止について世界の与論に訴えその実現のために努力することを要望していると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきも

のと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

クリスマス島における英国の核兵器実験反対に関する請願（請願者　東京都文京区金助町二十番地全日本学生自治総連合香山健一）（野田武夫君紹介）（第一〇四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、英国のクリスマス島における核兵器実験に対し、国会の決議に基いて、英国政府と実験中止について、ただちに交渉されたいというのである。

二、請願の議決理由

国会の決議に基き、クリスマス島における英国の核兵器実験の中止について英政府と交渉することを政府に要望している本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

クリスマス島英軍水爆実験中止に関する請願（請願者　名古屋市昭和区鶴舞町愛知県地方労働組合評議会議長寺門博）（春日一幸君紹介）（第一八八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

英国においては近くクリスマス島付近で水爆実験を行うと発表しているが、その実験によつて貴重な人命と食生活に大切な魚類が大きい被害をこうむることはきわめて遺憾である。ついては、同実験を中止するよう、英国ならびに関係諸国に交渉せられたいというのである。

二、請願の議決理由

原水爆実験禁止の一環として、クリスマス島における英国の実験を中止せしめるため関係国と交渉することを要望している。本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

日中国交回復に関する請願（請願者　東京都文京区金助町二十番地全日本学生自治会総連合香山健一）（松本七郎君紹介）（第八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日中国交回復のための交渉を政府が直ちに開始するよう要請するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮さるべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

日中国交回復促進に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国と中国とは、地理的にも歴史的にも密接な関連を有し、経済的、文化的には古来から相互に依存しているが、両国の国交はいまだ回復されず、両国間の経済、文化、人事の交流に幾多の障害を生じ、地方産業の振興を妨げていることはまことに遺憾である。ついては、日中貿易拡大の見地より、日中両国の国交をすみやかに正常ならしめるよう適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

日中貿易拡大の見地より、日中両国の国交の正常化を要望している本請願の趣旨は、考慮さるべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

日中両国間に通商代表部設置の請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の援助によつて今や日中貿易が拡大の一途をたどりつつあることは喜びにたえないが、両国の通商代表部の設置は、わが国における指紋問題に関連してその実現が延期せられるに至つたことはまことに遺憾である。ついては、日中貿易を発展させるため両国間に通商代表部を設置し、また中国人の入国ならびに滞在については、出入国管理令および外国人登録法の運用を改善し、公務員に準じた扱いをするよう、すみやかに措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、日中貿易発展のため考慮さるべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

日ソ近海漁業暫定協定締結に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫外一名）（川村善八郎君外十八名紹介）（第二九六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の東部および北部の色丹、歯舞諸島、千島列島、南樺太沖合周辺に対し、北海道沿岸零細漁民が平和裡に適切な範囲まで接岸操業し得る態勢を確立する目的をもつて、日、ソ平和条約締結に至るまでの期間における暫定措置として、近海漁業の暫定協定締結のため、即時外交交渉を開始し、その実現を期するよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願において要望されている日ソ間の沿岸漁業に関する暫定協定を締結することは、だ捕問題及び漁業問題の解決のためにも、また、日ソ間の親善関係増進のためにも適切な措置であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

南部沿海州漁場の安全操業に関する請願（請願者　石川県知事田谷充実外三名）（南好雄君外四名紹介）（第三一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経営不振にあえいでいた石川、新潟、秋田、鳥取各県の漁業者は、日ソ国交回復とともに南部沿海州の有望漁場に大なる期待を寄せていたところ、たまたま水産庁の試験操業方針が打ち出され、石川県をはじめ三県より希望に燃えて白山丸ほか十一隻が出漁したが、四月二十四日なんらの理由なくソ連監視船より退去を命ぜられ、その後出漁中止の止むなきに至つたので、これらに続かんとしている者は失望のどん底にある。ついては、退去を命ぜられた理由の解明と、同漁場の安全操業について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

南部沿海州漁場の操業安全については、関係漁民の経済生活確保のためにも十分考慮さるべきであり、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれ

を議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

ソ連抑留船員の早期釈放等に関する請願（請願者　宮城県塩釜市字尾島三十八番地佐等甚平）（村松久義君紹介）（第三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年十二月四日シコタン東北東において、第八有功丸は荒天のためソ連に抑留されたが、事件発生以来すでに一箇月以上も経過し、その間抑留船員が厳寒の中に悲惨なる生活を送つていることは、過去においてだ捕、抑留されて生還した者により証明され、また留守家族は唯一の働き手を奪われ、収入源を失い、精神的な打撃もじん大なものがある。ついては、日ソ間の国交回復をした現在、抑留船員の早期釈放と、船体返還を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

抑留船員の早期釈放と船体返還の促進を要望している本請願の趣旨は、関係漁民の生活擁護のためにも、また、日ソ両国の親善のためにも妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

沖縄の施政権回復等に関する請願（請願者　東京都中野区議会議長臼井岩太郎）（帆足計君紹介）（第二九一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後沖縄県民に対する援護は、戦災被害のきわめて大なるにもかかわらず、本土と格段の相違があるやにそく聞するが、政府においては、すみやかに同県に対する施政権を回復し、戦災都市に指定して、これが復興を助成せられるよう、強力な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

沖縄県民の援護と復興のために、すみやかに施政権回復の措置を講ぜられたいという本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

沖縄軍用土地代一括払い阻止に関する請願（請願者　沖縄市町村軍用地委員会連合会長桑江朝幸）（池田清志君紹介）（第三一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般国会調査団の来島を迎え、住民一同は政府の沖縄問題解決の熱意に期待を寄せているが、五月四日に至つて米軍は突如那覇市垣花小録の一部に対し軍用地の買上げ一括払いの不当な契約申込みを行い、これを拒否すれば米軍側の布令第百六十四号によつて三十日後には強制収用され、しかも無期限に土地保有権を奪われることになるが、島民のみの力によつてはいかんともなし難い実情であるので、政府は、すみやかに対米折衝を開始し、国民の財産権と領土権との安全をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

沖縄の軍用土地代一括払いについては、沖縄島民の終始反対してきたところであり、一括払い阻止のために政府の対米折衝を要望している本請願の趣旨は、まことに妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

青葉山開拓地接収解除に関する請願外一件（請願者　仙台市議会議長高橋勝彦外一名）（愛知揆一君紹介）（第一三二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青葉山開拓地は旧第二師団の軍用地で、ここに営農中の三十二戸は国の要請に応じ宮城県のあつせんにより正規に入植したものであるが、昭和二十年進駐軍の駐留に伴い軍用地として接収され、現在はわずかに無電中断所が一箇所使用されているに過ぎず、その用地面積は全地域の百二十分の一程度で、他は数年来放置されている実情である。かかる現状にもかかわらず、同地開拓者に対する制約は今なお進駐当時そのままで、開拓者の生活上に及ぼす影響は物心両面において言語に絶する労苦を強制する結果となつているから、この際開拓農家の生活安定をはかるため、一日も早く青葉山開拓地を接収解除されたいというのである。

二、請願の議決理由

駐留米軍が現に使用していない接収地の接収解除を要望している本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

外交基盤の明確に関する請願外三件（請願者　高知県香美郡香我美町岸本三百八番地中沢寅吉外三名）（佐竹晴記君紹介）（第一八七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の国連加盟に際し、各国が、日本を国連憲章の第四条（平和を愛好するすべての国で、本憲章の定める義務を受諾し、且つ本機構によつて、之等の義務を実行する能力と意志とがあると判断されたものは、UNの組成国となることが出来る）に照らして、その能力をどのように判断して加盟を承認したかということが重大問題であり、これを一歩進めて見ると、日本が現在の国連憲章を修正して置かなければ、将来第四十三条の一項（すべてのUN組成国は、国際平和および安全の維持に協力するため、安全保障理事会の要求により、且つ特別協定に従つて、国際平和及び安全の維持に必要な兵力、援助および便宜を安全保障理事会に提出することを約束する）にからんで、国連組成国間に問題を引き起すおそれがある。ついては、わが国の外交は憲法の前文ならびに国連憲章の前文にうたつている精神を基調とし、戦争を放棄して軍備を持たないということは、いかなる国際状勢下にあつても、一歩も後退することなく、同憲章第四十三条一項を、軍備を持たない国はこの限りでないむね修正するよう提案されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であり、将来、国連憲章改正に際しては、政府はこの趣旨に沿つて努力すべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長益谷秀次殿

大蔵委員会

ビール税率引下げに関する請願（請願者　横浜市中区海岸通一丁目二番地ノ二神奈川県麦酒麦耕作組合連合会長豊原道也）（小金義照君紹介）（第一四号）、同（請願者　前橋市曲輪町乙六十九群馬県麦酒麦耕作組合連合会長須藤義夫）（福田赳夫君紹介）（第八七号）、同（請願者　大津市境川町滋賀県農業協同組合連合会内滋賀県麦酒麦耕作

協会長谷口久次郎外三万四千六百十九名）（今井耕君外一名紹介）（第七三八号）、同（請願者　京都市中京区西ノ京小堀町二丁目二十四番地京都府麦酒麦耕作組合連合会長小林良雄外一万二百一名）（小川半次君外一名紹介）（第七三九号）、同（請願者　宇都宮市塙田町五百二十九番地栃木県麦酒麦耕作組合連合会長坪山徳弥外七万四千四百名）（小平久雄君外三名紹介）（第七四〇号）、同（請願者　山口県吉敷郡小郡町山口県麦酒大麦生産組合連合会長福岡友仁外四万三千七百九十七名）（田中龍夫君紹介）（第七四一号）、同（請願者　前橋市曲輪町乙六十九番地群馬県麦酒麦耕作組合連合会長須藤義夫外二千八百七十二名）（藤枝泉介君紹介）（第七四二号）、同（請願者　水戸市黒羽根町三百番地茨城県麦酒麦耕作組合連合会長稲田源市外一万八千七十名）（赤城宗徳君外一名紹介）（第八〇四号）、同（請願者　甲府市朝日町十八番地山梨県麦酒麦耕作組合連合会長山村登喜夫外千三百六十三名）（内田常雄君紹介）（第八〇五号）、同（請願者　鹿児島市小川町百八番地鹿児島県経済農業協同組合連合会長理事谷口慶吉外三千百六十名）（庆次徳二君紹介）（第八〇六号）、同（請願者　福岡市順崎土手町十八番地の一福岡県農業協同組合中央会長森部隆輔）（中島茂喜君紹介）（第八九七号）、同（請願者　浦和市岸町三丁目七十六番地埼玉県麦酒麦耕作組合連合会長武正総一郎外三万七千六百四十五名）（平岡忠次郎君紹介）（第八九八号）、同（請願者　宇都宮市塙田町五百二十九番地栃木県麦酒麦耕作組合連合会副会長上野伝造外一名）（神田大作君紹介）（第九三一号）、同（請願者　山口県吉敷郡小郡町大字下郷千四百十八番地山口県麦酒大麦生産組合連合会長原田清作）（高村坂彦君紹介）（第九三二号）、同（請願者　札幌市北六条東十丁目北海道ビール麦耕作組合連合会長理事吉田明正外三千八百六名）（薄田美朝君外二名紹介）（第九九二号）、同（請願者　名古屋市中区桜町三丁目八番地愛知県農業協同組合中央会ビール麦東海連絡協議会長重森一郎外一万四千四百七十二名）（丹羽兵助君外一名紹介）（第九九三号）、同（請願者　札幌市琴似町屯田北二番通り中北海道ビール麦耕作組合連合会広井金一郎外三千八百六名）（芳賀貢君外一名紹介）（第一〇一九号）及び同（請願者　長野市南県町産業会館内長野県麦酒麦耕作組合連合会長滝沢敏外三千百十九名）（小坂善太郎君紹介）（第一二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行ビール税率はきわめて高率であるため、消費は一般大衆化されず伸び悩みの状況にあり、したがってビールの原料であるビール麦の作付は、耕作農家の増反希望を満たすことができない実情にある。ついては、ビール税率を三割以下に引き下げ、国民の健全なる需要喚起に努めるとともに、ビール麦栽培農家の増反希望を満たされたいというのである。

二、請願の議決理由

業界の実情等にかんがみ、研究すべき対象と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

こと及び三弦に対する物品税軽減の請願（請願者　大阪市西区北堀江通三丁目十二番地全国邦楽器商工業組合連合会理事長中島孝之外三十五名）（池田清志君紹介）（第一五号）、同（請願者　大阪市西区北堀江通三丁目十二番地全国邦楽器商工業組合連合会東京都邦楽器商工業組合理事長田中文治郎外二千十六名）（小西寅松君紹介）（第四五三号）、同（請願者　名古屋市中区門前町二丁目十二番地愛知和楽器商工組合長三輪勇二）（春日一幸君紹介）（第一一〇三号）及び同（請願者　広島県福山市本町七十三番地牧本楽器株式会社内中国邦楽器商工業組合理事長牧本正雄）（高橋等君紹介）（第一三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年六月三十日に公布になつた政令第二百二十五号物品税法施行規則の改正によつて、アコーデイオン、コルネット、トランペット、リードオルガンおよび打楽器等に対する課税最低限はそれぞれ引き上げられまた非課税になつたのに、こと、三弦の和楽器のみ、従前どおり二千二百円をもつて最低課税点とされていることは不合理である。ついては、ことは一万円、三弦は七千円にそれぞれ課税最低限を引き上げるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

税制の合理化をはかる等の見地より、十分研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

鹿児島県の国民金融公庫資金増額に関する請願（請願者　鹿児島市議会議長牛飼市助）（池田清志君紹介）（第一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県における国民金融公庫の貸付対象である事務所の数は福岡県に次いで五万九千八百を数え、しかもその規模も零細なものが多いので、その利用率はきわめて大きいのにかかわらず、資金が少額であるため、産業界の需要に応ずることができない実情である。ついては、同県の国民金融公庫の資金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の金融難を打開し、その発展、育成をはかるため十分考慮を要するものであり、かつ中小企業全般の金融政策の見地からも、今後十分研究する必要が認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

国立たばこ試験場設置に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村会長宗像徳弥）（八田貞義君紹介）（第八二号）、同（請願者　福島市杉妻町福島県町村議会議長会長渡辺酉尾）（粟山博君紹介）（第四六六号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第四六七号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県は全国有数の葉たばこ生産県にして、ことに輸出の大宗をなす松川葉の生産は全国第一位を占め、外貨獲得に大きな役割を果しているが、葉たばこの増産と品位の向上をはかるには、なお幾多指導改善の要があるので、国立たばこ試験場を同県に設置するよう再三要望してきたが、いまだ実現の運びに至らないことは遺憾である。ついては、同県にすみやかに国立たばこ試験場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

葉たばこの増産と品位の向上を計り、専売事業の円滑な運営を期するため、適当な配慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

燐寸に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都台東区浅草蔵前三丁目四番地全国燐寸物品税撤廃期成同盟会長武田三代治）（阿部五郎君紹介）（第八三号）及び同（請願者　東京都台東区浅草蔵前三丁目四番地全国燐寸物品税撤廃期成同盟会長武田栄）（有馬輝武君紹介）（第二五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

マッチは生活必需品であつて、物品税の課税対象として、きわめて不適当であり、かつ国家財源としても年間わずか一億円たらずの微細な金額に過ぎない。ついては、マッチに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

税制全般の見地等を勘案し、研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

機械漉和紙に物品税課税反対の請願外五件（請願者　岐阜県美濃市前野七百七十七番地岐阜県機械製紙工業会安田銀一外三百六名）（石山櫛作君紹介）（第一七四号）、同（請願者　東京都中央区銀座東三丁目四番地紙パルプ会館内機械漉和紙同業会長三浦正樹）（西村直己君紹介）（第一七四号）、同（請願者　愛媛県議会議長川口満義）（越智茂君紹介）（第六三三号）、同（請願者　福井県今立郡粟田部二十七ノ四十九福井県機械和紙同業会長西野一郎外十五名）（堂森芳夫君紹介）（第七三五号）及び同外三件（請願者　徳島市川内町榎瀬六百十五番地の一徳島県製紙工業会理事長志摩誠一外百四十二名）（有馬輝武君紹介）（第二五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

臨時税制調査会においては、新たに機械漉和紙に物品税を課税されるとのことであるが、機械製和紙業界は、そのほとんどが零細企業であるため、販売代金の回収がきわめて悪く、収益も少いので物品税の納入は不可能である。ついては、機械漉和紙に対する物品税の課税に反対するというのである。

二、請願の議決理由

税制の合理化をはかり、中小企業の育成強化のため、十分考慮すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

生糸課税反対に関する請願（請願者　長野県議会議員　山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一七一号）、同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（吉川久衛君紹介）（第七三四号）及び同（請願者　長野県松本市笹賀長野県議会議員小沢貞孝）（下平正一君紹介）（第一八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては、来年度より生糸または絹に対し物品税を課税する計画であるときくが、生糸課税はその特殊性から消費者の負担とならず、生産者たる養蚕農民にしわ寄せされる結果となり、もしかりに五パーセントを課税するならば、繭一貫匁に対する割合は百円となり、多大の金額が養蚕農民の負担となるため、農家経済を圧迫するのみならず、国家的見地からしても生産意慾を減退せしめることはゆゆしいことである。ついては、同課税に反対するというのである。

二、請願の議決理由

農家経済に対する影響等を勘案し、十分研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

原糸課税及び繊維一般課税に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は減税財源を補てんする措置として、原糸課税を新設するよしであるが、かかる措置は、漸増の途上にある生糸、絹織物の需要に圧迫を加え、輸出の増進にも悪影響を与えるのみならず、養蚕農家の生産意慾を低下せしめる等経済上に及ぼす影響は大きく、かつただでさえ原料高、製品安に悩む織物業者や消費組合等の進出も困難となり、競争にあえぐ小売業者の死活問題ともなる。ついては、原糸課税ならびに繊維一般課税を取りやめられたいというのである。

二、請願の議決理由

間接税全般について、再検討を要する現状であり、あわせて当該業界の実情に照らし、今後十分研究する必要が認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　岩手県花巻市花巻町全農地労働組合東北支部豊沢川分会森豊作外四十四名）（田子一民君紹介）（第三〇一号）、同（請願者　岩手県花巻市花巻町全農地労働組合東北支部豊沢川分会坂下長二外四十四名）（小澤佐重喜君紹介）（第三〇二号）、同（請願者　福島県安積郡全農地労働組合東北支部新安積分会執行委員長野口政吉外四十二名）（田中利勝君紹介）（第六〇六号）、同（請願者　岩手県花巻市鉛字西鉛全農地労働組合東北支部豊沢川分会佐藤忠義外三十三名）（北山愛郎君紹介）（第七九四号）、同（請願者　静岡県島田市二千十四番地ノ十全農地労働組合東京支部大井川分会委員長太島完外六十五名）（下川儀太郎君紹介）（第一一八五号）、同（請願者　滋賀県愛知郡愛知川町農林省愛知川農業水利建設事業所福本勇雄外三十一名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二〇七二号）、同（請願者　愛知県半田市大字亀崎字西細口二十五番地近藤比佐雄外二十九名）（久野忠治君紹介）（第二一一四号）、同（請願者　愛知県岡崎市朝日町百三十八ブロック一ノ一全農地名古屋支部矢作川分会委員長荒井利之外四十九名）（有馬輝武君紹介）（第二一九二号）、同（請願者　滋賀県蒲生郡安土町全農地労組琵琶湖干拓分会西村三郎）（矢尾喜三郎君紹介）（第二一九三号）及び同外一件（請願者　愛知県豊橋市農林省豊橋開拓建設事務所内全農林労働組合分会委員長村田隆司外七十九名）（八木一郎君紹介）（第二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員等の旅費に関する法律に定められている諸基準のうちに、実情に沿わない点があるので、公務の円滑な運営と旅費支出の適正を期するため、同法第十六条第一項に第七号を加え「四級以上の職務にあるものが二等車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号並びに第二号の規定にかかわらず二等の運賃及び急行料金」とし、第十七条第一項に第六号を加え「四級以上の職務にあるものが第一号並びに第二号に規程する船舶による旅行において二等船室を利用する場合には、第一号並びに第二号の規程にかかわらず二等の運賃」と規定し、同法別表第一に定める内国旅費のうち、車賃、日当、宿泊料および食卓料の八段階にわたる級別支給区分のうち、車賃、食卓料については各級均等の料金とし、日当、宿泊料の支給区分を二ないし三段階に改訂せられたいというのである。

二、請願の議決理由

公務の円滑な運営と旅費支出の適正を期するため、考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

天然果汁に対する物品税免除の請願（請願者　東京都千代田区神田山本町日本果汁農業協同組合連合会長理事桐野忠兵衛）（關谷勝利君紹介）（第三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時かんきつ類の果汁を原料とした純粋果汁の飲用が一般に普及し、政府も農業協同組合の搾汁事業に対して巨額の政府融資を行うなど、多年にわたる努力がなされているにもかかわらず、原果汁の販売事情は窮屈化の一途をたどり、年に多量の滞貨を余儀なくされている反面、模造品、粗悪品がはん乱し、あまつさえコーラ飲料の輸入決定は、果汁生産者にとつて、死活の問題となつている。かくのごとく多量の模造品、粗悪品がはん乱する原因は、現行の果実水に対する物品税の課税方式によるものであるから、わが国果汁産業の正常なる発展を期するために、天然果汁含有率の高い純粋果実水に対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業界の窮状にかんがみ善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

たばこ耕作反別の規制撤廃等に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清志君紹介）（第四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生産過剰を理由として、昭和三十二年度葉たばこ耕作については、新規の耕作を認めず、また既存耕作者に対しては、三十一年度

の耕作面積を上回ることはできないとの一方的規制が設けられたが、葉たばこは鹿児島県においては、農家の重要なる換金作物として、農家経済の維持消長にきわめて大きな役割を果しており、これが規制は休作者の複作および新規耕作準備中の農家にじん大な打撃を与えるのみならず、同県農家の営農設計を根本的にくつがえすものである？ついては、これが規制を撤廃し、かつ外国輸出については早急に具体策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定をはかり、かつ、専売事業の円滑な運営をはかるため今後十分考慮すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

プロ野球の入場税据置きに関する請願（請願者　福島市杉妻町十六番地渡辺哲太郎外三名）（鈴木周次郎君紹介）（第四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回プロ・スポーツの入場税を映画演劇演芸等と同率にまで引き上げようとしているが、次の理由によりこれが入場税は、現行どおり据置きとされたいというのである。（一）入場税は昭和二十六年改正された現行法のごとく、観衆の階層を勘案し、かつ事業の本質や業態の相違によつて区分されることが妥当である、（二）プロ野球が対象とする観衆の階層は、球場の九割を占める固定された一般大衆層、主として青少年である、（三）プロ野球事業の本質には多分に公益的要素を持つている、（四）プロ野球は他の企業と業態の相違が具体的に顕著である、（五）プロ野球は昭和二十一年来赤字経営を続けており、親会社への依存的経営はすでに今後許されぬ事情にある、等。

二、請願の議決理由

当該観衆の階層等を勘案し、考慮に価するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

国民金融公庫資金増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（山中貞則君紹介）（第四五六号）及び同（請願者　鹿児島市山下町三十七番地鹿児島県町村議会議長会長高野秀信）（池田清志君紹介）（第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県における中小企業者は、その数において九州各県中最も多く、規模は最も零細であるため、国民金融公庫資金に対する期待がきわめて大きく、加うるに例年来襲の台風による災害復旧および奄美群島の産業復興に要する資金の需要も大なるものがあるが、国民金融公庫の資金量が少いため、これら零細業者等の需要に応ずることができない実情である。ついては、同県に対する国民金融公庫資金を増額するの措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の金融難を打開し、その育成、強化をはかる等の見地より十分考慮すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

鉄びんに対する物品税免除に関する請願外一件（請願者　山形市銅町百九十三番地山形鉄びん工業協同組合理事長菊地熊治外一名）（黒金泰美君紹介）（第五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在鉄びんに対し、二割の高率なる物品税が課せられているが、鉄びん製造業は家内的な手工芸に属し、その経営規模はきわめて零細で、とうてい二割の物品税にたえられない実情にあり、かつ同品は特殊のものを除き、一般家庭の日用品である。ついては、鉄びんに対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

製造業者の業態を勘案し、又物品税全般については、今後十分研究する余地が認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

囲碁、将棋具に対する物品税引下げ等に関する請願外一件（請願者　東京都中央区日本橋小伝馬町二丁目二番地全国囲碁将棋具組合連合会理事長小堀四郎君外十三名）（黒金泰美君紹介）（第五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

囲碁将棋具の製造業者のほとんどが零細な家内企業であるのに、その製品に課せられた物品税は三十パーセントの高率で、製造業者のこうむる重圧は深刻を極め、正当な販売価格では企業の維持は困難となり、加えて組合員外の製造業者の脱税商品の乱売は、まじめに納税する組合員を苦境に追い込み、業者の間には倒産に直面する者が出る現状である。ついては、現行税率を五パーセントに引き下げるとともに、脚付碁盤三千円、脚付将棋盤二千円の免税点を設定し、碁石千円、碁笥八百円、駒六百円に免税点を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

業界の混乱を避け、税収の確保をはかる等の見地より、研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

囲碁用具に対する物品税引下げの請願（請願者　東京都港区芝高輪北町四十三番地日本棋院理事長有光次郎外十九名）（唐澤俊樹君紹介）（第八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

囲碁は広く大衆に愛好され、ことに戦後は加速度的に普及の度合を増しているが、現行の物品税法においては、三割の高率課税がなされているため、一般大衆の用具購入とこれが普及に支障をきたしている。ついては、囲碁は玩具に類するものであるから、税率を五パーセントに引き下げ、課税最低限を碁盤（脚付）三千円、碁石千円、碁笥八百円とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本件については、諸般の事情を考慮し、今後十分研究すべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

公共事業国庫補助金単価引上げに関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校、住宅等の公共事業に対し、国が補助金を支出する場合の単価は相当に低く、たとえば木造建築の学校で、坪当り三万円以上かかるものを、文部省では二万七千円で計算し、また補助職員について給与費の補助をする場合にも、現実の給与より低く押え、あるいは諸手当を落して計算をするために、このしわ寄せが地方公共団体の負担となるため、苦しい財政の上に一そう重圧を加えることとなるので、すみやかに公共事業補助金の単価を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校、住宅等に関する公共事業は、重要な国策の一つであり、その公共事業を円滑に運営するため十分考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

貸金業の金利引下げに関する請願（請願者　東京都北区上中里町一丁目十四番地太田財政研究所長太田政記）（森三樹二君紹介）（第九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日歩三十銭の高金利の引き下げ

を需要者たる零細企業者は要望しているにもかかわらず、大蔵省、法務省、中小企業庁および地方庁等の関係官庁が、これを改正する態度を示さないのは、まことに遺憾であるが、それが高金利が社会悪の根源となり、不渡手形の過半数がこれに基因するものであるから、この金利を日歩二十銭に引き下げられたい。また二十銭に引き下げに至るまでは、現在の法律制定の趣旨に沿つて、担保提供の場合は、日歩二十銭以下の指導金利が実施されているか否かを関係官庁において協力の上、取締の完全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

金利は、金融政策における、重要な要素であり、経済全般に対する影響も多大であり、あわせて近時の金利動向等に照らし、十分研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地帯農家の所得税特別控除に関する請願（請願者　岩手県岩手郡平館村岩手郡町村議会議長会長村木平次郎）（山本猛夫君紹介）（第一〇一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国の定める寒冷度により、公務員にはそれぞれの手当が支給されているが、農家にはなんらの対策が配慮されていないのは遺憾であるから、寒冷地帯における農家所得に対して特別な控除をされたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷地における農家の窮状は、税制の合理化等の見地からも十分考慮すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

災害地における指定防火帯の耐火建築に対する登録税免除の請願（請願者　新潟市本町通六番町柾谷小路耐火建築促進協議会常任幹事長五十嵐逸郎）（櫻井奎夫君紹介）（第一〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

災害地における指定防火帯の耐火建築は、り災直後の大打撃に加え、仮建築、本建築のための仮建築等、一年間に三度にわたつて家屋を建て、再度取りこわす等、物心両面に多大の犠牲を甘受し、国および県の積極的援助にかかわらず、資金面で苦慮している。ついては、防火帯育成の国家的見地から、災害地の指定防火帯のうち、昭和三十二年一月一日以後登記されたものには、登録税を免除する特別立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

都市計画に関連して、防火帯育成の国家的見地から、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

租税特別措置法第七条の十及び十一存置に関する請願（請願者　鹿児島県大口市医師会長寺師三千夫）（池田清志君紹介）（第一一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保険診療報酬にかかる所得の計算については、租税特別措置法第七条の十及び十一により、必要経費に算入する金額は当該支払を受けるべき社会保険診療報酬の百分の七十二に相当する金額と定められているが、近時臨時税制調査会では、社会保険収入に対する所得税率二十八パーセントを廃止する意向であるやに聞き遺憾にたえない。ついては、医療報酬単価が昭和二十六年以来据え置きになつている実情にかんがみ、社会保険診療報酬にかかる租税特別措置法第七条の十及び十一は存置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障等の国策推進の見地から、十分考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

政府払下げ財産返還補償促進に関する請願（請願者　神戸市東灘区住吉古寺四百八十五番地松生幸雄外一名）（勝間田清一君紹介）（第一二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十七年前後の大戦中、政府は連合国人の財産を押収し、敵産管理中の動産、不動産および証券類を、国民である個人あるいは法人に金円を収受して払い下げたため、これを買受けたが、終戦後ポツダム政令により昭和二十五年前後元の所有者に返還すべしという総理大臣命令に接し、無償または現状のまま政府代行の信託会社に引き渡し、政府から賠償償還金という名目で、払い下げ価格相当額すなわち原価を支払うという通知を受け、大多数の者は、大蔵当局ならば時価補償の努力は継続されており、実現の際の証明にすらなるという説明で、受領した。しかしながらその後この問題は放置されているが、当時の払い下げ総価額は三千四百万円余ときくが、今日倍率を乗じても決して国家予算として驚異的数字ではないから、一日も早く本問題を解決されたいというのである。

二、請願の議決理由

国家財政全般の見地等を勘案し、当事者の実情に照らし、適切な考慮がはらわれるべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

日本銀行盛岡事務所昇格に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村二三）（山本猛夫君紹介）（第一七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県は、従来後進県として産業、経済とも他地域より劣つていたが、最近国土総合開発法に基く北上川総合開発特定地域として指定され、また北奥羽地域もその調査地域となり、近く特定地域指定も約束されている今日、これが開発に伴つて産業、文化、経済の飛躍的発展が期待され、昨今の中小企業もこれに伴つて盛んとなりつつある現況であるので、この際その中心となる日本銀行盛岡事務所を支店に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

国土総合開発の一端として、また、産業、文化、経済の発展等のため、その円滑な推進をはかることは、十分考慮さるべき性質のものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

鹿屋市に国民金融公庫支所設置に関する請願（請願者　鹿児県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第一八八六号）、同（請願者　鹿児島県鹿屋市議会議長和田義太郎外一名）（二階堂進君紹介）（第三〇五一号）及び同（請願者　鹿児島県鹿屋市大隅総合開発協会事務局長安田辰巳外一名）（二階堂進君紹介）（第三一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市は、大隅半島の中心部にあり同地区政治、経済、文化、交通の中心地であるとともに、南九州総合開発特定地域に指定されて、目下各種事業が推進されており、中小企業の育成はますます重要性を帯びてきたが、同地方には国民金融公庫がないので、その不利不便はきわめて大きい。ついては、鹿屋市に国民金融公庫支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の育成をはかり、産業発展等に資するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

所得税の基礎控除額引上げ等に関する請願（請願者　名古屋市昭和区鶴舞町愛知県地方労働組合評議会議長寺門博）（横山利秋君紹介）（第一八八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府が企図している一千億の減税措置は、年収五十万円以上の高額所得者に有利で、全人口の七割以上を占める低額所得層にはわずかしか良くならないのみならず、かえつて消費者米価の値上げ、国鉄運賃の値上げ、ガソリン税の引き上げ等により必然的に諸物価の値上げを来たし、むしろ昨年よりさらに生活が苦しくなる。ついては、所得税の基礎控除の大幅引き上げと税率の引き下げをはかるとともに、退職金課税を撤廃し、地方税を軽減されたいというのである。
二、請願の議決理由
税負担の公平等、税制の合理化をはかるため、考慮すべき事柄と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

仙台市に葉たばこ再乾燥場設置に関する請願（請願者　宮城県知事大沼康外四名）（愛知揆一君紹介）（第二〇七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東北地区に近く葉たばこ再乾燥工場が設置されるとのことであるが、仙台市は東北地方の交通の中心であり、すでに専売公社仙台工場も設置されており、敷地も十分余裕があるため、新たに民有地を取得する必要がないばかりでなく、鉄道引込線その他の既存施設の利用ならびに原料製品の輸送にもきわめて便利であるから、葉たばこ再乾燥場はぜひ仙台市に設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
専売事業の合理的な運営をはかるために資するところありと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

どぶろく密造防止対策に関する請願（請願者　福島県会津若松市上大和町七番地新城猪之吉外一名）（八田貞義君紹介）（第二三七一号）及び同（請願者　福島県会津若松市上大和町七番地新城猪之吉方大司純一）（平田ヒデ君紹介）（第二三九一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
どぶろく密造の第一原因は、農村の貧困にあり、この貧困によつて習慣づけられた密造が全国一般に普及しているのであるから、これが防止対策として、次の施策を実施されたいというのである。
（一）農家は自己保有米から玄米一斗を出し、酒造家はこれに対し二級酒五升を還元する米、酒の交換を許可すること、（二）酒税を大幅に引き下げること。
二、請願の議決理由
密造酒防止対策を講ずることは、酒税確保等の見地より、十分研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

姫路港開港指定に関する請願外一件（請願者　兵庫県姫路市長石見元秀外一名）（堀川恭平君紹介）（第二三三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在姫路港の移出量は、飾磨、広畑、網干の三港を合して、年間五百万トンに達し、その他税関事務所、海運局支局、法務官出張所等が設置されて、事実上わが国有数の貿易港として活動しているほか、飾磨港区においては、すでに一万トンおよび五千トン岸壁を備え、水深は八メートル五十を有しているので、すでに外国航路船もわざわざ神戸港に寄港することもないが、開港でないため、世界に周知せられるに至らず、せつかくの港湾施設の活用度を著しく低下せしめている。ついては、姫路港を開港に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
税関事務の円滑をはかり、かつ、港湾施設の効果的な活用を進めるため、適切な配慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

前原町の旧鉄道連隊用地払下げに関する請願（請願者　千葉県船橋市前原町二丁目二百二十五番地前原南部連合睦会長塙恵二郎外三十二名）（臼井荘一君紹介）（第二五四七号）及び同（請願者　千葉県船橋市前原町二丁目二百二十五番地前原南部連合睦会鈴木要外一名）（吉川兼光君紹介）（第二七二九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
千葉県船橋市前原町二丁目所在の旧鉄道連隊、新京成電鉄株式会社軌道廃止跡の国有地は、昭和二十八年八月二十一日以降今日に至るまで三年有余箇月の間、実質上道路として一般の交通の用に供され、かつ建設省地理調査所刊行昭和二十九年版地図にも、明らかに空地として明記してあるにもかかわらず、突如本年二月十三、十四日の両日に新規軌道を敷設し、これがため住民は交通の自由を失い、日常生活の不便は申すに及ばず、一朝有事の際は、他にかわるべき道路の無いため、生命財産の危険ははなはだしいものがある。ついては、前記国有地を公道および緑地帯にするから、払い下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
本件については、十分調査研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

国民金融公庫法による事業資金貸付の在日朝鮮人に適用等に関する請願（請願者　東京都台東区浅草寿町二丁目二番地在日朝鮮人商工連合会理事長文東建外一名）（藤枝泉介君紹介）（第二五八九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
日本には現在、戦前より引き続き在留して商工業を営んでいる朝鮮人は約四万名の多きに達し、これらは日本経済の中に溶け込んでその発展に寄与しているが、これら朝鮮人業者は、終戦後とくにサンフランシスコ講和条約の発効後、日本国籍から離脱し、経済面とくに金融の面ではきわめて困難な立場におかれ、事業経営は危機にひんしている実情である。ついては、次記事項をすみやかに実現せられたいというのである。（一）国民金融公庫法第一条による事業資金融資の制度を、在日朝鮮人にも適用されたきこと、（二）同法第四条第一項により、在日朝鮮人信用組合にも国民金融公庫の代理業務を取扱わせるよう措置されたきこと。
二、請願の議決理由
本件については、今後、十分研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋馬喰町三丁目三番地東京化粧品工業会長外池五郎三郎外十四名）（小山長規君外三名紹介）（第二六二八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
物品税は、戦時特別措置の名のもとに制定された戦時立法であり、その当時と根本的に社会状態の変化している今日、なお、物品税を存続していることは、まつたく不適当であり、きわめて不公平な税種であるから、すみやかにこれを廃止されたいというのである。
二、請願の議決理由
物品税については、種々考慮すべき段階にあると思われ研究の対象とすべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

所得税法の改正に関する請願（請願者　兵庫県洲本市外通町七丁目興国研究会南坦）（原健三郎君紹介）（第二六五〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
勤労意欲の高揚と最低生活保障のため、次の諸事項を勘案して、所

得税法を改正されたいというのである。（一）勤労所得税の免税点を月額三万円までとすること、（二）課税は月額三万円をこえる金額のみとし、それぞれ税率を改正すること、（三）老人に対する扶養家族の控除額を一般の者よりも倍額とし、毎年その控除額を増額すること、（四）不具廃疾者、三歳未満の者は、一般の者よりも五十パーセント増額控除すること、（五）以上（三）（四）以外は、一般扶養家族として取扱うこと、（六）傷痍軍人、遺家族は全免とすること、（七）以上（一）（二）の改正は財源とにらみ合せて行い、（三）（四）（五）（六）の改正は（一）（二）に優先して行うこと。

二、請願の議決理由

税制の合理化に資するため、研究を要する課題であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

農業所得税の適正化等に関する請願外十件（請願者　前橋市下沖町篠田重信外五千百九名）（栗原俊夫君紹介）（第二六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

世情の好景気も農民にはなんの影響もなく、また一千億の減税も、農民にはかえつて地方税で増税となり、物価高となつている。ついては、農業所得税については、（一）基礎控除、扶養控除を大幅に引き上げ、（二）家族専従者控除の一般適用、（三）税務署の調査には農民代表を立ち会わせる等を実施し、地方税については、（一）農業事業税または施設税は絶対実施しない、（二）住民税の税率引き上げは行わず、地方交付税の増額その他で充当する等の措置を講ずるとともに、物価高をもたらす運賃値上げ、物品税、間接税の増徴は取りやめられたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の実情等に照らし、なお、税制改善のため研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

化粧品の物品税減免に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋馬喰町三丁目三番地東京化粧品工業会長外池五郎三郎外十二名）（小山長規君紹介）（第二六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在化粧品の内、おしろい、紅、香水、まゆ墨等に対し三割、クリーム、ポマード、養毛料、化粧水等に対し五分の物品税が課せられているが、化粧品製造業者はその大部分が中小企業者で、他方需要者は婦人であるが、これら化粧品は今日においては国民の日常生活必需品となつている。しかるに化粧品製造業者は物品税を倉出徴税せられて企業の経営に多大の重圧を受け、一方婦人大衆は零細価格の紅、おしろい等にまで三割課税という不当な取扱いを受けているから、これが物品税を撤廃するか、もしくは最小限措置として、三割課税品目を五分に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

税制全般の見地より、今後検討を加うべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

練乳および粉乳用砂糖消費税免税措置存続に関する請願外一件（請願者　神戸市灘区原田字井平二百八十四番地の二兵庫県酪農協議会長田中万米外二十一名）（田中武夫君紹介）（第二六八四号）及び同（請願者　愛知県愛知郡豊明村尾三酪農農業協同組合青木一己外十三名）（加藤清二君紹介）（第二八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

練乳および粉乳用砂糖については、国内酪農業ならびに乳業の保護育成のため明治四十一年に練乳原料砂糖戻税法が制定され、以来免税あるいは戻税の措置がとられて来たことは喜びにたえないが、昭和三十年六月砂糖消費税に関する政令により、大かん練乳用砂糖消費税免除は本年六月末日をもつて打ち切られることになつたので、一かんについて五百十八円の値上げは必至となるため、酪農業界は重大な影響を受けるものと思われる。ついては、乳製品用砂糖消費税の免税措置を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

国内酪農業ならびに乳業の保護育成等の見地より配慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

ラジオ小売店の組立ラジオに対する組立課税撤廃に関する請願（請願者　東京都文京区湯島三組町七十六番地全国ラジオ電機組合連合会長信井斉蔵外九名）（荒船清十郎君紹介）（第二八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ラジオ小売業者は、故障の修繕等アフター・サービスの責任をもつて販売しているが、現在ラジオ小売商の組み立てるラジオには、一般ラジオメーカーと同様に、組立税が課せられているため、技術の低下を招き、国民文化の向上に大なる障害をきたしており、しかも同税は、ミシン、カメラ、自転車等の小売商には、課税されていない。ついては、ラジオ小売店の組み立てるラジオ受信機に対する組立課税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

税負担の公平をはかり、かつ、国民文化の向上に貢献する当該業界の実情等に照らし、十分考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

冷蔵器の物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都台東区山伏町二十四番地全国冷蔵器工業団体連合会長伊藤成太郎）（荒船清十郎君紹介）（第二八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

冷蔵器は現在百分の二十相当額（ただし十二立方尺以上は免税）の物品税が課せられているが、次の理由により、これを全免とされたいというのである。（一）食品衛生法により飲食業には冷蔵器の設備が強制されているが、八立方尺ないし十立方尺のものには免税の恩典がない、（二）国民保健確保の上から氷冷蔵器の備えは生活上必要である、（三）類似課税商品との不均衡が著しい、（四）冷蔵器の需要は年々増加の傾向にあるが、材料の高騰、改善のためコストの通減は限界に近く、二十パーセントの税負担は、きわめて薄い利潤も蚕食されるため、小規模企業たる業者間の不当な競争と相待つて倒産者がさらに増加する。

二、請願の議決理由

当該業界の実情に照らし、税制全般の見地より十分研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

運動具に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都千代田区神田小川町三丁目一番地全国運動具商工連合会会長中西郷市）（櫻内義雄君紹介）（第二八五二号）、同（請願者　東京都千代田区神田小川町三丁目一番地全国運動具商工連合会会長根一男）（内藤友明君紹介）（第二八六三号）及び同（請願者　東京都千代田区神田小川町三丁目一番地全国運動具商工連合会会長西脇文一郎外一名）（古川丈吉君紹介）（第二九六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

運動具は学校教科用材として教育必需品であり、国民体位の向上に絶対必要な物で、すべての消費物資から分離して考慮さるべきものであるばかりでなく、この製造も零細企業者の手で、すなわち家族のみによる純粋家内工業で、その日かせぎの状態の者が大部分を占めている実情にかんがみ、運動具に対する物品税は即時撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業界の実情等に照し、かつ、

教育必需品である点等を考慮し適当な配慮を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

特許権譲渡及び分権に対する課税撤廃に関する請願（請願者　東京都世田谷区代田二丁目千三十二番地東京発明産業振興協会長瀬味健二外十四名）（黒金泰美君紹介）（第三〇七九号）、同（請願者　東京都世田谷区代田二丁目千三十二番地東京発明産業振興協会佐藤真一外十四名）（松岡駒吉君紹介）（第三一四七号）及び同（請願者　東京都世田谷区代田二丁目千三十二番地東京発明産業振興協会岩崎安孝）（池田清志君紹介）（第三一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

科学の進歩せる国はすなわち国力の充実せる国であるという世界の現状において、科学水準を高めるための優秀発明の振興は国家的急務であるが、わが国における発明研究に対する保護奨励施策の現状はまことに貧困である。発明家は一般に自己の利益を目的として研究に従事するよりも、より優秀なものを考案研究したいとの社会的、国家的意欲にかられて研究に没頭しているのであつて、これを一般の利益を目的とする場合同様に取り扱うことは酷である。ついては、特許権譲渡および分権に対する課税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

科学水準の高揚をはかる等の見地より、考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

不渡防止対策等に関する請願（請願者　東京都北区上中里町一丁目十四番地太田財政研究所長太田政記）（河野密君紹介）（第三一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

不渡手形防止対策樹立に関しては、政府は銀行協会に一任することなく、国民生活と国家経済に関係あるものにつき、審議会を設置して戦後激増の不渡手形防止に努めるとともに、不渡保険制度は目下連において対策検討中であるが、政府はこれに対しても審議会を設けて検討の上、一日も早く不渡保険制度を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

不渡手形累増の現状に照らし、これが防止対策樹立に関しては、国民生活、国家経済等の見地より、適切な措置が講ぜられるべきであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

共同募金に対する法人の寄付金を課税対象より除外の請願（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地社会福祉法人中央共同募金会長中川望）（野澤清人君紹介）（第三一七〇号）及び同（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地社会福祉法人中央共同募金会常務理事青木秀夫外一名）（田子一民君紹介）（第三二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間社会福祉事業資金の窮迫は、ますます深刻化しつつあり、これに対して一般寄付者大衆の負担能力にもおのずから限度があるので、この難局を打開する唯一の方法としては、法人を対象とする大口寄付金に期待するほかない実情にある。ついては、共同募金運動が直面している苦境を考察し、毎年十月募金運動期間中の共同募金に対し、法人がなした寄付金については、その法人の当該寄付金支出年度の所得計算上、これを全額損金と認めて課税の対象から除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

共同募金運動の目的及びその窮状等を勘案し、十分考慮を及ぼすべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

海外移住者の財産譲渡所得に対する課税免除の特別措置に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（小枝一雄君紹介）（第三二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海外移民は国の重要施策として奨励されているので、近年急激に移住者が増加し、一家一部落をあげての渡航も相次ぐ盛況であり、これらの人々が未知の天地に運命を託して移住するに当り、父祖伝来の山林田畑および家屋等の不動産を売却してその資金とする者が多いが、現行所得税法によれば、かかる財産譲渡所得も課税対象となつていることは、国策進展上遺憾である。ついては、同財産譲渡所得については免税の特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定を計り、専売事業の円滑な運営のため配慮すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

たばこ耕作に関する請願外十四件（請願者　長崎県南高来郡深江村戊二千五百八十四番地上田窯蔵外十四名）（今村等君紹介）（第三二五五号）、同（請願者　長崎県南高来郡有家町蒲河名二千一番地苑田正義）（今村等君紹介）（第三二五六号）、同（請願者　長崎県南高来郡深江村戊三千七百四十二番地大平定義）（今村等君紹介）（第三二五七号）及び同（請願者　長崎県南高来郡深江村戊千五百七十九番地横田繁盛）（今村等君紹介）（第三二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

たばこ耕作者に対しては、明治三十七年に制定された専売法によつて葉たばこの耕作、収納、価格等が定められているが、諸種の不合理な点があるので次記諸項に沿つて同法の一部を改正されたいというのである。（一）たばこ耕作者の耕作権を保障するため、耕作許可の有効期間を五箇年とし、許可の処分に対して不満のあるものは、処分のあつた日から三十日以内に公社に異議の申立をすることができることとすること。（二）葉たばこの収納価格の決定基準を法定化し、公社と耕作者の協議によつてきめること。（三）耕作者の団結権と団体交渉権を保障すること。（四）公社は平年における収納代金の百分の二十五に相当する金額を、葉たばこの収納代金の一部として耕作者に支払うものとすること、等。

二、請願の議決理由

たばこ耕作者の実情を勘案し、専売事業の合理的な運営をはかる等の見地より、十分研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

入場税減免に関する請願（請願者　東京都中央区築地三丁目日本興業組合連合会入場税対策委員長岡崎久太郎）（春日一幸君紹介）（第三二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

入場税は戦時税として一般大衆に課せられた臨時税的性格を有する特別税であつて、当然廃止せられるべき性質のものであるにかかわらず、いまなお存続されていることは、まことに遺憾であり、もつとも大衆に身近い唯一の文化的娯楽である映画、演劇を大衆から奪うものと断ぜざるを得ない、また興行者は入場税の高率なのと近時テレビ普及の影響を受けて経営困難な実情にある。ついては、入場税の撤廃がいまただちに実施不可能ならば、入場料金百円以下は免税、それ以上は一率に一割課税に減免されたいというのである。

二、請願の議決理由

税制全般の見地等より、十分研究すべきことと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

建物及び土地の所有権に関する請願（請願者　東京都江戸川区小岩町一丁目百三十五番地稲葉新太郎外三百七十九名）（島上善五郎君紹介）（第二〇七五号）

一、請願の要旨及び目的

東京都江戸川区小岩町一丁目百三十五番地の居住者は、戦災、引揚者で、当時江戸川区長の入居通知により、居住したが、その後建物、土地の明確でないままに過ぎていたところ、このたび突然居住家屋が公売公示され、さつそく調査したら、昭和二十五年二月に江戸川区小岩町一丁目居住の川野幾太郎名義に登記されていたのを知り、一同がく然とし、今後の対策に苦慮している。ついては、居住者は、土地家屋の所有が明確になることを望むとともに、居住者としての当然の義務を履行したいと思うから、実情を十分調査されたいというのである。

二、請願の議決理由

本件の実情は、十分調査を要するものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　山本　幸一

衆議院議長益谷秀次殿

社会労働委員会

売春防止法制定に伴う業者転廃業に関する請願（請願者　東京都港区芝虎の門十八番地全国性病予防自治会理事長鈴木明）（池田清志君紹介）（第一一号）

一、請願の要旨及び目的

売春防止法制定に伴い、業者は完全転廃業を目ざして日夜研究中であるが、業者の自発的対策のみによる転廃業は、現下の状勢ならびに業者の経済力よりして至難である。ついては、赤線業者は、政府の勧奨により発生したものであること、ならびに性病予防に万全を期したこと等を考慮し、これら業者の転廃業については、特別の援助措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

薬事法改正に関する請願（請願者　奈良県南葛城郡御所町七百十五番地上村義治外十一名）（堀川恭平君紹介）（第二三号）、同（請願者　奈良県高市郡高取町清水谷千八十五番地森田へ）（鈴木直人君紹介）（第二四号）、同（請願者　奈良県南葛城郡葛村大字今住百七十番地中嶋太兵衛）（原健三郎君紹介）（第二五号）、同（請願者　奈良県磯城郡田原本町宮古二百八十九番地田中宇一郎）（薩摩雄次君紹介）（第二六号）、同（請願者　奈良県吉野郡大淀町土田四十五番地島田佐郷）（前田正男君紹介）（第二七号）、同（請願者　奈良県南葛城郡御所町柏原千七百四十四番地南才三郎）（植村武一君紹介）（第二八号）、同（請願者　奈良県桜井市阿部町太田源太郎）（小西寅松君紹介）（第二九号）、同（請願者　奈良県南葛城郡御所町七百三十八番地森本覚次郎）（八木一男君紹介）（第三〇号）、同（請願者　奈良県高市郡高取町平田九番地田原市太郎）（中島茂喜君紹介）（第三一号）、同（請願者　奈良県北葛城郡新庄町中戸四百二十六番地足高伊作外十一名）（野田卯一君紹介）（第三二号）、同（請願者　奈良県橿原市大字川西四百十番地増田善太郎外十一名）（山崎巌君紹介）（第三三号）、同（請願者　奈良県高市郡高取町清水谷千四十一番地岡村一雄）（伊藤郷一君紹介）（第三四号）、同（請願者　奈良県南葛城郡葛上村名柄二百六十八番地米田喧外十一名）（中垣國男君紹介）（第三五号）、同（請願者　奈良県南葛城郡葛村今住中井辰治郎外十一名）（大平正芳君紹介）（第三六号）、同（請願者　奈良県橿原市見瀬町菱田吉蔵外十一名）（小笠原八十美君外一名紹介）（第三七号）、同（請願者　奈良県大和高田市大字高田三百十二番地脇本直次郎外十一名）（小平久雄君紹介）（第三八号）、同（請願者　奈良県橿原市中曾司七百三十四番地村井庄三郎外十一名）（瀬戸山三男君紹介）（第三九号）、同（請願者　奈良県橿原市大字内膳百五十七番地和田義徳外十一名）（山中貞則君紹介）（第四〇号）、同（請願者　奈良県橿原市八木六十七番地福田義一外十一名）（田中角榮君紹介）（第四一号）、同（請願者　奈良県橿原市東坊城七百九番地杉本芳高外十一名）（橋本龍伍君紹介）（第四二号）、同外五件（請願者　奈良県南葛城郡御所町五番地川田幾三郎外十六名）（仲川房次郎君紹介）（第四三号）及び同（請願者　東京都世田谷区松原町四丁目百八十四番地木村嘉彦）（眞崎勝次君紹介）（第八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の薬事法は、社会の変遷による実情にそぐわない点があるので、配置家庭薬に関して、次記のごとく改正せられたいというのである。（一）配置販売業の定義を「配置販売業とは行商の一種であつて販売業者があらかじめ消費者に医薬品をあずけて置き、消費者がこれを使用した後に代金請求権を生ずる販売方法による業態をいう」とし、（二）配置販売のできる医薬品の定義は「医薬品にして、その主成分、分量、用法、用量、効能を明記し公衆に使用させることを主たる目的として販売する一切のものをいう」とし、（三）配置員の身分の向上をはかるため、全国一定の基準を設け、試験の上、資格を付与することとし、配置員の身分証明書は配置員免許証と改めること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等に准看護婦の進学コース設置に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡広見町永ノ市国立出目療養所高田猪一郎外五十六名）（今松治郎君紹介）（第九五号）、同（請願者　福島県須賀川市須賀川町国立福島療養所内全日本国立医療労働組合神島支部池上佐文外五十八名）（八田貞義君紹介）（第二六四号）、同（請願者　広島県賀茂郡寺西町国立広島療養所中本英夫外百二十一名）（松本俊一君紹介）（第六四二号）、同外一件（請願者　福井県敦賀市金山全日本国立医療労働組合敦賀支部長今井利三外百二十九名）（岡本隆一君紹介）（第一一二六号）、同（請願者　福岡市堅粕新町国立療養所屋形原病院婦人部長村瀬ヨシ子外九十一名）（河野正君紹介）（第一二二七号）、同（請願者　福岡県小倉市北方全医労小倉支部渡辺良之外百十三名）（滝井義高君紹介）（第一二二八号）、同外一件（請願者　石川県河北郡森本町蔦原実外五十九名）（岡良一君紹介）（第一三一二号）、同外二件（請願者　高知市朝倉戊二百九十八番地中村義明外三百九十三名）（佐竹晴記君紹介）（第一三一三号）、同（請願者　富山県東礪波郡城端町信末国立療養所北陸荘内藤原孝三外二百名）（堂森芳夫君紹介）（第一三一四号）、同（請願者　三重県河芸郡大里村国立三重療養所田中太三郎外百十七名）（中井徳次郎君紹介）（第一三一五号）、同（請願者　長野県松本市旭町全医労松本病院支部大久保佐助外百三十二名）（中島巌君

紹介）（第一三一六号）、同（請願者　静岡県駿東郡清水村長沢栗栖喜太郎外五十名）（長谷川保君紹介）（第一三一七号）、同（請願者　長野市大字上野四百七十七番地全医労国立長野療養所支部湯本智生外二百八十二名）（松平忠久君紹介）（第一三一八号）、同外三件（請願者　新潟県佐渡郡真野町新町東町全日本国立医療労働組合佐渡支部長若林宇一外千四百二十四名）（三宅正一君紹介）（第一三一九号）、同外四件（請願者　鹿児島県指宿市国立鹿児島療養所内全医労支部堀之内完子外七百二十六名）（床次徳二君紹介）（第一三七三号）、同（請願者　千葉市辺田町国立下総療養所内遠藤淳外百四十八名）（横錢重吉君紹介）（第一五七七号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡蓮田町大字黒浜国立埼玉療養所茂木恒久外百六十八名）（井堀繁雄君紹介）（第一六八八号）、同（請願者　岩手県一ノ関市山目泥田山下国立岩手療養所佐藤和子外七十一名）（北山愛郎君紹介）（第一六八九号）、同（請願者　山形県米沢市大字三沢全日本国立医療労働組合米沢支部渡辺明外十二名）（西村力弥君紹介）（第一六九〇号）、同外一件（請願者　佐賀県藤津郡嬉野町国立嬉野病院三浦省二外四百七十四名）（大坪保雄君紹介）（第一七六四号）、同外二件（請願者　栃木県河内郡古里村国立栃木療養所内荒居迪子外三百五十六名）（戸叶里子君紹介）（第一八〇九号）及び同（請願者　福岡県久留米市国分町九番地小林教康外二百三名）（田中稔男君紹介）（第一九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立病院、療養所の准看護婦は、准の字のために規則上、血圧測定、静脈注射、夜勤等に多く制約を受けるので、かかる中途半端なものでなく、本当の正看護婦として看護に専心したいが、この進学コースである国立高等看護学院は、全国に二箇所新設されるということで、このような少ない数では、入学はきわめて困難である。ついては、全国各ブロックごとに一箇所の国立病院ならびに療養所に准看護婦の進学コースを設置するとともに、休職のまま入学できるものとし、さらに学院と同じく奨学金制度を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

国立病院、療養所の准看護婦の実情にかんがみ、本請願の趣旨は適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法の最低生活基準額引上げの請願（請願者　東京都板橋区常盤台二丁目五千八百九十八番地飯沼病院患者自治会岡安真司）（岡崎英城君紹介）（第九七号）、同（請願者　富山県東礪波郡城端町信末国立療養所北陸荘内日本患者同盟富山県支部長境守）（三鍋義三君紹介）（第九〇一号）、同（請願者　京都府与謝郡岩滝町字男山府立与謝の海療養所患者自治会傘松会小室喜一外二百九名）（柳田秀一君紹介）（第一一九〇号）、同外一件（請願者　前橋市江木町十全病院患者協生会長森田一由外四百五十二名）（福田赳夫君紹介）（第一三八四号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四五〇号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町二丁目三千五十一番地仁生社江戸川病院患者自治会菊地俊久外三百五十名）（柳田秀一君紹介）（第一四五一号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内田中政男外一名）（茜ケ久保重光君紹介）（第一五四一号）、同外一件（請願者　前橋市江木町十全病院内患者協生会長森田一由外千五十名）（栗原俊夫君紹介）（第一五四二号）、同（請願者　東京都中野区新井町五百四十九番地織本病院親和会長渋谷修）（帆足計君紹介）（第一五四三号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一六九一号）、同（請願者　東京都北多摩郡東村山町久米川篠田病院内松風会柳瀬晴一郎外三百二十一名）（木崎茂男君紹介）（第一六九二号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町国立清瀬病院患者自治会委員長野中三千雄外四百十六名）（加藤鎌五郎君紹介）（第一八三九号）、同（請願者　宮城県亘理郡山元町国立宮城療養所患者自治体宮友会委員長佐藤鉄雄）（佐々木更三君紹介）（第一八九〇号）及び同（請願者　東京都中野区議会議長臼井岩太郎）（帆足計君紹介）（第二九一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護法によつて医療給付を受けている患者に対して、最近一部負担額を増額された者が少くないが、同法に定められた最低基準額では生命を保つことすらできない実情であり、医学的には治る病気でありながら、医療給付が行われないため退所しなければならないことは遺憾である。ついては、同法による最低生活基準額を引き上げるよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡広見町永ノ市国立出目療養所高田猪一郎外五十六名）（今松治郎君紹介）（第一〇〇号）、同（請願者　広島県賀茂郡寺西町全医労広療支部村上テル子外八十四名）（松本俊一君紹介）（第六四三号）、同（請願者　秋田県由利郡道川村国立道川療養所大谷秋雄外三百五名）（保科善四郎君紹介）（第一一八八号）、同（請願者　岡山県早島町岡山療養所今村保外百二十名）（亀山孝一君紹介）（第一二二九号）、同（請願者　福岡市堅粕新町国立療養所屋形原病院婦人部長村瀬ヨシ子外九十一名）（河野正君紹介）（第一二三〇号）、同外二件（請願者　広島県福山市国立福山病院上妻正式外百八十八名）（中川俊思君紹介）（第一二三一号）、同（請願者　京都市右京区鳴滝国立宇多野療養所今川与市郎外五十名）（小川半次君紹介）（第一三〇一号）、同外一件（請願者　新潟県佐渡郡真野町新町四百十六番地伊藤一郎外百三十五名）（櫻井奎夫君紹介）（第一三〇二号）、同外三件（請願者　埼玉県南埼玉郡蓮田町大字黒浜国立埼玉療養所茂木恒久外四百八十二名）（松平忠久君紹介）（第一三〇三号）、同（請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所持田幸外四百三十四名）（三宅正一君紹介）（第一三〇四号）、同（請願者　奈良県生駒郡片桐町小泉国立療養所松鏡荘永松栄外四十一名）（八木一男君紹介）（第一三〇五号）、同外五件（請願者　神奈川県秦野市落合国立神奈川療養所石井光江外七百五名）（横錢重吉君紹介）（第一三〇六号）、同外二件（請願者　鹿児島県指宿市十二町全医労国立鹿児島療養所支部大森孝吉外二百八十九名）（床次徳二君紹介）（第一三七二号）、同外一件（請願者　愛知県守山市大字大森新田山木元子外百二十七名）（加藤鎌五郎君紹介）（第一四四七号）、同（請願者　和歌山県日高郡美浜町和田岩倉友治外四十七名）（辻原弘市君紹介）（第一七八号）、同（請願者　宮崎県日南市大字平野五千七百四十一番地ノ三国立日向療養所内全医労日向支部文字一夫外百二十八名）（床次徳二君紹介）（第一五七九号）、同（請願者　佐賀県藤津郡嬉野町国立嬉野病院原ミツエ外四百三十二名）（大坪保雄君紹介）（第一七六五号）、同（請願者　兵庫県多紀郡篠山町山内町国立篠山病院白石喜美江外百五十四名）（小島徹三君紹介）（第一七六六号）及び同（請願者　北海道亀田郡七飯村字国立北海道第一療養所内全医労北海道第一支部草刈一郎外三百七十八名）（田中正巳君紹介）（第一七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立病院および療養所の看護婦の定員は、医療法および厚生省の基準によれば、病院には患者四名に対し一人、療養所には六名に一人の割合になつているが、この数は予算の制約等によつてしわ寄せされ、はなはだ少数で定員に満たず、このため病休、産休その他不測の事故があつた場合など、勤務に繰り入れられる人員もなく、とくに山間辺地に設置されている療養所はその補充に困難をきたしているばかりでなく、結婚、通勤もなかなかむつかしい状況である。

ついては、完全な看護と円滑な業務運営のため、看護婦の人員を増加するとともに、産休期間内の臨時を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

国立病院運営の実情にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

戦傷病者援護の単独法制定に関する請願（請願者　長崎市立山町一番地長崎県民生労働部世話課長崎県連合傷痍軍人会長柴瀬健吾）（白濱仁吉君紹介）（第一七六号）、同（請願者　名古屋市北区柳原町二丁目二番地愛知県傷痍軍人会長佐々木善一）（加藤鐐五郎君紹介）（第二六五号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県傷痍軍人会長平野司）（亀山孝一君紹介）（第二六六号）、同（請願者　三重県伊勢市常磐町二百二十一番地三重県傷痍軍人会会長伊勢支部長真島三平）（田村元君紹介）（第二六七号）、同（請願者　仙台市錦町四番地宮城県傷痍軍人会長松川安世）（保科善四郎君紹介）（第二六八号）、同（請願者　福島県郡山市大重町四十三番地福島県傷痍軍人会遠藤金盛）（粟山博君紹介）（第二六九号）、同（請願者　三重県松阪市大黒田花岡新道四百二十五番地三重県傷痍軍人会長松村黄次郎）（木村俊夫君紹介）（第三八九号）、同（請願者　盛岡市内九五十八番地岩手県世話課内岩手県傷痍軍人会長柴内魁三）（田子一民君紹介）（第三九〇号）、同（請願者　千葉県君津郡大佐和町亀沢君津郡傷痍軍人会周東清一）（福井順一君紹介）（第三九一号）、同（請願者　盛岡市内九五十八番地岩手県世話課内岩手県傷痍軍人会及川孝男）（小澤佐重喜君紹介）（第五四七号）、同（請願者　福岡県民生部世話課内福岡県傷痍軍人会長加藤政太郎）（池田禎治君紹介）（第六五五号）、同（請願者　金沢市十一屋町カ四十番地ノ十九石川県更生指導所内石川県傷痍軍人会長徳田保久）（徳田與吉郎君紹介）（第六五六号）、同（請願者　神奈川県川崎市砂子町一丁目五番地川崎傷痍軍人会会長国枝慶一）（山本正一君紹介）（第六五七号）、同（請願者　松山市西須賀町二千四百二十七番地愛媛県傷痍軍人会連合会空谷光友）（中村時雄君紹介）（第六五八号）、同（請願者　千葉県船橋市二子町四百四十五番地船橋市傷痍軍人会奥田実）（吉川兼光君紹介）（第七四四号）、同（請願者　愛媛県宇和島市恵比寿町愛媛県傷痍軍人会山田松尾）（井谷正吉君紹介）（第九〇七号）、同（請願者　兵庫県姫路市飾磨区英賀乙姫路市傷痍軍人会長前川太津夫）（清瀬一郎君紹介）（第一一〇号）及び同（請願者　神戸市生田区中山手通一丁目兵庫県社会事業会館内兵庫県傷痍軍人会長藤井八郎）（原健三郎君紹介）（第一九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後戦傷病者に対する施策は徐々に行われてきたが、現行法規、援護機関が幾重にも異なり、指導保護にも適確を欠き、これが啓発も絶無にひとしく、いたずらに混乱せしめている現況である。ついては、この際戦傷病者援護の単独法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

清掃法施行令第六条の改正に関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市の清掃事業は市の固有事務として一日も放置し得ないものであるが、汚物の排出量は逐年激増し、これが能率的処理について施設の新設、改設、また機械化等を企図するも、地方財政の窮迫はこれの進行を阻害している現状である。清掃法施行令等第六条において、し尿消化槽の設置に要する一部のみに補助すると限定されているが、この補助金は昭和三十一年度において五千万円という微々たる予算で、とうていこの目的が達せられない状態であるので、この際同施行令第六条の補助率を引き上げるとともに、同法第十八条を全面的に補助対象とし、これが予算を大幅に増額しうるよう、清掃法施行令第六条を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

老人福祉法制定に関する請願（請願者　京都市左京区東洞院三条下ル池田志幹外一万四千二十六名）（田子一民君紹介）（第二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近日本人の平均寿命が延び、老人人口が増加したが、その収入は青壮年に比して低減し、その生活が困窮しており、しかも、戦後いわゆる福祉三法が整備されたものの老人福祉については顧みられていない。一方、欧米先進国においては、老人福祉に関しては、相当完全なる法律が制定されており、わが国でも尼ケ崎市、延岡市、埼玉県蕨町等では年金制度の条令を作る等、老人福祉問題の一般的関心が高まって来た。ついては、この際、老人福祉法の制定を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として、老後の生活安定の措置を講ずることは全国民の宿望であり、本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

特殊漁船乗組員の戦没者遺族援護に関する請願（請願者　宮崎県日南市油津千六百一番地神崎善平外三十七名）（片島港君紹介）（第三五七号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町長坪野賢三外三百五十九名）（世耕弘一君紹介）（第三〇八一号）及び同（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（星島二郎君紹介）（第三二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大東亜戦争中、特殊漁船乗組員は、当時海上監視と軍への食糧供給を目的とする漁業に従業し、機銃、小銃、爆雷等の兵器を搭載し、敵機および敵潜水艦の監視をしていたが、戦争が激烈となるにしたがつて漁業に従業するいとまもなく、軍属ながら軍人に劣らぬ精神をもつて任務に当つた。しかし敵潜水艦により雷撃を受け壮烈な戦死を遂げたものは、現在戦傷病者戦没者遺族等援護法の第三十四条第五項の該当者としての取扱をうけているのみであるから、この際同法第二条による軍属の適用を受けられるよう、同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

遺家族の心情等を考慮し、戦争犠牲者に対し国家が援護の措置を講ずることは適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

石鎚国定公園の施設整備に関する請願（請願者　高知県土佐郡本川村長伊東茂敏）（森本靖君紹介）（第三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県の石鎚国定公園は、発足以来年とともに観光利用者は増加の傾向にあるが、施設整備がこれに伴わず、受入態勢がはなはだしく立ち遅れているため、登山歩道の新設および改修、道標の新設、共同便所の新設等諸施設の整備を行う必要があるので、これが予算措置を取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国における観光事業発展のため、前掲の措置を講ずることはきわめて妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

生活保護世帯に対する特別措置の請願（請願者　京都府議会議長蒲田熊次）（田中伊三次君紹介）（第三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
年末年始における日本人の生活慣習における生活基準増高の必然性にかんがみ、生活保護世帯に対する援助対策として、特配もち米代および衣料品代等を含めて、一生活保護世帯に対し千五百円の越年特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、いずれも適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

抑留同胞引揚者の援護対策拡充に関する請願（請願者　宮城県議会議長鮎貝盛益）（愛知揆一君紹介）（第四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきに中共より、今回さらにソ連地区より戦犯抑留同胞の集団引揚げが実現され、留守家族の悲願が達成され、まことによろこびにたえないところであるが、政府は、長年の異郷生活に疲れ果てた引揚同胞に対する物心両面からの受入態勢を整備し、これが定着援護の観点から、とくに就職、就業、住宅、衣類、更生資金の融資等の問題点の解決に万遺憾なきよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
留守家族等の心情を考慮するとともに社会保障制度確立の精神にものっとり、前掲の措置を講ずることは、適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

結核公費負担に関する請願（請願者　鹿児島市山下町鹿児島県市町村職員共済組合理事長長井正維）（池田清志君紹介）（第四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核予防法に基く医療費の公費負担方法は、国費と、都道府県費の折半負担を建前としており、したがつてその予算措置は、都道府県の財政事情に左右され、地方財政窮乏の現状下においてこのまま推移するときは、同法の所期する医療費の公債負担による結核予防の目的は達成し難く、しかも年年公費負担が圧縮されるおそれがある。このときに当り、社会保険制度審議会がその勧告において、八割国庫負担、二割の地方負担についても、国においてこれを保障すべきものとしていることは、まさに当を得たものである。ついては、これが勧告の実現を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方財政窮乏の現状にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは、きわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所等の賄費増額に関する請願（請願者　岡山県都窪郡早島町四千六十六番地国立岡山療養所療和会森上大三郎外六百二十五名）（大村清一君紹介）（第四七八号）、同（請願者　岐阜県恵那市大井町国立岐阜療養所患者自治会鷲見庫外六百四十六名）（椙森次郎君紹介）（第六四〇号）、同（請願者　富山県東礪波郡城端町信末国立療養所北陸荘入荘者自治会副委員長金山友一）（内藤友明君紹介）（第九〇四号）、同（請願者　兵庫県小野市昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

奄美群島の医療対策に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（伊東隆治君紹介）（第四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奄美群島の復帰に伴う厚生省関係の法律の経過措置等に関する政令による期限満了に伴い、介補制度の廃止された後のこれら辺地においては、事実上全く医療から断ち切られ、立地条件の悪い住民は今や全く生命の危険にさらされている実情である。ついては、同制度の廃止に伴い、無医村、無医地区に対する医療対策を早急に講ずるとともに、法廃止後の介補生活者の廃業に伴う生活保障についての措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
前掲のごとき措置を講ずることは適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

国立青野原療養所患者自治会照島寿太郎）（田中武夫君紹介）（第一二三二号）、同（請願者　静岡県賀茂郡南伊豆町国立療養所湊病院内白友会大畑忠夫外二百九十七名）（久保田豊君紹介）（第一三七〇号）、同外一件（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬県支部委員長和田清外四百十二名）（福田赳夫君紹介）（第一三八六号）、同（請願者　東京都中野区江古田三丁目千百六十一番地国立中野療養所患者自治会大沼渉外五百三十五名）（岡崎英城君紹介）（第一四四〇号）、同（請願者　愛知県知多郡大府町国立愛知療養所療友会伊藤安治）（加藤鐐五郎君紹介）（第一四四一号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四四二号）、同（請願者　新潟県柏崎市大久保国立新潟療養所新療会長山際広外五百五十二名）（三宅正一君紹介）（第一四四三号）、同（請願者　東京都調布市小島町十七番地の一東京都患者同盟北多摩分会執行委員長高橋善之介）（山花秀雄君紹介）（第一四四四号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内田中政男外一名）（茜ケ久保重光君紹介）（第一五四五号）、同外一件（請願者　前橋市江木町十全病院内患者協生会長森田一由外九百六十四名）（栗原俊夫君紹介）（第一五四六号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡清瀬町中清戸千二百七番地国立東京療養所患者自治会東療会執行委員長金子浩三外七百八十三名）（木崎茂男君紹介）（第一六九四号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一六九五号）、同（請願者　東京都世田谷区大蔵町百五十一番地国立大蔵病院患者自治会一乗明外九十七名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一六九六号）、同（請願者　宮城県亘理郡山元町国立宮城療養所患者自治体宮友会委員長佐藤鉄男）（佐々木更三君紹介）（第一八九二号）及び同（請願者　岩手県一関市国立岩手療養所患者自治会石川奎助外五百四名）（椎名悦三郎君紹介）（第二一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在、国立療養所の患者に支給されている給食まかない費は、一人当り一日九十六円十銭（国立病院の場合は九十四円十銭）であるが、結核を治すためには栄養補給ということを軽視することはできず、結核治療体系の一部門としての給食を考えるとき、現状のまかない費定額ではまことに寒心にたえない。ついては、同給食費に対する予算を増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由
結核治療体系の一部門として給食費の増額をはかることは、きわめて適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

中国、ソ連関係戦犯帰国者の援護に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（中馬辰猪君紹介）（第四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
ソ連および中共からの戦犯等、永年外地に抑留されていた帰国者の大部分は、聊もなく生活も困窮している者が多く、これら帰国者から、現在の微温的な援護施策にはあき足らず、さらに就職および

生活等の保障について特別な配慮方の要請があるが、これは全帰還者に対し当然国において徹底せる援護対策を講ずべきものであるから、至急なんらかの処置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

奄美大島地区戦没者遺族に死亡時給与金支給に関する請願（請願者　鹿児島県名瀬市泉芳朗外三名）（山中貞則君紹介）（第四八二号）、同（請願者　鹿児島県名瀬市山下町牧義森外三名）（伊東隆治君紹介）（第八六七号）、同（請願者　鹿児島市山下町五十三番地鹿児島県遺族会連合会長大保兼重）（二階堂進君紹介）（第一八九七号）及び同（請願者　鹿児島県名瀬市松里町村上春子外三名）（伊東隆治君紹介）（第二三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在奄美大島出身戦没者遺族は、未帰還者留守家族等援護法により、葬祭料として五千七百円の支給を受けているが、同島の領土分離中すなわち昭和二十一年より同二十七年に至る間に、便船によつて遺骨の託送を受けた三千六百七十の遺族たちは、葬祭料の支給もなく、いまだに葬式らしい葬式を営む余裕もなく今日に至つている。ついては、これらの遺族に対しても、現行法定金額の五千七百円を支給するよう措置するとともに、前記法律の前身法たる未復員者給与法により支給される葬式費用は、逐次日本銀行に供託してあるよしであるが、このことを関係遺族に正式に通達されたいというのである。

二、請願の議決理由

遺家族の心情を考慮し、前掲の措置を講ずることは妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

横須賀市の社会保険診療報酬単価甲地復活に関する請願（請願者　神奈川県横須賀市米ケ浜通一丁目四番地横須賀三浦医師会長原田三郎外一名）（小泉純也君紹介）（第六三七号）及び同（請願者　横須賀市本町一丁目四番地横須賀三浦歯科医師会長小池光雄）（志村茂治君紹介）（第七五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

横須賀三浦医師会ならびに歯科医師会は、過去数年にわたり、社会保険診療報酬地域差復活について関係当局に陳情してきたが、その際同町は、厚生省医務局より、単価に関しては全国的調整を企画しているので暫時待機するよう口約があつたが、その後なんら対応すべき施策も行われず、いまだ旧態のまま放置されていることは、同市の実情にそぐわず、遺憾にたえない。ついては、同市をすみやかに甲地区として取扱うよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

保健所費国庫補助増額に関する請願（請願者　愛媛県東宇和郡町村長会長藥師寺志外四名）（井谷正吉君紹介）（第八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健所は、結核対策、母子衛生、受胎調節、ヒロポン予防、食品衛生等国民保健上きわめて重要な任務を果しているが、その機械器具、人員配置等を見ると、はなはだ遺憾な点が多く、これが原因は、地方財政の窮乏がしわ寄せされたためである。ついては、保健所費の国庫補助を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

保健所運営の実情にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

指定医薬品以外の医薬品販売業者の資格法文化等に関する請願（請願者　兵庫県尼崎市杭瀬古樋十番地坂元正雄）（山下榮二君紹介）（第九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、日本藥剤師協会は、藥事法改正に対して（一）医薬品の販売は藥剤師に限定する、（二）指定医薬品以外の医薬品販売業者（二号業者）は原則として現存の二号業者以外は認めず、今後の養成、新規免許はしない、（三）二号業者の医薬品販売を禁止し、新たに医薬部外品を設けてこれのみを販売させることを建議し、これに沿つて藥事法改正案が今国会に提出されるやにきくが、同建議は藥剤師が自己の利益追求のために全国数万の二、三号業者の生活権を無視したものであり、一方的かつ非民主的であつて遺憾にたえない。ついては、この際二号業者の資格を全国共通に法文化するとともに、指定医薬品を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

兜沼地区簡易水道工事費国庫補助に関する請願（請願者　北海道天塩郡豊富村長相馬惣三郎外一名）（芳賀貢君紹介）（第一一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村内兜沼地区は、宗谷線兜沼駅付近高台地に集団する住宅地で、戸数二百五十四戸、人口千八十五人を有しているが、飲料水に恵まれず、これがため付近低地小沢または沼より運搬しその用に供しているが、施設が不備であるため、伝染病の発生も年々増加の一途をたどり、これが対策として、昭和三十二年度において兜沼地区簡易水道工事を国庫補助をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆衛生上前掲のごとき措置を講ずることは、きわめて適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所等における看護婦の定員増加に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（福田甚夫君紹介）（第一三七九号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘和田清）（中曾根康弘君紹介）（第四五四号）、同外一件（請願者　東京都調布市小島町十七番地の一東京都患者同盟北多摩分会執行委員長高橋善之介外三百二十八名）（山花秀雄君紹介）（第一四五五号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内田中政男外一名）（茜ケ久保重光君紹介）（第一五五五号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町中清戸国立東京療養所内東療会執行委員長金子浩三外四百八十名）（木崎茂男君紹介）（第一七一一号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一七一二号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内大日向荘患者厚生会長小川正男外一名）（武藤運十郎君紹介）（第一八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

患者の看護は重病の時および手術時にはとくに必要で、現在は名ばかりの完全看護に終つているため、患者は非常に不安のうちに過ごしているが、これは看護婦の定員数の不足が最大の原因と思われるから、看護婦の増員をはかり、完全看護を充実されたいというのである。

二、請願の議決理由
患者の不安を除去するため、看護婦の増員をはかり完全なる完全看護を行うことはきわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

帰還患者の生活保障に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（福田赳夫君紹介）（第一三八〇号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四五六号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（第一四五六号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内田中政男外一名）（茜ケ久保重光君紹介）（第一五五六号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一七一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
帰還患者のうち、恩給受給者以外は、復員以来長期にわたる療養生活のため、財政的に窮迫し、療養中の生活費（身回品購入費）にも困つている。ついては、これらの者の生活保障の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は、適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所等における医師定員の増加及び待遇改善に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四六四号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（福田赳夫君紹介）（第一二八一号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四六四号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一七一六号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者厚生会長小川正男外一名）（武藤運十郎君紹介）（第一八一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近時国立および公立の療養所、病院等においては、医師が欠員のため患者に適切な施療ができず、いたずらに療養期間が遅延していることは遺憾である。ついては、国立療養所等に勤務する医師の待遇を改善して、離職を防ぐとともに、定員を増加して治療対策を推進せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由
治療対策の推進をはかるため、国立および公立の療養所、病院等の医師の待遇改善をはかることはきわめて適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

結核回復者に対する職及び住宅確保に関する請願外一件（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四五七号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一七一六号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（福田赳夫君紹介）（第一二八一号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四五七号）、同（請願者　東京都調布市小島町十七番地の一東京都患者同盟北多摩分会執行委員長高橋善之介）（山花秀雄君紹介）（第一四五八号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内田中政男外一名）（茜ケ久保重光君紹介）（第一五五七号）、同外一件（請願者　前橋市江木町十全病院内患者協生会長森田一由外四百四十名）（栗原俊夫君紹介）（第一五五八号）、同（請願者　東京都足立区千住高砂町八十九番地東京都患者同盟市原分会執行委員長中里俊夫外三百五十八名）（島上善五郎君紹介）（第一五五九号）、同（請願者　東京都南多摩郡多摩村和田厚生荘療養所患者自治会大黒輝夫）（門司亮君紹介）（第一六三九号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核医学の進歩により療養の結果、健康を回復した患者が一日も早く生産社会に復帰できるよう、就職と住宅の確保について、財政の裏付けを含め積極的な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
結核回復者の社会復帰の実情にかんがみ、本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

結核療養所等の医師及び従業員の待遇改善に関する請願（請願者　前橋市江木町十全病院患者協生会長森田一由外四百十九名）（栗原俊夫君紹介）（第一五六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核療養所、病院の医師および従業員の待遇は、きわめて悪いため、全国的に医師、看護婦が不足しており、これが患者に直接、間接に悪影響を及ぼし、看護の低下と患者の不安とを招いている。ついては、結核療養所等の医師および従業員の待遇を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由
結核療養所等の医師および従業員の待遇を改善し、その充足をはかることは適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

結核予防予算増額及び治療費全額国庫負担に関する請願外一件（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清外三百七十九名）（福田赳夫君紹介）（第一三八一号）、同（請願者　東京都調布市小島町十七番地の一東京都患者同盟北多摩分会執行委員長高橋善之介）（第一四五九号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四六〇号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内田中政男外一名）（茜ケ久保重光君紹介）（第一五六七号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十六年に結核予防法が制定されたことは喜びにたえないが、その後結核医学の進歩および新薬の出現等にかかわらず、患者の数が年々増加していることは遺憾にたえない。ついては、同法の施行に伴う予算を大幅に増額し抜本的な結核対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
結核対策の促進をはかるため前掲のごとき措置を講ずることは適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所における作業療法拡充等に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（福田赳夫君紹介）（第一三八九号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四六二号）、同外一件（請願者　東京都調布市小島町十七番地の一東京都患者同盟北多摩分会執行委員長高橋善之介外百八十五名）（山花秀雄君紹介）（第一四六三号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内田中政男外一名）（苅ケ久保重光君紹介）（第一五六九号）、同外一件（請願者　前橋市江木町十全病院患者協生会長森田一由外六百七十名）（栗原俊夫君紹介）（第一五七〇号）、同（請願者　東京都下府中市本宿都立府中病院内明星会執行委員長三浦信太郎外五百七十二名）（山花秀雄君紹介）（第一五七一号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一七一九号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内大日向荘患者厚生会長小川正男外一名）（武藤運十郎君紹介）（第一八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長足に進歩した結核医学の恩恵を受け、作業療法の段階に到達した患者が、社会復帰しても再発しないよう、完全な治療体系を確立するため、国立療養所における作業療法の内容を充実し、その期間を一年に延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
結核患者の完全なる社会復帰をはかるため前掲のごとき措置を講ずることは適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

結核回復者の職業保障に関する請願外一件（請願者　東京都北多摩郡国分寺町恋ケ窪五百六十八番地国分寺病院白鳥クラブ勝島武一外一名）（山花秀雄君紹介）（第一四七二号）、同（請願者　新潟県柏崎市大久保国立新潟療養所内患者自治体新療会長山際広外五百七十二名）（櫻井奎夫君紹介）（第一七二〇号）及び同（請願者　東京都世田谷区経沢町六百四十番地千歳寮双葉会長福島治郎外九十六名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在のわが国では結核回復者の就職はきわめて困難であり、学科試験に合格しても、X線写真によつて結核回復者であることがわかると、例外なくその門戸が閉ざされてしまうことは遺憾である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）官公庁および大企業等の健康管理の完全な職場に結核回復者を含めた身体障害者の一定比率の雇用を法的に規定すること、（二）結核回復者を含む身体障害者の雇用に対しては、源泉所得等の税金を免除すること、（三）結核回復者の職業補導施設を現存の職業補導施設に併設あるいは新設すること、（四）生業資金の貸付制度をつくること。

二、請願の議決理由
結核回復者の就職の困難なる現状にかんがみ前掲のごとき措置を講ずることは、きわめて適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

完全給食及び完全看護制度等に関する請願（請願者　東京都調布市小島町十七番地ノ一東京都患者同盟北多摩分会執行委員長高橋善之介）（山花秀雄君紹介）（第一四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在社会保険および生活保護法に基く医療扶助の医療給付における完全給食および完全看護制度は、すでに大多数の施設において実施されているが、それらの施設の多くはきわめて不完全な状態であり、患者の不安も大なるものがある。ついては、完全給食および完全看護制度の内容向上ならびに具体的規準を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

結核療養者の生活扶助費引上げに関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩六百八十番地上宮教会清瀬療園内山鳩会委員長堀井昇）（原彪君紹介）（第一四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
生活保護法による結核療養者は現在月額六百円の扶助を受けているが、これは昭和二十七年に定められたもので、その後諸物価は漸時高騰しているにもかかわらずそのまま放置されていることは遺憾である。ついては、扶助料を月額千円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所における作業療法拡充等に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（福田赳夫君紹介）（第一三八九号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部委員長和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四六二号）、同外一件（請願者　東京都調布市小島町十七番地の一東京都患者同盟北多摩分会執行委員長高橋善之介外百八十五名）（山花秀雄君紹介）（第一四六三号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内田中政男外一名）（苅ケ久保重光君紹介）（第一五六九号）、同外一件（請願者　前橋市江木町十全病院患者協生会長森田一由外六百七十名）（栗原俊夫君紹介）（第一五七〇号）、同（請願者　東京都下府中市本宿都立府中病院内明星会執行委員長三浦信太郎外五百七十二名）（山花秀雄君紹介）（第一五七一号）、同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬支部佐谷直道外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一七一九号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内大日向荘患者厚生会長小川正男外一名）（武藤運十郎君紹介）（第一八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長足に進歩した結核医学の恩恵を受け、作業療法の段階に到達した患者が、社会復帰しても再発しないよう、完全な治療体系を確立するため、国立療養所における作業療法の内容を充実し、その期間を一年に延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
結核患者の完全なる社会復帰をはかるため前掲のごとき措置を講ずることは適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

結核回復者の職業保障に関する請願外一件（請願者　東京都北多摩郡国分寺町恋ケ窪五百六十八番地国分寺病院白鳥クラブ勝島武一外一名）（山花秀雄君紹介）（第一四七二号）、同（請願者　新潟県柏崎市大久保国立新潟療養所内患者自治体新療会長山際広外五百七十二名）（櫻井奎夫君紹介）（第一七二〇号）及び同（請願者　東京都世田谷区経沢町六百四十番地千歳寮双葉会長福島治郎外九十六名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在のわが国では結核回復者の就職はきわめて困難であり、学科試験に合格しても、X線写真によつて結核回復者であることがわかると、例外なくその門戸が閉ざされてしまうことは遺憾である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）官公庁および大企業等の健康管理の完全な職場に結核回復者を含めた身体障害者の一定比率の雇用を法的に規定すること、（二）結核回復者を含む身体障害者の雇用に対しては、源泉所得等の税金を免除すること、（三）結核回復者の職業補導施設を現存の職業補導施設に併設あるいは新設すること、（四）生業資金の貸付制度をつくること。

二、請願の議決理由
結核回復者の就職の困難なる現状にかんがみ前掲のごとき措置を講ずることは、きわめて適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

完全給食及び完全看護制度等に関する請願（請願者　東京都調布市小島町十七番地ノ一東京都患者同盟北多摩分会執行委員長高橋善之介）（山花秀雄君紹介）（第一四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在社会保険および生活保護法に基く医療扶助の医療給付における完全給食および完全看護制度は、すでに大多数の施設において実施されているが、それらの施設の多くはきわめて不完全な状態であり、患者の不安も大なるものがある。ついては、完全給食および完全看護制度の内容向上ならびに具体的規準を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

結核療養者の生活扶助費引上げに関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩六百八十番地上宮教会清瀬療園内山鳩会委員長堀井昇）（原彪君紹介）（第一四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
生活保護法による結核療養者は現在月額六百円の扶助を受けているが、これは昭和二十七年に定められたもので、その後諸物価は漸時高騰しているにもかかわらずそのまま放置されていることは遺憾である。ついては、扶助料を月額千円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の施設費増額に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内患者厚生会長小川正男外六百二十一名）（栗原俊夫君紹介）（第一五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現代医学の進歩は結核を不治の病から解放しようとしているが、結核患者がその恩恵を享受するためには、それを十分に駆使できる医療陣と、それを助ける看護陣ならびにそれらの人が持つている技術を十二分に発揮できるよう完備された設備が必要であるが、現在国立療養所の施設費がきわめて少額であるため、適切な設備ができないのみか、老朽著しい病棟の修理等もできない所が多々あることは遺憾にたえない。ついては、国立療養所の施設費を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
国立結核療養施設の実情にかんがみ、本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働　委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

未帰還者留守家族等援護法による療養者に生活費支給の請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大

日向壮内患者厚生会長小川正男外六百二十九名）（栗原俊夫君紹介）（第一五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

未帰還者留守家族等援護法による療養者の大部分は外地引揚の者が多く、終戦以来十年の長きにわたり療養を続けているが、家族の扶助はおろか、その日の療養中の必需品を買う収入さえなく、苦しい家族からの細々と送つてくる少額の金で療養を続けている現状で、これも長く続くものではなく、精神的にも経済的にも行き詰まりを生じている。ついては、未帰還者留守家族等援護法による療養者に、生活費を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

駐留軍撤退等に伴う駐留軍労務者の失業対策に関する請願（請願者　鳥取県知事遠藤茂）（足鹿覺君紹介）（第一六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県所在の米駐留軍美保航空基地は、近時駐留軍の撤退等に伴つて、労務者の失業問題が深刻になつているので、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）美保地区を特別失業地域に指定し、全額国庫負担による特別公共事業を実施すること、（二）駐留軍労務者の転職のため、資金の特別わくを設置し、自営業の積極的な助成をはかること、（三）駐留軍労務者が中小企業協同組合（企業組合）を組織して事業を営む施設に対しては、特別の補助をすること、等。

二、請願の議決理由

駐留軍労務者の失業対策は、きわめて重要な問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

インドネシア共和国等所在遺骨収集に関する請願（請願者　東京都世田谷区代田一丁目六百二十五番地濠北方面戦没者慰霊会長豊島房太郎外一名）（川崎秀二君紹介）（第一七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年ニューギニアおよび北部ボルネオ方面の遺骨収集のため格段の努力を払われたことは感謝にたえないが、いまだにモロタイ、ハルマヘラ、ニューギニア、ホルランジヤ等に戦犯者として処刑された百二十九体の遺骨が、収集されないままになつていることは遺憾であるから、これを早急に故国に迎えるとともに、昨年度の遺骨収集に漏れた濠北およびボルネオ地域には、モロタイ島やボルネオのタラカン、パリクパパン等の激戦地に戦死者が戦闘時ままの姿で放置されていることは、人道上ゆゆしきことであるから、遺骨収集が困難の場合は、少数人員の派遣または現地のわが国の外交官等による、現地慰霊のみにても実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦争犠牲者の遺骨収集は人道上の問題としても早急にこれを解決すべきであり、これがため前掲の措置を講ずることは、きわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

名古屋公共職業安定所春日井出張所昇格に関する請願（請願者　愛知県春日井市長梅村義一外一名）（赤松勇君紹介）（第一八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

春日井職業安定所は、終戦後、軍工しようの閉鎖に伴い名古屋公共職業安定所春日井出張所に切りかえられたが、昭和二十七年鳥居松工しよう跡地に王子製紙工業株式会社が進出して以来、共同羊毛株式会社、中央コンクリート株式会社等相次いで工場が進出の気運があり、工業都市としての再現に向いつつあるとき、市内新就職者、各事業所および日雇労務者等各層より、職業安定所の独立が強く要望されている。ついては、右特殊事情を勘案の上、春日井職業安定所を独立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

戦傷病者の更生及び援護に関する請願（請願者　東京都渋谷区千駄谷五丁目八百五十六番地全日本傷痍者連盟委員長佐藤豊蔵）（山崎巌君紹介）（第二〇一一号）及び同（請願者　東京都渋谷区千駄谷五丁目八百五十六番地佐藤豊蔵）（楯橋渡君紹介）（第二一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者の援護については、身体障害者福祉法があるが、現実には、なんらの保障もないばかりか、とくに戦争による障害疾病の場合は、年令、家族数、学歴等によつて、他の一般障害者に比較して就業、就職の率がきわめて低いことは遺憾である。ついては、これら障害者に職業を与えるため雇用法を制定するとともに、生業資金融資の制度を確立し、また増加恩給を増額すること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の賄費増額等に関する請願（請願者　京都府久世郡城陽町国立京都療養所日患同盟国立京都療養所分会伊藤義夫外五百七十一名）（岡本隆一君紹介）（第二一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所の賄費は、昭和二十八年当時の物価指数によつて九十六円十銭と定められているが、現在物価は上つており、九十六円十銭の賄費では二千百五カロリーしか摂取できず、また手術直後の患者には、手術食として特別に八日間平均百三十円、二百弱カロリーの献立が実施されているので、一般賄費は二千百五カロリー以下となつている。ついては、医学的に必要最低二千四百カロリーを摂取できうるよう、結核患者の国立療養所における賄費を百三十円に増額するとともに、手術患者の特別食を別途予算により計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所の賄費の現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所における長期欠勤看護婦の予備定員確保に関する請願（請願者　京都府久世郡城陽町国立京都療養所日患同盟国立京都療養所分会伊藤義夫外五百四名）（岡本隆一君紹介）（第二一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年より実施された国立療養所等の付添廃止を伴う新看護体制は、その後種々の矛盾を露呈し、看護要員の不足による重症患者の不安はとくに著しく、完全看護の実現は望み得べくもないが、加えて看護婦も過重労働や感染による結核の発病等による長期欠勤、および分べんによる産前産後の休暇等で、実質的な欠員を生じているので、看護力は著しく低下している実情である。ついては、これらの長欠者の予備定員を認め、実質的にも看護要員の定員を確保するよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所の看護要員の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に

送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

砂川町の簡易水道施設費国庫補助に関する請願（請願者　東京都北多摩郡砂川町長宮崎伝左エ門）（山花秀雄君紹介）（第二一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都北多摩郡砂川町横田基地内の排水ためによる井戸水の汚染については、関係方面に善処方を要請するとともに、同町においても、これが対策にあらゆる努力を傾注してきたが、その被害は拡大する一方である。ついては、この際簡易水道を施設したいが、地方財政窮乏の折柄、国庫補助の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は公衆衛生上、適切妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

養老年金制度制定に関する請願（請願者　東京都豊島区椎名町七丁目三千八百六十六番地福寿会長金子三子吉外千百三十五名）（第二三三一号）、同（請願者　埼玉県秩父郡小鹿野町としより倶楽部会長守屋喜元外六名）（廣川弘禪君紹介）（第二七二二号）、同（請願者　東京都新宿区戸塚町一丁目五百六十七番地溝端直造外八百五十六名）（松岡駒吉君紹介）（第二八七五号）、同（請願者　東京都世田谷区松原町四丁目百九十番地高田友助外三十六名）（廣川弘禪君紹介）（第二八八五号）及び同外二件（請願者　東京都文京区茗荷谷町五十四番地税所壮吉外五十六名）（田子一民君紹介）（第二九一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
過去半世紀の間、およそ十年ごとに繰り返された戦争のため、国家への奉仕と犠牲との大きい責任を果した高齢者達は、今次大戦の結果悲惨にも家を失い、子弟を奪われ、土地は没収され、あまつさえ経済的変調のため、その貯蓄は無くなり、法律的にもその生活は擁護されていない現状で、老衰の身には生きることの困難と悲哀とはみじめを極めている。ついては、高齢者に対し養老年金制度を確立して、一日も早く生活を保障されたいというのである。

二、請願の議決理由
社会保障制度確立の一環として、前掲の措置を講ずることは適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等の常勤労務者定員化に関する請願（請願者　東京都中野区新井町五百十四番地全日本国立医療労働組合中央執行委員長岩崎清作）（滝井義高君紹介）（第二四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立病院、療養所には、常勤労務者と呼ばれる三千百五名の職員が働いているが、これら職員は、その職務内容と責任において、なんら定員内職員と差別されるべき性質のものでないにもかかわらず、行政職職員の定員法で決められた定員との関係から、定員外におかれているため、つねに身分の不安に脅かされている。ついては、これら常勤労務員を定員化されたいというのである。

二、請願の議決理由
国立病院、療養所の常勤労務者の実情にかんがみ、本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

地方自治体営病院の整備に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第二七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近地方自治体が経営する病院は、起債元利償還の重圧により危機にひんしているので、国民医療の万全を期するため、次記諸措置を講ぜられたいというのである。
（一）病院整備国庫補助金を大幅に増額すること、（二）病院企業債を増額以上とすること、（三）病院企業の償還年限を減価償却耐用年数以上とすること、（四）病院企業債の利子は全額政府が補給すること、（五）病院付属設備、医療機械器具および大装置の整備に対しても企業債の発行を認めること。

二、請願の議決理由
国民医療の万全を期するため、前掲のごとき措置を講ずることは、きわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

高齢者養老年金法制定に関する請願（請願者　長野市北中町六十六番地松田潮之助外百五十九名）（西村彰一君紹介）（第二八二二号）、同（請願者　東京都新宿区赤城下町二十一番地三沢豊雄外七十八名）（原彪君紹介）（第二八三三号）、同（請願者　横浜市港北区南綱島二百三十九番地飯田助夫外百六十四名）（松尾トシ子君紹介）（第二八二四号）、同外一件（請願者　横浜市港北区南綱島町千百三十九番地中村忠右ェ門外百三十四名）（門司亮君紹介）（第二八二五号）、同（請願者　長野県上伊那郡伊那里村馬場孫靖外四十八名）（吉川久衛君紹介）（第二八二六号）、同（請願者　横浜市港北区南綱島町百四十一番地河野光次外二十九名）（植原悦二郎君紹介）（第二八五三号）、同（請願者　長野県上伊那郡河南村長中原光外二十八名）（吉川久衛君紹介）（第二九一一号）、同（請願者　東京都練馬区豊玉北五丁目二十五番地田中豊二外五十九名）（濱野清吾君紹介）（第三〇五二号）、同（請願者　東京都練馬区豊玉北五丁目二十四番地木原幾代外二十九名）（神近市子君紹介）（第三〇七四号）、同（請願者　東京都港区芝二本榎西町二番地望月国雄外二十九名）（松岡駒吉君紹介）（第三〇七五号）、同（請願者　東京都渋谷区元広尾町八番地北島忠雄外八十名）（淺沼稻次郎君紹介）（第三〇八〇号）、同（請願者　横浜市港北区日光本町千八百三十二番地鈴木七郎外二十九名）（岡崎英城君紹介）（第三〇九一号）、同（請願者　東京都渋谷区元広尾町十九番地原宗吉外七十名）（帆足計君紹介）（第三〇九二号）、同（請願者　東京都目黒区緑ヶ丘二千四百二十一番地時任三郎外二十九名）（千葉三郎君紹介）（第三一二二号）、同（請願者　東京都渋谷区下通二丁目十八番地田中節夫外七十七名）（花村四郎君紹介）（第三一七九号）及び同（請願者　長野県飯田市下久堅牧内正外七十九名）（中島巖君紹介）（第三二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今日大多数の国民は、それぞれ最低生活の保障を与えられているのに、老衰のため自活能力を欠く高齢者に対する保護の措置が講ぜられていないことは遺憾である。とくに敗戦後は、敬老孝養の道義はすたれ、孤独と老衰をかこつ老人も少くない。ついては、七十才以上の老人であつて恩給、年金等の生活保障を受けていない者に、高齢者養老年金一人一万五千円程度を支給するよう立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
高齢者に対して前掲の措置を講ずることは、きわめて適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

売春防止法実施に伴う所要経費増額に関する請願（請願者　山形県東置賜郡川西町上小松福島せい外一名）（上林與市郎君紹介）（第二八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
婦人の転落防止および保護更生対策を確立するため売春防止法が制定されたことは、風紀上からも人道上からもまことに当を得たもので喜びにたえないが、同法施行

に伴う諸経費については、国の補助は二分の一にすぎず、残る二分の一が赤字にあえいでいる地方財政の負担となつているので、十分な保護更生対策は実施できないものと思われる。ついては、売春防止法の完全実施を期するため、婦人相談所、婦人相談員、収容保護のための所要経費を大幅に増額するとともに、適切な財政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

売春防止と財政措置は密接なる関連を有するものであり、これがため売春防止法の目的を達成するには前掲の措置を講ずることは喫緊の要務である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

老人福祉法制定等に関する請願（請願者　東京都品川区二葉町五丁目四百三十一番地日本老友会専務理事海老根弘巌外八百七十五名）（菊池義郎君紹介）（第二八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時老齢者の数は年々増大しているが、家族制度が破壊されたため、精神的物質的にも不安な余生を送つている。国家建設の世代を経て、余生を楽しく、健康に送ることは、これら多数の老齢者の念願であり、社会保障の一環でもある。ついては、政府においては、すみやかに老人福祉法を制定するとともに、老齢年金制度を実現せられ、かつ老人クラブの組織を全国市町村に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の精神にのつとり、余生を安楽せしめるは万人の欲する所であり、これが実現のために前掲の措置を講ずることは、きわめて適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡吾平町所在の吾平山陵は、同県下三山陵の一つに数えられており、周囲一里余の鵜戸山中にあつて、鸕鷀草葺不合尊の御陵で広く周知のところで、県内外より来遊する観光客はその後を断たず、同地方唯一の風致景勝地である。ついては、吾平山陵を、昭和三十年九月一日付厚生省告示第二七四号をもつて準用区域として指定をうけている錦江湾国定公園の区域に編入され、大隅地方の観光地帯開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

結核在宅療養者の社会保障に関する請願（請願者　東京都中野区議会議長臼井岩太郎）（帆足計君紹介）（第二九一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者の自宅療養者に対する施設が必要と認められるので、次のようなんらかの措置を講ぜられたいというのである。（一）療養気小舎の貸付施設を作つて、療養施設の不足を補うこと、（二）回復者の就職あつせん機関、アフター・ケア施設を設置すること、（三）一般住民の集団検診を実施すること、（四）健康保険法の改正により長期結核療養者が、以前より負担を増加または強制せられることのないよう配慮すること。

二、請願の議決理由

結核患者の自宅療養者の実情にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは、適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

労働科学研究所の助成に関する請願（請願者　東京都世田谷区祖師谷二丁目財団法人労働科学研究所理事長松岡駒吉外二十一名）（橋本龍伍君紹介）（第二九九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

企業経営の合理化と生産性向上の必須的条件として、労働条件の適正化に資するべき労働に関する科学的な総合研究を進めるため、また科学技術振興政策の一環として、財団法人労働科学研究所の研究ならびに経営に対し、政府におかれてとくに助成の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

大雪山国立公園濃平地区の厚生省所管に関する請願（請願者　北海道河東郡上士幌町長鈴木泰助外一名）（本名武君紹介）（第三〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大雪山国立公園東山ろくに位置する濃平地区には、今般十勝川水系電源開発工事の着工により一大人造湖が出現し、この地を訪れる観光客はとみに増し、これがためこの地帯を当て込み各種業態人が殺到しているが、もとよりこの地帯は国有林地であり、国有林開放の可否は、管理官庁たる農林省系統機関となるであろうが、大雪山国立公園の将来と観光資源の保護問題とを真に考えるとき、一日も早く同地区を厚生省所管とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

駐留軍宿舎要員に労働基準法及び社会保険諸法適用に関する請願（請願者　東京都新宿区百人町三丁目二百六十三番地全駐留軍労働組合中央執行委員長市川誠）（石橋政嗣君紹介）（第三〇六九号）、同（請願者　東京都葛飾区下小松町千三百九十番地高橋重雄）（多賀谷眞稔君紹介）（第三〇七〇号）、同（請願者　東京都新宿区百人町二丁目二百六十三番地八木貞吉）（八木一男君紹介）（第三〇七一号）及び同（請願者　東京都北区稲荷西町一丁目七番地久保眞人）（五島虎雄君紹介）（第三〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍宿舎要員は、昭和二十六年七月一日以降駐留軍労務費の支出方法の変更によつて、米軍人、軍属個人による直接雇用の形態に切りかえられ、それまで適用されていた労働基準法や健康保険法、失業保険法等一切の社会保険法の適用を除外され、そのため過酷な労働を強要され、賃金引き下げは継続して行われ、疾病または負傷の場合は雇用契約を解除する等、占領下よりもなお劣悪な労働条件下におかれている。ついては、これら駐留軍宿舎要員の生活擁護保と人道的見地から、労働基準法および社会保険諸法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

戦没者遺家族国家補償範囲拡大に関する請願（請願者　三重県鈴鹿市議会議長川出精一）（徳田與吉郎君紹介）（第三一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軍人軍属戦没者遺家族援護については、一応援護費も計上され、毎年ある程度の国家補償を受けているが、徴用工員、学徒の遺家族は、終戦当時のわずかな一時金を受けたのみで冷遇されていること

は、まことに遺憾であるから、前国会の附帯決議を尊重して、徴用工員、学徒の遺家族についても、軍人、軍属と同様の援護措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

引揚者集団収容施設等改善に関する請願（請願者　三重県鈴鹿市議会議長川出精一）（徳田與吉郎君紹介）（第三一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

引揚者集団収容施設は、終戦時に緊急事態に対処して、元軍用施設または工員宿舎等を転用して設置せられたため、その規模、構造、環境等は住宅としては適正を欠き、かつ転用後十余年を経過し、老朽、破損、倒壊の危険にひんしている実情であるから、すみやかにこれらを改造せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

国民健康保険に対する国庫補助増額に関する請願（請願者　三重県鈴鹿市議会議長川出清一）（徳田與吉郎君紹介）（第三一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては、国民皆保険により、医療保障制度の充実をはかるため、今後四箇年間に国民健康保険の全国普及を企図されているが、現下地方財政の窮乏をもつてしては、その早急実施はきわめて困難な状況にある。ついては、この際国民皆保険の実を挙げるべく国庫補助を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環としての国民皆保険実現のため、前掲の措置を講ずることは、妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

薬種商の販売に関する請願（請願者　大阪市生野区勝山通り九丁目七十二番地全日本薬業連合会長中山福蔵外七十一名）（中山マサ君紹介）（第三一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年四月一日から医薬分業が実施されたが、現在薬剤師はきわめて少なく、医薬品の完全配給は困難であると考えられ、従つてこれが解決策として、医薬品の販売に関して薬種商に求むる以外にないが、現在のわが国の薬種商は一定の資格なく、単に地方庁の免許によつてその業務に従事するに過ぎず、医師、助産婦、理容美容師等の保健衛生にたずさわる者のほとんどが資格制度で、薬種商のみが現状のまま放置されているのは不合理である。ついては、指定薬品以外の医薬品販売業者の免許制度を全国共通の資格制度に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

指定薬品以外の医薬品販売業者の免許制度に関する請願（請願者　大阪市生野区勝山通り九丁目七十二番地全日本薬業連合会長中山福蔵外七十一名）（中山マサ君紹介）（第三一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

尿処理の問題は、現在各都市が直面している大きな悩みであり、これを解決するため各都市では、し尿消化そうまたはし尿貯ゆうそうの設置を計画しているが、現行清掃法ならびに施行令によれば、し尿消化そう設置に対する国庫補助率はわずかに四分の一以内に過ぎず、窮迫せる現下の市町村財政をもつてしては、その施設は望み得ない実情である。ついては、し尿消化そうまたはし尿貯ゆうそうの設置に対する国庫補助率を二分の一以上に増額するとともに、各市の負担額については、起債を認可せられたいというのである。

二、請願の議決理由

窮乏せる市町村財政にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることはきわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

簡易上水道事業の決定促進に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（小枝一雄君紹介）（第三一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

衛生思想の普及向上に伴い、簡易上水道事業は、国民生活上喫緊の急務として、その事業促進を切望するところであるが、事実はこれに反し、他の事業に比し国の最終的決定は遅れることが多く、ほとんどの事業決定が年度後半に持ち越されるため、予算上、また事業遂行上きわめて不利な実情にある。ついては、今回上水道が厚生省専管となつたのを機会に、政府は水道事業の年度内前半早期決定につき、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水道事業の円滑なる運営をはかるため、前掲のごとき措置を講ずることは、適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

下関市の社会保険診療報酬の甲地区復帰に関する請願（請願者　下関市岬之町七十九番地下関市医師会長西尾喜平治）（野澤清人君紹介）（第三一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下関市は人口的にも経済的にも、立地条件が六大都市と変らず、公務員の勤務地手当も六大都市と同一であるばかりでなく、物価高であるため医業経済はすこぶる窮迫状態にある。ついては、昭和二十三年三月より社会保険診療報酬単価が乙地区並に引き下げられた下関市を、甲地区に復帰されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨きわめて妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

社会労働委員長　藤本　捨助

衆議院議長益谷秀次殿

母子福祉に関する請願（請願者　名古屋市東区鍋屋上野町半の木愛知県母子福祉連合会長田村愛子）（加藤鐘五郎君紹介）（第三一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年度において、母子福祉資金の国庫負担率の引き上げ、生活保護の母子加算増額等の措置を見たことは、まことに感謝にたえないが、さらに母子福祉推進のため、次の施策を講ぜられたいというのである。（一）母子福祉総合法の制定、（二）母子金制度の実施促進、（三）母子家庭に対する地方税のうち、事業税の免税点引き上げと自転車税の免除、（四）母子福祉資金貸付等に関する法律の改正による生業資金ならびに事業継続資金の限度額引き上げと、修業資金の貸付期間の延長、等。

二、請願の議決理由

母子家庭の経済的自立を促進し、生活意欲の助長をはかるため前掲の措置を講ずることはきわめて妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法の最低生活費級地基準に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（小枝一雄君紹介）（第三二三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
生活保護法における最低生活費の基準は、市部が三級、町が四級、村が五級と定められているが、昭和二十九年三月一日社会局長通知により、町村合併がほとんど完了の今日も、なお従来の基準のままに据え置かれている結果、種々の不合理を生み、関係者の切なる要望もあるので、すみやかに実情に即するよう改正されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

東京都内における浮浪者の環境整備に関する請願（請願者　東京都品川区平塚町一丁目五百二十三番地日本精神作興連盟理事長東朝来外一名）（荒船清十郎君紹介）（第三二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都内には現在およそ六千名に上る環境なき浮浪者が存在し、その大部分が廃品回収に従事しているが、施設に収容しきれず、これがためには現在の建場業者の施設を逐次改造して都内に存在する浮浪者を収容する以外に方途がない。ついては、三億円の低利融資により建場業者の施設を改造して浮浪者の収容をはかり、資源の回収による国益増進にも貢献するというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、近代文化国家としてゆゆしき問題であり、これが解決は喫緊の要請である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
社会労働委員長　藤本　捨助
衆議院議長益谷秀次殿

農林水産委員会台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法制定の請願（請願者　鹿児島市山下町三十七番地鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（池田清志君紹介）（第四四号）、同（請願者　福岡県筑紫郡筑紫野町福岡県町村議会議長会長梅野佐平次）（楢橋渡君紹介）（第四五号）、同（請願者　福岡県朝倉郡杷木町議会議長七熊強）（伊藤卯四郎君紹介）（第一一〇号）、同（請願者　福岡県八幡市議会議長大坪純）（青野武一君紹介）（第一一一号）、同（請願者　福岡県早良郡早良町議会議長樋口勝七）（田原春次君紹介）（第一一二号）、同（請願者　福岡県浮羽郡吉井町議会議長弥吉順次）（稻富稜人君紹介）（第一一三号）、同（請願者　福岡県大牟田市議会議長境慧）（田中稔男君紹介）（第一一四号）、同（請願者　福岡県鞍手郡小竹町議会議長篠崎士郎）（淵上房太郎君紹介）（第一一五号）、同（請願者　福岡県糸島郡志摩村議会議長土井良文夫）（中村寅太君紹介）（第一一六号）、同（請願者　福岡県田川市議会議長山田幸四郎）（滝井義高君紹介）（第一一七号）、同（請願者　福岡県戸畑市議会議長天野志津雄）（松本七郎君紹介）（第一一八号）及び同（請願者　福岡県嘉穂郡穂波村議会議長田仲運七）（多賀谷眞稔君紹介）（第一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
九州各県等が、地勢的関係および気象上台風の常襲地帯であることは過去の実績が雄弁に物語っており、年々こうむる被害は膨大なものがあり、国土の荒廃に基く、農林水産業の沈滞は憂慮すべき段階に置かれており、このままに放置すれば九州各県等は災害により再起不能の重大局面に到達することは明らかである。ついては、台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法を制定されたいというのである。
二、請願の議決理由
年々台風等による災害の被害は、きわめて大きく、わが国経済に深刻な影響を及ぼし、なかんずく農林水産業に与える打撃は著しい。よつて、台風等の常襲地帯に対しては、災害防除の施設、特別な保護等を行い、民生の安定、農林水産業の生産力の維持発展をはかることは、妥当なるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝　一雄
衆議院議長益谷秀次殿
出雲崎漁港の災害復旧に関する請願（請願者　新潟県三島郡出雲崎町長小林謙治外二十三名）（亘四郎君外一名紹介）（第六七号）及び同（請願者　新潟県三島郡出雲崎町議会議長志田留蔵外二十三名）（鈴木善幸君紹介）（第二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十一年十二月五日越佐海峡に来襲した津浪は、海面約一丈五尺に及び、出雲崎漁港物揚場諸施設、波除堤、海岸線主要道路等を大破壊したが、これが災害復旧と民生救済の方途を講ずることは最大の急務である。ついては、出雲崎漁港の災害復旧促進のために予算を計上するとともに、早期復旧されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害復旧を促進するため、予算措置を講じすみやかなる復旧をはかり、漁業者が安心して操業ができるようにし、生産の向上と民生の安定をはかることは妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝　一雄
衆議院議長益谷秀次殿

両筑平野かんがいに関する請願（請願者　福岡県甘木市長職務代理者井上実五郎外五名）（簡牛凡夫君紹介）（第一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県甘木市、朝倉郡朝倉村、三輪村、夜須村、三井郡太刀洗町、小郡町に点在する集団畑地二千二百三十町歩および周辺の既成田約三千三百町歩の両筑平野土地改良事業のかんがい施設については、国営事業施行地区として、昭和三十年度より国が直轄調査に着手せられたことは関係農民の喜びとするところである。ついては、同事業計画をすみやかに完成するため、調査費の増額をはかられるとともに、早急着工せられるよう予算措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
農業経営の合理化、農業生産力の増強のため土地改良事業の早期完成は必要であり、本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝　一雄
衆議院議長益谷秀次殿

国営竜西農業水利改良事業促進に関する請願（請願者　長野市妻科長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一九六号）、同（請願者　長野市妻科町長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第七七九号）、同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（吉川久衛君紹介）（第七八〇号）及び同（請願者　長野県松本市中条町長野県議会議員深沢則吉）（下平正一君紹介）（第一九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県の竜西農業水利改良事業は、昭和二十三年に国営事業に採択されてから今日までにその進行率はわずか三十五パーセントに過ぎず、このまま推移するならば、完成をみるまでにはなお十数年を要し、しかも現存せる取入設備はいずれも不完全で、洪水ごとに災害を受け、また流心の変動による土砂の堆積、河床の低下によつて取入困難を来たし、渓流は流域の狭少、傾斜の急、林相の不良等と相待つて一時に出水し、またひでりの十数日に及ぶときは、たちま

ち枯渇する現状である。ついては、同工事をすみやかに完成せられるよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の合理化、農業生産力の増力のため、土地改良事業の早期完成は必要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

狩猟期間延長に関する請願（請願者　山形市旅籠町三百一番地山形県猟友会長鴨田鉄之助外一名）（松浦東介君紹介）（第二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

狩猟期間は現行法においては十一月から翌年三月十五日までとなつているが、東北地方ことに山形県のごとき積雪地帯においては、一月および二月の二箇月間は荒天粉雪のため、ほとんど出猟不可能の状態にある。しかるに狩猟期間の短縮のため近年有害鳥獣の繁殖が著しく、中でも野うさぎの山林ならびに農作物に及ぼす害は、とくにはなはだしく、三月以降の融雪期でないと、これが野うさぎの駆除はとうていできない現況であるから、現行の三月十五日までの狩猟期間を三月三十一日までに延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であり、政府において適切なる措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

国営農業水利事業促進のため特別会計設定に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北六県はほとんど、昭和三十一年度より実施されている地方財政再建促進特別措置法の適用を受けているため、土地改良事業はなはだしく制約されるから、農林省直轄をもつて実施されている国営農業水利事業ならびにその付帯県営かんがい排水事業を、地方財政再建促進特別措置法より除外するとともに、特別会計を設定し国営水利事業の促進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

特定土地改良特別会計所管に係る国営土地改良事業を拡大するとともに、地方財政再建促進特別措置法の適用を受ける地方公共団体の土地改良事業に対しては、同法から除外して、土地改良事業の実施を円滑にし、農業生産力の増強をはかる必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

岩手県下の冷害対策に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年の梅雨はきわめて長期にわたつたため、岩手県下においては七月中、下旬に至つてもち病の異常発生があり、その面積は二万五千町歩に達し、薬剤撒布に多額の資金を要した上に、八月の第九号台風以降の異常低温のため、稲の受精作用が阻害されたので、その被害はきわめて大きく、農家経済は窮迫を極めている。ついては、これが救済対策として次記の諸措置を講ぜられたいというのである。（一）冷害対策営農資金の償還の延期、（二）再生産に要する営農資金の貸付、（三）農業共済事業による保険金の速急支払、（四）生活資金確保のための救農土木事業の実施。

二、請願の議決理由

岩手県下における昨年の稲作は異常気象による被害激じんで農家は困窮に陥つているという。すみやかにこれが救済対策を講じて再生産を促すため本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

木崎地区代行千拓事業促進に関する請願（請願者　宮崎市長有馬美利外二名）（伊東岩男君紹介）（第四〇九号）及び同（請願者　宮崎市議会議長仁田脇儀一外二名）（伊東岩男君紹介）（第二六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県木崎地区代行千拓事業は、昭和二十八年度に、農林省その他各方面の支援を得て、着々工事も進み現在に至つている。ついては、農地の少ない同県における同事業の使命にかんがみ、すみやかにこれが完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

千拓事業の経済効果は特に著しく、特定土地改良工事特別会計が扱う事業の早期完成の趣旨から、本請願は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

いわし巾漁業不漁に伴う救済対策に関する請願（請願者　愛媛県宇和島市長中村純一外十九名）（井谷正吉君紹介）（第四一〇号）及び同（請願者　愛媛県宇和島市長中村純一）（越智茂君紹介）（第六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県宇和島地区漁村一帯は、いわし網漁業がその生計の八十パーセントを占めているが、本年は潮流異変のため、同漁業はまつたく不振で、五十パーセントの減収をきたし、それに台風の被害をたびたび受けたため、多数漁業者は明日の生活にも事欠く窮乏に追い込まれている。ついては、次記事項をすみやかに実現せられたいというのである。（一）農林金融公庫ならびに農林中央金庫よりの借入資金の償還期限を延長し、利子減免の措置を講ずること、（二）天災的（潮流異変）の不漁救済対策を立法化すること、（三）災害復旧事業費を増額し、残工事の繰り上げ実施を促進すること、等。

二、請願の議決理由

天災による不漁のため、漁業者の窮状緩和策として、漁業共済等の措置をとることは妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

麦類の政府売渡価格引下げに関する請願（請願者　鹿児島県川内市向田町七千二百七十二番地高見精麦工場高見庄兵）（池田清志君紹介）（第四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年産米の豊作により精麦の消費は漸減の一途をたどつているが、本年もまた豊作が予想され、精麦価格は下落し、消費量も激減し、業界はまさに崩壊の危機に直面しているが、これは最近における政府の施策が米のみに偏重し、麦食に対する適切な対策が欠けているからである。ついては、米の実効価格が大幅に下落している今日、麦価は対米価比を六十パーセント程度に置き、これを基準としてスライドし、精麦の消費者価格を一キログラム当り五十円以下に抑えるなど、麦価格を改訂し、麦食普及対策につき格別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の現在の食糧事情から、麦食普及対策につき特に考慮を払う必要があり、対米価比等を考え、精麦の消費者価格を適正に改訂する等の措置は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

食糧管理制度継続に関する請願（請願者　愛媛県宇摩郡土居町千八百六十四番地三木忠次郎外三千八百十六名）（砂田重政君紹介）（第四九九号）及び同（請

願者　愛媛県越智郡菊間町字種千五百番地渡部盛太郎）（中村時雄君紹介）（第七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年産米の豊作と食糧管理会計の赤字増大とを口実として、近時大量の外国食糧を輸入し、さらに予約完了後の自由販売ないしは間接統制への移行等、統制を崩壊せしめるような政策を行いつつあり、また麦の海外依存度を高め、国内産麦の政府買入価格を引き下げようとの動きがあることは遺憾である。ついては、食糧生産の確保と国民生活の安定を期するため、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）予約完了後の自由販売等、現行の食糧管理制度を崩壊せしめるような措置をとらないこと、（二）米穀予約売渡制度を継続すること、（三）麦価に関する食糧管理法の改訂を行わないこと。

二、請願の議決理由

食糧生産の確保と国民生活の安定を期することは、わが国食糧事情の現状から妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

米の統制撤廃反対に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（山中貞則君紹介）（第五〇〇号）、同（請願者　鹿児島市議会議長牛飼市助）（有馬輝武君紹介）（第二五二四号）、同（請願者　鹿児島県出水市議会事務局長田島清俊外一名）（池田清志君紹介）（第二八八七号）及び同（請願者　鹿児島県出水市議会議長武宮友輔）（中馬辰猪君紹介）（第二八八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は米の直接統制を間接統制へ移行する意図を発表されたが、これは統制撤廃の前兆であり、農家経済に影響するところは、まことに大である。ついては、米の統制撤廃に反対するというのである。

二、請願の議決理由

わが国経済の現状から、米の直接統制から間接統制への移行を反対し、米の直接統制を続けることは妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

町村合併に伴う国有林野払下げ促進に関する請願（請願者　福島県町村議会議長会長渡辺酉尾）（粟山博君紹介）（第五〇一号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第五〇二号）、同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六七三号）及び同（請願者　静岡県熱海市議会事務局長板倉包二外一名）（徳田與吉郎君紹介）（第二四二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新市町村建設促進法第二十五条（町村合併促進法第十七条）により、新町村に対し基本財産造成のため国有林野の払い下げを受けることができることになつており、新町村においては、それぞれ手続きを行つたが、実際に払い下げを受けた町村は少数町村に過ぎない実情である。ついては、新町村基本財産造成のため、国有林野の払い下げを積極的に促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、新市町村の建設及びその基本財産の造成のため妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

未点灯部落点灯工事費の国庫補助増額に関する請願（請願者　福島県市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長渡辺酉尾）（粟山博君紹介）（第五七一号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿児町御前内五十八番地福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第五七二号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在未点灯となつている部落は、主として辺地帯に多く、かつ住家が点在しているため、点灯工事費も膨大なる経費を要するので、依然として文化面より見離され、暗い生活を送らなければならない実情であつて、国民の文化、厚生の見地よりしても、おろそかにすることのできない社会問題である。ついては、未点灯部落の点灯工事費に対する国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

今なお、文化、厚生の点においても、恵まれざる辺境の未点灯部落解消のため本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は岩手県岩手郡雫石町地内極楽野開拓地と駒木野開拓地とを結ぶ路線中、葛根田川に架橋してある高橋は、岩手山ろく開墾事業区間の幹線道路にかかる重要橋であるが、腐朽はなはだしく交通上きわめて大なる支障を感じている。ついては、高橋の架けかえ工事を農林省岩手山ろく国営開墾事業の一環として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓地の営農振興のため妥当なるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

岩手山ろく開拓道路中高橋の架替えに関する請願（請願者　岩手県岩手郡雫石町長上野君平外一名）（山本猛夫君紹介）（第五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡雫石町地内極楽野開拓地と駒木野開拓地とを結ぶ路線中、葛根田川に架橋してある高橋は、岩手山ろく開墾事業区間の幹線道路にかかる重要橋であるが、腐朽はなはだしく交通上きわめて大なる支障を感じている。ついては、高橋の架けかえ工事を農林省岩手山ろく国営開墾事業の一環として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓地の営農振興のため妥当なるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

農業改良資金及び自作農維持創設資金融資額拡充等に関する請願（請願者　長野県上田市前田町上小地方事務所宮原栄吉外一名）（松平忠久君紹介）（第六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近代的農業経営には、技術改善と生産施設の整備充足が重要なことであるが、農業改良資金助成法による融資額ははなはだ少額なるため、農家の要望に答え得ず、加えて貸付金利は高率であるため、農業生産のごとき利潤回収が低位にして遅い産業においては、その利用が疎遠となるので、技術導入資金の融資額を拡充するとともに、施設資金の貸付金利は年五分以下とし、据え置き期間および償還期限を延長せられたい。また自作農の経営安定とその向上のため、自作農維持創設資金融通法による融資額の拡充と資付金利の低減をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の近代的合理化としては、技術の改善、施設の整備等が重要であつて、これを普及徹底させるには農業改良資金の融資わくの拡充と貸付条件の緩和をはかる必要がある。また自作農の経営安定のためにもこれが所要資金について同様の措置が望ましい。従て本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

地下潤漁港のしゅんせつ実施に関する請願（請願者　石川県羽咋郡富来町長浜辺平七郎外一名）（南好雄君紹介）（第七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二種漁港地下の潤港のしゅんせつは十数年以来施行されていないため、毎年漁船の被害は続出し、荷揚場への接岸もできず、収容能率は半減している現況で、とくに昨年の九号台風には港内の水位が浅いため漁船の災害はじん大

なものがあつた。ついては、昭和三十一年度において町予算約五百万円が組まれておるが、国庫補助交付の見込がたたないため、いまだに着工の運びに至つていないから、昭和三十二年度の防災事業として、第二種漁港地下の澗港のしゆんせつが実現できるよう国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本漁港は、漁港整備計画により修築事業が既に完成されている漁港であるが、港内の水位が浅く十分漁港の使命を果していないため、防災事業としてしゆんせつ工事を実施せられたいとする本請願の趣旨は適切である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

富来漁港の修築工事促進に関する請願（請願者　石川県羽咋郡富来町長浜辺半七郎外一名）（南好雄君紹介）（第七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県羽咋郡富来町所在第四種漁港富来港は、能登外浦唯一の避難港として重要性がますます高まつているが、施設がきわめて不完全で、加うるに昨年の第九号台風により、防波堤その他の施設に大なる損害を与え、また近時漁船の大型化に伴い、その避難港としての施設もこれに対応する必要がある。ついては、出漁船の安全と避難港としての使命を全うするため、富来漁港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

この漁港は、現在修築事業に着手しているものであるが、避難港としての使命を全うするためすみやかに修築事業を完成することは重要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

積雪寒冷地帯農業振興促進に関する請願（請願者　鳥取市東町公舎遠藤茂）（足鹿覺君紹介）（第八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の施行期限が五箇年延長となつたことは、喜びにたえないが、最近食糧増産政策の停滞、米価ならびに早場米奨励金の引き下げ、補助政策の弱化、新農村建設事業の推進等の影響により、同法の趣旨である後進地帯農業振興の諸施策が後退しつつあるかに見受けられる。ついては、積雪寒冷単作地帯農業振興対策をますます強化し、同地帯農民の福祉増進のための諸施策を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

自然条件に恵まれざる積雪寒冷単作地帯の農業振興に対しては特に助成に意を用いる必要がある。従つて本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

中海干拓計画調査促進に関する請願（請願者　鳥取県米子市加茂町二番地ノ三鳥取県中海干拓調査促進協議会会長野坂寛治外一名）（足鹿覺君紹介）（第八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年以来農林省の直轄をもつて調査中の中海干拓計画は、鳥取、島根両県民が山陰地方の後進性打開のための絶好の事業として待望しているところであるから、昭和三十二年度においては、二千七百五十万円の予算を計上し、なお現地に調査事務所を開設して、計画の進行を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

第二十六回国会において成立した土地改良法の一部を改正する法律ならびに特定土地改良工事特別会計法において、特に経済効果の著しい国営干拓事業は、すべて、特別会計により扱うこととなつた。従つて、これらの法律の趣旨にかんがみ、本請願は、時宜に適する妥当なるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

酒及び砂糖の農家特配に関する請願（請願者　岡山県勝田郡勝央町勝間田百八十七番地井並徳太郎）（小枝一雄君紹介）（第八二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農家は四季を通じ無休無制限に昼夜兼行で労働に従事し、国の生産の一部門を担つているが、年金制度も恩給の恩恵もなく、一生汗とあぶらで毎日を送り、まことにみじめな境遇に置かれている。ついては、田植時と秋の取穫時には、農家一戸当り三升の免税酒を特配し、また婦女子には無税の砂糖三斤を特別に配給されたいというのである。

二、請願の議決理由

四季を通じ、農業生産に精進する農家の労に報いるため、田植時と秋の取穫期に、農家に免税酒を特配し、また婦女子には無税の砂糖を特配するようせられたいとの本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

長期農業政策確立等に関する請願（請願者　千葉市本千葉町五十九番地千葉県農業協同組合中央会長実川清之）（吉川兼光君紹介）（第八三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一昨年、昨年と二箇年連続して豊作であつたが、内外の諸情勢は農業経営に楽観を許さないものがあるから、次記事項に対し善処されたいというのである。（一）長期農業政策を確立すること、（二）米穀予約売渡制度を存続すること、（三）甘しよでん粉対策を確立すること、（四）農業および農協に対する課税の適正化をはかること、（五）農村有線放送の健全な発達をはかること。

二、請願の議決理由

常に変転する内外の諸情勢の間に処して農業経営の安全をはかるための諸施策を講ぜられたいという本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

農薬による水産関係被害救済に関する請願（請願者　佐賀市水ケ江町佐賀県有明海漁業協同組合連合会長理事田中善内外十名）（井手以誠君紹介）（第八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

有明海における農薬による被害の打撃と、新分野開拓に伴う犠牲はきわめて大きく、零細な漁民のとうていたえ切れない重荷となつているから、次記事項について特別の配慮をされたいというのである。（一）有害農薬の使用を禁止し、無害の新農薬の考案、生産を実現すること、（二）すでに発生した被害について損害補償の道を講ずること、（三）農薬被害防止に関する恒久策を確立すること、（四）有明海漁業対策費について次の各号の措置をとること、1、三十一年度既定予算の耕耘整地費補助金一千二百万円の不要額を種苗施設費補助金に振りかえて交付すること、2、有明海の減産状態にかんがみ有明海漁業対策費の予算措置はこれを恒久化すること、等。

二、請願の議決理由

近時農薬の進歩に伴い、漁業に与える被害防止に万全の措置を合せ講ずるとともに被害漁業対策を積極的にはかることは適切である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円（但し良質紙二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）二一一一（代表）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十二年五月十九日

○第二十六回国会　衆議院会議録追録（二）（その二）

農地法の厳正施行等に関する請願（請願者　高松市御厩町百三十番地の二大島佐市外三百九十九名）（紹介議員成田知巳君）（第九九八号）、同外七件（請願者　高松市屋島西町千三百七十三番地中村時宗外九百七十一名）（紹介議員成田知巳君）（第一〇二七号）、同（請願者　香川県仲多度郡象郷村氏家与平太外二百二十名）（紹介議員田万廣文君）（第一一一〇号）及び同外十五件（請願者　香川県綾歌郡飯山町真時五百四十二ノ一番地兼田芳行外二千二百七十六名）（紹介議員加藤常太郎君）（第一九〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高松市相紙地区内の地主団体は、全国農業再建協同組合連合会代表者天野次太郎氏に委任して、昭和三十二年一月二十六日に高松市相紙地区農業委員会に対して、同地区内の小作農地の取り上げを申請したが、同団体は、その外解放農地の返還訴訟、現行農地法の改悪運動などを企図し、最終的には旧地主制度の復元をねらっているものであり、農村の民主化に逆行するものである。ついては、このような運動が一部に行われつつある実情にかんがみ、政府は現行農地法を厳正に施行して、農民の耕作権と生活の安定とをはかるよう、適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

過去二、三年来各地に農地法を無視した地主団体の指導による小作地の集団的取上問題が発生し、昭和三十一年六月本委員会は「農地改革の成果の保持に関する決議」を行い、不当な小作地取上げに対し、政府の適切な措置と、関係者の注意を喚起し、更に同年十月香川県下に委員派遣を行つて現地調査を行い、右の決議を確認したのであるが、その後においても引続き地主団体による小作地の取上げが行われていることはきわめて遺憾である。政府は、この際、農地法の厳正施行による適切なる措置を早急に講じ、耕作者の地位と農家経営の安定をはかるべきであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

西野、濁河温泉周奥地林道開さくに関する請願（請願者　長野県西筑摩郡福島町長佐藤誠一外六名）（植原悦二郎君外一名紹介）（第一〇二五号）及び同（請願者　長野県西筑摩郡開田村藤田登外一名）（植原悦二郎君紹介）（第一一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木曾御岳山の中腹および山ろく一帯は、国有林を主とするうつそうたる原始林におおわれ、そこに産する木曾ひのき、さわらは天下の良材として知られ、また同山への信仰登山者は逐年増加し、いまや数万を数えるに至つている。ついては、これら林産、観光等の資源開発のため、長野県西筑摩郡開田村大字西野より、御岳山六合目濁河温泉まで、奥地林道を開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、林業経営の安定、拡充のため至当である。よつて、すみやかに適切なる措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

小作地取上げ問題に関する請願（請願者　香川県木田郡三木町氷上地区農業委員会長藤川繁一）（成田知巳君紹介）（第一〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地改革によつて、わが国の農村が民主化されたことは喜びにたえないが、昭和三十一年三月には香川県木田郡下において、地主の不法な土地取り上げ申請が農業委員会に提出され、地主団体の農業委員会強迫事件をはじめ、近時農村においては民主化に逆行するこれらの問題が各地におこつていることは遺憾である。ついては、耕作農民の生活手段を不当に掠奪し、日本農政を後退破壊せしめんとする土地取り上げ運動に、適切なる処置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農地法の厳正施行によつて農地改革の成果を維持し、耕作者の地位を安定せしめるため、妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

抑留船員に対する見舞金等に関する請願（請願者　鹿児島市山下町日韓漁業対策鹿児島県地方本部委員長中村喜徳外一件）（池田清志君紹介）（第一一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

韓国抑留船員の問題は人道上ゆるがせにできないから、早期帰還の実現、差入金の支給をはかるとともに、留守家族に対する援護措置をも確立しなければならないが、現在水産庁において検討されている支給案としては、見舞金として給与保険に加入していない鹿児島県の場合月一万円で、七月より十二月までの六箇月分となつているが、この十月釜山収容所より死の脱出を決行した第十二共進丸抑留船員中村豊氏に対する分が考慮されていないのは遺憾であるから、抑留期間四箇月分の見舞金として四万円を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在までの抑留船員対策としては、一定の時を限つてその時現在の抑留者につき見舞金措置がとられて来たが実情に即して措置されたいという請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

豊富村第七幹線第一支線排水こう拡張に関する請願（請願者　北海道天塩郡豊富村長相馬惣三郎外二名）（労賀貢君紹介）（第一一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村第七幹線第一支線排水流域は、泥炭のため、地盤の沈下等による断面の不足と、上流部落の開墾とにより、融雪期および豪雨時には出水をおこすため、農道設置、作物の生育等はきわめて困難な実情である。ついては、福永、西豊富、豊富開拓地を包含した一貫排水こう拡張工事を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由

経済効果のきわめて大きい土地改良事業の実施によつて、農業経営の合理化、農業生産力の増強がもたらされるから、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

消費者米価値上げ及び統制撤廃反対等に関する請願（請願者　長野市県町労働評議会事務局長清水勇外三十二名）（西村彰一君紹介）（第一三二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民食糧の安定をはかり、農業の生産性を高めるためにも、食糧需給の適切なる運用が望まれるが、政府の食糧政策を思うとき、依然として国民の不安を増大させる要因を持ち、いくたの問題を蔵しているから、この際食糧管理の赤字のしわ寄せを国民に強いることなく、適切なる二重価格制を維持し、国民生活の安定を守るため、次の事項の実現を要望するというのである。（一）予約米に対する減税措置を継続すること、（二）米の基本配給を二十日間分に増配すること、（三）食糧の統制撤廃を前提とするいかなる方策をもとらないこと、（四）消費者米価を値上げしないこと、（五）生産者米価を値下げせざること。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、農業生産力の向上と国民生活の安定の上から食糧需給の適切なる運用をはかることは、妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

名木沢開拓地揚水路事業促進に関する請願（請願者　山形県北村山郡尾花沢町長竹中清三郎外一名）（松澤雄藏君紹介）（第一四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県北村山郡尾花沢町より約十二キロの地に位する名木沢開拓地は、最上川曲折地区内で、東村山郡東金井より分村引揚者の入植地で、日夜開墾事業に努力しているが、水田五十町歩開拓計画に伴う揚水工事は、その一部を完成し、水路も当初計画二千六百五十七メートルの内昭和三十一年度現在に二千九百九メートル完成したが、残り七百四十八メートルは未完成のままになつている。ついては、未完の七百四十八メートルの水路を昭和三十二年度において建設事業として施行せられ、水田五十町歩計画の翔永を容易ならしめ、開拓者生計の安定をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
開拓地の営農振興のため妥当なるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

毒沢開拓道路建設工事促進に関する請願（請願者　山形県北村山郡尾花沢町長竹中清三郎外一名）（松澤雄藏君紹介）（第一四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県北村山郡尾花沢町より約十四キロ離れた毒沢部落から、さらに約四キロ隔てた高地にある毒沢開拓地は、きわめて交通不便であるので、昭和二十九年度より開拓道路の建設工事に着手したが、そのうち千三百三十五メートルを残したままとなつているため、せつかくの道路も中途で断ち切られてその利用ができない状態となつている。ついては、三十二年度において、残りの開拓道路をすみやかに建設されたいというのである。

二、請願の議決理由
開拓地の営農振興のため妥当なるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

紅内銀山開拓道路建設に関する請願（請願者　山形県北村山郡尾花沢町長竹中清三郎外一名）（松澤雄藏君紹介）（第一四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
紅内銀山開拓道路は、山形県北村山郡大字鶯子字紅内より大字銀山新畑に通ずる主要幹線道路であるが、同道路が完成されれば、開拓地の営農確立はもちろん、御所山を背景とする資源の開発として重要かつ有意義なるものにして、効果すこぶる大なるものと確信される。ついては、紅内銀山開拓道路建設事業二千三百九十六メートルを、昭和三十二年度建設事業として完成せられ、同地区の開拓促進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
開拓地の営農振興のため妥当なるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

枕崎漁港修築事業促進に関する請願（請願者　鹿児島県枕崎市長　福崎静雄外五名）（原捨思君外三名紹介）（第一六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国南方漁業の根拠地であり、かつ同漁場開拓上の重要港である、第三種漁港としての枕崎港修築事業のすみやかな完成を見るよう、予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
漁港修築事業をすみやかに完成しその機能を十分果すことは、産業振興上の基本であり適切なことである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

韓国抑留船員の救済等に関する請願（請願者　福岡市議会議長井上政雄外一名）（第一八三二号）、同（請願者　長崎市議会議長脇山寛外一名）（田口長治郎君外二名紹介）（第一八三三号）、同（請願者　島根県浜田市長小川孝裕外一名）（第一八三四号）、同（請願者　福岡県戸畑市議会議長天野志津雄外一名）（第一八三五号）、同（請願者　佐賀県唐津市長金子道雄外一名）（保利茂君紹介）（第一八三六号）、同（請願者　長崎県佐世保市長山中辰四郎外一名）（白濱仁吉君外三名紹介）（第一九四三号）、同（請願者　鹿児島県枕崎市長福崎静雄外一名）（赤路友藏君紹介）（第一九七九号）、同（請願者　鹿児島県串木野市長平瀬実武外一名）（有馬輝武君紹介）（第一九八〇号）、同（請願者　山口県下関市長福田泰三外一名）（今澄勇君紹介）（第一九八一号）、同外一件（請願者　山口県萩市長山下誠一外一名）（田中龍夫君紹介）（第二〇〇八号）、同（請願者　福岡県門司市広石柳田株太郎）（有馬英治君紹介）（第二一四九号）、同（請願者　福岡県戸畑市長白木正元外二十五名）（有馬輝武君紹介）（第二五二三号）、同（請願者　島根県浜田市元浜町二百三十番地日韓漁業対策島根県地方本部委員長宰崎勝造外一万千九百八十二名）（山本利壽君紹介）（第三一一七号）、同（請願者　鹿児島県串木野市羽島羽島漁業協同組合長代理理事上野助市）（池田清志君紹介）（第三一八一号）及び同（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（星島二郎君紹介）（第三二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
韓国政府は武力をもつて日本漁船二百三十九隻、乗組員三千七十六名を不法だ捕したが、現在なお百三十六隻の漁船と九百四十二名に上る漁船々員を抑留して、日本漁業界に潰滅的打撃を与えていることはきわめて遺憾である。ついては、すみやかに次記諸項を実現せられたいというのである。（一）抑留船員九百四十二名の即時送還を期すること、（二）漁業の安全操業を確保するため、巡視船および監視船の配備強化をはかること、（三）抑留船員留守家族の救済措置を講ずること、（四）だ捕、抑留によつてこうむつた漁船ならびに船員の損害については、全額国庫補償とすること、（五）抑留船員に対する救援物資の完全送付を期するため、差入船を早急に配船すること。

二、請願の議決理由
日韓漁業問題を解決し漁業の安全操業を確保することは緊急を要する問題であり、本請願の趣旨は適切である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

養鶏飼料の供給確保に関する請願（請願者　東京都千代田区神田駿河台一丁目六番地社団法人日本養鶏協会長伊藤轍吉）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一八五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国栄養食糧問題の解決ならびに農家経済の向上安定のため、養鶏のになう使命はきわめて重大であるが、養鶏振興の成否は、生産原価の七十パーセントに当る飼料の供給確保と、価格の安定が絶対条件であるから、次記事項の実現をはかられたいというのである。（一）飼料輸入予算をもつて経済的に飼料の最大量を獲得するため、大豆の輸入資金をできるだけ豆かす輸入に振りかえるとともに、低質麦その他割安なふすま、代用飼料を最大限に輸入すること、（二）飼料価格を低く安定せしめるため、輸入飼料の売渡し価格の規準は、国内畜産の実情と国際相場を勘案し、なるべく低位に定めるとともに、飼料用麦類払下げ価格はふすまに代用できる価格とすること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、養鶏振興の上から飼料の供給確保と、価格の安定は絶対条件である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産　委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

鶏卵肉価格安定に関する請願（請願者　東京都千代田区神田駿河台一丁目六番地社団法人日本養鶏協会長伊藤轍吉）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の養鶏行政については、戦後なんらの施策も講ぜられていないため、鶏卵、鶏肉の価格はなはだしい騰落を繰り返し、養鶏業の経営もきわめて不安定なものとなつている。ついては、その需給を調整し、価格を安定せしめるため、次記事項を実現せられたいというのである。（一）政府の指示により価格安定策を実施し得る機関を設け、これに必要な資金の融資および助成、損失補償等の制度を設けること、（二）加工利用の研究推進、消費宣伝、海外市場の調査および輸出の促進をはかること、（三）鶏卵肉の品質、荷造の改善および規格の統一等、消費、流通面の改善施策を講ずること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、わが国栄養食糧問題の解決ならびに零細農家の経営安定を図る上から至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産　委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

大口市の官行造林地払下げに関する請願（請願者　鹿児島県大口市長森田盛之助外一名）（中馬辰猪君紹介）（第一八五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大口市基本財産たる市有林の復興をはかり、財政力の基礎を確立するため、官行造林地の一部または全部を、官行造林法施行令第十二条および第十三条により契約を解除して国の持分五分を市に払い下げられたい。もしそれが不可能の場合は、官行造林地施行計画に基く間伐、主伐を実施するについて、国の持分五分を予算決算会計令第七章第四節随意契約第九十六条第二十二項に基く国有林野処分要領一項ならびに二項により、同市に随契により払い下げるほか、施業計画に定められた伐期令に違している主伐を繰り上げ実施する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、市町村の建設及び基本財産の造成のため、政府において十分考慮し適切な措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産　委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

米の基本配給日数増加に関する請願（請願者　名古屋市昭和区鶴舞町愛知県地方労働組合評議会議長寺門博）（横山利秋君紹介）（第一九一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

連続二年の稲作の豊況により、希望配給が漸増され、実質的増配を見たが、反面、基本配給の日数減は、配給価格の高価なる希望配給、やみ米への依存を余儀なくされ、家庭経済の脅威を招いている。ついては、米の基本配給日数を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在のわが国の食糧事情から、米の基本配給日数を増加することは、国民生活の安定の上において妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産　委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

栃木県立農業試験場南河内分場にビール麦育種試験地併設の請願（請願者　宇都宮市塙田町五百二十九番地栃木県麦酒麦耕作組合連合会長坪山徳弥）（小平久雄君紹介）（第一九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

将来の麦類の需要減等の見通しから、ここ数年来ビール麦の栽培を希望する農家が激増しているが、ビール麦は相当永い年月にわたり作られておりながら、あまり改良されておらず、また試験研究施設にも見るべきものがない。ついては、ビール麦は農家の重要換金作物であるばかりでなく、政府にとつても、ビール税として多額の税収入が見込まれるものであるから、栃木県立農業試験場南河内分場にビール麦育種試験地を併設されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済並びに国家財政上将来性が大なるにもかかわらずビール麦の改良は未だ等閑に付されている現状にかんがみ、育種試験地を設けられたいという本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産　委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

三陸沿岸の波浪被害蛎業者救援に関する請願（請願者　宮城県知事大沼康外一名）（愛知揆一君紹介）（第二〇九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年二月七日から四日間にわたつて三陸沿岸一帯を襲つた強風は、地域沿岸の養殖および定置漁業等の水産業関係に大なる被害を及ぼし、その被害総額は二億一千二百万円余に上つたが、同地域は昭和三十年十二月にも同様な被害を受け、目下災害復旧に努力中であつたので、沿岸漁民の物心両面にわたる打撃は言語に絶するものがある実情である。ついては、次記事項につき特段の措置を講ぜられたいというのである。（一）今次災害に「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」を適用して、天災の指定にかかわる政令を公布すること、（二）「昭和三十年十二月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令」に基く融通資金の第一回返済期は、本年四月一日となつているが、据え置き期間をさらに一箇年延長すること。

二、請願の議決理由

累年災害漁業者に対し、法律の定める範囲内において、融資償還期限の延長等の措置を講じ、災害復旧を促進せんとすることは漁業経営安定のため妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産　委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

乳牛貸付指定に関する請願（請願者　栃木県芳賀郡茂木町字鮎田佐藤武外六名）（山口好一君紹介）（第二一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県芳賀郡茂木町字鮎田は、文字通りの貧農部落で、乳牛の導

入以外に荒廃にひとしい郷土再建の道はないが、幸い農林省の新年度事業として、北海道ほか二十五県の寒冷地中小農家二十戸以上の農家群を単位として、乳牛を無料で貸し付け、経営の改善を期すべき予算が編成されたことを新聞報道で聞き、部落民一同死中に生を求めた感じで、これが恩恵に浴することを、切望している。ついては、実質的寒冷地である同鮎田部落を、新年度乳牛貸付計画部落に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、寒冷地における経営条件にめぐまれない農家の経済の安定のため考慮すべき必要があると。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願（請願者滋賀県議会議長船野長人）（草野一郎平君紹介）（第二三七九号）及び同（請願者熊本県議会議長瀬口龍之介）（坂田道太君紹介）（第二五二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業県と称される府県にあつては、農業者よりの税収入はきわめて少額なるにかかわらず、農業振興施策のための経費はすこぶる多額を要し、これが窮迫せる府県財政への圧迫ははなはだしく、農業県赤字の誘因をなしているが、政府はこれが対策を講ぜず、これがため農業振興対策費は年々漸減の傾向にあり、食糧対策上憂うべきものがある。ついては、米の政府売渡数量に応じて特別奨励金を交付する制度を創設されたいというのである。

二、請願の議決理由

米の政府売渡数量に応じて特別奨励金を交付する制度を創設し、農業県と称される府県の農業振興対策をはかろうとする本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

北洋さけます漁業の完全操業に関する請願（請願者福島県議会議長長渡辺鉄太郎）（助川良平君紹介）（第二四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北洋におけるさけ、ます漁業は、福島県水産界の興廃を制する最大の関心事であるが、目下開催中の日ソ漁業委員会においては、大幅の漁獲制限措置が提案されているよしで、かくては、同県水産業は壊滅することになり、まことに憂慮にたえない。ついては、最大限の漁獲量を確保するため、次の事項を実現されたいというのである。（一）総漁獲量十八万トンを絶対確保すること、（二）総漁獲量の決定を見た場合、その他の規制措置は、二重の制限であるから、附属書の規制措置を撤廃すること、等。

二、請願の議決理由

第一回日ソ漁業委員会においては、総漁獲量その他の決定を見ているが、将来において本請願の主旨により漁業の発展をはかることは望ましいことである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

和田沼国有地売渡措置適正化に関する請願外一件（請願者千葉県柏市花の井千百三十一番地吉田定次外一名）（吉川兼光君紹介）（第二四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東利根土地改良区花の井地区和田沼国有地の売渡しについての千葉県当局の措置はきわめて適正を欠き、単に耕作していることをもつて売渡すようであるが、もしこれが実現するならば、農業委員会も県開拓課も、または農林省も、農地法も不必要なことになり、そこには強い者だけが職務を利用して、特定の人達に利益をもたらす結果が残るだけである。ついては、これらの実態について調査の上、適正なる売渡措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良事業によつて造成される農地については、農地法並びに土地改良法によつて、適正なる管理処分を行うべきことを規定しているが、本請願の案件のように不適当な事実があるとすればきわめて遺憾であるから、可及的すみやかにその実態を調査し、適正なる措置を講ずべきであると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

農産物の価格安定に関する請願（請願者　長野市県町県庁内長野県農業会議会長松本三男）（小坂善太郎君紹介）（第二五五〇号）及び同（請願者　長野県諏訪市農業委員長藤森寿太郎外一名）（原茂君紹介）（第二六八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農産物の価格が不安定のため、農家の生産計画は無計画にひとしい結果となり、農家経済は農外収入に依存する比重がますます多くなつて、農業生産力の発展を阻害している。ついては、早急に農産物価格安定制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定をはかり、農業生産力の発展を企図するため、早急に農産物価格安定制度を確立することは妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

自作農維持創設資金制度の拡充強化に関する請願（請願者　長野市県町県庁内長野県農業会議会長松本三男）（小坂善太郎君紹介）（第二五一号）及び同（請願者　長野県諏訪市農業委員長藤森寿太郎外一名）（原茂君紹介）（第二六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地改革の成果の維持育成については、常に政府の強力な施策が要請されるところであるが、最近の経済状勢から農家経済はいつそう零細化され、農家経済も窮迫の一途をたどりつつあるため、自作農維持創設資金融通制度に期待するところきわめて大なるものがある。ついては同制度をいつそう拡充強化し、もつて自作農の維持育成に万全を期するため、次記事項をすみやかに実現されたいというのである。（一）自作農維持創設資金融資額を最低百億円程度まで増額すること、（二）同資金借入のあつせんならびに償還の円滑化と確実とを期するため、自作農組合法を制定すること、（三）小作地の自作化促進のため、小作地の取得資金は無利子で融資すること。

二、請願の議決理由

農地改革の成果を維持し、あわせて農家経営の安定を期するために妥当なるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

新農山漁村建設総合対策に関する請願（請願者　長野市県町県庁内長野県農業会議会長松本三男）（小坂善太郎君紹介）（第二五五二号）及び同（請願者　長野県諏訪市農業委員長藤森寿太郎外一名）（原茂君紹介）（第二六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農山漁民の自主的な総意に基く、適地適産を基調とした新農山漁村建設事業は、農山漁村建設総合対策要綱により実施されているが、この制度では全農村漁業地域の振興計画を完全に実施する上にきわめて不安を伴うので、次記事項の実現をはかられたいというのである。（一）新農山漁村建設総合対策の法制化、（二）新農山漁村建設総合対策予算の増額、（三）農山

漁村振興特別助成事業実施基準の緩和。

二、請願の議決理由

新農山漁村建設事業を全地域に及ぼして完全に実施しその振興をはからんとする本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

農地転用基準の確立強化に関する請願（請願者　長野市県町県庁内長野県農業会議会長松本三男）（小坂善太郎君紹介）（第二五五三号）、同（請願者　長野市長野県農業会議所内小松益美）（吉川久衛君紹介）（第二五五四号）及び同（請願者　長野県野沢市農業委員長藤森寿太郎外一名）（原茂君紹介）（第二六九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地の壊廃は最近とくに多く、政府においても、農地壊廃については、一定地域を限り、統制を実施せんとする実情にあるが、現行法においては、これが不備のため、美田良畑が手放しの状態で壊廃され、農業生産力の増強に大影響をきたしている。ついては、次の諸点を法制化されたいというのである。（一）政府の企図する地域別統制基準の設定は、全市町村に実施すること、（二）無断壊廃については、原状に回復せしめること、（三）創設農地の壊廃については、創設農地の売渡時価と壊廃による売買時価との差額を国庫に納入せしめ、これを生産増強の経費に充当すること。

二、請願の議決理由

土地改良事業、開拓等によつて造成される農地に多額の国費等を投下している現状にかかわらず、最近特に熟田畑が宅地、工場等に壊廃されており、農家経営並びに農業生産力の増強に重大な影響を与えている。なかんずく、都市周辺においては、無計画、無秩序に無断壊廃が拡大しており、農地法の軽用許可制限が犯されている実情にかんがみ、優良農地を保護するよう強力な壊廃防止対策を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

甘しよ切干価格維持対策に関する請願（請願者　長崎県南高来郡南串山村長竹下重次郎外十七名）（馬場元治君紹介）（第二六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに発表された甘しよ切干の政府指示価格は、生甘しよ十貫当り二百六十円で、昭和二十九年までの価格より二十円引き下げられているが、需給関係によつて直ちに生産者価格が高下することは畑作農民の生活の安定を欠くもので遺憾にたえない。ついては、畑作農産物、とくに甘しよ切干については安定した価格を維持しうるよう適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

畑作農民の生活の安定をはかるため、畑作農産物とくに甘しよ切干について安定した価格を維持しうるよう適切なる措置をせられたいとの本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

北太平洋のおつとせい保存に関する暫定条約締結に伴う関連漁業措置に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会において、北太平洋のおつとせい保存に関する暫定条約が批准される模様であるが、岩手県沿岸には、前記暫定条約に関連の深い、いるか猟獲漁船が多数あり、国際信義の面から、条約の完全実施が期待されている現在、このまま放置できない実情にある。ついては、これらいるか猟獲のおつとせい関連漁船ならびに漁業者に対し、各般にわたるすみやかな措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願にある地方は、毎年災害の発生するということもあり、沿岸漁業の窮状と思い合わせすみやかに被害対策を樹立し実施することは適切な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

岩手県下漁港施設等の暴風浪被害対策に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年二月七日から三日間にわたつて岩手県沿岸を襲つた暴風雪と高潮は、沿岸一帯にわたつて漁業施設および漁港施設に約一億三千万円の被害を与えた。しかるに三月八日から四日間にわたつて再び暴風浪および小津波が襲い、その被害は約四億円に上り、加えて沿岸水産業の被害もきわめて大きく、漁民の物心両面にわたる打撃は言語に絶するものがある実情である。ついては、適切な被害対策をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願にある地方は、毎年災害の発生するということもあり、沿岸漁業の窮状と思い合わせすみやかに被害対策を樹立し実施することは適切な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

菱太良土地改良区連合の県営事業促進に関する請願（請願者　鹿児島県伊佐郡菱刈町長松崎忠外四名）（中馬辰猪君紹介）（第二七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県伊佐郡下の菱刈および太良新田両土地改良区を管理する菱刈新田こう（溝）、太良新田こう（溝）は、水田約六百町歩をかんがいする用水路であるが、いずれも藩政時代の築造で老朽著しく、取水設備および洪水防止設備等は、はなはだしく原始的であつて、渇水時における計画用水量の確保についての施設なく、また増水期には河川荒廃等の事情もあつて、農耕地等に多大の水害を与えている実情にある。ついては、菱太良土地改良区連合の県営事業を促進するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

老朽した土地改良施設を早急に改修し、もつて、農業経営の合理化、農業生産力の増強をはかることは、時宜に適した措置であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

広尾町に営林署設置に関する請願（請願者　北海道広尾郡広尾町長真岩栄松外一名）（本名武君紹介）（第二八〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道広尾郡広尾町は十勝国の南端に位し、六万余町歩の総面積のうち、森林面積はその七十八パーセントを占め、とくに国有林は日勝国境山脈一帯に大面積の原始林を保有しており、この未利用資源の開発は、わが国経済復興上重大な義意を持つものと思われるので、同地帯の森林の維持管理および開発等をはかるため、広尾町に営林署を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、林業経営の合理化と林産の助長をはかるため、政府において十分考慮し、適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

水産資源保護の水質汚濁防止に関する法律制定の請願（請願者　島根県議会議長室崎勝造）（櫻内義雄君紹介）（第二八一二号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水質の保護については、河川法、鉱山法、鉱山保安法および清掃法等に規定されているが、水産資源保護の立場からはいずれも不十分であり、水資汚濁による水産資源の壊滅は、沿岸漁業ならびに内水面漁業を危機に陥らしめるものであるから、水産資源を保護するため、水質汚濁防止に関する法律を制定して、次記事項を実現せられたいというのである。（一）鉱工業廃水の浄化施設の完備および浄化実行の指導監督を厳正にすること、（二）農薬の適正使用について指導監督の万全を期すること、（三）漁業被害に対し完全補償の措置を講ずること、（四）魚族被害に対し専門の調査機関を設置すること。

二、請願の議決理由

近代産業の発展に対応して廃水浄化施設の完備等の措置を講ずるため、立法措置により完全実施をはかり、水産資源の保護、漁業経営の安定をはかることは妥当な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

水俣市の奇病発生に伴う漁業対策に関する請願（請願者　熊本県水俣市浜本通り渕上末記外一名）（川村継義君紹介）（第二八二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県南部における水俣市の百間港を中心とする漁民の間に、昭和二十八年頃から原因不明の奇病が発生し、その後次第にはびこつて現在までの発病者は五十四名、内死亡者は十七名に達している実情であるが、いまだその予防、治療の方法も発見されず、地方民を恐怖に陥れており、漁業に対する不安もその極に達し、漁民はその生業すら安心して営むことができない状態である。ついては、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）浅海増殖事業（魚礁、投石の施設）について国庫補助ならびに同補助率を引き上げること、（二）漁業転換のための漁船の動力化および漁船建造ならびに漁具購入に要する資金について農林漁業金融公庫等の融資をあつ旋すること、（三）鹿児島県海面への各種網漁業の入漁あつ旋。

二、請願の議決理由

奇病の原因を究明し、これが被害防止対策を講ずるとともに、本請願の趣旨である浅海増殖事業の振興等の措置を講じ、漁民の生活の安定をはかることは妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

異常発生病虫害防除用農薬購入費等の国庫補助に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（黒金泰美君紹介）（第二八三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県の主要農作物である水稲は、連年その生育期において、病虫害の大発生により、じん大な被害を受け、これが防除に要する農薬購入費は、膨大な金額に達している。ついては、被害農家の再生産の確保と生活安定のため、今後異常発生の病虫害防除用農薬購入費に対し、国庫補助されたい。なお、今後とも都道府県における整備農薬管理制度を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

穀倉地帯における連年の病虫害の大発生による被害を防除し、民生の安定をはからんとするものであつて、その趣旨まことに妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

芳沼ため池補強工事に関する請願（請願者　埼玉県大里郡川本村長大沢正保外四名）（荒船清十郎君紹介）（第二八八六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡川本村大字本田地内に位置する芳沼ため池は、大正七年に築造され、すでに三十八年を経過し、老朽その極に達して危険な状態にあるので、すみやかに補強工事を施行したいから、農林省老朽溜池補強工事補助規程による地区に指定するとともに、国庫補助の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

老朽ため池の早期改修によつて、災害の防止と農業生産力の維持増強をはかる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

大隅地区に国立ボンカン試験場設置に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第二八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅地区は、ボンカンの最適地であり、毎年相当量が京阪神方面に出荷され、将来輸出も可能にして外貨獲得も容易であるが、現在のかんきつ試験場は小規模で予算も少なく、ますます発展しつつあるボンカン栽培に対し、不適当である。ついては、栽培技術の向上と品質の改良をはかるため、大隅地区に国立ボンカン試験場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

特殊な適作として農家経営の安定並びに外貨獲得上将来性に富むボンカン栽培は助長の必要がある。故に本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

水源林造成事業の推進に関する請願（請願者　長野県議会議長矢島武治）（植原悦二郎君紹介）（第二九一六号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第二九三八号）、同（請願者　長野県議会議員依田勇雄外一名）（吉川久衛君紹介）（第二九六五号）、同（請願者　長野県議会議員原武外一名）（原茂君紹介）（第二九九四号）、同（請願者　長野県議会議員園原信夫）（下平正一君紹介）（第二九九五号）及び同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（西村彰一君紹介）（第三〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県における水源林造成事業は、昭和二十四年に着手し、昭和三十一年度をもつて九千二百町歩を完了したのみで、なお今後同事業による対象面積は二万四千三百町歩に及んでいるが、きくところによれば、国においては将来同事業を官行造林に切りかえる目的をもつて、本年度の事業を大幅に減少しているようであるが、従来民有林に関する事業は県において実施しているところで、同事業については、官行造林等の事業に移行することなく、従来どおり県を実施主体としていつそう強力に推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、治山治水等国土の保全のため、適切なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

水源林造林事業予算確保等に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（大村清一君紹介）（第二九六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
水源林造林事業は、水源かん養による電源の確保、下流における水害の防止ならびに立木資源の培養による基本財産の造成等、地方公共団体にとつてもきわめて効果的な、しかも一時も放置することのできない重要な事業であるが、その予算額はきわめて少額で、とうてい所期の効果を期し難い状態である。ついては、該事業に対する予算を大幅に増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、治山治水等国土保全のため適切なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝一雄
衆議院議長益谷秀次殿

原瀬未墾地買収に関する請願（請願者　福島県安達郡二本松町岳下原瀬七宮利雄外一名）（田中利勝君紹介）（第二九九六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福島県安達郡二本松町岳下原瀬地区は、水田単作地帯であるため、中農以下の農家経営はきわめて困難であるので、畑地を造成するため昭和三十一年三月二十八日に福島県農地事務所に未墾地買収申請をしたが、同年十一月十六日福島県開拓審議会福島地方土地部会の審議では、保留再調査となつたことは、所有者側の一方的な反対によるもので遺憾である。ついては、農地法の趣旨に沿うよう、適切な措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
過少農経営を安定させるためには、農地の造成によつて経営規模を拡大することにあり、また農地法の精神も中堅自作農主義を旨としている。従つて、開拓適地の選定処理等に当つては、これらを考慮して行われるべきであるから、本請願については早急に適切なる措置を講ずべきであると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝一雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅地方一帯の森林は、戦時中にその大部分が乱伐され、しかも近時度重なる風水害に農業経済は非常に弱小となり、民心の安定を失つているので、災害を防止し、農業経営を振興するためには、森林資源の育成は現下の急務であるが、とくに短期生産効果をもち、しかも輸出特産品として現に好評を博している竹産品の加工生産と竹林の育成は、大隅地方の経済を振興し、災害を防止する上にも重要である。ついては、竹林業の奨励と指導をするため、鹿屋市に国立竹林試験場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、農業経営を振興し、農民の生活を安定せしむるため必要であり、政府において十分考慮し適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝一雄
衆議院議長益谷秀次殿

鹿屋市に国立竹林試験場設置に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第三〇五五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿屋市に国立竹林試験場設置に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第三〇五六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅地方一帯の森林は、戦時中にその大部分が乱伐され、しかも近時度重なる風水害に農業経済は非常に弱小となり、民心の安定を失つているので、災害を防止し、農業経営を振興するためには、森林資源の育成は現下の急務であるが、とくに短期生産効果をもち、しかも輸出特産品として現に好評を博している竹産品の加工生産と竹林の育成は、大隅地方の経済を振興し、災害を防止する上にも重要である。ついては、竹林業の奨励と指導をするため、鹿屋市に国立竹林試験場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、農業経営を振興し、農民の生活を安定せしむるため必要であり、政府において十分考慮し適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝一雄
衆議院議長益谷秀次殿

鹿屋市に国立苗畑設置に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第三〇五六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿児島県鹿屋市および大隅地方は、林業の助長育成を極力推進しているが、近年森林病虫害がはびこつて大損害を受け、造林意欲を喪失している現況にかんがみ、同市は森林病虫害（とくにすぎたはえ）に対し被害絶無にして、しかも生長、品質ともに優秀な祓川杉の普及増産対策を講じているが、同県および同市は、地方財政再建特別措置法の適用を受け再建中であるため、これら施設に投ずる余裕がないから、鹿屋市に国立祓川杉苗畑を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、林業経営の安定、拡充のため至当である。ついては、実情調査の上、すみやかに適切なる措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝一雄
衆議院議長益谷秀次殿

水産物価格安定策に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地ノ一岩手県漁業協同組合連合会伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第三一一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
近時漁業の発達はますます高度の技術と膨大な資材を必要とするため、経営費の大半は資材購入に充当される結果となり、資本の窮迫は漁業経営をいつそう不安定ならしめているが、加えて水産物の価格は統制撤廃後野放し状態となり、なんら保護政策がとられなかつたため、著しい低落を招来し、基盤の弱い漁村経済はまさに壊滅に近い状態となつていることは遺憾である。ついては、水産物に対する価格安定の措置をすみやかに講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
農業におけると同様水産物に対する価格安定措置を講じ、漁村経済の振興をはかることは適切なる措置と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝一雄
衆議院議長益谷秀次殿

簡易潜水器使用者の登録制実施に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会藤沢清助）（鈴木善幸君紹介）（第三一一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
最近簡易潜水器が発達し販売されているが、一部も介類の密漁という事実が発生しているので、水産資源の保護と密漁防止のため、簡易潜水器使用者の登録制を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
潜水器の発達とこれが対策を平衡実施して水産資源の保護をはかることは、沿岸漁業者の生活安定のため適切なる措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝一雄
衆議院議長益谷秀次殿

漁業共済制度の確立に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地ノ一岩手県漁業協同組合連合会伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第三一二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
原始産業といわれる漁業は、あらゆる産業の中で最も自然力に支配される面が強く、自然的、不可抗力的な災害、不漁等により絶えず経営の安定を脅かされている実情にあり、漁業者の再生産を確保するためには、漁業共済制度の確立が必要であるとして、漁業者の強い要望となつている。ついては、漁業共済制度の確立に関する請願を採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝一雄
衆議院議長益谷秀次殿

沿岸漁船整備促進要綱に基く農林漁業資金借入条件緩和に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地ノ一岩手県漁業協同組合連合会山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第三一二一〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
請願の農林漁業金融公庫融資の際の条件手続等が過度に引き締められ、書類も複雑になつているので、次のように条件を緩和されたいというのである。（一）保証に対する条件緩和、（二）様式の簡素化、（三）償還期限の延長。
二、請願の議決理由
農林漁業金融公庫の融資条件を緩和し、沿岸漁船の整備促進をはからんとする本請願の趣旨は適切な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
農林水産委員長　小枝一雄
衆議院議長益谷秀次殿

情にかんがみ、漁業共済制度を昭和三十二年度より八百万円の予算をもつて試験的に実施されるということであるが、中小漁業経営を、不漁や災害から守り、その安定を確保するためには、全面的な漁業共済制度を確立することが必要であるから、次記事項に沿つて、制度化せられたいというのである。（一）不漁に対処する漁獲共済事業と、漁具の損害に対処する漁具共済事業とを組合せ、一体として制度化すること、（二）漁業協同組合を基盤とする系統的構成による事業組織を以て実施すること。

二、請願の議決理由

中小漁業経営安定のための漁業共済は、本年度から試験的ではあるが漁獲、漁具つ共済を一体として実施することになつたが、これが本格的な全面実施により漁業経営の安定をはかることはまことに重要なことであり適切な措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

中型かつお・まぐろ漁業取締規則の改正に関する請願（請願者盛岡市内丸七十二番ノ一岩手県漁業協同組合連合会山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第三一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県のさめ延縄漁業は、明治末期からの実績を持つものであるが、主として漁船建造資金等経済事情から、当時現行のかつおまぐろ漁業の許可を受けることなく、今日に至つたものであるが、幸にも漁業転換あるいは政策金融等政府の沿岸漁業振興方針により、同県小型老朽漁船も逐次更新整備を見つつあるが、さめ漁業が現行かつおまぐろ漁業規則に包含せられている関係上、新たに同漁業の許可を受けることは、きわめて困難である。ついては、同規則を改正してさめ延縄漁業を分離し即時実施するとともに、もしこの場合漁船規模に制限を設けなければならない場合は、対象漁船の規模は少くとも六十トン未満の漁船とされたいというのである。

二、請願の議決理由

さめ延縄漁業が取締上かつお・まぐろ漁業取締規則に包含され、厳格な規制を受けていることを緩和し、かつお・まぐろと関係のないさめ延縄漁業が営めるようにすることは適切な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

水産業協同組合法の一部改正に関する請願（請願者盛岡市内丸七十二番地ノ一岩手県漁業協同組合連合会伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第三一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産業協同組合法による総代の定数ならびに総会総代会の招集期日については、実情にそぐわない点があるので、次記のとおり改正せられたいというのである。（一）総代の最低数を二十名とすること、（二）総代会、総会の招集期日を短縮して五日前とすること。

二、請願の議決理由

水産業協同組合法による総代の定数を地方の実情に副うようにして組合活動を十分に発揮できるようにすることは妥当なことである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

暴風浪による漁業災害復旧費融資の償還期限延長に関する請願（請願者盛岡市内丸七十二番地ノ一岩手県漁業協同組合連合会山崎権三）鈴木善幸君紹介）（第三一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年十二月暴風浪天災による融資の償還期限は三年であるが、岩手県はさる二、三月にも一昨年同様の被害を受けたため、これが融資金の償還は困難な実情である。ついては、償還期限三箇年の処を一箇年延長され、本年度償還を繰り延べ猶予されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害融資の償還期限は五年まで認められており、これが範囲内において償還期限の延長をはかり、今回災害の復旧を促進せんとする趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

中小漁業融資保証保険料通減に関する請願（請願者盛岡市内丸七十二番地ノ一岩手県漁業協同組合連合会伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第三一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小漁業融資保証保険料は日歩八厘一毛の定めとなつているが、過去三箇年の保険事故のきん少なる実績に徴しても、この保険料率は余りにも高率である。ついては、商工業者の中小企業融資保証保険の保険料が日歩五厘四毛であることにかんがみ、漁業者に対する中小漁業融資保証保険料も同率程度に通減し、日歩五厘四毛とされたいというのである。

二、請願の議決理由

中小漁業融資保証の保険料の通減をはかり、漁業経営の安定を期することは妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

都農町に営林署設置の請願（請願者宮崎県児湯郡都農町長河野渉外一名）（片島港君紹介）（第三一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県児湯郡都農、川南両町には、国有林約千町歩があり、美々津営林署が管轄しているが、今般同署が遠く日向市に移転することとなつたので、川南町より三十五キロ、都農町より二十四キロ距てることになり、利用する町民は多大の不便をきたすのみならず、これでは国有林に対する町民の協力の度合も薄らぐこととなる。ついては、都農町に営林署を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、林業経営の合理化をはかる上から、政府において十分考慮し適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

桑園等の凍霜害対策に関する請願外一件（請願者宮城県知事大沼康外一名）（保科善四郎君紹介）（第三一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年五月四日早暁、宮城県下をおおつた移動性高気圧により、気温は急激に降下して零度以下となつたため宮城県下一帯の桑園は凍霜害をこうむり、その損害は繭の減収約十五万貫、金額にして約二億数千万円と予想され、養蚕農家経済の根底をゆすぶり、深刻な様相を呈している現状であるが、県財政は連年にわたる風水害、高潮等の各種災害のため極度に窮迫し、抜本的な対策を講ぜられない実情である。ついては、これが救済対策として、次記諸施策をすみやかに実施されたいというのである。（一）桑樹勢回復施設費に対する助成、（二）養蚕営農低利資金の融資、（三）蚕繭共済概算金の早期支払、（四）桑樹病害虫防除施設費に対する助成、等。

二、請願の議決理由

本地域一帯の桑園は凍霜害による被害著しく養蚕農家経済への打撃はじん大であるから、すみやかにこれが救済措置を講じて再生産を促進する必要があり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

鹿児島県に全国緑化大会誘致に関する請願（請願者　鹿児島市議会議長牛飼市助）（池田清志君紹介）（第三二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
森林を造成して国土の緑化をはかることは、治山治水の実を挙げ、かつ水資源の確保により、その地域産業を発展させるにきわめて重要なことである実情にかんがみ、毎年全国緑化大会が開催されていることは喜びにたえないが、鹿児島県はその六割以上が林野をもつて占められているのに毎年数回にわたつて来襲する台風のため、相当の被害を受け、林野地帯もきわめて荒廃しているので、同県の森林造成を推進するため、来年の全国緑化大会と植樹行事は鹿児島県で開催されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、台風常襲地帯である鹿児島県の森林造成を推進し、林業経営の安定をはかるため、適切なる措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

農業改良資金助成法による施設資金の利率引下げ等に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（星島二郎君紹介）（第三二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
農業改良資金助成法の施行に伴い、農業者が融資を受ける現行施設資金の利率は年一割五厘以内の高率であるため、県においても農業者の負担軽減の目的をもつて、とくに窮迫せる財政事情にもかかわらず、相当の利子補給金を交付し、農業経営の改善と農業生産力の増強をはかりつつある現況である。ついては、同事業の重要性にかんがみ、県費支出の利子補給金に対しても高率の国庫補助金を交付されるか、または同資金の利率を農林漁業資金とひとしく年七分五厘以内に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由
農業経営の改善をはかるには資金を必要とするが、比較的利潤が低く、かつ回収の遅い農業資金は長期低利であることを要し、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

農林水産委員長　小枝一雄

衆議院議長益谷秀次殿

運輸委員会

鹿児島市等に気象観測用レーダー設置に関する請願外一件（請願者　鹿児島市山下町三十七番地鹿児島県町村議会議長会長高野季信外七名）（池田清志君紹介）（第四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
南九州はつねに本邦に来襲する台風の通過地でありながら、的確な情報を事前に入手できないため、台風災害額は逐年多大な額に達している現状である。ついては、同地方における気象観測の強化をはかるため、奄美大島名瀬市と鹿児島市に気象観測用レーダーを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方における気象条件の特殊性にかんがみ、予算等を勘案して請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

岩代川俣線の常磐線接続に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村会長宗像徳弥）（八田貞義君紹介）（第一二七号）、同（請願者　福島県岩瀬郡長沼町岩瀬地方町村会長森岡喜一郎）（助川良平君紹介）（第五七七号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内五十八番地福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第五七八号）、同（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長渡辺西尾）（粟山博君紹介）（第五七九号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県相馬、双葉地方より福島市へ通ずる鉄道は、磐越東線または宮城県南部四郡を経由しなければならないので、時間的、経済的損失がきわめて大きいのみならず、同地方の産業、経済、文化等の発展が阻止されている実情である。ついては、東北本線松川駅を始点として、伊達郡川俣町に至る国鉄岩代川俣線を延長して、常磐線主要駅に貫通接続せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発及び交通系統上の見地より、予算等を勘案して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

野岩羽線開通促進に関する請願（請願者　福島市杉妻町福島県町村会長宗像徳弥）（八田貞義君紹介）（第一二八号）、同（請願者　福島県岩瀬郡長沼町岩瀬地方町村会長森岡喜一郎）（助川良平君紹介）（第五八〇号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内五十八番地福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第五八一号）、同（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長渡辺西尾）（粟山博君紹介）（第五八二号）、同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六九八号）及び同（請願者　福島県知事大竹作摩外二名）（平田ヒデ君紹介）（第八三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県今市市より、会津田島町を経由して山形県米沢市に至る野岩羽線は、奥会津資源開発の重要路線であるが、いまだ全通するに至つていないから、この際未建設区間である米沢、熱塩および滝の原、今市間の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
地下資源の開発及び交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

自動車による泥水飛まつ等の防止に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国の自動車台数は年々増加し、運輸交通にきわめて大きな役割を果しているが、道路の整備はなはだ立ち遅れ、舗装道路は簡易舗装を含めて全道路の六パーセントに過ぎず、その大部分は近代交通に適さず、自動車の走行により左沢、荒砥間鉄道工事促進に関する請願（請願者　山形県西村山郡朝日町宮宿鈴木幸次郎外九名）（八田貞義君紹介）（第一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県左沢、荒砥間の鉄道建設は、鉄道省時代に着工の運びとなつたところ、不幸にも支那事変の発生となつて工事は中止せられたまま今日に至つているが、同線沿線地帯からは、米、繭を始めとして木材、木炭、果樹、葉たばこ、ホップの生産も著しく増加し、とくに朝日連峰は国家的に見ても無限の宝庫といわれ、無尽蔵の原始林と膨大な地下資源があり、これらの開発は国策上重要な役割をもつているものと思われる。ついては、同線をすみやかに敷設せられるよう、措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発をはかる等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

る小石の飛散、あるいは降雨、融雪の際における泥水の飛まつにより、通行人、家屋等に与える障害は多大なものがある。ついては、道路運送車両法および道路運送車両の保安基準等を実情に即するよう改正せられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国自動車道路の実情にかんがみ、請願の趣旨につき検討するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

国鉄福島輸送派出所存置に関する請願（請願者　福島県議会議長渡辺鉄太郎）（鈴木周次郎君紹介）（第二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄の機構改革に伴い、仙台鉄道管理局福島輸送派出所が廃止されるやに伝えられるが、同派出所は同県における鉄道輸送の原動力であり、輸送上その調査、統計、企画、連絡、配車指令等全般にわたつて円滑なる輸送運営にきわめて重要な役割を演じており、もし同派出所が廃止されると、同県は輸送の中枢機関を失い、あらゆる面に円滑を欠き、輸送の混乱を見るは明らかである。ついては、同派出所を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該派出所の重要性にかんがみ、実情を調査の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

宮之城線及び山野線にディゼルカー運転の請願（請願者　鹿児島県大口市議会議長下鶴享）（池田清志君紹介）（第二九七号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町議会議長現王園直吉外三名）（池田清志君紹介）（第四二〇号）、同（請願者　鹿児島県伊佐郡菱刈町農業委員長内野秀雄外二十八名）（池田清志君紹介）（第五七五号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡樋脇町長肝付兼照外二十名）（池田清志君紹介）（第六九六号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町薩摩郡宮之城農業協同組合長神園貢外十五名）（池田清志君紹介）（第一〇七五号）及び同（請願者　鹿児島県薩摩郡鶴田村鶴田村婦人会長今別府みき外十七名）（池田清志君紹介）（第一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮之城線および山野線沿線は、米、材木等の産物多く、また鹿児島市への通勤、通学する者も激増するばかりで、現在のような貨客混合の列車で、しかも運転回数も少なくては、関係住民の不便は大である。ついては、前記両線にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便をはかる等のため、車両等を勘案して請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

東北ドック再開に関する請願（請願者　宮城県議会議長鮎貝盛益）（愛知揆一君紹介）（第五七三号）及び同（請願者　宮城県塩竈市議会議長吉田平四郎）（愛知揆一君紹介）（第一〇二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

久慈、小本間に鉄道敷設に関する請願（請願者　岩手県久慈市長山内堯文外七名）（田子一民君紹介）（第四一九号）及び同（請願者　岩手県久慈市議会議長山田光外七名）（山本猛夫君紹介）（第五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸鉄道の建設は、かつて第五十七回帝国議会において可決され、まさに実現せんとしたが、時の内閣の緊縮政策により、画餅に帰したが、最近に至り小本線茂市、小本間の敷設が進行している折、久慈より着工し小本まで南下建設することにより地方民多年の悲願が達成されれば、沿線の地下資源の開発にも、また観光にも益すること大なるものがある。ついては、三陸沿岸鉄道中久慈、小本間の鉄道敷設をすみやかに久慈より着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

竹材及び竹製品の鉄道運賃引下げに関する請願（請願者　東京都千代田区神田神保町一丁目四十四番地全日本竹製品輸出振興協同組合理事長大園寅次郎）（池田清志君紹介）（第五七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

竹材および竹製品の大部分は、都市を離れた地方に生産され、これに反して需要者は都市に多く、製品のほとんどは鉄道を利用しているので、製品の価格は運賃に支配されるところ大であるが、現在の運賃等級および製品に対する運賃の割合は、きわめて高率であり、このため国内消費および輸出品とも、運賃の加重により原価高となり、消費者の負担増加と輸出のコスト高をきたしている。ついては、竹材および竹製品の運賃を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該商品の運賃負担力の実情にかんがみ、実情を調査の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

興の一翼をにない、同地方における唯一の鋼船ドックとして操業を開始し、産業の振興に寄与するところ多大なるものがあつたが、戦後資本構成等諸種の悪条件により、その業績とみに衰微し遂に閉鎖のやむなきに至り、その後関係各方面の努力も空しく、依然閉鎖のまま放置されていることは遺憾である。ついては、近時東北の開発が国家的見地より強く推進されつつある現状にかんがみ、既設の鋼船ドックをすみやかに再開するよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方における産業の振興並びに資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

菓子運賃引下げに関する請願（請願者　東京都荒川区尾久町三丁目二千百十番地永井要造）（臼井莊一君紹介）（第五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

菓子の現行鉄道運賃は、貨物等級三級となつているが、昭和二十七年同等級適用以後、菓子界は、主原料価格の低下等生産条件ならびに販売流通事情の著しい変化をきたし、現状は運賃過重負担の実情にあるので、次のとおり運賃等級を引き下げられたいというのである。（一）菓子の運賃基本等級を四級に引き下げること。（二）菓子に公共性に基く調整措置を加え、特別等級（二十二級）を適用すること。（三）軽量菓子については、ビスケットに準じ、減トン制を拡大実施すること。

二、請願の議決理由

当該商品に対する運賃の生産業者に及ぼす影響の重要性にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

常磐線の複線及び電化促進に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長渡辺酉尾）（第五八二号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内五十八番地福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第五八四号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常磐線の複線、電化により輸送のスピード化をはかることは、常磐地区総合開発をはじめ産業、文化の進展上喫要の課題であるが、複線は東京、平間、電化は東京、取手間にとどまり、以上延長されないことはまことに遺憾である。ついては、後進性にあえぐ東北地方の開発を期するため、全線の複線と電化の促進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

福浦港の護岸工事施行に関する請願（請願者　石川県羽咋郡富来町長浜辺半七郎外二名）（南好雄君紹介）（第七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県羽咋郡富来町福浦漁港は、天然の良港で、避難港として

二、三百トン級の汽船がしばしば仮泊し、また同県外浦海岸の港は、そのほとんどが河口港で土砂のたい積はなはだしいため、船舶は安全な同港へと基地を移す傾向にあるが、他面同港港湾施設を見ると、護岸防御の施設が不完全で、船舶の接岸けい船はきわめて困難な状況にあり、同港の利用度を著しく減殺せしめている。ついては、福浦港の護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

福浦港における港湾施設の現状にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

青笹駅を貨客取扱駅に昇格の請願（請願者　岩手県遠野市長佐々木三和吉外一名）（山本猛夫君紹介）（第七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県遠野市内釜石線青笹無礼駅は、同市産業発展上中枢の位置にあり、特に近来りんご、かんらん、白菜等の移出農産物の生産は著しく増加し、年間三百五十車を越える外、米麦、木材、薪炭の移出貨物も多量に貨車積みされており、加えて道路網の整備によつて市内の上郷町、土淵町の一部も同駅の利用区域となるので、貨物取扱量は膨大な数に上るのみならず、乗降客においても年間十七万三千百一人、一日平均四百七十余人を数え、今後ますます増加するものと思われる。ついては、青笹駅を有札ならびに貨物取扱駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

米子港に灯台設置の請願（請願者　鳥取県米子市長野坂寛治）（足鹿覺君紹介）（第八三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

米子市の海の玄関たる米子港は、天然の良港として、同市およびその後背地の住民の生活に密接な関係を有しているが、戦後出入港の船舶、漁船の安定確保のため応急的に設置した二百ワットの電球を点灯した形ばかりの灯標で、船舶、漁船の出入に危険を伴い、市の発展にも多大の悪影響を与えている。ついては、昭和三十二年度において米子港に灯台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

米子港への出入港船舶並びに漁船の航行安全を確保するため、請願の趣旨に沿うよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

自動車道に対する基本政策確立等に関する請願（請願者　東京都中央区銀座西八丁目一番地協立ビル内全国自動車協会長木村源橘）（伊東隆治君紹介）（第八八九号）、同（請願者　静岡県三島市四百九十四番地駿豆鉄道株式会社取締役大場金太郎外一名）（小川半次君紹介）（第二三八八号）及び同（請願者　東京都墨田区小梅一丁目二番地東武鉄道株式会社長根津嘉一郎外一名）（有馬輝武君紹介）（第二四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自動車道の整備が今日のわが国の道路交通において占める地位はきわめて重要である。ついては、自動車道整備事業の健全な発達をはかるため、すみやかに次記諸項を実現せられたいというのである。

（一）自動車道に関する現行の道路運送を整備し、自動車道基本政策を確立すること、（二）幹線高速自動車道および都市高速自動車道の整備を推進するにあたつては、民間の創意と工夫を生かす法制を準備すること、（三）自動車道整備事業の公共性と緊要性にかんがみ、自動車道の建設、改良、災害復旧について積極的な助成方策を講ずること、等。

二、請願の議決理由

最近における自動車運送の発達にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

御堂信号場の駅昇格に関する請願（請願者　岩手県岩手郡岩手町長田中富蔵外一名）（中居英太郎君紹介）（第九五〇号）及び同（請願者　岩手県議会議長竹田春男外一名）（山本猛夫君紹介）（第一九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡岩手町北部に位する東北本線御堂地区には、現在一日四列車を停車せしめる御堂信号場があるが、該地区は岩手町北部の中心地であり、近年ますます発展し、同信号場の利用者も多く、また文化の交流、産業の発展等にも同信号場は重要な役割を果している。ついては、御堂信号場を駅に昇格せられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、実情を検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

南千住駅舎改築に関する請願（請願者　東京都荒川区南千住町五丁目十九番地鳥海貞蔵外十三名）（林博君紹介）（第九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都荒川区南千住町五丁目に所在する国鉄常磐線国電専用の南千住駅は、戦災により被災焼失せる駅舎を復旧したもので、その施設規模は戦時の乏しい資財による応急的建物である。以来十年を経過した今日においては、都市の集中的傾向とそれに伴う人口の膨張、さらに住宅難の深刻化は周辺都市との緊密化、通勤距離の遠隔化をきたし、それが国鉄交通量の飛躍的上昇となつて現われ、なかんずく立地的に東京都北部の中枢的関門としてその重要性を加速度的に加えつつある同駅の利用率の増大は、同駅の現状をもつてしてはとうてい現時の需要を満たし得ない実情である。ついては、南千住駅舎をすみやかに改築するよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該駅における昇降旅客の利便をはかる等のため、予算等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

ちり紙の運賃等級引下げに関する請願（請願者　静岡県吉原市伝法三千三百九十四番地明治製紙株式会社長田村由作外五十八名）（畠山鶴吉君紹介）（第九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
ちり紙は国民日常生活上欠くことのできない必需物資であるが、運賃の等級は、他の和洋紙と同一の四級に指定されているため、価格、重量、容積を基礎として比較すると、貫当り和紙に対し、三・二倍、洋紙に対し四倍の運賃加重となり、弱小企業たる同業者の発展に著しい制約を加えている。ついては、ちり紙に対する運賃等級を引き下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
当該商品の生活必需品たる性格にかんがみ、実情を検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

相原駅西口に改札所開設の請願（請願者　東京都南多摩郡堺村相原千二百七番地塚本巳秋外千四十一名）（並木芳雄君紹介）（第一〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄横浜線相原駅の西側一帯は、近年住宅が新築されて人口は増加の一途をたどり、乗降者の数も著しく増加したが、同駅には西口改札所がなく、西側居住者は東側改札を遠回りして乗降しているためはなはだ不便である。ついては、同駅西口改札所を早急に開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地区における旅客の利便をはかるため、予算、要員等を勘案の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

大畑、室蘭間航送航路開設に関する請願（請願者　青森県下北郡大畑町長菊池察明外二十五名）（三浦一雄君紹介）（第一一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国有鉄道の本州北海道連絡航路は、明治四十一年以来この青函航路一条をもつて五十年を経過したが、その最大輸送力は一日二十運航とされ、しかも今日ほとんどその限界に到達しており、かつまた北海道開発計画の推進に伴い、旅客貨物ともに著しく激増して、既存の青函航路一条をもつてしては、とうてい輸送の円滑を期し得ない実情にかんがみ、新たに青森県大畑、室蘭間に連絡航路一条を開設し、複線航路として輸送力を増強し、もつて本州、北海道連絡輸送の万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由
本州、北海道間の輸送力増強をはかるため、実情を検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

瀬の上、槻木間の鉄道敷設に関する請願（請願者　宮城県伊具郡角田町長加藤正義外九名）（愛知揆一君紹介）（第一三四五号）、同（請願者　宮城県柴田郡柴田町長柴田倫之助外九名）（愛知揆一君紹介）（第二〇九七号）及び同（請願者　宮城県伊具郡丸森町長森健次郎外九名）（竹谷源太郎君紹介）（第二一八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北本線瀬の上より保原、角田等を経て、東北本線、槻木に至る延長約五十キロに及ぶ区間は、鉄道予定線であるが、沿線には農産、養蚕地帯として年間産出量も膨大なものがあり、また丘陵地帯には薪炭、木材を産出し、かつ亜炭の埋蔵に富み、しかも良質の石材をも多量に産出するなど、これが鉄道の敷設により寄与するところ大なるものがある。ついては、地方産業ならびに住民福祉に寄与する瀬の上、槻木間に鉄道を敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方産業の振興をはかる等のため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

鍛冶屋駅より加美村、青垣町を経て梁瀬駅に至る鉄道敷設の請願（請願者　兵庫県多可郡加美村長桝原卯三郎外二名）（堀川恭平君紹介）（第一三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄加古川線鍛冶屋駅より加美村、青垣町を経て山陰線梁瀬駅に至る区間一帯は、木材生産地として知られ、その他地下資源等にも恵まれているが、これら諸資源は交通不便のため、著しく開発が遅れている状況にあり、もし同区間に鉄道敷設の暁には、これら資源の開発はもちろん、国鉄加古川線が鍛冶屋駅にて中断せず、いずれかの国鉄の重要なる中間都市に連絡することによつて、地方文化、産業等に寄与することまことに大である。ついては、同区間に鉄道を敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方資源の開発及び交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

名瀬海上保安部に巡視船追加配船の請願（請願者　鹿児島市汐見町四十四番地海上保安部内海上保安協会鹿児島支部長町田秀実外三名）（原捨思君紹介）（第一五一六号）及び同（請願者　鹿児島市住吉町十四番地鹿児島県木船協会長佐々木重太郎外二名）（床次徳二君紹介）（第一五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県管域の海域は、奄美大島の復帰後、きわめて広い海域を有し、季節風や潮流の関係により海難事故が続出し、そのつど海上保安部の巡視船の出動を待つているが、船体が現存きわめて不足しているが、船体が現存きわめて不足している。ついては、奄美大島以南の海域の海上犯罪の抑圧捜査および海難救助のため、海上保安庁において昭和三十二年予算により建造予定の三百五十トン級巡視船が進水の暁には、ぜひとも名瀬海上保安部所属に追加配船されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該海域における海難救助並びに海上犯罪の捜査について、万全を期するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
運輸委員長　淵上房太郎
衆議院議長益谷秀次殿

船津、片掛間国鉄新線誘致に関する請願（請願者　富山県婦負郡細入村片掛千九百七十七番地神岡線誘致期成同盟会連合会長林唯義外九名）（松岡松平君紹介）（第一五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山県猪谷より岐阜県船津に至る鉄道敷設の目的は、現在三井鉱山の経営にかかる神岡鉱業所専用の軽軌道で、もつぱら原材料ならびに製品等の運搬を基本とし、乗客の便益をもはかることとなつていたが、猪谷駅より北方三キロの地点にある片掛は、地内面積約十万坪、人口は約二千人を有し、木材、木炭、精繭および果物の集荷地帯であり、さらに電力開発に伴う資材の豊庫であり、今後その運

搬には鉄道の敷設が強く望まれている。ついては、船津、片掛間の国鉄線をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

津谷、前谷地間に鉄道敷設の請願（請願者　宮城県気仙沼市長宮井誠三郎外九十四名）（佐々木更三君紹介）（第一五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸鉄道気仙沼、津谷間の敷設工事は、本年末をもつて完成する運びとなつたことは、まことに感謝にたえないが、しかしこの鉄道は石巻線前谷地から気仙沼までの全通によつて、はじめて敷設の目的が達成されることになるので、一部区間開通によりこうむる交通、運輸上の不便、不利益を解消して、鉄道建設の使命を果すため、また東北開発事業の一環として、早急に津谷、前谷地間の工事を着工し、大船渡線と東北本線を直結して、いわゆる三陸鉄道としての所期の目的を達成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

福知山、河守間の私鉄を国有に編入等に関する請願（請願者　京都府福知山市天田五十一番地北丹鉄道株式会社田中庄太郎外十五名）（山口丈太郎君紹介）（第一五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福知山駅を起点とし、私鉄北丹鉄道の終点河守駅を経て、大江山脈を横断し、国鉄宮津駅に至る福知山、宮津間三十一キロの鉄道路線は、昭和二十八年八月国会において鉄道建設予定線に編入されているが、これは表日本大阪、神戸と裏日本福知山、大江、宮津、天ノ橋立を直近に結ぶ超スピードラインとなり、物資の交流に、また地方産業の飛躍的発展に期する所大なるものがあるから、既設北丹鉄道を国有に移管するとともに、これが未設区間の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興及び地方交通の利便をはかる等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

駐留軍離職者の運送企業組合の認可及び免許に関する請願（請願者　横浜市保土ケ谷区星川町二丁目百六十番地伊藤瑛外一名）（五島虎雄君紹介）（第一七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

在日駐留軍の漸減によつて、これが労務者が大量に人員整理されつつあるとき、これらの離職者の一部は、運送企業組合を設立し、東京陸運局に認可および免許の申請をしたが、既設業者の激しい反対によつて、認可および免許が順調に進んでいない状況にある。ついては、失業対策の一環として、これがすみやかに認可および免許の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該申請者の特殊事情にかんがみ、実情を検討の上、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

三陸沿岸縦貫鉄道未成線敷設促進に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外五名）（涜谷悠蔵君紹介）（第一八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は、国土狭小の中にあつてもとくに興国産業資源として林、鉱、水、農産物等を無限に温存し、また観光地帯としても天然の風光に富み、戦後は物資の交流も激増し開発必須の地帯として取り扱われているが、宮城、岩手、青森の三県沿岸縦貫鉄道予定線および未成線（大畑、大間間を含む）完遂については、昭和二十三年来住民の熱烈な要望にもかかわらず、いまだ実施の運びに至らないことは、まことに遺憾である。ついては、同線をすみやかに敷設するとともに、岩手県久慈、宮古間の未成線および宮城県石巻を起点として河北町飯野川を経て津山町柳津に至る新国鉄路線、ならびに目下気仙沼を起点として着工実施中の気仙沼―前谷地線をすみやかに実現せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

川内川河口港調査費予算計上に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長寺田市正外一名）（小牧次生君紹介）（第一八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川内川は、川内市はもちろん薩摩、伊佐、出水三郡にわたる地方の経済ならびに文化、産業、教育の面において重大なる関係を有し、とくに舟運の開発は、現下の急務であるが、運航不便のため年々竹材木材、石炭等の取扱数量は減少し、現在ではその損失年間十億円にも達している。ついては、川内川河口港計画も承認されている現在、一日も早くこれが計画の実施のため実地調査されるよう、調査費の予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

川内川における舟運の開発をはかるため、請願の趣旨に沿うよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

草津線にディーゼルカー運転等に関する請願（請願者　滋賀県議会議長船野長人）（堤康次郎君紹介）（第一九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道線の電化全通により、草津線は従来と異なり草津駅でカットされることとなり、加うるに列車の運転回数は少く、沿線住民はもとより、乗客はひとしく現在の交通難打開に強い期待と関心をもつているが、去る十一月十九日のダイヤ改正の際、草津線のディーゼルカー運転と列車回数の増発が実現されなかつたことは遺憾であるから、草津線にディーゼルカーが急速に運転されるよう取りはからうとともに、これが実現までの暫定措置として、列車の増発ならびに車両増結につき配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、車両及び要員等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置することを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

高須駅、根占町川北間の鉄道予定線延長の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第一九二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の国鉄予定線は、古江線より根占町川北までとなつているが、大隅半島最南端の佐多町大泊港は、南方遠洋漁場に最も近く、また南方水域の島々との運輸交通上の最短距離にあり、将来これらの島々を結び、薩摩半島への循環

コースの構想もある。ついては、高須駅、根古町川北間の鉄道予定線を、佐多町大泊まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

自動車道に対する基本政策確立等に関する請願（請願者　静岡県三島市四百九十四番地駿豆鉄道株式会社代表取締役大場金太郎）（第二〇九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自動車道整備事業の健全な発達のため、次の事項等を実現されたいというのである。（一）自動車道に関する現行法制をすみやかに整備し、自動車道基本政策を確立すること、（二）幹線高速自動車道およびび都市高速自動車道の整備促進についても、でき得る限り、民間の創意と工夫を生かす法制を準備すること、（三）自動車道の建設、改良、災害復旧について、積極的な助成方策をとること、（四）国費または地方費によつて、既設自動車道の並行道路を建設するがごとき無益な二重投資は避けるよう措置すること、（五）自動車道管理者の責任と義務の重大性にかんがみ、その管理上の権限を拡大強化すること、等。

二、請願の議決理由

最近における自動車運送の発達にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

吉田花渕港湾局部改良工事継続に関する請願（請願者　宮城県宮城郡七ケ浜村長渡辺今助外四名）（愛知揆一君紹介）（第二〇九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡七ケ浜村唯一の港湾たる吉田花渕港は、昭和二十八年度以来防波堤の延長、港湾局部改良工事を施行し、完了する運びに至つたが、なお港口広く、港内に漂砂が積り、港湾としての機能を十分に発揮し得ないため、さらに防波堤の一部を延長し、港内のどろ上げを行い、港湾としての完全を期したいから、吉田花渕港湾の局部改良工事を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

吉田花渕港の現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

中学校生徒の通学定期小人扱いに関する請願（請願者　京都市左京区川端丸太町京都府教職員組合内糸井一）（岡本隆一君紹介）（第二一九〇号）、同（請願者　京都府北桑田郡京北町周山矢部治良）（五島虎雄君紹介）（第二四九一号）及び同（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二七五八号）

一、請願の要旨及び目的

現行学制による中学校は義務教育であり、交通機関を利用しなければ通学できないのは正常な姿とは考えられないが、近時市町村合併等により一部ではすでに学校統合等も行われ、学区はかなり広範囲にわたつており、加えて電車、バス等の交通機関が著しく発達しているため、義務教育を受ける生徒の交通機関利用による通学が多く、父母負担の教育費をいつそう増大させている実情である。ついては、今後義務教育中学校における通学定期は小人料金扱いとするよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

中学校教育が義務教育である実情にかんがみ、国鉄財政等を勘案の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

果実運賃軽減に関する請願（請願者　和歌山市美園町五丁目五十番地和歌山県果実農業協同組合連合会長中谷政夫）（坊秀男君紹介）（第二三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近貨物運賃改訂要綱をすく聞し、その適当な値上げはやむを得ないと思われるが、果実類の負担増加による農家経済の影響はきわめて大きいので次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）果実運賃については負担増加を最小限に止めること、（二）遠距離逓減を強化すること、（三）急送料金の五パーセントを撤廃すること、（四）箱入り夏みかんの減トンを復活するとともに、かき、ネーブル、三宝その他雑かん類についても減トンを認めること。

二、請願の議決理由

当該商品の重要性にかんがみ、実情を検討の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

伊東線複線化に関する請願（請願者　静岡県伊東市長稲葉兵吉外八名）（畠山鶴吉君外一名紹介）（第二三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊東、熱海の両国際観光温泉文化都市を結ぶ国鉄伊東線は、昭和十三年十二月十五日開通し、以後十九年伊豆の観光産業の発展による内外観光客の増加に伴い、伊東線の輸送力も逐次増強されてきたが、ことに富士箱根伊豆国立公園の重要なる一環である伊豆半島の観光資源の総合的開発と、諸施設の整備充実の機運にある時、国際的観光地伊豆へ来遊する内外観光客の激増に対処する輸送力は、現在の単線では、すでに限界点に達している。ついては、国鉄伊東線の輸送力の増強と安全運転のため、伊東線を複線にされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

二俣、佐久間線敷設促進に関する請願（請願者　静岡県掛川市長鈴木理一郎外四名）（戸塚九一郎君紹介）（第二四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有鉄道二俣、佐久間線建設については、大正十四年以来数次にわたつて請願してきたところであるが、この地域は、わが国三大林業地帯であるとともに、久根、峯之沢等の地下資源と天竜水系の電源開発の地域であつて、同線が敷設されれば、沿線の各種産業の開発はもちろん、東海道沿線諸都市および貿易港清水より長野地方と連絡ができ、また静岡県と日本海〆魚川地方との最短路線となる等、その効果はまことに大である。ついては、二俣、佐久間線の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

鹿児島本線複線化に関する請願（請願者　熊本県議会議長瀬口龍之介）（坂田道太君紹介）（第二五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄鹿児島本線は門司、鹿児島間を結ぶ主要幹線で、近来飛躍的

産業の振興に伴い、その輸送量は年々増加の一途をたどっているが、いまだに門司、久留米間を除き他は単線であるため、その輸送力に限度を来たし、農林水産品を始め、鉱工業品等の滞貨は、各駅に激増し、産業経済の進展を阻害している。ついては、国鉄当局において貨物輸送の行き詰りを打開するため、貨車の増配または複線化を企図しているとのことであるが、まず第一期工事として、少くとも久留米、八代間の複線化を完成し、漸次全線の複線化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通の利便を増進するため、予算等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

山野線にディゼルカー運転の請願（請願者　鹿児島県水俣市長橋本彦七外六名）（池田清志君紹介第）（第二五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山野線水俣駅より吉松間の列車運行は、その回数きわめて少なく、地域社会交通上すくなからず不便を感じ、一方産業、文化、観光の発展に多大の支障をきたしている。ついては、山野線にディゼルカーを運転され、これに伴い数箇所の信号所停車場をも設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における旅客交通の利便をはかるため、車両等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

わら工品運賃値下げに関する請願（請願者　福岡県庁内福岡県薬工品対策協議会長森部隆輔外二名）（山崎巌君紹介）（第二五六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わら工品は紙袋、ビニロン、麻袋等代替品進出に圧迫されているため、生産農家はこれらに対処して、生産費の切り下げと生産能率化による現金収入化をはかつているのに、鉄道運賃の値上げを実施することは、ただちに農家収入の大減収を来たし、わら工品副業は壊滅的打撃を受けることは必至であるから、次の事項を勘案の上、運賃値下げの取計いをされたいというのである。（一）わら工品は遠距離特別割引（六百キロ以上一一六パーセントまで）の適用物資とする、（二）現在貨物運賃等級においてかます、むしろは五級、なわは六級の取扱いを受けているが、これらの物資は米穀、肥料等の主要包装資材であるばかりでなく、価格中に占める運賃の比率が非常に割高であるので、米穀、肥料同様に特別賃率の対象物資とする、（三）わら工品の軽量減トンの取扱いについては減トン数を現行以上の取扱とする。

二、請願の議決理由

当該商品の重要性にかんがみ、実情を検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

山田線及び小本線の輸送力増強に関する請願（請願者　岩手県宮古市長中尾重治外十七名）（鈴木善幸君紹介）（第二五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄山田線および小本線に対する貨車の配車が極端に不足のため、沿線のあらゆる生産物、とくに最近においては薪炭等の林産物の滞貨がはなはだしく、せつかくの生産品が各駅各地に山積して現金化せず、いたずらに眠つているため、生産業者は労務者に支払うべき賃金すら、遅払のやむなき状態に追いこまれている。ついては、宮古下閉伊地方の民生の危機を除くため、国鉄山田線および小本線の輸送力を増強されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、予算等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

石巻柳津線敷設に関する請願（請願者　宮城県石巻市長山内習外十二名）（内海安吉君紹介）（第二六六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県石巻市は、産業経済の発展と北上川河口のいゆいせつと相まつて、石巻港は重要港湾編入の過程にあり、さらに加えて東洋一のスレート特産地女川町、雄勝町等の経済地域を包含しており、また桃生郡河北町、吉津郡津山町等は、農産物の豊庫を擁してますます産業開発の機運に向つている。ついては、石巻市を起点とし、桃生郡河北町飯野川を経て、津山町柳津に至る鉄道の敷設は、これら三陸沿岸の経済、文化の振興に寄与するところ多大なものがあるから、右鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び地方交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

上越線複線化促進に関する請願（請願者　新潟県小千谷市長位下松五郎外七名）（稲葉修君紹介）（第二七五六号）及び同（請願者　新潟県小千谷市議会議長山本英之助外七名）（関谷勝利君紹介）（第二七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上越線は最近貨客ともに輸送量が増加し、その利用度は東日本と表日本との連絡線中最も重要性を増してきたが、とくに北海道方面よりの貨物は、東北線よりも上越線によつて関東へ運ばれる傾向が強く、また将来ソ連ならびに中共との貿易港として、新潟港が認可されるならば、その利用率も一段と増加するものと思われる。ついては、上越線中いまだ複線になつていない小千谷駅、越後湯沢駅間を、小千谷駅、越後岩沢駅および越後田沢、越後湯沢間鉄道の建設により複線化されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方、交通の利便をはかる等のため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

旧小倉鉄道線買収の補償に関する請願（請願者　福岡県小倉市大字富野四十八番地の一小倉鉄道株式会社代表取締役社長林田惣七郎）（田中彰治君外二名紹介）（第二七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十八年に政府に買収せられた旧小倉鉄道線の買収は、実質は総動員法による戦時輸送力増強のため強制買収でありながら、買収の形式は地方鉄道法による一般鉄道買収規定によられたため、買収価額は時価によらず、創業当初から昭和十七年までの建設費総額と、最近三箇年の営業利益率により計算されたので、時価よりはるかに低額であり、しかもその実質的な支払は昭和二十五年になされたので、貨幣価値も暴落しており、その損害はきわめて著しいものがあるので合理的な補償をされたいというのである。

二、請願の議決理由

買収当時の特殊事情にかんがみ、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

日勝鉄道海岸線敷設に関する請願（請願者　北海道広尾郡広尾町長真岩栄松外一名）（本名武君紹介）（第二八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道広尾郡広尾町より幌泉を経て様似に至る日勝鉄道海岸線（七四・三キロ）は、鉄道敷設法により早くから予定線に入つているが、いまだ実現されないので同地域一帯の豊富な水産、林産および鉱産資源が未開発のまま放置されているのみならず、日高、十勝などの隣接地との交通もきわめて不便であり、経済、文化の交流にも多大な支障をきたしているので、同線をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び地方交通の利便をはかるため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

飯田、中津川、下呂間鉄道敷設に関する請願（請願者　岐阜県中津川市駒場大平前田幸夫）（楯兼次郎君紹介）（第二八三五号）、同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（植原悦二郎君紹介）（第二九二〇号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第二九四一号）、同（請願者　長野県議会議員依田勇雄外一名）（第二九七一号）、同（請願者　長野県議会議員鈴木義三郎）（下平正一君紹介）（第三〇一〇号）、同（請願者　長野県議会事務局長北沢安生外一名）（原茂君紹介）（第三〇一一号）及び同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（西村彰一君紹介）（第三〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯田線飯田駅と中央西線中津川駅を経て高山本線下呂駅間を結ぶ鉄道敷設問題は、戦前すでに国会において採択されたのであるが、戦争により中止されたまま今日なお放置されていることは遺憾である。由来同地帯は豊富な森林資源や地下資源を有し、また観光地としてもその開発は国策上重要な意義をもつており、さらに開通の暁は中京地方との経済、文化の交流が行われ、同地方も一段と発展するものと思われる。ついては、飯田、中津川、下呂間に鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び地方交通の利便をはかる等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

鹿児島、鹿屋間民間航空路開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第二八九二号）

一、請願の要旨及び目的

近時民間航空の発達に伴つて運輸交通の高速化は目ざましいものがあるが、鹿児島県大隅地方一帯は、他の地域に比較して各面にわたつて開発が遅延しているため、さきに国土総合開発法に基く南九州特定地域としての指定をうけ、農林産、観光資源の開発を進めつつあるが、その中にあつて鹿屋市は、開発の拠点としてまた文化、交通、経済各部門にわたる唯一の中心都市として地域内外との連絡上重要な地位を占めているので、交通施設の整備が望まれている。ついては、鹿児島市まで運航されている民間航空路線を、鹿屋市まで延長開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

大隅地方における資源の開発並びに交通施設の整備をはかるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

宮崎、鹿屋間民間航空路開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第二八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市は、大隅地方開発の拠点として、また文化交通、経済各部門にわたる唯一の中心都市として、地域内外との連絡上重要なる地位を占めているが、同地方一帯の交通施設の現況は、まつたく不備不完全な現況にあり、このため開発がおくれ、地域民の不利不便もまた大である。ついては、現在、宮崎市まで運航されている民間航空路線を、同市まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿屋市の重要性並びに同地方一帯の交通施設の現況にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

大隅地区に測候機関設置に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第二八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅地方は、広大なる耕地と豊富な森林資源とを有しているが、この開発をはばんでいるものは地理的、経済的諸条件の不利なことのほかに、毎年風水害による耕地の侵食などのため、農業生産の不安定な状態にあるということと、幹線、道路の流失欠壊による運輸交通難ということが、最も大きな原因で、一度台風に遭遇すれば大隅地方は陸の孤島化する状態である。ついては、開発を阻害している風水害の防止上、大隅地方に測候機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における気象条件の特殊性にかんがみ、予算等を勘案して請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

国分、古江間国鉄バスの鹿屋駅乗入れ等に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第二八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市を中心とする大隅地方一帯は、さきに国土総合開発法に基く南九州特定地域として指定され、すでに笠之原台地の畑地かんがい、国鉄国分線の着手をみるに至つており、将来は大隅の中心的生産都市としての構想のもとに、隣接各主要地との幹線連絡道路の開発整備を進めているが、同地方一帯の交通機関の現況は、一民間会社のみによつて運営されているので、最近では利用者の増加に応じ得ない実情である。つい

ては、現在の国分、古江間の国鉄バスを、鹿屋駅経由百引循環線として新設するとともに、古江から海岸線を南下して佐多町に通ずる新線を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における旅客交通の利便をはかるため、車両、要員等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

信越線上田、豊野間に気動車運転に関する請願（請願者　長野県議会議長矢島武治）（植原悦二郎君紹介）（第二九一九号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第二九四〇号）、同（請願者　長野県議会議員依田勇雄外一名）（吉川久衛君紹介）（第二九七〇号）、同（請願者　長野県議会議員深沢則吉）（下平正一君紹介）（第三〇〇八号）、同（請願者　長野県議会議員原武外一名）（原茂君紹介）（第三〇〇九号）及び同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（西村彰一君紹介）（第三〇三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県は全国有数の広範囲な面積を有し、県下の交通は鉄道に依存するところがきわめて大きいが、現在県行政の中心地である長野市を起点として篠ノ井線、信越線、飯山線を通じて三十八本の運転回数であるが、観光客、あるいは県内沿線住民の輸送にはとうてい十分とはいい難く、とくに信越線上田、豊野間においては、これらの条件に加えて、通勤、通学者等の利用のため、驚異的な混雑をきたしている実情である。ついては、信越線上田、豊野間に気動車を増発運転せられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の旅客交通の利便をはかるため、車両等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

日豊線にディゼルカー運転の請願（請願者　宮崎市別府町二番地宮崎県町村議会議長会長日高正）（川野芳滿君紹介）（第九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県を縦断する日豊線は、同県唯一の鉄道として県民のひとしく利用するところであるが、他県に比し運転回数が少く、一日上下八本程度に過ぎない。ついては一般乗客、通勤者、通学生等の著しく増大している折柄、同路線においてディゼルカーを運転し、ローカル線として延岡、宮崎間あるいは宮崎、都城間、都城、鹿児島間等にディゼルカーを運転し、スピードアップと混雑の防止をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該線区における旅客交通の利便をはかるため、車両等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

日の影、高森間に国鉄バス運転の請願（請願者　宮崎市別府町二番地宮崎県町村議会議長会長日高正）（川野芳滿君紹介）（第二九六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県日の影駅と熊本県高森駅とを結ぶ県道六十キロの区間は、現在国鉄および各種民間業者によつて、一応物資輸送の面は確保されているものの、旅客の輸送においては、宮崎交通のバスしかなく、しかも同社の今日の業態は、地元民の希望とは、はるかに遠いものがあり、かえつてその営業振りは、地元民の要望と逆の方向に向けられているかと思われる実情である。ついては、日の影、高森間鉄道貫通の前提として、国鉄バスの運行を早急に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における交通の利便をはかる等のため、実情を検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

日の影、高森間鉄道延長の請願（請願者　宮崎市別府町二番地宮崎県町村議会議長会長日高正）（川野芳滿君紹介）（第二九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日の影、高森間の鉄道延長は、地元民多年の悲願であり、もしこれが実現されるならば、同地方の豊富な地下資源、山林資源の開発を促進し、九州の東西を結ぶ重要産業鉄道となり、竹島築港の完成、さらに有名な高千穂峡、阿蘇国立公園等の観光客等に寄与するところは、まことに大である。ついては、日の影、高森間の鉄道延長を早期に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

東京、博多間直通特別急行列車運行等に関する請願（請願者　広島県尾道市長天野彦三外二名）（永山忠則君紹介）（第二九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬戸内海の中央に位し、四国および周辺諸島の中継港として、また山陰方面への陸運連絡拠点として、古くより海陸交通の要衝である広島県尾道市は、近年商工業ならびに観光等の急激な伸展により、ますます隆盛の一途をたどり、国鉄特急列車利用客も年々増加しているが、現在尾道駅に停車するのはかもめ号一本で、割当乗車券五枚ではとうてい需要に応じられないので、新たにあさかぜ号と同種の東京、博多間特別急行列車を運行して、尾道駅に停車するよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅利用旅客の利便をはかるため、実情を検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

南予線高川、川津間に国鉄バス乗入れ等に関する請願（請願者　愛媛県東宇和郡黒瀬川村長河野重利外一名）（井谷正吉君紹介）（第三〇三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南予線高川、川津間に国鉄バス乗入れについては当局より昭和三十二年度当初より開始する由の内意を得ていたが、新年度となつたので、この際予定通り新規の乗入れを開始されるとともに、南予線土居町、三滝間国鉄バスは、現在早朝および夕刻にわずかに二往復しか運転されず、住民数および利用状況よりみてはなはだきん少であるから、これが運転回数を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における旅客交通の利便をはかるため、車両等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

道路運送法等の一部改正案反対に関する請願（請願者　鹿児島市東千石町六十五番地ノ二十七　鹿児島県自動車販売店協会杉原頼三外七名）（池田清志君紹介）（第三〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般道路運送法および道路運送車両法の一部改正案が上程されよ

うとしているが、これら改正案は、きわめて少数の既存運送業者の利益を擁護するために、全貨物自動車の八割以上を占める自家用車の使用範囲を大幅に制限し、行政手続を繁雑にし、その上自家用自動車のすべてを営業類似行為の常習者とみなして積極的に取締りを実施しようとするものである。ついては、自家用車使用者の自由が束縛されることを黙視するに忍びず、中小企業者の利益をはかり、加えてわが国の自動車普及の健全なる発達を期するため、同改正案に反対するというのである。

二、請願の議決理由

自家用自動車の適正なる利用を促進するため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

糸崎駅を直流、交流の分岐点に指定等に関する請願（請願者広島県三原市長富田俊一郎）（永山忠則君紹介）（第三〇八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時国鉄の電化計画が促進され、山陽線もその第一次五箇年計画に編入されているやにきくが、同線の岡山市と広島県三原市の中間地帯には、倉敷市、玉島市、笠岡市、福山市、府中市、松永市、因島市、尾道市および三原市等の諸都市があつて、わが国有数の人口周密地帯であり、加えて幾多の支線や四国との連絡航路が接続しているため交通量はきわめて多く、而も逐年増加の一途をたどつているので、同区間が交流電化されると技術的に電車の運転が困難になり、輸送需要に応ずることができないものと思われる。ついては、岡山、糸崎間は直流方式とし、糸崎以西を交流方式とするとともに、糸崎機関区を存置しかつ拡張せられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便をはかる等のため、実情を検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

寅丸礁に航路標識設置の請願（請願者　広島県三原市長富田俊一郎）（永山忠則君紹介）（第三〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十二年四月十二日芸備商船会社所属第五北川丸が衝突遭難した寅丸礁は、三原市須波町とサキ浦町（佐木島）との中間にあり、広島県豊田郡瀬戸田町方面よりの航路と青木瀬戸と柄鐘瀬戸との間の重要航路中にあるもので、その付近一帯は水深非常に深く、また三ノット以上の急潮流の中にこつ然として立つている岩礁であつて、航行船舶の常に危険を感じ、魔の岩礁として恐れられている所である。ついては、航行の安全をはかるため寅丸礁に航路標識（灯標）を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨に沿うよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

ハイヤー・タクシー営業復元に関する請願（請願者　横浜市南区中村町四丁目二百二十一番地平野団十郎外十七名）（飛鳥田一雄君紹介）（第三〇九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二次大戦中の物資統制によつてハイヤー・タクシー業者も個人営業より企業合同を余儀なくされたが、戦後十余年を経た今日において、一般営業者は統制が解除されたにもかかわらず、ハイヤー・タクシー業者のみ営業権が返還されないことは遺憾であるからすみやかにこれが営業復元に関する適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該企業合同の特異性にかんがみ、実情を検討の上、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

板付飛行場に東南アジア向け等国際ライン開設に関する請願（請願者　福岡市福岡県商工会議所連合会長　山脇正次外二十名）（田中稔男君紹介）（第三〇九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市に所在する板付飛行場は、現在その大部分を米軍に占拠されているが、日本航空株式会社の発足とともに東京、板付ラインが開設され、昨年九月には板付、那覇の国際ラインも開設されるに至り、年々その重要性が倍加している。ついては、とくに朝鮮半島、中国大陸、シベリア、東南アジア、中近東およびヨーロッパ大陸等に通ずるわが国の前進基地としての立地条件を備え、国際空港としての完備されている板付飛行場に、中国大陸、朝鮮半島、シベリア、東南アジア等各地への国際ラインをすみやかに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

板付飛行場は東南アジア向けの前進基地としての立地的条件を具備しているのにかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

水産物の輸送力増強等に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地ノ一岩手県漁業協同組合連合会藤沢清助）（鈴木善幸君紹介）（第三一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸鉄道ならびに国道の完遂は、同地方水産物の輸送上緊急を要する問題であり、とくに盛漁期においては滞貨が山積し、水産製品の価格が低落していん大な損害をこうむつている実情であるから、貨車を増配するとともに、三陸沿岸鉄道および国道をすみやかに完成せられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における輸送力増強をはかるため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

三陸沿岸航路標識の整備等に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地ノ一岩手県漁業協同組合連合会藤沢清助）（鈴木善幸君紹介）（第三一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸は随所に難所があり、濃霧期においては船舶遭難事故が多発し、航行に危険と不便とを感じている実情であるので、航海の安全を期するため、航路標識を明示するとともに未設置箇所に霧笛信号所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

三陸沿岸海域における船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨に沿うよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

波見港修築に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第三一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島東岸肝付川河港口にある商港波見港は、同地域物資の集散港として、往時よりはなはだ重要な港であつたが、たびたびの風水害により港内の荒廃著しく、このため現在は満潮時以外は船舶の出入も不可能な状態にある。したがつて同地域の豊富な

農、林産資源は、簡易線である国鉄古江線によつて輸送されているが、簡易線であるため貨車回送も悪く、同地区開発の障害となつている実情にあるから、この際同港を修築し、港湾施設を速急に充実されたいというのである。

二、請願の議決理由

波見港の現状にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

白石、北白川駅間に駅設置の請願（請願者　宮城県白石市長麻生寛道外三名）（愛知揆一君紹介）（第三二〇一号）及び同（請願者　宮城県刈田郡蔵王町長佐藤甲二外三名）（保科善四郎君紹介）（第三二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線白石、北白川駅間の新駅設置については第十九国会にも請願に及んだが、該地点は東北の屋根と称される秀峰蔵王山ろくに位し、白石、北白川駅間八・六キロのちようど中間にあり、同地区には蔵王町宮町の三百余戸を有する市街地と付近に蔵王町宮地区および白石市深谷、内親の二地区の七百余戸が散在し、利用地域の人口は二万三千余人を数えるが、現在国鉄を利用するには既設駅まで八キロないし二十数キロも離れているので、きわめて不便を感じている。ついては、同地点にすみやかに新駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、実情を検討の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

南九州地区にレーダー設置に関する請願（請願者　鹿児島市長勝目清）（池田清志君紹介）（第三二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国に来襲する台風のほとんどが南九州に上陸する実情にかんがみ、台風の状態を上陸前に正確にとらえ、十分な防災対策がたてられるよう、南九州南部と奄美大島に気象レーダーを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の気象事情の特殊性にかんがみ、予算等を勘案して、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

三陸沿岸縦貫鉄道全通促進に関する請願（請願者　岩手県気仙沼郡三陸村長野々村善二郎外三名）（小澤佐重喜君外一名紹介）（第三二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県気仙沼郡三陸地方は、山林、鉱、農、水産等無限の資源を包蔵し、また観光地帯としても天然の風光に富み、今後の発展は物資輸送の交通路確立にあることは言をまたないが、去る二月十一日気仙沼、本吉間の鉄道開通をみたことは、三陸縦貫鉄道に一歩前進したものと喜びにたえないところであるが、これをさらに大船渡市盛町、釜石間をすみやかに着工せられ、三陸沿岸縦貫鉄道の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

山陽本線の電車化を上郡駅まで延長に関する請願（請願者　兵庫県伊丹市議会議長国沢耕作外十八名）（山口丈太郎君紹介）（第三二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄ではさきに電化計画を策定し、山陽本線においては三十一年十月にその第一期工事として大阪、姫路間の電化実施計画を樹立し、三十二年度完成を目途として、すでに西明石、姫路間の電化工事に着手したが、姫路以西の兵庫県西南部地区は、産業、経済、文化等あらゆる面において同県下における重要な地位を占め、また阪神地区の外縁的工業地帯として同一経済圏内にあるため、人的、物的交流は相当数にのぼり、今後さらにこれらの輸送は増大するものと思われる。ついては、その第一期工事を上郡駅まで延長施工せられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の旅客交通の利便をはかるため、予算、車両等を勘案の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

瀬戸内海の航行危険水域に航路標識増設に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（星島二郎君紹介）（第三二四七号）

一、請願の要旨及び目的

瀬戸内海は大小無数の島が散在して、あまたの迫門を形成し、潮流の変化はなはだしく、ために海難事故が多く、船舶関係者から航行の安全を確保し、海難を未然に防止するための航路標識増設についての要望は、きわめて強いものがあり、これがため政府は本年度航路標識整備費として四億三千万円を計上しているが、瀬戸内海における海難事故続発の実情にかんがみ、これが整備費の増額をはかるとともに、すみやかに瀬戸内海の航行危険水域に航路標識を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬戸内海における海難事故の続発にかんがみ、船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨に沿うよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

瀬戸内海における海難事故防止等に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（星島二郎君紹介）（第三二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

内海航路においては、沿岸水域という安易感から耐航性の疑わしい老朽船が多く、定員制もまつたく守られていない現状であつて、本年四月第五北川丸のごとく死者四十九名行方不明六十四名の犠牲者を出したことは、まことに寒心にたえないことである。ついては、瀬戸内海における海難事故防止のため、船舶の検査を厳にし、また定員超過に対する罰則を強化して、旅客航路事業者の猛省を促すとともに、定期船発着地には常時監督官を派遣されたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬戸内海における海難事故の防止についてその万全を期するため、請願の趣旨に沿うよう努力するを適当と認める。よつて本請願は

はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

国鉄旧ずい道を国道へ移管の請願（請願者　静岡市長山田順策外十五名）（西村直己君紹介）（第二二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年五月十八日二級国道静岡浜松線は、焼津市大崩海岸において欠壊し、これがため完全に交通は途絶し、人さえ通れず、県としても時を移さず早期復旧に努めたが、復旧も容易でなく、現在一応片側交通を実施している状態である。ついては遊休施設となつている国鉄焼津、用宗駅間ずい道（小浜、石部両ずい道）が使用できるならば、交通途絶からのがれられるのみならず、距離的にも時間的にも短縮され、その利便ははかり知れないものがあるから、前記国鉄旧ずい道を二級国道に移管せられ、ただちに道路として利用できるよう取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

運輸委員長　淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

通信委員会

上野町の電話架設に関する請願外三件（請願者　愛知県知多郡上野町長安藤喜久治外百七十八名）（久野忠治君紹介）（第四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡上野町は、知多半島の北端に位置し、名古屋とは天白川の小流を隔てて隣接し、名古屋市需給の衛星都市たるの観を呈し、交通経済産業その他あらゆる点においてその環境は名古屋市内と同一状態にあるが、上野町名和、荒尾両局区内には実に百七十五に及ぶ積滞電話があつて、同町の産業、経済発展をそ害している現状である。ついては、名和、荒尾両局の統合とともに、積滞電話の解消により準即時電話、あるいは即時通話実現への道を開かれたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域の電話事情にかんがみ、なるべくすみやかに電話設備の増加並びに名古屋に対する即時通話の実施をはかることを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

美ケ原テレビ中継所設置促進に関する請願（請願者　長野市妻科長野県議会議員山岸光治外一名）（松平忠久君紹介）（第二〇三号）、同（請願者　長野市妻科町長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第七八九号）、同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（吉川久衛君紹介）（第七九〇号）及び同（請願者　長野県北安曇郡池田町長野県議会　議員鈴木義三郎）（下平正一君紹介）（第一九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

テレビが国民文化生活に占める度合いが強いにもかかわらず、テレビ視聴の自由は東京、大阪等大都市の周辺に局限されている現状であることは、大多数国民の遺憾とするところで、長野県の場合もその例に漏れず、きわめて部分的に受像可能の地点を有するものの、ほとんど県全域にわたつて視聴が妨げられている実情である。ついては、内外観光客の来遊が年とともにしげきを加えている現在、これらの観光客の要望もあり、一日も早く美ケ原テレビ中継所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

福島郵便局庁舎改築の請願（請願者　福島県議会議長渡辺鉄太郎）（鈴木周次郎君紹介）（第二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島郵便局の現庁舎は、大正七年に建築され、以来三十八年を経過し、その間、事務量の増大に伴い、仮設的に増築を重ねて急場をしのいできたが、今やその老朽、狭あいはなはだしく、倒壊の危険さえ感ぜられ、事務能率にきわめて悪影響を及ぼしているのみならず、職員の健康上からもまことに憂慮すべきものがある。また同市都市計画は、局舎敷地の一部と建物を街路に編入してあり、撤去の余儀ない状態でもある。ついては、同庁舎をすみやかに改築せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の郵便局舎は、早急新築を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

根室町に中継放送局設置に関する請願（請願者　北海道根室町長富樫正神）（伊藤郷一君紹介）（第四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道根室地方におけるラジオの普及状況は、根室町を中心として歯舞村、和田村を合せて五千台に上り、その普及は近年とくに目ざましいものがあるが、放送受信の現状は、北見放送局の出力強大なため、釧路放送局における放送は全くは聴取困難な状態である。ついては、根室町に中継放送局を設置するよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

合併町村の郵便集配区早期変更に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長渡辺西尾）（粟山博君紹介）（第五八七号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内五十八番地福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第五八八号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併により町村の境界は変更されたが、現在の郵便集配区は合併前町村の区域によつて実施されているため、新町村内において集配区の異なる地域が多く、これがため各種通知書、一般書簡等の遅延を招き不便少なからざる実情である。ついては、すみやかに集配区を新町村区域に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

鷲宿温泉地内に電話交換局設置等に関する請願（請願者　岩手県岩手郡雫石町長上野君平外二名）（山本猛夫君紹介）（第五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鷲宿温泉は、盛岡市より約二十キロ、橋場線雫石駅より約十一キロの地点にあり、湯治客は月平均一万人以上にして、その発展ぶりはまことに目ざましいものがあり、また付近一帯に広大な山林資源を有し、木材の搬出等に従事する人夫も常時二百人位入山して活気を呈し、その他公共施設として、県営ダム事務所、日本大学夏期合宿訓練所等があるが、郵政施設としては、簡易郵便局があるのみであり、さらに通信施設は多数共同の電話一回線があるだけで、その不便はまことに大である。ついては、鷲宿温泉地内に電話交換局を設置するとともに、簡易郵便局を特定郵便局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には、電話交換事

務を開始する計画がある趣なので、鷲宿簡易郵便局は無集配特定郵便局に昇格の要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

上穴内部落に電話架設の請願（請願者　高知県香美郡土佐山田町長町先外一名）（森本靖君紹介）（第六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年九月一日、境界変更により高知県香美郡土佐山田町に編入合併した元長岡郡大豊村天坪南部地区上穴内部落を中心として散在する二百二十五戸に及ぶ地区は、山間辺地であるが同県下まれにみる森林地帯であるため、森林事業が発展し、業者の入山もきわめて多く、また関係事業場、事務所および官公庁、学校等もあるが、同地区には通信施設がないので、急を要する場合はもちろん、日常の取引連絡等に多大の不便を感じている。ついては、同地区の中央に位置する上穴内部落に電話を架設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、すみやかに、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

南矢代駅前に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　兵庫県多紀郡丹南町栗柄野四百十二番地酒井慶三郎）（有田喜一君紹介）（第七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡丹南町南矢代は、世帯戸数百二十戸の部落であるが、付近一帯は林産資源に豊み、かつ昭和三十年九月国鉄福知山線にディゼルカー運転以来、交通の要点にある関係から南矢代駅が設置され、将来ますます発展の機運にあり、通信機関の設置が痛感されている。ついては、南矢代駅前に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には、将来、適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

横瀬地区に公衆電話架設の請願（請願者　高知県中村市横瀬多和良員外百三名）（森本靖君紹介）（第七九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県中村市横瀬地区は、中村市の西端中筋川支流横瀬川の上流に位し、市の中心地から十六キロも離れた辺地であるが、面積は広範で、米、麦、木炭ならびに林産物の生産も豊富であるため、それに伴い工場、事業場があり、また、商取引等も活発であるが、同地区に電話が架設されていないので、その不利不便は言語に絶するものがある。ついては、すみやかに同中村市横瀬地区に公衆電話を架設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、なるべくすみやかに、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

倉吉放送局に第二放送電波発射施設設置に関する請願（請願者　鳥取県倉吉市長早川忠篤外四名）（足鹿覺君紹介）（第八四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ラジオの難聴地帯である鳥取県中部地区に、昨年二月倉吉放送局が開設せられたことは同地方民の喜びとするところであるが、NHK第二放送については、倉吉放送局にはいまだその設備がないため、難聴を極め、鳥取放送局よりの電波によつてかろうじて聴取している実情である。ついては、倉吉放送局に第二放送電波発射施設をすみやかに設置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

放送設備の耐用年数短縮に関する請願（請願者　東京都中央区銀座西七丁目八番地高速道路ビル社団法人日本民間放送連盟会長足立正）（橋本登美三郎君外二名紹介）（第八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一般放送事業の現行法定耐用年数は、昭和二十六年に設定されたものであるが、その後放送技術および放送内容が著しく進歩し、一般放送事業の経営の基礎や、放送の実施方法は、従来からの日本放送協会とは相当異なつていることおよび国際的技術水準を保持する必要がますます強くなつてきたこと等の理由から、放送設備の耐用年数を短縮するよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

夜須町羽尾地区内に公衆電話架設の請願（請願者　高知県香美郡夜須町長恒光幸寿）（森本靖君紹介）（第八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡夜須町羽尾地区は、戸数九十戸を有する南北に細長い町で、町役場、農協の出張所、小学校、保育所、公民館等公共機関があり、同町北部の中心をなしているが、交通通信機関がないために町役場、農協等への連絡も一々人を派してこれに当る状態で、急病人などの発生した場合は応急通信の方法もなく、電話架設は住民の久しく要望するところである。ついては、現在の町財政にては電話架設は非常に困難であるから、昭和三十二年度において、同地区に公衆電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、すみやかに、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

大津郵便局管内の電話を高知局に変更の請願（請願者　高知県長岡郡大津村長徳弘勝外二名）（森本靖君紹介）（第九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡大津村は、行政区域が高知市に突入し、地理的にも同市の区域としてなんら矛盾ない立地条件であるため、昭和三十年度には高知県営住宅が建設され、三十一年度にはN・H・K送信所をはじめ厚生省婦人ホーム、高知税務署、高知財務部の合同宿舎等の建設が予定されるなど近郊農村として近代化されつつあり、かつまた経済生活圏においても高知市との関連が深いので、近い将来においては高知市に編入合併が約束されている実情である。ついては、昭和三十二年度には高知電話局の自動化が実施され通信機構の再編成も行われるやにそく聞するので、この際大津郵便局所管の電話を高知局に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知市に隣接しこれと密接な関係にある大津村の電話事情にかんがみ、なるべくすみやかに、同市との間の通話サービスの改善をはかる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に

おいて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

電話加入権の担保制度確立に関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地太田財政研究所長太田政記）（森三樹二君紹介）（第九九〇号）、同（請願者　東京都中央区京橋三丁目十一番地社団法人全国金融業団体連合会長篠塚長太郎）（磯田起夫君紹介）（第二六七〇号）及び同（請願者　東京都中央区京橋三丁目七番地東京都金融業組合副会長渡辺正次外一名）（川野芳滿君紹介）（第二九七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在電話加入権は、公衆電気通信法第三十八条により入質は禁止されているが、中小企業の通信権確保上入質担保は刻下の急務であり、また同法第二十八条においては他人方に設置することを禁止しているが、他人方設置はやむなく行われるもので、これが高利の対象となり、また利子延滞による通話停止の主要なる原因となつている。ついては、これが対策として、電話加入権の担保制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は中小企業者の金融難を救済するための一手段として理由あるものと思われるから、政府において考究を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

合併町村内電話通話区域の早期統合に関する請願（請願者　岩手県岩手郡平館村岩手郡町村議会議長会長村木平次郎）（山本猛夫君紹介）（第一〇二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併実施に併い、新自治体の町村区域内において、電話の通話区域が分割されていることは、まことに不合理な現況で、あらゆる点に不便を来しているので、町村建設促進法の趣旨にのつとり、速急にこれを統合されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

吉野郵便局存置に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡松野町長岡田倉太郎外二名）（今松治郎君紹介）（第一一五〇号）及び同（請願者　愛知県北宇和郡松野町議会議長友岡清光外一名）（井谷正吉君紹介）（第二四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県吉野郵便局は、高知県と愛媛県との県境に位し、窪川、吉野間および宇和島、吉野間の自動車郵便線路の中継局で、郵便物輸送上最も重要な郵便局である。ついては吉野郵便局の整理、統合、業務縮小等を行わず、集配局として現状のまま存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併に伴う郵便区の調整については、区内の利用者に与える影響が大きいので、政府においては、実情を十分調査の上処理を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

飯舘村内五部落に公衆電話設置の請願（請願者　福島県相馬郡飯舘村長高橋市平外八百六十九名）（松井政吉君紹介）（第一三四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県相馬郡飯舘村は、阿武隈山系にある山間辺地で、通信施設のない部落が多いため、非常災害、急病の発生および日常生活においてきわめて不便を感じている。ついては、同村深谷、関根、臼石、前田および佐須の各部落に公衆電話を設置せられるよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、各部落に逐次、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

串間市内の無電話部落に公衆電話設置の請願（請願者　宮崎県串間市長谷口静紀外一名）（伊東岩男君紹介）（第一三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県串間市は、昭和二十九年十一月三日南那珂郡南部五箇町村を合併し、面積は三百平方キロメートルの広域で、加えて山岳重畳して交通はきわめて不便であつて、とくに日南海岸国定公園の都井岬、市木幸島（寂島）の特異な観光地を有しながら、通信施設の不備のため主客ともに不便を忍んでいる実情である。ついては、串間市内の無電話部落に公衆電話を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

串間市内における無電話部落の解消をはかるため、すみやかに、各地区に農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

串間市に電報電話局設置等に関する請願（請願者　宮崎県串間市長谷口静紀外一名）（伊東岩男君紹介）（第一三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県串間市は町村合併して新発足したが、市内間の通話区域が統合されていないため、時間的、経済的に多大の不便を感じている。ついては、串間市に電報電話局を設置し、電信電話の管轄区域および郵便集配区域をすみやかに新市の行政区域と合併するよう統合されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域においては、差向電話加入区域の統合及び即時通話実施等の措置を講ずるとともに、将来適当の時期に電報電話局を新設し、又、郵便区の調整については、政府において実情を十分調査の上処理を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

簡易郵便局受託者の待遇改善に関する請願（請願者　熊本県本渡市志柿町三千百六十六番地志柿本郷簡易郵便局福田梅吉外二名）（林博君紹介）（第一九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　現行法によれば簡易郵便局の任務は無集配特定局と異なることなく、業務の性質上一人の補助員を必要とするが、約六年前開局した当時の法令には、毎月の手数料二万円程度は有り得るよう明文があつたのに、実際は月額五千円にも達せず、これがため法第十三条に基き受託者に必要経費の支弁を請求しても、赤字に悩む受託者においては全然これを顧みる余地なき実情である。ついては、公務員の待遇改善が考慮されている時、簡易郵便局員の待遇も適当に改善されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の趣旨にかんがみ、簡易郵便局における取扱手数料の増額等につき、政府において考究の要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
　通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

木屋町に特定郵便局設置の請願（請願者　松山市木屋町七丁目三十三番地ノ一小玉邦三外四十二名）（関谷勝利君紹介）（第一八六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　松山市木屋町一帯は城北住宅地帯で、堀江、北条に通ずる北の玄関口にあたり、また松山盲学校、松山聾学校等の学校、アパート、市営住宅等を含み、日日青田変じて住宅と化し、戦後ますます発展の一途にあるが、戦後木屋町四丁目に特定郵便局があつたのが廃止されて以来、この地区の住宅は千メートルの距離にある本町郵便局へ行くか、千六百メートル隔てた鉄砲町郵便局へ出向くかしなければならず、不利不便はきわめて大なるものがある。ついては、郵便事務はもちろん、金融機関として、松山市木屋町に特定郵便局を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の地域には、将来予算関係及び他との振合を考慮し、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
　通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

神戸市に簡易保険、郵便年金加入者保養ホーム設置に関する請願（請願者　神戸市長原口忠次郎外一名）（首藤新八君紹介）（第一九五七号）、同（請願者　神戸市会議長伊藤利勝外一名）（河上丈太郎君紹介）（第二〇九九号）及び同（請願者　神戸市助役石原次郎外二名）（五島虎雄君紹介）（第二一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　郵政省においては、簡易保険ならびに郵便年金加入者に対する老後の生活安定と福利の増進をはかる厚生施設として、すでに熱海に保養ホームを設定され、また別府にも建設中であるが、神戸市有馬温泉地町の有馬温泉は、周囲の環境、温泉泉質、交通事情等より見て、大阪郵便局管内の第三次保養ホームの好適の候補地と認められる。ついては、前記神戸市有馬温泉地に右保養ホームを設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
　通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

佐田部落に公衆電話架設の請願（請願者　高知県中村市佐田駐在員岡寿雄外十四名）（森本靖君紹介）（第一九九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　高知県中村市佐田部落は、中村市の中央部より四キロを隔て、険悪なる山道が三キロあるので、通信連絡きわめて悪く、そのため農業経営上また日常生活上多大の不利不便を感じている。ついては、佐田部落に公衆電話を架設されたいというのである。
二、請願の議決理由
　電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、なるべくすみやかに、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
　通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

勝常村に郵便局設置の請願（請願者　福島県河沼郡勝常村長二瓶義春外二十六名）（平田ヒデ君紹介）（第二一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　福島県河沼郡勝常村は、会津盆地の中央平地に位置しているが、郵便局がないため、村民の生活はきわめて不便を感じ、最も近い距離の笈川郵便局へは約四キロあるが、地理的関係が不便のため、これを利用する者はほとんどなく、電信、電話、郵便、為替、貯金等の利用には四キロ以上も離れた塩川郵便局を利用している実情である。ついては、勝常村に郵便局を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の地域には、将来適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
　通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

郵便切手類及び印紙売さばき手数料引上げに関する請願（請願者　東京都世田谷区三軒茶屋町百七十六番地渡辺幸一）（松井政吉君紹介）（第二二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　現行の郵便切手、収入印紙等の売さばき手数料の規定は、明治四年にわが国の郵便制度が創設されて以来、ほとんど一世紀近くも据え置かれているので、現在の経済状勢に即応するよう次記のように措置せられたいというのである。
（一）売さばき手数料の引き上げについては、郵便切手類は買受月額に対し百分の十とし、印紙は買受月額十万円以下の金額については百分の六、十万円をこえる金額については百分の三とすること、
（二）売さばき手数料の最高限度額（現行百万円）の制限を撤廃すること。
二、請願の議決理由
　郵便切手類及び印紙売さばき手数料の改定については、政府において、考究の要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
　通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

岩谷地区に公衆電話架設の請願（請願者　佐賀県伊万里市長橋口四郎）（八木昇君紹介）（第二二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　佐賀県伊万里市大川内町岩谷地区は、伊万里―武雄県道の沿線に位置し、伊万里市と山内村との境界に接する戸数約百戸の岩谷、小石原部落純農村地帯であるが、電話の架設なく、地区住民は日常生活の上に、産業、経済の振興に大なる不便を感じている実情で、もし同地区に公衆電話が架設されれば、周辺部落たる市村はもちろん、杵島郡山内村赤田、筒江の部落等約二百戸が恩恵を受けることとなる。ついては、伊万里市大川内町岩谷地区に公衆電話を架設されたいというのである。
二、請願の議決理由
　電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、予算等を勘案して将来適当の機会において、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
　通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

川内野地区に公衆電話架設の請願（請願者　佐賀県伊万里市長橋口四郎）（八木昇君紹介）（第二二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　佐賀県伊万里市東山代町川内野地区は、標高四百から五百メートルの山に囲まれた辺地に位し、市役所まで十五キロ、もよりの特局まで十キロを隔てるが、通信機

関たる電話の架設なく、住民は多大の不利不便を感じている。ついては、伊万里市川内野地区に公衆電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、すみやかに、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

東田代地区に公衆電話架設の請願（請願者　佐賀県伊万里市長橋口四郎）（八木昇君紹介）（第二二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県伊万里市大川町東田代地区は、同市中央部より約二十キロ、もよりの大川野局より六キロ余りを隔てる山間辺地であり、東田代部落を中心に筒井、井手口の部落が散在し、その戸数は約百二十戸を数えるが、同地区には通信施設がないため、日常生活においてはもちろん、急病の発生、さらに同地区特産果実の出荷等の場合にはきわめて不便であるので、すみやかに同地区に公衆電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、すみやかに、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

笹森山にテレビジョン放送局誘致に関する請願（請願者　福島県信夫郡松川町長阿部伊勢松）（鈴木周次郎君紹介）（第二四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時福島県信夫郡松川町の笹森山がテレビジョン放送に最適の地として、テレビ放送局設置の計画があるやにきくが、同町地内にかような文化機関が設置されることは、全町住民の喜びとするところであり、設置に必要な道路の建設および敷地の無償提供等は町の責任において措置するから、同計画が実現をみるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

朝里温泉に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置に関する請願（請願者　北海道小樽市長安達与五郎）（椎熊三郎君紹介）（第二四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人口約四百八十万人、簡易保険および郵便年金加入者百九十万人を有する北海道にあつては、かねてより簡易保険、郵便年金加入者ホームの設置を強く希望しているところであるが、これが設置を北海道に決定の上は、次の理由によつて、小樽市郊外朝里温泉地帯に建設されたいというのである。

（一）同温泉地帯は、交通の便がよいこと、（二）朝里川の清流に沿う、まれに見る景勝地であること、（三）小樽市においては、同温泉地帯にヘルスセンターとしての諸施設を計画中であること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

山之口郵便局舎新築に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡山之口村長前田潔外一名）（伊東岩男君紹介）（第二六三九号）及び同（請願者　宮崎県北諸県郡山之口村議会議長久保田美義外一名）（伊東岩男君紹介）（第二八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡山之口村では、山之口郵便局舎の新築のためには敷地が先決問題であるとの理由により、昨年七月これが敷地を購入し整地も済ませているが、高城町との町村合併の件につき将来の見通しがたたねば計画も推進できないとの事情で、いまだに新築の運びに至つておらず、また他方、花木公民館に仮移転した山之口郵便局も設備が悪く、昼なお暗い状況で、執務に局員は困つているようであるから、すみやかに実情を認識の上、山之口郵便局舎の新築に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の郵便局舎は、早急新築を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

東分地区に公衆電話架設の請願（請願者　佐賀県伊万里市長橋口四郎外十一名）（八木昇君紹介）（第二七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県伊万里市山代町東分地区は、山間の辺地にあるため、交通、通信の便に恵まれず、日常生活上産業経済の振興に大きな不便を感じ、数年前より電話架設を計画してきたが、経費負担の関係で実現とならず、今日に至つている。ついては、同伊万里市山代町東分地区にへき地農村公衆電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、予算等を勘案して将来適当の機会において農村公衆電話を架設する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

石見町に中継放送局設置に関する請願（請願者　島根県邑智郡町村長会長尾崎卓郎外二名）（機内義雄君紹介）（第二八六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県邑智郡石見町は中国山脈の中腹に位し、由来文化の恩恵に浴すること少く、かかる状態を早急に改善することは至難であるが、現実において最良の施策としては、住民の日常生活に直結している日本放送協会のラジオ放送を確実に聴取する以外に方途がない。ついては、石見町に中継放送局を設置されれば、奥山間部一帯の受信事情が改善されるばかりでなく、価格低廉な鉱石ラジオをもつてしても有益な放送に親しむことができるから、同町に日本放送協会の中継放送局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

宮城野町に特定郵便局設置の請願（請願者　仙台市宮城野町南通り五番地の一大竹万治外千七十三名）（愛知揆一君紹介）（第二八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市東九、十番丁、榴岡、榴岡通、新寺小路、二軒茶屋、宮城野町、宮城野町通、宮城野町南通は、人口の増加著しく、同市東方発展の中心となりつつあり、また榴岡駅の乗降客は平日でも五千人の多きに上つている。ついては、前記地区在民と旅行者の便益をはかるため、宮城野町の榴岡駅付近に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には将来予算関係及び他との振合を考慮し、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

逓信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

港町に特定郵便局設置の請願（請願者　愛媛県伊予市下吾川千五百五十二番地松村順一）（赤城宗徳君紹介）（第二八九七号）

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予市伊予郵便局は、旧郡中町の中心部から現在の位置に移転したのであるが、以来港町、下吾川、灘町役所通り、灘町広場通りおよび下三谷地区の約二千世帯八千人の住民は、遠距離のため非常な不便を感じている。ついては、同伊予市港町の下吾川千五百五十二番地の元県警察署跡付近特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には将来予算関係及び他との振合を考慮し、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

マイクロウエーブ松山、徳島回線の開通促進に関する請願外二件（請願者　松山市長黒田政一外二名）（關谷勝利君紹介）（第二九二一号）及び同外二件（請願者　愛媛県知事久松定武外二名）（上林山榮吉君紹介）（第三〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本電信電話株式会社の愛媛県松山市におけるマイクロウエーブの工事計画は、昭和三十四年度の予定であるよしであるが、これでは、おそくも明年度に全国主要都市一斉にマイクロ中継によるテレビ局開局の機運にかかわらず、ひとり松山市のみが数年立ちおくれることになり、せつかくのテレビジョンの恩恵に浴し得ず、それまで既設の二百メートルの大アンテナもなんの役にも立たない。ついては、マイクロウエーブ松山、徳島中継回線工事の繰り上げ着工を早急に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

全国的回線網の一環として、マイクロ回線の開通促進をはかる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

旧瓶岩村亀岩地区の郵便物配達措置に関する請願（請願者　高知県長岡郡後免町長金堂久喜）（林譲治君紹介）（第二九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡後免町には、南部に後免郵便局、北部に領石郵便局の二局があり、前者の配達区域は旧後免町および長岡村で、後者は旧国府村、上倉村、久礼田村および瓶岩村となつているが、旧瓶岩村亀岩字ユス二番、ユス三番およびユス四番ならびに本ツルベ地区は、昭和十五年頃より郵便規則第八十五条が適用されたため、日々の郵便さえ配達されない状態であり遺憾にたえない。ついては、同地区七十余名の住民もひとしく公共の福祉増進の恩恵を受け得るよう措置されたいという。なお、一般地区同様の措置のできない場合は、請負入札により配達し得るよう考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には、早急郵便物配達の措置を講ずるの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

後免町内の通信機関統合に関する請願（請願者　高知県長岡郡後免町長金堂久喜）（林譲治君紹介）（第二九二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡後免町は、昨年九月末旧後免町、長岡村、国府村、久礼田村、瓶岩村ならびに上倉村の六箇町村が合併されて、新しく後免町として発足したのであるが、南部地区には旧後免町、長岡村、国府村を区内とする後免電報電話局があり、北部地区には旧久礼田村、瓶岩村、上倉村を区域とする領石郵便局の二局があり、南部、北部両地区間の電話通信はおのおの局外通話となるため、通常一時間ないし二時間を要する現状であるから、住民は町内電話の区内一本化を望んでいる。ついては、旧後免町付近は人口も年々増加し、家屋も増設されつつある現状にかんがみ、同地に早急に電報電話局を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併に伴う本地域の電話事情にかんがみ、予算等を勘案して逐次電話施設の改善をはかる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

国正部落に電話架設等に関する請願（請願者　兵庫県加西郡泉町国正浅場坤次外四名）（田中武夫君紹介）（第三〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加西郡泉町国正部落は、戸数百五、人口五百六十人を有し、農業を主体としている地域であるが、町村合併による行政区域の拡大に伴つて電話の利用価値は日毎に増大し、電話のない同部落はあらゆる面で不便を痛感している。ついては、すみやかに電話架設区域を変更するとともに、無電話農村を解消するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、なるべくすみやかに、農村公衆電話の設置、加入区域変更等の措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

万願寺部落に電話架設等に関する請願（請願者　兵庫県加西郡泉町万願寺小池新司外四名）（田中武夫君紹介）（第三〇三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加西郡泉町万願寺部落は戸数百八十戸、人口九百五人の農業を主体とした地域であるが、町村合併による行政区域の拡大に伴い、電話の利用価値は日毎に増大し、電話の無い同部落の不便はあらゆる面で痛感されている。ついては、この際早急に住民福祉の向上のため、架設区域の変更と無電話農村の解消に配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、すみやかに、農村公衆電話の設置、加入区域変更等の措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

上若井部落に電話架設等に関する請願（請願者　兵庫県加西郡泉町上若井小篠一治外四名）（田中武夫君紹介）（第三〇四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加西郡泉町上若井部落は、戸数百十戸、人口五百七十一人の農業を主体とした地域であるが、町村合併による行政区域の拡大に伴い、電話の利用価値は日毎に増大し、電話のない同部落は、あらゆる面で不便を痛感している。ついては、電話架設区域を変更し上若井部落に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、予算等を勘案して適当の機会において、農村公衆電話の設置、加入区域変更等の措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

中富部落に電話架設等に関する請願（請願者　兵庫県加西郡泉町中富金志六郎外四名）（田中武

夫君紹介）（第三〇四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県加西郡泉町中富部落は、戸数百三十八、人口八百四を有し、農業を主体としている地域であるが、町村合併による行政区域の拡大に伴つて電話の利用価値は日毎に増大し、電話のない同部落はあらゆる面で不便を痛感している。ついては、すみやかに電話架設区域を変更するとともに、無電話農村を解消するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

大正町奥打井川外四地区に公衆電話架設の請願（請願者　高知県幡多郡大正町長小畑豊馬）（森本靖君紹介）（第三〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県幡多郡大正町は、総面積二百十三平方キロの広範な地域を占め、人口も七千百余人を数え、豊富な山林資源の開発とともに年々発展しつつあるが、同町奥打井川、中津川、下津川、相去および芳川の各地区には、通信施設がないので、住民はきわめて不便を感じている。ついては、右各地区に農村簡易委託公衆電話を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、すみやかに、前記各地区に、農村公衆電話を設置する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

奥屋内下部落に公衆電話架設の請願（請願者　高知県幡多郡津大村長三石重行外一名）（森本靖君紹介）（第三〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県幡多郡津大村奥屋内下部落は、人口六百二十五人の小部落であるが、急病人その他の用務が発生した場合、もよりの公衆電話まで四キロないし六キロの道程をたどらなければ、目的を達成できないため、日常生活に多大の不利不便をきたしている。ついては、奥屋内下部落に農村公衆電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、すみやかに、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

愛媛県のマイクロウエーブ及び電話網整備促進に関する請願（請願者　愛媛県議会議長　白石春樹）（砂田重政君紹介）（第三〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県のような遠隔地に対しては、文化的、公共的諸施設の計画実施が多分に遅延する弊があることは、はなはだ遺憾であり、とくにマイクロウエーブならびに電話網の整備についての同地方住民の要求は実に切なるものがあるから、政府ならびに日本電信電話公社におかれてはその事情を十分賢察の上、昭和三十二年度において、これが実現を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

常六に公衆電話架設の請願（請願者　高知県中村市三ツ又二十七番地林重穂外二十六名）（森本靖君紹介）（第三〇七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県中村市常六、三ツ又、大屋敷、片魚の四部落は戸数二百七戸、人口千百三十九人であるが、いまだに一基の公衆電話もなく、これがため病人ができた場合市の簡易診療所にさえ近くて十キロ、遠いもので約二十キロの道程を経なければならず、急病患者等の発生した場合の困惑の度はその極に達するばかりでなく、一般家庭生活あるいは商取引等においても、わずか数分によつて解決されることも、一々長い時間と多くの労力をもつてせねばならず、その不利不便はきわめて大なるものがある。ついては、中村市立常六小学校に公衆電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、すみやかに、本地区に農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

開聞、川尻電話取扱局の統合に関する請願（請願者　鹿児島県揖宿郡開聞町長神村武助外一名）（上林山榮吉君紹介）（第三〇八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県揖宿郡開聞町は、町村合併促進法に基き、旧利永村のうち上野地区を合併して新発足したが、同町には開聞と川尻の両電話取扱局があつて、社会的、経済的諸条件から、きわめて不便をきたしている。ついては、開聞、川尻電話取扱局を開聞局に統合し、電話加入区域を同町の行政区域に適合せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由
町村合併に伴う本地域の電話事情にかんがみ、すみやかに、請願の趣旨に沿うよう措置することを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

八千代台町に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　千葉市黒砂町五百二十四番地伊藤正次）（臼井荘一君紹介）（第三一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
八千代台町は、千葉県千葉郡八千代台町十四万坪に都市計画法に準拠した近代的住宅都市として建設され、戸数は千二百戸、人口七千人を擁しているが、新設都市のため同住民の郵便事務に依存すること大きく、しかも銀行もない同地域は、既設郵便局がある京成沿線当志野市大久保町と八千代町大和田町まで電車で行かねばならず、これがため半日がかりとなり、特殊郵便物はもちろん、貯金の預け入れ、払出し等の不利不便はきわめて大なるものがある。ついては、八千代台町に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の地域には、将来予算関係及び他との振合を考慮し、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

通信委員長　松井　政吉

衆議院議長益谷秀次殿

電話線のケーブル化等に関する請願（請願者　宮崎県議会議長藤井満義）（伊東岩男君紹介）（第三二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
台風常襲地帯の宮崎県において、電話線のケーブル化による通信網の整備、長距離市外通話の即時化ならびにテレビ観賞の現実化のため、マイクロウエーブの実施は、最も緊急事であつて、幸い都城方面は電話線もすでにケーブル化され、日南方面も本年度にケーブル化が完成されるよしであるが、ひとり延岡方面のケーブル化のみが遅れることは、宮崎県内外の通話網に大きな欠陥を残し、同県将来の文化産業の発展に多大の支障をきたすことになる。ついては、延岡方面のケーブル化ならびに宮崎県にマイクロウエーブの実施について、とくに配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
台風常襲地帯宮崎県の特殊事情にかんがみ、予算等を勘案して、なるべくすみやかに、マイクロウエーブによる電話回線の完成をはかる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

祝子川及び松葉部落に公衆電話設置の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北川村長　野田義忠外一名）（伊東岩男君紹介）（第三二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県東臼杵郡北川村は、人口九千九百三十四人を有し、総面積の九割は山岳であるため交通の便はきわめて悪く、ことに電話通信にはまつたく恵まれない奥地部落が非常に多く、全部落十七区のうち北川、長井、市棚、下赤谷郵便局の電話が利用できる部落はわずかに四部落に過ぎず、他の十三区は二キロ以上、はなはだしい部落は電話取扱郵便局まで二十キロ離れているため、時間的、経済的損失は大きく、ことに急病患者が発生しても医師に連絡の方法もなく、十数キロの悪路を移送し、これがため尊い人命が失われたこともあつた。ついては、最も不便な祝子川部落および松葉部落に公衆電話を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
電話に恵まれない本地域の住民の利便をはかるため、なるべくすみやかに、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

笠取地区に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　京都府宇治市東笠取簡易郵便局内村上照三郎外二十二名）（川崎末五郎君紹介）（第三二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府宇治市笠取地区は、京都市内の醍醐郵便局の集配管内にあるが、同局よりの距離は近くて五キロ、遠くは八キロに及び、面積は十六平方キロをこえるという地理的条件下にあるため、同局を利用する住民の不利不便はまことに大である。ついては、宇治市笠取地区に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の地域には、将来適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

都井地区等に公衆電話設置の請願（請願者　宮崎県串間市長谷口静紀外一名）（伊東岩男君紹介）（第三二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県串間市は昭和二十九年十一月に、南那珂郡南部五箇町村を合併して発足したが、その面積は三百平方キロの広域を占めているが、交通、通信はきわめて不便であり、とくに日南海岸国定公園の王座を占めている都井岬は、東洋一の都井岬灯台を有し、付近の草原は観光地として年間約二十数万人の観光客を送迎しているにかかわらず、通信施設が皆無であるため、その不利不便は言語に絶するものがある。ついては、都井岬をはじめとし、同市二十九地区に公衆電話を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
串間市内における無電話部落を解消するため、すみやかに各地区に農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
通信委員長　松井　政吉
衆議院議長益谷秀次殿

建設委員会

道路財源の確立等に関する請願（請願者　金沢市広坂通り石川県道路整備促進協会長北敏）（南好雄君外四名紹介）（第四八号）、同（請願者　新潟県両津市長氏田良隆）（北岭吉君外四名紹介）（第四九号）、同（請願者　大津市東浦一番地滋賀県道路協会長今井和一郎）（今井耕君外一名紹介）（第五〇号）、同（請願者　福岡県久留米市築島町三十三ノ一番地渡辺建設株式会社長渡辺一外十四名）（植橋渡君紹介）（第五一号）、同（請願者　前橋市田中町七十七番地群馬県乗合自動車協会長鈴木国彦）（笹本一雄君紹介）（第五二号）、同（請願者　新潟県北蒲原郡築地村長西村強）（渡邊良夫君紹介）（第五三号）、同（請願者　岡山市上石井西口町二百九十八番地社団法人岡山県自家用自動車協会長野谷初四郎）（大林清一君紹介）（第五四号）、同（請願者　静岡県議会議長塚口勇作）（遠藤三郎君紹介）（第五五号）、同（請願者　岩手県西磐井郡花泉町永井字北小茂五十三佐藤寿）（志賀健次郎君紹介）（第五六号）、同（請願者　山口市今市一番地山口県バス協会長井上隆一）（田中龍夫君紹介）（第五七号）、同（請願者　岩手県岩手郡雫石町小田耕蔵）（山本猛夫君紹介）（第一三二号）、同（請願者　福島県会津若松市一箕町大字上蚕養字石仏四百五十番地会津乗合自動車株式会社長林平蔵）（八田貞義君紹介）（第一三三号）、同（請願者　長崎県議会議長隈部登馬男）（今村等君紹介）（第一三四号）、同（請願者　三重県熊野市木本町三重県議会議員谷川義一）（田中幾三郎君紹介）（第二〇六号）、同（請願者　岩手県釜石市大渡町石川勘吉）（鈴木善幸君紹介）（第二〇〇号）、同（請願者　福岡県豊前市議会建設常任委員長長野広行）（有馬英治君紹介）（第四二七号）、同（請願者　東京都大田区田園調布二丁目二十二番地日比貞外一名）（田子一民君紹介）（第四二八号）、同（請願者　長崎県議会議員松田九郎）（綱島正興君紹介）（第四二九号）、同（請願者　福岡県朝倉郡三輪村山隈福岡県土木組合連合会甘木支部長平田貞平）（中島茂喜君紹介）（第四三〇号）、同（請願者　長崎県諫早市八坂町長崎県議会議員八木豊）（中嶋太郎君紹介）（第五九七号）、同（請願者　福岡県直方市日吉町福岡県土木組合連合会直方支部永田建設工業社永田忠外七名）（淵上房太郎君紹介）（第一七九二号）、同（請願者　前橋市田中町十二番地中屋曾我治義商店曾我治義）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一八六五号）、同（請願者　福岡県糸島郡前原町福岡県土木組合連合会前原支部長西原秀雄）（鶏生ナオヲ君紹介）（第一八六六号）及び同（請願者　福岡県行橋市大橋出口音平）（田原春次君紹介）（第二四二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民経済の立ち直りと自動車利用の普及は、予想を越えて好調を示しているが、ひとり道路の整備はこれに伴わついぬ上、道路整備五箇年計画は三箇年を経た今日、わずかに四十五パーセントの進行に止まつている。ついては、次記要領により道路財源法を制定し、財源確保と同時に、道路利用者負担の適正合理化をはかられたいというのである。（一）国税として燃料税、地方税として自動車税の目的税を設定すること、（二）一般財源を道路費に繰り入れること、（三）道路公債を発行すること、（四）有料道路の補助金、等。

二、請願の議決理由
わが国、道路の現況にかんがみ、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十二年五月十七日
建設委員長　薩摩　雄次
衆議院議長益谷秀次殿

葛根田川改修事業促進に関する請願（請願者　岩手県岩手郡雫石町石町長上野君平外一名）（山本猛夫君紹介）（第五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県岩手郡雫石町を貫流する葛根田川の河川改修工事は、総工費三億三千万円、堤防延長十七キロの計画のもとに昭和二十六年に着工せられたが、本年度までの工事の進行状況は堤防延長四、二五八メートルであり、一年度当りの進行率はわずかに六・五パーセントに過ぎないため、融雪期、降雨期における流域住民の不安焦慮は

きわめて大きい。ついては、同工事をすみやかに完成するための予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

岩手県下河川改修に関する請願（請願者　盛岡市内丸岩手県庁内岩手県河川協会長佐々木三和吉）（山本猛夫君紹介）（第五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県の河川は北上川を初め、大半が未改修の状態にあり、とくに中小河川は原始河川の域を脱していない状態である。ついては、目下改修施行中の次の諸川に対し、特段の配慮をされたいというのである。（一）葛根田川中小河川改良事業として昭和三十二年度において、（二）胆沢川中小河川改良事業として昭和三十二年度において三千万円に増額すること、（三）盛川を中小河川改良事業として採択し、昭和三十二年度において五千万円に増額すること、（四）金流川を中小河川改良事業として採択し、昭和三十二年度において三千万円に増額すること、等。

二、請願の議決理由

災害除防の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

川内川上流河川改修工事促進に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長西田円外十三名）（池田清志君紹介）（第六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県西諸県郡飯野町白髪山ろくに源を発し、加久藤町、真幸町、鹿児島県吉松町、栗野町菱刈町および大口市の中枢部を貫流して鹿児島県川内市に注ぐ川内川の改修工事は、昭和二十三年に着工し逐年工事の進行をみていることは喜びにたえないが、いまだ完成されないため、雨期には例年災害が発生し、進行中の工事も崩壊、危機に立ち至つている実情である。ついては、同工事をすみやかに完成するよう、予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

羽月川改修工事促進に関する請願（請願者　鹿児島県大口市長森田盛之助外一名）（池田清志君紹介）（第六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川内川上流羽月川は、熊本県境大口市山野地区に源を発する延長約十三キロの河川であるが、西水流地区の下流において極端なるS字型に屈曲し、近年のごとき山林の過伐と河川荒廃の現状においては降雨の都度はんらんし、交通断絶し、耕地の浸冠水は約八十町歩に及び、市街地住家の浸水は八十五戸以上、農作物被害数百万円にして、その他流域の護岸決潰流失など大小の被害は枚挙にいとまない現状である。ついては、かかる実情より見て、昭和三十二年度より羽月川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

鬮牟田地区に防潮堤築設の請願（請願者　鹿児島県薩摩郡鹿児島村長白橋源右衛門外一名）（池田清志君紹介）（第六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡鹿児島村鬮牟田地区は、村内の中心部にして、毎年季節的の台風による被害は元より、村の中心部の西方低地の岩壁よりの潮害による被害は実にじん大で、防潮林の造成を永年にわたり継続施行したが潮害のため枯死し、造成の見込はなく、このままの状態におくときは、住民は生活の安定を欠き、将来を憂うることはなはだしいものがある。ついては、鬮牟田地区に防潮堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

雪寒地域道路予算確保に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第六四号）、同（請願者　新潟県知事北村一男）（大島秀一君外一名紹介）（第六五号）、同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（吉川久衛君紹介）（第六六号）、同（請願者　札幌市北三条西五丁目北海道庁内北海道道路利用者会議会長佐々木利雄）（佐々木秀世君紹介）（第一三五号）、同（請願者　福島県会津若松市一箕町大字上蚕養字石仏四百五十番地会津乗合自動車株式会社長林平蔵）（八田貞義君紹介）（第一三六号）、同（請願者　北海道知事田中敏文）（渡邊惣蔵君紹介）（第一三七号）及び同（請願者　長野県知事林虎雄）（西村彰一君紹介）（第一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷地域における冬期間の交通断絶を解消するための立法措置が講ぜられたことは喜びにたえないが、同地域の道路は、積雪あるいは凍上等により、数十日ないし半年にわたり自動車交通が不能のまま放置されている実情である。ついては、冬期交通確保のため、同法の実施の裏付けをなす大幅な予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

遠野市の砂防工事に関する請願（請願者　岩手県遠野市長佐々木三和吉）（山本猛夫君紹介）（第一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県遠野市は全国有数の広大な面積を有し、その面積の七割余は山岳によつて満たされ、治山治水には絶えず腐心しているところである。しかも昭和二十二、三年の両台風による被害によつて荒廃はなはだしい。当局の配慮によつて砂防事業も着々進行してはいるが、なんとも広範な同市としてはその工事の山積おびただしい。ついては、三十二年度において同市東禅寺川以下七川の砂防工事を矢来三丁目地内県道舗装に関する請願（請願者　山形県上山市矢来三丁目区長安部喜一外六十九名）（松澤雄藏君紹介）（第一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近上山市繁華街の伸長は南方に向い躍進的に発展し、近代的店舗が軒をつらねているが、在来の道路はあまりにも非文化的感が深く、これがため天候不良の場合には自動車および三輪車は通行人に迷惑をかけるのみならず、各店舗に泥を飛散し、商品の汚損はなはだしく、観光上山市としてまことに恥かしい極みである。ついては、山形県上山市から福島県白石市に通ずる県道の内、上山市矢来三丁目の県道を一日も早く舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

市街地整備の見地よりみて、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

優先実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地よりみて、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

第二万之瀬橋架設に関する請願外一件（請願者　鹿児島県日置郡金峰町宮崎古城有　吉外十九名）（床次徳二君紹介）（第二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道大崎鹿児島線は万之瀬川を横断しているが、同川に架設されていた橋は戦時中流失されたまま放置されているため、歩行者は舟を、車両は遠く回り道をしている。ありさまで、その不便はまことに大きく、同県道が諸産業の発展とともに、ますますその重要性を増している今日、同橋の復旧は喫緊の要事である。ついては、第二万之瀬橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の正常化ならびに輸送力の強化の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

木曾川改修工事促進に関する請願（請願者　愛知県知事桑原幹根外八名）（江崎真澄君紹介）（第二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木曾、長良および揖斐の三河川の改修工事が着々進行をみていることは喜びにたえないが、同河川の改修費は今後三百億円の巨額を要するとのことであり、その完成までには前途暗たんたるものがあり、しかも各河川とも河床の変動、堤防の沈下、水源荒廃による洪水量の増大等、悪化の一途をたどりつつある実情である。ついては、昭和三十二年度にはとくに緊急改修を要する次の諸点につき、すみやかに改修工事を実施せられたいというのである。（一）木曾川については木曾川上、下流本堤の増築と二重堤の強化、（二）南派川の開掘および護岸工事の促進、（三）漏水対策と護岸水制の強化、（四）さらに長良川、揖斐川両川の堤防弱体箇所と護岸水制の補強と、漏水対策の促進、等。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

西新井橋改築促進の請願外一件（請願者　東京都足立区長斎藤恒助外一名）（眞鍋儀十君外一名紹介）（第四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都足立区西新井橋の改築は区民多年の宿望であり、このたび着工の運びとなつたことは、まことに感謝にたえない。ついては、すみやかにこれが完成するよう万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強の見地よりみて、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

松川橋改築に関する請願（請願者　愛知県春日井市議会議長長谷川秀雄）（渡海元三郎君紹介）（第四二二号）、同（請願者　愛知県春日井市議会副議長建守幸二）（河野金昇君紹介）（第四二三号）、同（請願者　愛知県春日井市議会土木委員長長谷川石松）（横井太郎君紹介）（第四二四号）及び同（請願者　愛知県春日井市長梅村義一）（丹羽兵助君紹介）（第四二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋市より守山市を経て春日井市の中央線春日井駅および国道十九号線に連絡し、高蔵寺、多治見、長野方面に通ずる県道守山高蔵寺線、名古屋多治見線および小牧和示良線は、ともに産業上の重要路線であるが、守山市と春日井市の立会を流れる庄内川架設の松川橋は、昭和十三年に架設された木橋のままで老朽はなはだしいため、交通上まことに危険であり、近時事故が続発しているので、同橋をすみやかに永久橋に改築せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

荒川のしゅんせつ促進に関する請願（請願者　東京都中央区長野宗英一郎外二十名）（林博君外六名紹介）（第四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

荒川は戦後一回もしゅんせつが行われず、これがため上流より流入堆積する土砂は膨大な量となり、また下水管の不完全なるため排せつ物は河川に充満し、夏季は悪臭を発して鼻を刺し、台風季節ともなれば、洪水の脅威にさらされ、加うるに船舶の航行、陸揚げに多大の支障をきたし、沿岸区住民は極度に困り果てている。ついては、荒川のしゅんせつを促進するため、国費をもつてすみやかに必要な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

航行の円滑化ならびに保健衛生上の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

公営住宅建設事業の拡充に関する請願（請願者　福島県白河市長中目瑞男外九名）（鈴木周次郎君紹介）（第四四九号）、同外十五件（請願者　福島県東白川郡塙町長金沢春友外二十一名）（平田ヒデ君紹介）（第六二九号）及び同（請願者　福島県白河市長中目瑞男）（平田ヒデ君紹介）（第八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の国民生活において、住宅事情はいまだ深刻かつ悲惨な状態におかれているが、とくに東北地方のような未開発しかも寒冷多雪の地においては、適切な住宅に恵まれない多くの勤労者は、勤労意欲と作業能率の向上に多大の支障をきたしている実情である。ついては、昭和三十二年度予算においては、次記諸項を実現されたいというのである。（一）公営住宅の建設を住宅難解決の最重点とし、国庫補助金を増額すること、（二）公営住宅の建設については、大都市に偏重せず、中小都市および新農村建設を促進すること、（三）公営住宅の建設費については、地方財政ひつ迫の折柄次の点について措置すること、イ、補助率の引上げ（現在は建設費の二分の一の国庫補助）ロ、建設費および用地費の標準価額の適正化、ハ、起債充当率の向上、等。

二、請願の議決理由

勤労者の住宅難解消の急務である点にかんがみ、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

母合橋を永久橋に架替え等に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長寺田市正）（池田清志君紹介）（第五九一号）及び同（請願者　鹿児島県川内市助役園田義秀外一名）（小牧次生君紹介）（第二三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川内川の支川隈之城川が本流に注ぐ合流点付近に架けられている母合橋は、昨年七月の豪雨によりついに流失し、一時渡舟により渡河していたが、現在は仮橋が築造され、かろうじて平時の車両交通に故障なきまでに至つているものの、地元の熱望もあるから、三十二年度には母合橋を永久橋に架け

かえられたいとともに、右岸の川内市街地大小路地区の改修工事も引き続き施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通の円滑化ならびに災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

出水市都市計画幹線街路事業促進に関する請願（請願者　鹿児島県出水市議会議長武宮友輔）（池田清志君紹介）（第五九二号）

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水市都市計画幹線街路事業は、当局の配慮により着々進行しているが、昭和二十八年着工から三十年までの実績は、総延長四千二十メートルに比し、約三十パーセント程度の進行率で、いまなお利用できない段階にあり、施行済箇所の用地提供者よりは、未施行箇所の農地に比して大なる損失であるとの不満の声も大きく叫ばれている。ついては、同市発展の基礎として、同線の果す役割の重要性にかんがみ、同事業をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

市街地整備の早急なる実現のため、すみやかに施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

建築基準法等の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（二階堂進君紹介）（第五九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行建築基準法ならびに関係法規にあつては、学校、病院等の周辺に映画館、劇場その他内容的にも好ましくない建物が建築せられることを規制すべきなんらの措置もないため、青少年の教育上および診療上にも悪い影響を及ぼしていることは遺憾である。ついては、これら関係法規を改正して、対象建築物を規制する措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

教育環境等の保護、育成の必要性にかんがみ、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

竜川の砂防工事実施に関する請願（請願者　岩手県岩手郡雫石町長上野君平外一名）（山本猛夫君紹介）（第五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

竜川は奥羽山系の駒山岳より発し葛根田川に合流する延長十八キロの河川であるが、年年はん乱とともに土砂の流出はなはだしく、これがため河床は逐年増高の一途をたどり、河岸の欠壊により流域住民の不安焦慮はたとえようのないものがある。ついては、岩手県岩手郡雫石町地内竜川筋に三十二年度において砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

葛根田橋の架替えに関する請願（請願者　岩手県岩手郡雫石町長上野君平外一名）（山本猛夫君紹介）（第五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

葛根田橋は、雫石町地内の幹線水系である葛根田川に架橋してある二級国道盛岡秋田線に含まれる重要橋であるが、同橋は明治三十五年に架設した木橋であるためその老朽はなはだしく、年々応急修理を施してかろうじて使用しているが、近時輸送交通量の増大に伴い、その危険度はますます増大し、いまや放置し得ない状態にある。ついては、同橋をすみやかに永久橋に架けかえられるよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

都市不燃化促進に関する請願（請願者　東京都中央区銀座西三丁目一番地都市不燃化同盟会長高橋龍太郎）（瀬戸山三男君紹介）（第七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の都市不燃化は、昭和二十七年耐火建築促進法施行以来、相当の進展をみているが、火災の猛威は依然衰えを示さず、その損害は年間五十余万坪、約一千億円に達している実情である。ついては、今後いつそう都市不燃化を促進するため、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）耐火建築促進法に基く防火建築帯造成事業に対する助成予算を大幅に増額し、さらに継続年次計画による年間補助額を保証して、事業の進行を円滑にすること、（二）市街地建築物の不燃高層化を助成する法的措置の強化を講じ、特別防火地区を設定して、集団不燃化強制のための助成および融資の方途を講ずること、等。

二、請願の議決理由

都市不燃化促進の急務なる点にかんがみ、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

崎津地区護岸復旧に関する請願（請願者　鳥取県米子市崎津町米子市崎津地区護岸復旧期成同盟会会長輝外八十三名）（足鹿覺君紹介）（第九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年八月の九号および九月の十二号台風の高潮により、米子市崎津海岸約二キロに及ぶ護岸は完全に破壊され、これがため建設省の査定において、大崎地区海岸千二百九十七メートル五十、工事費九百五十三万五千円、関連工費二百四十九万円の災害復旧の認定を受けたが、三十一年度内早期着工いかんによつては、三十二年作付ならびに耕作は不能となり、農民の生活に重大な支障を来たすこととなる。ついては、崎津地区護岸復旧工事を早期に着工するとともに、査定漏れとなつている崎津港を中心とする半径五百メートルの区域内の復旧も早期に解決されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

都市施設整備街路事業天童温泉線事業認可に関する請願（請願者　山形県天童町平塚二郎）（松浦東介君紹介）（第九五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年都市計画街路として決定された、天童温泉線に変わる現在道路県道天童、鎌田線は、幅員五、四メートルにして曲折し、現在これと駅前にて交差する国道十三号線は、山形県下随一の交通量であり、また駅より鎌田線に通過し各路線に向う自動車交通量も、一日約六百台を数えるありさまで、交通上危険この上ない状況である。ついては、昭和三十二年度より都市施設整備街路事業として天童温泉線事業を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に措置する必要を認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して

採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

河辺川砂防工事促進に関する請願（請願者　愛媛県喜多郡河辺村長藤田勘主計外五名）（井谷正吉君紹介）（第一〇三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県喜多郡河辺村に源を発する肱川支流河辺川は、同県下第一の急流であるが、山くずれ、地すべりが多いため、河床上昇し、一朝豪雨に見舞われれば、たちまち大災害を引き起す状態にあるが、幸い昭和三十一年度より建設省直轄河川として、砂防工事の施行を見たことは、国土保全、民生安定の上から、まことに感謝にたえないところであつて、地方民一同これが完成に多大の期待を寄せ、工事進行状況を注視している。ついては、これが予算を増額し、河辺川の砂防工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

建設産業の擁護に関する請願（請願者　東京都中央区京橋二丁目十三番地藤木ビル内日本建設産業職員労働組合協議会議長佐藤辰夫外三名）（前田榮之助君紹介）（第一〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

建設産業の擁護発展を期するとともに、労働者の生活権助長のため、次の事項を実現されたいというのである。（一）完全雇用達成のため、公共事業費を大幅に増額すること、（二）国土の総合開発を推進するとともに、労働者大衆のための国設の低廉住宅の建設を促進すること、（三）中小企業を育成強化すること、（四）建設業界におけるダンピング防止のための法的措置をとること、（五）官公庁発注工事予算を適正化すること。

二、請願の議決理由

健全なる建設産業発展のため、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

富士川の建設省直轄区域延長に関する請願（請願者　山梨県韮崎市長浅川彦六外一名）（荻野豊平君紹介）（第一一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県韮崎市の中央を貫流する富士川水系釜無川は、両岸に耕地六百五十町歩を有し、そのかんがい用水の根元をなしている重要河川であるが、上流の小武川および下流の桐沢川、竪沢川、甘利沢川等の急流河川と合流するため水勢が増大し、河床は上昇してきわめて危険である。ついては、同市北端小武川合流点より建設省直轄区域武田橋に至る延長八キロの護岸工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

百合居橋を永久橋に架替えの請願（請願者　長野県下高井郡堺村長石沢清一外二十七名）（倉石忠雄君紹介）（第一一五二号）及び同（請願者　長野県下高井郡堺村議会議長阿部富治郎外三十一名）（倉石忠雄君紹介）（第一五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道箕作横倉停車場線の百合居橋は、国道十号線と県道長瀬飯山線とを接続し、また堺村より国鉄飯山線に通ずる重要なる橋であるが、木造つり橋であるため現在荷物を積載せるトラックの通行は不可能で、これがため物産の搬出にはすこぶる困難を来たし、もつぱら小型ならびに牛馬車を利用して行われるため、ばく大な経費と労力とを要し、生産増強の障害となり、せつかく切り出された木材も山野に蓄積され、朽ち果てていることは、はなはだ遺憾である。ついては、一日も早く百合居橋を永久橋にかけかえられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

二級国道甲府熊谷線舗装工事施行に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡皆野町長設楽徳之外五名）（荒船清十郎君紹介）（第一三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡皆野町、野上町および寄居町は、県北熊谷市と秩父市とを結ぶ国道上、交通、通信の中心地にして、また産業経済の枢要地とし、かつ観光文化の地域として自他ともに認めるところであるが、最近車両のひん繁なる通行により砂じんが立ち、また降雨の際は泥土と化し、交通する人々に迷惑を及ぼすなど、商業上、また衛生上非常な危険と損害を与えている。ついては、二級国道甲府熊谷線（皆野町、野上町および寄居町地内）の舗装工事を昭和三十二年度に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

市街地整備ならびに通行の円滑化の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

上町橋架替えに関する請願（請願者　宮崎県串間市長谷口静紀外一名）（伊東岩男君紹介）（第一三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道宮崎福山線中、宮崎県串間市内に架設されている上町橋は、運輸交通の要衝を占める重要な橋であるが、同橋は架設後実に二十余年を経過し老朽著しいため、重要物資積載車両等の通過はきわめて危険である。ついては、同橋を永久橋にかけかえられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

尾花沢町内一級国道十三号線道路舗装に関する請願（請願者　山形県尾花沢町長竹中清三郎外百三十九名）（松澤雄藏君紹介）（第一五二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡尾花沢町は人口三万三千余人、戸数五千三百八十六戸を有し、消費都市として近年著しく発展しているが、同町を貫通する一級国道十三号線の道路が狭く、しかも砂利道であるため、ほこりが飛散して、衛生上きわめて遺憾であるのみならず、沿道家屋の腐朽、商店における商品の汚損等、小石の飛散による被害等は言語に絶するものがある。ついては、同道路をすみやかに舗装せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

信濃川水系砂防工事促進に関する請願（請願者　長野県南安曇郡安曇村役場内信濃川水系砂防工事促進期成同盟会長上条安雄外十四名）（唐澤俊樹君紹介）（第一五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信濃川水系犀川上流の梓川ならびに高瀬川の両流域は、建設省直轄をもつて、引き続き砂防工事の施行を見ているが、その荒廃の現状から、沿岸住民は大災害の発生をおそれ、一日も早くこれが工事の完成を望んでいる。ついては、昭和三十二年度において、左記箇所の工事を早急に実施されたいというのである。（一）梓川筋のうち、上堀沢の焼岳崩壊地補修工事着工、霞沢の砂防えん堤の施行、奈川下流部のえん堤新規着工、（二）高瀬川のうち、下流部にえん堤の着工、鹿島川上流部の支川筋に砂防えん堤の増設。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

県道宮崎、鹿屋間を二級国道編入に関する請願（請願者　宮崎県都城市長蒲生昌作）（瀬戸山三男君紹介）（第一五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎市より清武、田野、山之口、三股、都城市を経て、鹿児島県鹿屋市に至る県道は、宮崎県中枢部と鹿児島県南部とを結ぶ重要産業道路であり、かつ自衛隊の国土防衛のための重要幹線であるが、同路線の現状は幅員狭く、急曲、急傾斜で運輸交通上に多くの制限を受け、災害時においても、これが救援に支障をきたす状況にあり、同地方の各般にわたる振興を阻害すること、まことに大である。ついては、県道宮崎、鹿屋間を二級国道に編入され、これが整備をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

国道大津敦賀線の一級国道編入に関する請願（請願者　滋賀県議会議長船野長人）（堤康次郎君紹介）（第一九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道大津敦賀線は、現在二級国道であるが、京阪神と裏日本とを結ぶ最短距離路線であるなど、新道路法に示す一級国道としての定義に該当するものである。ついては、同路線を一級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

災害復旧費国庫補助交付促進に関する請願（請願者　滋賀県議会議長船野長人）（堤康次郎君紹介）（第一九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県においては逐年風水害を累積しつつも、これが復旧には、国の援助と被害関係者の復旧意欲により必死の努力を続け、ことに最も災害のはなはだしかつた二十八年の災害に対する復旧率は九十パーセント以上を示しているが、これら過年度災害復旧費に対する国庫負担金の交付が遅延しているため、地方末端団体においては高率の短期融資の返還またはその利子支払に全く行詰り、自治体の運営は破局に直面している実情である。ついては、過年度災害復旧に対する国庫負担金をすみやかに交付せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

公営住宅建設に関する請願（請願者　滋賀県議会議長船野長人）（堤康次郎君紹介）（第一九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

住宅金融公庫による融資住宅ならびに住宅公団による賃貸および分譲住宅は、家賃や分譲価格が高く、その利用が一部の富裕階級に限られ、一般庶民の利用に供し得ない傾向にあることはまことに遺憾であるから、次の諸点につき善処されるとともに滋賀県への割当量につき特別に考慮されたいというのである。（一）住宅対策の最重点を、公営住宅の充実に向けること、（二）公営住宅の質の低下を来たさないよう善処すること、（三）標準建設費を増額すること、（四）公営住宅団地内の共同浴場の建設に対し補助金を交付すること、（五）事業費債の高率化をはかり、早期決定をすること。

二、請願の議決理由

低額所得者のための住宅対策強化の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

肝属川改修工事促進に関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡高山町長河野直吉外九名）（有馬輝武君紹介）（第一九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

肝属川の改修に伴い浸水の被害を受けなくなつたことは感謝にたえないが、支川串良川が未改修なため、わずかな降雨にも水位が上昇し、旧堤の崩壊が相次ぎ危険な状態にあり、その他本川支川とも、しよう（漕）水路は開削できたが、河岸の崩壊相次ぎ、ひ（樋）管予定個所よりの浸水が大であるから、昭和三十二年度において支川串良川の拡幅、ならびに左岸市街地上流の洪水浸水防止に着手するとともに、本川左岸吾平町光同寺地先にひ管を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

一級国道十号線の拡張整備に関する請願（請願者　宮崎県都城市長蒲生昌作外二百三十五名）（瀬戸山三男君紹介）（第二三三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県都城市を縦断する一級国道十号線のうち、同市の繁華街である中町、上町通りおよび前田町の約八百三十メートルの区間は、人道、車道の区別もなく、幅員が狭いため、物資の輸送はもちろん、バスもかろうじて交差し得る状態で、近時自動車の激増に伴つて交通上きわめて危険であるから、同区間の国道を拡張整備せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）二一一一番～五九番

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十二年五月十九日

○第二十六回国会　衆議院会議録追録（二）（その三）

笹谷街道にトンネル開さくに関する請願（請願者　山形市長大久保伝蔵外一名）（松浦東介君紹介）（第二三三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

笹谷街道（主要地方道仙台、川崎、山形線）中、山形県桂沢橋より宮城県十一面観世音の仙人沢橋間約十三キロは、標高九百メートルで屈曲多く、特殊の気流に圧せられて、自動車の運行不可能な状態にあるが、同路線を山形県桂沢橋付近より変更し、字クッカケ沢より県行模範林を縫つて東沢西沢合流点を基点とし、カケス峰の中腹仙人沢前滝付近にトンネルを貫通すれば、従来の延長十三キロがわずか三キロに短縮され、特殊の気流気圧に触れることなく安全なるコースが実現され、地方産業、文化、経済、観光等に寄与するところ大である。ついては、前記箇所にトンネルを開削されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

府県道阪鶴線の国道編入に関する請願（請願者　大阪府豊能郡能勢町今仲三二馬）（井上良二君紹介）（第二三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市を起点として、池田、川西、能勢、瑞穂、三部、綾部の各市町を経由して舞鶴市に至る九十キロに及ぶ直線最短府県道は、大阪、裏日本ならびに大陸を結ぶ陸海交通運輸上の重要根幹路線であつて、沿道に橋ならびにがけが少く、また優秀品位の鉱石、石材等が産出するなど、その利点多く、ことに近時の鉄道輸送力の貧弱により生じた滞貨を輸送する上にも重要であるから、これが府県道を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

県道成羽東城線改修に関する請願（請願者　広島県比婆郡東城町長細川省三外十一名）（永山忠則君紹介）（第二三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡成羽町、広島県比婆郡東城町間県道約十里は、現状のままでは自動車はもちろん自転車の利用も困難で、ほとんど無価値同様となつているが、もしこの改修を完成すれば、地元民の利便はもとより、関係地域の物資の交流、地下資源および豊富な林産資源の開発等多大の利益を生むことになる。ついては、前記道程十里のうち、六里を早急に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

防火建築帯造成促進のため住宅金融公庫法の改正に関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第二四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

不燃都市の実現は、各都市の多年の念願であり、各都市とも防火建築帯の造成、耐火建築の促進等に努力しているが、その急速なる実現を期するため、住宅金融公庫による標準建設費の引き上げ、融資面積等の制限緩和ならびに防火建築帯内の建物全部に対する建築費全額の融資をせられるよう、住宅金融公庫法を改正せられたいというのである。

二、請願の議決理由

都市不燃化促進の見地より、すみやかに措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

高井橋架替えに関する請願（請願者　長野県上高井郡高山村長黒岩義雅外一名）（倉石忠雄君紹介）（第二四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県道の須坂山田線は、須坂市を基点とし、上高井郡高山村を経て、山田温泉に通ずる交通および産業路線として重要であるが、この路線中松川に架橋されている高井橋は、年々交通量の増加と、運搬車の積載量の増加により、近年その破損ははなはだしく、いつ落下の惨状を呈するやも知れず、まことに脅威にさらされている。ついては、このまま放置することは、交通途絶し、住民の生活、林産物、鉱産物の搬出、観光客の誘致に一大障害となるから、すみやかに高井橋をかけかえられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該路線の重要性にかんがみ、交通の安全確保の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

地方主要道高田、松之山、六日町線の貫通促進に関する請願（請願者　新潟県中魚沼郡中里村長渡辺利三外十三名）（田中彰治君紹介）（第二四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県高田、松之山、六日町線は、北陸線と信越線および飯山線と上越線とを直結し、国道新潟、長野線、三国国道その他主要路線に連絡し、北陸、甲信越、関西ならびに関東一円を一大経済圏たらしめ、産業文化の交流に重要な使命を持つものであるが、新潟県中魚沼郡中里村大字田沢、南魚沼郡石打村との境にある十二峠を中心に約四キロが、未開削地帯であるため交通はばまれ、資源の開発もできない実情である。ついては、国策上重要な同路線を、すみやかに貫通せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

西の塘海岸修築に関する請願（請願者　熊本県玉名郡腹栄村長築地邦輔外百三十一名）（松野頼三君紹介）（第二五七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県玉名郡腹栄海岸一帯のうち、主として西の塘海岸は、台風雨のため年々災害をこうむり、本年も九号台風のごとき天災が襲来すれば、またまた大被害をこうむるものと予想され、地元民は日夜不安におびえている。ついては、すみやかに西の塘海岸の修築

工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

本町通り道路舗装に関する請願（請願者　山形県東村山郡山辺町長竹俣保清市外五十三名）（松浦東介君紹介）（第二五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道山形山辺線の内、山辺町本町通りは、近時車馬の通行が激しく、とくに各種自動車の運行も激増し、これがため道路の損傷ははなはだしく、晴天の時は砂じんもうもうたるありさまで、雨天には店内に泥をまき散らし、店頭の商品を汚損することは常時であるばかりでなく、ガラス戸を破ることさえ少くない状態である。ついては、幅員六メートル、延長二百五十メートルにわたる本町通り舗装工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

市街地の整備ならびに通行の円滑化の見地より、早急に施行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

飯江川改修工事促進に関する請願（請願者　福岡県山門郡瀬高町長阿部暢太郎）（山崎巌君紹介）（第二六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯江川は、福岡県山門郡と三池郡に境して流る十五キロ、矢部川に合流し、流域面積四十八平方キロの死活を制しているが、一朝降雨の際は、洪水はんらんし、流域八百町歩の農地は一望どろ海と化し、五万の関係住民は代々その災禍により塗炭の苦しみに悩んでいるが、去る昭和二十八年大水害以来、水害はますます常襲的となり、全国的に農作の時においても、同流域のみは労多くして収穫少く、まつたく悲惨なる状況にある。ついては、飯江川の改修工事年次計画を定め、すみやかに施行するとともに、堤内排水は機械排水施設を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

第二阪神国道の直轄施行に関する請願（請願者　神戸市兵庫区松本通り一丁目神戸市建設局庶務課内第二阪神国道建設促進連盟会長阪本勝外六名）（山口丈太郎君紹介）（第二七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

阪神国道の直轄施行に関する請願（請願者　神戸市兵庫区松本通り一丁目神戸市建設局庶務課内第二阪神国道建設促進連盟会長阪本勝外六名）（山口丈太郎君紹介）（第二七三七号）

阪神国道の建設予算が計上され、地元県民は深く感謝しているが、同路線は、巨額の事業費をもつて短期間に施行する必要があるばかりでなく、高度の技術を要し、その上大阪市、兵庫県、神戸市の三道路管理者の区域にわたる関係上、建設省直轄工事として施行のいというのである。

二、請願の議決理由

当該路線の重要性にかんがみ、短期間に工事完成を必要とする見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

小野原、秩父市間荒川左岸道路の県道編入に関する請願（請願者　埼玉県秩父市長高野利兵衛外五十七名）（荒船清十郎君紹介）（第二七六〇号）及び同（請願者　埼玉県秩父郡荒川村長新井重勝外五十八名）（阿左美廣治君紹介）（第二八一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡荒川村小野原より鷲の巣を経て、秩父市佐久良橋（未架設）に至る荒川左岸道路は、同地方の産業の中心地である秩父市から消費都市への物資の搬入および奥秩父開発による地下資源、森林資源の輸送ならびに秩父多摩国立公園への観光客の誘致にその重要性が認識されつつあり、沿線住民一同は再三にわたつて県道編入方を熱望し、改修を要する際における土地その他に関しても積極的な協力を申し出ている実情であるので、同道路をすみやかに県道に編入するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要を認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

丸谷川の改修に関する請願（請願者　宮崎県都城市長浦生昌作外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第二八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大淀川支流の丸谷川は、霧島山系に源を発するため上流部に溶岩が多く、かつシラスにおおわれ、加うるに全線がはなはだしく曲折しているため、毎年のように台風時には河川がはんらん、決潰し、農作物その他に膨大な災害をこうむつている実情である。ついては、上流部の砂防および直轄河川改修事業に相まつて水脈を維持し、流域の耕地を災害から守るため、同丸谷川の改修事業を中小河川改修事業としてすみやかに施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

宮崎、都城、佐多間県道の二級国道編入に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第二八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県宮崎市を起点とし、田野、都城市を経て、鹿児島県大隅、鹿屋市経由佐多に至る県道は、宮崎、都城市を結ぶ最短路線であるとともに最重要産業路線であつて、都城盆地から北部ならびに中部大隅にかける農産資源の開発および大隅南部一帯に蓄積する二千三百万石の森林資源の開発など、これの利用増進は多大であるが、同路線は改修を要する個所が多く、これが整備は貧困な県財政では望み得ない現状であるから、この際国道の援助を得て、同路線を二級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

県道本庄、富岡、野沢線国道編入に関する請願（請願者　長野県議会議長矢島武治）（第二九二四号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第二九四二号）、同（請願者　長野県議会議長原武外一名）（吉川久衛君紹介）（第二九七八号）、同（請願者　長野県議会議員依田勇雄外一名）（原茂君紹介）（第三〇一五号）、同（請願者　長野県議会議員鈴木義三郎）（下平正一君紹介）（第三〇一六号）及び同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（西村彰一君紹介）（第三〇四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道十七号線（東京、新潟間）の埼玉県本庄市より群馬県藤

岡市、吉井町、福島町、富岡市、下仁田町、長野県中込町を経て野沢町に至り、二級国道百四十一号線（清水、上田間）に通じる延長七十九・九キロに及ぶ主要県道は、開設当時より長野、群馬、埼玉、東京を結ぶ最短重要路線で、道路法第六条第一項第四号の規定に該当し、かつ産業文化の交流に必要欠くことのできないものであるから、すみやかに国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

一級国道十九号線松本、長野間舗装改修促進に関する請願（請願者　長野県議会議長矢島武治）（植原悦二郎君紹介）（第二九二五号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第二九四三号）、同（請願者　長野県議会議員依田勇雄外一名）（吉川久衛君紹介）（第二九七七号）、同（請願者　長野県議会議員深沢則吉）（下平正一君紹介）（第三〇一七号）、同（請願者　長野県議会議員原武外一名）（原茂君紹介）（第三〇一八号）及び同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（西村彰一君紹介）（第三〇四六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道十九号線は愛知県より岐阜県を経て長野市において一級国道十八号線と連絡し、新潟県に通ずる枢要幹線であり、近時交通量は年々激増しつつあり、加えて関係各県の産業経済、観光等の開発のためにもその改修の必要が叫ばれているが、ことに松本市、長野市間を、すでに改修舗装成つた塩尻、松本間と相待つて、すみやかに改修舗装工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

二級国道二百二十八号線白神岬、石崎間整備に関する請願（請願者　北海道松前郡松前町長佐々木豊）（平塚常次郎君紹介）（第二九二六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道二百二十八号線（函館、松前、江差間）改良工事が実施されることになつたことは、地域住民の喜びとするところであるが、同国道中白神岬より上の国、石崎に至る間は、とくに傾斜、カーブが激しく、難所が多いので、交通は困難をきわめており、積雪期においては交通途絶の状態となるので、地方民の不利不便は言語に絶するものがあるのみならず、同地方の産業開発の支障となつている。ついては、白神岬より上の国、石崎に至る間を国道整備五箇年計画中に採択して、すみやかに改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

県道秩父吉田線改修促進に関する請願（請願者　埼玉県秩父市長高野利兵衛外十三名）（阿左美廉治君紹介）（第二九七五号）及び同（請願者　埼玉県秩父市議会議長笠原酉光外十三名）（荒船清十郎君紹介）（第三〇一九号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秩父市薗田地区を起点とし、埼玉県秩父郡吉田町を経て、目下進行中の県境上坂峠を経由し、群馬県および長野県に通ずる産業道路に直結する秩父、吉田線の完成は、地元民多年の熱望であつて、すでに赤平川橋と品沢、薗田間の開削を残し、他の区間は完成の域に達していることは、まことに感謝にたえないが、物資交流、産業資源の開発、地元民の利便等、同路線の使命を果すためには、全通しなければその意味がない。ついては、秩父、吉田線県道の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

新北上川下流に導流突堤設置促進に関する請願（請願者　宮城県桃生郡北上村長千葉重助外一名）（内海安吉君紹介）（第二九七六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新北上川河口に導流突堤設置に関する請願は、去る第二十五回国会において採択され、感謝にたえないが、その後瞬時も等閑に付されない状態にあり、とくに去る二月八日の激浪により、県道が大破不通となる実情に照らしても、導流突堤を設置し、流道安定化による河口の安定と、沿岸道路および防潮林保護のため、早急にこれが工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

東京、成田間観光道路舗装促進に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内二丁目二番地栗林商船株式会社内栗林友二外二十名）（山村新治郎君外六名紹介）（第三〇二一号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県成田山および桜と放牧地としての名所三里塚は、東京および近県を始め全国各地方より参拝と観光に来遊する者が多いが、成田、東京間は道路が悪く、ことに大和田、成田間、三里塚間は昭和三十一年度現在までにわずかに九千九百五十四メートル、全距離三万メートルの三分の一にも満たざる区間しか道路が舗装されておらず、その大半はいまだに破損または決壊で、そのでこぼこが激しく、大小自動車の通行が激しい上、夏は砂煙がすごく、雨期には自動車が通るたびに沿道の民家に土砂が屋根まで飛び散る状態である。ついては、東京、成田間の観光道路に対して政府補償または補助長期融資をもつて、早急にこれが舗装を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

県道檜原野村線貫通促進等に関する請願（請願者　愛媛県東宇和郡黒瀬川村長河野重利外一名）（井谷正吉君紹介）（第三〇四四号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道檜原野村線は、高知県高岡郡一円と愛媛県東宇和郡、西宇和郡、喜多郡地区とを結ぶ唯一の路線であるが、これが貫通されれば檜原村の物産が四国路線を通ることなく、八幡浜、長浜方面へ輸送されるため、運賃諸掛りの雑費に食われることもなく、便益は計り知れないものがあるから、同路線の貫通を促進するとともに、また祖川トンネルは県道檜原野村線の土居、下相地区間の四国距離六キロを、わずかに二キロ六百余メートルに短縮するものであるから、これが貫通工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

県道鹿屋都城線の二級国道編入に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第三一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島の中心地である鹿屋市より笠野原台地を縦断し、大崎町、野方、大隅町岩川を経由して宮崎県都城市に至る県道は、大隅地方総合開発推進上重要な幹線道路であり、また一級国道鹿児島宮崎線に通ずる最短路線として、貨客自動車の交通は年々激増しつつあるが、道路の幅員が狭小であるため交通上はなはだ不便を感じている。ついては、該県道を二級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

垂水町、串良町間道路の舗装に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第三一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島の大動脈である二級国道宮崎、福山線は、各種運送自動車の交通はなはだしく、路面は極度に荒廃しているが、とくに垂水町より串良町に至る間は南九州特有のシラス土壌で路面が弱いため、荒廃が最もはなだしい実情にある。ついては、垂水町、串良町間三十八キロの道路舗装工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

大船渡、釜石間国道の改修に関する請願（請願者　岩手県大船渡市長鈴木房之助外三名）（小澤佐重喜君外一名紹介）（第三二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道八戸、仙台線は、昭和二十八年国道に指定以来見るべき改修工事が行われていないが、同路線は三陸沿岸の重要な輸送道であり、戦後は交通量きわめて多いため、路面の荒廃はなはだしく、本来の使命を達成できない現状にある。ついては、とりあえず右国道中大船渡、釜石間の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

大代橋架替え等に関する請願（請願者　宮城県宮城郡多賀城町長賀川邦雄外六名）（愛知揆一君紹介）（第三二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台菖蒲田線は、仙台より多賀城町八幡、大代の各部落を通過し、七ケ浜村菖田に達する重要な県道で、近時自動車の通行は激増しているが、多賀城町大代地区は幅員狭小であり、加えて貞山運河に架設されている大代橋は木橋で老朽甚だしいため、積載量の制限をしてかろうじて通行せしめている現状であり、近時陸上自衛隊、観光バス等の車両が大型となり、かつ盛夏時における菖蒲田海水浴場の開設期間は、想像に絶する混乱を来しているので大代橋を永久橋にかけかえるとともに、前後路線を変更せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

安戸橋架替えに関する請願（請願者　埼玉県秩父郡東秩父村長足立弥平外一名）（荒船清十郎君紹介）（第三二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道小川秩父線の安戸橋は、埼玉県秩父郡東秩父村大字安戸地内槻川に架設されているが、大正初年のもので、腐朽はなはだしく、極度の重量制限をなされているため、バスの運行も開始されぬ実情にあるばかりでなく、同橋は秩父多摩国立公園入口の一関門でもあり、同村の交通上唯一の要所でもある。ついては、安戸橋を早急にかけかえられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

道路整備十箇年計画実施に伴う財源配分に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（小枝一雄君紹介）（第三一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和三十二年度から道路整備十箇年計画を樹立し、交通網の整備拡充に画期的な施策を実施されることは、後進県の産業経済と文化向上に資するところまことに大であつて喜びにたえないが、しかしこの計画実施のためには地方負担もまた多額に上り、極度に窮迫した地方財政の現状においては、まずその財源を確保することが先決問題である。ついては、政府はこの財源として特定の税収入（揮発油税等）を見込まれる計画のようであるが、その配分については、弱小県の特殊性を十分考慮して、特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

国道、都道府県道の砂利道補修に対する国庫補助に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（星島二郎君紹介）（第三二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路の整備は、国、地方を通じて最も緊要な施策であつて、国においても直轄事業として着々国道の整備が行われ、また地方においても道路補修に全力を傾倒しているが、近時自動車交通が激増したため、路面は著しく損傷の度を加え、とくに砂利道においては、その交通度は砂利道の有する耐力をはるかに超過している実情であり、憂慮にたえない。ついては、既住の実例に徴し、砂利道についても特別補修を行うため舗装道と同様に国庫補助の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

建設委員長　薩摩　雄次

衆議院議長益谷秀次殿

地盤変動対策事業促進に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（星島二郎君紹介）（第三二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬戸内海沿岸地帯を主とする中国、四国、近畿の各府県は、昭和二十一年の南海地震以来地盤の変動をきたし、連年高潮による海岸堤とう、農耕地、宅地等にじん大なる被害を見つつあるので、関係府県においては、昭和二十六年来国庫補助を得て、これが対策事業を推進しているが、三十一年度末における進行率は第一期計画の六割前後というきわめて貧弱な状態にあり、さらに第一期事業と同事業量に相当する第二期事業を必要とする実情に思いをいたすとき、まことに憂慮にたえず、関係地方民は日夜これが対策に腐心している。ついては、すみやかに同事業を促進するよう予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地よりみて、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
建設委員長　薩摩　雄次
衆議院議長益谷秀次殿

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会
未帰還問題の完全解決に関する請願（請願者　高松市西浜町十三番地香川県未帰還者留守家族連合会長和田利治）（今松治郎君紹介）（第一二四八号）、同（請願者　京都市中京区夷川通烏丸西入在外同胞救出京都府留守家族同盟理事長守山久次郎）（中村三之丞君紹介）（第一〇八一号）、同（請願者　松山市萱町二丁目八十九番地愛媛県外地抑留者家族会連合会長和田利治）（井谷正吉君紹介）（第一一五四号）、同（請願者　北海道函館市谷地頭町六十四番地函館留守宅会久保山幸子外一名）（田中正巳君外五名紹介）（第一二四二号）、同（請願者　宮城県塩釜市門前三十一番地安部いわを）（竹谷源太郎君外三名紹介）（第一二四三号）、同（請願者　岡山市内田春日町三十一番地岡山県留守家族児島富子）（逢澤寛君紹介）（第一二四四号）、同（請願者　横浜市中区日本大通り神奈川県議会事務局内神奈川県未帰還者家族会長加藤喜太郎）（安藤覺君紹介）（第一二四五号）、同（請願者　奈良市登大路町奈良県引揚促進連盟仁垣武信）（伊瀬幸太郎君紹介）（第一二四六号）、同（請願者　熊本県上益城郡嘉島村熊本県留守家族会藤岡末彦）（石坂繁君紹介）（第一二四七号）、同（請願者　松山市萱町二丁目八十九番地愛媛県外地抑留者家族連合会長和田利治）（今松治郎君紹介）（第一二四八号）、同（請願者　富山市丸ノ内百五番地富山県在外同胞未帰還者留守家族会泉毅）（内藤友明君紹介）（第一二四九号）、同（請願者　佐賀県多久市東多久町大畑今泉善六）（大坪保雄君紹介）（第一二五〇号）、同（請願者　盛岡市内丸五十八番地岩手県海外残留同胞引揚促進同盟理事長千田正外二名）（田子一民君紹介）（第一二五一号）、同（請願者　盛岡市内丸五十八番地岩手県海外残留同胞引揚促進同盟及川民次郎外二名）（中居英太郎君紹介）（第一二五二号）、同（請願者　広島県福山市東深津町広島県未帰還者留守家族会長藤井先勝）（中川俊思君紹介）（第一二五三号）、同（請願者　松山市萱町二丁目八十九番地愛媛県外地抑留者家族会連合会井上義雄）（中村時雄君紹介）（第一二五四号）、同（請願者　東京都北区西ケ原町百九十七番地東京都留守家族連盟北区支部野田直次郎）（濱野清吾君紹介）（第一二五五号）、同（請願者　群馬県桐生市末広町三丁目千百五十九番地群馬県傷員引揚促進家族連盟副会長小林秀内）（福田赳夫君紹介）（第一二五六号）、同（請願者　新潟県見附市椿沢町八木寿雄）（三宅正一君紹介）（第一二五七号）、同（請願者　福島市杉妻町十五番地福島県留守家族連合会鈴木賞）（山下春江君紹介）（第一二五八号）、同（請願者　山口市県庁内山口県在外同胞引揚促進協議会長二木謙吾）（受田新吉君紹介）（第一三五〇号）、同（請願者　千葉県野田市中野台二百六十番地野田市留守家族会長寺田時治）（臼井莊一君紹介）（第一三五一号）、同（請願者　香川県丸亀市風袋町香川県未帰還者留守家族連合会岡崎静外一名）（大平正芳君紹介）（第一三五二号）、同（請願者　東京都新宿区東大久保二丁目五百二十一番地渡瀬憲明外一名）（坂田道太君紹介）（第一二五五号）、同（請願者　熊本市花園町七十一番地藤岡末彦方熊本県留守家族会高見圭司外一名）（松前重義君紹介）（第一二五四号）、同（請願者　長崎市立山町一番地長崎県留守家族連合会長戸島久四郎）（白濱仁吉君紹介）（第一二四二四号）及び同（請願者　東京都千代田区西神田二丁目二番地東方学会三階留守家族団体全国協議会長有田八郎）（原健三郎君紹介）（第一二四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
いまだにソ連地区、中共地区その他の諸地域には五万有余に達する消息不明者とその家族が取り残されているが、これら同胞に対し理解ある同情と温い救護の手を指しのべられたいというのである。すなわち（一）昭和三十一年度中に、海外残留同胞にして帰国を希望するすべての者を祖国に迎え入れること、（二）昭和三十二年度中には、すべての未帰還同胞の生死を究明し、不幸にして死亡と判明したるものとその遺族に対し、国家補償の精神に基く弔慰ならびに慰謝に関する根本的処遇を遅滞なく実施すること。」の項については、その要旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長
衆議院議長益谷秀次殿

南方地域の未帰還者捜査及び留守家族援護に関する請願（請願者　神戸市長田区四番町六丁目三十二番地兵庫県留守家族連盟神戸市支部連合会長青砥覚）（原健三郎君紹介）（第一九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
未帰還者の現地復員処理については、昭和二十四年八月十五日現在をもつて、未帰還者を現地復員したものとみなし、職権をもつて身分を一般邦人に切りかえたが、これは当時の実情を無視した不当な処置であるから、これらの者の身分を軍人に復元し、留守家族援護法の適用を受けられるよう措置するとともに、生死究明合同調査は、適正かつ公平に調査を行い、留守家族の意見も尊重し、行方不明者の捜査にあたつては、留守家族をも参加した現地捜査班を派遣されたいというのである。

二、請願の議決理由
未帰還者の調査究明促進及び未帰還者留守家族の心情にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十五日
海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長　廣瀬　正雄
衆議院議長益谷秀次殿

海外抑留同胞救出運動等の強化拡充に関する請願（請願者　長野県議会議長矢島武治）（植原

悦二郎君紹介）（第二九〇九号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第二九三二号）、同（請願者　長野県議会議員依田勇雄外一名）（吉川久衛君紹介）（第二九五九号）、同（請願者　長野県議会事務局長北沢安生外一名）（原茂君紹介）（第二九九〇号）、同（請願者　長野県議会議員小沢貞孝）（下平正一君紹介）（第二九九一号）及び同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（西村彰一君紹介）（第三〇二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後十有年を経た今日においても、なお外地には五万有余に達する同胞が生死不明のまま現在に及んでいるが、最近の世論は、すでに引揚完了したごとき安易な風潮に流れ、また政府の措置ならびに援護対策は、遂年まひ症状になつていることは、まことに遺憾にたえない。ついては、海外抑留同胞救出運動等の緊急かつ重要性にかんがみ、次の事項を実施されたいというのである。（一）消息不明者の調査研究ならびに帰還促進、（二）未帰還者留守家族ならびに帰還者の援護強化、（三）遺族に対する弔慰金ならびに慰謝に関する根本的処遇改善。

二、請願の議決理由

海外同胞引揚問題の完全解決ならびに留守家族及び遺家族等援護強化の緊急かつ重要性にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十五日

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長　廣瀬　正雄

衆議院議長益谷秀次殿

国土総合開発特別委員会

北奥羽調査指定地域の総合開発特定地域指定に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県の東北部地区および青森県東部地区に位する北奥羽調査指定地域は、東北地方において最も豊富な未開発資源を有しながら、政府の総合開発の基本的な方針が確立されていないため、いたずらにその資源を死蔵していることは、わが国経済の伸展上まことに遺憾である。ついては、北奥羽調査指定地域を総合開発特定地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、東北地方開発上妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

国土総合開発特別委員長　五十嵐吉蔵

衆議院議長益谷秀次殿

只見特定地域総合開発に関する請願（請願者　福島市杉妻町福島県町村会長宗像徳弥）（第一二一号）、同（請願者　福島県岩瀬郡長沼町岩瀬地方町村会長森岡喜一郎）（助川良平君紹介）（第五六八号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町五十八番地福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第五六九号）、同（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長渡辺酉尾）（粟山博君紹介）（第五七〇号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土総合開発法に基く只見特定地域の総合開発問題は、ようやくその計画が昨年三月閣議決定を見たのであるが、同地域内にある水力、林産、地下資源は豊富にして、これが早期開発は日本再建上まことに重要なる問題であるから、これが計画を早急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、国土総合開発上適切妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

国土総合開発特別委員長　五十嵐吉蔵

衆議院議長益谷秀次殿

大倉ダム建設事業に関する請願（請願者　宮城県知事大沼康外四名）（愛知揆一君紹介）（第六二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台、塩釜両市およびその周辺地域は、将来商工業の中心地帯として飛躍的発展が期待される基礎的条件を具備しているところであるが、昭和二十九年七月国土総合開発法に基く、調査地域としてその指定を受けた。しかして当該地域の発展は既存産業の育成、強化とともに、近代工業の誘致育成を企図せねばならないのであるが、かかる要請に基く大倉ダムは、本年度の政府予算において一千余万円の実施計画調査費を議決された。ついては、明三十二年度よりこれが事業に着工しうるよう、予算措置について格別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、東北地方における産業の飛躍的発展を期する上において妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

国土総合開発特別委員長　五十嵐吉蔵

衆議院議長益谷秀次殿

阿武隈山系総合開発に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村会長宗像徳弥）（第一二一〇号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町大字鹿島町長嶺田清）（鈴木直人君紹介）（第四一五号）、同（請願者　福島市杉妻町福島県町村議会議長会長渡辺酉尾）（粟山博君紹介）（第五一四号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第五一五号）、同（請願者　福島県岩瀬郡長沼町岩瀬地方町村会長森岡喜一郎）（助川良平君紹介）（第五六七号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県中央部を縦断する阿武隈山系一帯は、自然的、立地的好条件下にあり、地下資源においても大滝根山の無尽蔵といわれる石灰山があり、また土地が肥えているため林産資源にも恵まれ、かつ水量豊富な阿武隈川を控えているので、同地帯を総合的に開発することは、同県の産業、経済、文化に貢献するところ大なるものがあるのみならず、国策上からもきわめて重要と思われる。ついては、同地方に国土総合開発法を適用して、すみやかに開発するよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、国土の総合開発上、適切妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

国土総合開発特別委員長　五十嵐吉蔵

衆議院議長益谷秀次殿

サロベツ川切替工事実施に関する請願（請願者　北海道天塩郡豊富村長相馬惣三郎外二名）（芳賀貢君紹介）（第一一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

サロベツ川流域地帯には、明治初期より農業生産増強に従事せる農家七百八十有余戸が数えられるが、奥地森林の乱伐等により必然的に大出水を招来し、これがため回曲折のサロベツ川が増水はんらんし、堤防欠壊、耕地浸水が相次ぎ、沿線住民等ひとしく憂慮し、今後の開拓入植計画等にも一大障害をもたらすこととなる。ついては、国土総合開発の一環とするサロベツ川流域における農耕適地二万三千町歩の開発達成と農業生産力増強のため、サロベツ原野を縦断せるサロベツ川の切りかえ工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、国土の開発保全並びに北海道における農業生産力の増強を図る上において妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
国土総合開発　五十嵐吉蔵
特別委員長
衆議院議長益谷秀次殿

稚咲内より豊富、日曹を経て浜頓別に至る産業道路新設等に関する請願（請願者　北海道天塩郡豊富村長相馬惣三郎）（芳賀貢君紹介）（第一一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道天北地方は、石炭、天然ガスならびに豊富な森林資源と開拓農耕適地とを有し、終戦後北海道総合開発主要政策の一環として開発が進められているが、この地域の交通機関は、豊富から日曹炭鉱に通ずる社線鉄道のみであり、資源開発の立地条件はきわめて悪く遺憾にたえない。ついては、稚咲内魚田より豊富、日曹を経て浜頓別港に至る約五十二キロの産業道路を、全額国費をもつてすみやかに新設されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、北海道の資源開発上妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
国土総合開発　五十嵐吉蔵
特別委員長
衆議院議長益谷秀次殿

亥の子泊、小谷石間の海岸道路開さくに関する請願（請願者　北海道上磯郡知内村長永田信熊外二名）（田中正巳君外二名紹介）（第二二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道上磯郡知内村の最南端に位置する小谷石部落は、往時は車馬の通行不能で、陸の孤島といわれており、昭和二十五年開発道路が、亥の子泊まで工事が施行されたが、残余小谷石までの間約二キロ数百メートルは未定として現在に至つているため、生活必需品の輸送、漁獲物の販売等部落民の受ける不利不便はきわめて大なるものがあるから、当初計画の通り、亥の子泊、小谷石間に海岸道路を開削するとともに、元町浦元間海岸約四キロの内約千五百メートルの地帯が著しく侵食されているため、高波の時は田畑等に冠水し、その被害は多大であるから、これが防止施設を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、国土の開発並びに保全の見地から妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
国土総合開発　五十嵐吉蔵
特別委員長
衆議院議長益谷秀次殿

中信地区総合開発促進に関する請願（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第二〇〇号）、同（請願者　長野市妻科町長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第七八七号）及び同（請願者　長野県松本市笹賀長野県議会議員小沢貞孝）（下平正一君紹介）（第一九三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中信地区総合開発（上高地ダム、奈良井川開発）計画は、上高地上流ならびに奈良井川に発電所八箇所を新設して最大出力十四万六千キロワットを発電するのをはじめ、中信地区一万町歩のかんがい、梓川上流の砂防、治水などを主目的としたものであり、また観光の面では、上高地ダム建設の輸送道路を従来の上高地線と結び環状線となし、観光価値を下げず、自然景観を害せず新しい風景をつくり、観光開発をなす構想である。ついては、これが実現をはかることは、地方はもとよりわが国産業、経済、文化の面にも寄与すること多大なものがあるから、政府は可及的すみやかにこれが実現できうる施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
中信地区総合開発計画の実現促進に関する本請願の趣旨は、国土の総合開発上妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
国土総合開発　五十嵐吉蔵
特別委員長
衆議院議長益谷秀次殿

方谷ダム建設促進に関する請願（請願者　岡山県議会議長　浅越和夫）（亀山孝一君紹介）（第四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県高梁川は、さきに国土総合開発法に基く調査地区に指定されているが、とくに同河川下流南部一帯は、水島および玉島工業基地をひかえ、さらに数地区に国営干拓が実施されつつあり、農工業の発展はまことに目ざましいものがある。ついては、高梁川の中流に位する方谷地区に多目的ダムを建設されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、中国地方の農工業の発展上妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
国土総合開発　五十嵐吉蔵
特別委員長
衆議院議長益谷秀次殿

一ッ瀬川総合開発促進に関する請願（請願者　宮崎市別府町二番地宮崎県町村議会議長会長日高正）（川野芳滿君紹介）（第二九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県は特異性ともいうべき台風常襲地帯であり、毎年大小数度に及ぶ台数が襲来し、その被害はきわめて大きいので、この状態を打開するため、同県中央部を流れている一ッ瀬川流域一帯を総合的に開発し、奥地山間部に多目的ダムを建設すれば、同河川のはんらんによる被害が少くなるのみならず、発電、かんがい、上水および工業等に利用でき、同地方の産業経済等の発展に寄与するところ大なるものがあると思われるので、一ッ瀬川総合開発をすみやかに実現せられるように措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、国土の開発保全並びに宮崎県の産業経済等の発展を期する上において妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
国土総合開発　五十嵐吉蔵
特別委員長
衆議院議長益谷秀次殿

南九州総合開発特定地域に小林、西諸県郡地区を指定の請願（請願者　宮崎県議会議長藤井満義）（小山長規君紹介）（第二九八〇号）及び同（請願者　宮崎県議会事務局長福島正人外一名）（伊東岩男君紹介）（第三二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県北諸県および南那珂両郡は、国土総合開発法に基き昭和二十八年度に南九州総合開発特定地域に指定され、同地方の開発に多大の恩恵に浴しているところであるが、これら地区と隣接し、しかもシラス地帯で、加えて災害常襲地帯であり、かつまた林産資源の豊庫である等の同条件にある小林市、西諸県郡地方も、同法の指定を受けて総合的計画のもとに開発と保全を行い、関係住民の福利増進をはかりたい。よつて、小林市と西諸県郡地区を、早急に国土総合開発法に基き南九州総合開発特定地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、国土の総合開発上妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十七日
国土総合開発　五十嵐吉蔵
特別委員長
衆議院議長益谷秀次殿

南九州特定地域総合開発計画中の肝付川改修に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第三一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅半島にある肝付川は全延長百五十キロで、太平洋岸に注ぐ直轄河川であつて、流域面

積四百八十五平方キロ、かんがい面積四千三百十八ヘクタールで、その改修の遅速は同地区経済に重大な影響を与えるため、国においては、同河川の改修に意を用い、昭和十二年度より十四箇年計画、総工事費三百七十八万円で着工されたが、昭和十三年十月同地区未曾有の災害により改修計画は改訂され、工費も五百二十三万円に増額された。しかるに工事の現状は着工以来昭和二十八年度までに工程は、全工事量の四十五パーセントに過ぎず、先般閣議において南九州特定地域総合開発計画が決定され、同河川の改修も昭和二十八年以降十箇年計画十二億九千万円で実施されることになった。ついては、毎年度の予算を少くとも一億三千万円程度を配付し、今後十箇年以下に肝付川の改修工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、南九州特定地域総合開発上妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十七日

国土総合開発　五十嵐吉蔵
特別委員長

衆議院議長益谷秀次殿

〔第四十四号（その一）参照〕

内閣委員会

元外地鉄道職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願（請願者　東京都文京区根津西須賀町五番地外地鉄道引揚者互助会長遠藤武外一名）（木村俊夫君紹介）（第一号）、同（請願者　東京都文京区根津西須賀町外地鉄道引揚者互助会仙台支部田村与市外一名）（八田貞義君紹介）（第六八号）、同（請願者　米沢市紺屋町五百十九番地外地鉄道引揚者互助会上野鞏象外二名）（西村力弥君紹介）（第六九号）、同（請願者　盛岡市木伏鉄道宿舎二ノ二柴田安恵外二名）（山本猛夫君紹介）（第五二〇号）、同外一件（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地国鉄本社経理局内鈴木福松外一名）（福永一臣君紹介）（第一一六五号）、同（請願者　山口県下関市伊崎町三百番地亀田由人外一名）（今澄勇君紹介）（第一九六九号）、同（請願者　北海道留萌市船場町鉄道用地三浦岩蔵）（芳賀貢君紹介）（第二一四〇号）及び同（請願者　東京都渋谷区代々木初台六十三番地坂口徳治外一名）（石村英雄君紹介）（第三〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元外地鉄道（南満州鉄道、華北交通および華中鉄道）職員にして、終戦により内地に送還され、公務員あるいは国鉄の職員となつた者、および日華事変以後外地鉄道に在職中、公務または戦闘のため負傷しあるいは疾病にかかり、不具廃疾となつた公傷病者ならびに死亡した者の遺族に対し、恩給等に左記各号の特例を制定し、一般公務員および軍人軍属との待遇上の不均衡を是正されたいというのである。（一）元外地鉄道職員にして終戦により内地に送還され、公務員または国鉄の職員となつた場合、その外地鉄道在職期間中、国内公務員の判任官以上の身分に相当する期間は、公務員として在職したものとみなし、恩給法ならびに共済組合法の適用を受ける期間に加算する。（二）日華事変以後外地鉄道に在職中、公務あるいは戦闘のため負傷しまたは疾病にかかり不具廃疾となつた公傷者ならびに死亡した者の遺族に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用すること、等。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

元満鉄社員に恩給法適用等に関する請願外一件（請願者　仙台市半子町十六番地宮城県満鉄会長安部慎一外一名）（保科善四郎君紹介）（第二号）、同外六件（請願者　鹿児島県姶良郡加治木町本田鹿児島県満鉄会評議員松木政明外六名）（床次徳二君紹介）（第一四五号）、同（請願者　秋田市長野下新町　未南町十九番地秋田県満鉄会副会長石井秀雄）（笹山茂太郎君紹介）（第一四六号）、同（請願者　鹿児島県加世田唐仁原鹿児島県満鉄会幹事西秀二）（上林山榮吉君紹介）（第一四七号）、同外一件（請願者　仙台市東四番町十四番地宮城県満鉄会幹事佐藤健介外一名）（竹谷源太郎君紹介）（第一四八号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町田尾原百五十二番地鹿児島県満鉄会栗野分会長永田芳盛）（池田清志君紹介）（第三〇五号）、同外一件（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町木場鹿児島県満鉄会栗野町副分会長鬼丸軍外一名）（池田清志君紹介）（第六〇二号）、同（請願者　東京都杉並区永福町四百四十三番地福島三好）（井上良二君紹介）（第九七一号）、同（請願者　宮城県遠田郡小牛田町下小牛田宮城県満鉄会幹事藤間欽吾）（菊地養之輔君紹介）（第九七二号）、同外二件（請願者　仙台市南小泉八軒小路鉄道宿舎四十一の一宮城県満鉄会金田甚太郎外二名）（佐々木更三君紹介）（第九七三号）、同（請願者　神戸市垂水区玉津町吉田千七十番地兵庫県玉津地区満鉄会野村茂理）（田原春次君紹介）（第九七四号）、同（請願者　宮城県栗原郡金成町字中町十三番地宮城県満鉄会幹事渡辺敏男）（愛知揆一君紹介）（第一〇〇三号）同（請願者　千葉県市川市八幡町一丁目六百九十二番地酒井淳之）（愛知揆一君紹介）（第二〇六七号）、同（請願者　福岡県門司市大里白金町三番地北九州満鉄会宇野一）（池田禎治君紹介）（第二一〇七号）及び同（請願者　福岡県小倉市砂津中津口一丁目北九州満鉄会長岡田七雄）（有馬英治君紹介）（第二一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元南満州鉄道株式会社の日本人社員にして、終戦まで引き続き会社業務に従事した者に対し、会社在職期間を公務員の外国における公務在職期間とみなし、満州事変以後の公務ならびに戦闘による死傷者は軍属とみなして、現行恩給法、国家公務員等退職手当暫定措置法、国家公務員災害補償法、戦傷病者戦没者遺族等援護法および人事院規則を、全面的に適用できるよう立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

元満州国等の日本人公務員に恩給法適用に関する請願外一件（請願者　仙台市勾当台通り宮城県庁内宮城県元満蒙官吏恩給法適用促進協議会長前島昇外六名）（保科善四郎君紹介）（第三号）、同外一件（請願者　宮城県栗原郡金成町字中町十三番地宮城県満鉄会幹事渡辺敏男）（愛知揆一君紹介）（第一〇〇三号）同（請願者　千葉県市川市八幡町一丁目六百九十二番地酒井淳之）（愛知揆一君紹介）（第二〇六七号）、同（請願者　福岡県門司市大里白金町三番地北九州満鉄会宇野一）（池田禎治君紹介）（第二一〇七号）及び同（請願者　福岡県小倉市砂津中津口一丁目北九州満鉄会長岡田七雄）（有馬英治君紹介）（第二一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元南満州鉄道株式会社の日本人社員にして、終戦まで引き続き会社業務に従事した者に対し、会社在職期間を公務員の外国における公務在職期間とみなし、満州事変以後の公務ならびに戦闘による死傷者は軍属とみなして、現行恩給法、国家公務員等退職手当暫定措置法、国家公務員災害補償法、戦傷病者戦没者遺族等援護法および人事院規則を、全面的に適用できるよう立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上

北町皿貝字杉の木二十一番地生出市五郎外十六名）（内海安吉君紹介）（第三一〇号）、同（請願者　名古屋市瑞穂町田辺通四丁目二十九番地恩給法改正期成同盟愛知支部山田弘之外一名）（加藤錦五郎君紹介）（第四四一号）、同（請願者　水戸市北三ノ丸百十九番地恩給法改正期成同盟茨城県支部長木村凡夫）（塚原俊郎君紹介）（第四四二号）、同（請願者　熊本国税局総務部長大島俊彦外八名）（吉田重延君紹介）（第四四三号）、同（請願者　水戸市北三ノ丸百十九番地田口正信）（北澤直吉君紹介）（第五二一号）、同（請願者　鳥取市本町四丁目四十六番地宇佐美勇蔵）（古井喜實君紹介）（第六〇五号）、同（請願者　富山市総曲輪町三百七十五番地永森規一外百二十六名）（佐伯宗義君紹介）（第八五二号）、同（請願者　宇都宮市塙田町四百八十五番地の八栃木県開拓会館内恩給法改正期成同盟栃木県支部長田沼義男）（高瀬傳君外一名紹介）（第八五三号）、同（請願者　水戸市北三ノ丸百十九番地恩給法改正期成同盟茨城県支部矢野倉清）（塚原俊郎君紹介）（第八五四号）、同（請願者　浦和市仲町四丁目三十三番地田中亀蔵）（福永健司君紹介）（第八五五号）、同（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目二番地恩給法改正期成同盟本部会長神吉正一）（堀内一雄君紹介）（第八五六号）、同（請願者　鳥取市栗谷町七十六番地浜田庄二外三十九名）（足鹿覺君紹介）（第九七〇号）、同（請願者　岐阜県関市倉知八百八十五番地亀山一二）（野田卯一君紹介）（第一〇〇六号）、同（請願者　愛媛県宇和島市鍜町三十三番地薬師神栄七外二百一名）（井谷正吉君紹介）（第一一五八号）、同（請願者　鳥取市古海四十番地坂田董九郎）（徳安實藏君紹介）（第一二七八号）、同（請願者　北海道札幌郡豊平町平岸四区百二十八番地恩給法改正期成同盟北海道支部長富樫甚作）（薄田美朝君紹介）（第一五二四号）、同（請願者　三重県伊勢市曾根町四百三十八番地岸村彌七外六十五名）（濱地文平君紹介）（第一五二五号）、同（請願者　三重県一志郡久居町本村甲海津正外五十二名）（長井源君紹介）（第一五二六号）、同（請願者　富山市豊田代一男外二百九名）（松岡松平君紹介）（第一五二七号）、同（請願者　三重県員弁郡石加村石榑東岩野見斎外六十四名）（山手滿男君紹介）（第一五二八号）、同（請願者　三重県上野市小田町三千七百七十六番地伊藤康丸外三十八名）（中井徳次郎君紹介）（第一六〇五号）、同（請願者　金沢市中川除町五十四番地矢部儷古）（大森玉木君紹介）（第一八二四号）及び同（請願者　山形市緑町二丁目九番地の二塚原主計外百十八号）（松浦東介君紹介）（第二三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元満州国等（元蒙古連合自治政府、冀東防共自治政府および華北政務委員会を含む）の日本人公務員（軍人、軍属ならびに協和会、新民会および興亜同志会の職員を含む）を、日本国公務員に準ずるものとして恩給法上の処遇を行い、もつて日本国外に在つて日本国の公務員と同様な地位にあつた者について、恩給法上の恩恵を受けられるよう、次の事項を考慮の上、法的措置を講ぜられたいというのである。（一）元満州国等の日本人公務員の在職した年月数を、恩給法上の公務員の在職年月数とみなす、（二）元満州国等の日本人公務員であつて、在職中死亡した者の遺族ならびに公傷病のため退職した者に対する扶助料および一時扶助料または傷病賜金の措置を講ずる、等。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

平和条約前の米軍使用による土地等の損失補償に関する請願（請願者　沖縄市町村軍用土地委員会連合会長桑江朝幸外一名）（池田清志君紹介）（第六号）

一、請願の要旨及び目的

米国政府は、昭和二十年四月沖縄の軍事占領以降、住民の財産を強制使用して現在に至つているが、その間、その使用に伴つて生ずる損失の内、講和条約発効の期日以降の分は米国政府の責任において支払をなしているが、それ以前の損失については、補償を拒否していることは遺憾である。ついては、沖縄住民の財産権を尊重し、平和条約前の米軍使用による土地等の損失に関しては日本政府において正当な補償措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は、十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

傷病恩給増額に関する請願（請願者　浦和市高砂町四丁目百番地埼玉県傷痍軍人会長武野谷文助）（阿左美廣治君紹介）（第七一号）、同（請願者　東京都練馬区豊玉北四丁目六番地練馬区傷病軍人会七尾鉞夫）（神近市子君紹介）（第一五四号）、同（請願者　千葉県茂原市高師茂原市傷病軍人会長中山七郎）（千葉三郎君紹介）（第一五五号）、同（請願者　鹿児島市長田町一番地鹿児島県傷病軍人会長川越守二）（上林山榮吉君紹介）（第一五六号）、同（請願者　長崎市立山町一番地長崎県民生労働部世話課内長崎県連合傷痍軍人会長梁瀬健吉）（白濱仁吉君紹介）（第一五七号）、同（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志外一名）（池田清志君紹介）（第一五八号）、同（請願者　松山市西須賀町二千四百二十七番地愛媛県傷痍軍人会連合会空谷光為）（菅太郎君紹介）（第一五九号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県傷痍軍人会長平野司）（橋本龍伍君紹介）（第一六〇号）、同（請願者　東京都板橋区板橋町六丁目三千三百二番地東京都板橋区傷痍軍人会会員瀬滋文）（濱野清吾君紹介）（第一六一号）、同（請願者　大津市梅林町六百八十八番地ノ一滋賀県傷痍軍人会長沢幸吉）（今井耕君紹介）（第二〇九号）、同（請願者　愛知県江南市小折江南傷痍軍人会江口正一）（江崎眞澄君紹介）（第二一〇号）、同（請願者　香川県三豊郡仁尾町十六番地香川県傷痍軍人会理事山地信由）（大平正芳君紹介）（第二一一号）、同（請願者　埼玉県岩槻市丹過町三丁目五千九百六十三番地宮永祐正外一名）（亀山孝一君紹介）（第二一二号）、同（請願者　三重県松阪市大黒田花岡新道四百二十五番地三重県傷痍軍人会長松村黄次郎）（木村俊夫君紹介）（第二一三号）、同（請願者　三重県伊勢市常磐町二百二十一番地三重県傷痍軍人会伊勢支部真島三平）（田村元君紹介）（第二一四号）、同（請願者　福岡県久留米市西町鞍打四百九十三番地福岡県傷痍軍人会菊川世民）（楢橋渡君紹介）（第二一五号）、同（請願者　佐賀市長瀬町三十三番地佐賀県傷痍軍人会長納富公一）（保利茂君紹介）（第二一六号）、同（請願者　仙台市錦町四番地宮城県傷痍軍人会長松川安世）（保科善四郎君紹介）（第二一七号）、同（請願者　佐賀県三養基郡中原村佐賀県傷痍軍人会杉谷一郎外一名）（眞崎勝次君紹介）（第二一八号）、同（請願者　福島県郡山市大重町四十三番地福島県傷痍軍人会遠藤金盛）（粟山博君紹介）（第二一九号）、同（請願者　新潟市一番堀通五千七百五十一番地新潟県傷痍軍人会水倉新作）（石田宥全君紹介）（第二二二号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会楠口太一郎）（加賀田進君紹介）（第二一四号）、同（請願者　熊本市行幸町十九番地熊本県傷痍軍人会長戸次正元）（川村継義君紹介）（第二一五号）、同（請願者　東京都淀橋区西大久保百十三番地西多摩傷痍軍人会副会長梅林磐夫）（木崎茂男君紹介）（第二一六号）、同（請願者　神戸市長田区西尻池町二丁目六ノ十二番地神戸市長田傷痍軍人会長水野吉造）（五島虎雄君紹介）（第二一七号）、同（請願者　愛知県中島郡祖父江町中牧千三百九十一番地愛知県中島郡傷痍軍人会山内廸雄）（河野金昇君紹介）（第二一八号）、同（請

願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会長高津峰夫）（杉浦武雄君紹介）（第四三五号）、同（請願者　兵庫県三原郡三原町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会長高津峰夫）（杉浦武雄君紹介）（第四三六号）、同（請願者　盛岡市内丸五十八番地岩手県世話課内岩手県傷痍軍人会長柴内魁三）（田子一民君紹介）（第四三七号）、同（請願者　東京都八王子市中野町三千九百二十二番地八王子傷痍軍人会米津弘治）（並木芳雄君紹介）（第四三八号）、同（請願者　愛知県西春日井郡西枇杷島町西六軒町三十九番地橋本定蔵）（丹羽兵助君紹介）（第四三九号）、同（請願者　千葉県君津郡大佐和町亀沢君津郡傷痍軍人会周東清一）（福井順一君紹介）（第四四〇号）、同（請願者　福岡市大工町四十八番地福岡県傷痍軍人会高木実）（福田昌子君紹介）（第四四一号）、同（請願者　兵庫県西宮市中屋町二十九番地西宮市傷痍軍人会吉田喜代志）（前田房之助君紹介）（第四四二号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会松田孫一）（川崎末五郎君紹介）（第四四三号）、同（請願者　茨城県下妻市大字下妻丙八十番地茨城県下妻市傷痍軍人会長熊王平馬）（北澤直吉君紹介）（第四四四号）、同（請願者　兵庫県養父郡八鹿町兵庫県傷痍軍人会養父郡支部長守本源一郎）（小島徹三君紹介）（第四四五号）、同（請願者　兵庫県三原郡南淡町福良三原郡傷痍軍人会長井上良也）（永田亮一君紹介）（第四四六号）、同（請願者　茨城県真壁郡真壁町大字原方真壁郡傷痍軍人会長高久喜一郎）（赤城宗徳君紹介）（第四四七号）、同（請願者　盛岡市内丸五十八番地岩手県世話課内岩手県傷痍軍人会及川孝男）（小澤佐重喜君紹介）（第四四八号）、同（請願者　香川県坂出市百八十番地香川県傷痍軍人会宮本茂）（加藤常太郎君紹介）（第四四九号）、同（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県傷痍軍人会中村肇外一名）（川野芳満君紹介）（第四五〇号）、同（請願者　東京都大田区調布嶺町一丁目百四十七番地大田区傷痍軍人会長高尾勇）（菊池義郎君紹介）（第四五一号）、同（請願者　宇都宮市栃木県庁世話課内栃木県傷痍軍人会長山田敏郎）（高瀬傳君紹介）（第四五二号）、同（請願者　金沢市十一屋町カ四十番地ノ十九石川県傷痍軍人会長徳田保久）（徳田與吉郎君紹介）（第四五三号）、同（請願者　盛岡市内丸五十八番地岩手県世話課内岩手県傷痍軍人会梅津松夫）（山本猛夫君紹介）（第四五四号）、同（請願者　愛媛県宇和島市恵美須町愛媛県傷痍軍人会山田松尾外一名）（井谷正吉君紹介）（第四五五号）、同（請願者　松山市西須賀町二千四百二十七番地愛媛県傷痍軍人会長根本敏）（大高康君紹介）（第四五六号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会岩谷末治）（前尾繁三郎君紹介）（第四五七号）、同（請願者　新潟県長岡市西千手町二百九十四番地ノ四三宅甲二）（三宅正一君紹介）（第四五八号）、同（請願者　京都市東山区大和大路五条下ル下棟梁町京都東山傷痍軍人会長清水藤吉）（水谷長三郎君紹介）（第四五九号）、同（請願者　千葉県船橋市二子町四百四十五番地船橋市傷痍軍人会奥田実）（吉川兼光君紹介）（第四六〇号）、同（請願者　熊本県八代市本町一丁目八代市傷痍軍人会長土屋正治）（坂田道太君紹介）（第四六一号）、同（請願者　愛知県北設楽郡設楽町北設楽郡傷痍軍人会後藤常治）（杉浦武雄君紹介）（第四六二号）、同（請願者　松山市西須賀町二千四百二十七番地愛媛県傷痍軍人会連合会森正）（砂田重政君紹介）（第四六三号）、同（請願者　兵庫県加古郡稲美町加古四百二十一番地加古地方傷痍軍人会西川実）（田中武夫君紹介）（第四六四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四六五号）、同外一件（請願者　神奈川県鎌倉市材木座二百六十一番地鎌倉市傷痍軍人会岩崎晴吉外一名）（山本正一君紹介）（第四六六号）、同（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県傷痍軍人会高橋良助）（相川勝六君紹介）（第四六七号）、同（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県傷痍軍人会児玉義時）（伊東岩男君外一名紹介）（第四六八号）、同（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県傷痍軍人会中村英雄）（小山長規君紹介）（第四六九号）、同（請願者　山口県宇部市緑橋通り四丁目山口県傷痍軍人会長渡辺悌介）（田中龍夫君紹介）（第四七〇号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会岩谷末治）（前尾繁三郎君紹介）（第四七一九号）、同（請願者　新潟県長岡市西千手町二百九十四番地ノ四三宅甲二）（三宅正一君紹介）（第四七二〇号）、同（請願者　京都市東山区大和大路五条下ル下棟梁町京都東山傷痍軍人会長清水藤吉）（水谷長三郎君紹介）（第四七二一号）、同（請願者　千葉県船橋市二子町四百四十五番地船橋市傷痍軍人会奥田実）（吉川兼光君紹介）（第四七二二号）、同（請願者　熊本県八代市本町一丁目八代市傷痍軍人会長土屋正治）（坂田道太君紹介）（第四七二三号）、同（請願者　愛知県北設楽郡設楽町北設楽郡傷痍軍人会後藤常治）（杉浦武雄君紹介）（第四七二四号）、同（請願者　松山市西須賀町二千四百二十七番地愛媛県傷痍軍人会連合会森正）（砂田重政君紹介）（第四七二五号）、同（請願者　兵庫県加古郡稲美町加古四百二十一番地加古地方傷痍軍人会西川実）（田中武夫君紹介）（第四七二六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七二七号）、同（請願者　茨城県真壁郡真壁町大字原方真壁郡傷痍軍人会長高久喜一郎）（赤城宗徳君紹介）（第四七二八号）、同（請願者　山口県宇部市緑橋通り四丁目山口県傷痍軍人会長藤井八郎）（保科善四郎君紹介）（第四七二九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七三〇号）、同（請願者　茨城県真壁郡真壁町大字原方真壁郡傷痍軍人会長高久喜一郎）（赤城宗徳君紹介）（第四七三一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七三二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七三三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七三四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七三五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七三六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七三七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七三八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七三九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七四九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七五九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七六九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七七九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七八九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四七九九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八〇九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八一九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八二九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八三九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八四九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八五九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八六九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八七九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八八九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四八九九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九〇九号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一一号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一三号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一四号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一五号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一六号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一七号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一八号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会伊藤茂）（八木一郎君紹介）（第四九一九号）、同（請願者　

太郎外三名）（有田喜一君紹介）（第一七三三号）、同（請願者　新潟市一番堀通り五千七百五十一番地新潟県傷痍軍人会長水倉新作）（大野市郎君紹介）（第一八二六号）、同（請願者　鹿児島県国分市清水川原岡留秀己外一名）（中馬辰猪君紹介）（第一八二七号）、同（請願者　長野県上水内郡豊野町上水内郡傷痍軍人会松沢辰雄）（小坂善太郎君紹介）（第一八七一号）、同外一件（請願者　長野県松本市白板町中区百九十二番地松本市傷痍軍人会三谷達雄外一名）（下平正一君紹介）（第一八七二号）、同（請願者　広島県世羅郡甲山町寺地文人外一名）（高橋等君紹介）（第一八七三号）、同（請願者　石川県河北郡津幡町字太田千の百四十番地納山吉盛）（南好雄君紹介）（第一八七四号）、同（請願者　島根県大社町大字杵築南千四百四十九番地島根県傷痍軍人会大谷清）（大橋武夫君紹介）（第一九三九号）、同外一件（請願者　広島市宇品町旧運輸部構内広島県傷痍軍人会長津田欣二外一名）（高橋頴一君紹介）（第一九四〇号）、同（請願者　広島県呉市広町三坂地八千七百二十番地広島県傷痍軍人会石田数三外一名）（松本俊一君紹介）（第一九四一号）、同（請願者　島根県簸川郡大社町大字杵築南千四百四十九番地島根県傷痍軍人会副会長山本吉蔵外一名）（櫻内義雄君紹介）（第一九七〇号）、同（請願者　広島県尾道市土堂二丁目三百六十二番地松岡卓一外一名）（高津正道君紹介）（第一九七一号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通二丁目兵庫県社会事業会館内兵庫県傷痍軍人会長藤井八郎）（原健三郎君紹介）（第一九七二号）、同（請願者　島根県簸川郡大社町大字杵築南千四百四十九番地島根県傷痍軍人会山本基蔵外一名）（中崎敏君紹介）（第二一一二号）、同（請願者　名古屋市南区呼続町一丁目四十七番地牧巌）（赤松勇君紹介）（第二四三二号）、同（請願者　静岡県浜松市白羽町千四百三十二番地浜松市傷痍軍人会鈴木重男）（竹山祐太郎君紹介）（第二四六三号）、同（請願者　千葉市登戸町二丁目二百十二番地千葉県傷痍軍人会横山惣吉）（臼井荘一君紹介）（第二六四六号）、同（請願者　愛知県一宮市明治通一丁目十八番地一宮市傷痍軍人会長野村力三）（佐藤観次郎君紹介）（第二七六六号）、同（請願者　名古屋市南区山崎町三丁目五十一番地木村藤作）（赤松勇君紹介）（第三〇二三号）及び同（請願者　東京都杉並区久我山町一丁目四十四番地土居英雄外一名）（井谷正吉君紹介）（第三〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年に恩給法の一部が改正され、増加恩給および傷病年金が支給されるようになつたことは喜びにたえないが、その後第二十二国会において普通恩給ならびに扶助料を増額されたのに、傷病恩給のみ据え置かれていることは遺憾である。ついては、現行恩給法中最も低額である増加恩給および傷病年金を増額するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

浪江町津島地区の寒冷地手当引上げの請願（請願者　福島県双葉郡浪江町役場津島支所長三瓶学外九名）（高木松吉君紹介）（第七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡浪江町津島地区の耕地の平均標高は四百五十メートルで、高冷地の特徴である朝夕の気温の変化は、大陸性に富み、その差がはなはだしく、冬期間における最低気温は零下十度以下を示す日が約二箇月間も続き、寒風ははだを刺すようである。しかも木炭の生産地でありながら、国有林の解放のため、払下げ原木の不足を来たし、木炭の価格は消費地と同額で、同地区に勤務する職員の生活は重大なる危機に遭遇している。ついては、浪江町津島地区の寒冷地手当を現在の三級地より五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

浪江町津島地区の冬期間における気温の低下の状態および燃料事情等にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

葛尾村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　福島県双葉郡葛尾村長松本佐伯外四名）（高木松吉君紹介）（第七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡葛尾村は、阿武隈山脈中の最高原地帯にあり、冬期は非常に温度が低く、ことに一月二月は零下十度から十五度を示し、屋外を歩けばまつげが凍るし、降雪も十一月下旬のものが四月下旬になつても消えないのみならず、季節風の北風ないし西北風が冬期間中吹きまくり、同村に生活する者は越冬に多大の労苦と出費を余儀なくされている。ついては、葛尾村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

葛尾村の冬期間における気象的悪条件による越冬費増高の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

傷病恩給受給者の家族加給に関する請願（請願者　長崎県庁内長崎県連合傷痍軍人会長梁瀬健吾）（白濱仁吉君紹介）（第一四〇号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会和藤安治郎）（田中伊三次君紹介）（第一四一号）、同（請願者　松山市西須賀町二千四百二十七番地愛媛県傷痍軍人連合会空谷光為）（菅太郎君紹介）（第一四二号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県傷痍軍人会平野司）（橋本龍伍君紹介）（第一四三号）、同（請願者　千葉県茂原市高師茂原市傷痍軍人会中山士郎）（千葉三郎君紹介）（第一四四号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県傷痍軍人会長平野司）（亀山孝一君紹介）（第二二〇号）、同（請願者　三重県松阪市大黒田花岡新道四百二十五番地三重県傷痍軍人会長松村黄次郎）（木村俊夫君紹介）（第二二一号）、同（請願者　三重県伊勢市常磐町二百二十一番地三重県傷痍軍人会伊勢支部真島三平）（田村元君紹介）（第二二二号）、同（請願者　福岡県久留米市四町鍛打四百九十三番地福岡県傷痍軍人会菊川世民）（稲橋渡君紹介）（第二二三号）、同（請願者　仙台市錦町四番地宮城県傷痍軍人会長松川安世）（保科善四郎君紹介）（第二二四号）、同（請願者　佐賀県三養基郡中原村佐賀県傷痍軍人会杉谷一郎）（眞崎勝次君紹介）（第二二六号）、同（請願者　福島県郡山市大重町四十三番地福島県傷痍軍人会遠藤金盛）（粟山博君紹介）（第二二七号）、同（請願者　新潟市一番堀通五千七百五十一番地新潟県傷痍軍人会水倉新作）（石田宥全君紹介）（第二二八号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会龜口太一郎）（加賀田進君紹介）（第二二九号）、同（請願者　熊本市行幸町十九番地熊本県傷痍軍人会長戸次正元）（川村繊義君紹介）（第二三〇号）、同（請願者　東京都西多摩郡瑞穂町殿ケ谷九百九十番地西多摩傷痍軍人会長鈴木重兵衛）（木崎茂男君紹介）（第二三一号）、同（請願者　神戸市長田区西尻池町二丁目六ノ十二番地神戸市長田傷痍軍人会長水野吉造）（五島虎雄君紹介）（第二三二号）、同（請願者　愛知県中島郡祖父江町中牧千三百九十一番地愛知県中島郡傷痍軍人会山内聴馨）（河野金昇君紹介）（第二三三号）、同（請願者　東京都板橋区上板橋町三丁目六千九十五番地東京都板橋区傷痍軍人会千葉鴻一）（河野密君紹介）（第二三四号）、同（請願者　盛岡市内丸五十八番地岩手県世話課内岩手県傷痍軍人会長柴内魁三）（田子一民君紹介）（第二三五号）、同（請願者　東京都八王子市中野町西二丁目三千九百二十二番地八王子傷痍軍人会西川

進）（並木芳雄君紹介）（第三三六号）、同（請願者　東京都豊島区傷痍軍人会長今仁文雄）（濱野清吾君紹介）（第三三七号）、同（請願者　千葉県君津郡大佐和町亀沢君津郡傷痍軍人会周東清一）（福井順一君紹介）（第三三八号）、同（請願者　福岡市大工町四十八番地福岡県傷痍軍人会高木実）（福田昌子君紹介）（第三三九号）、同（請願者　兵庫県西宮市中屋町二十九番地西宮市傷痍軍人会吉田喜代志）（前田房之助君紹介）（第三四〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斎藤四十八番地豊橋市傷痍軍人会長高津峰夫）（八木一郎君紹介）（第三四一号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会福田五郎）（柳田秀一君紹介）（第三四二号）、同（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県傷痍軍人会長日高安雄）（伊東岩男君紹介）（第四三七号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会松田孫一）（川崎末五郎君紹介）（第四三八号）、同（請願者　兵庫県養父郡八鹿町兵庫県傷痍軍人会養父郡支部長守本源一郎）（小島徹三君紹介）（第四三九号）、同（請願者　兵庫県三原郡南淡町福良三原郡傷痍軍人会井上良也）（永田亮一君紹介）（第四四〇号）、同（請願者　盛岡市内丸五十八番地岩手県世話課内岩手県傷痍軍人会及川孝男）（小澤佐重喜君紹介）（第五三〇号）、同（請願者　名古屋市昭和区桜山町一丁目八番地名古屋市昭和区傷痍軍人会長長尾玄一）（加藤鐐五郎君紹介）（第五三一号）、同（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県傷痍軍人会中村肇外一名）（川野芳滿君紹介）（第五三二号）、同（請願者　東京都大田区大森二丁目百五十四番地大田区傷痍軍人会副会長小室甲子男）（菊池義郎君紹介）（第五三三号）、同（請願者　金沢市十一屋町カ四十番地ノ十九　石川県傷痍軍人会長徳田保久）（徳田與吉郎君紹介）（第五三四号）、同（請願者　盛岡市内丸五十八番地岩手県世話課内岩手県傷痍軍人会宮崎宏）（山本猛夫君紹介）（第五三五号）、同（請願者　松山市西須賀町二千四百二十七番地愛媛県傷痍軍人会連合会森正）（砂田重政君紹介）（第五三六号）、同（請願者　兵庫県加古郡稲美町加古四百二十一番地西川実）（田中武夫君紹介）（第六二四号）、同（請願者　松山市西須賀町二千四百二十七番地愛媛県傷痍軍人会連合会森正）（砂田重政君紹介）（第六二三

上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

岩手県の寒冷地手当引上げ等に関する請願（請願者　盛岡市内丸教育会館内増井嘉一）（山本猛夫君紹介）（第一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県における寒冷地手当および薪炭手当は、その額が不十分であるからこれを増額し、さらに薪炭手当は、実費弁償的性格のものであるから税の対象とならないようにされたい。なお同県における寒冷地手当現行級地区分の内、とくに矛盾している次記の改訂をされたいというのである。（現行三級地から四級地へ）西磐井郡花泉町、東磐井郡のうち四級地以外の地域、一関市のうち旧弥栄村、（現行四級地から五級地へ）九戸郡大野村、下閉伊郡有芸村、花巻市旧湯口村、和賀郡和賀村、一関市旧厳美村。

二、請願の議決理由
岩手県下の寒冷地帯の冬季間における生計費の増高事情および薪炭手当の性格等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地手当増額に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県における寒冷地手当は五級地、四級地、三級地の三段階に分けられているが、生計費増高の実情は、同県人事委員会の調査によると、昭和二十九年において平均一万七千円の採暖燃料費を算出しており、被服、食糧、住居その他の種目を加算すると三万円を超えているが、これに対して五級地の平均支給額は一万三千円程度で、薪炭手当四千円を加えても燃料費にも満たない少額である。ついては、同県の寒冷地手当の限度額現行八割を十割に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
岩手県下の寒冷地帯の冬季間における生計費増高に関する同県人事委員会の調査結果等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

薪炭手当増額に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二三〇号）及び同（請願者　盛岡市議会議長川越清治）（田子一民君紹介）（第一一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年度より実施された薪炭手当は、人事院勧告を下回つて総理府令が出されたが、冬季間薪炭消費の実態から、明年度は人事院勧告の完全実施を見るよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
冬季間における薪炭消費の実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

旧海軍特務士官及び准士官の恩給是正に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡東郷町鳥丸千七番地東郷実外七名）（中馬辰猪君紹介）（第三〇三号）、同（請願者　島根県安来市本町内藤種次郎外十七名）（大橋武夫君紹介）（第五一八号）、同（請願者　山口県岩国市大字入野三百七十一番地角田吉朗外十九名）（高村坂彦君紹介）（第六〇三号）、同（請願者　東京都大田区市野倉町二十五番地萩原徳貞外二十名）（菊池義郎君紹介）（第七〇八号）、同（請願者　山口県防府市大字西佐波令六十番地石川由一外二十名）（高村坂彦君紹介）（第九一七号）、同（請願者　福岡県上店屋町山下正雄外五十四名）（福田昌子君紹介）（第九七七号）、同（請願者　福岡県三潴郡大木町侍島久良木寿人外五十四名）（山崎巌君紹介）（第一〇三三号）、同（請願者　山口県下松市大字切山守田豊蔵外四十五名）（高村坂彦君紹介）（第一〇九一号）、同（請願者　東京都大田区市野倉町二十五番地萩原徳貞外二十一名）（保科善四郎君紹介）（第一一六六号）、同（請願者　岩手県北上市黒沢尻町一丁目四百十八番地兵間沢真助外十一名）（田子一民君紹介）（第一二七九号）、同（請願者　東京都大田区市野倉町二十五番地萩原徳貞外二十一名）（松岡駒吉君紹介）（第一六七四号）、同（請願者　福岡市上店屋町十番地山下正雄外千四百二十名）（田中稔男君紹介）（第二一四四号）、同（請願者　横浜市金沢区平潟町十八番地粟屋真外二十六名）（保科善四郎君紹介）（第二一四五号）、同（請願者　岩手県北上市黒沢尻町一丁目四百十八番地岳間沢直助外十一名）（小澤佐重喜君紹介）（第二二九九号）、同（請願者　福島市上浜町五番地福島県官公労組寒冷地給対策協議会議長和田敬久）（松井政吉君紹介）（第七一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
寒冷地手当は現行法による八割にては、寒冷地積雪地帯に在勤する公務員の生活費を圧縮し、冬季に入る公務員の生活上の悩みとなつている現在、同手当の支給率を十割に引き上げるとともに、福島県内級地間の不均衡是正のため、次の地域の級地引き上げを実施されたいというのである。五級地に引き上げを要する地域、耶麻郡のうち山都町、高郷村、西会津町、大沼郡のうち会津高田町、南会津のうち下郷村、安積郡のうち湖南村、岩瀬郡のうち天栄村の旧湯本村。四級地に引き上げを要する地域、福島市のうち旧土湯村、信夫郡飯坂町のうち旧茂庭村の地域、安積郡熱海町のうち旧熱海町外十三地域。二級地に引き上げを要する地域、平市をはじめ四市一町一村。

二、請願の議決理由
福島県下の寒冷積雪地帯在勤の公務員の冬季における生計費増高の実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

福島県下の寒冷地手当引上げ等に関する請願（請願者　福島市上浜町福島県官公労組寒冷地給対策協議会長渡辺七郎）（鈴木周次郎君紹介）（第三〇四号）、同（請願者　福島市上浜町五番地福島県官公労組寒冷地給対策協議会阿部隆吉）（田中利勝君紹介）（第五九八号）及び同（請願者　福島市上浜町五番地福島県官公労組寒冷地給対策協議会議長和田敬久）（松井政吉君紹介）（第七一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
寒冷地手当は現行法による八割にては、寒冷地積雪地帯に在勤する公務員の生活費を圧縮し、冬季に入る公務員の生活上の悩みとなつている現在、同手当の支給率を十割に引き上げるとともに、福島県内級地間の不均衡是正のため、次の地域の級地引き上げを実施されたいというのである。五級地に引き上げを要する地域、耶麻郡のうち山都町、高郷村、西会津町、大沼郡のうち会津高田町、南会津のうち下郷村、安積郡のうち湖南村、岩瀬郡のうち天栄村の旧湯本村。四級地に引き上げを要する地域、福島市のうち旧土湯村、信夫郡飯坂町のうち旧茂庭村の地域、安積郡熱海町のうち旧熱海町外十三地域。二級地に引き上げを要する地域、平市をはじめ四市一町一村。

二、請願の議決理由
福島県下の寒冷積雪地帯在勤の公務員の冬季における生計費増高の実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

下郷町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　福島県南会津郡下郷町長桜木太一郎）（八田貞義君紹介）（第五一六号）、同外四件（請願者　福島県南会津郡

下郷町立江川小学校弥五島分校主任吉田文雄外四名）（平田ヒデ君紹介）（第七九六号）、同外一件（請願者　福島県南会津郡下郷町弥五島郵便局長沼正雄外一名）（平田ヒデ君紹介）（第八五一号）、同（請願者　福島県南会津郡下郷町立旭田中学校長佐藤正人）（八田貞義君紹介）（第一九六七号）、同（請願者　福島県南会津郡下郷町立旭田小学校長新国義勝）（高木松吉君紹介）（第二〇六八号）及び同（請願者　福島県南会津郡旭田郵便局長佐藤昌平）（鈴木周次郎君紹介）（第二一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県南会津郡下郷町は、奥会津に属し、会津盆地から山峡を過ぎて、大川伝いに開けた土地で、南会津郡の中心地田島町と隣りあい、田島町と政治的、文化的また経済的にも一体で、気象条件も猪苗代方部（五級地）と比較して積雪、寒冷度、風向、風速等同一条件にある。ついては、下郷町の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

下郷町の冬季における積雪、寒冷度、風向、風速等の気象状況等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願（請願者　金沢市上柿木畠一丁目八番地石川県軍人恩給会長伊佐一男）（徳田與吉郎君紹介）（第五一九号）、同（請願者　群馬県高崎市請地町群馬県旧軍関係恩給権擁護連盟委員長野口俊太郎）（橘本龍伍君紹介）（第六〇四号）、同（請願者　三重県一志郡久居町東鷹跡町三重県旧軍人関係恩給擁護連盟委員長藤田正直）（木村俊夫君紹介）（第七〇九号）、同（請願者　群馬県高崎市南八幡町群馬県軍恩連盟高崎市南八幡支部長春山雅好）（保科善四郎君紹介）（第一〇〇七号）、同（請願者　千葉県柏市柏八百七十一番地福井浩太郎）（臼井莊一君紹介）（第一〇三八号）、同（請願者　岡山県英田郡作東町芦河内七十番地軍人恩給連盟英田郡支部長江見秀夫外十九名）（大村清一君紹介）（第一〇三九号）、同（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地高橋方旧軍人関係恩給権擁護全国連合会長松村秀逸）（高橋等君紹介）（第一〇四〇号）、同（請願者　栃木県小山市通宿四百五十二番地宇都木英次）（小平久雄君紹介）（第一〇九二号）、同（請願者　群馬県高崎市請地町三十八番地群馬軍恩会長野口俊太郎）（田村元君紹介）（第一〇九三号）、同（請願者　宇都宮市伝馬町三千六十四番地栃木県軍関係者擁護連盟山口嘉良）（喜瀬傳君紹介）（第一〇九四号）、同（請願者　群馬県勢多郡宮城村大字粕毛石三百三十九番地宮田善雄）（藤枝泉介君紹介）（第一〇五号）、同（請願者　鹿児島市山下町百七十九番地護国神社遙拝殿社務所内恩給権擁護鹿児島県同志会伊地知四郎）（中馬辰猪君紹介）（第一一六三号）、同（請願者　浦和市岸町三丁目百二十番地埼玉県軍人恩給権擁護連盟委員長柄沢修輔）（松永東君紹介）（第一一六四号）、同（請願者　高崎市八島町七十二番地群馬県旧軍関係者恩給権擁護連盟委員長野口俊太郎外七名）（中曾根康弘君紹介）（第一二七二号）、同（請願者　岡山市上伊福六百三十三番地岡山県旧軍人関係恩給連盟岡山市支部長高原孝）（亀山孝一君紹介）（第一二三九号）、同（請願者　愛媛県温泉郡北条町河野愛媛県恩給権擁護連盟委員長岡本馬太郎外六百二十五名）（関谷勝利君紹介）（第一二九九号）、同外二件（請願者　山口県下関市長府三島町千七番地山口県旧軍人関係恩給権擁護連盟下関支部河村準三外二名）（田中龍夫君紹介）（第一四〇〇号）、同（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地高橋方旧軍人関係恩給権擁護全国連合会長松村秀逸）（床次徳二君紹介）（第一五二九号）、同外一件（請願者　山口県吉敷郡大内町小鯖町田悟郎一外一名）（高村坂彦君紹介）（第一六〇六号）、同（請願者　青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（三浦一雄君紹介）（第一六〇七号）、同（請願者　岡山県庁世話課内岡山県旧軍人関係恩給連盟会長宇垣松四郎）（橘本龍伍君紹介）（第一六〇八号）、同（請願者　水戸市新原町三千七十六番地佐藤文蔵外二千三十八名）（赤城宗徳君紹介）（第一七三四号）、同外四件（請願者　福井県鯖江市岡野町田賀五男里外八千二百四名）（奥村又十郎君紹介）（第一七三五号）、同（請願者　札幌市大通東二丁目北海道旧軍人恩給組関係者連盟委員長三坂隆精）（薄田美朝君紹介）（第一七三六号）、同外七件（請願者　三重県上野市沼田二千六百七十五番地泰羅登喜治外七名）（田村元君紹介）（第一七三七号）、同（請願者　千葉県山武郡松尾町八田二千八百十一番地柴田欣一郎外三十二名）（千葉三郎君紹介）（第一七三八号）、同（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地高橋復四郎方旧軍人関係恩給権擁護全国連合会副会長稲岡新外一名）（中馬辰猪君紹介）（第一七三九号）、同（請願者　青森市大字馬屋敷字小浜百九十番地岡本馬太郎外六百二十五名）（関谷勝利君紹介）（第一七四〇号）、同外一件（請願者　千葉市松波町県営アパート四百十八号目賀田思水外二百七十名）（橋本登美三郎君紹介）（第一七四一号）、同外一件（請願者　福岡市西中洲福岡県民生部世話課内福岡県委員長桜井徳太郎外一名）（橋本龍伍君紹介）（第一七四二号）、同（請願者　栃木県下都賀郡国府村柏崎一億外三名）（山口好一君紹介）（第一七四三号）、同（請願者　青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（木村文男君紹介）（第一八二八号）、同外一件（請願者　広島県比婆郡東城町東丈一郎外一名）（高橋等君紹介）（第一八二九号）、同外一件（請願者　茨城県稲敷郡東村押砂百二十八番地旧軍人関係恩給権擁護連盟稲敷郡支部長萩原雄次郎外三百十七名）（橋本登美三郎君紹介）（第一八三〇号）、同外七件（請願者　三重県松坂市大黒田千六百二十八番地三重県旧軍人関係恩給権擁護連盟顧問平田勝治外七名）（木村俊夫君紹介）（第一八六八号）、同（請願者　高知市高知県恩給権擁護連盟山本健児）（林譲治君紹介）（第一八六九号）、同（請願者　福岡県久留米市旧軍人恩給連盟久留米支部長塚本卯市）（楢橋渡君紹介）（第一八七〇号）、同（請願者　佐賀市上多布施町緑小路佐賀県軍人恩給会長嘉村達次郎外五千六百三十六名）（大坪保雄君紹介）（第一九三三号）、同（請願者　東京都港区赤坂福吉町一番地赤坂議員宿舎内高橋進次外一名）（高橋禎一君紹介）（第一九三四号）、同（請願者　広島県御調郡御調町市軍恩連盟御調町支部長岡堂末一）（高橋等君紹介）（第一九三五号）、同（請願者　鹿児島県加世田市恩給権擁護鹿児島県同志会川辺連合会支部新留三次郎）（原捨思君紹介）（第一九三六号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡高城村恩給権擁護鹿児島県同志会高城村支部川畑武雄）（池田清志君紹介）（第一九七四号）、同（請願者　神奈川県小田原市四丁目六百八十七番地中井若松）（小金義照君紹介）（第一九七五号）、同（請願者　鳥取県東伯郡東伯町徳万鳥取県軍人軍属遺族恩給権擁護同盟委員長新諸五郎）（古井喜實君紹介）（第一九七六号）、同外二件（請願者　鹿児島市山下町恩給権擁護鹿児島県同志会伊地知四郎外二名）（池田清志君紹介）（第二〇〇三号）、同（請願者　鹿児島県国分市広瀬町恩給権擁護鹿児島県同志会東国分支部長山元清一）（中馬辰猪君紹介）（第二〇〇四号）、同（請願者　茨城県常陸太田市堅磐町百六番地茨城県旧軍人恩給権擁護連盟久慈支部長武藤忠安外二十二名）（塚原俊郎君紹介）（第二〇〇五号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡薩摩町永野恩給権擁護鹿児島県同志会永野支部前原政広外三名）（中馬辰猪君紹介）（第二〇二四号）、外七件同（請願者　鹿児島県鹿児島郡谷山町下福元二千七百十五番地恩給権擁護鹿児島県同志会錫山支部白石敬蔵外七名）（床次徳二君紹介）（第二〇六五号）、同外二件（請願者　群馬県新田郡新田町大字大根五百七十一番地ノ一小林好外二名）（長谷川四郎君紹介）（第二〇六六号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡東郷町恩給権擁護鹿児島県同志会東郷支部森園武夫）（池田

清志君紹介）（第二一〇八号）、同（請願者　静岡市水落町一丁目二十八番地静岡県遺家族及元軍人生活擁護連盟芙蓉会長馬渕逸雄）（遠藤三郎君紹介）（第二一〇九号）、同（請願者　青森市大字沖館字小浜百九十番地青森県旧軍人関係恩給権擁護連合会長石戸勇一）（竹内俊吉君紹介）（第二一一〇号）、同（請願者　千葉県館山市那古千二百九十四番地中村覚之助外六十七名）（中村庸一郎君紹介）（第二一一一号）、同（請願者　鹿児島県加世田市恩給権擁護鹿児島県同志会加世田市支部新留三次郎）（原捨思君紹介）（第二一一四二号）、同（請願者　富山市新富町十三番地富山県軍人恩給権擁護連盟委員長森田範正）（松岡松平君紹介）（第二一一四三号）、同（請願者　鹿児島県国分市恩給権擁護鹿児島県同志会国分支部池田熊雄）（池田清志君外一名紹介）（第二二〇一号）、同（請願者　鹿児島市上龍尾町恩給権擁護鹿児島県同志会大龍支部泊節）（床次徳二君紹介）（第二二二三号）、同（請願者　千葉県君津郡小櫃村上新田百六十番地小松卒正外五名）（福井順一君紹介）（第二二五九号）、同（請願者　前橋市市之坪町十番地前田光男外五十二名）（藤枝泉介君紹介）（第二二六〇号）、同（請願者　浦和市岸町三丁目百十一番地埼玉県軍人恩給権擁護連盟委員長柄沢修輔）（荒船清十郎君紹介）（第二二六一号）、同外二件（請願者　鹿児島県薩摩郡薩摩町求名恩給権擁護鹿児島県同志会求名支部和田芳一外二名）（池田清志君紹介）（第二二九六号）、同（請願者　鹿児島県熊毛郡西之表町恩給権擁護鹿児島県同志会西之表支部長野正）（中馬辰猪君紹介）（第二二九七号）、同（請願者　鹿児島県肝属郡根占町恩給権擁護鹿児島県同志会根占支部川元徳次郎）（二階堂進君紹介）（第二二九八号）、同外一件（請願者　横浜市金沢区六浦町四千五百四十三番地竹中龍造外一名）（小泉純也君紹介）（第二三五一号）、同五件（請願者　鹿児島県鹿児島郡西桜島村恩給権擁護鹿児島県同志会西桜島村支部酒匂忠三郎外五名）（床次徳二君紹介）（第二三五三号）、同（請願者　群馬県高崎市請地町十七番地群馬県旧軍関係者恩給権擁護連盟副委員長須田正吉）（中曾根康弘君紹介）（第二三五四号）、同（請願者　広島市基町広島郵便局県庁内分室留置広島県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長田辺松太郎外五千六十一名）（永山忠則君紹介）（第二三五五号）、同（請願者　神奈川県川崎市今井南町四百八十九番地神奈川県旧軍人関係恩給権擁護会川崎支部長大橋富士郎外四十六名）（野田武夫君紹介）（第二三五六号）、同外六件（請願者　神奈川県鎌倉市大町千百八番地原道太外千二百四名）（山本正一君紹介）（第二三五七号）、同（請願者　横浜市鶴見区東寺尾町二千百番地神奈川県旧軍人関係恩給権擁護会鶴見支部長田尻昌次外六十六名）（米田吉盛君紹介）（第二三五八号）、同（請願者　広島県佐伯郡沖美町三吉有本繁太郎外二名）（難尾弘吉君紹介）（第二三九八号）、同（請願者　埼玉県川越市松郷三百二十八番地広瀬速水外八百五名）（松山義雄君紹介）（第二三九九号）、同（請願者　千葉市黒砂町四百九十六番地千葉市郷友会長中永太郎外六百七十二名）（臼井荘一君紹介）（第二四三〇号）、同（請願者　新潟県糸魚川市西頸城旧軍関係者恩給権擁護連盟委員長石坂善一）（田中彰治君紹介）（第二四三一号）、同外六件（請願者　鹿児島県大口市山野町恩給権擁護鹿児島県同志会会山野支部肱岡惟孚外六名）（池田清志君紹介）（第二四六五号）、同（請願者　埼玉県北足立郡足立町足立町役場内朝霞地区軍人恩給権擁護連盟委員長尾崎時三郎外二十名）（松永東君紹介）（第二四六六号）、同（請願者　鹿児島県日置郡伊集院町恩給権擁護鹿児島県同志会伊集院支部井料八二外二百三十八名）（床次徳二君紹介）（第二五四四号）、同（請願者　千葉県印旛郡印西町小林千八百六番地鈴木徳之助外七百九十三名）（福井順一君紹介）（第二五四五号）、同（請願者　兵庫県姫路市同心町七番地小林吉二外千五十六名）（首藤新八君紹介）（第二五八一号）、同外一件（請願者　鹿児島県川内市高江町恩給権擁護鹿児島県同志会高江支部菅牟田茂外一名）（中馬辰猪君紹介）（第二五八二号）、同（請願者　埼玉県行田町埼玉北埼地区軍人恩給権擁護連盟委員長平野米二外四千三百五十五名）（青木正君紹介）（第二五八三号）、同（請願者　鹿児島県川内市宮内町千百八番地の一下園孝二）（池田清志君紹介）（第二六二〇号）、同（請願者　鹿児島市宇宿町恩給権擁護鹿児島県同志会宇宿支部永仮秋雄）（上林山榮吉君紹介）（第二六二一号）、同（請願者　神奈川県横須賀市上町二丁目一番地蓬莱屋旅館内中野直枝外二千百三十八名）（小泉純也君紹介）（第二六二二号）、同（請願者　神奈川県逗子市逗子六百十二番地神奈川県旧軍人関係恩給権擁護会逗葉支部長日高新郎外千三十六名）（山本正一君紹介）（第二六二三号）、同（請願者　茨城県高萩市下手綱六百十九番地旧軍人関係恩給権擁護連盟多賀支部長高橋敏外二百六十五名）（塚原俊郎君紹介）（第二六八一号）、同（請願者　秋田県北秋田郡比内町谷地中秋田県旧軍人関係生活擁護連盟会長高橋栄二郎）（笹山茂太郎君紹介）（第二七六七号）、同外二件（請願者　埼玉県入間郡城戸町新堀二百二十二番地埼玉県坂戸地区軍人恩給権擁護連盟板本壱二外二百三十名）（松山義雄君紹介）（第二七九〇号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡大村恩給権擁護鹿児島県同志会大村支部塩向百太郎）（中馬辰猪君紹介）（第二八六二号）、同（請願者　三重県伊勢市八日市場町九番地三重県旧軍人関係恩給権擁護連盟伊勢市支部長喜早俊次郎）（田村元君紹介）（第二九二五四号）、同外二件（請願者　広島県庄原市本町広島県旧軍人関係恩給権擁護連盟比婆西支部長小川市蔵外千百三十二名）（永山忠則君紹介）（第二九五五号）及び同（請願者　水戸市新原町三千七十六番地茨城県旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長佐藤文蔵外七百六十八名）（橋本登美三郎君紹介）（第二九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和三十年度予算より七千万円をさいて、旧軍人関係恩給の加算制復元に関する実態調査を行われたが、そく聞するところによれば、旧恩給法の規定による加算制復元により恩給権を取得すべき人員は約八十万人で、これに要する予算年額は十数億円であるとのことであるので、もはや反対すべき大きい理由はないものと思われる。ついては、すみやかに現行恩給法を改正して、加算制を復元せられたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

官修墳墓の祭祀及び管理の復活に関する請願（請願者　神奈川県横須賀市富士見町三丁目十二番地最洋会長坪坂新吾外二名）（山本正一君外七名紹介）（第五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

八十年前西南の役のがいせんの途次、船中にて病死した四十八柱の英霊の永眠する横浜市追浜の官修墳墓は、官修墳墓に関する法規が占領政策実施後も廃止されないにもかかわらず、独立後の今日においても、いかなる事情か全然顧みられず、一回の修繕も祭し執行も実施されないまま、国民から忘れ去られようとしていることはまことに遺憾である。ついては、この外全国各地にある千十三個所の官修墳墓に対する経費を緊急に設定し、昭和三十二年度より祭しおよび管理を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

官修墳墓に関する法規が廃止されていないのであるから、緊急に経費を設定し祭しおよび管理を復活されたいという本請願の趣旨ならびに目的は適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

熱海町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　福島県安積郡熱海町長斎藤兵衛外二名）（粟山博君紹介）（第六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県安積郡熱海町の海抜は役場付近において三百四十メートル、最高は安達太良山の千七百メートルに及び、高低の差はなはだしく、また磐梯山、安達太良山より吹き下す風が強く、昔から熱海のから風として有名で、ことに冬季間は上戸方面より吹きつける風が強風と雪を運んで十メートル以上の強い風が吹くことが多く、これがため寒冷きびしく、雪囲い、目張り等の費用も多く要し、また冬季間の燃料、衣料等の暖房に要する費用も多額に必要とし、あまつさえ冬季間はとくに物価が高騰し、住民の経済生活を極度に圧迫している現況である。ついては、熱海町の寒冷地手当を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

熱海町の冬季間における気象的悪条件による燃料、衣料等の生計費の増高および物価高騰の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

公務扶助料増額に関する請願外三件（請願者　京都市中京区西ノ京伯楽町四番地中川源一郎外一万三千八百十二名）（前尾繁三郎君紹介）（第七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦没者遺族の公務扶助料をすみやかに文官同様に措置されたいということは全国遺族の宿願であるが、六十歳以上の昭和二十三年六月三十日以前に退職した文官生存者に対する恩給が増額された現在、国家の至上命令により一身を捧げた戦没者の遺族を冷遇無視した取扱いは、平等の原則に反するのみならず、愛国心の高揚、国家再建、民族発展興隆の一大障害となること必定である。ついては、戦没者遺族の公務扶助料を、文官同様に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

退職公務員の恩給に関する請願（請願者　兵庫県加古川市加古川町村津久次）（田中武夫君紹介）（第七一二号）、同（請願者　長野市西鮭貿町千五百四十三番地長野県退職公務員連盟松岡弘外六名）（西村彰一君紹介）（第一〇〇五号）及び同（請願者　福岡県柳川市坂本町三田村哲四郎外七名）（山崎巌君紹介）（第一〇四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員は在職中営利事業に関与することができないのみならず、民間よりはるかに低い給与の中から恩給納金を国庫に積立てているもので、退職後の生活をささえる唯一の資源は、恩給または扶助料であるのみであるが、公務員恩給には幾多の未解決の重要問題が残されているから、次記事項を勧案され、法律的予算措置を講ぜられたいというのである。（一）恩給額計算の基礎となつた仮定俸給額を、一万五千円給与水準に改定すること、（二）近く行われる由の公務員給与表改正に伴う改定を行うこと、（三）昭和三十一年六月十三日公布法律第一四九号中に規定された諸制限条項を撤廃すること。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

会津高田町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　福島県大沼郡会津高田町立尾岐、東尾岐小・中学校広岡義勝）（平田ヒデ君紹介）（第七九五号）、同（請願者　福島県大沼郡会津高田町立東尾岐中学校長佐瀬一）（八田貞義君紹介）（第一二八〇号）及び同（請願者　福島県大沼郡会津高田町東尾岐、中学校長佐瀬一）（平田ヒデ君紹介）（第一六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県大沼郡会津高田町は山間辺地で、冬季間は寒冷度きびしく、最低気温は零下十七度を越すことたびたびで、加うるに降雪の日が続き、一週間以上も日光に浴することができないことも再三で、これがため屋根の雪降し、道踏み、その他有形無形な必要出費が非常に多く、精神的、経済的に多大の負担となつている。ついては、会津高田町の寒冷地手当を四級地より五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

会津高田町の冬季間における気象的悪条件による越冬費の増高の実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

新井市内水上外二地区の寒冷地手当引上げの請願（請願者　新潟県新井市長増井準太郎外十一名）（塚田十一郎君紹介）（第八四七号）及び同（請願者　新潟県新井市議会議長池田三治外十一名）（櫻井奎夫君紹介）（第一〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県新井市は、同県における豪雪地帯で、市内の旧水上村、旧斐太村および旧和田村は、気温、積雪、生活慣習および消費等の実態は旧新井町と同一条件にあり、むしろ冬季は豪雪のため交通は不便であるにもかかわらず、旧新井町がすでに寒冷地手当が五級地に引き上げられた現在、旧水上、斐太、和田がいまだに四級地となつていることは、市内間の均衡を破るものであるから、すみやかに五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

豪雪地帯である新井市の冬季間における消費事情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

清里村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　新潟県中頸城郡清里村長沢田直臣外三名）（塚田十一郎君紹介）（第八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年に「国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給に関する法律」が制定され、以来寒冷地の冬季生活増高費の一部が補償されていることは喜びにたえないが、新潟県中頸城郡清里村は気温、積雪、生活慣習および消費等の実態、あるいは隣接市町村間の均衡等各般の事由よりして、現行四級地は不合理であるので、すみやかに五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

清里村の冬季間における生活慣習および消費の実態等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

板倉村の寒冷地手当引上げの請願外一件（請願者　新潟県中頸城郡板倉村長岸田国夫外十名）（塚田十一郎君紹介）（第八四九号）及び同（請願者　新潟県中頸城郡板倉村板倉郵便局長増村新司外十名）（三宅正一君紹介）（第一二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡板倉村は、気温、積雪、生活慣習、消費等の実態お

よび隣接市町村間の均衡等各般の事由等より、寒冷級地を現行四級地から五級地に引き上げることが妥当と考えられる。ついては、板倉村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

板倉村の冬季間における生活慣習および消費の実態等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

上川村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　新潟県東蒲原郡上川村長伊藤岩雄）（三宅正一君紹介）（第九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律が制定され、寒冷地に勤務する公務員の冬季間生活増高費が補償されていることは喜びにたえないが、新潟県東蒲原郡上川村は気温、積雪、生活慣習および消費等の実態、あるいは隣接市町村間の均衡等各般の事由よりして、寒冷地手当現行四級地では不合理であるので、すみやかに五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上川村の冬季間における生活慣習および消費の実態等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

旧片貝町及び六日市村横渡地区の寒冷地手当引上げの請願（請願者　新潟県小千谷市長位下松五郎外一名）（三宅正一君紹介）（第九四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県小千谷市のうち、旧三島郡片貝町および旧古志郡六日市村大字浦柄大字横渡地区は、現在四級地に指定されているが、気温、積雪、生活慣習等の実態あるいは町村合併による同一市域としての旧小千谷町地区との均衡等各般の事由よりして、級地を五級地に引き上げることが妥当と考えられるから、これが実現をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在寒冷地手当四級地に指定されている小千谷市のうちの新地域における冬季の生活事情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地手当支給額改訂等に関する請願（請願者　新潟市流作場宮浦新潟県寒冷地域給対策協議会長斎藤和彦）（櫻井奎夫君紹介）（第一〇〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷積雪地帯に勤務する公務員に対して支給される現行の寒冷地手当、石炭手当は、最低必要限度以下のもので、かつ制度に含まれる幾多の不合理は放置されて、なんらの解決のための方途が講ぜられていないことは遺憾であるから、次の事項の実現をはかられたいというのである。（一）寒冷地手当の支給額を改正すること、（二）薪炭手当の人事院勧告を完全に実施すること、（三）薪炭手当を新設すること、（四）豪雪手当を新設すること。

二、請願の議決理由

寒冷積雪地帯に在勤する公務員の冬季間における生計費増高の実態に即して寒冷地手当等の諸制度を是正されたいという本請願の趣旨ならびに目的は適切かつ妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

新潟県下の寒冷地手当引上げの請願（請願者　新潟市流作場宮浦新潟県寒冷地域給対策協議会長斎藤和彦）（櫻井奎夫君紹介）（第一〇〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県下市町村のうち、次の市町村を気温、積雪、生活慣習および消費等の実態、あるいは市町村の均衡等各般の事由から寒冷地手当現行四級地から五級地に引き上げられたいというのである。栃尾市のうち、旧栃尾町、旧荷頃村、旧下塩谷村の地域、新井市のうち、旧和田村、旧斐太村、旧水上村の地域、高田市のうち、旧和田村、旧金谷村の地域、糸魚川市のうち、旧下早川村、旧西海村の地域、小千谷市のうち、旧六日町村、旧三島郡片貝町の地域、長岡市のうち、旧六日町村の地域、岩船郡のうち、山北村の旧中俣村、旧黒川俣村の地域、朝日村の旧高根村、旧塩野町村、旧三面村の地域および関川村、東蒲原郡のうち、豊実村、津川町の旧小川村の地域、上川村の旧西川村の地域、南蒲原郡のうち、下田村の旧森町村の地域、古志郡のうち、石津村、三島郡のうち、越路町の旧岩塚村、旧塚山村の地域、刈羽郡のうち、野田村、千谷沢村の地域、東頸城郡のうち、蒲川原村の旧下保倉村の地域、中頸城郡のうち、高士村、清里村の旧菅原村の地域および板倉村の旧板倉村の地域、直江津市のうち、旧桑取村の地域、西頸城郡のうち、名立町の旧名立村の地域。

二、請願の議決理由

新潟県下の各寒冷地帯における気温、積雪、生活慣習および消費等の実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地関係諸給与改訂に関する請願（請願者　新潟県長岡市長内山由蔵）（櫻井奎夫君紹介）（第一〇一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷地に勤務する公務員に、寒冷地手当および石炭手当が支給されていることは喜びにたえないが、同手当がいまだ各地の実情に沿わないものがあり不合理であるのに、政府はこのたびの給与制度の改革に当つては、諸手当を統合簡素化し、現行地域給の一、二級地、寒冷地手当の一、二、三級地は廃止するとのことであり、遺憾にたえない。ついては、これらの恵まれない地域に奉仕する地方公務員の生活を保障するため、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）寒冷地手当を最高十割に引き上げること、（二）薪炭手当、石炭手当を免税とすること、（三）豪雪手当を制度化すること、（四）薪炭手当を人事院勧告どおり実施すること、等。

二、請願の議決理由

寒冷積雪地帯に在勤する公務員の冬季間における生計費増高の実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

糸魚川市内下早川、西海地区の寒冷地手当引上げの請願（請願者　新潟県糸魚川市長中村又七郎）（櫻井奎夫君紹介）（第一〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県糸魚川市下早川、西海両地区は、頸城アルプスの焼山山ろくに位置し、隣接する寒冷地手当五級地の同市の旧上早川、同根知両村と地域的生活慣習も同一である。ついては、同市下早川、西海両地区を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

糸魚川市下早川、西海両地区の地域的生活慣習の実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

下田村森町地区の寒冷地手当引上げの請願（請願者　新潟県南蒲原郡下田村長早川源一郎外一名）（豆四郎君紹介）（第一〇八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県南蒲原郡下田村森町地区は、気温、積雪、生活慣習および消費の実態、あるいは隣接市町村

間の均衡等各般の事由より見て、級地を現行四級地から五級地に引き上げられることが妥当と考えられるから、すみやかに改訂の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

下田村森町地区の冬季における生活慣習および消費の実態等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

会津方部の寒冷地手当引上げ等の請願外二件（請願者　福島県耶麻郡山都町長佐藤寅次郎外六名）（八田貞義君紹介）（第一二八一号）同外二件（請願者　福島県耶麻郡西会津町立尾野本中学校長小原次男外五名）（平田ヒデ君紹介）（第一六一二号）及び同（請願者　福島県河沼郡高郷村消野兵一外三名）（平田ヒデ君紹介）（第一九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷地手当として支給されている現行八割は、寒冷地帯公務員の生活実情に即しないもので、人事院が行つている理論計算方式によつて見ても、十割以上の数字がでている。ついては、支給率を十割に引き上げるとともに、福島県下寒冷地手当の支給級地の不均衡を是正するため、耶麻郡山都町、河沼郡高郷村、耶麻郡西会津町をそれぞれ五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山郷町、高郷村、西会津町の冬季間における生計費増高の実態および寒冷地帯在勤公務員の生活の実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地手当引上げに関する請願（請願者　福井県知事羽根盛一）（堂森芳夫君紹介）（第一二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県下の現行寒冷地手当支給区分は不合理なものがあるが、その上昨年より新たに支給せられることになつた炭手当も、寒冷地手当の級地を基礎にしているのでその不均衡はきわめて著しいので、次記のごとく改められたいというのである。大野郡和泉村（旧下穴馬村および穴馬村）を五級地に、大野市（旧大野町、富田乾側、下庄各村で、五箇、坂谷、上庄、小山の各村を除く）、勝山市（旧勝山町、村岡、荒土、北郷、鹿谷、遅羽各村で、北谷、平泉寺、野向各村を除く）、美山村（旧羽生、上宇坂、芦見、上志比、志比各村で、上味見、下味見両村を除く）を四級地に、小浜市（旧小浜町、宮川、加斗、熊川各村）、坂井郡、丹生郡および三方郡、遠敷郡、大飯郡の現行二級地を三級地にそれぞれ引き上げること。

二、請願の議決理由

冬季において、燃料費その他生計費の増高を余儀なくされる福井県下の実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

恩給権擁護に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡高城村恩給権擁護鹿児島県同志会高城村支部長川畑武雄）（中馬辰猪君紹介）（第一三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給権擁護のため次の事項の実現をはかられたいというのである。（一）加算制復元によつて普通恩給を受ける権利が発生する者が約八十万人の多きに及ぶが、その九割近くが元の下士官兵であるため、多数の旧軍人が失権をしている結果となり、ために文官恩給との間に不均衡を生ぜしめるとともに、旧軍人の間においても既裁定受給者との間に不平等を来たすこととなるのは遺憾であるから、これが是正をはかり、正当な恩給権を復活すること、（二）恩給権擁護の本旨に徴して、差別的処遇を撤廃し、社会保障制度への切りかえに反対するとともに、一般公務員との実質的均衡が失われるがごときことなきよう対策を実施する、等。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

帰還患者に対する恩給裁定促進に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内日本患者同盟群馬県支部委員長和田清）（福田起夫君紹介）（第一三六二号）同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘和田清）（中曾根康弘君紹介）（第一四五二号）同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内田中政男外一名）（茂ケ久保重光君紹介）（第一五五三号）同（請願者　群馬県渋川市金井国立療養所大日向荘日本患者同盟群馬支部佐谷直通外一名）（第一七〇八号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘患者厚生会長小川正男外一名）（武藤運十郎君紹介）（第一八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争により傷つき、あるいは病気を得た、恩給に関係のある旧軍人軍属は全国でも多数にのぼるが、書類提出後、長年月を経ても裁定がならず、これがため傷病恩給を唯一の収入としている人達は、本人はもとより家族も裁定を待ちわびている状態である。しかるに伝えられるところによると、関係官庁の職員が少くなり、裁定が今後もさらに遅れるのではないかと考えられるから、これが予算措置を講じ、職員を増員するとともに恩給裁定を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

帰還患者の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

未復員患者の恩給裁定促進等に関する請願（請願者　群馬県前橋市江木町十全病院患者協生会長森田一由外三百四十八名）（福田起夫君紹介）（第一三六三号）及び同（請願者　前橋市江木町関佐兵衛外四百十七名）（栗原俊夫君紹介）（第一五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長期療養を要する結核患者の生活は、きわめて困窮しているが、とくに未復員患者の生活状態はひどく、たとえば、内地発病という理由で、同じ公務による発病でありながら、傷病恩給が受けられず、また恩給資格者でも申請から裁定まで、早くて一年から二年もかかる状態にあるため、裁定を待たず死亡する者もある等、まことに悲惨である。ついては、未復員患者に対する恩給裁定の促進と、これを受けない者に対し、月三千円を支給する等の保護措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願外二十八件（請願者　滋賀県彦根市芹川町彦根市中学校長太田守松外二十八名）（小林郁君紹介）（第一四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　現在の石炭手当、薪炭手当、寒冷地手当では、寒冷地における冬季生活経費として、きわめて少額であるが、このたび政府は寒冷地給の整理統合を企図していることは、寒冷地の冬季生活を知らないのではないかと考えられる。ついては、国家公務員に対する寒冷地手当等の支給に関する法律の一部を改正し、積雪寒冷地給を現行五級地八割、以下一級地一・五割を、五級地十割、以下一級地二割に引き上げ、寒冷地給については、最高を本俸と扶養手当の合計額の百分の二十五とするとともに、滋賀県彦根市の寒冷地給を、他との均衡から、二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　石炭手当および寒冷地手当制度等については、検討を要する面がある。加うるに、冬季における彦根市の生活実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

傷病恩給裁定促進に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内患者厚生会長小川正男外五百五十八名）（紹介議員　栗原俊夫君紹介）（第一五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　戦争により傷つき、あるいは病気を得て傷病恩給に関係のある旧軍人患者は全国でも多数にのぼつているが、現在までに裁定を受けた人達は半数にも達していない実情で、書類提出後長年月を経ても裁定にならず、本人はもとより家族も心配しているばかりでなく、これを唯一の収入のよりどころとしている人達は非常に困つているから、裁定事務を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
　旧傷病軍人の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

富山県下の寒冷地手当引上げ等に関する請願（請願者　富山県知事吉田実外四名）（三鍋義三君紹介）（第一六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　第二十四回国会において国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部が改正され、新たに薪炭手当の制度が採用されたことは喜びにたえないが、富山県下においては積雪、寒冷度がきびしく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）国家公務員に対する寒冷地手当及び薪炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること、（二）寒冷地手当の支給地域区分の不合理を是正すること、（三）薪炭手当については、人事院勧告の完全実施と三級地以下の地域にも支給すること、（四）これらの諸手当は免税とすること。
二、請願の議決理由
　冬季において積雪、寒冷度きびしくために、燃料費その他生計費の増高を余儀なくされる富山県下の実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

彦根市の石炭手当等引上げに関する請願外四件（請願者　滋賀県彦根市官公庁労働組合協議会議長野口幸一外四名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一三号）及び同（請願者　滋賀県彦根市金亀町彦根保健所長竹尾余一郎）（小林郁君紹介）（第一七四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　第二十四回国会において国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律が改正され、新たに薪炭手当の制度が採用されたことは喜びにたえないが、滋賀県彦根市においては積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）東浅井郡湖北町を二級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること。
二、請願の議決理由
　冬季において燃料費その他生計費の増高を免れがたい実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

湖北町朝日地区の石炭手当等引上げに関する請願外二件（請願者　滋賀県東浅井郡湖北町立速水小学校長中川正義外二名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　第二十四回国会において国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律が改正され、新たに薪炭手当の制度が採用されたことは喜びにたえないが、滋賀県東浅井郡湖北町においては積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）東浅井郡湖北町を二級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること。
二、請願の議決理由
　積雪、寒冷度きびしく、ために燃料費その他生計費の増高を免れがたい湖北町の実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

湖北町朝日地区の石炭手当等引上げに関する請願（請願者　滋賀県東浅井郡湖北町朝日小学校長肥田友三）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　新たに薪炭手当の制度が採用されたことは喜びにたえないが、滋賀県東浅井郡湖北町朝日地区においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）湖北町朝日地区を二級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること。
二、請願の議決理由
　冬季において、生計費の増高を免れがたい生活実態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

浅井町の石炭手当等引上げに関する請願外二件（請願者　滋賀県浅井郡浅井町立田根小学校長河合久一郎外二名）（矢尾喜三

郎君紹介）（第一六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十四回国会において国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律が改正され、新たに薪炭手当の制度が採用されたことは喜びにたえないが、滋賀県浅井郡浅井町においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を二割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）浅井町を三級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十五」を「百分の二十」に改めること。

二、請願の議決理由

積雪、寒冷度きびしく、ために冬季において生計費の増高を余儀なくされる生活実態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

浅井町下草野地区の石炭手当等引上げに関する請願（請願者　滋賀県浅井郡浅井町五下草野小学校長脇坂保雄）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県東浅井郡浅井町下草野地区においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を安全に実施すること、（三）浅井町下草野地区を三級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること。

二、請願の議決理由

冬季において積雪、寒冷度きびしく、ために燃料費その他生計費の増高を余儀なくされる実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

浅井町七尾地区の石炭手当等引上げに関する請願（請願者　滋賀県浅井郡浅井町立七尾小学校長岩崎晋）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県浅井郡浅井町七尾地区においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）浅井町七尾地区を三級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十五」を「百分の二十」に改めること。

二、請願の議決理由

冬季において、燃料費その他生計費の増高を余儀なくされる生活実態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

浅井町上草野地区の石炭手当等引上げに関する請願外一件（請願者　滋賀県東浅井郡浅井町上草野地区中学校長野橋忠一外一名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県東浅井郡浅井町上草野地区においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）浅井町上草野地区を三級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十五」を「百分の二十」に改めること。

二、請願の議決理由

冬季において、燃料費その他生計費の増高を余儀なくされる実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

虎姫町の石炭手当等引上げに関する請願外一件（請願者　滋賀県東浅井郡虎姫町虎姫小学校長山田敬一外一名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県東浅井郡虎姫町においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）虎姫町を三級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十五」を「百分の二十」に改めること。

二、請願の議決理由

冬季積雪、寒冷度きびしく、ために燃料費その他生計費の増高を余儀なくされる生活実態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

びわ村の石炭手当等引上げに関する請願外二件（請願者　滋賀県東浅井郡びわ村立びわ中学校長真東一道外二名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県東浅井郡びわ村においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）虎姫町を三級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十五」を「百分の二十」に改めること。

二、請願の議決理由

冬季積雪、寒冷度きびしく、ために燃料費その他生計費の増高を余儀なくされる生活実態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）東浅井郡びわ村を二級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること。

二、請願の議決理由

積雪、寒冷度きびしく、冬季において燃料費その他生計費の増高を余儀なくせられる生活実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

高島郡の石炭手当等引上げに関する請願外二十七件（請願者　滋賀県高島郡新旭町立新旭北小学校長西崎八太郎外二十七名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県高島郡においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）高島郡の石炭手当および薪炭手当等を引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること。

二、請願の議決理由

冬季、積雪、寒冷度きびしく、ために生計費の増高を余儀なくせられる高島郡在勤職員の生活実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

伊香郡中河内地区の石炭手当等引上げに関する請願外十九件（請願者　滋賀県伊香郡高月町立古保利小学校長居川嘉右エ門外十九名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六二三号）及び同外二十件（請願者　滋賀県大浦郵便局長磯井義治外二十名）（草野一郎平君紹介）（第一六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県伊香郡中河内地区においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）伊香郡中河内地区を五級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること。

二、請願の議決理由

冬季、積雪、寒冷度のきびしい滋賀県伊香郡中河内地区の生活実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

滋賀県湖東地区の石炭手当等引上げに関する請願外十八件（請願者　滋賀県神崎郡五個荘町立五個荘北小学校長中川荘作外十八名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一六二四号）、同外十六件（請願者　滋賀県蒲生郡蒲生町長北条旭巌外十六名）（今井耕君紹介）（第一六二五号）及び同（請願者　滋賀県犬上郡豊郷村日栄小学校長中村嘉太郎）（小林郁君紹介）（第一七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十四回国会において国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律が改正され、新たに薪炭手当の制度が採用されたことは喜びにたえないが、滋賀県湖東地区においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を二割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正することとし、公共企業体職員および地方公務員にも適用すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）愛知郡、神崎郡、蒲生郡、八日市市および近江八幡市のいわゆる湖東地区を三級地ないし二級地に引き上げること、（四）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること。

二、請願の議決理由

冬季において積雪、寒冷度のきびしい滋賀県湖東地区の生活実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

福島県岩瀬郡天栄村湯本地区の寒冷地手当引上げの請願（請願者　福島県岩瀬郡天栄村湯本地区寒冷地手当対策協議会小林清七外二名）（平田ヒデ君紹介）（第一六二六号）及び同（請願者　福島県岩瀬郡天栄村福島県岩瀬郡天栄村湯本地区寒冷地手当対策協議会光野六郎）（八田貞義君紹介）（第一九六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県岩瀬郡天栄村湯本地区は、気象状況および生活実態等から、寒冷地手当は当然五級地に指定されるべき条件を具備しているが、いまだに四級地のままとなつて他地域との均衡を失しているため、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、湯本地区を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

湯本地区の気象状況および生活実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

恩給額調整に関する請願（請願者　長野県松本市大名町長野県退職公務員連盟松筑支部長田中清長外三名）（唐澤俊樹君紹介）（第一七三二号）、同（請願者　長野市西鶴賀町千五百四十三番地夏目孔夫外三百三十九名）

（小坂善太郎君紹介）（第一八七七号）、同（請願者　群馬県桐生市小曾根町三丁目千七百三十九番地斎藤宗次郎外七百四十七名）（長谷川四郎君外二名紹介）（第一九三七号）、同（請願者　長野県上伊那郡辰野町四千三十三番地小松茂喜外四百二十四名）（吉川久衛君紹介）（第一九三八号）、同（請願者　長野県北安曇郡池田町会染三千三百二十九番地長野県退職公務員連盟北安曇郡支部長矢口金一）（唐澤俊樹君紹介）（第一九六二号）、同（請願者　長野市鶴賀町長野市官公庁退職者連盟池田基一外三百六十九名）（西村彰一君紹介）（第一九六三号）、同（請願者　群馬県藤岡市三本木七十六番地高瀬泰作外千五百七十七名）（福田赳夫君紹介）（第一九六四号）、同（請願者　長野県上田市柳町五千八百八十四番地岡崎袈裟男）（松平忠久君紹介）（第一九六五号）、同（請願者　佐賀市赤松町高園伊五郎外四千三百七十八名）（大坪保雄君紹介）（第二〇〇一号）、同（請願者　前橋市栄町六十二番地桜井菊次郎外千五百八十三名）（藤枝泉介君紹介）（第二〇〇二号）、同（請願者　長野県北佐久郡御代田町千六百四十九番地安川源司外二百六十九名）（小山亮君紹介）（第二〇五九号）、同（請願者　長野県諏訪郡富士見町五百五十七番地五味一雄外二百十九名）（原茂君紹介）（第二〇六〇号）、同外十件（請願者　長野県上田市北大手六千四百十五番地矢島暢外十一名）（松平忠久君紹介）（第二〇六一号）、同（請願者　福島県白河市郭内百二十番地国鉄OB同志会白河支部長林代助外百十四名）（山下春江君紹介）（第二〇六二号）、同（請願者　兵庫県多紀郡篠山町沢田兵庫県退職公務員連盟多紀支部北内久幸外五百四十五名）（有田喜一君紹介）（第二一〇三号）、同（請願者　兵庫県加東郡社町田中三百二十三番地兵庫県退職公務員連盟加東郡小野市支部堀内喜代治）（渡海元三郎君紹介）（第二一〇四号）、同（請願者　長野県上水内郡信濃町九十番地中村久平外二百三十九名）（小坂善太郎君紹介）（第二一〇五号）、同（請願者　盛岡市大沢川原小路八十八番地岩手県退職公務員連盟三田地勘治郎）（山本猛夫君紹介）（第二一〇六号）、同（請願者　福岡県久留米市退職公務員連盟久留米支部長田口経次外六名）（田中稔男君紹介）（第二一四一号）、同（請願者　兵庫県佐用郡佐用町山脇二百三十一番地兵庫県退職公務員連盟佐用支部船引清一外二百九十一名）（河本敏夫君紹介）（第二一一七号）、同（請願者　長野県更級郡稲荷山町千五百六十七番地関庸外三百二十名）（倉石忠雄君紹介）（第二一一八号）、同（請願者　秋田県本荘市美倉町十三番地渡辺助三外五百名）（齋藤憲三君紹介）（第二一一九号）同外七件（請願者　静岡県駿東郡原町大字石川六百七十四番地小野梅雄外千六百十三名）（遠藤三郎君紹介）（第二一二〇号）、同外一件（請願者　静岡県熱海市咲見町二百番地静岡県退職公務員連盟熱海市支部長荒川次郎吉外二百五十二名）（皇山鶴吉君紹介）（第二一二一号）、同（請願者　東京都港区芝白金三光町二百七十三番地西山幸次郎外百九十名）（原彪君紹介）（第二一二四一号）、同（請願者　兵庫県氷上郡氷上町市辺七百七十六番地小森作治外六百九十一名）（有田喜一君紹介）（第二二五四号）、同（請願者　盛岡市大沢川原小路八十八番地及川喜一外九百六十六名）（小澤佐重喜君紹介）（第二二五五号）、同（請願者　秋田県平鹿郡増田町増田字本町七十三番地小泉良蔵外四百五名）（笹山茂太郎君紹介）（第二二五六号）、同（請願者　東京都中野区千代田町三十一番地杉山久四郎外四百七十九名）（花村四郎君紹介）（第二二五七号）、同（請願者　埼玉県秩父市大字大宮六百七十八番地埼玉県退職公務員連盟会長有元久五郎外一名）（荒船清十郎君紹介）（第二二八八号）、同（請願者　秋田市中城町四番地高橋熊五郎外七百十四名）（石山權作君紹介）（第二二八九号）、同（請願者　福井県大飯郡高浜町若宮大下吉蔵外七百八十三名）（磯野清吾君紹介）（第二二九〇号）、同（請願者　東京都練馬区南町一丁目三千五百五十七番地高木四郎外二百五十名）（濱野清吾君紹介）（第二二九一号）、同（請願者　兵庫県宝塚市小浜字倉橋三十八番地竹村菊之助外五十二名）（原健三郎君紹介）（第二二九二号）、同（請願者　兵庫県美方郡温泉町井土兵庫県退職公務員連盟美方郡西支部秋元憲太郎外百二十名）（有田喜一君紹介）（第二三四二号）、同（請願者　山口県下関市長府逢坂町山口県退職公務員連盟下関支部長原田一二）（今澄勇君紹介）（第二三四三号）、同（請願者　東京都渋谷区穏田一丁目一番地阿部真龍外百名）（岡崎英城君紹介）（第二三四四号）、同（請願者　東京都練馬区南町一丁目三千八百四十八番地東京都退職公務員連盟練馬支部向山栄造外二百五十名）（神近市子君紹介）（第二三四五号）、同（請願者　兵庫県宍粟郡山崎町上寺百三十一番地兵庫県退職公務員連盟宍粟支部入江栄太郎外二百八十一名）（清瀬一郎君紹介）（第二三四六号）、同外二件（請願者　山口市大殿大路百十七番地の四十六松本栄太郎外七百五十八名）（佐藤榮作君紹介）（第二三四七号）、同（請願者　東京都北多摩郡調布市上石原吉田亮外三百六十七名）（山花秀雄君紹介）（第二三四八号）、同（請願者　甲府市御崎町四十九番地山梨県退職公務員連盟会長上田政一外千三百十一名）（小林信一君外四名紹介）（第二三九二号）、同（請願者　福井市千歳町十八番地渡辺性善外三百八十七名）（植木庚子郎君紹介）（第二三九三号）、同（請願者　山形県米沢市福田町千六百三十七番地山形県退職公務員連盟米沢支部長山本徳四郎外五百六十名）（黒金泰美君紹介）（第二三九四号）、同（請願者　秋田市下中城町五番地児玉庄太郎外七百十七名）（須磨彌吉郎君紹介）（第二三九五号）、同（請願者　山形県上ノ市十日町田中三百二十六番地粟野武平外百三十六名）（西村力弥君紹介）（第二三九六号）、同（請願者　東京都大田区馬込町二丁目千七十七番地河原清作外百三名）（松岡駒吉君紹介）（第二三九七号）、同（請願者　広島県福山市山手町二千五百三十八番地広島県退職公務員連盟会長佐藤友助外四千八百三十五名）（高橋等君外十名紹介）（第二四二五号）、同（請願者　兵庫県豊岡市下宮七百九十番地兵庫県退職公務員連盟豊岡市・城崎郡支部尾形保外二百四十七名）（有田喜一君紹介）（第二四二六号）、同（請願者　東京都北区稲付町四丁目七百五十七番地西山富次郎外二百五十名）（河野密君紹介）（第二四二七号）、同（請願者　静岡県掛川市振川静岡県退職公務員連盟小笠支部長中山吉平外七百七十七名）（戸塚九一郎君紹介）（第二四二八号）、同（請願者　兵庫県三原郡志知村兵庫県退職公務員連盟三原支部仲野栄助外四百十六名）（原健三郎君紹介）（第二四二九号）、同（請願者　東京都品川区五反田一丁目二百八十四番地田島徳一外一名）（菊池義郎君紹介）（第二四五七号）、同外四件（請願者　静岡県磐田市三ケ野十四番地静岡県退職公務員連盟磐田支部柴田誠一郎外二千二百九十四名）（竹山祐太郎君紹介）（第二四五八号）、同外二件（請願者　兵庫県美嚢郡淡河村萩原兵庫県退職公務員連盟三木市・美嚢郡支部

北野貫一外二名）（渡海元三郎君紹介）（第二四五九号）、同（請願者　東京都昭島市拝島町二千七百九十四番地稲葉良仁外一名）（並木芳雄君紹介）（第二四六〇号）、同（請願者　新潟市学校町通り一番町三番地阿部栄吉外二十七名）（渡邊良夫君紹介）（第二四六一号）、同（請願者　兵庫県朝来郡和田山町和田山四百四十七番地ノ一兵庫県退職公務員連盟朝来支部下村雅治外二百三十三名）（有田喜一君紹介）（第二四九六号）、同（請願者　金沢市仙石町教育会館内石川県退職公務員連盟表弥三郎外七百二名）（大森玉木君紹介）（第二四九七号）、同（請願者　石川県七尾市本府中モ六十三番地久保周蔵外六百五十名）（徳田與吉郎君紹介）（第二四九八号）、同（請願者　長野県飯田市大王路小林宣外六百五十八名）（中島巖君紹介）（第二四九九号）、同（請願者　金沢市仙石町教育会館内石川県退職公務員連盟三島理保外八百三十二名）（南好雄君紹介）（第二五〇〇号）、同（請願者　栃木県栃木市柳橋町百九十四番地栃木県退職公務員連盟中村藤次郎外二百十八名）（山口好一君紹介）（第二五〇一号）、同（請願者　愛知県東春日井郡高蔵寺町大字玉野千二百八番地加藤尽外三十九名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二五〇二号）、同（請願者　横浜市磯子区磯子町広地二百八十三番地小村憲治外千二百六十名）（米田吉盛君外三名紹介）（第二五三五号）、同（請願者　奈良県大和郡山市南郡山町二百九十二番地沢井弁造外千九百六十八名）（植村武一君紹介）（第二五三六号）、同外二件（請願者　兵庫県相生市矢野町瓜生百九十三番地秋山和平外千三百三名）（河本敏夫君紹介）（第二五三七号）、同（請願者　栃木県大田原市大田原二千四百七十四番地細小路丑松外五百七十九名）（高瀬傳君紹介）（第二五三八号）、同（請願者　石川県輪島市河井町十五部十五番地川崎つた外七百五十四名）（辻政信君紹介）（第二五三九号）、同（請願者　鹿児島市山下町県教育会館内鹿児島県退職公務員連盟上原種豊外六千六百名）（庄次徳二君紹介）（第二五四〇号）、同（請願者　東京都北多摩郡狛江町岩戸千八十八番地井上延太郎外五百二十三名）（福田篤泰君紹介）（第二五四一号）、同外二件（請願者　千葉県市原郡市原町市原九十二番地千葉県退職公務員連盟市原郡支部長山越数一外五百九十三名）（臼井莊一君紹介）（第二五七四号）、同外一件（請願者　兵庫県美方郡村岡二千五百六十六番地兵庫県退職公務員連盟美方東支部福井一雄外七百四十三名）（小島徹三君紹介）（第二五七五号）、同外三件（請願者　千葉県山武郡松尾町松尾五十一番地千葉県退職公務員連盟山武支部長押尾利一外千百五十七名）（竹尾弐君紹介）（第二五七六号）、同（請願者　千葉県茂原市高師八百四十番地千葉県退職公務員連盟長生郡茂原市支部長鹿間庸之助外三百三十名）（千葉三郎君紹介）（第二五七七号）、同（請願者　千葉県館山市大網三百九十八番地石川たみ外三百五十名）（中村庸一郎君紹介）（第二五七八号）、同（請願者　千葉県木更津市下望陀四百三十五番地中川良助外五百二十二名）（福井順一君紹介）（第二五七九号）、同（請願者　愛知県小牧市大字小牧二千七百三十一番地平手久之助外三名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二五八〇号）、同（請願者　千葉県夷隅郡大原町釈迦谷退職公務員連盟支部長楠四衛外三百八十三名）（森清君紹介）（第二六〇〇号）、同（請願者　富山市材木町十五番地富山県退職公務員連盟委員長中田栄太郎外千四百七十一名）（正力松太郎君外二名紹介）（第二六〇九号）、同（請願者　神奈川県川崎市下並木六十六番地神奈川県退職公務員連盟棚井達外七百二十五名）（小泉純也君外三名紹介）（第二六一〇号）、同（請願者　滋賀県彦根市中組東町十八番地滋賀県退職公務員連盟理事長井上英貞外三千四百三十名）（今井耕君紹介）（第二六一一号）、同（請願者　東京都大田区馬込西一丁目千五百十三番地高木伴雄外一名）（宇都宮徳馬君紹介）（第二六一二号）、同外三件（請願者　山口県美祢郡秋芳町別府山口県退職公務員連盟美祢郡支部長篠田武彦外二百九十七名）（周東英雄君紹介）（第二六一三号）、同外一件（請願者　福島市宮下町三十一番地福島県退職公務員連盟福島支部長黒木りやう外六百三十八名）（鈴木周次郎君紹介）（第二六一四号）、同外一件（請願者　兵庫県洲本市前平三百二十番地兵庫県退職公務員連盟洲本支部四宮元三郎外六百八十一名）（永田亮一君紹介）（第二六一五号）、同（請願者　大阪府河内長野市西代町大阪府退職公務員連盟副会長椋本辰治郎外三千七百八十三名）（古川丈吉君紹介）（第二六一六号）、同（請願者　東京都墨田区錦糸町一丁目三番地笠原清七外四名）（眞鍋儀十君紹介）（第二六一七号）、同（請願者　兵庫県伊丹市鈴原町三丁目十四番地兵庫県退職公務員連盟伊丹支部横山六郎外九十名）（前田房之助君紹介）（第二六一八号）、同（請願者　愛知県蒲郡市竹谷町江畑三十八番地ノ一愛知県退職公務員連盟蒲郡市、宝飯郡支部長松尾幸治郎外二百七十六名）（八木一郎君紹介）（第二六一九号）、同（請願者　愛知県一宮市大字光明寺稲葉国春外七十五名）（江崎真澄君紹介）（第二六二二号）、同（請願者　和歌山市玉藻町一丁目十一番地和歌山県退職公務員連盟会長立石亮外三千六百三十二名）（坊秀男君紹介）（第二六二三号）、同（請願者　東京都荒川区三河島町七丁目四百九十四番地東京都退職公務員連盟荒川支部田村寅二外百五十八名）（林博君紹介）（第二六二四号）、同外一件（請願者　愛知県瀬戸市東山町四十八番地長江鎌治郎外百十三名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二六二五号）、同（請願者　愛知県西春日井郡新川町大字須ケ口七十九番地安藤彦三郎）（丹羽兵助君紹介）（第二七二三号）、同（請願者　愛知県半田市北大股四十六番地愛知県退職公務員連盟半田支部鈴木順治郎外百三十四名）（久野忠治君紹介）（第二七一四号）、同（請願者　仙台市北七番丁四十七番地目黒平治外千七名）（保科善四郎君紹介）（第二七一五号）、同（請願者　愛知県江南市古知野特町今井富三郎）（江崎真澄君紹介）（第二七三八号）、同（請願者　名古屋市昭和区東畑町二丁目十八番地高田恒治郎外二百三十四名）（加藤鐐五郎君紹介）（第二七三九号）、同外一件（請願者　愛

知県西尾市大給町七十六番地山本芳太郎外三百八十二名）（小笠原三九郎君紹介）（第二七四〇号）、同（請願者　浦和市高砂町五丁目百四十八番地埼玉県退職公務員連盟島田保男外四千二百三十一名）（福永健司君紹介）（第二七四一号）、同（請願者　高松市内町四丁目十六番地香川県退職公務員連盟林平七外二千六百四十名）（大平正芳君紹介）（第二七六二号）、同（請願者　愛知県春日井市味美知多町千六百七十七番地尾崎鈴吉）（丹羽兵助君紹介）（第二七六三号）、同（請願者　愛知県常滑市字保示百十三番地福島重吉外百六名）（久野忠治君紹介）（第二七六四号）、同外一件（請願者　名古屋市千種区高見町五丁目十四番地高木猶右エ門外一名）（横井太郎君紹介）（第二七六五号）、同（請願者　愛知県東加茂郡松平村菅沼倉治郎外百四十三名）（小林錦君紹介）（第二七八六号）、同（請願者　福島県田村郡三春町福島県退職公務員連盟田村支部長郡司翰市郎外三百二名）（助川良平君紹介）（第二七八七号）、同（請願者　山口県佐波郡徳地町山口県退職公務員連盟佐波郡支部長宮崎正幹外百十名）（高村坂彦君紹介）（第二七八八号）、同外一件（請願者　福島県郡山市虎丸町福島県退職公務員連盟郡山支部長　山崎秋外二百七十九名）（粟山博君紹介）（第二七八九号）、同（請願者　名古屋市中村区中島町一丁目五番地森円三郎外三百十一名）（春日一幸君紹介）（第二八三七号）、同（請願者　仙台市越路々地丁二十九番地松本彦七郎外九百四十六名）（佐々木更三君紹介）（第二八三八号）、同外一件（請願者　福島県郡山市長者町二百四十番地福島県退職公務員連盟郡山支部佐久間広外二百七十九名）（田中利勝君紹介）（第二八三九号）、同（請願者　福島県伊達郡保原町城の内二十四番地福島県退職公務員連盟伊達支部長長谷川漾外三百二十四名）（八百板正君紹介）（第二八四〇号）、同（請願者　兵庫県赤穂郡上郡町兵庫県退職公務員連盟赤穂郡支部杉本正行外三十七名）（清瀬一郎君紹介）（第二八四七号）、同（請願者　大分市中島三条河野伊多留外三千九百二十八名）（廣瀬正雄君紹介）（第二八四八号）、同（請願者　宮城県玉造郡鳴子町大口字赤湯十八番地高橋甚兵衛外四百九十五名）（大石武一君紹介）（第二八六一号）、同（請願者　神戸市長田区五番町八丁目一番地ノ一兵庫県退職公務員連盟長田区支部鞍谷孝一外八百八十六名）（河上丈太郎君紹介）（第二八七四号）、同（請願者　仙台市北六番丁二百二十七番地岩井克己外千二十六名）（愛知揆一君紹介）（第二八九九号）、同（請願者　京都市上京区寺町今出川上ル西入桜木町三百九十五番地鈴木博也外千五百十二名）（小川半次君紹介）（第二九〇〇号）、同外二件（請願者　山口県玖珂郡周東町大字祖生山口県退職公務員連盟玖珂郡支部長亀岡助一外六百七十七名）（佐藤栄作君紹介）（第二九〇一号）、同（請願者　栃木県塩谷郡矢板町大字富田二百六番地栃木県退職公務員連盟田城豊松外五百三十名）（戸叶里子君紹介）（第二九〇二号）、同（請願者　高知市宝町五十五番地高知県退職公務員連盟竹村正卓外六百二十三名）（林譲治君紹介）（第二九〇三号）、同（請願者　宮城県登米郡登米町寺池鉄砲町二十九番地高橋俊夫外四百七十名）（村松久義君紹介）（第二九〇四号）、同（請願者　仙台市長町門前町九番地鳥海支太郎）（菊地養之輔君紹介）（第二九二八号）、同（請願者　仙台市桃源院東二十一番地ノ八宮城県退職公務員連盟勝又頼治外八百五十四名）（竹谷源太郎君紹介）（第二九二九号）、同（請願者　宮城県桃生郡鳴瀬町小野字町百十五番地木村敬之外四百八十五名）（内海安吉君紹介）（第二九四四号）、同外一件（請願者　福島県相馬市立谷町福島県退職公務員連盟相馬支部長草野佳政外六百六十一名）（鈴木直人君紹介）（第二九八三号）、同（請願者　福島県平市杉平町福島県退職公務員連盟磐城支部長篠山廉外四百十六名）（松井政吉君紹介）（第二九八四号）、同（請願者　名古屋市南区岩戸町一丁目三十六番地萩原孝一外三十八名）（赤松勇君紹介）（第三〇二二号）、同（請願者　横浜市西区紅葉ケ丘五十三番地神奈川県退職公務員連盟石上定海外千九十五名）（小金義照君外二名紹介）（第三〇四七号）、同外一件（請願者　神戸市東灘区住吉町頼川千二百九十五番地兵庫県退職公務員連盟東灘区支部松山久太郎外四百九十一名）（首藤新八君紹介）（第三〇四八号）、同（請願者　福島県会津若松市一箕町福島県退職公務員連盟会津若松支部長三浦勝弥外二百六十三名）（八田貞義君紹介）（第三〇七八号）、同外三件（請願者　山口県厚狭郡山陽町厚狭字鳥越山口県退職公務員連盟厚狭郡支部長八木正一外五百三名）（田中龍夫君紹介）（第三一五一号）、同（請願者　愛知県渥美郡赤羽根村大字赤羽根鈴木里吉外二百五十六名）（八木一郎君紹介）（第三一五二号）及び同（請願者　栃木県真岡市台町二千三百四十二番地栃木県退職公務員連盟沼生録郎平外三百十五名）（神田大作君紹介）（第三二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給額計算の基礎となつた仮定俸給額は、公務員給与法を基準としたもので常に現職者との均衡を保つことを建前とされているが、現職者は昭和二十九年一月以降一万五千円水準に改定されたにもかかわらず、退職者の仮定俸給が一万二千円ベースのまま放置されていることは遺憾である。ついては、次記事項につき特段の措置を講ぜられたいというのである。

（一）恩給額計算の基礎となつた仮定俸給額をすみやかに一万五千円水準に改訂すること、（二）近く行われるやにきく公務員給与の改訂の際は、仮定俸給も改訂すること、（三）昭和三十一年六月十三日公布法律第百四十九号中に規定された諸制限条項を撤廃すること。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

公務扶助料引上げに関する請願（請願者　熊本県阿蘇郡高森町熊本県遺族連合会支部長蔵原保俊外七百五十五名）（石坂繁君紹介）（第一八二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争のため一家の支柱を失つた遺族は、世の荒波に非常な苦労を重ね、耐え難きを耐え今日に至つている。ついては、公務扶助料を文官なみに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

駐留軍基地の航空機等による各種騒音被害の補償に関する請願（第二〇〇七号）に関する報告書

（請願者　東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地日本医師会長小畑惟清）（古川丈吉君紹介）

一、請願の要旨及び目的

駐留軍基地周辺に存在する病院、診療所等は、戦後十年日夜航空機、戦車、重車両、射撃、砲撃等の騒音下にさらされているため、診断、治療、手術等の業務が阻害されているばかりでなく、患者の睡眠、安静をも妨げて不安、恐怖、疲労を来たし、治療に重大なる悪影響を及ぼしている。ついては、近時ますます航空機が大型化し、爆音、爆風、震動等による被害が年とともに増大されるのみならず、時には航空機の墜落、燃料タンクの落下等の事故発生も現実に予想されるから、基地周辺の被害病院、診療所等につき実情を調査し、損失に対しては法律により補償が与えられるよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

停止中の旧軍人恩給支給に関する請願（請願者　徳島県麻植郡鴨島町飯尾六百四十四番地阿部麻一外百三名）（小笠公韶君紹介）（第二〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

太平洋戦争は国家が実施したもので、旧軍人は国家の命令により従軍したものであつて、なんら責任の対象にならないことは明瞭であるにもかかわらず、旧軍人であつたという理由だけで、既裁定者の恩給を一時停止されたことは了解に苦しむところである。ついては、文官には占領中も引き続き恩給が支給されている実情からみて、旧軍人に対しても、恩給停止期間の昭和二十一年四月一日から同二十八年三月三十一日までの満七箇年間の恩給を利子を含めて支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

兵庫県下の寒冷地手当引上げ等に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡町村会長篠山町長住野丙馬）（有田喜一君紹介）（第二一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

冬季における公務員の生活実態から次の諸点を改正されたいというのである。（一）昭和二十四年法律第二百号の改正について、イ、現行五級地八割以下一・五割の支給率区分は実情に適さないので、最低線五級地十割、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に修正増額する、ロ、従来公共企業体職員ならびに地方公務員に対する適用について明確な規定がないから、同法律適用を明文化する、ハ、人事院の勧告は国会にも勧告し、勧告は完全に実施することを明文化する、（二）兵庫県下の寒冷地支給は実情に沿わないから、美方郡村岡町（旧村岡町、旧兎塚村）、美方町（旧射添村、旧小代村）、熊沢村、城崎郡日高町のうち（旧西気村、旧清滝村、旧三方村）を五級地に。美方郡の五級地要求を除く地域、城崎郡の五級地要求を除く地域、豊岡市、出石郡全域、養父郡全域を四級地に。朝来郡全域、氷上郡青垣町、宍粟郡繁盛村、三方村、奥谷村、西谷村、千種村を三級地に。佐用郡南光町のうち旧三河村、佐用町のうち旧石井村、多紀郡全域、氷上郡の三級要求地を除く全地域、宍粟郡下三方村、染河内村、神戸村、山崎町のうち旧葛沢村、旧神野村、旧土万村を二級地に。多可郡中町、加美村（旧杉原谷村、旧松井庄村）、神崎郡神崎町（旧越知谷村、旧大山村、旧栗賀村）、大河内町（旧長谷村、旧寺前村）、多可郡黒田庄村を一級地にそれぞれ引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷地手当制度については、是正を必要とする面がないとは言えない現状であり、加うるに兵庫県下の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

元樽太特定郵便局長に恩給法適用の請願（請願者　北海道網走郡津別町緑町元樽太特定郵便局長会長清水雅一郎）（内藤友明君紹介）（第二一八七号）及び同（請願者　北海道虻田郡喜茂別町郵便局長橘本忠雄外一名）（椎熊三郎君紹介）（第二一五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給法の改正により、全国の特定郵便局長は、恩給の適用を受けることになつたが、同じ通信省の管轄下にありながら、元樽太の特定郵便局長のみ、これが適用を除外されたのは、まことに不合理であり、そこにはなんの理由も見出せない。ついては、元樽太特定郵便局長に恩給法を適用するよう、法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

恩給増額改訂に関する請願（請願者　北海道釧路市住吉町八十二番地浜口一外百十四名）（伊藤郷一君紹介）（第二二五二号）、同（請願者　北海道小樽市入船町七丁目十五番地南野三郎外五百九名）（椎熊三郎君紹介）（第二二二五三号）、同（請願者　北海道北見市常盤町平野徳治外九十八名）（永井勝次郎君紹介）（第二二九三号）、同（請願者　北海道札幌市白石町中央武田清美外三百八十一名）（正木清君紹介）（第二二九四号）、同（請願者　北海道岩見沢市宮下町三丁目小島次七外百三十九名）（小平忠君紹介）（第二三四九号）、同（請願者　北海道札幌市北三条西十八丁目三宅康次外三百七十名）（薄田美朝君紹介）（第二三五〇号）、同（請願者　北海道上川郡剣淵村市街地北城音松外百十一名）（芳賀貢君紹介）（第二三五一号）、同（請願者　北海道札幌市南八条西十三丁目大谷雄三郎外三百六十九名）（町村金五君紹介）（第二六八〇号）及び同（請願者　北海道札幌市南六条西十六丁目北海道退職公務員連盟川村文平外三百六十九名）（横路節

雄君紹介）（第二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

退職公務員の生活援護の唯一の資源は恩給、扶助料であるが、恩給問題には、今なお未解決の重大案件が残されており、これに対する適正措置が望まれているから、次の諸件に対し、すみやかに公正な法律的予算措置を講ぜられたいというのである。（一）恩給額計算の基礎となつた仮定俸給額を、ただちに一万五千円給与水準に改定すること、（二）近く行われると報ぜられている公務員給与表改正に伴う改定を考慮すること、（三）昭和三十一年六月十三日公布法律第百四十九号中に規定された諸制限条項の撤廃およびこの法律内容に接着する過渡期退職者給与の調整、（四）恩給および扶助料年額三万円未満支給のものを三万円以上に引き上げること。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置

監督局の臨時職員は、契約期間の二箇月ないし月々更新条件で雇用する請願（請願者　広島市富士見町三百五十五番地宗藤良而）（佐竹新市君紹介）（第二四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律の第三項は、受給者の既得権である退職当時の基礎俸給を引き下げるものであつて不合理であり、恩給法による既得権の侵害と恩給法の乱用、違法であつて、また憲法第十四条の違反でもある。よつて、同法第三項をすみやかに廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

行政機関職員定員法第二条第一項の労働省職員の定数改正に関する請願（請願者　東京都千代田区大手町一丁目七番地全基準労働組合執行委員長稲垣三郎）（石橋政嗣君外一名紹介）（第二四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方労働基準局および労働基準監督局の臨時職員は、契約期間の二箇月ないし月々更新条件で雇用されており、公務員法による身分保障が適用されないため、人員整理や病気に対する救済の道もなく、黙々として縁の下の力持ちの役割を果しているが、根無草のような不安が常につきまとつている。ついては、労働省の臨時職員千三百八十名（事務補助員千二百三名、臨時集計員百七十七名）を、定員法の一部を改正して定員に繰り入れられたいというのである。

二、請願の議決理由

労働省の臨時職員の勤務の実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

行政機関職員定員法第二条第一項の建設省職員の定数改正に関する請願（請願者　東京都港区芝海岸通り一丁目二十五番地全建設省労働組合中央執行委員長服部正美）（三鍋義三君紹介）（第二四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

建設省においては、定員不足のため、常勤職員と常勤的非常勤職員をおいているが、これら常勤的非常勤職員は、定員内職員と同一の職務内容と責任とをもち、災害復旧工事の現場責任者等重要な職務を遂行しているが、このような補助的不安定な身分状態では、労働意欲も減退するばかりでなく、職務の責任ある遂行も至難である。ついては、行政機関職員定員法第二条第一項建設省職員の定数九千九百八名を、二万七千十七名に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

定員内職員となんら区別するところのない職員内容と責任とをもち、かつ勤務期間も長期にわたる建設省の常勤的非常勤職員の勤務の実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者　東京都文京区根津西須賀町五番地外地鉄道引揚者互助会遠藤武）（高瀬傳君紹介）（第二四五五号）、同外一件（請願者　熊本市二本木町四百五十五番地外地鉄道引揚者互助会熊本支部長豊野令外一名）（福永一臣君紹介）（第二五〇三号）、同（請願者　茨城県猿島郡総和村上辺見千三百番地酒井忠）（高岡大輔君紹介）（第二八一三号）及び同（請願者　東京都渋谷区代々木初台六十三番地坂口鶴治外一名）（石村英雄君紹介）（第三〇六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元南満州鉄道株式会社、華北交通株式会社および華中鉄道株式会社等の職員にして、終戦により内地に送還され、政府公務員あるいは公共企業体職員となつた者と、一般公職員との間の待遇上の不均衡を是正するため、恩給法附則第六条を次の通り改正されたいというのである。第六条「恩給法第八条ノ二（外国政府職員トシテノ在職年月数ノ通算）ノ改正規定施行前外国政府トノ協定ニヨリ二年以上外国政府職員タリシモノ本邦公務員トシテ就職シ、一年以上在職シテ同改正規定施行後退職スル場合ニ於テハ同法第八十二条ノ二ノ改正規定ニ準ジ、外国政府職員トシテノ在職年月数ヲ通算ス」

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

旧軍人関係恩給の増額等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡砂川町八百二十一番地東京都恩給権擁護連盟砂川町支部長伊藤喜一）（並木芳雄君紹介）（第二四五六号）、同外一件（請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三丁目五百四十番地東京都恩給権擁護連盟杉並支部長大木堅造外千九名）（岡崎英城君紹介）（第二五〇四号）及び同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺千九百十九番地東京都恩給権擁護連盟武蔵

野支部長松野康明外二名）（福田篤泰君紹介）（第二七九一号）
に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
旧軍人関係の恩給につき、次の事項の実現をはかられたいというのである。（一）旧軍人関係の恩給給与ベースを文官とともに一万五千円に引き上げ、また戦没者遺族公務扶助料の倍率を文官と同様に増加すること、（二）傷病恩給を増額すること、（三）在職年の計算における通算加算の問題は、文武官の間および既裁定者との間になるべく不公平を生じないよう、大東亜戦争の実情に即して合理的に解決すること、（四）改正法律の実施時期は、国家財政の要求により昭和三十三年以降に延ばされるとしても、その法律は今議会において成立確定せしめられたきこと。
二、請願の議決理由
臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

積雪寒冷地関係諸給与の改善に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第二五八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年に寒冷地手当および石炭手当の支給が法制化され、その後今日まで多少の改善が加えられているが、同制度にはなお是正すべき多くの不合理な点が含まれているので、すみやかに次記諸措置を実現されたいというのである。（一）国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第一条第一項中の「百分の二十」を「百分の二十五」に改めること、（二）薪炭手当に関する人事院勧告を完全に実施すること、（三）寒冷地手当、石炭手当および薪炭手当は、寒冷度に基く生計費の補給であるので別に豪雪手当を設けること、（四）新潟県下の寒冷地手当支給地域の区分については、現行四級地から五級地に引き上げることが妥当と認められる地域が多数あるので、その引き上げをすみやかに行うこと。
二、請願の議決理由
寒冷地手当および石炭手当制度については、是正を必要とする面がなきにしもあらず、加うるに、新潟県下の冬季における生計費増高の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目当は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

返還財産金十丸の損害補償に関する請願（請願者　鹿児島県大島郡十島村長文國彰）（上林山榮吉君紹介）（第二六二四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大島郡十島村が米軍政下に置かれていた当時、同村唯一の財産金十丸（五百七十三トン）は、昭和二十一年の二、二宣言により運輸大臣の命により、米軍に接収管理されたが、接収の時、日本政府を通じてなされたものが、返還にあたつては、直接解除者十島村に対し、米軍利用中の一切の損害を要求しないこと、かつ日本政府への債務は払えという冷厳きわまる通告のもとに、無料使用され、昭和二十七年七月二日船体、機関ともに使用にたえぬというみじめな船を引き取らなければならないはめとなつた。ついては、政府において金十丸の損害を補償されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

総理府恩給局職員の定数改正に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ケ関二丁目二番地総理府恩給局職員組合執行委員長石川治）（受田新吉君紹介）（第二六七八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
総理府恩給局に雇用されている八百二十三名の常勤職員は、二百四十二名の定員内職員とほぼ同一の職務内容と責任とをもち、かつ平均四年以上継続して勤務している者が全体の八十パーセントを占めているが、これは臨時的な職員ではなく、定員法の制限による奇形な存在であるから、すみやかに総理府恩給局の定数を千六十五名に増員するよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
定員内職員となんら区別するところのない職務内容と責任をもつて勤務している総理府恩給局の定員外職員の勤務の実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

公務扶助料の受給権に関する請願（請願者　宮城県柴田郡柴田町槻木大字入間野字新町十八番地平間良寛）（竹谷源太郎君紹介）（第二八四五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
請願者平間良寛の次男平間啓志は、昭和二十年四月十二日沖縄周辺の戦闘において満十八才をもつて戦死したのであるが、昭和二十八年八月復活された旧軍人恩給法においては、旧軍人遺家族に対する公務扶助料は、父母が旧民法下の分籍なるがため失権し、現在に至つている。ついては、昭和二十二年五月三日以後の新民法下の遺家族に対し受給権を認めている法律規則を、旧民法下の分籍の遺家族にも適用し、公務扶助料の受給権を認められたいというのである。
二、請願の議決理由
臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　相川　勝六
衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地手当等の増額に関する請願（請願者　青森市長島一番地青森県全官公庁労働組合協議会長村木市太郎）（楠美省吾君外一名紹介）（第二八七九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
積雪寒冷地帯に勤務する公務員に寒冷地手当および薪炭手当が支給されていることは喜びにたえないが、青森県においては積雪寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、次記事項を実現せられたいというのである。（一）積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とする二割刻みの区分に増額修正すること、（二）人事院勧告を完全に実施すること、（三）国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給

に関する法律の第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に、同条第二項中「三トン」を「二・七トン」「一トン」を「一・三トン」に、また「公定小売価格」を「時価」に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪、寒冷度のきびしい青森県下の冬季における燃料費その他生計費増高の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

傷病恩給支給開始月の改正に関する請願（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入ル京都府傷痍軍人会長山科喜一）（小川半次君紹介）（第二九〇五号）、同（請願者　三重県伊勢市常盤町二百二十一番地伊勢市傷痍軍人会長真島三平）（木村俊夫君紹介）（第二九五一号）、同（請願者　金沢市広坂通百四十九番地石川県傷痍軍人会長徳田保久）（徳田與吉郎君紹介）（第二九五三号）、同（請願者　三重県松阪市花園町新道三重県傷痍軍人会長松村黄次郎）（山手滿男君紹介）（第二九八六号）及び同（請願者　広島市宇品町旧運輸部構内広島県傷痍軍人会長津田欣二）（永山忠則君紹介）（第二一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の傷病恩給の支給は、戦傷病者が傷病恩給を請求し、恩給局において裁定した翌月から恩給が支給されることとなつているが、現在恩給請求書類が、経由庁を経て恩給局において裁定されるまでには一年以上を要するのが実情であり、受給者に非常に不利であるから、支給開始月を次のように改められたいというのである。（一）初度請求は退職当時にさかのぼつて支給すること、（二）爾後重症は請求書を提出した月より支給すること。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

旧軍人の内地り傷病者に対する傷病恩給に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地財団法人日本傷痍軍人会長蒲穆）（高瀬傳君紹介）（第二九四六号）及び同（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地財団法人日本傷痍軍人会国会対策委員長徳田保久）（徳田與吉郎君紹介）（第二九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十五回臨時国会において旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律が成立され、新たに内地死亡の軍人の遺族に公務扶助料が支給されるようになつたが、内地において軍務に関連してり傷病したものに対してはなんらの措置もされなかつたことは不平等であるから、内地におけるり傷病者に対しても当然傷病恩給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

戦傷病者の目症者に対する傷病恩給に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地財団法人日本傷痍軍人会国会対策委員真島三平）（木村俊夫君紹介）（第二九四八号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地財団法人日本傷痍軍人会長蒲穆）（高瀬傳君紹介）（第二九四九号）及び同（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地財団法人日本傷痍軍人会国会対策委員長徳田保久）（徳田與吉郎君紹介）（第二九五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行恩給法は、公務による旧軍人の目症者に対し、退職後三年後以内に請求した者に限り、兵の場合、三千二百円の賜金が支給されていることになつているが、三年経過後は時効によつて支給されない。目症者といえども、永続的障害のある者であり、就職、就業等にも大きな支障となつている。ついては、これら目症者に対しても、恩給法を改正して年金等の処遇を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地手当増額及び薪炭手当免税に関する請願外三件（請願者　群馬県利根郡水上町湯檜曽駅長佐藤政勝外五名）（茜ケ久保重光君紹介）（第二九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十四回国会において国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律が改正され、新たに薪炭手当の制度が採用されたことは喜びにたえないが、群馬県利根郡水上町においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては、冬季間の生活増高費を補うことができない実情であり、加えて薪炭手当が課税対象となつていることは不合理であるので、水上町の寒冷地手当を増額するとともに、薪炭手当は非課税にされたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪、寒冷度のきびしい水上町の冬季における生計費増高の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

旧軍人の在職中のり傷病者に対する傷病恩給に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内一丁目一番地財団法人日本傷痍軍人会荒井公一）（植木庚子郎君紹介）（第二九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十五回臨時国会において旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律が成立され、新たに本邦等における死亡した軍人の遺族に公務扶助料が支給されるようになつたが、軍務に関連してり

傷病したもののうち、り傷病地が本邦等のため、傷病恩給が支給されないものもあり、このようなものに対してなんらの措置もされなかつたことは不平等であるから、これら軍人、準軍人として職務に関連した在職中のり傷病者（本邦等におけるり傷病を含む）に対しても、傷病恩給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

旧日本医療団職員に恩給法適用等に関する請願（請願者　横浜市南区六川町三百二十五番地国立療養所浩風園長長井盛至外六十四名）（亀山孝一君紹介）（第二九八五号）及び同（請願者　東京都中野区新井町五百十四番地全日本国立医療労働組合委員長岩崎清作）（三宅正一君外三名紹介）（第三一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧日本医療団職員で、同団の解散に伴い政府に移管せられた者に対して恩給法、国家公務員等退職手当暫定措置法および国家公務員共済組合法を適用するため、その旧日本医療団の在職期間を国家公務員の在職期間とみなして通算せられるよう、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）旧日本医療団の役員および職員で、当時の判任文官相当以上の地位にある者は、恩給法第十九条に掲げる文官とみなすこと、（二）旧日本医療団職員で政府に移管せられた任官予定者の、移管の時から任官にいたるまでの勤務期間は公務員としての在職期間とみなすこと、（三）旧日本医療団職員である者は、国家公務員等退職手当暫定措置法第二条および国家公務員共済組合法第一条本文前段に掲げる職員とみなすこと、（四）右改正法はとくに昭和三十二年三月一日にさかのぼつて適用すること。

二、請願の議決理由

臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の制定公布に伴い、本請願の趣旨は、同会において、これを十分審議検討せしめることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地手当、薪炭手当増額に関する請願（請願者　秋田市西根小屋上町十三番地教育会館内秋田県官公労給与対策協議会長佐々木信行）（笹山茂太郎君紹介）（第三〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県の公務員の生活と勤務は、暖地在住者に比較して、著しく困難な悪条件下にあり、これが保障として、昭和二十四年寒冷地手当が、また三十一年度薪炭手当が実施されたが、現実の生計費増高を補てんするには、いまだ不十分な状態にあるから、次記事項の増額を早期実現されたいというのである。（一）寒冷地手当の十割実施（現行五級地　八割を十割に、現行四級地　六割を八割に、現行三級地　四割を六割に）（二）支給地域の不均衡を是正するため、現行四級地を五級地に引き上げる、（三）薪炭手当を五千円に増額する。

二、請願の議決理由

暖地在勤者に比し、冬季において燃料費その他生計費の増高を余儀なくされる秋田県下の公務員の生活実態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地手当等の増額に関する請願（請願者　福島県会津若松市立第二中学校長皆方巌外二十七名）（平田ヒデ君紹介）（第三一〇一号）及び同（請願者　福島県副知事山口光三外三百二十六名）（平田ヒデ君紹介）（第三一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十四回国会において国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律が改正され、新たに薪炭手当の制度が採用されたことは喜びにたえないが、福島県下各地においては、積雪、寒冷度が厳しく、現行の手当をもつてしては冬季間の生活増高費を補うことができない実情である。ついては、積雪寒冷地給の支給区分は五級地を十割とし、以下一級地を二割とする二割刻みの区分に増額修正し、薪炭手当については、人事院勧告を完全に実施するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

冬季、積雪寒冷度きびしく、ために燃料費その他生計費の増高を免れがたい福島県下の実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　相川　勝六

衆議院議長益谷秀次殿

法務委員会

保護司実費弁償金増額等に関する請願（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の犯罪情勢はまことに憂慮すべきものがあり、更生保護事業の拡充強化を要請する声は日増しに強くなつているが、関係予算がきん少であるから、次の事項の予算を増額されたいというのである。（一）保護司実費弁償金四〇七、三七一、〇〇〇円、（二）更生保護会に対する補助金一三六、〇八七、〇〇〇円、（三）更生保護委託費一五八、八一三、〇〇〇円、（四）保護観察官を地方裁判所支部所在地に駐在させる費用七八、七七三、〇〇〇円。

二、請願の議決理由

犯罪者が激増しかつ悪質犯罪者の中には再犯者の多いこと、又、青少年犯罪のごときは、昭和三十一年度においては、三十万七千百三十八件の多きに達している現情にかんがみ、更生保護事業の任務はまことに重要である。この種事業に対しては政府は積極的に補助すべきであつて、本請願の趣旨はきわめて妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

印章法及び印章師法制定に関する請願（請願者　大阪市東区平野町四丁目一大阪府印章組合連合会長吉崎之雄）（小西寅松君紹介）（第七八号）及び同（請願者　金沢市尾張町七十六番地石川県印章組合長細字左平外四名）（岡良一君紹介）（第七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民主主義憲法下、個人の権利義務を信証する印章の登録および証明の制度等、政府において新時代に適応して、また防犯上の見地よりいつそう厳重なる整備の必要を痛感するが、この重要な印章を彫刻する印章師の素質の低下を防

ぎ、印章業者の責任の自覚と教養とを高め、もつて防犯に協力できうるよう、印章法および印章師法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、先の第十九回国会および第二十五回国会において本院で採択されたのであるが、印章による犯罪は最近増加する傾向にあり、これを防止するために印章の登録および証明の制度等印章に関する立法措置を要請する声もきわめて妥当である。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

私文書偽造行使等の不起訴処分に関する請願（請願者　東京都墨田区寺島町一丁目百七十七番地宇田川秀太郎）（古屋貞雄君紹介）（第一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者は私文書、公文書、公正証書等の偽造行使等に関する告訴状を、昭和二十五年五月八日を初めとして、その後引続き東京向島警察署を経由して東京地検ならびに高検に提出、抗告したが、犯罪事実は認められながら不起訴になつたことは遺憾である。ついては、国民の正当な権利の行使を保護するためにも、同事件を調査されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から請願者の告訴にかかる事件は、すべて検察官において十分捜査の上、不起訴処分に付されており、この間、国民の正当な権利行使の保護に欠けるところはないとの答弁があつたが、公訴権は検察官の専権であり、いやしくも、これらの職務を行うにあたつて国民から疑を持たれるようなことがあるべきではない。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

戦犯釈放に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋室町三和ビル内社団法人全国戦争犠牲者援護会長砂田重政）（砂田重政君紹介）（第二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ソ連抑留者の帰還せる今日、なお巣鴨に百七名の戦犯者が拘禁されていることは、はなはだ遺憾であるから、全員を釈放されたいというのである。

二、請願の議決理由

終戦後十二年を経過した今日、戦犯者の名のもとに、身柄の拘禁されている人々の存在することは、はなはだ遺憾なことである。政府は全力をあげて全員釈放されるよう努力すべきであつて、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

人権擁護に関する請願（請願者　京都府舞鶴市西尾町百七十六番地志楽正雄）（加賀田進君紹介）（第三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都地方法務局舞鶴支局に登記してある宗教法人八幡神社責任役員志楽正雄、桜井之元、永田玄宣を登記まつ消したるは、憲法第十一条に違反する人権じゅうりんであつて、宮司坂根広身は多年京都府の小学校長を奉職し、現在においてはその知己、同僚、教え子等で重要地位を占むる者多数あるため、請願者ら弱い者の訴えを黙殺している。ついては、宮司の横暴際限なく、もはや限度にきているから弱い者の人権を国力をもつて保護されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から請願の事由だけでは人権を侵害されたものとは思われないが、目下調査中との答弁があつたが、こと人権に関する問題程重要なものはないのであり政府は積極的に調査すべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

前橋地方法務局沼田支局庁舎新築の請願（請願者　群馬県沼田市長細谷浅松外二十三名）（藤枝泉介君紹介）（第五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

前橋地方法務局沼田支局庁舎は、旧沼田簡易裁判所庁舎を使用しているが、この建物は明治二十二年に建築された建築様式の旧式なもので、老朽かつ狭あいなため、民主憲法下の国の機関として、きわめてふさわしくないばかりか、倉庫の完備もなく、登記簿等の重要書類の保管にも不完全窮まるもので、国民の財産保全を期する上に、憂慮にたえないものがある。ついては、昭和二十七年に庁舎敷地も買収確保されているから、前橋地方法務局沼田支局庁舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

民主憲法下国民の基本的人権に関する事務を直接取扱う庁舎でありながら書類を保管する倉庫の設備もないことはまことに遺憾であり、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

宇都宮地方裁判所真岡支部庁舎新築に関する請願（請願者　栃木県真岡市長菊地幸作外十三名）（山口好一君紹介）（第六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宇都宮地方裁判所ならびに同家庭裁判所真岡支部庁舎は、明治二十五年完成の木造建物で、じ来六十数年を経た今日では、腐朽はなはだしくかつ狭あいで執務上多大の不便をきたしている。ついては、同真岡支部庁舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は先の第二十五回国会において本院で採択されたのであるが、かかる老朽庁舎をこのまま放置しておくことは危険であるばかりでなく裁判遅延の原因にもなるから、予算の許す範囲においてできるだけ早急にこれを新築する必要があり、本請願の趣旨はきわめて妥当であると認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

印鑑法制定並びに戸籍手数料増額に関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

印鑑は公私を問わず権利義務を端的に表示し、とくに市町村役場に届け出した印鑑の証明については、その取扱いかんによつては重大な影響があるばかりでなく、そ

の使用先は全土にわたるのに、各市町村個々の条例によつて証明書が作製され、書式および手数料等も不統一であることは遺憾である。ついては、すみやかに印鑑法（仮称）を制定してこれを統一するとともに、戸籍手数料については、昭和二十六年以来諸物価の高騰にもかかわらず放置されているので、戸籍手数料令第二条ないし第四条中の三十円を五十円に増額するよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

印章による犯罪は最近増加する傾向にあり、これを防止するために印章の登録および証明の制度等立法措置を要請する声もきわめて妥当であり、又戸籍手数料の増額については、目下法務省において検討中であるとの答弁があつた。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

鹿児島地方法務局大口出張所移転改築等に関する請願（請願者　鹿児島県大口市長森田盛之助外一名）（池田清志君紹介）（第一一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島地方法務局大口出張所は、明治四十二年に創設されて以来、登記事件は年々増大し、現在は年間二万六千件にも達しているが、同出張所の建築はきわめて古く、幾たびか修繕を加えたが、屋根の腐食はなはだしく、昨年の雨季のごときはとくに雨漏りがひどく、重要書類の保管管理上憂うべき現況にある。ついては、大口出張所を一般官公庁街の地に国庫補助により移転改築するとともに、大口支局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の出先機関は等閑にされがちである。これは間違であつて、民主国家においては国民に直接関係の深い機関こそ整備されるべきであり、国の財政の許すかぎり支局に昇格さすべきである。本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

刑事訴訟法の一部改正に関する請願（請願者　福岡県戸畑市東天籍寺五十八番地樋渡重太郎）（松本七郎君紹介）（第一八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

刑事訴訟法第二百四十八条の起訴便宜主義は、検事の該規定乱用により、起訴すべきものを起訴しないため、多くの人が泣き寝入りしている実情にある。ついては、同条を全起訴主義の規定に改めるか、もしそれが困難な場合は、検事背法不当処分要求の道を現在の検察審査会だけでなく、裁判官の判定にも求め得るよう、同法を改正するとともに、貧乏人も民事裁判を受けられる方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

起訴便宜主義は刑事政策的見地からも改めるべきものとは考えないが、これらの職務を行う検察官において乱用にならないように努めるべきである。本請願は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

司法官等の待遇改善に関する請願（請願者　兵庫県洲本市外通町七丁目興国研究会南垣）（原健三郎君紹介）（第二六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

司法官、警察官等の職務に従事する者が、生活苦に追われてその職務に専念できないことは遺憾なことであるが、現在わが国においては、これらの職種に対する待遇が低位におかれているので、身分の保障を強化するとともに、その素質の向上をはかるため報酬を増額するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、本国会において内閣より、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が提出せられ衆、参両院を通過成立したので、一応、その目的は達成されているのであるが、これでよいというものではないのであり当委員会においては、前記両法案の審議にあたつて、両案に附帯決議を附して修正議決すべきものと議決した関係上、本件に関しては、今後さらに検討を要する意味で本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

若松刑務支所移転に関する請願（請願者　福島県会津若松市議会議長岸久吉）（八田貞義君紹介）（第二八五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

若松刑務支所の所在する若松城跡一帯は、同市観光の中心であることはいうまでもなく、都市計画上からも文教区域であるとともに住宅地区でもあり、とくに同支所所在地は、旧藩時代内藤家老の屋敷跡で由緒ある史蹟であるので、その保存上また観光上、さらには同地区一帯の正常な発展を期するためにも刑務支所があつては好ましくないので、適当な場所にすみやかに移転するよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

観光地及び文教区域の中心地に本請願のごとき施設が存在することは、観光の面からも又刑事政策の面からも好ましいことではないのであつて、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

恩赦審議会設置に関する請願（請願者　東京都武蔵野市西窪百六十二番地日本婦人有権者同盟武蔵野支部佐田信子）（中村高一君紹介）（第三〇九〇号）、同（請願者　東京都渋谷区代々木西原九百六十九番地日本婦人有権者同盟渋谷支部尾高綾子）（高瀬傳君紹介）（第三一〇八号）及び同（請願者　東京都渋谷区代々木西原八百六十七番地日本婦人有権者同盟渋谷支部藤井千代）（高瀬傳君紹介）（第三一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年末、日本の国連加盟に際し、鳩山内閣によつて行われた選挙違反の一斉恩赦は、当時お手盛恩赦として世論の非常な憤激を買つたが、この際恩赦に関係ある国家機関の最高の地位にある者および世論を反映する立場にある者等を委員とする恩赦審議会を設置し、その可否を諮問することとすれば、世論を納得せしめ、恩赦の公正をも期することができる。ついては、内閣に恩赦審議会を設置し、政令による一斉恩赦の可否を諮問するよう、現行恩赦法をすみやかに改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、本国会において参議院より恩赦法の一部を改正する法律案として提出され、当委員会にも予備審査として付託され審議したのであり、これが成立には至らなかつたが本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

不起訴処分に関する請願（請願者　岐阜県養老郡一之瀬村首藤雄平）（河野金昇君紹介）（第三二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者は昭和三十年六月井上信等を業務上横領、特別背任罪で警視庁に告訴したが、検事から井上を反省させるから取り下げてくれとの要望があつたので、検事を信じ、これを取り下げたところ、井上にはまつたく反省の色がなく、請願者は結局検事からだまされたことになつた。これは検事が自由裁量の限界を越え、法の擁護者たるべきものがこれの否定者になつているからである。ついては、右の事件を中心に、検察制度のふしだらを調査されたいというのである。

二、請願の議決理由

検察官が公訴権を行使するにあたつて、起訴便宜主義に基いて、行うことは当然であるが、これが乱用にならないように注意すべきであつて、本請願は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の趣旨は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

法務委員長　三田村武夫

衆議院議長益谷秀次殿

文教委員会

義務教育費全額国庫負担に関する請願（請願者　福島市杉妻町福島県町村会長宗像徳弥）（第八八号）、同（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長渡辺酉尾）（第四七〇号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第四七一号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育費の町村財政上に占める比率は実に大きく、町村費の約二十六パーセントを要し、しかも町村財政の富裕、貧困等により、その比率も区々であつて、町村財政窮迫のおりから教育の機会均等の趣旨を欠く実情にある。ついては、義務教育費は全額国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育費を全額国庫負担とされたいという請願の趣旨は、教育の機会均等及び義務教育水準の向上のため、考慮を加えるべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

児童生徒の災害補償法制定に関する請願（請願者　東京都千代田区神田旅籠町三丁目三番地日本ＰＴＡ協議会長増田長男）（加藤鐐五郎君紹介）（第八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時修学旅行その他において、また平常学校内生活においても、児童生徒の遭難事故や傷害事故がひん発していることは遺憾である。ついては、これら被害児童生徒に対し、国家においてその災害を補償するよう、児童生徒の災害補償法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

修学旅行等における学童の被害事故の多い現情にかんがみ、義務教育諸学校の児童生徒の学校管理下において受けた災害の補償に関する法的措置について、十分考慮する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

学校保健法制定に関する請願（請願者　東京都千代田区神田旅籠町三丁目三番地日本ＰＴＡ協議会長増田長男）（加藤鐐五郎君紹介）（第九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校における保健教育振興のため、義務教育諸学校における保健衛生施設設備の基準を確立し、学校と保健所との強力な連係をはかる法的措置を定める等、学校保健法（仮称）をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校保健の教育上における重要性にかんがみ、これが整備充実をはかるための法的措置について、検討を加える必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

教育財政の確立に関する請願（請願者　東京都千代田区神田旅籠町三丁目三番地日本ＰＴＡ協議会長増田長男）（加藤鐐五郎君紹介）（第九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育財政の確立は急務中の急務であるから、次の諸項目を早急に実現されたいというのである。（一）教科書の無償配布、（二）教材費の国庫補助増額、（三）義務教育諸学校教員定数確保、（四）へき地教育振興の拡充強化、（五）軍事基地周辺に対する教育ならびに施設対策の確立、（六）老朽危険校舎の改築促進、（七）不正常授業解消促進。

二、請願の議決理由

義務教育諸学校における教科用図書の無償配付、教材費の国庫負担増額等教育財政の確立に関する請願の趣旨は、教育の充実、向上を期するため考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議会の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

高等学校の危険校舎改築等に関する請願（請願者　鳥取市東町鳥取県高等学校長協会理事長花房寿美太）（古井喜實君紹介）（第二四〇号）及び同（請願者　鳥取市馬場町十四番地鳥取県高等学校長協会理事長花房寿美太）（足鹿覺君紹介）（第八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新制高等学校の諸施設の整備は、ほとんど地方自治体にゆだねられているため、今日においてはなお不十分の点があり、荒廃の度は加速的に進行しつつあることは否定できない。ついては、これが対策として次の事項を要請するというのである。（一）現有危険校舎の改築をすみやかに完了すると同時に、毎年度危険校舎に陥落するものをも改築しうるよう、国の予算を増額すること、（二）補助率を現行三分の一を二分の一に引

き上げること、（三）地方負担金充当のための起債を、一般単独事業起債より分離し別わくとすること、（四）高等学校校舎のうち応急最低基準に満たざるものについても、中小学同様国の助成措置を講ずること。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、高等学校における危険校舎改築の促進をはかるため、これが国庫補助の増額及び起債等に関し、考慮を加える必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

中学校屋内運動場建設費国庫補助増額に関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中学校屋内運動場建設費国庫補助金は、昭和二十五年度から認められたもので、すでに二十七億円が支出され、その建設が進められてきたことは喜びにたえないが、全国の中学校のうちには、いまだに屋内運動場を持つていない学校または坪数の不足している学校が七十八パーセントもある状態である。ついては、昭和三十二年度以降においては、国庫補助金のわくを拡大するよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政窮乏の実情にかんがみ、公立中学校の屋内運動場建築費に対する国庫補助金の増額に関し、考慮する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

学校事務職員の身分保障に関する請願（請願者　神戸市生田区北長狭通五番地山田二郎）（五島虎雄君紹介）（第三五五号）及び同（請願者　神戸市生田区北長狭通五番地ノ三兵庫県高等学校教職員組合上田正）（田中武夫君紹介）（第七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校事務職員は教員と同じ職場で働き、直接間接の差があつても、児童生徒を導き学校運営に努力を重ねているが、教員に比べて給与は不当に低く、また三等級以上に進級できないのみならず、不当の整理にも力が弱いためやり玉に挙げられ、しかも父兄生徒からうとんぜられる等、多くの不利な条件下にあるので、有能な人材は他へ転職しつつある状態である。ついては、学校経営上事務を通じての教育機能の重要性にかんがみ、学校事務職員の身分を保障されたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校の事務職員の特殊性にかんがみ、これが身分の取扱いに関し、さらに検討を加える必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

学校周囲の建築物の用途制限等に関する請願（請願者　鹿児島市議会議長牛飼市助）（池田清志君紹介）（第四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在学校周囲の建築物の用途を制限する規程がないため、学校の建設当初は好適な環境であつても漸次悪化する傾向にある。ついては、学校周囲の一定地域内には、教育上弊害を生ずるおそれのある娯楽施設、およびはなはだしく悪臭または騒音を放つような工場等の設置を制限するよう、適当な立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

教育環境の重要性にかんがみ、学校周辺の環境浄化について適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

公立大学の整備促進に関する請願（請願者　福島県立医科大学長大里俊吾外一名）（鈴木周次郎君紹介）（第四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の窮乏から、最近の教育予算は、義務教育費に迫われ、とうてい公立大学の整備まで手が届かない実情にあり、このまま推移するならば、公立大学教育は重大な危機に直面するは、火を見るより明らかである。ついては、公立大学整備促進に関し、次の諸点を実現されたいというのである。

（一）公立大学設備等整備に対する国庫補助、（二）公立大学使用にかかる国有財産の無償保管換、（三）公立大学整備法の制定。

二、請願の議決理由

公立大学の整備に関し、検討を加える必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

高等学校の定時制教育及び通信教育に対する国庫補助の請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（加藤精三君紹介）（第六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

定時制教育および通信教育はその内容、方法において勤労青少年の実態に即する独自な研究が進められ、多くの成果をあげつつあるが、政府においても昭和二十八年には高等学校の定時制教育振興法を、三十一年には夜間定時制生徒の給食法を制定するなど、これらの働きつつ学ぶ学徒に対する国家ならびに社会の関心が高まりつつあることは喜びにたえないが、近時地方財政窮迫のしわ寄せがともすれば同教育に向けられ、その育成発展はおろか、重大な危機に直面している実情である。ついては、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法成立の際における両院の附帯決議を尊重し、施設費に対する国庫補助を実現するとともに、同法制定の趣旨にのつとつて、国の積極的な援助と大幅な国庫助成措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興をはかるため、国の助成に関し、さらに考慮する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

中学校雨天体操場建設補助金に関する請願（請願者　静岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中学校雨天体操場建設補助金は、原則として積雪寒冷地のみを対象として支出されているが、町村合併の結果、建設計画として新

市に持ち込まれたものは、市の単独事業としての施行がきわめて困難であるため、未着工のまま見送られており、このまま放置することは、合併新市として行政上その他にはかり知れない支障が予想されるので、一般地帯においてもまた新市町村育成の趣旨からも、同事業に対し補助金を支出せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、公立中学校の雨天体操場建築費の国庫補助に関し、一般地帯についても予算的措置が講ぜられるよう考慮する必要があると認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

学校給食法の一部改正等に関する請願（請願者　東京都千代田区神田旅籠町三丁目三番地日本PTA協議会長増田長男）（加藤鐐五郎君紹介）（第九二四号）

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年六月学校給食法が施行されて以来、学校給食の普及発展は目ざましく、児童生徒の体位の向上もきわめて顕著で、まことに喜ばしいことであるが、さらに一そうこれが強化充実のために、学校給食法の一部を改正し、学校給食実施学校に専門的知識技能をもつ栄養士等を配置するとともに、学校給食設備費ならびに準要保護児童救済に関する国庫補助増額につき配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食の重要性にかんがみ、これがさらに充実をはかるため、栄養士制度の確立、施設、設備に対する国庫補助の増額等について適切な措置を講ずる必要があると認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

大学院育英関係費増額に関する請願（請願者　仙台市片平町東北大学大学院理学研究科物理学教室中山潔君外十一名）（伊藤卯四郎君紹介）（第一六七八号）

一、請願の要旨及び目的

新制大学院は戦後研究者の新しい養成機関として発足したが、理想とは逆に次第に危機に近づいているのは、育英会奨学金の予算が二十九年以降、学生数の増加に対し、相対的に減少し、三十一年度においては採用数において五割近くの激減を示しているからである。ついては、三十二年度予算において、育英関係費中大学院学生分を、新制大学院発足以降の最良の条件の年度水準、すなわち修士課程では実人員の四割（昭和二十八・九年水準）、博士課程では実人員の八割五分（昭和三十年水準）を保証されたいというのである。

二、請願の議決理由

育英事業の重要性と学生生活の現状とにかんがみ、大学院関係の育英費増額に関し、さらに考慮を加える必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

義務教育学校の教科書無償配付に関する請願（請願者　岩手県水沢市常盤小学校父母と教師の会長伊藤嘉一郎外五百八十三名）（北山愛郎君紹介）（第一九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は生活扶助、教育扶助という点から、一部貧困者に教科書無償の措置をとっているが、貧乏だから無償で、余裕があるから有償だと差別をつけるのでなく、どの子にも差別なく教育が受けられるよう、義務教育無償、教育機会均等の線に沿い、義務教育学校の教科書だけでも、すべての子に無償で配付されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育無償の原則及び教育の機会均等の精神にのっとり、義務教育諸学校における教科用図書の無償配付に関し、検討を加える必要があるものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

へき地教育振興法の一部改正に関する請願（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地全国へき地教育振興促進期成会長田中敏文外五名）（池田清志君紹介）（第二三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第十九回国会においてへき地教育振興法が制定され、少額ながら予算増を得たことは感謝にたえないが、政府予算措置が消極に失し、へき地教育振興の実を挙げるにはあまりにも程遠いものがあるから、同法の一部を次のように改正されたいというのである。

（一）第二条（へき地学校の定義）に「交通困難で」とあるを削除する、（二）新たにへき地学校指定のための全国的準則となるべき大綱を国（文部省）が定めるとともに、都道府県に対し国が定める大綱に準じてへき地学校指定基準を定め、指定せねばならぬ規定を設ける（三）新たに次の内容をもつ特殊勤務手当の支給割合に関する規定を設ける、（イ）都道府県が支給するへき地手当の月額は、教員または職員の給料月額と扶養手当との合計額に次の級別支給割合を乗じたものを基準とすること。一級地百分の十、二級地百分の十五、三級地百分の二十、四級地百分の二十五、五級地百分の三十、（ロ）都道府県が支給する単級手当月額および複式手当月額はおのおの千二百円、九百円を基準とする、等。

二、請願の議決理由

へき地における学校教育の充実振興をはかるため、現行法規について検討を加えるとともに、可能な法的及び予算的措置について考慮する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

羽田沿岸地区公立小中学校の防音設備に関する請願（請願者　東京都大田区森ケ崎町大森第一中学校内大田区東沿岸地区公立小中学校防音対策協議会長石田政治郎外二名）（松岡駒吉君紹介）（第二五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京空港においては、昭和三十三年度より現在の外国航空機は全部ジェット機にかわり、日航機もダグラスDC八型百二十人乗旅客ジェット機になり、強大な爆音は、一段と拡大されることとなるが、現在ですら大田区大森羽田沿岸の各小中学校、とくに空港近くの大森第一中学校や空路真下の大森第五小学校等は、その騒音により授業中たびたび講話を中止しなければならないような状態になり、その被害は多大で、著しく学業の低下を示している。ついて

は、実情調査の上、至急防音設備を施されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校教育が円滑に行われるようにするため、羽田沿岸地区における公立小中学校の防音設備に関し、実情を調査の上、有効適切な措置を講ずる必要があると認める。よつて本請願はこれを議院において採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

学級児童定員の適正化に関する請願（請願者　兵庫県州本市外通町七丁目興国研究会南坦）（原健三郎君紹介）（第二六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童教育の徹底を期するため、今後児童数が毎年激減するのを機会に五箇年計画をもつて次記のごとく学級児童定員数の適正化をはかられたいというのである。（一）中小学校における一学級生徒定員数は四十名以下とし、その実現期は昭和三十五年度からとして今年度より漸次始めること、（二）校舎ならびに教員陣容の計画も今年度より進行をはかり、五箇年計画をもつて完成すること、（三）教師の質の向上をはかること。

二、請願の議決理由

義務教育の水準及び教育効果の向上をはかるため、義務教育学校における学級定員の適正化について、十分検討を加える必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

小学校の家庭科教育振興に関する請願（請願者　熊本県下益城郡松橋町松橋熊本県教育庁指導室坂倉あきの外四十九名）（坂田道太君紹介）（第二七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後新教育の発足とともに、初等教育に新しく家庭科が設けられ、よき家庭人を育成するために大きな役割を果しつつあるが、家庭科教育に対する一般の認識はきわめて低いため、諸種の障害があるので次記事項につき特段の措置が講ぜられたいというのである。（一）現職教員の研究研修の強力な方途をひらくこと、（二）家庭生活に必要な技能を身につけさせるため、合理的な施設を整備すること、（三）教育課程の改訂に際しては、最低週二単位時間の実施ができるよう措置すること。

二、請願の議決理由

小学校における家庭科教育の振興について、考慮する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

特殊教育の振興促進に関する請願外二件（請願者　鹿児島市山下町一番地鹿児島県教職員組合特殊学校教職員組合上市園景義外百七十八名）（小牧次生君紹介）（第二〇六八号）及び同（請願者　東京都港区麻布本村町百四十五番地全国精神薄弱児育成会武藤圭子）（永山忠則君紹介）（第二一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盲、ろう、精神薄弱、し体不自由、弱視、難聴、言語障害、身体虚弱等の精神や身体に障害を有する子どもたちに対する特殊教育は、普通教育に比し非常に遅れているから、これらを少しでも幸福にするため、次の事項の実現をはかられたいというのである。（一）盲、ろう学校の幼稚部および高等部の整備充実、ならびに幼稚部、高等部にも学校給食が与えられるよう国家から財政補助を行う法律を制定すること、（二）盲、ろう、養護学校への就学奨励法の一部を改正し、幼稚部、高等部にも、小、中学校と同じように就学に要する経費を支給することと、ならびに現在の支給項目を増加し、学用品、通学用品、実験実習見学、医療費等も支給すること、（三）義務教育諸学校における特殊学級を、整備充実することのできる法律を制定すること、等。

二、請願の議決理由

特殊教育の実情にかんがみ、これが振興をはかるため、盲、ろう学校の幼稚部及び高等部並びに義務教育学校における特殊学級の整備充実に関し、適切な措置を講ずるよう特に考慮する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

学校統合に伴う施設費国庫負担に関する請願（請願者　広島市基町一番地広島県教育委員会施設課長佐藤暢三外四名）（永山忠則君紹介）（第二一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校統合のために必要な施設の建築は、昭和三十二年度において約二十六万坪が予定されているが、これに対する国庫補助坪数はわずか四万坪（予算額約七億一千万円）に過ぎず、しかも法的措置のない現状においては、これが計画の遂行に関係都道府県および市町村は困難を極めている実情であり、このままでは今年度はもちろん、以後の計画も次々に実施不可能となるものと思われる。ついては、この窮状を打開するため、学校統合施設の建設に対する財源補助を具体的に保障する法律をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併を支障なく行い、学校教育の円滑化をはかるため、学校統合のために必要な施設費に関し、適切な予算的及び法的措置を講ずるよう十分考慮する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

へき地教育振興予算増額等に関する請願（請願者　鹿児島市山下町鹿児島県教育長栗川久雄）（池田清志君紹介）（第二一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

へき地教育振興のため、へき地教育振興法が制定されたことは感謝にたえないが、これが実情を見るとき、政府の予算措置がはなはだ消極的であつて、その実を挙げえないから、次の予算措置ならびにこれが法律の一部改正をされたいというのである。（一）昭和三十二年度へき地教育振興関係予算措置として、（1）すでに前年度までに認められている各予算項目については、おのおのの項目がその使命を果し得る最低額を確保すること、（2）国および地方の財政再建に将来好影響をもたらす可能性ある予算項目に重点を置き、その他はへき地教育振興上欠くことのできない緊急処置項目に集約し、おのおのこれが使命を果し得る最低額を確保すること等、（二）へき地教育振興法の一部改正として、（1）同法第二条に「交通困難で」とあるを削除すること、（2）同法に新たにへき地学校指定のための全国的準則となるべき大綱を国

（文部省）が定めるとともに、都道府県に対し国の定める大綱に準じてへき地学校指定基準を定め、指定せねばならぬ規定を設けること、等。

二、請願の議決理由

へき地における学校教育の振興をはかるため、現行法規について検討を加えるとともに、可能な法的及び予算的措置に関し、考慮を加える必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

義務教育学校の屋内体操場建設費国庫補助に関する請願（請願者　三重県鈴鹿市議会議長川出精一）（徳田與吉郎君紹介）（第三一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中学校屋内体操場の建設補助金は、原則として積雪寒冷地および湿潤地のみを対象として支出されているが、屋内体操場の必要性は、積雪地、湿潤地のみに限らず、全校に必要なものであるから、公立学校施設国庫負担法を改正して、中学校および小学校の全校がその適用を受けられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育学校における屋内体操場の建築費に対する国庫補助対象の拡大について考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

宗第二十四号内務、文部次官通牒再発行等に関する請願（請願者　東京都中央区築地三丁目一番地全日本仏教会長大谷光照）（野依秀市君外七名紹介）（第三二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年に社寺等に無償にて貸与しある国有財産の処分に関する法律が施行され、これに伴つて地方公共団体に対し宗第二十四号内務、文部次官通牒が発せられたが、当時は通信交通は極度に混乱しており、加えて終戦直後であつたので、通牒等に注意を払うことも忘れられ、十分に末端に浸透し難い事情にあつたため、所定の年限を経過してしまつて困難な問題が各地に起つているので、同通牒を再発行するか、もしくは確認せられたいというのである。

二、請願の議決理由

行政庁の手続の瑕疵により、受け得べき権利を喪失したので、しかるべき救済措置を講ぜられたいとの請願の趣旨は、国民の正当な権利の保障のため検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

柔道振興に関する請願（請願者　前橋市曲輪町百五番地関東柔道連盟会長篠原秀吉外四名）（長谷川四郎君紹介）（第三二二三号）及び同（請願者　東京都文京区春日町講道館内全日本柔道連盟会長嘉納履正）（楠橋渡君紹介）（第三二二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

柔道は国内はもちろん、広く海外にも普及しており、学校柔道も急速な発展を遂げているが、一方これが施設の現状および指導者は、きわめて貧困であつて、このことは地域社会における柔道の健全な振興を阻害するのみならず、ひいては世界の柔道界に指導的役割を果しているわが国の地位を危くするおそれなしとしない。ついては、柔道振興のため、指導者の養成と施設の充実に関し、あらゆる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民体育上における柔道の重要性にかんがみ、これが健全な普及、発達をはかるため、指導者の養成、施設の充実について検討を加える必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

文教委員長　長谷川　保

衆議院議長益谷秀次殿

商工委員会

中小企業に対する融資わく拡大等に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第一九八号）及び同（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の財政投融資政策は、従来ややもすれば大企業に偏重し、中小企業に対する施策に配慮するところが少なく、各関係者から強くその対策の樹立が要望されていたのであるが、この問題を解決するためには、政府系統金融機関の低利な資金を潤沢に融通することが必要である。ついては、中小企業金融公庫、国民金融公庫および商工組合中央金庫に対する財政投融資額の大幅な増額に努めるとともに、金利の引下げをはかり、かつこれらの機関の機構の拡充を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の中小企業は、国民経済上にはなはだ大きな地位を占めているが、中小企業振興上最も重要な金融については、いまだその十分な疎通を見ていない現状であつて、これを早急に解決するためには、中小企業金融機関に対する政府の財政投融資をいつそう拡大し、資金源の充実と低利資金の円滑な供給等をはかる必要があり、この観点から本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

天災による被害中小企業者等の資金融通に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清志君紹介）（第一九九号）及び同（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清志君紹介）（第五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県下の中小企業者の被害対策について、諸種の措置が講ぜられていることは喜びにたえないが、いまだ経済基盤の再建ができないことは遺憾である。ついては、天災による被害中小企業者等に対する資金の融通を確保するため、立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業金融に関する施策はいまだ十分とは言えない現在、特に天災によつて被害を受けた中小企業者の場合は、その資本力の弱小、経済基盤のぜい弱のために再起がきわめて困難であつて、特に別な援助措置を講じて再建資金の確保をはかる必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

鋼材の価格安定及び公共事業用確保に関する請願（請願者　静

岡県熱海市議会議長芹沢和雄）（徳田與吉郎君紹介）（第二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公共建造物（学校、住宅その他）の耐震、耐火ならびにその恒久化の必要性は万人の認むるところであり、近年着々その成果を見つつあるのであるが、最近の鋼材価格の暴騰ならびに不安定とその入手難により、各種事業の遂行に致命的障害を与えている。ついては、政府はすみやかにこれが特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近鋼材需給の逼迫により価格が暴騰を来たし、諸産業の発展に悪影響を与えていることはきわめて遺憾である。基礎物資の需給と価格の安定がなければ、国民経済の発展は期しがたいので、政府はすみやかに必要な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

ココム制限撤廃に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二九三号）及び同（請願者　大阪市会議長浅野藤太郎）（菅野和太郎君紹介）（第九五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中国との貿易が、ココム、チンコムの人為的障害によつて制約されていることは遺憾の極みであるが、今や北京は国際商戦のさなかにあつて、わが国が立ち遅れている現状にかんがみ、禁輸制度の撤廃を望む声が高まつている。ついては、国際情勢の緩和に即応し、日中貿易の促進と、地方産業経済の振興のために、ココムの制限を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国経済自立の達成上、外国貿易の伸長は最大の要件であつて、中国との貿易もこの観点からいつそうの促進をはかる必要があり、かつ、国際情勢の一般的な緩和に伴い、中国に対する諸外国の貿易量が増大しつつある今日、ココム、チンコム等の制約についてはできる限り、緩和する措置を講じ、日中貿易の立ち遅れをとり戻すとともに、更に今後の発展を期すべきである点にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

黒又川第二発電所着工促進に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角榮君紹介）（第四一四号）及び同（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角榮君紹介）（第六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

黒又川水系電源開発計画のうち、第二発電所は、第一発電所ダム地点より八キロ上流の位置に予定されているようであるが、同発電所はダム建設に伴う最大の障害である補償問題等のはん雑性はなく、また第一発電所を建設するための仮設物件等の施設は、ほとんどこれを転用することが可能と考えられ、経費は大幅に節約されるので、同発電所の完成は比較的容易と思料される。ついては、同発電所の着工を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力不足を打開するため、電源の増強はきわめて重要なものである。とくに近来急速に電力需要が増加している東北地区の現状にかんがみ、本請願の趣旨は時宜に適した妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

仙台火力発電所の早期建設に関する請願（請願者　宮城県議会議長鮎貝盛益）（愛知揆一君紹介）（第五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般東北電力株式会社においては、東北地方における電力の急激な需要増しと今後における需給の推移を考察し、宮城県七ケ浜村代ケ崎に昭和三十五年七月完成を目途として、出力三十五万キロワットの仙台火力発電所の建設を計画せられたが、該地は東北地方における産業、経済の中心地である仙台市の北東十数キロの臨海地点であるとともに、すでに国土総合開発法に基く調査地域として指定を受け、目下進行中の仙塩地域内に所在するなど、実現の暁には、該地域の総合開発に好影響を及ぼすことはもちろん、国策として決定されている東北開発にも大いに貢献することとなる。ついては、仙台火力発電所をすみやかに建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の拡大生産に伴う電力不足、とくに東北地方における電力需要の著しい伸びに対して、早急に電力供給力を増強することは目下の急務であり、火力発電所をほとんど所有していない東北においては、良質な電力を得るため、本請願の趣旨は時宜に適したものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

電力料金の地域差設定に関する請願（請願者　福島県町村議会議長会長渡辺西尾）（粟山博君紹介）（第五一二号）、同（請願者　福島県相馬郡鹿島町御前内福島県相馬地方市町村議会議長会長西畑文太郎）（鈴木直人君紹介）（第五一三号）及び同（請願者　福島県伊達郡国見町藤田一丁目二番地伊達地方町村議会議長会長羽田運吉）（山下春江君紹介）（第六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電力料金が電源の遠近にかかわらず同額であることは、電源地開発の犠牲、送電に伴う必要経費の加重、送電による漏電等あらゆる点よりみて不合理である。ついては、すみやかに電力料金の地域差を設定し、地方産業の振興をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

電源地帯における諸産業の発達、消長は、一つにかかつて電気料金の如何によつている。かかる電源地帯の特殊性を十分考慮し、当該地区の伸展をはかるための本請願の趣旨は、きわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

佐渡海峡海底送電実現促進に関する請願（請願者　新潟市長村田三郎外二名）（北吟吉君紹介）（第八四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐渡島は農、水産資源に恵まれているが、電力不足によつて島内産業の振興が著しく阻害されている。ついては、東北電力株式会社が本土から佐渡への海底送電をすみやかに実現し、総工費約六億円は、国において、離島振興法等の適用により援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力不足の農水産業、ならびに国民生活に及ぼす影響は、きわめてじん大であり、とくに忘れがちな離島等においてはこの問題は深刻である。現在、東北電力株式会社においては佐渡に汽力発電所を増設する計画となつているが、これが早急に実現を期すべきであり、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

揮発油の適正価格に関する請願（請願者　東京都港区赤坂新町三丁目三十五番地日本乗用自動車連合会長堀木鎌三）（關谷勝利君紹介）（第一〇六五号）及び同（請願者　東京都港区赤坂新町三丁目三十五番地日本乗用自動車連合会副会長湯城義一）（中居英太郎君紹介）（第一〇六六号）

一、請願の要旨及び目的

強力な資本力を有する石油業者は、過般の中近東紛争に基く国際情勢に便乗して、一方的理由により、揮発油の価格を引き上げているが、このまま推移すれば、公共事業の使命達成に重大な支障を来たすことは明らかであるから、揮発油消費者たるユーザー各団体は、石油メーカーおよびディーラーと再度にわたり揮発油価格の適正に関し懇談したのであるが、なんら誠意ある態度を示さないのは遺憾である。ついては、揮発油の適正価格について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

一国の経済発展政策の一つの柱は総合エネルギー対策にあるが、最近、政府のエネルギー需給及び価格対策は必ずしも適正と言い得ず、経済発展の隘路となつていることはまことに遺憾である。本請願の趣旨は、エネルギー対策の観点からきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

東北地区の電力確保に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第二七八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地区は、他の地区に対し多量の送電を行う発電県であるにかかわらず、電力制限状況が関東、その他の地区に比して、きわめて過酷であることは、とうてい納得できない。ついては、今後かかる事態の発生を未然に防止するため、次のような恒久的対策を樹立されたいというのである。（一）電力融通命令を発動するなど、融通措置をさらに強化するとともに、東北電力株式会社が他の電力会社から円滑に電力融通を受けるに足る受電設備の整備をはかるため、有効適切な措置を講ずること、（二）現在開発中の奥只見、田子倉、黒又川第一発電所の早期完成を期するとともに、黒又川等の電源開発を促進すること、等。

二、請願の議決理由

東北地区における諸産業の発展をはかり、東北を振興する見地より、電力の確保はきわめて重大なるものである。しかも最近の東北地区における電力需要の著しい伸長に対し、本請願の趣旨は、きわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

固定抵抗器の技術提携反対に関する請願（請願者　富山県上新川郡大沢野町大久保北陸電気工業株式会社長広野義治）（正力松太郎君紹介）（第二八〇一号）、同（請願者　東京都世田谷区上馬町三丁目千四十三番地東京光音電波株式会社長奥山覚雄）（長谷川四郎君紹介）（第二八〇二号）、同（請願者　長野県北佐久郡浅間町岩村田七百四十五番地朝日オーム株式会社長星野湖弥）（稲葉渡君紹介）（第二八〇三号）、同外一件（請願者　愛知県瀬戸市泉町五十八番地ワイエス磁器管製作所代表取締役山田正吉外一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二八五九号）、同（請願者　愛知県瀬戸市宮脇町六十二番地明和工業株式会社代表取締役藤井峰二）（丹羽兵助君紹介）（第二八七三号）、同（請願者　東京都板橋区小豆沢四丁目六番地理研電具製造株式会社従業員組合福田養之助）（河野密君紹介）（第二八七七号）、同外一件（請願者　岐阜県多治見市豊岡町一丁目七十八番地太陽社電気株式会社従業員長谷部松蔵外一名）（綾網彌三君紹介）（第二八九一号）、同外一件（請願者　長野県伊那市大字伊那三千六百七十二番地興亜電工株式会社長向山一人外一名）（吉川久衛君紹介）（第三〇〇七号）、同（請願者　長野県北佐久郡浅間町岩村田七百四十五番地朝日オーム株式会社内鶴田俊太郎）（稚能三郎君紹介）（第三一九七号）及び同（請願者　大阪市阿倍野区天王寺町南三丁目十一番地大洋電機株式会社長小谷真一）（辻原弘市君紹介）（第三一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般日本電気株式会社は、米国IRC社と技術提携して、ラジオ、テレビジョン用の固定抵抗器の多量生産を計画し、通産省に申請中であるが、現在国内の固定抵抗器業界は、技術的にも一応安定し、単価的にも世界の一番安いと思われる一本三円以下にまで引き下げられており、国内需要を完全に満たし、外国に輸出している状態であるのに、この上多量生産が実施されると、極度の生産過剰となつて、同器生産の中小企業の死活問題となり、また特許亡国といわれている今日、このような技術提携は好ましくなく、かつその必要もない。ついては、この技術提携に反対であるから、しかるべく措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

欧米諸国と比較し著しい立遅れをしている電子工業における技術を、伸展せしめることは目下の急務であり、かつまた固定抵抗器業界において多数を占める中小企業者の救済の見地より本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

バナナ輸入外貨資金の適正割当実施に関する請願（請願者　東京都新宿区若葉二丁目八番地バナナ業者同志会柴田勇外三百五十名）（川野芳滿君紹介）（第二九六六号）、同（請願者　愛媛県宇和島市横新町六十四番地バナナ業者同志会柴田豊）（井谷正吉君紹介）（第二九九七号）、同（請願者　愛媛県北宇和郡広見町大字芝バナナ業者同志会浦瀬武）（井手以誠君紹介）（第二九九八号）、同（請願者　東京都北区西ケ原町三丁目五十七番地バナナ業者同志会真木政一外三百五十名）（鈴木周次郎君紹介）（第二九九九号）、同（請願者　兵庫県加東郡滝野町下滝野四百四十八番地バナナ業者同志会内藤和吉）（田中武夫君紹介）（第三〇〇〇号）、同（請願者　福島県会津若松市七日町百七十六番地山田勇外三百五十名）（田中利勝君紹介）（第

三〇三三号）、同（請願者　松山市三津浜御幸町バナナ業者同志会上田好市）（關谷勝利君紹介）（第三〇八六号）、同（請願者　徳島市吉野本町一丁目二十番地バナナ業者同志会明石喜代一）（阿部五郎君紹介）（第三〇九五号）、同外一件（請願者　埼玉県本庄市泉町七百八十七番地バナナ業者同志会小沢義一外一名）（井谷正吉君紹介）（第三〇九六号）、同（請願者　長崎市筑町無番地バナナ業者同志会池田金徳）（今村等君紹介）（第三〇九七号）、同（請願者　埼玉県本庄市泉町四千二百八十三番地柳沢美則）（阿佐美廣治君紹介）（第三一二七号）、同（請願者　熊本県玉名市中千七十一番地バナナ業者同志会林延）（石坂繁君紹介）（第三一二八号）、同（請願者　山口県下関市唐戸町バナナ業者同志会高田秀治）（今澄勇君紹介）（第三一二九号）、同外一件（請願者　愛媛県西条市大町バナナ業者同志会高石清次外一名）（越智茂君紹介）（第三一三〇号）、同（請願者　石川県七尾市作事町十八番地バナナ業者同志会林増太郎）（大森玉木君紹介）（第三一三一号）、同（請願者　宮崎市橘通四丁目二十八番地バナナ業者同志会石谷良雄）（片島港君紹介）（第三一三二号）、同（請願者　三重県四日市市日永町泊四十一番地バナナ業者同志会稲葉四郎）（木村俊夫君紹介）（第三一三三号）、同（請願者　広島市榎本町三十二番地ノ十三バナナ業者同志会加藤義雄）（佐竹新市君紹介）（第三一三四号）、同（請願者　佐賀市唐人町八十五番地バナナ業者同志会上野正治）（眞崎勝次君紹介）（第三一三五号）、同（請願者　大分県佐伯市仲町バナナ業者同志会井伊安久）（木下哲君紹介）（第三一五〇号）、同（請願者　福岡県門司市西海岸通一丁目埋立バナナ業者同志会山田正彦）（池田禎治君紹介）（第三一八三号）、同（請願者　千葉県柏市東二丁目百五十三番地バナナ業者同志会藪崎梅吉）（臼井莊一君紹介）（第三一八四号）、同（請願者　静岡県沼津市新町バナナ業者同志会手塚高虎）（遠藤三郎君紹介）（第三一八五号）、同（請願者　岡山市中山下七十八番地バナナ業者同志会武田昇）（大村清一君紹介）（第三一八六号）、同（請願者　松山市三津浜幸町バナナ業者同志会宮内説男）（菅太郎君紹介）（第三一八七号）、同（請願者　愛知県岡崎市康生町六百七十八番地バナナ業者同志会宇佐美良三）（小林錡君紹介）（第三一八八号）、同（請願者　神戸市須磨区須磨寺町二丁目百四十番地バナナ業者同志会宮浦正利）（五島虎雄君紹介）（第三一八九号）、同（請願者　北海道帯広市西一条南一丁目バナナ業者同志会井上喜代治）（永井勝次郎君紹介）（第三一九〇号）、同外二件（請願者　福島県会津若松市七日町百七十六番地バナナ業者同志会山田勇外二名）（八田貞義君紹介）（第三一九一号）、同（請願者　仙台市長町北町百二十八番地バナナ業者同志会守屋初五郎）（保科善四郎君紹介）（第三一九二号）、同（請願者　大阪府枚方市大字岡新町四十二番地バナナ業者同志会藤田竹次）（松原喜之次君紹介）（第三一九三号）、同（請願者　広島県呉市阿賀町東浜九十八番地バナナ業者同志会岡本栄吉）（前田榮之助君紹介）（第三一九四号）、同（請願者　京都市下京区寺町通松原下ル植松町七百二十八番地バナナ業者同志会今枝末次）（水谷長三郎君紹介）（第三一九五号）、同（請願者　神奈川県川崎市堀川町二十五番地バナナ業者同志会角倉佐一）（野田武夫君紹介）（第三二四一号）、同（請願者　鳥取県倉吉市駅前通バナナ業者同志会岡崎誠之）（足鹿覺君紹介）（第三二四二号）及び同（請願者　岩手県一ノ関市地主町六十五番地バナナ業者同志会久保金吾）（北山愛郎君紹介）（第三二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

バナナ輸入外貨資金の割当が、公平適正に確立されていないことは業界のため遺憾であるから、昭和三十二年度上期バナナ輸入外貨資金中、その四分の一は、各都道府県の人口数を基準として割当配分すれば、公平適正なものとなり、消費の機会均等と業界発展との一石二鳥の結果が得られ、昨年の割当と対比してその差が認められ適正に是正されると思われる。ついては、昭和三十二年度上期割当外貨資金中、その四分の一の割当については根拠ある人口基準を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

バナナ等の特殊物資の輸入については、「特定物資輸入臨時措置法一の趣旨からも、外貨資金の割当を特に適正に行うべきであり、輸入外貨をバナナ加工業者に割り当てる際には、本請願の趣旨をも考慮して真に公正妥当な割当方式を決定する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

結核予防会の競輪益金受配に関する請願（請願者　東京都千代田区神田三崎町一丁目二番地財団法人結核予防会長島津忠承）（亀山孝一君紹介）（第三〇〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は結核予防法を改正して、全国民を対象とする健康診断の実施をはかり、さらに今回その費用の全額を公費負担とすることを決め、結核予防措置の徹底を期せられていることは喜びとするところであるが、しかし健康診断の実施面における第一線たる保健所は、必要な職員の不足と設備の不十分のために、十分な活動は期待できない実情である。ついては、近く自動車競技法の一部が改正され、その益金の一部が中央において社会福祉、その他文化体育振興等に利用する方法を講ぜられるやに聞いているが、結核予防会が計画している次記計画に対しても、これが益金の一部を受配できうるよう措置されたいというのである。

（一）資金五億円（ただし毎年一億円宛として、その全額を競輪益金より受配）、（二）事業計画（毎年結核検診用X線自動車四十台を製作して、全国四十支部に配置して積極的に健康診断の活動を行う。）

二、請願の議決理由

競輪による益金は、地方財政の改善及び関連産業の振興の外、社会福祉のために積極的に使用すべきであつて、この観点から本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業金融の強化に関する請願（請願者　岡山県議会議長浅越和夫）（小枝一雄君紹介）（第三二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本経済の健全な発展は中小企業の育成強化にあるが、政府のこれら中小企業に対する施策はきわめて貧困であり、業界不振の状態にあるのに、加えて近時再び金融窮迫の傾向が現われ、中小企業向けの融資が次第に窮屈になるとともに、金利も強腰となり、業者は金融の窮迫に苦慮している現状である。ついては、次記事項を実現せられたいというのである。（一）中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫等政府関係の中小企業向け金融機関の融資わくを拡大するとともに、金利の引き下げを行

うこと、（二）信用保証協会の貸付制度について、その委託取扱銀行より担保などに保証人等に過度の要求があるため、かえってその恩恵を受けることができないので、貸付制度の簡易化をはかるとともに、信用保険基金は保証力を強化するため、貸付期間を二年以上の長期とし、貸付金利をなるべく低率とすること。

二、請願の議決理由

わが国中小企業は、国民経済上にはなはだ大きな地位を占めているが、中小企業振興上最も重要な金融については、いまだ完全な対策が講ぜられていない現況であつて、これを解決するためには、中小企業金融機関に対する政府の財政投融資をいつそう拡大して、資金源の充実、金利の引き下げ等をはかるとともに、金融及び信用保証制度の簡便化に努める必要があり、この観点から本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　福田　篤泰

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院会議録第四十四号（その一）中正誤

頁	段	行	誤	正
九七三	二	末九（八）	中山マサ君外四十五名提出	中山マサ君外四十三名提出
九九四	一	末五	二八六四	二八七四
九九五	四	一七	三〇〇	三〇〇〇

衆議院会議録第四十四号（その二）中正誤

頁	段	行	誤	正
一〇〇二	一	三七	六五五	六五六
一〇〇三	四	末三	二一一	二一一九

衆議院会議録第四十五号（その一）中正誤

頁	段	行	誤	正
一〇三〇	四	一（二）	中山マサ君外四十五名提出	中山マサ君外四十三名提出

衆議院会議録第四十五号（その二）中正誤

頁	段	行	誤	正
一〇三五	一	八	二百十五件	二百十六件
〃	〃	一四	五件	六件
〃	〃	二六	二件	三件
一〇三六	一	一九（一八）	竹山祐太郎君外四十名提出	竹山祐太郎君外三十九名提出

一〇四二頁三段衆議院会議録第四十四号（その一）及び第四十五号（その一）の正誤中「八田貞義君外二十四名提出」は「八田貞義君外二十三名提出」の、「加藤鐘五郎君外二十四名提出」は「加藤鐘五郎君外二十三名提出」の誤。

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円（但し送料は二十円）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）三一一一（代）